

令和 8 年 2 月 13 日 開会
令和 8 年 3 月 12 日 閉会

第 443 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第443回長野県議会（定例会）会議録目次

2月13日（金曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
諸般の報告	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
長野県国民保護計画の変更について	
令和7年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
会期決定の件	6
知事提出議案の報告	6
第1号より第65号まで及び報第1号より報第9号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	9
教 育 長 武 田 育 夫 君	19
警察本部長 阿 部 文 彦 君	24
公営企業管理者 吉 沢 正 君	25
延 会 午後2時18分	

2月19日（木曜日）

開 議 午前10時	
諸般の報告	33
人事委員会意見回答	
知事提出議案の報告	33
第66号より第76号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	34
各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑	
丸 山 栄 一 君	35
休 憩 午後0時12分	

再　　開　午後１時20分	
埋　橋　茂　人　君	71
延　　会　午後４時６分	

2月20日（金曜日）

開　　議　午前10時	
各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑	
小　林　あ　や　君	121
延　　会　午後０時28分	

2月24日（火曜日）

開　　議　午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
勝　山　秀　夫　君	167
毛　利　栄　子　君	176
山　岸　喜　昭　君	187
休　　憩　午前11時58分	
再　　開　午後１時	
グレート無茶　君	200
小　林　陽　子　君	207
休　　憩　午後２時６分	
再　　開　午後２時22分	
西　沢　正　隆　君	219
小　池　　　清　君	230
延　　会　午後３時54分	

2月25日（水曜日）

開　　議　午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
佐　藤　千　枝　君	247
酒　井　　　茂　君	259
清　水　純　子　君	272

休 憩	午前11時53分	
再 開	午後 1 時	
共 田 武 史 君		278
小 池 久 長 君		290
藤 岡 義 英 君		296
休 憩	午後 2 時41分	
再 開	午後 2 時57分	
竹 村 直 子 君		306
大 畑 俊 隆 君		315
延 会	午後 4 時10分	

2月26日（木曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

丸 茂 岳 人 君		329
山 田 英 喜 君		341
休 憩	午前11時16分	
再 開	午後 1 時	
丸 山 寿 子 君		351
和 田 明 子 君		359
小 山 仁 志 君		366
休 憩	午後 2 時27分	
再 開	午後 2 時43分	
続 木 幹 夫 君		375
百 瀬 智 之 君		383
延 会	午後 3 時51分	

2月27日（金曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

向 山 賢 悟 君		399
早 川 大 地 君		408

休 憩	午前11時12分	
再 開	午後 1 時	
垣 内 将 邦 君		419
林 和 明 君		428
休 憩	午後 2 時12分	
再 開	午後 2 時28分	
清 水 正 康 君		438
山 口 典 久 君		446
延 会	午後 3 時23分	

3月2日（月曜日）

開 議	午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑		
勝 野 智 行 君		459
加 藤 康 治 君		469
望 月 義 寿 君		477
休 憩	午前11時33分	
再 開	午後 1 時	
青 木 崇 君		484
小 林 君 男 君		497
奥 村 健 仁 君		505
休 憩	午後 2 時48分	
再 開	午後 3 時 4 分	
小 林 東一郎 君		516
知事提出議案委員会付託		534
第 1 号より第76号まで		
知事提出議案の報告		534
第77号及び第78号		
提出議案の説明		
知 事 阿 部 守 一 君		535
知事提出議案に対する質疑		
大 畑 俊 隆 君		536

高 島 陽 子 君	537
知事提出議案委員会付託	540
第77号及び第78号	
陳情提出報告、委員会付託	540
陳情（陳第733号、陳第734号及び陳第736号より陳第739号まで）	
議員提出議案の報告	540
議第 1 号より議第11号まで	
提出議案（議第 1 号）の説明	
丸 山 栄 一 君	551
散 会 午後 4 時32分	

3月12日（木曜日）

開 議 午後 1 時	
諸般の報告	555
令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
委員会審査報告書提出報告	555
環境文教委員長報告	
委 員 長 百 瀬 智 之 君	555
農政林務委員長報告	
委 員 長 埋 橋 茂 人 君	557
県民文化健康福祉委員長報告	
委 員 長 清 水 正 康 君	558
危機管理建設委員長報告	
委 員 長 竹 内 正 美 君	559
産業観光企業委員長報告	
委 員 長 丸 茂 岳 人 君	561
総務企画警察委員長報告	
委 員 長 大 畑 俊 隆 君	562
第 1 号に対する討論	
両 角 友 成 君	564
閉会中継続審査及び調査の申し出	566

委員会提出議案の報告.....	566

委第1号

散 会 午後1時33分

3月12日（木曜日）

開 議 午後4時20分

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任.....	571

常任委員の辞任.....	572

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任.....	572

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙.....	573

知事提出議案の報告.....	573

第79号

閉 会 午後4時26分

令和 8 年 2 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和8年2月13日(金曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議事課担当係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第443回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに 2 月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、小林東一郎議員、毛利栄子議員、和田明子議員を指名いたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から3月16日までの32日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は32日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年2月13日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和8年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和8年度長野県一般会計予算案
- 第 2 号 令和8年度長野県公債費特別会計予算案
- 第 3 号 令和8年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案
- 第 4 号 令和8年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案
- 第 5 号 令和8年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案
- 第 6 号 令和8年度長野県国民健康保険特別会計予算案
- 第 7 号 令和8年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案
- 第 8 号 令和8年度長野県農業改良資金特別会計予算案
- 第 9 号 令和8年度長野県漁業改善資金特別会計予算案
- 第 10 号 令和8年度長野県県営林経営費特別会計予算案

- 第 11 号 令和 8 年度長野県林業改善資金特別会計予算案
- 第 12 号 令和 8 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案
- 第 13 号 令和 8 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案
- 第 14 号 令和 8 年度長野県流域下水道事業会計予算案
- 第 15 号 令和 8 年度長野県電気事業会計予算案
- 第 16 号 令和 8 年度長野県水道事業会計予算案
- 第 17 号 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 18 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 19 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 20 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 21 号 長野県県税条例等の一部を改正する条例案
- 第 22 号 長野県公告式条例の一部を改正する条例案
- 第 23 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 24 号 長野県立美術館条例の一部を改正する条例案
- 第 25 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案
- 第 26 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 27 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 28 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案
- 第 29 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 30 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案
- 第 31 号 長野県附属機関条例の一部を改正する条例案
- 第 32 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
- 第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 34 号 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 35 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 37 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を

改正する条例案

- 第 38 号 国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案
- 第 39 号 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案
- 第 40 号 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 41 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 42 号 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 43 号 包括外部監査契約の締結について
- 第 44 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 45 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について
- 第 46 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について
- 第 47 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 48 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 49 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について
- 第 50 号 長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について
- 第 51 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 52 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 53 号 一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について
- 第 54 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について
- 第 55 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について
- 第 56 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 57 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 58 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について
- 第 59 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 60 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 61 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 62 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 63 号 流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について
- 第 64 号 高等学校の統合について
- 第 65 号 伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について
- 報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告
- 報第 2 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第3号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第6号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第7号 訴えの提起の専決処分報告
報第8号 訴えの提起の専決処分報告
報第9号 訴えの提起の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

最初に、阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）令和8年度当初予算案をはじめとする議案の説明に先立ち、新年度に臨む県政運営の基本的考え方と所信の一端について申し述べさせていただきます。

私たちは今、人口構造の急激な変化、深刻化する気候危機、そしてAI・デジタル技術の飛躍的進展など、社会の前提そのものが大きく転換する時代に直面しています。こうした時代において真にゆたかな社会を創造するためには、これまでの「当たり前」や既成概念に安住することなく、社会として何を価値とし、何を目指すのかを改めて問い直し、国と地方の役割分担や各政策分野での公費負担のあり方など、いわば「社会の基本設計」を時代にふさわしいものへと更新（アップデート）していくことが不可欠です。

本年は、現在の長野県が誕生してから150周年という記念すべき年です。この間、本県は経済社会の変化を力に変えて新たな道を切り拓いてきました。蚕糸王国として近代日本の成長を現場から支え、戦後は製造業へと軸足を移し、高度経済成長期には精密機械産業、今日では電気機械など先端技術を持つ企業が集積するなど、産業構造の転換を重ねて発展を遂げてきました。幕末に全国最多の寺子屋を有し、明治初期に高い就学率を誇っていた本県は、変化の時代にあって自ら考え行動する人材を輩出し、我が国の発展を支えてきました。この150年は、先

人たちが時代の要請を正面から受け止め、果敢な選択と実践によって未来を切り拓いてきた歴史です。この歴史に学ぶならば、今こそ、私たち自身が次の時代に向けて責任ある決断を行い、行動を起こすべき局面です。

このような認識のもと、令和8年度は、これまでの県政の積み重ねを確かな礎とし、社会の基本設計を時代にふさわしいものへと確実に更新していく年にしてまいります。諸課題に正面から向き合い、国の制度や仕組みについても現場の視点から果敢に改革を求めることにより、県民の皆様お一人おひとりが、未来への確かな希望を描くことができる社会の実現を目指してまいります。

今定例会に提出いたしました令和8年度当初予算案及びその他の案件について、御説明申し上げます。

予算案の総額は、一般会計1兆658億5,189万8千円、特別会計4,355億7,391万8千円、企業特別会計462億9,047万3千円であります。特別会計は公債費特別会計など11会計、企業特別会計は総合リハビリテーション事業会計など4会計であります。

本予算案は、社会の基本設計の更新に挑むとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を着実に推進し、併せて総合経済対策を具体化するための第三弾の予算として編成し、「未来を創る改革継続予算―社会の基本設計をアップデートする―」と名付けました。データや政策評価に基づく事業構築を基本とし、AI・デジタル技術の活用、賃金や物価動向の適切な反映等に留意いたしました。

一般会計予算の総額は、社会保障関係費の増加に加え、経済情勢の変化に伴う人件費や公債費の増加等を反映し、前年度比で約540億円の増となります。歳入面では、法人関係税を中心に県税の増収を見込むほか、地方交付税も増加する見通しであり、実質的な一般財源は前年度比で約420億円増加する見込みです。実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回り、財政の健全性は引き続き確保できる見通しです。

一方、高齢化の進展、金利の上昇等による社会保障関係費や公債費の増加などにより、今後とも厳しい財政状況が続く見通しです。業務の効率化、投資的経費の重点化、県債発行の抑制や繰上償還などを通じ、持続可能な行財政基盤の構築に取り組んでまいります。

以下、新年度における主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

今回の予算では、これまでの当たり前を見直し、社会の基本設計を更新することを強く意識して10の重点施策を設け、予算を重点配分いたしました。

企業の成長投資や生産性の向上を力強く後押しするとともに、多彩な人材の活躍を支援し、高付加価値型の経済・産業構造への転換を促進してまいります。

まず、成長分野への投資と生産性向上への取組を支援します。宇宙分野では、飯田市の「エ

ス・バード」を核に、研究開発支援の強化等を通じて企業の技術力向上などを後押しします。水素分野では、観光地における水素モビリティの実証に取り組み、次世代エネルギーの社会実装と新産業の創出につなげます。また、「SOBA Tech NAGANO」の開催や投資会社との連携等を通じ、スタートアップの誘致・創出などを進めます。売上高10億円突破を目指す「成長志向宣言企業」を認定して総合的な支援を行うほか、専門家の派遣や副業・兼業人材の活用支援などにより、企業の持続的成長を支えます。

若者や女性、高齢者、外国人など、多彩な人材の活躍を支援します。若者の県内就業を促進するためのスカウト型マッチング、就職に困難を抱える女性や高齢者等に対する伴走型支援、外国人材の定着・活躍を促進するための日本語教育支援、女性役員候補者と企業とのマッチングなどに取り組みます。

実質賃金が伸び悩む中、賃上げを後押しする環境整備を進めるとともに、福祉的支援の充実や家計負担の軽減を通じて家計可処分所得の向上を図り、暮らしの安定と将来への安心を支えます。

持続的な賃上げを実現するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に取り組む中小企業者等を「賃上げ環境整備促進補助金」等により支援するほか、価格転嫁の一層の促進に取り組みます。あわせて、診療報酬等の改定に先立ち、医療・介護・障害分野に従事する方々の賃上げを支援します。また、生活就労支援センター「まいさぼ」での相談支援に加え、これまで経済対策関連補正予算で措置してきた長野県フードサポートセンターを通じた食料支援、低所得のひとり親世帯への給付金の支給、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯へのエアコン設置支援などを通じ、生活基盤の安定を図ります。後に述べる子育てや教育に関する家計負担の軽減策と合わせて、県民の皆様の暮らしを総合的に支えてまいります。

農業を牽引する経営体の法人化や農地の集積・集約化などの改革を進めるとともに、地域ごとの将来像を明確に描き、力強く持続可能な農業への転換を進めます。

生産力を維持・拡大できる強い経営体の育成・確保を図るため、専門家派遣による法人化支援や、農地カルテの整備を通じた市町村との連携による企業の農業参入支援に取り組みます。また、地域計画の実現に向けた伴走支援や、アドバイザーチームによる地域特性に応じたスマート農業の導入支援を進めるほか、高温適応品目の導入や新品種の開発を推進し、気候変動に適応できる農業への転換を図ります。さらに、農地等の基盤整備を加速させるため、ほ場整備事業の構想策定や農業水利施設の保全管理体制の構築を支援し、人と農地の総合的な改革を進めてまいります。

J Aグループによる松本食肉施設の移転新設断念を受けて検討を重ねてきた畜産振興策について、「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」として取りまとめました。令和8年度からの

5年間を重点支援期間と位置づけ、生産性向上や経営規模拡大への支援を通じた生産基盤の強化、効率的な出荷体制の整備などを進めます。引き続き、関係者の声に丁寧に耳を傾けながら、施設閉鎖に伴う影響緩和策やブランド価値向上策等の検討を進め、畜産農家をはじめ関係する皆様が将来に希望を持てる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

令和の米騒動で揺れた米政策に関しては、今月10日、生産・流通・消費の各関係者の皆様と「長野県産米の安定生産・供給と適正な価格形成に向けた共同宣言」を行いました。県版コスト指標の作成・公表や、消費者と実需者が情報を共有できる新たなプラットフォームの構築などに取り組み、高品質な県産米の確実な供給と、生産者と消費者の双方が納得できる価格形成の実現を目指してまいります。

6月から課税を開始する宿泊税の創設を契機として、観光コンテンツの充実や受入環境の整備などを飛躍的に進め、観光客の満足度と地域の稼ぐ力を高め、観光立県としての更なる発展を目指します。

宿泊税活用計画に基づき、暮らす人も訪れる人も効果を実感できる観光地域づくりを推進します。自然、文化、食などを生かした新たな観光コンテンツの整備、訪日客向けガイドの養成、サイクリング環境や自然公園の上質化などに取り組みます。また、信州観光M a a Sの構築や定期観光バス路線の新設・増便、宿泊施設集積地を核とした観光まちづくりの推進など、受入環境の整備を進めるほか、市町村に対する交付金により地域の主体的取組を支援します。宿泊税の導入に向け、宿泊事業者の会計システム改修支援を継続するとともに、旅行者の理解促進に向けた広報を強化します。

宿泊税活用事業以外にも施策の充実を図ります。令和9年夏の信州デスティネーションキャンペーンを見据えた観光プロモーションの強化や、アジア高付加価値市場の開拓などに取り組みます。山岳遭難件数が過去最多を更新する中、「山岳遭難防止対策検討会（仮称）」を立ち上げ、実効性ある対策を検討します。

信州学び円卓会議等の議論を踏まえ、子どもたちが主人公となる「学びの新しい当たり前」の創造に取り組みます。

個別最適な学びを推進するため、小学校1年生における25人規模学級に必要な教員配置を行うとともに、「ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）」の指定拡大や外国人児童生徒への日本語初期指導の研究などを進めます。デジタル技術を活用し、不登校児童生徒等がメタバース空間で安心して過ごせる居場所づくりや、中山間地の高校における遠隔配信授業の実証・研究に取り組みます。小中学生に対して、企業訪問、海外視察等の体験プログラムを提供するほか、長期海外留学を希望する大学生等を支援します。

教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金の収入要件の撤廃と支給上限額の引上げ、

高校生等の奨学給付金の支給対象の拡大を行います。また、公立小学校の給食費負担を軽減するための市町村交付金を設けるほか、県立特別支援学校小・中学部の児童生徒の給食費等を完全に無償化します。

子育てに関する経済的負担の軽減や人材確保等を一層強化し、こども未来戦略「加速化プラン」に基づく国の施策と相まって、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みへと転換します。

「子ども・子育て応援市町村交付金」の対象を義務教育年齢まで拡大するほか、低所得世帯・多子世帯を対象とした3歳未満児の保育料軽減、低所得世帯に対する県立教育機関の授業料・入学料の減免、子ども医療費助成などを継続します。子どもを支える人材の確保や体制の強化を図るため、保育士の魅力発信や体験機会の提供に取り組むほか、児童養護施設等に係る人材バンクを創設するとともに、里親支援センターの設置箇所を増やします。信州こどもカフェへの支援を拡充し、その立上げ支援や人材育成等を担うサポートセンターを設置するほか、子ども・若者総合相談センターも設置箇所を増やします。

救急、周産期などの政策医療や最適な医師配置を支援するとともに、医療機関の役割分担と連携を促進することにより、安全で持続可能な医療提供体制への転換を進めてまいります。

県民生活に不可欠な医療機能を維持するため、物価高騰の影響を受ける救命救急センターや周産期母子医療センターに対して県独自に上乗せ補助を実施するとともに、信州大学医学部附属病院の高度救命救急センターを補助対象に加えます。また、信州大学医学部と地域医療に関する連携協定を今後締結し、最適な医師配置を協力して進めるなど協力関係を強化するほか、中核的病院への医師派遣を支援するための補助制度を創設します。あわせて、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の策定を進め、病院機能の見直しや病院間連携を促進します。

県民の暮らしにとって移動手段の維持・確保は極めて重要です。そのため、公共交通に対する関わりを強化するとともに、公共ライドシェアの普及や移動の利便性向上などを支援し、自家用車に頼らなくても通院、通学等の移動が確保される社会の実現に取り組みます。

具体的には、地域鉄道事業者の設備整備を支援するとともに、地域の幹線となるバス路線については「信州型広域バス路線支援制度」の活用を推進します。また、通院、通学等に係る移動については、バス、デマンド交通、公共ライドシェアなどを組み合わせた標準モデルを提示することにより、各市町村で必要な移動手段が確保されるよう取り組みます。部活動の地域展開に伴う中学生の移動についても、教育委員会と連携して支援します。大型第二種免許取得や採用活動への支援、移住支援金の拡充などを通じ、バス運転手の確保等を支援します。地域連携ICカードやタクシー配車アプリの導入支援などにより、利便性の向上にも取り組みます。

気候変動の影響がますます深刻になる中、徹底的な省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大等により、脱炭素社会への転換を一層加速します。

2030年までに温室効果ガスの正味排出量を6割削減するという高い目標を掲げて多様な取組を進めてきました。その結果、新築住宅のZEH率は7割に達したほか、住宅太陽光発電や小水力発電の普及状況も全国上位に位置するなど一定の成果が上がっている一方、現状のペースでは目標の達成は困難であり、取組の更なる加速が不可欠です。「なぜ脱炭素化に取り組むのか」を県民の皆様と改めて共有し、新たな視点で取組を強化します。

具体的には、住宅の省エネルギー化と昔ながらの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めるとともに、産業・業務部門では省エネ・再エネ投資の拡大を促し、産業競争力の強化にもつなげます。また、長野県地球温暖化対策条例を改正し、一定規模以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備の導入と、新築住宅のZEH水準適合を令和10年度から義務化するほか、事業所向け「ゼロ円ソーラー」の普及支援などに取り組みます。

情報発信のあり方を抜本的に見直し、県民の皆様の共感と行動につながる「伝わる広報」への転換を一層推進いたします。

今年度は、広報パートナーによる発信が若者を中心に反響を呼び、再生回数が100万回を超える動画が生まれたほか、県公式LINEの登録者数も16万人を超えるなど、取組の成果は着実に現れています。来年度は、広報マインドを持つ職員を育成するとともに、県民生活や事業活動に密着した県政情報を、適切な媒体で重点的かつ効果的に発信してまいります。あわせて、広報パートナーやLINEの更なる活用、県公式ホームページへの対話型AIチャットボットの導入など、デジタル広報を一層充実させてまいります。

今回の予算案には、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を実行するための第三弾の予算として、子育て・教育費の負担軽減や、経済構造の転換を促すための投資などを中心に331億円余を計上しました。総合経済対策に係る予算規模は、第一弾、第二弾とあわせて1,192億円余となります。これらの事業を迅速に執行し、県民・事業者への支援を切れ目なく進めてまいります。

以上に加え、「しあわせ信州創造プラン3.0」で掲げた施策の着実な推進を図ってまいります。以下、5つの政策の柱に沿って御説明申し上げます。

持続可能で安定した暮らしを守るため、防災対策、ツキノワグマ対策、福祉サービスの充実などに取り組みます。

「長野県地震防災対策強化アクションプラン」に基づき、地震災害死ゼロを目指して取組を進めます。住宅の耐震化促進や情報孤立集落の解消、被災者支援の体制充実を図るとともに、ドローンを活用した物資配送の実証実験や、住民主体の避難所運営、住家被害認定のデジタル化などを推進します。緊急輸送道路の機能強化、流域治水や土砂災害対策、インフラの老朽化対策等については、国の国土強靱化関係予算を有効に活用して計画的に進めます。また、林野

火災防止共同宣言を踏まえ、発生防止のための啓発を強化します。

ツキノワグマ対策総合パッケージに基づき、人身被害ゼロを目指して対策を総合的に進めてまいります。推定生息状況の把握や市町村を超えた広域連携体制の構築、捕獲報奨金の創設等により、計画的に管理と捕獲を推進するほか、人とクマの棲み分けを図るゾーニング管理の導入等も支援します。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の一層の充実に取り組みます。多様な主体が参画する共創プラットフォームを立ち上げ、生活支援や介護予防を推進するとともに、介護・障がい福祉事業所等の施設整備や生産性向上を支援します。精神障がい者の入院医療費を新たに福祉医療給付の対象とするほか、農福連携等を通じて障がい者の工賃向上を図ります。令和14年度の新施設供用開始に向けて総合リハビリテーションセンターの設計の準備に着手します。

地域産業の活力向上を目指し、新分野等への展開支援、海外展開の多角化と国際連携の推進、しあわせバイ信州運動の推進などに取り組むとともに、人材の確保・育成・定着を図ります。

新分野・新市場への企業の挑戦を支援します。フードテック・AI・半導体・GX等の成長戦略分野に関する工業技術総合センターの支援機能を強化するとともに、商談会への出展支援等を通じて、販路開拓・拡大を支援します。業務の共同化や先端技術を活用した新事業創出、伝統的工芸品の産地間連携などを進めるとともに、デジタル化・省力化に取り組む企業への伴走支援を行います。また、県外からの本社移転等を促進するとともに、次世代産業分野やICT企業等の集積を進めてまいります。

県内経済を活性化するため、海外展開を多角的に推進します。北米では県産品の販路と観光誘客を拡大するため、カナダでの取組を強化します。欧州では、伝統的工芸品や長野の食のアピールに力を入れます。アジアでは、高付加価値旅行者層へのアプローチとインド等における製造業の市場開拓に取り組みます。また、友好交流10周年を迎える韓国・江原特別自治道との連携強化を含め、共通する課題の解決に向けた海外との協力関係の構築にも取り組みます。

林業経営の基盤を強化するため、計画的な主伐・再造林と、担い手の確保・育成、安全で働きやすい職場づくりを一体的に推進します。県産材の利用を拡大するため、非住宅分野の木造化や木材加工事業者のJAS認証取得拡大を図るとともに、安定した供給体制を構築します。また、高性能林業機械の導入を促し、生産性と安全性の向上を図ります。森林・林業に関する教育機関や研究機関が集まる「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」では、フォレストカレッジなどによる学びや交流、イノベーションの拠点づくりなどを進めてまいります。

しあわせバイ信州運動を一層推進し、エシカルな消費行動を広げます。若者・子育て世代への情報発信強化や県産米の魅力発信、信州食べきりキャンペーンの充実などにより、県民の皆

様の行動変容を促すとともに、農産物直売所における県産米の販売促進支援や県有施設等における県産材の活用拡大などを通じ、地域内経済循環の拡大を図ります。

中山間地域等に不可欠なサービスステーションを維持するため、国の補助制度に県独自の上乘せ補助を行うこととし、来年度は市町村が行う地域燃料供給の将来像策定を支援いたします。また、本県におけるガソリン価格形成の要因分析や、「ガソリンスタンドの価格表示に関するガイドライン（仮称）」の検討を引き続き進めてまいります。

労働供給制約社会を乗り越えるため、人材の確保・育成・定着を推進します。働く方の移住促進やインターンシップ支援に加え、企業と学校をつなぐ取組を通じた人材育成、企業のリスキリングなどを支援します。また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得企業の増加に取り組むとともに、カスタマーハラスメント対策等を推進し、働きやすい職場環境の実現を図ります。

快適でゆとりのある社会生活の創造に向けて、県土グランドデザインの策定、移住者・関係人口等の増加、デジタル・先端技術の活用、文化芸術・スポーツの振興などに取り組めます。

持続可能な暮らしと地域の実現を目指し、県土グランドデザインの策定方針の取りまとめと地域課題の可視化に取り組めます。信州地域デザインセンター（UDC信州）では、特色あるまちづくりを支援するとともに、人材の育成を進めてまいります。また、リニア中央新幹線の開業という歴史的契機を確実に地域の発展につなげるため、市町村や経済団体、地域住民の皆様と議論を重ね、リニアバレー構想を踏まえた戦略的な地域づくりを積極的に支援するとともに、広域二次交通の検討や産業立地政策の具体化などに取り組んでまいります。

本州中央部広域交流圏の形成に向け、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、伊那木曽連絡道路や松本糸魚川連絡道路などの整備を進めてまいります。信州まつもと空港については、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、利用の促進や路線の拡充、沖縄とのチャーター便や国際チャーター便の誘致に積極的に取り組むとともに、ターミナルビルの拡充・整備に向けた設計に着手します。

「移住したい県」としての本県のブランド力は一層高まっています。こうした強みを生かし、一層の移住促進と二地域居住など関係人口の拡大に取り組めます。「ふるさと住民登録制度」との連携も念頭に「関係人口メンバーシップ制度（仮称）」を創設し、関係人口の実態把握や地域との継続的な関係構築につなげてまいります。また、農ある暮らしなど多様なライフスタイルの普及を図るほか、プロモーションの強化や空き家の流通促進などに取り組めます。

「長野県DXアクションプラン」に基づき、暮らし・産業・行政の各分野でのDXを一層推進します。暮らしの分野では、オンライン授業の推進やオンライン診療の普及、次世代空モビリティ等先端技術の社会実装に取り組めます。行政分野では、行政手続のオンライン化や生成

AIの活用を拡大します。また、県の窓口における手数料等の支払いについて、令和9年度からキャッシュレス化できるよう準備を進めます。市町村のDXについては外部人材を含むアドバイザーチームにより支援してまいります。

オンリーワンの輝く農山村地域の創造に向け、飯綱町、根羽村、飯島町を対象に、人的・財政的支援と地域づくり専門家による伴走支援を進めています。飯綱町公式ファンクラブ「いいづなリング部」の登録者が半年間で3,000人を超え、根羽村では企業と連携した木材天然乾燥試験が行われるなど、地域内外を巻き込んで成果が着実に現れています。来年度は、塩尻市を支援対象に加え、地域外の人や組織を引き付け、イノベーションが起こる農山村づくりを支援してまいります。

心豊かな社会の実現に向け、文化芸術の振興を進めます。信州アーツカウンシルを中心に地域の文化活動を支援するとともに、県と市町村の文化施設が協働する仕組みの検討や、障がい者が文化芸術活動に参加しやすい環境整備などに取り組めます。また、戦後現代史を中心とする新たな「長野県史」の編さんに着手し、県民参加による資料の調査・収集とデジタル技術の活用を通じ、長野県の多様な歩みとその特色を明らかにしてまいります。

ミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックでは、本県ゆかりの選手らの活躍が大きな勇気と感動をもたらしてくれています。こうしたスポーツの力を最大限生かすため、プロスポーツチームを含む官民連携のプラットフォームを構築し、観光振興や健康づくりなど多分野にわたる活動を展開します。また、令和10年に開催する国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の成功に向け、施設の整備や競技役員の養成、競技力の向上等に取り組むとともに、パラスポーツの普及などスポーツによる共生社会づくりを一層推進します。

誰にでも居場所と出番がある社会の実現に向け、若者施策の充実・強化、ジェンダー平等の推進、人権が尊重される社会の実現などを一体的に進めます。

若者が将来に希望を持てる社会の実現に向け、出会いや交流の機会創出、社会参画の促進など、若者施策を抜本的に強化します。結婚支援や異業種交流の取組を進めるとともに、企業や大学と連携して若者のライフデザインを支える取組を拡充します。あわせて、ユースセンターの設置や、信州若者みらい会議等におけるユースカウンシルに関する議論を促進します。

現在策定中の「第6次長野県男女共同参画計画」では、DV防止や困難を抱える女性への支援に関する計画を一体化する予定です。また、ジェンダー主流化を計画に明確に位置付けることにより、今後、あらゆる施策にジェンダーの視点を反映させてまいります。

人権侵害を許さない社会の実現に向け、「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討を行ってきました。骨子案では、行ってはならない人権侵害行為を例示するとともに、相談支援体制の充実や「人権オンブズパーソン（仮称）」の設置を盛り込んでおり、来月に予定され

ている人権政策審議会からの答申を踏まえ、条例案を取りまとめてまいります。犯罪被害者等への支援については、個別の事情に応じた支援を行うコーディネーターを新たに配置するとともに、「第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画」の策定に着手します。

外国人住民が増加する中、共生社会づくりが急務となっています。外国人政策検討懇談会での議論を深めるとともに、市町村や企業が主体となった課題解決の取組を支援します。外国人政策の根幹となる制度設計や地方自治体に対する支援の充実については、国が責任を持って取り組むよう求めてまいります。

県立高校の改革、教員の働き方改革、多様な学びの場の創出などを推進し、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすための教育環境を整備します。

第2期高等学校再編計画の先陣を切って、4月に小諸義塾高等学校が開校します。今後も、関係者の御理解をいただきながら、計画に基づき再編を進めてまいります。生徒一人ひとりの「学びたい」を叶える県立高校づくりのため、生徒からの企画提案なども生かし、各校の特色化・魅力化を一層推進します。また、令和9年度までに夏期に使用する全教室の空調整備を完了させるとともに、令和11年度までに原則全トイレを洋式化し、学習環境を改善します。

教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、全県立高校で電子採点システムを導入するなど業務量の削減を進めるとともに、学校業務を地域や保護者の皆様と協働・分担する取組を広げます。中学生の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するための体制整備や指導者確保等を支援します。信州型フリースクールについては、運営支援や保護者交流を充実し、認証制度の改善に向けた検討を進めます。高等教育機関や経済団体等が参画する「地域構想推進プラットフォーム」を立ち上げ、人材育成のあり方等を集中的に検討します。

県民の皆様からの期待に応えるため、県の組織風土改革と一層の県民参加を進めます。

「かえるプロジェクト」では、職員の発想を生かした働きやすい職場づくりを進めるとともに、新しい財務会計システムの構築に着手するなど業務の効率化にも取り組んでいます。今後、職員の意識変革に向けた取組を全庁に拡大するとともに、生成AIの活用などによる業務改革(BPR)を推進し、職員が明るく楽しく前向きに働ける職場環境を整え、県民の皆様にとって真に役立つ県組織となるよう取り組んでまいります。

県民参加型予算の成果と課題を踏まえ、新たな形で県民参加の推進に取り組みます。まず、「県民参加による提案・投票制度(仮称)」を創設し、県民の皆様からの事業提案を投票で評価し、その結果を予算案に反映してまいります。また、「共創デザインラボ(仮称)」を設置し、企業等からの提案や相談を常時いただき政策立案等につなげてまいります。

長野県150周年記念事業については、メディアでの露出も増え、機運の高まりを実感しています。県では現在、150年のあゆみを振り返る映像の発信、県歌「信濃の国」がテーマの参加

型キャンペーンの展開、県ゆかりの偉人の紹介などを行っています。市町村や企業・団体の御協力を得ながら、今後実施予定のスタンプラリーや記念式典など多彩な取組を通じ、本県の価値の再発見と県民の一体感の醸成につなげてまいります。

長野県石油商業組合に対し、中小企業団体の組織に関する法律に基づく業務改善命令を発出しました。公正取引委員会の排除措置命令への対応に加え、組織のあり方の検討などを含む改善計画を策定し、説明責任を果たすとともに、組合のガバナンスの確立、再発防止策の着実な実行等を求めたところです。同様の行為が二度と繰り返されないことがないよう、厳正に対応してまいります。

高市早苗内閣総理大臣は昨年の所信表明演説で、「日本の最大の問題は人口減少である」との認識を示されました。このことには、私も強く共感するものであります。全国知事会として、また長野県としても、この構造的課題に真正面から向き合い、全力を挙げて取り組む決意です。

「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」において決定した信州未来共創戦略は、県のみならず、市町村、企業・団体、そして県民一人ひとりが主体的に行動するための羅針盤です。この戦略に基づき、県としても具体的な施策を積極的に推進してまいります。今求められているのは、立場の違いを超えて知恵を持ち寄り、ともに挑戦する共創の力です。多様な主体の力を結集し、実効性ある取組を積み重ねていくことにより、確かな成果へとつなげてまいります。

条例案は、改正条例案26件であります。

このうち、「長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」は、県立高校の通信制課程の全ての生徒の受講料を無償化するため、新たに減免規定を設けるものです。

事件案は、23件であります。

このうち、「高等学校の統合について」は、塩尻志学館高等学校と田川高等学校の統合に係るものであります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など9件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、武田育夫教育長。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）令和8年度の教育委員会関係の議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

最初に、これからの長野県教育に関して、教育長としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

近年、少子高齢化をはじめ、情報化の進展や外国人居住者の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、学校教育においても、多様な個性や能力を伸ばすことが求められています。一人ひとりの学びたいを叶えるため、子どもを主体とした学びへと転換する必要があります。

子どもたちが自分らしく学ぶためには、「成長を促す力」と「ありのままを受け入れる愛」が必要と考えます。一人ひとりをしっかりと見つめ、その子自身を認めた上で、その子に合った教育を行うことが肝要です。子どもたちが自分の強みや特技を見つけ、自己決定できる機会の多い学校へと変革してまいります。

また、それぞれの違いを認識し、違うことに意味があることを理解した上で、相互理解を図ることも大切です。平準化されている教育のあり方や学校のルールなどを見直し、様々な人たちと関わりながら学ぶことのできる学校へと変えてまいります。

すべての子どもが、毎日楽しく、ワクワクしながら学ぶことのできる学校となるよう、学校改革を続けてまいります。

社会が多様化する中で、学校や教員だけでは対応が難しいことも増えています。また、地域や民間団体等の力を借りることで、課題解決につながることもあります。学校側も門戸を広げ、様々な方と協働しながら、社会全体で子どもたちを育ててまいります。

学校改革を進めるためには、その主体である教員が、心身とも健やかで、元気に子どもたちと向き合うことが必要です。そのためには、教員の業務削減や働き方改革を一層推進するとともに、多くの方に長野県の教員を志願していただけるよう、教員採用選考の方法についても検討してまいります。

こうした取組を着実に推進するためには、信州教育に対する県民の皆様の信頼が不可欠です。すべての教員が使命感とプロ意識をもって業務にあたることができるよう、県教育委員会としても取り組んでまいります。

子どもも地域も教員も皆が輝く、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指し、日々邁進してまいります。

続きまして、令和8年度の教育委員会の主な施策について申し上げます。

はじめに、学校改革のうち、インクルーシブな教育の推進について申し上げます。

多様な子どもが共に学ぶためには、教員の目が一人ひとりに届くことが必要です。また、幼児教育から小学校低学年への移行を円滑に進めることは、集団行動や環境の変化に起因する小1プロブレムの対策にもなると考えます。そこで、まず小学校1年生において、25人規模の学級編制を実現するための教員配置を行い、生徒の支援や指導体制の充実を図ります。また、実効性のある25人規模学級となるよう、25人規模学級に適した指導方法やカリキュラムの研究を実施し、その成果を随時学校現場へ提供してまいります。

外国人児童生徒等への対応も必要です。県教育委員会の調査では、県内の小中学校に、約1,400人の外国人児童生徒が在籍し、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は400人以上おりました。日本語が不自由な外国人児童生徒等が安心して学ぶことのできる環境の構築に向け、日本語初期指導の在り方について研究してまいります。

子どもたち一人ひとりが「好き」や「楽しい」、「なぜ」を追求するウェルビーイング実践校TOCOTON（トコトン）では、子どもたちが学校づくりに参画して決まりや行事の在り方を見直すことや、異年齢等の多様な集団による学び、「信州やまほいく」をはじめとした幼保連携の取組などが展開されています。専属の指導主事や加配教員を配置し、実践校の取組を伴走支援してまいります。

このほか、特別支援教育が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを丁寧に把握し、それぞれにとって適切な学びの場で、持てる力を最大限発揮できるよう教育環境の整備を進めてまいります。

文部科学省が実施した「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長野県の小中学校における不登校児童生徒数は7,248人と過去最多でした。

増加の背景には、コロナ禍の影響で、欠席することへの抵抗感が低下したことなども考えられますが、どの子にとっても魅力のある学校づくりと、学校や関係機関とのつながりのない子どもに対する学びの保障の両面から、対策を講じる必要があります。

学校生活において不安を感じている児童生徒への支援としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談時間等を増やし、児童生徒の様々な不安や悩みに対応するとともに、学校改革支援センターが中心となり、学校や教室に行きづらい子も一緒に学ぶことのできる学校や、どの子も毎日行きたくなる楽しい学校づくりを進めてまいります。

学びの保障については、一人ひとりのニーズに応じた支援のため、校内教育支援センターに専任の支援員を配置する市町村への補助について、新たに小学校も対象とし、各校の取組を支援します。また、学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せもつ信州オープンダスクールの設置に向けた支援や、メタバースを活用した支援などについても取り組んでまいります。

国のいわゆる高校無償化に伴い、私立の高等学校を志願する生徒が増加傾向にあります。県立高校でも、それぞれが魅力や特色を持ち、生徒に選ばれる学校であることが必要です。昨年10月には、中学生の進路選択に活用してもらうため、その時点における各校の特色を一旦整理し、4通学区ごとの地図上に記載した配置図を公表しました。県立高校の特色化に関する方針で示した4つの視点による特色化をさらに推進するため、学校や生徒が主体となって、各校の特色化・魅力化に資する取組を進めるとともに、国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を原資として造成する基金を活用した取組についても検討してまいります。

生徒に選ばれる高等学校を目指す上で、学習環境の整備も欠かせません。令和9年度までに、夏季に使用するすべての教室等へ空調を整備するとともに、生徒から要望の多いトイレの環境整備についても、令和11年度までに、すべてのトイレを洋式化してまいります。

県立高校の全国募集については、令和8年度高等学校入学者選抜から、小諸義塾高等学校の音楽科と木曽青峰高等学校の森林環境科・インテリア科でも開始します。既に実施している飯山高等学校スポーツ科学科、白馬高等学校国際観光科を含め、生徒が入居する市町村立寮の運営費用の支援や、民間寮へ入居する生徒に対する家賃補助等を実施し、本県で意欲をもって学ぶ生徒を支援します。

人口減少下においても、学校規模や地域に関係なく、すべての生徒に等しく学ぶ機会を提供し、多様な進路選択を確保することが必要です。その対策のひとつがICTを活用した教育であり、総合教育センターに遠隔教育の拠点を整備し、遠隔配信授業の実証や研究を行います。

県立高校の再編については、第二期高校再編における最初の統合新校として、小諸義塾高等学校がこの4月に開校となります。普通科、ビジネス科、音楽科のある非常に珍しい高校となり、その特色を活かした学科横断型の学びや、地元小諸市や地域と連携した協働的・探究的な学びを実施してまいります。

また、新たに、塩尻志学館高等学校と田川高等学校を再編統合し、塩尻総合学科新校（仮称）とすることについて、今定例会での議会同意をお願いしているところです。

「再編・整備計画」で決定している他の新校についても、学校関係者や生徒、市町村、産業界などで構成する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、目指す学校像や設置学科などについて丁寧な意見交換を重ねてまいります。

なお、2030年を完了目標としている第二期高校再編の再編基準については、昨年8月に、「中山間地存立校」及び「中山間地存立特定校」の基準を緩和し、中山間地の高校が可能な限り存続できる基準に改訂したところですが、2030年以降の県立高校のあり方についても、来年度から検討を開始してまいります。

国では、昨年12月に「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応」を決定し、高校教育の振興方策と学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとしました。これを受け、県教育委員会としましても、県立高校については、すべての生徒の授業料を無償化するとともに、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金の支給対象を年収約490万円程度の世帯にまで拡大します。

また、学校給食費については、公立小学校給食費の食材費を支援するとともに、県立特別支援学校小学部・中学部の給食等無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

社会が多様化する中、学校改革は、教育委員会や学校内の取組だけでは完遂できません。地域や民間団体等の力添えをいただきながら、取組を進めていくことが必要です。

新たな取組としては、県内の経済、産業、教育等を支える各種団体と協力し、将来、長野県の発展に貢献したいと考えている児童生徒が、長野県や海外について体験的に幅広く学ぶ場を提供します。

また、中学校部活動の地域展開については、平日・休日を問わず、中学生期の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を地域全体で確保するため、地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた体制整備や指導者の確保等に取り組みます。

このほか、高校に配置する外国語指導助手や、地域との連携・協働を担うコーディネーターを増員するなど、外部人材や地域の力の活用に向けた取組を進めてまいります。

学校改革を進めるためには、教員業務の削減や効率化を進め、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要です。

令和8年度高等学校入学者選抜から、インターネット出願システムを導入し、出願プロセスの効率化による教員業務の削減を図っているところですが、その対象を附属中学校にも拡大します。また、すべての県立高校で電子採点システムを取り入れるなど、情報技術を活用した業務削減に取り組んでまいります。

これまで学校が担ってきた業務の中には、必ずしも学校や教員が担う必要がないと思われる業務もあり、地域や保護者の皆さまにもご理解いただきながら、協働や分担を進めていくことが必要です。そのため、知事をはじめ、市町村、PTA連合会、経済団体など、多様な関係者の参加による「子どもの学びをトコトン支える県民の会」を開催し、全ての参加者が一丸となって、子どもの学びを応援していくことを宣言しました。県教育委員会としても、教員に元気と勇気を与えられるよう、各地域における教員を支える取組を積極的に支援してまいります。

以上、教育委員会の重点的な施策について申し上げます。

これらの施策を推進するため、令和8年度当初予算案は、一般会計2,123億4,540万2千円、高等学校等奨学資金貸付金特別会計6,772万7千円をお願いしております。

条例案は、「長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」の3件でございます。

事件案は、「高等学校の統合について」と「予定価格5億円以上の建設工事請負契約の締結」でございます。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、阿部文彦警察本部長。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察本部関係の議案説明等に先立ち、県下の治安情勢と長野県警察の運営重点について御説明させていただきます。

まず、治安情勢についてであります。令和7年中の刑法犯の認知件数は8,085件で、前年と比較して412件増加しており、5年ぶりに8,000件を上回りました。

また、交通事故の発生件数は、4,482件で、前年と比較して488件減少しており、死者数は44人で前年と比較して13人減少し、負傷者数、重傷者数も減少しております。

次に、長野県警察の運営重点についてであります。県警察では、「県民とともにある力強く温かい警察」との運営指針の下、本年の運営重点として、「総合的な犯罪防止対策の推進」「県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙」「交通事故防止対策の推進」「テロ・大規模災害等危機管理対策の推進」「治安情勢を的確に見据えた効果的な地域警察活動の推進」「県民の立場に立った積極的な対応」「警察の組織運営に関する戦略的な取組の推進」の7項目を掲げております。

これらのうち、特に力を入れて取り組むこととしている2点について御説明申し上げます。

1点目は、電話でお金詐欺等の被害防止対策であります。

令和7年中の県内における電話でお金詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額は約38億5,000万円と過去最悪となっており、極めて深刻な状況にあります。中でも、警察官をかたり、捜査や優先調査等の名目で現金等をだまし取るニセ警察詐欺による被害が顕著となっております。

警察においては、これらの多くが被害者の固定電話、携帯電話への海外からの着信が発端となっていることを踏まえ、犯人からの電話を受けないための国際電話の利用休止等の電話対策を推進するとともに、金融機関やコンビニエンスストアと連携した水際の被害阻止、県警公式アプリ「ライポリス」や県警音楽隊の活動を効果的に活用した最新の騙しの手口等に関する注意喚起、広報啓発活動等を行っているところであります。

しかしながら、依然として、中・若年層を含むあらゆる世代を対象に高額な被害が後を絶たない状況にあります。

そこで、先般、八十二長野銀行様をはじめ、県内に本店、本部を置く全ての金融機関と電話でお金詐欺等の被害防止に係る情報連携協定を締結し、不正利用目的での新規口座の開設の阻止や、被害が疑われる取引の早期発見による被害拡大防止対策の強化を図るとともに、警察庁や関係都道府県警察と連携しながら、犯人グループの早期検挙と違法なビジネスモデルの解体に向けた実態解明のさらなる強化を図っているところであります。引き続きこれらの対策を強

力に推進してまいります。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

令和7年中における交通事故死者44人のうち、高齢者の死者は22人であり、全死者の半数を占め、依然として高い割合で推移しており、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本年は、抑止目標を死者数44人以下、重傷者数490人以下と定め、最重点である高齢者の交通事故防止対策を中心に、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら交通事故防止対策を推進してまいります。

以上、治安情勢と運営重点について御説明させていただきました。引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

続きまして、警察本部関係の議案について御説明申し上げます。

警察本部関係の議案は、予算案1件、条例案1件、専決処分報告1件の計3件でございます。

予算案につきましては、日本一安全・安心な信州の実現を目指し、運営重点として掲げた各種施策を推進するため、令和8年度当初予算案において517億3,400万円余を計上いたしました。

主な事業といたしましては、先ほど御説明いたしました電話でお金詐欺をはじめとする各種犯罪から県民の命と財産を守るための犯罪防止対策推進事業、交通事故情勢を踏まえた交通安全教育など交通事故防止に向けた各種対策や安全で快適な交通環境の整備に取り組むための交通事故防止対策等推進事業のほか、発生が懸念される南海トラフ地震に備え、情報収集機能を強化するための南海トラフ地震防災対策強化事業、働きやすい職場環境等の整備や県警察の魅力発信により、優秀な人材から選ばれる組織を目指す魅力ある選ばれる長野県警察構築事業、県民の安全・安心を守るため、拠点となる警察施設を整備する警察基盤強化事業に要する経費をそれぞれ計上しております。

次に、条例案につきましては、国の令和8年度予算政府案に地方警察官475人の増員が盛り込まれ、長野県警察には5人の増員が内示され、条例定数の元となる警察法施行令の一部が改正されますことから、これに沿って長野県地方警察職員定数条例の一部の改正を行うものでございます。

最後に、専決処分報告につきましては、交通事故に係る損害賠償について報告するものでございます。

以上、警察本部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、吉沢正公営企業管理者。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）今回提出いたしました議案のうち、企業局関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、企業局事業を取り巻く状況並びに次期長野県公営企業経営戦略について、御説明申し上げます。

企業局では、2016年に「公営企業経営戦略」を策定し、2021年に改定の上、この当初戦略に沿って事業を進めてまいりました。

当該戦略の計画期間は今年度で終了しますが、人口減少や物価・金利の上昇による事業コストの増加、気候変動など、公営企業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、計画性・透明性の高い企業経営を継続するため、今回、次の10年間で取り組む事業や財政計画を整理した「長野県公営企業経営戦略2026」を策定するものです。

当初戦略期間中、電気事業では、再生可能エネルギーの供給拡大に向けて水力発電所の建設を加速し、全国の公営電気で最多の9か所を増設、発電所数は建設部からの移管分を含め14か所から26か所へと大幅に増加しました。また、設置から60年余が経過した基幹発電所の大規模改修や、企業局電力を活用した県庁舎使用電力の100%再エネ化など県全体の脱炭素化にも取り組んでまいりました。

都道府県営の公営企業で唯一、末端給水と用水供給の両事業を運営する水道事業においては、施設・管路の地震対策や老朽化対策を計画的に進め、特に、避難所等の重要給水施設に至る管路などの耐震化率については、目標を達成する見込みとなっています。また、人工衛星を活用した漏水調査など、効率的な老朽化対策に向けた取組にも着手したところです。

今後、電気事業にあっては、物価や金利の上昇、電源開発に伴い増加した企業債の償還なども踏まえた財政運営に配慮しつつ、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの更なる供給拡大を図るとともに、電力の地消地産など利活用方策について検討することが求められます。

また、給水人口の減少などに伴い料金収入が逡減する一方、物価上昇等により経費が増加し、純利益が減少傾向にある水道事業にあっては、設備の更新需要を見据えた計画的な老朽化対策や、将来にわたり安定供給ができる運営体制の構築が課題となっています。

企業経営を取り巻くこうした課題などに対応する新たな経営戦略の策定に当たっては、公営企業経営審議会における審議に加え、県議会や関係市町村等から意見を伺うとともに、パブリックコメントを経て、去る2月4日の審議会において答申をいただきました。以下、答申に沿った新戦略の概要について申し上げます。

新戦略では、本県の財産である水の恵みを大切に、これを未来につなげる取組を進展させていくという思いから、基本目標として「水の恵みを未来へつなぐ」を掲げ、この実現に向け、

「未来を見据えた計画的な投資」「適切な財務マネジメント等による経営の安定」「多様な事業主体との協働・連携の推進」の3つの基本方針に沿って、事業を推進していくこととしています。

電気事業においては、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの供給拡大のため、水力発電の開発を更に進めます。期間中、企業局発電所10施設の新設により県ゼロカーボン戦略における水力発電の増加目標の約4分の1に貢献できるよう取り組むとともに、企業局のノウハウやネットワークを活かした支援や関係事業者等との連携により、県全体で水力発電を促進してまいります。

また、既存発電所の施設設備の改修を着実に実施し、運転効率を向上させるとともに、A I・I o Tを活用したスマート保安や流入量予測の導入により、運転・維持管理の高度化、省力化を推進し、発電電力量の最大化を目指します。

更に、企業局電力の価値を最大限活かすため、F I T・F I P制度の活用や、地域新電力との連携による地消地産型の売電など、安定収益と地域内経済循環を両立する売電方法を検討・実施するとともに、災害時の電力供給など、企業局発電所を活用した地域連携の取組を進めてまいります。

これらの取組を実現する上での財政計画については、物価や金利の上昇、改修工事に伴う発電停止期間等も考慮した上で収支を見込み、発電所の効率的運用などにより毎年度純利益を計上するとともに、企業債残高や償還額に留意しながら建設改良を計画的に実施するなど、期間を通じて安定経営を確保します。

次に、水道事業のうち、末端給水事業につきましては、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、施設の強靱化と持続可能な経営の確立を図ってまいります。

きめ細かな水質管理など水道水や設備の適切な管理を行うとともに、老朽化が進む管路や施設について、A Iによる劣化診断結果も活用し、計画的・効率的な更新を推進します。併せて、近年頻発する大規模地震に備え、これまでの実績も踏まえて基幹管路や配水池などの耐震化を進めるとともに、災害時における水道機能維持のための非常用浄水器の配置など、応急給水方法の多様化について検討します。

今後、管路等の更新需要が加速化していくことが見込まれますが、年度間の負担が過度に偏らないよう投資額の平準化を図るとともに、給水人口の減少に伴う収入減、施設の老朽化に伴う経費増などにより収益の減少が見込まれる中、将来世代に負担を先送りしないためにも、適正な料金水準への見直し等について検討し、施設の維持管理や更新を支える財源を確保してまいります。

関係市村への用水供給事業については、用水の安定供給の確保、計画的な管路の更新などに

取り組んでまいります。地震対策として、塩尻市本山浄水場における排水池など施設全体の耐震化完了を目指すほか、災害発生時にも安定的な取水を確保するため、取水場の機能強化を図ってまいります。

更に、中長期的な視点に立ち、人口減少時代にあっても経営効率化や人材確保、災害対応力の向上を図り、安定した水道サービスを維持するため、企業局が水道事業を実施している地域における関係市町村との広域化に向けた検討・協議を進めてまいります。

社会情勢が変化し事業環境の不確実性が高まる中、計画に沿って事業を推進していくため、損益状況を踏まえた長期収支の見直しや投資規模の検討など、財務マネジメントを徹底し経営の安定を確保してまいります。

あわせて、積極的な情報発信や採用活動により事業を支える人材を確保するとともに、資格取得支援やベテラン職員の経験を活かした技術継承など、将来を見据えた組織基盤の強化を図ってまいります。

更に、様々な技術革新の進展やこれまで企業局が培ってきた知見を活かし、再生可能エネルギーの利活用を含む新たな分野における取組や事業の可能性について検討、研究してまいります。

それでは、令和8年度企業局当初予算案の概要について、御説明申し上げます。

令和8年度予算案は、ただ今申し上げました新戦略の初年度として、戦略に沿った取組を着実に実行するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を推進する観点から編成いたしました。

電気事業については、水力発電の開発に関して、長野市に建設中の「湯の瀬いとおしき発電所」の9月からの運転開始を予定するほか、現在、水圧管路トンネルを施工中の駒ヶ根市「中央アルプスこまかっぱ発電所」、南箕輪村大泉川砂防ダム地点での新規発電所の建設を進めてまいります。

また、南牧村杉添川地点など新たな建設候補地の調査を行うとともに、4月から運転開始となる土地改良区設置の「菅平ダム小水力発電」の管理業務受託など市町村や団体等の取組支援や、設立予定の水力発電事業者間の懇話会における情報共有などを通じ、再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

更に、塩尻市の奈良井発電所など老朽化した施設の改修やコンピュータシミュレーション技術を活用したダム運用による発電電力量の最適化に取り組むとともに、県庁舎や県内事業者への電力の直接供給に加え、県内の小売電気事業者を通じた企業局電力の県内需要家への売電を試行的に実施します。

災害等による停電時に企業局発電所から地域に電力を供給する「地域連携マイクログリッド

ド」について、大鹿村で予定している実証事業を踏まえ、今後の展開を検討するなど、発電所を活用した地域貢献に取り組んでまいります。

これら事業に関連する予算案のうち、電力料金収入については、新規発電所の運転開始により電力量が増加することなどから、今年度に比べ1億300万円程度の増となる67億1,900万円余を、損益については、2,400万円程度の増となる2億8,900万円余の純利益を計上いたしました。

また、建設改良費については、発電所の建設や大規模改修等に係る事業費として、35億9,300万円余を計上しております。

次に、水道事業ですが、施設や管路の老朽化対策として、末端給水事業においては送水ポンプや浄水設備、優先度を考慮した管路や塩化ビニル管の更新を、用水供給事業においては取水場除塵機など必要な設備の更新を図ってまいります。また、送水幹線など基幹となる管路の耐震度を更に高める取組のほか、排水処理施設の耐震設計など、末端・用水両事業において必要な地震対策を進めるとともに、安定的な取水確保に向けた、片平取水場の機能強化対策の具体的検討に着手します。

水道事業を支える人材育成等に関しては、昨年、上田水道管理事務所内に新設した簡易研修設備も活用し、公益財団法人長野県下水道公社や水道事業者と連携した実務研修会の開催などを通じ、関係職員の技術力向上を支援してまいります。

安全な水道水の供給や設備の維持管理に関しては、日頃の水質検査や不具合発生に際しての修繕センターによる迅速な対応を通じ、お客様への安定供給に努めるとともに、維持経費等が上昇する中でも安定した事業運営を維持するため、必要な財源確保に向け水道料金の適正水準に係る調査検討に着手してまいります。

人口減少時代における水道事業運営のあり方に関し、関係市町村と広域化に関する協議、検討を行ってきていますが、上田長野地域においては、昨年11月関係団体による協議会において事業統合を行う場合の基本的方針である「基本計画」が決定されたことから、今後は、統合後の組織体制や施設整備などに係る財源負担等についての協議と並行し「事業計画案」の策定に取り組むこととしています。また、松本塩尻地域においては、財政や施設整備を含めた広域化に係る事業運営のシミュレーションを実施し、効果検証を行う予定です。

検討に当たっては、水道事業に関する各地域の歴史的経過や現状などを踏まえ、地域住民や議会の皆様に御理解をいただけるよう丁寧な説明などに配慮しつつ、関係団体と協議を行ってまいります。

これら事業に関連する予算案のうち、水道料金収入については、末端給水事業では、戸当たり水量が減少傾向にあることから、今年度に比べ3,200万円程度の減となる35億9,300万円余を、用水供給事業では、今年度と同額の14億4,300万円余を計上いたしました。水道事業全体の損

益については、物価上昇に伴う修繕費や委託料、薬品費の増などの影響により、1億8,100万円余の純損失を計上しております。

建設改良費については、施設・管路の耐震化や更新等を着実に進めるための事業費として、末端給水事業では、22億9,600万円余、用水供給事業では、8億8,800万円余を計上いたしました。

以上、企業局の予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせ、電気事業で133億3,543万6千円、水道事業で109億6,139万1千円となります。

条例案は、発電所の新設に伴う「長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」1件であります。

以上、企業局関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上をもって知事提出議案の口頭説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました以外の部長の説明につきましては、議会運営委員会の意見を徴した結果、口頭説明を省略することとし、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

〔議案等の部「3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨」参照〕

○議長（依田明善君）これらの議案は、来る2月19日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る2月19日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後2時18分延会

令和 8 年 2 月 19 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 8 年 2 月
第443回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 8 年 2 月 19 日 (木曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和 8 年 2 月 19 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 8 年 2 月 19 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 8 年 2 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案

第 67 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 68 号 令和 7 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 69 号 令和 7 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

第 70 号 令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案

第 71 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 72 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案

第 73 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 2 号）案

第 74 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案

第 75 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 76 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和 7 年度一般会計補正予算案など予算案11件です。

一般会計補正予算案は65億7,241万 6 千円の減額であります。

増額する主なものは、今後の着実な施策実施に向けたこどもの未来支援基金、公立高等学校等教育改革推進基金、ゼロカーボン基金及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金等の積立てに係る経費のほか、最高裁判所判決を踏まえた生活保護費の追加給付に要する経費、降雪状況に対応した道路除雪費などであります。また、地方独立行政法人長野県立病院機構の安定した医療サービスの提供に向け、財政基盤を強化するための追加の出資を行うとともに、公債費の負担軽減を図るため、県債の繰上償還を実施します。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税165億5,439万 2 千円、地方交付税89億2,405万 4 千円、地方消費

税清算金53億5,363万4千円を増額する一方、諸収入124億764万1千円、国庫支出金115億3,676万円、県債115億1,800万円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、1兆1,123億2,601万9千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など6会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など4会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表丸山栄一議員。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）おはようございます。自由民主党県議団の丸山栄一でございます。会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

古くから「国は人にあり」と言われます。国も人々によって繁栄するという意味でございますが、国や地域の力は、そこに暮らす人々の安心と希望によって支えられるものであり、県政においても、県民一人一人の暮らしに目を向けた施策の積み重ねが何よりも重要でございます。

さて、我が国は、人口減少・少子高齢化の進行、物価高騰や人手不足の深刻化、さらには国際情勢の不安定化など、社会全体が大きな転換期に直面しております。

本県においてもこうした影響は例外ではなく、地域社会や産業、県民生活のあらゆる分野に及んでおります。特に、人口減少は全体に共通する深刻な課題であり、地域の担い手不足や医療・福祉体制の維持、産業基盤の弱体化など、将来にわたり縮小につながりかねない状況にございます。

また、近年頻発する自然災害や犯罪の巧妙化、多様化は、県民の安全・安心に対する不安を一層高めています。まさに、備えあれば憂いなしの言葉どおり、平時から備えと的確な対応がこれまで以上に求められております。

このような厳しい状況の中にあっても、日々の暮らしの中で安全と安心を実感し、将来に希

望を持って暮らし続けられる社会を築いていくことこそが県政に課せられた使命でございます。そのためにも、課題を先送りすることなく、現実を直視し、将来を見据えた政治判断と着実な実行が求められております。

以上の認識の下、県民の声を踏まえ、県政が直面する諸課題につきまして、以下具体的に質問してまいります。

最初に、県政運営の基本姿勢について伺います。

複雑化、多様化する行政課題に対応するためには、県民の対話を重視した県政運営が重要であり、将来世代に責任ある政策判断を行う姿勢が問われています。

今月8日に投開票のありました総選挙では、我が自由民主党が歴史的な大勝を収め、連立を組む日本維新の会を含めて与党で過半数を大きく上回る352議席を得て、高市政権は強い民意で信任されたところであります。この衆議院の議席の結果についてどのように受け止めているのか、所見をお伺いいたします。

振り返れば、第1次高市政権では、政権基盤が万全でなかったこともありまして、政権運営に当たっては、野党を含めた他の党との調整を余儀なくされました。各党の要求を一定程度のみ込んだ形の合意に基づき、暫定税率の廃止や、いわゆる給食無償化など地方の行財政に大きな影響を及ぼす政策転換がございました。

このたび、責任ある積極財政を掲げた自民党の圧勝により、第2次高市政権がスタートいたしました。日本列島を強く豊かにするための政策が強力かつスピーディーに展開されていくものと確信しております。政権基盤が安定した新政権に期待するものは何か、お伺いいたします。

知事は、「現場から、日本を動かす。」をスローガンに、昨年9月から全国知事会会長を務めておられます。それぞれ置かれている環境や考えが異なる各都道府県の意見、要望を取りまとめ、一定の方向性を打ち出し、代表として国と対峙するという大変困難な業務は、相当な激務ではないかと御推察申し上げます。就任後約半年が経過した現在の率直な感想をお聞かせ願います。また、この間の実績として挙げられるものは何かございますか。県政運営への影響や、フィードバックできたものはあるのでしょうか。加えて、今後の方針についてお伺いいたします。

去る1月19日に立ち上げられた国の第34次地方制度調査会において、人口減少時代に行政サービスを維持するための議論が始められています。また、昨年11月の県と市町村との協議の場における意見交換では、県内市町村に対する意向調査の結果として、公共インフラの維持管理、土木職員の確保、DXの推進、広域観光などについて課題と考えている市町村が多いということが示されました。地域社会は、今後も多様化、複雑化することが予想されます。その変化に即応した行政サービスを限られた職員数で提供していくことは、市町村にとって極めて困

難な状況ではないかと懸念しているところであります。

人口が減少する中で行政サービスを維持していくためには、これまで以上に県と市町村が連携を図っていく必要があると考えます。市町村との連携をどのように進めていくのか、市町村業務を支援、補完するという観点から所見をお伺いいたします。

次に、新年度予算について質問いたします。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の4年目に当たり、成果を出すべき大事な年度となります。プラン3.0の政策評価では、2年目までの成果として、主要40指標のうち半数以上の22指標が進捗率100%以上のAランクとなったものの、9指標がDランク、未達成とされています。引き続きプランの進捗を図っていく必要がございます。また、知事の4期目任期も残りあと半年となる中、これまでの取組を確かな成果へと結びつける極めて重要な年度となるわけであります。

こうした状況の下で編成された令和8年度当初予算案、「未来を創る改革継続予算」について、どのような思いと姿勢で予算編成に臨まれたのでしょうか。また、その考え方を踏まえて取り組まれた新年度予算案の中で特に重点を置いた施策は何でしょうか。併せてお伺いいたします。

次に、長野県150周年記念事業について伺います。

150年という歴史は、単なる通過点ではなく、これまでの歩みを振り返り、その成果と課題を検証するとともに、100年を見据えた新たな県づくりの方向性を共有する重要な機会であります。

11月定例会の提案説明で、県民が一体となって本県の価値や魅力を再発見し、共有し、磨き上げる1年とすべく、記念事業を多面的に展開していくとの説明がございました。8月には、松本市で記念式典を開催する計画も示されましたが、これまでの取組状況と今後の予定についてお伺いいたします。

この記念事業は、若者世代への本県の沿革、歴史の継承、地域の誇りの醸成につながる取組となることが期待されますが、その一方で、この事業は長野県民だけを対象とした内向きな事業にとどまるべきではないと考えます。

今後、本県におきましては、令和9年に善光寺御開帳、デスティネーションキャンペーン、令和10年には信州やまなみ国スポ・全障スポ、諏訪大社御柱といった大規模なイベントが控えております。これらを見据えて、本事業は未来へとつながるものとすべきと考えますが、どのように取組をお考えでしょうか。以上2点について県民文化部長にお伺いいたします。

次に、人口減少対策と地域活力の維持についてお伺いいたします。

人口面では、県内人口は約197万人と減少局面にあり、高齢化率は約33%に達しています。

さらには、2040年には人口が約173万人まで減少し、生産年齢人口は約25%減少すると推計されております。

このまま人口減少が続けば、労働人口の減少により、企業活動はもとより、医療・福祉、交通・物流など暮らしを支える様々な活動も継続が困難となるだけでなく、消費者人口が減少することで地域経済が縮小し、県内産業の成長力、競争力が低下し、賃金も減少することが見込まれます。さらには、地域の担い手不足により、互いに支え合うコミュニティの弱体化にもつながってまいります。

反面、移住したい都道府県ランキングでは長野県は20年連続で1位に選ばれるなど、人口の社会増が期待できる状況がうかがえます。豊かな自然環境や首都圏からのアクセスのよさに加え、新型コロナ禍を契機に働き方の見直しが進む中、地域に根差した温かな暮らしが多くの人から支持を集めております。知事も、各地域に個性があることが長野県の強み、オール信州で移住促進に努めると述べておられます。若者や子育て世代に選ばれる地域づくりを進めることが重要であります。そこで、若者の県外流出が続く中、移住・定住施策についてこれまでの取組をどう評価しているのか、知事の認識をお伺いいたします。

近年、地域づくりの担い手不足が顕在化していることを背景として、従来の定住人口の増加だけでなく、関係人口の創出拡大が重要な視点となっております。都市圏の人材による地方の副業や二地域居住、地域プロジェクトへの参画など新たな関わり方が広がりつつございますが、受入れ体制やマッチングの仕組みづくりが課題となっています。地域特性を高め、持続的な関係性を構築するためには、若者や外部人材が挑戦できる環境整備と地元人材の育成を両輪で進める必要があります。関係人口の創出・拡大を含め、地域の担い手を確保していくためには今後どのような具体的施策を強化していくのか、お伺いいたします。

人口が減少していく局面で最も心配される点は、若者の流出が続いていることであります。深刻な人材不足や消費の減少による地域経済の停滞が課題となっています。魅力ある雇用の創出、そして安心して働ける環境整備が急務であります。若者の地元定着を進めるため、雇用の場の確保や働き方改革について県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

本県においても出生数の減少が続く、少子化は一層深刻化しております。晩婚化の進行、経済的な不安、子育てとの両立の難しさなど、複合的な要因があります。

少子化は、将来の労働力不足や地域活力の低下につながる重大な課題であり、出会いや結婚に対する支援から、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援体制の構築が求められております。また、経済的な支援だけでなく、安心して子供を育てられる保育環境の整備はもちろんのこと、男性の育児参加の促進や地域社会で子育てを支える機運の醸成も重要と考えます。結婚や子育て支援など少子化対策をどのように強化していくのか、お伺いいたします。

人口減少・少子化の原因や地域に与える影響は、都市部と中山間地域ではその様相が大きく異なります。画一的な対策や他の地域で効果があった取組と同様の対策を講じて、必ずしも功を奏するとは限りません。

市町村が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、県の支援と広域的な役割が重要であります。市町村との連携をどのように進め、地域特性を踏まえた対策をどのように展開していくとお考えでしょうか。以上5点、知事にお伺いいたします。

1月下旬に、長野県町村会から県に対して、県下全域の水道事業が将来にわたって安定的かつ持続的な経営ができるよう、県が旗振り役として主導的な役割を発揮し、広域化の実現可能性を高めるとともに、広域連携の取組を一層加速させるよう要望がなされたところであります。

水道事業は、市町村による独立採算制での経営が原則であります。事業収入の大部分を占める料金収入は人口減少の影響から大変厳しい状況にあり、今後その傾向はますます顕著になると見込まれています。

また、高度成長期に建設されました多くの水道施設は耐用年数に達し、施設の更新、耐震化が急務となっておりますが、財源の不足や専門的な人材の不足が深刻な課題となっております。

将来にわたって安定的に住民への給水サービスを確保していくためには、現在の経営形態の在り方自体を見直し、運営に必要な人材の確保や施設の効率的な運用を図り、経営面でのスケールメリットを生み出すために、広域化、また広域連携の推進が重要となっております。

もとより、水道法によって、都道府県では水道事業に係る広域連携の推進役としての責務が規定されており、本県でも水道広域化推進プランが策定されておりますので、広域化に向けた方向性については異論のないところでありますが、現状は、自治体ごとに事情も異なり、必ずしも議論が進んでいるとは言えず、具体的な検討は一部地域にとどまっております。今回の水道事業広域化に関わります県町村会からの要望について環境部長に県の見解をお伺いいたします。

次に、産業振興と地域経済の活性化についてお伺いいたします。

人口減少や人手不足の進行により、地域経済は厳しい状況にございます。加えて、原材料価格やエネルギー価格の高騰は、中小・小規模事業者への経営を圧迫しています。今後、経営の強化と持続的成長への支援が喫緊の課題であり、産業振興と地域経済の活性化は雇用の確保と若者の定着、地域の活力維持に直結する重要な政策でもあります。

成長分野の投資促進、DXやGXの推進、観光や農業、ものづくり産業への高付加価値化を図るとともに、地域の特性を生かした産業振興を図ることが必要と考えます。賃上げの動きも徐々に見られる中で、地域経済の好循環を生み出していくことが重要でございます。

本県には、これまで培われた製造業の技術力や豊かな観光資源などの強みもございます。こ

れらを生かし、持続可能な地域経済を築いていくことこそが必要と考えます。

そこで、お伺いいたします。

国では、強い経済を実現するため、昨年11月、内閣に地域未来戦略本部を設置し、今年5月頃までに政策パッケージを取りまとめるとしています。こうした動きも取り込みながら、次世代産業や成長分野の育成、地場産業の振興に向け、県としてどのような戦略を持って取り組んでいくのか、お伺いいたします。

県は、産業振興や人材確保、移住・定住促進、D Xの推進などの施策を進めているものの、人材不足や施策の効果が十分に現場に浸透していない点が課題と考えます。

特に、中山間地では、人口減少と産業基盤の弱体化が同時に進行しており、地域特性を踏まえた実効性の高い経済対策が求められています。物価高騰や人手不足が続く中、県内中小企業・小規模事業者に対する支援策について、令和8年度はどのような点を強化していくのか、お伺いをいたします。

6月より施行される宿泊税の活用方法については、世界水準の山岳高原観光地づくりのため、納税者に税導入の効果を実感いただける内容とすることはもちろんのこと、市町村への交付金など県下全域に効果が行き渡るような公平かつ効果的な取組をする必要があると考えます。観光産業の回復と持続的成長に向けて、宿泊税の活用を含めた今後の観光振興についてどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、宿泊税導入を目前に控えて、宿泊事業者への適正な対応等についてお伺いいたします。

先ほども触れましたが、6月から本県において宿泊税の徴収が開始されます。宿泊税は観光振興の財源として重要であり、着実にスタートさせなければなりません。しかし、そのためには、県内の宿泊事業者が法令を遵守し、適正に営業していくことが大前提となりますが、現状では全国各地で宿泊事業に関する苦情やトラブルが後を絶ちません。

本県でも、軽井沢町において住宅宿泊事業、いわゆる民泊の利用客による騒音、ごみ出し等をめぐって住民トラブルが報道されており、昨年11月には、軽井沢町から県に対して、民泊事業の全面的な規制を可能とするゼロ日規制を認めるよう、国への働きかけなどについて要望が行われたところでございます。宿泊税の徴収開始前でございます。今こそ県として宿泊事業の適正化と事業者に対する厳正な対応を進める必要があると考えます。

そこで、以下3点、所見をお伺いいたします。

軽井沢町の要望にあるように、騒音や苦情の多い宿泊事業者に対して県として厳正な対応を図る必要がありますが、宿泊事業者に対する立入検査や指導について県はどのように行っていくのか。また、苦情が繰り返され、改善が見られない事業者に対して、営業停止や許可取消しなど、より強い措置を講じる必要があるかと考えますが、健康福祉部長に所見をお伺いいたし

ます。

軽井沢町から、住宅宿泊事業について地域の営業日数をゼロ日に規制する、いわゆるゼロ日規制を可能とするよう国への働きかけを要望されています。この民泊ゼロ日規制に対する県の認識と、地域の実情にそぐわない無秩序な住宅宿泊事業を防ぐために、より柔軟な日数規制やゼロ日規制の適用について国に要望する考えはあるのでしょうか。健康福祉部長にお伺いいたします。

宿泊施設の中には、無人で営業を行い、従業員の目が届かないケースもあり、これらが苦情や周辺住民とのトラブルのもととなっています。地域の生活環境への悪影響を防止するためには、トラブルの発生時に従業員が早急に対応することが重要であり、これには条例等による規制強化が必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、農林業政策の推進についてお伺いいたします。

長野県農業は、地理的特性を生かした果樹や野菜、花卉など全国有数の産地を形成し、地域経済や雇用、さらには国土保全や景観形成においても重要な役割を果たしております。一方で、農業従事者の高齢化と担い手不足は深刻であり、農林業センサスの速報値では、基幹的農業従事者は102万人で、2020年度の前回調査より25.1%減となっており、農業就業人口は年々減少しております。

高齢化と担い手不足の進行により、農地の維持や地域農業の継続が大きな課題となっています。中山間地の多い本県においては、担い手の減少はそのまま耕作放棄地の拡大やコミュニティの衰退につながりかねません。

一方で、食料安全保障の重要性が高まる中、持続可能な農業経営の転換や、生産性向上やスマート農業の導入など新たな視点での構造改革が求められています。そのためには、意欲ある農業者の確保と育成を一体的に進めるとともに、法人化の推進や企業の参入も含め、多様な担い手を地域で支える体制づくりが不可欠であります。

加えて、肥料、飼料、燃油価格の高騰や異常気象による収量・品質低下、鳥獣被害の拡大など、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。また、高齢化と担い手不足の進行により、限られた人員でいかに生産性を上げるかが大きな課題であります。そのため、スマート農業による省力化と効率化を図ることが不可欠であります。

あわせて、単に生産量を追うのではなく、本県の気象や豊かな水資源などの地域特性を生かし、高付加価値化やブランド力向上を図る稼げる農業への転換が重要であります。省力化、低コスト化と収益力向上を両輪で進めることが必要と考えます。

近年、猛暑や豪雨、降ひょうなどの異常気象が頻発し、農産物の収量や品質に深刻な影響を及ぼしており、気象条件の変動が農業経営の不安定化につながりやすい状況にあります。加え

て、農産物価格の変動により、経営所得は外的要因により左右されやすく、将来の見通しを立てにくい環境が続いています。そのため、共済制度の充実、品目の多角化、計画取引の推進、農業による安定生産の構築など、リスク分散と経営安定を図る総合的な取組が求められています。

そこで、本県農業を持続可能なものとしていくためには、産地ごとに農地のこれからと担い手の確保育成をセットで考えていく必要があると考えます。企業の参入促進も含め、市町村とともに地域の理解を得ながらどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以下、農政部長に3点お伺いいたします。

資材価格や燃油価格の高騰により農業経営が圧迫されている現状を踏まえ、県としてどのような支援策を講じていかれるのか、お伺いいたします。効率化、省力化につながるスマート農業技術の導入や、共同利用施設の再編集約がますます重要となってくると考えますが、具体的な支援策についてお伺いいたします。異常気象や価格変動など、経営リスクの低減に向けた県の対応についてもお伺いいたします。

本県は、県土の8割を森林が占める全国有数の森林県であり、森林は、木材生産のみならず、水源涵養、災害防止、地球温暖化防止など極めて多面的な機能を有しております。しかしながら、林業分野においても、就業者の減少、高齢化、木材価格の低迷、再生林の停滞といった課題を抱えており、手入れの届かない森林の増加が将来的な森林機能の低下を招くことが懸念されています。

また、脱炭素社会の実現に向け、木材利用の拡大や、公共施設や民間建築物への県産材活用を一層進める必要があると考えます。県産材利用拡大は、林業振興のみならず、地域経済の活性化にもつながるものであります。

森林環境譲与税は、森林整備や人材育成、木材利用促進を目的として創設された重要な財源であります。本県においても、市町村が主体となり森林整備を進めるための貴重な財源となっています。一方で、専門人材の不足や事業実施体制の課題から、十分活用し切れていない自治体もあると指摘されています。森林は、広域的な機能を有しており、県と市町村の連携が不可欠であります。

そこで、お伺いいたします。

森林資源を循環利用し、林業を成長産業としていくために、どのような施策を重点的に推進していくのか、見解を知事にお伺いいたします。

以下、林務部長にお伺いします。

県産材の利用拡大を図るため、公共建築物や民間分野への活用をどのように進めていくのか、お考えをお示しください。新年度の森林づくり県民税の活用事業の計画はどうなっているのか

しょうか。また、森林環境譲与税を活用する市町村へのサポートはどのように進めていくのか、お伺いいたします。

次に、防災・減災対策と県民の安全・安心についてお伺いいたします。

近年、豪雨災害や台風被害の激甚化、地震への備えなど、自然災害への対応はますます重要となっています。本県は、地形的特性から、土砂災害や河川氾濫のリスク、道路寸断による孤立集落の発生など、地域特性に応じた備えと事前防災の取組強化が求められています。

また、防災・減災対策は、命と財産を守る基本的な行政の責務であり、ハード整備とソフト対策の両面から総合的に推進する必要があるとございます。国土強靱化を着実に進めるとともに、自主防災組織の強化や防災人材の育成、情報伝達体制の充実に図り、県民が安心して暮らせる社会の実現が鍵となってまいります。

そこで、お伺いいたします。

国は、昨年6月に第1次国土強靱化実施中期計画を閣議決定し、来年度から5年間でおおむね20兆円強を投入することとしています。県として、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、県土の強靱化をどのように図っていくのか、知事にお伺いいたします。

河川整備、土砂災害対策などのハード対策について県としてどのように取り組んでいくのか、また、流域治水の取組を今後どのように加速させていくのか、お伺いします。

道路や河川、下水道などインフラの老朽化が急速に進んでいますが、管理する施設が多い一方で、市町村を含めた維持管理を担う人材や財源の確保が課題となっています。このような状況下において、今後どのように計画的かつ効果的な老朽化対策を進めていくのか。以上2点につきまして建設部長にお伺いいたします。

避難体制の強化や防災人材の育成について県としてどのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、医療・福祉の充実についてお伺いいたします。

近年、急速な少子高齢化の進行や医療・介護人材の不足、地域間の医療格差など、医療・福祉を取り巻く環境が厳しさを増しています。特に、中山間地域では、地域医療体制の維持や在宅医療の確保が課題であります。

医療・福祉の充実、県民の命と暮らしを守る基盤であり、持続可能な地域社会を支える根幹でもございます。量の確保のみならず、質の向上と地域バランスを重視し、県と市町村が連携をしながら、誰もが安心して必要な医療・福祉サービスを受けられる体制整備が必要です。

そこで、地域医療体制を維持していくため、不採算部門への支援、医療機関の役割分担と連携強化、医師や看護師など医療人材の確保についてどのような対策を講じていくのか、お伺い

いたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの充実や、そのための介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

11月の定例会におきまして、共田議員の一般質問で、福祉医療費給付事業に関し、精神障がい者の入院医療費への対象拡大を求めた経過がございます。知事からは、令和8年度から制度化ができるよう取り組むとの答弁がございましたが、実現できたのでしょうか。また、それによる効果をどのようにお考えでしょうか。知事にお伺いいたします。

次に、公共交通の維持発展についてお伺いいたします。

人口減少や自家用車依存の進行により、鉄道やバス路線利用者は減少傾向にあり、運転手不足や燃料価格の高騰も重なって、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。とりわけ中山間地域では、通院や通学、買物など、日常生活を支える交通手段の確保が切実な課題であります。また、高齢化が進む中、免許返納後の移動確保も重要なテーマと考えます。公共交通は地域社会を支える基盤であり、持続可能な交通体系の構築が求められています。

そこで、お伺いいたします。

通勤・通学など移動の保証をし、自家用車に頼らなくても困らない環境を確保するために、デマンド交通や公共ライドシェアの整備など市町村の取組が欠かせません。いわゆる交通空白を解消するため、市町村等とどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、脱炭素社会づくりの推進についてお伺いいたします。

気象変動の進行は、豪雨被害の激甚化や猛暑の常態化など、県民生活や産業活動にも大きな影響を及ぼしています。本県においても農林業や観光への影響が懸念されており、地球温暖化対策は重要な課題でございます。

本県は、豊かな森林資源や再生可能エネルギーの潜在力を有する一方で、脱炭素の推進には事業者や家庭への負担も伴います。環境対策と地域経済の両立をどのように図っていくのかが問われております。

そこで、お伺いします。

長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しに当たっては、温室効果ガス正味排出量を2010年度と比べて2030年度には6割減とするなどの目標を維持することとしています。これまでの取組を踏まえ、これらの数値目標は達成可能なのか、また、今後どのような施策に力点を置いて取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

長野県地球温暖化対策条例の一部改正により、床面積300平米以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備の設置義務化が盛り込まれていますが、建築主の負担増が懸念されます。県として本制度導入の意義と県民の理解をどのように得ていくのか、環境部長にお伺いします。

また、全ての新築住宅への誘導基準仕様の義務化については、資材高騰の折、住宅取得時のコスト増が懸念されるとともに、施工を担う県内中小工務店における技術的対応への影響も懸念されるところであります。県として本制度をどのように位置づけ、県民や関係事業者への理解をどのように得ていくのか、建設部長にお伺いいたします。

次に、山岳遭難の防止についてお伺いいたします。

山岳県である本県においては、登山者の増加や登山形態の多様化を背景に、山岳遭難の発生が後を絶たず、救助活動の長時間化、広域化も課題となっています。尊い命を守るとともに、救助に当たる隊員の安全確保の観点からも遭難防止対策の一層の強化が求められています。

山岳遭難件数は、3年連続で過去最多を更新しております。国内外から多くの登山者が訪れる山岳県として、誰もが安全・安心に楽しめるよう、山岳遭難の未然防止は喫緊の課題と考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、所見を知事にお伺いいたします。

次に、教育環境の充実と人づくりについてお伺いいたします。

我が国全体で少子化が急速に進行する中、本県においても児童生徒数の減少や家庭環境の多様化、価値観の変化などによりまして、教育現場を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、ICTの急激な進展や社会構造の変化により、子供たちに求められる力もこれまで以上に幅広く、かつ高度なものとなっています。

一方で、教育現場では、学力保証や不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援、ICT教育の定着、高校教育の魅力化など、多くの課題に同時に対応することが求められています。その負担が教職員に集中し、現場の疲弊を招いているとの声も少なくありません。こうした背景と問題意識を踏まえ、教育環境の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

県内における不登校児童生徒の支援体制について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置状況、教育支援センターや校内支援体制の整備状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、不登校の未然防止、早期の対応、学びの保障を一体的に進めるため、今後どのような支援体制を強化していくのか、お伺いいたします。

本県においても、令和8年度末を目途に部活動の地域展開について取組が進められておりますが、指導者の確保、受皿となる地域団体の体制、保護者負担や安全管理など、現場で様々な課題が指摘されています。こうした地域展開の現状をどのように認識しているのか、また、課題解決に向けて市町村や関係団体と連携しながらどう進めていくのか、お伺いいたします。

本県では、高校再編や少子化の進行を背景に、各高校がそれぞれの特色や強みを生かした魅力づくりが一層重要となってまいります。探究的学びやキャリア教育、地域や企業、大学と連

携した人材育成の取組について、現在どのような成果や課題があると認識しているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

本県では、G I G Aスクール構想の下、1人1台端末整備が進められてきましたが、I C Tを効果的に活用した授業の定着や教員の指導力の向上、端末の更新や通信環境の確保など、様々な課題が指摘されています。I C T教育の推進や学習環境の整備について今後どのような状況にあると認識しているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか。以上の点につきまして所見を教育長にお伺いいたします。

次に、警察行政と県民の安全・安心についてお伺いします。

近年、特殊詐欺やS N S型犯罪など、手口が巧妙化、広域化する犯罪が増加し、高齢者を中心に被害が深刻化しております。また、交通事故は減少傾向にあるものの、高齢者ドライバーの事故や自転車事故など新たな課題も見られます。

さらに、本県ではツキノワグマの人里への出没が相次ぎ、県民の生活に大きな不安を与えております。県民が安心して暮らせる地域社会を維持するため、警察の果たす役割は一層重要となっておりま。

そこで、お伺いいたします。

県内における交通事故の発生状況について、近年の傾向をどのように分析しているのか、今後どのような交通安全対策を重点的に進めていくのか、お伺いします。

近年、人口減少と高齢化が進行しており、高齢者の増加や地域コミュニティの弱体化が進んでいます。それに伴い、高齢者を狙った特殊詐欺や、事もあろうか警察官を装った電話による詐欺、S N S型投資・ロマンス詐欺などによる被害が報道されているところでございます。手口が巧妙化する犯罪への対策について、県警としてどのように抑止、検挙を進めていくのか、お伺いいたします。

さらに、今後地域や金融機関、行政と連携した対策をどのように強化していくのか、見解をお伺いいたします。

県内における刑法犯認知件数の推移はどうなっているのでしょうか。その上で、子供や女性、高齢者が安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域見守り活動や通学路の安全確保、防犯カメラの活用など、地域住民が安心を実感できる防犯対策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

近年、住宅地や市街地におけるツキノワグマの出没が相次ぎ、県民生活に深刻な不安を与えております。人身被害を未然に防ぐため、市町村や関係機関と連携した警戒態勢の強化、出没情報の迅速な共有、住民への注意喚起について県警としてどのように取り組んでいくのか、認識をお伺いいたします。

治安維持の最前線を担う警察官の確保は今後ますます重要となってまいります。一方で、全国的に警察官の志望数は減少傾向にあり、本県においても人材確保は大きな課題と考えます。警察官の人材確保や働き方改革の取組をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

老朽化した警察署、交番、駐在所の早期建て替え、改修をどのように推進していくのか。また、警察官の安全確保のための装備資機材の充実など、警察力の維持強化に向けてどのように取り組まれていくのか。以上、警察本部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）丸山栄一議員の代表質問に順次お答え申し上げたいと思います。

まず、県政運営の基本姿勢についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、総選挙結果の受け止め、そして政権基盤が安定した新政権への期待という御質問でございます。

今回の結果は、国民や県民の皆様方の思いや課題意識、言わば民意が反映されたものというふうに思います。特に、今回は高市総理に多くの皆さんがある意味期待されたのではないかというふうに思っております。

我が国は長い間停滞感や閉塞感に覆われてきたわけでありまして、昨日の会見で、総理は、希望ある未来に向けて挑戦していこうというふうにおっしゃっていました。政権の方向性、いろいろな取組については、国民の間で様々な議論がある部分もありますが、今の閉塞感、停滞感、こうしたものを打破していただけるのではないかと多くのの方が期待したのではないかとこのように私としては受け止めております。

また、新政権にどういう期待をするのかということですが、この議場でも何度も申し上げておりますが、まさに今は大変革の時代だと。御質問にもありました人口減少の問題であったり、あるいは気候変動の問題であったり、様々な大きな課題があります。そうした課題にしっかり向き合って、未来に向けて将来世代のことも考えて政策転換を図っていくということが求められていると私は考えておりますので、この大変革の時代に当たって、大胆な改革を進めていっていただくことを強く期待しております。

ただ、そうした取組を進める中でも、我々地方公共団体を含めて、多様な意見、多様な民意にもしっかりと耳を傾けながら取り組んでいっていただきたいというふうに思っています。

我々全国知事会のスローガンは、「現場から、日本を動かす。」でございます。国政のパワーに負けることがないように、我々地方からも現場の声をしっかりと政権、国会につないでいきたいというふうに思っておりますし、国と地方は車の両輪で機能してこそ国民生活の安定が実現できるというふうに思っておりますので、長野県としても、全国知事会としても、そうした役割を果たすことができるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、全国知事会会長としての感想と実績という御質問でございます。

率直に申し上げて、知事会長は47の都道府県を代表する立場であります。それぞれの地域に、長野県にはないような課題も含めて、極めて大きな課題が存在しています。そうした課題に向き合って、地域、地方の声を確実に国に届けて実現を図っていく、そうした役割を果たしていかなければいけないというふうに思っておりますし、その責任の重さを常に自覚させていただいているところでございます。

また、地方六団体で結束して取り組むことも多くあります。都道府県の立場だけでなく、全国市長会、あるいは全国町村会、さらには都道府県、市町村の議長会の皆様方ともしっかりと連携しながら対応を図らせていただいているところでございます。

取組の実績ということですが、これまで国と地方の協議の場等で総理あるいは所管の大臣等に様々な要請、提言をさせてきていただいております。

例えば、昨年、第2回の国と地方の協議の場におきましては、経済対策において重点支援地方交付金の充実ということを求めさせていただいたところ、補正予算でかなり手厚い措置を講じていただいたというふうに思っております。

また、第3回の協議の場におきましては、地方一般財源総額の増額確保や公立高校への支援の充実を強く求めさせていただきましたが、こうしたことは、来年度の地方財政対策、それから当初予算に向けて反映をいただけたというふうに考えています。引き続き、地方の声、地方公共団体としての強い考えをしっかりと国に伝えていきたい。そして、国の行動や考え方をぜひ動かしていきたいというふうに思っております。

また、もう少し個別具体的な話で申し上げれば、昨年12月に私が一番時間を割かなければいけなかったのは、給食費などのいわゆる教育無償化についてでございます。三党協議で進められていたわけですが、最終的には政府と我々地方三団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会代表者等で協議をさせていただいた上で、我々地方も一定程度納得できる国としての方針を引き出させていただいたところであります。

また、子供・子育て支援のナショナルスタンダードとすべきものについては、地方と協議して、国における制度化を政府において検討する。それから、地方にとって重要なテーマについては、十分な時間的余裕を持って丁寧に協議する。今回の反省点を踏まえていただいた上でこうしたことを政府の文書に明記していただいたところでありますので、今後、我々としては、こうした政府の約束をしっかりと果たしてもらえるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、会長として県政にフィードバックできること、県政への影響は何かという御質問でございます。

知事会長として、政府・与党、さらには野党の政策決定権者、政府の総理はじめ各大臣と様々な機会に対話させていただいておりますので、率直に申し上げて、国の動きはいち早く把握することができるというふうに思っています。それを県政に反映させることが可能になっておりますし、また、逆に、現場の声を伝えたり、特に長野県として先駆的にこんな取組をしているということも政府・与党に対してしっかり伝えることができているというふうに思っております。

私が知事会長に就任したときには、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデート、この四つを重点テーマとして掲げさせていただいておりますので、こうしたテーマそれぞれの施策を推進することができるように、また、国を動かすことができるように、47都道府県、ほかの都道府県知事とも結束して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、市町村との連携をどう進めるのか、市町村業務を支援、補完するという観点から所見を伺いたいという御質問でございます。

急速な人口減少の中で、特に本県は小規模な町村が多いわけでありますので、県として市町村の取組を補完、支援するなど、一層連携協力していくことが不可欠だというふうに考えております。

これまでも、保健師をはじめとする人的派遣や、このたび、木曽広域連合に県も直接参加して観光や交通を一緒になって取り組もうということを進めてきているところでございます。また、県・市町村の役割分担等を議論する行政体制最適化推進プロジェクトチームを設置して議論を進めているところでございます。三つの分野で具体的な連携策を検討し、今年の秋頃までには中間報告を取りまとめて、順次具体的な取組に移していきたいと考えております。

私が参加させていただいております国の地方制度調査会が動き出したわけでありますが、二つテーマがあって、そのうちの 하나가、国・都道府県・市町村の役割分担というテーマでございます。長野県の取組を紹介させていただく機会もいただける予定になっておりますので、現場の声や地方の声を、地方制度調査会の国会議員のメンバー、学識者、有識者のメンバーの皆様方にもしっかりお伝えし、これからも市町村行政が未来に向けてしっかり発展できるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、当初予算編成に当たっての思いや姿勢、そして特に重点を置いた施策は何かという御質問でございます。

今回の当初予算案は、社会の前提が大きく転換する時代の中で、これまでの県政の積み重ねを礎として、諸課題に向き合い、未来に向けて改革を継続するという思いで編成させていただいたところでございます。

特に、今回は10の重点施策を当初予算編成段階からお示しさせていただいております。各部門とも丁寧な議論を行う中で予算編成をさせていただいたところでございますし、社会の基本設計をアップデートする、これからの時代にふさわしいものへ更新していくということを強く意識して予算編成をさせていただいたところでございます。

加えて、しあわせ信州創造プラン3.0については着実な推進を、そして、総合経済対策については、第一弾、第二弾に続いて第三弾の予算という位置づけで編成させていただいたところでございます。

データや政策評価に基づく議論を行い、また、AI、デジタル技術の活用やジェンダー主流化の視点、こうしたことも意識しながら予算案を取りまとめさせていただいたところでございます。

続きまして、人口減少対策と地域活力の維持についてという観点で何点か御質問をいただきました。

まず、これまでの移住・定住施策の取組をどう評価しているのかという御質問でございます。

本県におきましては、これまで、市町村、関係団体の皆様方とオール信州で移住施策を進めてまいりました。大変大きな強みだというふうに考えております。今年度は、そうした取組をさらに伸ばそうということで、一層取組を強化しました。首都圏における移住相談体制の強化や仕事と暮らしを一体的に発信するイベント規模の拡大、さらには信州ワーキングホリデー等新たな取組を積極的に実施してきました。こうした結果、移住相談件数は全国1位、また、移住者数も着実に近年増加しておりますし、雑誌の移住したい都道府県ランキングでは20年連続1位という高い評価をいただいているところでございます。

長野県の強み、優位性を生かしながら、今後とも移住・定住施策をしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますが、こうした評価に甘んずることなく、若者をはじめとする様々な方々の価値観、ライフスタイルの変化を捉えながらしっかりと政策を推進していきたいと考えております。

続きまして、関係人口の創出拡大や地域の担い手確保について御質問をいただきました。具体的な施策をどう強化するのかという御質問でございます。

これまで、この関係人口の創出拡大、地域の担い手確保という観点では、例えば、地域おこし協力隊の活用の促進や特定地域づくり事業協同組合の設置支援、こうしたことを通じて地域の取組を応援させていただいたところでございます。

国においては、新しくふるさと住民登録制度の創設を予定しておりますが、これによって、地域のボランティアや地域活動等への参加など、地域の担い手の確保にもつながることを期待しているところでございます。

県としては、このふるさと住民登録制度との連携も見据えながら、来年度は先行的に県独自に関係人口メンバーシップ制度（仮称）を構築していきたいと思っております。登録された方が地域と幅広く関わっていただくために情報提供、マッチングを行って、多様な人材に地域の活動に協力いただけるような環境をつくっていききたいと思っております。

続きまして、雇用の場の確保や働き方改革についてどう取り組むのかという御質問でございます。

若い世代の定着を進めるためにも、雇用の場の確保、働き方改革は、御指摘のとおり大変重要だというふうに思っております。そのため、例えば、ICT企業の誘致、本社機能の移転促進、こうしたことについては継続的に取り組んでまいります。また、スタートアップ支援など創業支援については、より一層力を入れて取り組むことにより、雇用の場の確保を図ってまいります。

また、既存の県内企業においても、様々な創意工夫を凝らして、人材確保、若者定着にお取り組みいただいております。我々長野県としても、こうした企業の取組をしっかり応援していきたいと思っております。多様で柔軟な働き方制度の導入等による働き方改革の促進や、若い方々が自身のキャリアを描き、成長を実感できるような人材育成、さらには福利厚生の実施等につながる支援を行ってまいります。

今後とも、企業誘致や創業支援、そして様々な企業の働き方改革に対する支援を通じて、若い人たちが地元で極力定着していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、少子化対策をどう強化していくのかという御質問でございます。

様々な取組が複合して子供の出生数を増やしていくということにつながるというふうに思っておりますが、端的に申し上げますと、大きく二つの視点で取り組んでいきたいというふうに思っております。一つは、子供・子育てを社会全体で支える仕組みをつくっていくということ、それからもう一つは、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり、信州未来共創戦略で掲げた旗を目指した取組を進めていくということでございます。私も参加させていただきました人口戦略会議の人口ビジョン2100におきましても、母親だけに子育ての負担を集中させるということなく、父親、家族、地域、社会全体で子育てを担う共同養育社会が提唱されております。こうした考え方は極めて重要ではないかというふうに思っております。

今回の予算の中でも子育て世帯に対する支援策の充実を図らせていただいているところであります。多くの皆様方の御協力をいただく中で、子育てをみんなで支えていこう、子供をみんなで守っていこうと、こういう社会をつくっていききたいと思っております。

また一方で、女性や若者、こうした未来を担う人たちが生きづらさを感じるような社会であっては、子供の数が増えていくということはなかなか難しいというふうに思っております。

生きづらさのない環境こそが結婚や子育ての意思を支える基盤であるというふうに思っております。

こうしたことから、若者施策の充実強化であったり、あるいはジェンダー施策の推進であったり、こうしたことにも力を入れて取り組むとともに、県民会議の場でもこうしたことをテーマに、広く多くの皆様方と寛容な社会づくりを目指した取組を進めてまいります。

続きまして、市町村が地域の実情に応じた施策を展開できるよう市町村とどう連携を深め、地域特性を踏まえた対策を進めるのかという御質問でございます。

本県は市町村数が多いわけでありますので、県としては、市町村に対する補完、支援ということにこれまでも相当意識して取り組んでまいりました。例えば、県と市町村との協議の場、あるいは県と市町村との総合教育懇談会の場を通じて、市町村や市町村教育委員会の皆さんとも意思疎通、連携を図ってまいりました。また、先端技術活用推進協議会や田舎暮らし「楽園信州」推進協議会等によりまして、市町村と県、関係団体が一体となって施策の推進を図ってまいりました。

また、具体的な事業のレベルにおきましても、例えば、UDC信州という組織をつくらせていただいてそれぞれの地域ごとの特色あるまちづくりを応援させていただいておりますし、また、元気づくり支援金や子ども・子育て応援市町村交付金によりまして地域独自の課題に向き合う取組、地域独自の施策をしっかりと支援させていただいているところでございます。今後に向けても、先ほど答弁で申し上げました行政体制最適化推進プロジェクトチームにおける議論等も含めて、市町村のそれぞれの地域特性を踏まえた取組を応援していきたいと考えております。

続きまして、産業分野、産業振興と地域経済の活性化という観点で、次世代産業や成長分野の育成、地場産業の振興に向けた県の戦略という御質問を頂戴いたしました。

高市政権は、強い経済ということを第一の柱に掲げて取り組まれていますし、また、地域未来戦略、地方創生の取組も、これからかなり経済産業分野にシフトした取組になってくるというふうに受け止めているところでございます。

こうした産業政策、経済政策が日本の発展、成長につながっていくことを我々としても期待しておりますし、我々地方の側としてもしっかりとその役割を果たしていかなければいけないというふうに思っております。特に、地域未来戦略においては、国が主導する戦略産業クラスターと我々知事が主導する地域産業クラスター、地場産業支援、この三つの柱で検討が行われているところでございます。県としては、国の方向性を踏まえながら、本県の産業の強みを最大限発揮できるように対応していくことが必要だというふうに思っております。

先ほどから申し上げているように、私は国の動向をかなり早めに把握できる立場にあります

ので、まず国の動向、取組の考え方、方向性をしっかり把握させていただき、県内の経済界等の御意見もお伺いしながら、長野県の進むべき方向性を固めていきたいというふうに思っております。

長野県産業イノベーション推進本部会議の場なども活用しながら、スピード感を持って議論、検討を進めて成長分野への投資や生産性向上を後押しし、高付加価値型の産業構造への転換を図っていきたいというふうに思っています。国の政策とも十分連携を取りながら対応してまいります。

続きまして、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化について御質問をいただきました。

令和8年度予算におきましては、成長分野の投資に加えまして、物価高騰や人材不足に直面されている中小企業・小規模事業者への支援として、生産性向上、持続可能な経営基盤の構築、人材確保など、こうした取組の強化をしていきたいと思っております。

具体的には、賃上げ環境の整備促進や省エネ・省力化設備の導入支援の拡充による中小企業の経営改善の後押しを行いますほか、中山間地域の暮らしに欠くことのできないインフラであります給油所維持の支援、また、若者・女性を巻き込んで商店街を活性化するための取組の拡充などを行ってまいります。さらに、地域産業を担う人材の確保、育成、定着を図るため、高齢者や女性など多様な人材と企業とのマッチング、また、兼業・副業人材の活用促進を図ってまいります。

こうした施策がしっかりと活用いただけるように中小企業・小規模事業者の皆様方にもしっかりとPRし、関係団体を通じて、あるいは我々が直接アピールをしていきたいというふうに思っております。こうした取組を通じて、中小・小規模事業者の持続的な発展を応援していきたいと思っております。

続きまして、今後の観光振興をどう進めるのかという御質問でございます。

コロナ禍で大きな打撃を受けた観光産業ではありますが、インバウンド需要を中心に回復してきている状況だというふうに認識しております。こうした状況を一過性のものとせず、持続的な発展につなげていくことが極めて重要であります。このため、長期滞在型観光の推進やリピーターの獲得、こうしたことを通じて、暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地づくりを一層進めていきたいと考えております。

6月からは宿泊税の課税が始まります。活用させていただく中で、二次交通の充実強化や宿泊施設集積地の観光まちづくりによる利便性の高い観光地づくりを進めてまいります。また、新たな観光コンテンツの整備等により、観光客の満足度を高めてまいります。

加えて、地域の特殊性を生かした取組を支援するための市町村交付金を通じて、それぞれの地域の取組をしっかりと応援していきたいと思っております。こうした宿泊税活用事業以外の施

策も充実を図らせていただき、国内外のプロモーション等にも力を入れていきたいと考えております。この宿泊税の導入を契機に、長野県の観光は変わったと感じていただくことができるように県としてしっかり取り組んでまいります。

続きまして、宿泊施設でのトラブル発生時に従業員が早急に対応するための規制強化について御質問をいただきました。

旅館業法におきましては、宿泊施設への職員等の駐在が必須ではありません。また一方で、観光業界における人手不足やＩＣＴを活用したチェックイン、チェックアウトなど、宿泊施設の無人化の流れが進んでいる中で、宿泊施設において生じたトラブルに対する対応が必ずしも十分でない、十分行われぬ可能性があるというふうに私も思っております。そのため、宿泊施設の職員等が適切にトラブルに対応できるように一定の規制を設けることも必要ではないかというふうに考えており、条例改正も視野に入れて検討していきたいと考えております。

続きまして、農林業政策の推進という観点で、まず、農業を持続可能にするためにどう取り組むのかという御質問でございます。

農業の担い手が急激に減少する中、将来にわたり農畜産物を持続的に生産していくためには、農業の構造を根本から見直し、抜本的な対策を講じていくことが不可欠だというふうに考えております。そのため、令和８年度当初予算におきましては、持続可能な農業構造への転換に向けて、法人経営体の育成参入や農地の基盤整備、集約化の加速化などに取り組みますとともに、今後策定する戦略に基づいて、農地、人材等の総合的な改革を進めることとしたところでございます。こうした改革を産地の特性に応じて丁寧に進めていくことが重要だというふうに考えております。県の伴走支援によりまして、地域の御理解を得ながら、地域農業の将来像の明確化に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、林業の成長産業化に向けた重点的な取組は何かという御質問でございます。

本県の森林資源は本格的な利用期を迎えておりまして、「伐って、使って、植えて、育てる」という持続可能な循環利用を加速すべき重要な局面だと考えております。これまでの取組の中で、木材生産量や林業就業者拡大増加という成果が現れてきております。こうした流れを確実なものとするため、令和８年度におきましては、計画的な主伐と確実な再生林の促進、また、全国トップクラスの働きやすい環境と人材の確保定着に向けた支援などを重点的に進めていきたいと考えております。

あわせて、森林を健康、教育、観光など多面的に生かす森林サービス産業を積極的に振興して、新たな雇用とイノベーションの創出を通じて地域振興の重要な柱へと育てていきたいと考えております。こうした施策を総合的に展開することにより、林業が地域を支える成長産業として発展していくよう全力で取り組んでまいります。

続きまして、防災・減災対策と県民の安全・安心について、県土強靱化をどう図るのかという御質問でございます。

気候変動によりまして激甚化、頻発化する気象災害、あるいは切迫していると言われる南海トラフ地震、こうした様々な災害から県民の皆様方の生命、財産を守っていくことが我々の重要な使命であり、県土の強靱化は引き続き急務だというふうに考えております。

国の第1次国土強靱化実施中期計画におきましては、令和8年度からの5年間の集中的な取組により、防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化といった施策を強力に進めていくことを定めているところでございます。

県では、これまでも、第3期長野県強靱化計画に基づき、県土強靱化の取組を計画的に進めているところでございます。さきの1月補正予算に加え、今回の当初予算案におきましてもこの強靱化の取組を盛り込ませていただいておりますが、今後とも国の国土強靱化関係予算を有効に活用することで、県の強靱化の歩みを止めることなく、県民の皆様の確かな暮らしをしっかりと守ってまいります。

続きまして、医療・福祉の関係で、まず地域医療体制を維持するための対策という御質問でございます。

人口構成の変化や物価高騰等により、医療環境は非常に厳しくなっております。これまでと同じような取組だけでは地域医療を維持していくことは困難だというふうに考えております。

今回の当初予算案にも盛り込ませていただいておりますが、今後、救急や周産期などの不採算でありながら不可欠な医療を支援するため、県独自の支援を行ってまいります。また、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想を策定するとともに、医療機関の役割分担と連携を促進してまいります。

さらに、医療人材の確保は大変重要な課題でございます。新たに昭和医科大学に地域枠を設定するとともに、看護師等養成施設への運営支援を拡充してまいります。また、今後、信州大学医学部と地域医療に関する連携協定を締結する予定でございます。高度医療の提供や中核的な病院への最適な医師派遣等について、信州大学医学部と県とが協力して取り組む体制を強化することによりまして、安全で持続可能な医療提供体制を確保していきたいと考えております。

続きまして、地域包括ケアの充実やそのための介護人材確保の取組という御質問でございます。

御高齢の方が安心して暮らし続けていただけるよう、地域包括ケア体制の充実、そしてそれを支える人材の確保定着は、これからますます重要な課題だというふうに考えております。

県では、新たに介護分野の専門職やNPO等地域で活動する多様な主体の皆様方が参画する共創プラットフォームを立ち上げて、市町村における生活支援や介護予防など、地域包括ケア

体制のさらなる推進を支援していきたいと考えております。

また、介護人材の確保に向けましては、介護職員の賃上げ支援やアクティブシニア、子育て世代など多様な人材の就業の促進、介護現場における生産性の向上等に総合的に取り組んでまいります。

また、本県は、大都市部と違って中山間地域を多く抱えております。非常に手間がかかる、介護職員、介護事業所の負担が重くなる傾向があります。こうした問題については引き続き国に提起しながら、長野県内どこに暮らしていても高齢者が安心して生活を送っていただけるような環境をつくれるように取り組んでいきたいと思っております。引き続き市町村と連携しながら、この地域包括ケア体制の充実、人材の確保に取り組んでまいります。

続きまして、福祉医療費給付事業のうち精神障がい者入院医療費への拡大とその効果という御質問を頂戴いたしました。

この精神障がい者の入院医療費に対する県としての対応については、かねてからいろいろと御意見をいただいていたところではありますが、来年度当初から実現することができるよう令和8年度予算案に必要経費を計上させていただいたところでございます。市町村をはじめ関係の皆様方の御意見を丁寧に伺いながら合意形成を図ってきたところでございます。

効果としては、精神障がい者の方の入院医療費負担が軽減されることによりまして、必要なときに治療を受けていただくことができる、ひいては地域で安心して生活いただける環境が整うものというふうに考えております。

現時点で全ての市町村が実施していただく意向ではありますが、ただ、条例改正やシステム改修等が必要になってまいりますので、県の制度は4月からスタートしますが、市町村によっては少し導入時期が遅れるところも出てくるというふうに受け止めております。県としては、できるだけ早期に全ての市町村で導入いただくことができるように引き続き働きかけていきたいと考えております。

続きまして、公共交通の維持・発展という項目で、交通空白を解消するための取組に市町村とどう取り組むのかという御質問でございます。

長野県地域公共交通計画におきましては、通院・通学等の移動を保証するということを明記させていただいております。役割分担としては、広域的な移動は県が、地域に身近な移動については市町村がそれぞれ担うという形にしております。

地域の身近な移動については、県としては、これまで、公共ライドシェアを開始する際の車両購入費の支援等で市町村の応援を行ってきたところではありますが、市町村の実態はまちまち、取組に差が生じている状況だというふうに受け止めております。このため、来年度におきましては、地域の実情に応じて最適な交通手段を選択することができるよう移動確保の基準

となるガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。また、デマンド交通、公共ライドシェア等様々な移動手段がございますので、そうした移動手段を組み合わせた標準モデルをお示しして市町村の取組を促していきたいと考えております。

また、部活動の地域展開が進められている状況であります。中学生の移動手段を確保することも重要な課題になっております。教育委員会と連携して、中学生の活動に不便が生じることがないように、モデルとなる取組を実施していきたいと。そして、そうした活動、取組方向を全県に展開していけるようにしていきたいと考えております。

こうした取組を通じて、自家用車に頼らなくても通院・通学等の移動が保証される長野県づくりに向けて取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、脱炭素社会づくりの推進ということで、ゼロカーボン戦略の目標達成の見通しと力点を置く施策について御質問をいただきました。

まず、ゼロカーボン戦略におきましては、2030年度までに温室効果ガス正味排出量6割削減という全国でも突出した高い目標を設定しております。家庭、産業、エネルギー等多彩な分野で取組を進めてきた結果、新築住宅のZEH率は7割に達したほか、住宅用太陽光発電や小水力発電の普及状況も全国上位に位置するということで排出量が約20%削減されるなど、一定の成果を上げてきたというふうに考えております。

しかしながら、現状のペースでは、2030年度には4割程度の削減量にとどまる見通しでありまして、目標達成は極めて困難だというふうに考えております。ただ、困難とはいえながらも、これは将来世代に対する我々世代の責任でありますので、簡単に目標を下方修正するというわけにはいきませんし、そうした考えもありません。引き続き本県が脱炭素化をリードするという決意の下、この目標を維持しながら取り組んでいきたいと考えております。

今後は、課題となっております家庭・産業部門における一層の排出削減に注力していきたいと思っております。エネルギーコスト削減促進のための設備更新を支援していきたいというふうに思っておりますし、また、今定例会に提出させていただきました地球温暖化対策条例の改正案、これは全国で初めて新築住宅へのZEH水準適合を義務づけることと併せて、事業所など全ての新築建築物への再生可能エネルギー導入を義務づけるなど、大変先駆的な取組だというふうに思っております。こうした政策手段を通じて脱炭素社会への転換を一層加速することにより、目標達成に向けて全力を注いでいきたいと考えております。

最後であります。山岳遭難の未然防止の取組について御質問をいただきました。

本県では、平成27年に登山安全条例を制定いたしました。登山計画書の提出や信州山のグレーディングを通じて、体力、技術に合った登山の普及等を進め、安全登山の推進に取り組んできたところでございます。

そうした中、近年は、装備が十分でない登山者や、体力、技術が伴わない登山者の増加を背景として、山岳遭難が過去最多を更新している大変残念な状況であります。こうした状況を踏まえて、来年度は、登山者が多く集まる登山口にゲートを設置し、登山計画書の提出や必要な装備の確認などの啓発を行う実証事業を行っていきたいと考えております。

また、有識者や山岳関係者等で構成する山岳遭難防止対策検討会（仮称）を立ち上げていきたいと考えております。遭難の要因や登山者の傾向を踏まえながら、規制の在り方や登山口における対策の強化など、制定から10年が経過する条例の見直しも含めて実効性ある対策を検討していきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 長野県150周年記念事業につきまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、取組状況と今後の予定についてのお尋ねでございます。

本事業は、多様な主体の参加を得て県全体で盛り上げていくことが重要と考えております。そのため、昨年12月の特設サイト開設に加え、公式SNSも最大限活用し、150年の歩みを振り返るショートムービー、関連イベント、県ゆかりの偉人の紹介などを行い、機運の醸成を図っております。

また、県民参加型の事業として、県歌「信濃の国」のオリジナル歌詞やパフォーマンスを募集する投稿キャンペーンを去る2月10日から実施しており、今後も、150周年をテーマに、写真や俳句などの部門を追加して募集する予定でございます。

ゴールデンウィークからは、県内77の市町村にスポットを設置いたしましたデジタルスタンプラリーを実施いたします。多くの県民の皆様が各地を巡り、本県の魅力を再発見していただけるよう展開してまいります。

8月21日に開催を予定しております記念式典については、メイン会場を松本市に設け、県内4か所の会場をオンラインで結び、音楽、伝統芸能、ダンスなど多彩なコンテンツで県民の皆様がつながり、一体感が醸成できるものにしたいと考えております。

市町村や民間に対しても、ロゴ利用や関連事業の実施を継続的に呼びかけており、2月16日時点で70件と、大変多くの連携事業が生まれているところでございます。これらの取組を今年1年間切れ目なく展開し、150周年の節目をさらに盛り上げてまいります。

続きまして、記念事業を未来へつなげるものにするべくどのように取り組むかについてでございます。

本事業のコンセプトである「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」に

は、県民の皆様が郷土への愛着を持ち、県内の多彩な魅力を自らの誇りとしてほしいという思いが込められております。こうした地域の誇りは、県全体の価値を高め、広く県外の方々を引きつける力になると考えており、多くの県民の皆様に参加いただける事業を展開してまいります。

議員から御紹介いただきましたように、令和9年以降には大規模なイベントが続き、県外からより多くの方々を迎えることになるため、信州デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンや体験型観光機会創出事業などとも緊密に連携し、県内各地の様々な魅力の再発見や磨き上げに取り組めます。

また、次の時代を担う世代に、地域の歩みや未来を自分事として捉えてもらうことが大切であると考えておりまして、小中学校や高校での150周年をテーマにした探究学習の推進や、新しい目線で地域の魅力を掘り起こすデザインポスター展などを通じ、未来の長野県を支える土壌を育んでまいります。

このように、150周年の記念事業を一過性のものに終わらせることなく、そこで生まれた地域のポテンシャルが、次年以降、そして未来につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 私には2点御質問を頂戴しました。

まず、県町村会からの水道事業の広域連携の取組を加速させる要望に対する見解についてでございます。

人口減少社会の到来によりまして、水道事業は、人、物、金といった経営資源の問題、すなわち職員不足、管渠の老朽化、料金収入の減といった大きな課題に直面しているところでございます。令和5年3月に改定しました長野県水道ビジョンにおきましては、こうした課題を解決するためには経営基盤の強化が必要であり、特に経営基盤の小さな町村におきましては、近隣市町村との事業統合や事務の共同化を推進し、一層の効率化を図ることが必要だとしていくところでございます。

これまで、県は、水道事業広域化の推進役として、上田・長野地域を一つの圏域として、合計9圏域で広域連携を検討する会合を主催したところでございまして、毎年、各圏域それぞれの事情を考慮しつつ、具体的な広域連携の内容や進め方について協議を行ってきたところでございます。現在、県企業局や広域企業団が供給エリアを持ちます佐久、上田・長野、上伊那、松本の4圏域では事業統合を、それ以外の五つの圏域では事務の共同化に向けた検討を進めているところでございます。

また、令和8年度予算案には、上下水道の基盤強化に向けましたアドバイザー派遣事業を盛

り込んでおりまして、市町村などに向けて、外部専門家による広域化に向けた会計処理や上下水道システムの構築等の講習会の開催や個別の指導助言を行うことによりまして、事業の基盤強化を図っていくことを予定しているところでございます。県としましては、国に対して技術的、財政的な支援を求めるとともに、今後も引き続き県が広域連携の主導的な役割を積極的に果たし、市町村などととも広域化、共同化の検討を加速してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの設置義務化の意義と県民の理解についての御質問でございます。

本制度導入の意義は、2050ゼロカーボンの実現のため、再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、エネルギーの地消地産を促し、暮らしの質の向上と持続可能な社会を実現する点にございます。

一方で、制度導入を検討する中で、イニシャルコストの増加など建築主の負担が重くなる懸念が想定されたことから、専門家による検討や関係団体への意見聴取を経まして、一般住宅規模ではなく、費用負担への対応力が高いと考えられます事業所など延べ床面積300平米以上の建築物を対象を限定したところでございます。

今後は、県民に対し本制度の意義や内容を丁寧に説明していくとともに、再生可能エネルギーの設備の導入は、イニシャルコストはかかるものの、ランニングコストの低減によって中長期的にはコストメリットがあることをしっかり周知してまいりたいと考えております。

さらに、来年度からは、そのイニシャルコストまでも不要となります事業者向けのゼロ円ソーラー提供者登録制度をスタートしまして、その活動を強力に広報してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には宿泊事業に関して2点お尋ねがございました。

初めに、苦情のある宿泊事業者への厳正な対応についてでございます。

昨年11月の軽井沢町からの要望においては、宿泊客による騒音などの苦情に対して、運営する事業者への監視や検査の強化を求められたところでございます。

県では、これまでも、苦情や通報を受け付けた際には、管轄する保健所において必要な指導等を行ってまいりましたが、苦情の対象となる事案の事実確認に苦慮することがありました。今回の軽井沢町のケースでは、町や警察署と協議を重ね、連携の強化を図るとともに、地域住民の皆様の御協力も仰ぎながら、実際に騒音などが発生している現場を確認できるよう、抜き打ちで調査を実施できる体制を整えたところでございます。今後、騒音などの苦情が発生した際には、速やかに調査等を行ってまいります。

一方、こうした調査を基に指導を重ねてもなお改善が見られない事業者に対しては、議員御

指摘のとおり、営業の停止や許可の取消しのほか、悪質な場合には警察への刑事告発をも含んだより厳正な対応を取ることもちゅうちょなく検討してまいります。

次に、民泊ゼロ日規制に関する国への要望についてでございます。

民泊事業の年間の営業日数をゼロ日として実質的に民泊事業を認めない、いわゆるゼロ日規制について、国のガイドラインでは、法の目的である観光客の宿泊需要への対応と観光振興という趣旨に反し、目的を逸脱するもので不適切とされているところでございます。

一方で、民泊事業が長年にわたり地域が育んできた歴史や文化、静ひつな環境の保全に重大な影響を与えかねないという懸念の声があることも認識しております。こうした点から、県といたしましては、地域の実情に応じてゼロ日規制を含めた民泊事業の制限が可能となるよう、自治体へ裁量を付与することを今年度内にも国へ要望してまいります。

しかしながら、このゼロ日規制は、現在、適正に民泊事業を営んでいる多くの事業者にとっては死活問題ともなり得るものでございます。このことから、ゼロ日規制が可能となった場合でも、一律のゼロ日規制が民泊事業を制限する方法として適当か、軽井沢町をはじめそれぞれの自治体において地域住民や既存の民泊事業者との合意形成を丁寧に行い、慎重に判断いただく必要もあるものと考えております。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、物価高騰への支援についてのお尋ねでございます。

国の農業生産資材の価格指数を見ますと、今回の高騰が始まった令和2年以降上昇が続いておりまして、昨年12月現在では令和2年対比125.4と、依然として生産資材等の価格高騰が経営を圧迫している状況です。

県は、これまで、国の経済対策を活用し、施設園芸における燃料や家畜の配合飼料、キノコの培地資材、肥料などの価格高騰分のかかり増し経費に対して支援をしてきたところでございます。

また、さきの1月補正予算においては、共同利用施設の再編集約・合理化や、酒かす等の食品製造副産物を家畜の餌として利用する取組、化学肥料の代わりとなる作物の導入促進など、コスト構造の改善に向けた支援も措置させていただいたところでございます。さらに、令和8年度当初予算において、地域特性に応じたスマート農業の広域的な導入支援などの生産性や収益力の向上に向けた予算を計上させていただいているところでございまして、今後も資材等の価格動向を注視し、必要な対応を検討してまいります。

次に、スマート農業や共同利用施設再編集約に対する具体的な支援策についてでございます。

効率化、省力化による農家の収益力向上に向けては、スマート農業技術導入の加速と併せ、老朽化が進む共同利用施設の再編を進めることが喫緊の課題であると認識しております。

このため、スマート農業については、これまで進めてきた防除や収穫などの作業を受託する農業支援サービス事業体の育成と活用に加え、次年度からは、地域計画を踏まえて重点的にスマート化を進める地域を設定し、県が専門のアドバイザーを派遣し、技術導入に向けた伴走支援を行ってまいります。

共同利用施設については、国が令和7年度からの5か年を農業構造転換集中対策期間として、地元負担を軽減し、施設の再編集約・合理化を加速化させる補助事業を措置しております。これを受け、県では、穀類の施設整備において県上乘せにより3分の2の補助率で支援をしており、園芸品目についても、今後、具体的な要望を踏まえ、検討してまいります。

最後に、経営リスクの低減に向けた県の対応についてでございます。

気象災害の激甚化や農作物の価格変動などにより、農業経営におけるリスクが年々高まっております。このため、県では、リスク低減に向け、生産者研修会等を通じて栽培品目の複合化や作期分散などの普及を図るほか、農業保険制度の充実を国に求めるとともに、制度の周知、加入促進を行ってきたところでございます。さらに、今年度より新たに農業版BCP（事業継続計画）の策定推進に向け、関係団体と連携した啓発活動等を実施しております。

また、近年、高温干ばつによる品質低下、収量減少などが顕著となっていることを踏まえ、来年度予算において、新たに温度抑制効果の高い資材の導入、高温適応品目への転換を支援するなどの取組を総合的に推進し、リスクに強い農業経営体を育成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には2問の御質問を頂戴しております。

まず、県産材の利用拡大についての御質問でございます。

昨年3月に公布、施行されました信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例に基づく基本的方針といたしまして、先般、長野県内の建築物等における県産材利用方針を改定させていただきました。この方針では、県が整備する公共建築物につきまして、基本計画策定前に部局横断の庁内連絡会議における木造採用の可否や、木質化の水準の検討を前提とさせていただきました。安全性やコストに配慮しつつ、県民の皆様が利用する施設を中心に、県産材の利用を計画的に広げてまいります。

また、民間の非住宅分野では、令和8年度から木造建築の設計費を新たに支援対象に加えまして、設計段階からの木造提案を後押ししてまいります。住宅分野につきましては、製材工場

と工務店等が連携して、エンドユーザーに県産材をPRする取組を令和8年度から新たに支援いたします。

こうした取組を通じまして、事業者や消費者に県産材が選ばれる環境を整え、県自ら公共施設での率先利用を進めることと併せ、県産材の利用拡大を着実に進めてまいります。

続きまして、森林づくり県民税活用事業の計画についてでございます。

県民の皆様から超過課税としてお預かりし、森林整備等の貴重な財源として活用している森林づくり県民税でございますが、第4期計画の残り2か年となり、令和8年度は進捗に遅れが見られる施策や県民ニーズの高い施策を中心に事業の拡充を図ってまいります。

再造林につきましては、本年度までの進捗が約7割にとどまる見込みであることから、新年度は、予算の重点配分や林業普及指導員による事業体への巡回指導の強化などによりまして740ヘクタールの目標達成を目指します。このほか、ライフライン沿いの危険木の伐採、ツキノワグマの出没に対応する緩衝帯整備など、地域課題の解決に向けた取組の強化にも積極的に活用してまいります。

続きまして、森林環境譲与税を活用する市町村へのサポートでございますが、県では、市町村の皆さんが森林環境譲与税を活用して取り組む森林整備等に当たりまして、担当職員の配置による相談や助言に加えて、県が保有する航空写真や測量データの提供など技術的支援を行ってまいりました。

その結果、県内76市町村で森林所有者への意向調査が行われるなど、一定の成果が見られております。その一方で、当初の想定よりも所有者や境界不明な森林が多く、森林整備の着手までに時間を要する市町村が少なくないという課題も顕在化しております。新年度におきましては、こうした課題を抱える市町村に対しまして、ICTを活用した効率的な境界明確化の支援を強化するなど、それぞれの課題に即した伴走支援を一層強化してまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には3点御質問を頂戴しました。

まず、防災・減災対策の関係で、河川整備などハード対策と流域治水の取組についてのお尋ねでございます。

県では、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、浸水及び土砂災害による被害を軽減させるため、これからの5年間で、河川整備としては堤防整備や河道掘削など河川断面を広げる対策を100河川で実施し、土砂災害対策としては砂防堰堤などの施設整備を156か所完了させる目標を定めております。この目標を達成すべく、国の国土強靱化関係予算を有効に活用し、事前防災としてのハード対策を進めてまいります。

また、気候変動の影響により、これまでの河川整備の目標を上回る洪水の頻度が高まっております。このため、流域治水の取組としてハード対策を着実に進めるとともに、水害リスクを踏まえたまちづくり、住まい方の工夫などのソフト対策を組み合わせ、あらゆる関係者と連携してこの取組を加速化、深化してまいります。

次に、インフラ老朽化対策のお尋ねでございます。

道路や河川などのインフラ施設につきましては、施設の重要度や健全度に応じた維持管理水準を設定し対策の優先順位を明確にした長寿命化計画を基に、国の国土強靱化関係予算を活用しながら修繕や更新といった老朽化対策を計画的かつ効果的に進めているところであります。

しかし、議員御指摘のとおり、高度経済成長期以降に整備された多くのインフラの老朽化が集中的に進行している一方で、維持管理を担う人材が減少しており、これらのインフラを安全かつ確実に次世代に引き継いでいくことは重要な課題であると認識しております。

このような状況の中でも的確なインフラメンテナンスを進めていくためには、複数自治体、複数分野のインフラを群として捉え、効率的かつ効果的にマネジメントしていく地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネの取組が重要であると考えております。加えて、新技術の活用など、建設DXの推進により生産性を高めていくことも不可欠です。

こうした新たな課題に対しましては、先ほど知事が申し上げました行政体制最適化推進プロジェクトチームに設置される公共インフラワーキンググループにおいて議論を深め、必要な具体策を検討してまいります。

次に、全ての新築住宅のZEH水準適合義務化についてのお尋ねでございます。

住宅は、建築後長期間にわたって使用されることから、2050ゼロカーボンに向けては、高性能な省エネ住宅をできる限り早期に普及させることが必要であり、ZEH水準の適合義務化は、その達成に向け、重要な施策として位置づけております。

省エネルギー性能が高い住宅は、建築コストは高いものの、暖冷房など毎日の光熱費が削減されることにより、将来そのコストを回収できるだけでなく、寒暖差によるヒートショックや結露に起因するアレルギー症状など、健康リスクの低減にもつながります。本制度は、単に負担をお願いするものではなく、県民の暮らしの質の向上にもつながるものであることをしっかりPRしてまいります。

また、県内中小工務店を含む事業者の皆様に対しましては、ZEH水準に対応した設計や施工方法に関する研修の実施、技術相談体制の充実を行うなど、関係団体とも連携して技術力の底上げに努めてまいります。

引き続き、県民や事業者の皆様のご理解と納得を得られるよう、丁寧な説明や情報発信に努め、住宅分野の脱炭素化を着実に進めてまいります。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難体制強化や防災人材育成の取組について御質問をいただきました。

災害直後の混乱した時期においては、市町村は被害状況の把握や物資の供給、速やかな罹災証明書の発行などに注力し、住民は地域ぐるみの避難や避難所開設・運営に取り組むことで、全体として迅速な初動対応ができるものと考えております。特に、住民の避難に関しましては、市町村が個々に対応することは困難でありますから、住民自身が地域ごとの特性を踏まえて主体的に避難体制を構築、強化することが必要であり、そうしたことから、地域の自治会や自主防災組織の役割は重要なものとなっております。

そこで、県におきましては、信州大学の協力の下、令和5年度から地域での避難や住民主体の避難所の開設・運営に関するモデル構築に取り組み、令和7年からは県内各地での研修会を通じ、モデルの横展開を行っているところでございます。

また、防災人材に関しましては、これまで委嘱してきました自主防災アドバイザーに加え、新年度からは、近年認証者が増えております防災士も積極的に活動できるよう、自主防災組織と防災士による共同研修会を県内各地で開催し、両者の連携強化を進めてまいります。

今後も、持続可能な県づくりに向け、自助、共助、公助全ての面で初動対応のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育環境の充実と人づくりについて4点の質問をいただきました。

まず、不登校児童生徒への支援の現状と今後の支援体制についてでございます。

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置状況であります。

まず、スクールカウンセラーでございますが、112名を全ての中学校区に配置し、中学校区内の小学校及び県立学校にも対応できる体制を整えております。また、スクールソーシャルワーカー42名を教育事務所に配置し、福祉等の関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

教育支援センターは、各市町村が指導員の配置を進めており、不登校児童生徒への支援の充実が図られております。県教育委員会といたしましては、市町村が行うアウトリーチ支援を引き続き支援するとともに、支援の好事例を共有する取組を進めているところでございます。

校内での支援体制としては、小学校では子どもと親の相談員30名、中学校では校内教育支援

センター支援員18名及び不登校状態の子供を支援する教員54名、合わせて102名を配置し、子供や保護者への支援を行っております。

一方で、不登校児童生徒数の増加は、子供たちにとって学校が楽しく安心・安全な場所になっているかという問題意識を持っております。そこで、教員が子供と向き合う時間をさらに確保するため、教員の働き方改革を通じたゆとりの創出、地域との連携強化、民間教育機関との協働を進め、教員が子供に寄り添い、より質の高い支援を進めていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、部活動地域展開の現状と課題解決に向けた今後の進め方についてでございます。

少子化が進む中であって、子供たちがどこに住んでいてもスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、県では、中学校の休日部活動を、令和8年度末を目途に地域クラブ活動への移行を進めているところでございます。

令和7年度中学校部活動調査では、運動部で37.5%、文化芸術部で23.9%が既に休日の活動を地域クラブに移行済みと回答しており、地域差はあるものの、着実に前進しているものと認識しております。

一方、議員御指摘のとおり、指導者の確保、移動手段など様々な課題があることも承知しております。こうした課題解決に向け、県総括コーディネーターによる支援を強化し、市町村等と一層密に情報を共有するとともに、教育事務所の指導主事による学校訪問を通じて学校の課題を丁寧に把握し、地域の実情を踏まえた支援をしてまいります。

また、公民館、スポーツ・文化団体、民間企業らの多様な主体との協働をさらに広げ、指導者確保や受皿づくりを進めるとともに、オンラインクラブ活動や、先ほど知事も申しましたが新たにに取り組む予定のライドシェアモデル事業の実証成果を踏まえ、保護者負担の軽減や移動手段の確保にも取り組んでまいります。引き続き市町村や関係団体と連携し、子供たちの選択肢を増やすとともに、安心して活動に取り組める環境づくりを進めてまいります。

続きまして、高校教育の魅力化等の成果や課題、今後の取組についてでございます。

県立高校の魅力化につきましては、令和6年9月に策定した特色化方針に基づき、各校において地域の声も聴きながら今後の取組内容を検討しているところでございます。また、生徒自らが企画提案する事業も併せて進めており、こうした活動を通じて学校としての特色づくりをさらにブラッシュアップしていく予定でございます。

探究的な学びやキャリア教育については、生徒自ら問いを立て、主体的に追究していく学びが各校に広がってきていると認識しております。このような学びにおいては体験的活動が重要であることから、地域企業と連携して、デュアルシステムやインターンシップ等を通じて自らの将来や生き方を考える教育を進めているところでございます。

また、地域と連携した人材育成については、連携コーディネーターの配置や地元企業に在籍する専門的人材の活用をはじめ、地域、自治体、産業界、大学等と連携協働する共学共創コンソーシアムの設置等、地域全体で高校生を育む体制づくりを進めております。

これらの取組の成果としては、自ら学ぶ意欲を高める生徒が着実に育っていると感じているところでございますが、課題といたしましては、地域間、学校間において取組の進捗に差があることでございまして、今後、先行事例を共有し、県全体として取組の底上げを図ってまいります。

最後に、ＩＣＴ教育の推進や学習環境の整備状況と今後の方向性についてでございます。

ＩＣＴ教育の推進については、クラウド活用出前講座やＩＣＴ利活用オンライン研修等の研修を重ねてきた結果、令和７年３月時点で授業においてＩＣＴを活用して指導できる公立学校の教員は、小学校で79.5%、中学校で79.8%、高等学校で93.6%と上昇してきているところでございます。

学習環境の整備については、まず、１人１台端末の更新・整備に関し、公立小中学校では、市町村において国庫補助を活用した取組が進められております。また、県立高校では、原則として保護者負担としているものの、購入が困難な生徒に対しては、県で端末を整備し、貸与する仕組みを設けております。

さらに、通信環境の整備状況については、令和７年３月時点で、公立学校の普通教室への無線ＬＡＮ等の整備率が、小学校では99.6%、中学校では99.7%、高等学校では100%に達しております。

今後も、子供たちの学びの充実につながるＩＣＴの効果的活用と、それを支える環境整備を着実に推進していくとともに、急速に進展する生成ＡＩをはじめとした新たな技術についても実践的な研究を進め、授業改善と業務改善の双方を進めてまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には警察行政と県民の安全・安心について６点御質問をいただきました。

１点目、県内における近年の交通事故の発生状況と今後の交通安全対策についてお答えいたします。

令和７年中の発生件数は4,482件で、前年に比べ488件減少。死者数は44人で、前年に比べ13人減少。負傷者数は5,351人で、前年に比べ654人減少と、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも減少しており、死者数につきましては、第11次長野県交通安全計画に掲げる令和７年までに死者45人以下とする目標を達成することができました。

過去３年間の交通事故の発生状況について見ますと、交通事故死者に占める高齢者の割合は、いずれの年も全体の半数以上となっており、また、高齢者が関与していた事故も全体の約４割を超えております。

そこで、今後重点的に取り組む対策についてであります。県警察では、高齢者の交通事故防止対策を最重点として、交通安全教育車を活用するなどした参加、体験、実践型の交通安全教育、運転に不安を感じた方やその御家族の方々への丁寧な安全運転相談、支援制度の充実による運転免許証を返納しやすい環境の整備等に取り組んでまいります。

このほか、子供等の交通事故防止対策、悪質危険違反等の取締りを重点として、関係機関・団体と連携しながら、県民の安全・安心に向けて交通事故防止対策に取り組んでまいります。

２点目、高齢者を狙った電話でお金詐欺の抑止・検挙対策と、地域や金融機関、行政との連携についてお答えいたします。

令和７年中の県内における電話でお金詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数は４５４件と、前年に比べ８９件増加し、被害額についても約３８億５,０００万円と過去最悪となっており、極めて深刻な状況にあります。中でも、警察官をかたり、捜査や優先調査等の名目で現金等をだまし取るニセ警察詐欺による被害が顕著でありました。

県警察では、これらの多くが、被害者の固定電話、携帯電話に対する海外からの着信が発端となっていることを踏まえ、犯人からの電話を受けないための国際電話利用休止等の電話対策を推進するとともに、これまでの水際対策に加え、金融機関と連携した詐欺被害の早期認知と迅速な口座凍結等の対策、県警公式アプリ「ライポリス」や県警音楽隊の活動、テレビＣＭ、ウェブ広告等を効果的に活用した最新のだましの手口等に関する注意喚起を行い、被害防止を図っているところであります。

特に、高齢者に関しましては、犯人側からの接触方法の大半が固定電話への架電によるものとなっていることから、常時留守番電話設定や国際電話の利用休止等の電話対策が重要と認識しており、これらを含め抑止対策を強力に推進してまいります。

その上で、犯行に使用された電話や口座に対する速やかな捜査を展開し、実行犯の早期検挙に努めるとともに、警察庁や関係都道府県警察と連携しながら、上位被疑者の検挙と犯罪グループ、違法なビジネスモデルの解体に向けた取組を進めてまいります。

また、地域や金融機関、行政と連携した対策についてであります。県警察では、地域防犯団体等と共同で街頭啓発活動や防犯講話を行ったり、県内に本店、本部を置く全ての金融機関と協定を締結し情報連携を強化したり、市町村に対しては防災行政無線放送による注意喚起を依頼したり、県の関係部局と連携して啓発活動などを行っているところであります。今後とも関係機関・団体等と緊密な連携をしながら、一層の被害防止、早期検挙に努めてまいります。

3 点目、県内における刑法犯認知件数の推移と地域住民が安心を実感できる防犯対策についてお答えいたします。

県内の刑法犯認知件数につきましては、平成13年の3万4,764件をピークに減少を続け、令和3年に戦後最小の5,959件を記録いたしましたが、令和4年には増加に転じ、以後、令和6年に僅かに減少したものの、昨年令和7年は再び増加するなど、近年は増加傾向にあります。

県警察では、犯罪発生状況を踏まえ、地域住民が安心を実感できる防犯対策として、「見せる警戒」をはじめとする街頭活動の強化のほか、県警公式安全・安心アプリ「ライボリス」をはじめとした各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信、防犯ボランティアと協働した通学路等における警戒・見守り活動、地域住民、関係機関・団体等による自主防犯活動の促進、街頭防犯カメラの普及促進等の犯罪抑止対策を推進しているところであります。引き続き効果的な犯罪防止対策を推進し、県民の安全と安心を確保してまいります。

4 点目、県警察における熊等の出没時の取組についてお答えいたします。

住宅地等に熊等が出没した場合、事案を認知した警察は、行政機関にその旨を連絡し、必要な対策を依頼するとともに、住民の安全確保のため速やかに現場臨場をして、避難誘導、現場周辺に対する立入り規制、警戒活動に当たるほか、周辺住民や学校、保育園等への情報提供を行うなど、地域住民の安全確保を最優先に対応しているところであります。また、市町村をはじめとする関係機関や出動した猟友会員等による熊の駆除に対しては、必要な協力をしているところであります。引き続き関係機関・団体等と連携しながら、県民の安全確保を最優先に対応してまいります。

5 点目、警察官の人材確保や働き方改革、それらの取組の進め方についてお答えいたします。

警察官の採用を取り巻く情勢が厳しさを増す中、県警察においては、民間企業における就職活動時期の早期化も考慮し、年間を通じて各警察署等における仕事体験やオンラインによる説明会を開催するほか、日常の警察活動の様子を分かりやすく伝えるため、近年はSNSを活用した情報発信にも力を入れて取り組んでいるところであります。

また、令和8年度の警察官採用試験では、民間企業を志望する学生や社会人の受験者を増やすため、広く民間企業等で行われているSPI検査を選択して受験できる試験区分を増やしたほか、地元志向の受験者の確保のため、南信エリアを対象としたエリア採用枠を新設いたします。

さらに、一般に、スポーツ選手は、規律を守る力や仲間と連携する力など、警察官に求められる能力を備えており、高い適性を有すると考えられますことから、プロスポーツリーグや実業団等で競技活動を行った経験を有し、セカンドキャリアを考えておられる方を対象としたスポーツキャリアアピール選考も導入することといたします。これらの新しい取組を通じて、警

察官採用試験の受験者の確保に努めてまいります。

なお、採用募集活動の強化と働きやすい職場環境の整備は車の両輪であると認識しております。県警察では、警察が就活生に選ばれる組織となるよう、年次休暇の取得促進や業務の合理化、効率化等による時間外勤務の縮減、さらには、子育てや介護など様々な事情のある方々が仕事と私生活を両立できる勤務制度の確立に取り組むなど、働き方改革を一層推進してまいります。

最後に、6点目、老朽化した警察署、交番・駐在所の建て替え・改修と装備資機材の充実についてお答えいたします。

まず、警察施設についてであります。県下22警察署のうち築後30年を経過した警察署は今年度末現在で16署に上り、全体の72.7%を占めております。また、交番・駐在所については、県下198か所のうち築後30年を経過している施設は61か所で、全体の30.8%を占めております。

この老朽化に加え、一部の施設については狭隘も深刻であり、警察機能が十分に発揮できないだけでなく、待合スペースやコミュニティスペースの確保が困難であるなど、来訪される県民の皆様に対して多大な御不便をおかけしている面もあると認識しているところであります。

警察署や交番・駐在所などの警察施設は、県民の安全で安心な生活を守るため極めて重要な施設であり、その機能を十分に発揮させ、また、県民の皆様の利便性を向上させるために、老朽化した施設につきましては、長野県ファシリティマネジメント基本計画に基づき、庁舎の建て替えや大規模改修による長寿命化を検討するなど、柔軟かつ計画的に施設整備を推進してまいります。

また、装備資機材につきましては、事件・事故等の現場活動を想定し、警察官の安全を確保するための装備資機材を計画的に配備してきたところでありますが、引き続き他県警察における導入状況の確認や取扱事業者との意見交換を行いながら、有効性が認められた装備資機材の追加配備、減耗更新に合わせた整備を進め、充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）それぞれ御答弁をいただきました。県政の重大課題について質問をさせていただきます。

知事も、今定例会の提案説明において、「今求められているものは、立場の違いを超えて知恵を持ち寄り、ともに挑戦する共創の力です。多様な主体の力を結集し、実効性ある取組を積み重ねていくことにより、確かな成果につなげてまいります」と述べておられます。

知事をはじめ執行部におかれましては、県民の声を真摯に受け止め、現場に根差した実効性ある施策を着実に進められることを強く要望いたしまして、自由民主党県議団代表としての質

間といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後１時20分まで休憩いたします。

午後０時12分休憩

午後１時20分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）皆さん、こんにちは。私が改革信州を代表して今回質問させていただき
ます埋橋茂人です。

阿部知事におかれましては、待ったなしの課題である人口減少対策や物価高騰による県民生活、県内経済への悪影響への対応、地球温暖化、気候変動等の対応に全力で取り組まれていることに敬意を表します。昨年９月には全国知事会長に就任され、「現場から、日本を動かす。」のスローガンの下、先ほども触れられましたが、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデートの四つの重点項目に取り組むとの知事の考えに大いに賛同するものです。

とはいえ、知事にとっての現場は、ここ信州長野県であり、県民との協働により、県政にとどまらず国の政策をも動かし、実効性ある施策の実現を期待いたしますとともに、私たちが県民の声を広く集め、政策提言に努めてまいります。自治力の強化で県民の幸せを実現し、国をも動かしていく。そうした県政の展開が欠かせません。

そして、今、質問の機会をいただきましたので、大きく三つの項目に分けて質問、要望、提案をいたします。

一つ目は、人口減少社会での地域の社会的共通資本の維持についてであります。質問要旨のナンバー２から７に当たります。二つ目は、県政諸課題に関する質問提案であります。ナンバー８に当たります。そして三つ目は、埋橋が県政に関する質問、要望をいたします。ナンバー９から12までであります。

その前に、これらの質問にも密接に関連しますので、高市内閣のキャッチフレーズである責任ある積極財政と地方財政についてまず伺います。

高市総理がその路線を引き継いでいると明言されている安倍内閣の経済財政政策、アベノミクスと、高市内閣の経済財政政策、サナエノミクスでは、その置かれている経済状況が全く異なります。

安倍内閣では、デフレ下で、黒田総裁の率いる日銀と事実上一体となって金融財政政策に取り組みました。デフレ脱却と経済再生のためとする金融・財政・成長戦略の三本の矢と言われるものです。大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を同時展開し、雇用改善や株価の上昇に一定の効果がありました。

しかし、東京と地方で貧富の格差が拡大、固定化し、持続的な成長にも課題を残しました。アベノミクスの生みの親と言われ、アベノミクスを理論的に支えたりフレ、通貨膨張派の代表的な経済学者で、イェール大学や東京大学名誉教授の浜田宏一氏も、550万人の雇用と金融緩和による株高を評価する反面、アベノミクスの反省点を挙げています。

一つとして、実質賃金の低迷と個人消費の停滞。二つ、任期中の2度にわたる消費増税による景気の腰折れ。三つ、三本の矢の成長戦略が不十分で構造改革が不発。四つ、円安・株高を招いた金融緩和の一本足打法。五つ、デフレ脱却の不十分さを列挙されています。

また、浜田氏は、サナエノミクスでは日本は不況になるとも警告しています。高市内閣は、発言を伺うと、円安を放置というより、株高を招くためにむしろ歓迎しているようにさえ思えます。物価高の元凶は円安であることは明らかです。一時的な物価対策を講じてモグラたたきのような効果しか望めません。現に、実質賃金は、大幅な賃上げにもかかわらず低下し続けています。さらなる格差の拡大が懸念され、地方経済と地方の暮らしは容易ならざる状況になることが懸念されます。

そこで、知事に伺います。

現在、ウクライナ戦争等の影響で日本はインフレ経済になっており、高市内閣がその中で積極財政を取ることは、インフレの火に油を注ぐことになりかねないとの強い懸念がありますが、責任ある積極財政が県経済に及ぼす影響について伺います。

二つ目。ガソリンの暫定税率が廃止され、軽油の暫定税率も廃止される見込みですが、それによる県財政や中期財政試算への影響について伺います。また、飲食料品の消費税率がゼロとなった場合の長野県財政への影響と、それに対する国の財政措置について伺います。

国では、新たに策定された国土強靱化実施中期計画により防災・減災対策を進めていくこととされていますが、県にも応分の財政負担が発生すると思われます。県では、令和8年度当初予算編成方針において、投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化し、中長期的な見通しを持って建設事業債の発行を可能な限り抑制するとありますが、具体的にどういった取組を行い、健全財政を維持していくのか。以上3点、阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 3点御質問をいただきました。

まず、責任ある積極財政が県経済に及ぼす影響についてという御質問でございます。

高市総理は強い経済を目指すということを再三おっしゃっている状況でありますし、昨日の会見は、私も、特に経済関係でどういうお話をされ、記者とどういうやり取りをするかということに着目して見ておりました。

まず、責任ある積極財政については、これまでの緊縮志向、未来への投資不足、こうした流れを断ち切るというふうにおっしゃっています。また、官民が協力し合って重要な社会課題の解決を目指す危機管理投資、成長投資を日本の成長につなげていく。国内投資を増やして強い経済をつくっていく。そういうことがなければ福祉など暮らしの安心も確保できないと、これが総理のお考えであります。

一方、金融市場等は、特に高市総理就任直後はかなり財政悪化への懸念等を持たれていた部分があったのではないかとこのように思いますし、報道等でもそうした懸念が報じられてきたところでもあります。ただ、昨日の会見の中では、金融市場等を意識した運営をしていくということを中心に明確におっしゃられたというふうに思っています。

まず、予算全体のめり張りに心を砕いていると。25年度補正予算でも、補正後の国債発行額を前年度以下に抑えたと。また、2026年予算では、一般会計新規国債発行額を2年連続で30兆円未満に抑えたと。公債依存度も、金融危機収束以降最も低い水準だと。プライマリーバランスの黒字化も行い、また、財政の持続可能性には十分配慮した財政運営を行ってきたつもりで、これからもそうするつもりだと。私がテレビで拝見して聞いていた限りでは、財政の持続可能性について相当意識をしていくということを中心に明確におっしゃっていらっしゃいます。

とりわけ、昨年の総理の所信表明演説の中でも、債務残高対GDP比については成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現してマーケットからの信認を確保していくというふうにおっしゃっていますので、こうしたことは我々も注目していますし、マーケットもそうした総理の発言や今後の具体的な対応に注目しているという状況だというふうに思います。

今後、消費税減税の話が国民会議で議論されることになると思います。我々地方の側からすると、これは地方消費税分も含まれていますし、消費税のかかなりの部分は地方交付税に反映されて、10%の税率の4割弱は地方財源ということもありますので、地方財政にしっかり配慮した議論を求めたいというふうに思っております。また、金融市場等では、この財政健全化に配慮してどのような議論がされるのかということが恐らく注目されているというふうに思います。今後とも、政府においては、マーケットも十分意識しながら、日本の経済が安定的に発展し財政の持続可能性も配慮されるような取組をしっかりと行っていただくことを期待しています。

為替の変動や金利の変動は、政府の財政政策のみならず、いろいろな要素で変わってくる部分もあるというふうに思います。今後長野県経済にどのような影響が出てくるかということをご

の場で申し上げるのはなかなか難しいというふうに思いますが、我々も、長期金利がどうなっていくのか、為替水準がどうなっていくのか、これは、長野県の産業、製造業、観光業、我々自身の長野県の持続可能な財政運営にも影響がある話でありますので、そうした点にもしっかりと注目しながら県政運営を行っていきたいというふうに思っています。

続いて、暫定税率の廃止に伴う県財政への影響、それから消費税減税に伴う県財政への影響といった御質問をいただきました。

まず、軽油引取税やガソリン税の暫定税率の廃止に伴う減収の影響であります。来年度の減収に対しましては、国の地方財政対策において地方特例交付金で補填されることになっておりますので、県財政に財政的な影響は生じないことになります。ちょっと地方税が減ってしまうということではありますが、財政的には影響は生じないというふうに受け止めています。

中期財政試算におきましても、影響がない前提で試算しているところであります。翌年度以降も地方の財政運営に支障が生じることがないよう、地方の減収については代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任において適切に対応いただくことを期待しているところでございます。

消費税減税についてでございます。これはいろいろな消費税の減税の仕方があり得ると思いますが、仮に飲食料品に係る消費税率がゼロになった場合、国においては、国と地方を合わせて年間5兆円程度の減収が見込まれると試算されています。この国の試算額を基に本県でも機械的な試算をしますと、本県の地方消費税、それから消費税を原資とする地方交付税の法定率分については減収額が約180億円程度と試算しているところでございます。

消費税の取扱いにつきましては、今後国において検討されるものであるもので、現時点で、地方の減収に対してどのような財政措置が講じられるかということも含めて、まだこれからの議論というふうに受け止めておりますが、仮に大きな規模の地方税や地方交付税の減収となった場合には、国においてしっかり対策、対応を行っていただきたいというふうに思っています。今後の国における議論をしっかり見極めながら、地方として必要に応じて意見、提言を行っていききたいというふうに思っております。

それから、3点目ですが、防災・減災対策を進めるに当たってどう県財政を維持していくのかという御質問でございます。

県としても、国の国土強靱化実施中期計画における施策を積極的に活用して、防災・減災対策を集中的に進めていきたいというふうに考えております。その一方で、国土強靱化分を除く通常債の県債残高については縮減させていくこととしております。引き続き公共事業評価を通じた新規事業箇所の厳選やインフラの予防保全への転換等により、中長期的な見通しを持った投資的経費の重点化に取り組んでいきたいと考えております。また、交付税措置のない県債の

発行抑制や利子負担軽減にも資する繰上償還など、将来世代への過度な負担の抑制にも取り組むことで健全財政を維持していきたいと考えております。

以上です。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）続けて、人口減少社会での地域の社会的共通資本の維持について伺います。

地方創生策の長野県版であるしあわせ信州創造プラン3.0の2年目に当たる2024年（令和6年）度の政策評価結果が出ています。

44項目のうち、進捗率100%以上のA評価は22項目で50%、同じく80%以上100%未満のB評価は1項目で2.3%、80%未満のC評価は11項目で25%、基準値未満のD評価は9項目で20.4%、統計数値が未判明のものは1項目で2.3%となっています。2年目の政策評価結果を知事はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

続いて、信州未来共創戦略と基本的な認識は共通していると思いますが、経済学者で、社会問題にも提言し続け、シカゴ大学、東京大学等で教鞭を執った故宇沢弘文氏が提唱した社会的共通資本である大気、水、森林、河川、海洋、土壌等の自然環境、二つ目の道路、交通機関、上下水道、電力等の社会的インフラ、これには、現代では人工知能、AIやインターネット等の情報インフラも含むと思います。教育、医療、金融、司法、行政等の制度資本の三つが挙げられます。

これにも人口減少は大きな影響を与え、これからもさらにそれが拡大することは、残念ながら必至の状況と言わざるを得ません。かてて加えて、世界をリードしてきた米国がアメリカファーストを掲げ、多くの国際機関や加盟条約からの脱退を次々と表明し、戦後の国際秩序は大きな危機に瀕しています。世界各地での戦争や、米国、中国、ロシア等の強大国の専横が目立ち、帝国主義の復活とまで言われる事態となっており、社会的共通資本が破壊されかねない状況になっています。

二つ目の質問です。知事は、しあわせ信州創造プラン3.0など様々な機会で社会的共通資本について触れられていますが、地方創生と人口減少・少子高齢化が課題となる現状において、社会的共通資本についてどのように認識されていますか。

三つ目です。失われた30年世代への就労・所得対策や、若年層の所得向上や県内定着、結婚支援に直結する施策の充実が喫緊の課題となっています。国の施策も、遅きに失したとはいえ、ようやく具体化されてきました。東京都と他の道府県では財政面で大きな格差があり、ひとしく享受すべき社会的共通資本も同様の状況であると考えます。例えば保育料の無償化や水道料の無償化等であります。このことについての見解と今後の取組を知事に伺います。

四つ目です。県として人口減少や少子・高齢化社会がもたらす長野県の未来の姿をどのように捉え、それに対応するために何に重点を置き、取り組んでいくか。また、実行に移すための人、物、金、情報をどのように確保、活用するのか。阿部知事に伺います。

続いて、社会的共通資本全般に触れる時間がないので、令和8年度当初予算編成の重点項目に掲げられた10項目のうち社会的共通資本に係る5項目について質問いたします。

健康福祉関係です。病院の役割分担と連携強化による安心・安全な医療供給体制の構築について伺います。

私は、この代表質問を、毎年人間ドックを受けている長野厚生連の松代病院のドック用の部屋で昨年暮れから書き始めました。私事で恐縮ですが、私は学生時代に大きな交通事故に遭い、長い入院生活を県外で送りました。酒井議員にも遠くから見舞いに来ていただきました。なお、妻も頻繁に見舞いに来てくれたことを申し添えさせていただきます。

その折り、治療の最終段階のリハビリをJ A長野厚生連鹿教湯病院でお世話になりました。高校を卒業し、大学に行くときは、多くの同世代の人たちがそうであったように、都会に出て海外勤務も辞さずに頑張ろうと思っていました。しかし、大けがをしてリハビリに励むうちに、お世話になっている病院が、長野県の農協が設立運営し、地域に大きな貢献をしていることに思い至りました。さらには、その頃は東京都の交通事故後遺症のリハビリ指定病院になっており、長野県を越えたところでも大きな機能を発揮していました。

リハビリを受けながら地域で役に立つ仕事をしたいと思うようになり、医者になることは、年を食っていることもあって、というより、必須科目であった物理、化学が苦手な諦めたというのが実際のところではありますが、厚生連と同じ基盤に立つ県農協組織に就職しました。健康診断、人間ドック、病気の受診等、50年近くお世話になっています。ある面では、50年間定点観測をしていたことになります。様々な思いがよぎる中で、病院は大きな転換点に立っていると感じています。

病院ですから、けが人と病人がほとんどなのは当然ですが、少子高齢化の進行で一層高齢者の比率が増加していることは明らかです。平成12年（2000年）に介護保険が導入され、医療と介護のすみ分けが進み、その当時は、介護への転換が進み患者の層が若返ったと感じましたが、近年は再び高齢化が進んでいると感じています。

データから見ても、日本の病院受診件数、特に外来は横ばいか微減傾向にある一方、介護保険サービス利用者は、制度開始以来、一貫して増加しています。これは、高齢化の進展と医療から介護へのシフトという政策的な背景が影響しているものと思います。

少しデータに触れます。病院受診者数の推移ですが、入院患者数は2000年代半ば以降減少傾向にあります。これは、高齢者人口が増加しているにもかかわらず平均在院日数の短縮化が進

んだためです。外来患者数は全体として横ばいか微減傾向ですが、高齢者、特に75歳以上の占める割合は増加しています。将来推計ですが、厚労省の推計では、入院患者数は2040年頃にピークを迎え、その後減少に転ずるとされています。

介護保険利用者の推移です。利用者数、認定者数は、介護保険制度が創設されて以来、サービス利用者数と要介護・要支援認定者数は大幅に増加しています。65歳以上の被保険者数が約1.6倍に増加する中で、サービス利用者は約3.3倍に増加しました。これは、制度開始から約20年間のデータです。要介護・要支援認定者数は、2019年（平成31年）4月時点で659万人と、この19年間で約3.0倍になっています。

将来推計は、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は2050年まで継続して増加する見込みです。訪問診療や在宅サービスの利用者数も今後多くの地域で増加し、2040年以降にピークを迎える地域が多いと見込まれています。

これらの背景には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築といった社会的な取組がありますが、医療・介護従事者の不足や偏在によって、ひとしく受給できることが基本の社会的共通資本の便益を受けることができなくなることが懸念されています。

厚生連病院の話に戻りますが、医療従事者の方も、若手の医師だった方が経験を重ねて部長になり、院長になっていくのと同じように、私自身も年を重ねてきました。女性の医師や男性の看護師が増え、男女共同参画の先駆的な事例ともなっていました。また、医療機器の進化、高度化はまさに目を見張るばかりでした。

しかし、医療従事者の方の忙しさは変わらず、昼食時間に診療が食い込み、まさに目が回るような忙しさが今でも続いています。県内の医療機関はいずれも同じ状況であることは様々なデータからも明らかです。とりわけ、公立・公的病院は、その設立の経過と使命から経営は厳しく、地域の生命を支えるために公的な支援は不可欠です。

そこで、7点、笹渕健康福祉部長に伺います。

一つ目。新たな地域医療構想の策定に向けては、既存の10医療圏の状況を踏まえ、構想地域の見直しを検討していく必要があると考えますが、県の見解と今後の対応について伺います。

二つ目。今後の医療ニーズの変化を踏まえ、地域型病院と広域型病院の類型化を早急に進め、さらなる役割分担と連携体制の構築に取り組む必要があると考えますが、今後の県の対応について伺います。

三つ目。民間医療機関の高度先端医療からの撤退の動きもありますが、公立・公的病院がその役割を担うべきと考えます。見解について伺います。

四つ目です。低賃金により福祉・介護人材の離職者が多く、人材不足は深刻です。国は、介護報酬を、本来令和9年度改定のを期中改定を行い、2.0%引き上げ、さらに令和9年度も実態調査に基づき対応するとしています。改定については評価しますが、まだ一般の就業者との賃金格差は大きいのが現状です。さらなる対応が必要であり、福祉・介護人材確保のため、国に継続した処遇改善を求めるべきと考えますが、いかがですか。

五つ目。訪問介護事業者の休業や閉所が全国的に相次いでいます。東京商工リサーチの調査によると、令和7年の介護事業所の倒産件数は176件で、うちヘルパーステーションが91件、52%を占めています。また、同様に休業件数は653件に及び、うちヘルパーステーションは実に465件、71%を占めています。長野県の倒産件数は2件、休業件数は12件です。条件不利地域の中山間地を抱える事業者はとりわけ厳しい経営状況にあります。訪問介護報酬の引下げを撤回し、介護報酬の引上げ、再改定を早急に行うように国に引き続き求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

六つ目。食材費や光熱費、燃料費等の増加が医療機関の経営を圧迫する中、県としても国の施策の活用や県単独での対応が求められると考えますが、取組状況と今後の対応について伺います。

看護・介護関係についてです。丸山議員も触れられましたが、少し細かく質問します。

一つ目です。看護師確保対策については、新規資格取得者の県内就職状況、大学等県内養成機関の実態と支援策、専門性の高い看護師の養成状況と再就職人数、及びそれに対する支援策について伺います。

この項目の中の二つ目です。2040年で介護職員が県内で4万8,000人必要とされていますが、介護職員確保策について、県内介護職員数とそのうちの介護福祉士の人数及び割合、介護福祉士の新規資格取得者の人数、大学等県内養成機関の実態と支援策について伺います。

医療及び介護の総合的な確保の意義が今改めて問われていると思います。我が国の医療・介護提供体制は、世界に冠たる国民皆保険を実現した医療保険及び2000年（平成12年）に創設された社会に定着した介護保険制度の下で着実に整備されてきました。一方、高齢化の進展に伴い、疾病構造が変化し、これに併せて必要な医療・介護ニーズが変化するなど、医療・介護の提供体制を取り巻く環境は、質問の前段で触れましたように変化しています。

次に、4番で、農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現について伺います。

一つ目です。低関税や無関税を基本とするTPP等の国際貿易協定に対して、アメリカのトランプ大統領は高関税政策を取り、世界の貿易は激変しています。このような状況の中、食料安全保障の見地からも、国内農業の重要性は従来に増して高まっています。国の食料・農業・農村基本法の改定を踏まえ、国の食料・農業・農村基本計画並びに県の食と農業農村振興計画

に基づき、産業政策としての農業振興策と地域政策としての農山村維持策の両方を展開し、県内農業生産力の強化と農山村機能の維持は社会的共通資本を維持していく意味でも重要と考えますが、見解と対応について知事に伺います。

二つ目。地域計画について、2点、村山農政部長に伺います。

一つ目です。10年後の担い手が位置づけられていない農地の割合が高い市町村が多数ありますが、地域計画の実態について把握した課題、市町村が計画を実践し、実現するために、国と県の役割について伺います。

二つ目です。農地中間管理機構等の現状を検証し、機能が十分発揮できるよう、事務の簡素化や予算の確保、遊休農地の利活用を含めた農地利用の最適化を促進することが必要と考えますが、現状と今後の対応策について伺います。

続いて、武田教育長に、一人ひとりに合った学びの実現など教育、子育ての更なる充実について伺います。

教員の児童生徒に向き合う時間の十分な確保を図り、児童生徒一人一人への個別最適化を進めるため、義務教育に合った30人以下の学級編制に移行することが重要と考えますが、今後の取組状況について伺います。

二つ目。不登校やいじめ、子供の貧困といった課題の解決には、校長等管理職のマネジメント能力の向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、市町村教育委員会との連携による支援の輪づくりが必要と考えますが、現状を伺います。

また、困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添った施策をどのように展開していくのか、伺います。

三つ目です。教育の分野でもウェルビーイングという言葉をよく耳にするようになりましたが、そもそも教育におけるウェルビーイングとはこういったものを指すものなのか、また、その概念をどのように児童や保護者に浸透させていくのか、伺います。

次に、公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上について阿部知事に3点伺います。

一つ目です。公共交通の維持について、上下分離方式等事業者の負担軽減策や資本増強策、基金等の安定的な経営維持策の構築などによる公的関与の強化を国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目です。燃料油価格高騰や人手不足により大打撃を受けているバス、タクシー、鉄道の各公共交通事業者に対する支援について伺います。また、運転手の確保について、これまでの事業効果の検証と今後の取組について伺います。

赤字ローカル線の存続について、JRネットワークを生かすことを求めるとともに、社会的

共通資本として維持していくために、国に対して抜本的な対応を求めつつ、県や市町村においても支援策の充実と活性化への取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。聞くところによりますと、ＪＲ東日本も長野支社を事業所にするというようなお話も聞こえてきております。対応がかなり難しくなるのではないかと懸念しております。

七つ目です。新たなゼロカーボン戦略の具体化による脱炭素社会の実現について伺います。

一つ目、全国各地で猛暑日の日数や最高気温が更新されるなど、地球温暖化が加速度的に進んでいます。一方で、2030年度に温室効果ガス正味排出量６割削減を掲げていますが、その達成は非常に厳しい状況にあると認識しています。先ほど丸山議員のほうにもお話がありましたが、見解を伺います。

次に、二酸化炭素をほとんど出さない水力発電事業が2050ゼロカーボン達成のために果たす役割は大きいと思いますが、今後新規で開発可能な小規模水力発電量はどのくらいか、吉沢公営企業管理者に伺います。

県民の意識向上について、３点、小林環境部長に伺います。

一つ目。脱炭素社会の実現には、ゼロカーボン戦略の県民周知に努め、県民の行動変容を促すことが重要であり、特に若年者の意識向上と参画促進が欠かせないと考えますが、見解と参加促進の具体策について伺います。

二つ目。松本市などで取り組まれている市民からの任意抽出による気候変動対策市民会議に学び、脱炭素社会づくり県民会議(仮称)の開催を検討すべきと考えますが、いかがですか。

三つ目。2050ゼロカーボンに向け、理解しやすい数値目標や、個々の企業や学校、個人などがそれぞれできることを具体的に示すべきと考えますが、いかがでしょうか。今まで、このところが非常に分かりづらいというようなお話をいただいております。

続けて林務関係を根橋林務部長に伺います。

持続可能な森林・林業体制の構築を進める中で、Ｊークレジット制度を活用した県有林が吸収した二酸化炭素量を環境貢献に取り組む企業や団体に販売する取組をもっと進めていくべきと考えますが、仕組みと実績について伺います。

再び小林環境部長に伺います。

持続可能な社会を形成するためには、社会的共通資本である生物多様性や水・大気等環境の保全を図ることが重要であり、そのためには、県民への啓発や必要な人材の育成確保が必要と考えますが、現状と今後の対応について伺います。

次に、令和７年11月27日に知事に提出した会派の令和８年度予算編成と当面の課題に関する提案をベースに、改革信州に寄せられた県民の皆様や市町村、各種団体の御意見や御要望と、会派で実施した中央省庁での次年度予算等の勉強会や県内外の視察等の内容を踏まえ、予算編

成と当面の県政諸課題について質問いたします。なお、社会的共通資本で触れた部分は重複するので省略いたします。

一つ目です。県民の声、特に事業の当事者の声を的確に事業構築や事業改善など施策に反映させる仕組みの構築を進め、かつ予算総合管理システムを活用し予算編成過程の透明化を一層推進するとともに、一般質問等における議員からの提案への対応状況や各種計画の目標及び成果と予算の関係を県民に分かりやすく示すことが必要と考えますが、見解を伺います。

また、決算と予算の連動性が重要と考えます。民間では、決算は予算の最大の検証、事業の最大の検証になっています。県では決算を次年度予算にどのように活用していくのか、伺います。

二つ目。今般、総合経済対策が更新されるところですが、非正規労働者対策や中小企業対策等に取り組み、実質賃金の底上げによる家計の実質所得向上を図ることが重要と考えます。あわせて、主食の米をはじめとする物価高騰が生活弱者の暮らしを直撃している現状を踏まえ、賃上げ促進と福祉の観点からの支援強化の両面から対策を進める必要があると考えますが、具体的な支援策を阿部知事に伺います。

続いて、健康福祉関係であります。

感染症について伺います。

一つ目。人獣共通感染症として、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、オウム、インコ、ハトなどの羽毛やふんから菌を吸い込むことで感染するオウム病や、人へは変異型クロイツフェルト・ヤコブ病として感染するBSE（牛海綿状脳症）などが知られています。さらに、致死率が10から30%にも達する重症熱性血小板減少症候群、SFTSが近県で確認されています。人獣共通感染症に対する県の備えについて笹渕健康福祉部長に伺います。

この項の二つ目です。環境保全研究所の機能整理に伴い、安茂里庁舎に残る機能を健康福祉部所管に変更する予定と聞いていますが、現庁舎は、住宅密集地に加えて、氾濫危険地帯に立地しており、感染症の対応に向いている場所とは考えにくいです。地方衛生研究所の立地機能について見解を伺います。また、国との連携機能分担はどのようになっているのか、伺います。

危機管理について渡邊危機管理部長に伺います。

近年、豪雨等の自然災害が発生する確率が高くなっていることを踏まえ、発災時に地域住民が誰一人取り残されることなく避難が可能となるための防災・減災対策が重要と考えますが、取組状況と今後の方針について伺います。

続けて渡邊危機管理部長に伺います。

南海トラフ地震等に備え、物資備蓄と安全・安心な避難所の確保の状況について伺います。また、避難所環境の整備、とりわけTKB（トイレ・キッチン・ベッド）については、災害援助

の国際基準であるスフィア基準を満たすものや、女性、乳児・幼児や要配慮者にも十分配慮がなされるよう、市町村と連携し取り組むべきと考えますが、取組状況と今後の方針について伺います。

六つ目です。長野県全域のDX推進に向け、今年度からスタートした長野県DXアクションプランに基づき取組が進められていますが、一つ、県内市町村への支援の状況について中村企画振興部長に伺います。二つ、県内産業への支援状況について米沢産業労働部長に伺います。

人事関係で伺います。須藤総務部長に3点お願いします。

一つ。県庁組織のさらなる活性化のため、職員一人一人の力が発揮される職場及び労働環境の向上や、将来につながる職員採用の強化に努めるべきと考えますが、実態と具体策について伺います。

次に、増加傾向にある中途退職者の退職事由について認識を伺います。また、失われた30年世代を中心とした社会人採用の拡大等、毎年度平準的で適時適切な職員採用を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、中途退職した職員との情報交換の場を設けるとともに、ウェルカムバック採用を増やすなど官民交流の取組を充実させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて県民文化で伺います。

県民一人一人が自らの個性を生かしつつ心豊かに暮らせるよう暮らしの安全対策を推進し、文化芸術のさらなる振興と、お互いの人格を認め合い、人格を尊重し合う中で、誰にでも居場所と出番がある県づくりが重要だと考えますが、性別や国籍などにかかわらず活躍できる社会を実現するため、現状と県としての今後の取組について伺います。

次に、人権条例です。

今年度初めに諮問された人権条例の策定が大詰めとなり、来月には答申の運びとなっています。先進的に制定した県によっては、現状と課題に向き合って、当初からの内容を部分的に見直すなどして取組を進めているところもあります。

条例制定に当たっては、今後、インターネット環境等状況が目まぐるしく変化する現代社会の中で実効性のある人権条例にするために、こうした状況の変化が生じた場合に実情に応じた柔軟な見直しができるよう、その旨を条文に明記する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

続いて環境です。小林環境部長に伺います。

近年多発する自然災害にもしっかりと対応するため、安全・安心、かつ安定した水道水の供給体制の構築が重要であり、人口減少下でこれらの維持や技術者を確保するため、市町村への支援が必要と考えますが、いかがですか。

産業労働で伺います。

最低賃金がようやく本県において時給1,000円を超えましたが、この間の経過や、公益委員、労働側委員、経営側委員のそれぞれの評価、生産性との関連、雇用への影響について米沢産業労働部長に伺います。

また、今後時給1,500円を目指す方向ですが、中小企業では生産性と内部留保、ストックの観点から容易ではないと考えます。県として今後どのように対応するのか、同じく米沢産業労働部長に伺います。

令和4年に公布された長野県中小企業振興条例は、「長野県の中小企業は、産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である」とうたい、基幹産業が明治期の製糸工業から戦後の精密機械工業、加工組立型産業や自動車産業の電装化分野へと変遷する中で地域経済を支えてきたが、それに貢献しているのは、進取の気性に富み、旺盛な企業家精神にあふれる中小企業者であるとしています。

中でも、様々な関係機関、中小企業関係団体等、この中には県経営者協会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、商工会議所、県商工会連合会、商工会、商店街振興組合、県産業振興機構などや、教育機関、金融機関に加えて労働団体も関係団体としてその役割が掲げられています。労働団体が入っているのは画期的で、他県には見られない先進的なものになっています。

他県から、この条例について、内容や制定に至る経過等、労働団体に問合せが多く来ていると聞いています。この長野県中小企業振興条例の趣旨を強く全県へ波及させるべきと考えますが、具体的な取組について同じく米沢産業労働部長に伺います。

次に、中小事業者がコスト上昇分の価格転嫁を行うのは容易ではなく、とりわけ人件費への転嫁が難しい実態が明らかになっています。サプライチェーンの段階ごとの価格の実態について伺います。

また、事業者が価格転嫁を確実に行えるよう、転嫁を促進する取組について伺います。これも産業労働部長に伺います。

次に、事業承継、新規創業支援、人材育成、働き方改革などの諸課題についても改善が図られるよう、地域の商工団体等との連携を強固にし、国の制度の活用を含めて県も必要な予算の確保と拡充対策を講じ、中小企業の振興により、活力ある長野県企業の創出と牽引を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

高橋観光スポーツ部長に3点伺います。

国内外において独自性や魅力が発揮される世界水準の山岳高原観光地における山岳高原リゾートブランドの確立を目指し、新たな観光資源の発掘や自然や風土を生かすブランディング

により観光需要の喚起に努めることが肝要と考えますが、戦略と具体策を伺います。

観光スポーツ部が設置されて間もなく2年を迎える中で、観光とスポーツを結びつけて実施した具体的な取組の実績と、それらを踏まえて今後どう取り組んでいくのか、伺います。

宿泊税について、3点、観光スポーツ部長に伺います。

来年度スタートする宿泊税の導入に際し必要なシステムの改修については、特別徴収義務者の過大な負担とならないよう事業者のニーズに応じた対応が必要と考えますが、取組状況について伺います。

使途は、宿泊環境や滞在環境の充実・向上に資するものとし、その検討に当たっては、特別徴収義務者を参画させ、共にその成果の検証を行う仕組みを構築すべきと考えますが、いかがですか。

三つ目です。人材育成やDXの推進など特別徴収義務者の生産性と持続性確保のための支援を行うとともに、市町村においても中長期的視点に立って基金化するなど、有効に財源を活用できる仕組みをそれぞれの課題に応じて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

林務部長に伺います。林業就業者の確保育成や所得増加策、安全対策の強化等の雇用環境改善に向けた支援の状況と今後の取組について伺います。

主伐・再造林の推進について、3点、根橋林務部長に伺います。

一つ。長野県森林づくり指針に掲げる再造林の目標に対する進捗状況を伺います。

二つ。主伐・再造林により素材生産の増加が見込まれることから、信州ウッドコーディネーターによる販路の開拓や県産材を活用した住宅の建設促進が必要と考えますが、現状と推進の具体策を伺います。

三つ。再造林を進める上で、県内産苗木の確保状況について伺います。また、花粉症対策として行っている人工林を花粉の少ない杉等へ植え替える取組の状況について伺います。

次に、森林の集約化やICT機器を活用しての境界明確化事業、搬出のための林道作業道等の路網整備の状況と今後の取組について伺います。

建設部長に伺います。

住宅耐震化の必要性を県民に啓発するとともに、予算のさらなる拡大と、耐震診断、改修・除却の対象を平成12年の建築基準法改正以前の木造住宅へも広げるべきと考えますが、栗林建設部長にお答えいただきたいと思います。

次に、警察関係で二つ質問をいたします。

定数が5名増となりましたが、その理由と配置先について伺います。

次は、特殊詐欺です。先ほど丸山議員も触れられましたが、警察庁が2月12日にまとめた特殊詐欺や、交流サイト、SNSを介した投資詐欺や恋愛感情に乗じたロマンス詐欺の被害総額

は、前年比62.5%増で3,241億円余となっているようであります。過去最悪を更新したとなっています。県内の件数は、先ほど県警本部長がお答えになりましたので省略します。大変驚くべき金額ですが、表に出ない被害も相当あると思われ、実際の被害額はさらに膨大なものになっていると推察されます。警察官への信頼を逆手に取って警察官をかたる事案や国境をまたいだ犯罪も目立つようになり、人々の暮らしに暗い影を落としています。特殊詐欺事件に対する令和7年（2025年）中の認知件数及び防止対策について伺います。また、犯罪の広域化に伴う捜査体制について併せて伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げます。

まず、令和6年度を対象に実施した政策評価結果についてどう捉えているかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0に係る主要目標の進捗区分については、これはA評価が半数という状況になりました。残りの半分はまだまだ目安値に達しておりませんので、努力が必要というふうに受け止めております。

政策分野別に見ますと、五つの柱のうち「快適でゆとりのある社会生活を創造する」という柱についてはA評価が75%ということで、おおむね順調に推移しております。一方、結婚、子育て、女性活躍推進に係る政策の柱4「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、D評価が主要目標七つのうち三つということで、かなり課題が多いというふうに認識しております。今後、主要目標ごとに課題をよく分析させていただいた上で施策の改善等を行って、目標達成に向けて取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

続きまして、社会的共通資本についてどう認識しているかという御質問でございます。

私もいろいろな場面で社会的共通資本の話をさせていただいておりますけれども、宇沢弘文先生がおっしゃった社会的共通資本について、国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、利潤追求の対象として市場的な条件によって支配されてはならないというふうに宇沢先生はおっしゃっています。

この概念は、知事としていろいろな分野の仕事をすればするほど含蓄のある言葉ではないかなというふうに思っております。分権自治の視点や市場原理主義に対抗する概念を幅広く含んでいるのがこの社会的共通資本だというふうに考えております。

具体的な分野でいけば、例えば、交通は運賃収入で賄うのが当たり前という状況から転換していかなければいけないというふうに思っておりますし、教育も、中央集権的色彩が強い教育を現場の自治に委ねていくことが重要だというふうに私は思っております。改めて、この社会的共通資本の意義については、今日的に再認識される必要があるのではないかなというふうに

思っております。私ども長野県では、今回かなり社会的共通資本を意識した取組を進めておりますけれども、今後とも真に豊かな社会をつくることを目指してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

東京都と他の道府県では財政面で大きな格差があり、社会的共通資本にも影響を与えているのではないかと、このことについての見解と今後の取組という御質問でございます。

東京都に人口や企業が過度に集中しているということは、多くの皆さんが指摘されているところでございます。社会的共通資本の維持管理という面でも、やはり税收、利用料収入が豊富な都市部とそうでない地方部との間ではその在り方がおのずと異なってくる部分があるというふうに思っております。

こうした課題を解決するには、やはりこの税源の偏在を是正するための取組が不可欠だというふうに思っております。全国知事会としても、これまで、税源の偏在性が小さく税收が安定的な地方税体系の構築というものを求めてきました。昨年12月の与党の税制改正大綱においてもこうした観点を踏まえていただき、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組が必要と明記され、さらに、法人事業税資本割や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討するとされました。関係の国会議員の皆様方には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。今後具体的な検討が進んでいくことを強く期待しておりますし、必要に応じて地方の側からもまた意見を申し上げてまいりたいと思っております。

続きまして、人口減少下の県の未来像と対応ということでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では、確かな暮らし、ゆたかな社会を目指していくということを掲げさせていただいております。明日への希望を持って日々の生活を送ることができ、万一の場合には温かな支援を受けることができるという安心がある社会、そして、お一人お一人の県民の皆様方に幸せを実感いただける社会、こうしたものを未来の姿として目指していきたいというふうに思っております。そのためには、人口問題、気候変動への対応、また、社会的共通資本をめぐる制度改革等、社会の基本設計をアップデートする取組に重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

また、こうした取組を進める上では、何としても県組織全体を挙げて取組を進めていかなければいけないわけであります。職員確保・育成基本方針によりまして県の職員の確保育成を進めていきたいというふうに思いますし、いろいろ厳しい財政状況ではありますが、持続可能な財政運営を行うことによって、真に必要な政策には財源をしっかりと振り向けていきたいというふうに考えております。

続きまして、農業についてでございます。

農業生産力の強化、そして農山村機能の維持は社会的共通資本を維持していく意味でも重要

と考えるがどうかという御質問でございます。

私も同じように考えております。何よりも、私たちの暮らしに不可欠な食料を生産しているわけでありまして、また、農業・農村は様々な機能を有する社会的共通資本の代表的な事例だと言っても過言ではないというふうに思っております。

農業経営者の皆様方ともお話をさせていただき、農業・農村を当事者だけで支えていくことがなかなか困難になりつつある中で、社会全体でどう支えていくのかということを改めて考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。産業政策としての農業振興策、そして、様々な方々の参加で農業・農村を支えていく地域政策、こうした両面から取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、公共交通でございます。まず、安定的な経営維持策の構築などによる公的関与の強化を国に求めるべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

先ほども少し触れさせていただきましたが、まさにこの公共交通の分野は、公の関与を増やしていくと。運賃収入だけで事業者が努力していくということはもう既に限界に来ているというふうに思っております。そうした観点から、本県においては信州型広域バス路線支援制度を推進させていただいているところであります。

また、国土交通省の審議会等の場におきまして、私からは、より公共が関与すべきだ。公共交通、特に全国ネットワークの部分は国がしっかり責任を持つ必要があるのではないかと。それから、交通に関する予算があまりにも少ないので飛躍的な増大が必要ではないかということを訴えさせていただいているところでございます。今後とも、こうした観点から、国に対して強く制度の見直し、財源の確保を求めていきたいと思っております。

続きまして、バス、タクシー、鉄道の各公共交通事業者に対する支援、そして運転手の確保について御質問をいただきました。

まず、支援でございますけれども、公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。県としては、鉄道事業者に対する安全性向上に資する設備整備への支援に加えまして、運行に必要な電力費用への支援、また、バス事業者に対しては、先ほど申し上げた信州型広域バス路線支援制度による赤字補填にとどまらない運行費の支援、そして、県有民営バス車両の貸与、さらにはタクシー事業者に対する車両導入経費の支援、こうした様々な事業者支援を行っているところでございます。

来年度予算では、地域鉄道への交通系ＩＣカードやタクシーの配車アプリの導入等につきましても支援を行わせていただき、公共交通の利便性向上を図り、利用者を増やすとともに、事業者の経営基盤の強化につながるように取り組んでいきたいと考えております。

また、運転手の確保につきましては、これまで、バスドライバー移住支援事業補助金の創設

や大型第二種免許の取得費用の支援など様々な支援策を講じてまいりました。移住支援金が採用の契機になったという声も伺っておりますものの、まだまだ支援の強化が必要ではないかというふうに思っております。

このため、来年度は、バスドライバー移住支援金の補助上限の引上げ、大型第二種免許の取得費用に対する支援の増額、求人サイトへの掲載費用など採用活動経費への支援制度の創設など、施策を一層充実してまいります。

続きまして、赤字ローカル線の存続について、ＪＲにネットワークを生かすことを求めるとともに、国に対して抜本的な対応を求めつつ、県や市町村も支援策の充実と活性化への取組が必要と考えるがどうかという御質問でございます。

昨日、国土交通省主催で、まさにこのＪＲの赤字ローカル線を含めてネットワークをどうするかという議論を行う有識者会議が開かれ、昨日は新潟県、広島県の知事も参加していましたが、私も県知事の立場で参加させていただいて、このことについて意見を述べさせていただいたところでございます。

このＪＲ路線は、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成しているものでありますので、赤字ローカル線の存廃議論を単に地方に任せるだけでいいのかというふうに思っております。そうした観点から、国として、より主体的に責任を持って取り組む必要があるということをお願いさせていただきました。

加えて、現在、不採算路線につきましては、ＪＲ各社が言わば内部補助で維持しているという状況でございます。私も一定程度はこうした内部補助で対応していただくことが必要だというふうに思っておりますが、それも事業者の自主性に任せるだけで本当にいいのだろうかという問題提起をさせていただき、国として一定程度基準を考えていかなければいけないのではないかというふうに申し上げさせていただいたところでございます。

この交通の部分について、国は、旧運輸省的と言ってしまうかもしれませんが、地域と一緒に考えていくというよりは、どうしても一歩引いて許認可官庁的に行動される観点が強いので、我々と一緒に交通ネットワークをどう守り抜くのかということを真剣に考えていっていただきたいというふうに思っております。

また、我々は、沿線自治体として、市町村と連携させていただき、利用者増や沿線のにぎわい創出にしっかり取り組むほか、駅のバリアフリー化、エレベーターの設置補助等利用環境の向上のための支援を行っていく必要があると考えております。この点については、引き続き、国や事業者と共に、どうすればより最適な交通システムが維持できるのかという観点でしっかり議論していきたいと思っております。

続きまして、県民の声の施策への反映、予算編成過程の透明化という御質問でございます。

これまでも、事業構築に向けた政策対話や予算要求に対するパブリックコメントを行ってまいりました。また、来年度からは、県民参加による提案・投票制度（仮称）も導入していきたいというふうに思っています。こうしたことを通じて、県民の皆様方の声を施策にできるだけ反映していきたいと思っております。

また、予算編成過程の透明化につきましては、当初予算の要求内容を部局ごとに公表しているほか、事業改善シートにより予算要求から予算額決定のプロセスを公表させていただいております。

こうした取組に加えて、今後、令和9年度末までに、予算、決算、事業評価を一元管理するシステムを構築していく予定でございます。これに併せて、県民の皆様方に伝わる効果的な情報発信の在り方についても研究していきたいと考えております。

また、決算の次年度予算への活用についてでございますが、前年度の決算額を踏まえ、次年度の予算要求における事業費の積算に適切に反映いたしますとともに、予算要求後も、編成過程の中で決算特別委員会での御指摘等も踏まえさせていただき、当初予算案を取りまとめることとしております。今後とも適切に対応していきたいと考えております。

最後に、賃上げ促進と福祉の観点の両面から対策を進める必要があるのではないかということで、具体的な支援策という御質問でございます。

実質賃金が伸び悩む中、賃上げ環境の整備を進めますとともに、福祉的支援の充実や家計負担の軽減に取り組み、家計可処分所得の向上を図っていくことが我々としては大変重要だというふうに思っております。

具体的には、事業者の賃上げ原資の確保を図るため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等への支援、また、専門家によります価格転嫁交渉等のサポートなどに取り組んでいるところでございます。

また、福祉的支援の充実の取組といたしましては、生活就労支援センターでの相談支援や生活必需品の提供、また、県フードサポートセンターを通じた食料支援、さらには低所得の独り親世帯への給付金の支給などを通じて生活基盤の安定に取り組ませていただいております。さらに、来年度当初予算におきましては、子育てや教育に関する負担軽減を図ることとしております。引き続き県民の皆様方の暮らしを切れ目なく支援していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療提供体制と感染症に関しまして10点お尋ねがございました。

初めに、新たな地域医療構想の構想区域の見直しについてでございます。

新たな地域医療構想の策定に当たっては、2040年頃の将来を見据え、医療需要の減少や医療人材の確保など、現行の構想区域では対応が困難な地域があることも踏まえ、安全で持続可能な医療提供体制を今後どのように構築していくかが重要な課題であると認識しております。

こうした課題に適切に対応するため、本県としては、現行の構想区域の広域化も視野に入れつつ、急性期拠点機能への医療資源の集約化などについて議論を一層加速させていく必要があると考え、令和8年度の新たな地域医療構想の本格策定に先立ち、本年度から有識者による懇談会を開催しているところでございます。本懇談会では、構想区域の見直しを検討するに当たり、2040年を見据えた人口規模の変化や患者の受療動向、医療従事者の状況や交通事情など地域の実情を踏まえ、どのような視点で検討するべきかについて意見交換を行っております。

来年度からの本格策定に際しては、懇談会で出された意見や国から示される次期構想策定ガイドラインも踏まえ、構想区域の見直しも含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関の役割分担と連携に向けた今後の県の対応についてでございます。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴い急性期の医療需要が減少する一方で、高齢者特有の慢性疾患への対応など地域で必要とされる医療ニーズが大きく変化していく中、将来の医療需要を見据えながら医療機関の役割分担と連携強化を進めていくことが不可欠であると認識しております。

県では、令和6年に策定した医療提供体制のグランドデザインにおいて、医療機関の役割分担と連携の一層の推進を図るため、広域型病院と地域型病院の機能を示し、各医療機関が地域における自院の位置づけを確認できるよう基本的な考え方を提示したところでございます。

このグランドデザインの実現に向けては、診療報酬データに基づく受療行動の分析など客観的なデータを積極的に活用しながら地域の医療提供体制のあるべき姿を関係者と共有しております。今後は、地域全体で最適な医療提供体制を構築するため、地域医療構想調整会議に市町村長や住民代表に加わっていただくなど、より地域の実情に即した役割分担と連携が進むよう県としてもしっかりと議論を主導してまいります。

三つ目に、高度先端医療を公立・公的病院で担うことについてでございます。

公立・公的病院は、地域の民間医療機関では採算性の理由から担うことが難しい救急、小児・周産期、感染症、災害医療など、県民の生命に直結する政策医療を担う役割を主に果たしていただいているものと考えております。その結果、公立・公的病院の令和6年度決算では約7割の病院が赤字を計上するなど、物価上昇などの社会経済情勢の影響により経営環境は厳しい状況にあります。

そのような中で、高度先端医療の導入には、専門性の高い医師の確保や高額な医療設備の整備、さらには継続的な投資が不可欠であり、公立・公的病院が新たに導入する際には、地域の

医療ニーズや採算性、地域全体の医療提供体制の在り方も踏まえながら慎重な検討が求められます。県としましては、公立・公的病院における高度先端医療の提供について、地域医療構想や医療提供体制のグランドデザインの考え方に基づき、地域の実情を丁寧に見極めながら、自院の役割も踏まえ、個別に慎重に判断していくものと考えております。

四つ目に、介護人材確保のための処遇改善についてでございます。

議員御指摘のとおり、国は、来年度、臨時の介護報酬改定を行い、介護従事者の処遇改善を行うこととしたところであり、一定の評価がされるわけではありませんが、依然全産業平均賃金と比べ大きく差がある状況でございます。

介護人材の確保定着に向けては、まずは他産業に比べて低い賃金水準である介護従事者の賃上げとともに、介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されるよう、今後も地域の実情に合った制度となることが極めて重要だと考えております。このことから、県では、これまでも全産業平均賃金や他産業における賃上げの動向を踏まえた介護従事者の処遇改善を国に要望してきたところでございます。今後も介護需要の増加が見込まれる中、どの地域に住んでいても必要な介護サービスが受けられるよう、現場を支える介護従事者の処遇改善を引き続き国へ強く求めてまいります。

五つ目に、訪問介護の報酬引上げについてでございます。

県としましては、訪問介護は高齢者の在宅生活を支える極めて重要なサービスの一つであり、高齢者人口がピークと見込まれる2040年に向けても訪問介護サービスが安定的に提供されることが必要と認識しております。

2025年における全国の介護事業者の休廃業・解散の状況は過去最多となり、訪問介護事業者の割合が最も高い状況にあります。県内の訪問介護事業所数の状況につきましては、近年、廃止件数は横ばいで推移する一方で、新規指定件数は減少傾向にあり、令和8年1月1日時点では全体で微減の状況となっております。

そのような中、県としましては、昨年夏、知事が直接国へ赴き、地域の実情に応じた報酬設定と地方への国費の充実、適時適切な報酬改定について強く要望したところでございます。現在、国では、今年6月に予定している介護報酬の臨時改定のほか、令和9年度の制度改正に向けて、中山間・人口減少地域の実情に応じた人員基準の緩和など、介護サービスの在り方について制度の検討が進められているところでありますので、こうした動向にも注視しつつ、県として引き続き必要な要望を行うとともに、訪問介護事業所におけるサービス提供体制の確保に向けた支援などにも取り組んでまいります。

六つ目に、物価高騰の影響を踏まえた支援の必要性についてでございます。

県内の医療機関からは、物価の上昇や人件費の高騰を背景に、公立、公的、民間を問わず経

営状況が厳しいとの声を伺っているところでございます。こうした状況を踏まえ、現在、県としましては、国の医療・介護等支援パッケージや重点支援交付金を活用し、医療機関における賃上げや物価上昇への対応を支援するため取り組んでいるところでございます。

また、令和８年度当初予算案におきましては、県民生活に不可欠な医療機能を確保するため、物価高騰の影響を受ける救命救急センターや周産期母子医療センターに対して県独自に上乗せ補助を実施してまいります。

今後、令和８年度診療報酬改定においては大幅な引上げが予定されておりますが、引き続き各医療機関への影響を注視するとともに、なお不足する部分が生じる場合には、国への要望も含め、適切に対応してまいります。

七つ目に、看護職員確保策に係る現状と支援策についてでございます。

看護職員の確保は、人口減少や急速に高齢化が進行する中、安心・安全な医療提供体制の構築のために重要であると認識しており、令和６年12月末における就業看護職員数は３万1,304人であり、年々増加している状況にあります。

新規資格獲得者の県内就職につきましては、令和６年度に県内の養成施設を卒業し看護職員として就職した者は824人、そのうち県内就職者は653人で、おおよそ８割が県内に就職しております。大学等県内の養成施設につきましては19校ありまして、令和７年度の入学者数は855人で、少子化の影響もあり年々減少傾向にございます。県では、看護師等養成施設への運営支援の拡充や看護学生に対する修学資金の貸与などの支援を行っております。

専門性の高い看護師の養成状況につきましては、令和６年12月末において特定行為研修修了者が213名、認定看護師が514名、専門看護師が41名となっております。中でも、感染管理認定看護師については新興感染症への対応に向けて県看護大学において養成を行っており、令和４年度から６年度までの３年間で53名を輩出しております。

再就職人数につきましては、令和６年12月末で、過去２年以内の再就職者が1,985人となっており、県ナースセンターにおいて再就職支援研修や交流会を開催するなど、就業支援を行っております。

八つ目に、介護職員の現状についてでございます。

県内の介護職員数については、厚生労働省が公表した調査結果によりますと、令和６年10月現在３万7,746人であり、そのうち介護福祉士は２万2,197人、約６割となっております。また、令和７年度において介護福祉士として新たに登録された方は、令和８年１月末現在で836人という状況です。

介護福祉士養成施設の県内の状況につきましては、養成施設数、入学者数共に減少傾向にありましたが、今年度の入学者数に関しましては、令和６年度と比べて増加に転じております。

これは、介護職を目指す若い世代が減少している一方で、近年外国人介護人材の受入れが進んでいることから、養成施設においても外国人留学生が増加傾向にあるためだと考えられます。

介護福祉士養成施設の卒業生は、将来、介護施設等でリーダー的な役割となることが期待されていることから、県では、養成施設に対し、入学者への修学資金の貸与や外国人留学生への奨学金等への支援、オープンキャンパス等PR経費や留学生の試験対策費等への支援に合わせ、小中学生等へ介護の仕事の魅力をPRする訪問講座や介護の職場体験などを実施しているところでございます。こうした介護職の魅力発信などを通じて、引き続き介護人材の養成確保に取り組んでまいります。

九つ目に、人獣共通感染症に対する県の備えについてでございます。

動物から人に感染する病気の総称である人獣共通感染症は、議員御指摘のとおり多くの種類があり、多様な生物が感染源となることから、県としましては、様々な関係機関と連携した総合的な対策が必要と考えております。

人獣共通感染症に対する県の備えとしましては、まずペットや野生動物への適切な接し方について、獣医師会等と連携した研修の実施や県のホームページの注意喚起等を行い、感染予防策の周知に取り組んでおります。

また、県内医療機関の協力を得ながら人獣共通感染症を含めた様々な感染症を幅広く対象とした発生動向調査を実施し、最新の発生状況を把握、公表しているほか、その発生が疑われる場合には迅速、的確な診断を行い、早期に治療に結びつけられるよう、環境保全研究所において国の機関とも連携しながら検査体制の維持充実を図っております。

さらに、人獣共通感染症のうち新型インフルエンザ等の発生に備え、患者受入れや医療提供体制確保のため、医療機関や薬局等とあらかじめ医療措置協定を締結することに加え、抗インフルエンザ薬や医療従事者が有事に使用するマスク等の個人防護具の備蓄についても体制を整えているところでございます。今後も、関係部局や医療機関、団体等と発生情報を随時共有するなど連携を図りながら、人獣共通感染症の発生に対し引き続き備えてまいります。

最後に、地方衛生研究所の立地、機能等についてでございます。

環境保全研究所は、令和10年度を目途に、環境部門を飯綱庁舎に集約し、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の現地機関、地方衛生研究所として独立させる予定でございます。この安茂里庁舎は、議員御指摘のとおり、周辺に住宅が密集し、浸水想定区域内に立地するほか、建物自体の老朽化や耐震性不足といった課題もございます。これら喫緊の課題を踏まえ、現在、立地等も含めた地方衛生研究所の在り方について関係部局と検討を進めているところでございます。

また、地方衛生研究所の機能につきましては、地域保健法において、地域保健に関する調査

研究、試験検査、情報の収集、整理、活用、市町村職員等も含めた研修指導などを行うこととされております。

一方、国では、国立健康危機管理研究機構において、感染症に関する国内外の科学的知見の収集・分析、検査技術や試薬等の開発・普及、職員の研修、技術的支援を行うほか、各自治体に対して必要な助言や指導等を行うこととされております。これら国との役割分担のほか、新型コロナウイルス対応の教訓も踏まえ、新たに独立させる地方衛生研究所を健康危機管理の技術的拠点と位置づけ、健康危機事案への対応力の強化充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には地域計画について2点御質問をいただきました。

まず、計画の実態と課題及び計画実現に向けた国、県の役割についてでございます。

昨年度策定された地域計画において、10年後の担い手が明確になっていない農地が県全体で約35%に上がることが明らかになり、本年度、市町村へのアンケート調査を実施した結果、担い手不足の進行、高齢化による新たな投資や取組への意欲の低下、農地の分散、点在が主な課題として把握されたところでございます。

これらの課題解決に向けた市町村の取組を国、県がそれぞれの立場から支援することが重要であり、国においては課題への対応に必要な制度等の整備や予算の確保、県においてはより現場に近い立場で地域ごとの課題に応じたきめ細かな提案や支援の実施、さらに現場の課題を国につなげていくといった役割を果たしていくことが必要であると捉えております。そのため、県としましては、地域振興局ごとに設置した支援チームが直接現地に入りながら、計画の実現に向け、支援をしていくこととしております。

次に、農地中間管理機構の現状及び農地利用最適化等に向けた対応策についてでございます。

農地中間管理機構は、担い手への農地の集積・集約化など、地域計画の実現を進める上で重要な責務を担っており、円滑な事業運営が求められております。

しかしながら、機構が実施する農地中間管理事業による農地の貸借は、新たな権利設定に加え、事業開始から一定期間を経過したことによる権利更新などにより、本年度の1月末現在の事務処理件数は前年と比べ2.3倍の1万3,000件を超えるなど事務量が激増しており、事務の簡素化等が急務となっております。

このため、機構が設置した事務改善検討プロジェクトチームに県も参画し、貸借に必要な書類の簡素化やDXの推進などの検討を進めております。また、県では、これまでも業務量の増加に伴う予算の確保を国に求めているところであり、今後も継続して要請してまいります。

農地利用の最適化につきましては、農地の集積・集約化や、遊休農地の解消に関する機構

や県も含めた機関6者が一体的に活動方針を定め、それぞれの役割を明確にしながら推進を図っており、県も積極的に関与し、引き続き農地が有効活用されるよう支援をしております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育、子育てのさらなる充実について3点御質問をいただきました。

まず、30人以下学級編制の今後の取組についてでございます。

児童一人一人に応じた支援を行うためには、教員の目が一人一人に届く環境を整えることが必要でございます。特に、生活や学習の基盤を形成する幼児期から小学校低学年にかけては環境の変化が大きく、この時期の丁寧な指導がその後の円滑な学校生活や学びにつながると考えております。

児童の個性に応じたきめ細やかな教育を行うため、来年度、小学校1年生において、学級規模を30人以下とする25人規模学級編制を実施し、児童の学習支援や相談体制の充実を図っていく予定でございます。また、25人規模学級の優位性を生かし、児童の興味関心や学び方に応じた支援やカリキュラム研究を外部の教育機関に委託し、その成果を学校現場に随時周知し、授業改善など教育の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、不登校やいじめ等の課題解決に向けた取組の現状と今後の施策展開についてでございます。

不登校やいじめなどの課題は、個々の要因が異なるだけでなく、その背景も多様化、複雑化していると認識しており、学校の管理職には、学校内外の様々な人材を活用し、効果的な支援体制を構築するマネジメント力が求められていると考えております。このため、管理職が最新の知見や好事例を学び、支援体制を的確に整えられるよう研修の充実に継続して取り組んでまいります。また、スクールカウンセラーは、公立小中高、特別支援学校全てに配置し、スクールソーシャルワーカーについても拡充を図ってきたところでございます。

一方で、専門人材の確保が難しい状況にあり、さらなる拡充には一定の課題があると認識しております。さらに、現在、市町村教育委員会や市町村福祉部局、民間団体との連携の下、既存の会議等を活用しながらそれぞれが強みを生かした支援の輪を広げているところでございます。

今後、関係機関とつながっていない児童生徒に対し、インターネット上の仮想空間を活用した新たな居場所を提供するほか、スクールカウンセラー等の専門職の支援力向上を図ることで一人一人の状況に寄り添った支援体制をさらに強化してまいりたいと考えております。

続きまして、教育におけるウェルビーイングについてでございます。

一般的に、ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的によい状態にあることを指すも

のとされております。県教育委員会では、第4次長野県教育振興基本計画において、人間関係の構築や自己理解を深め、社会とのつながりを実感しながら自らの人生を主体的に形づくり、充足感や生きがいを感じながら成長していく状態を教育における目指すウェルビーイングと考え、取組を進めております。

ウェルビーイングの概念は、豊かな自然体験や社会体験及び人との関わりを重ね、自己を見つめ、自己の価値に気づくとともに、他者と共に生きる喜びを実感できる教育を推進することによって子供に浸透していくものと認識しております。また、そうした子供の姿を教員が保護者と共有することで保護者の理解と共感につながり、広く浸透が図られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私にはゼロカーボンや水道事業に関して6点御質問を頂戴しました。

まず、県ゼロカーボン戦略の目標達成の見通しに対する見解についてでございます。

本県は、ゼロカーボン戦略の下、様々な分野で取組を進めてきた結果、2010年度に比べまして、温室効果ガス総排出量は約20%減少し、再生可能エネルギー生産量は約40%増加するとともに、県内総生産の増加と排出量の削減が同時に進展しますいわゆるデカップリングが国全体の状況に比べ大きく進展するなど、一定の成果が現れてきていると考えているところでございます。

一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の生活様式に慣れ、家庭産業部門において想定するほどの省エネが進まない、あるいは自家用車への依存度が高くなり公共交通利用への転換が進まないなど、実際の行動変容にはなかなかつながっておらず、現状のペースでは、目標の排出量6割削減のところ4割程度の削減にとどまる見込みで、目標達成が極めて厳しい状況にあると認識しているところでございます。こうしたことから、今後は、排出削減に向け、より効果的な取組を加速していく必要があると考えているところでございます。

次に、若年層の参画促進に対する見解と具体策についてでございます。

2050年度を見据えました息の長い取組を進める上では、未来を担う若者の意見を踏まえて取組を進めることは不可欠でございます。また、SDGsの浸透などにより、環境意識が高く、個人や民間団体で意欲的に活動している若者の取組を後押しすることも重要であると考えているところでございます。

そこで、県ゼロカーボン戦略の中間見直し作業においては、若者を対象とした意見交換会を開催したほか、県内で脱炭素化に取り組む学生や若手の就業者と知事との懇談の場を設け、意見交換を行ったところでございます。

こうした中で、今後、若者を中心に脱炭素化の取組の輪を広げるため、共創拠点でございますくらしふと信州において、現在一部の高校で実施しております高校生による学校断熱ワークショップを全県に展開していくほか、環境問題や脱炭素化に関わりたい若者と脱炭素化に取り組んでいる団体とのマッチングを行うなど、若年層の参加を促進していく予定でございます。

また、若年層に人気のインフルエンサー等を起用したSNS等での広告動画などを活用しまして、若年層のさらなる環境への意識向上を働きかけていこうと考えております。

次に、脱炭素社会づくり県民会議開催の検討についてでございます。

県内では、本県のゼロカーボン戦略の策定見直しにも携わっていただいております法政大学教授であり信州大学特任教授でもございます茅野恒秀氏を中心となりまして、一昨年来、松本市のほか、箕輪町でも、住民が専門家からの情報提供を踏まえて気候変動対策について議論する気候市民会議や気候県民会議が開催され、数か月にわたりそれぞれ5回前後の議論が行われたところでございます。この会議には県の担当者も参加し、県ゼロカーボン戦略の説明を行い、ワークショップの議論にも加わったところでございます。

今後、県民の意識向上や具体的な行動変容を促すとともに、様々な政策提言の場とするためにも、県のレベルにおいても同様の会議の開催を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、理解しやすい数値目標と、企業や個人等が取り組むべきことの明示についてでございます。

数値目標を県民にとって身近なものにし、具体的な行動を明示して取組を促していくことは大変重要であると考えております。こうしたことから、一昨年度策定しました長野県ゼロカーボン戦略ロードマップでは、数値目標の達成に向けて県民等に重点的に取り組んでほしいこととして、例えば、マイカー通勤・通学の10人に1人は公共交通にですとか、年3%の継続的な省エネと再エネ利用で選ばれ続ける事業者へ、こうした県民に向けて要請する具体的な行動とその目標を掲げているところでございます。今後は、そのロードマップをゼロカーボン戦略に吸収し、県民や事業者に重点的に取り組んでほしい事項をさらに拡充して戦略に掲げていく所存でございます。

次に、生物多様性等の環境保全に係る啓発や人材育成・確保についてでございます。

環境を保全し持続可能な社会を形成するためには、県民や事業者の理解、必要な人材の育成確保を地域全体で継続的に取り組んでいくことが不可欠でございます。

県では、これまで、環境フェアやエコポスターコンクールの実施に加え、親子向けの体験型自然学習会、さらには生き物観察会や水質検査を体験します諏訪湖フィールド学習会など、幅広い世代を対象とした啓発活動を展開してきたところでございます。

また、信州環境カレッジにおいて、NPO、企業、大学等と協働しまして学校向けや広く県民向けの講座を開設するなど、地域における環境教育や体験機会の拡大により環境保全を担う人材の育成確保を図ってきたところでございます。

今後は、昨年12月に開設しました長野県生物多様性センターにおいて、生物多様性ポータルサイト「信州いきものがたり」の掲載コンテンツを拡充するとともに、気候変動と生物多様性との関係性をテーマにした学習会をくらしふと信州と共同で開催するなど、情報発信と啓発の一層の強化を図ってまいります。また、諏訪湖環境研究センターでの諏訪湖を五感で感じる住民参加型の環境モニタリングなど地域密着の取組を通じ、環境保全に関する意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。こうした取組によって、環境保全意識の醸成と行動の促進、人材の育成確保に力を注いでまいりたいと考えております。

最後に、水道水の供給体制の維持と技術者確保のための市町村支援についてでございます。

水道事業を安定的に持続するためには、水道施設の耐震化や老朽管の更新を進めるとともに、技術者を確保することは大きな課題であると認識しております。

こうした中で、本県が出資します公益財団法人長野県下水道公社においては、市町村からの要請に応じて、令和6年度から水道事業の技術支援を開始し、市町村職員に向けた研修会を開催するとともに、市町村から水道施設工事の設計・積算及び施工管理を受託しているところでございます。

また、県と県内市町村等で構成する長野県水道協議会では、水道施設災害等相互応援要綱を定めまして、災害や渇水などの有事の際、市町村相互の間で迅速な応急給水や復旧活動の応援を行うこととしておりまして、県は、事務局としまして、給水車の派遣や資機材の調達といった広域的なバックアップを担うこととしております。

さらに、県としましては、限られた技術職員を有効に活用していくため、市町村の枠組みを超えた広域連携の推進による業務の集約化や、水道施設台帳の電子化などDX技術の導入、民間の資金やノウハウを活用した官民連携の助言などを行ってきており、今後も引き続きこうした取組を推進することにより、市町村への支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）新規開発が可能な小水力発電量についてお答えします。

環境省の2019年調査によると、長野県の水力発電開発に係る残存ポテンシャル、導入可能量は、全国で4番目に多い31万キロワットであるとの結果が出されています。

本県の豊かな水資源を生かした水力発電に関して、県ゼロカーボン戦略では、2030年度まで

に、2023年度比で3万6,000キロワット、仮に500キロワットの発電所なら72基相当ですが、さらに2050年度までには18万8,000キロワット増やすことを目標としています。

こうした中、企業局では、新規の水力発電開発や既存発電所の大規模改修による再生可能エネルギーの供給拡大に取り組んできており、建設部からの移管分を含め、これまで26の発電所を設置し、現在の総出力は約11万キロワット、一般家庭の年間使用量換算で15%程度となっています。

今後、開発可能な水力発電についてですが、次年度から10年間の新たな経営戦略では、資金面や実施体制等も考慮した上で、発電所10か所の新規開発を予定しています。これにより、2035年度までに、出力で約6,000キロワット、発電電力量では一般家庭換算で7,600世帯分の増を見込んでおり、さきに述べたゼロカーボン戦略における目標、これは2023年度から2030年度までの増加目標ですが、これの4分の1程度を賄う計画としています。

さらに、本県の開発可能性を踏まえた新規候補地点の発掘に向け、今年度から県内26か所の河川等における網羅的な流量調査を開始しており、長期的な視点に立ち、企業局以外の様々な事業主体とも連携してゼロカーボン実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には6点の御質問を頂戴しております。

まず、Jークレジット制度の仕組みと県有林での取組についてでございますが、Jークレジット制度は、間伐など適切な森林管理により増加した二酸化炭素吸収量を国がクレジットとして認証し、企業等がこれを購入することで排出量削減に貢献できる仕組みでございます。

県では、平成24年に小海県有林の森林整備による二酸化炭素吸収量を県内で初めてJークレジットとして取得いたしました。これまでの14年間で3回、二酸化炭素換算で合計7,892トンのクレジットを創出し、本年1月末時点までに、契約件数151件、2,047トン、約3,200万円を販売しております。

また、県有林で培ったノウハウや令和4年度に作成しましたJークレジット創出マニュアルを活用いたしまして制度導入に向けた普及を進めてきたことにより、これまでに4市町村、3つの森林組合、また県の林業公社へと取組が広がってきたところでございます。

今後は、制度の一層の周知を図るとともに、Jークレジットの創出に新たに取り組む市町村等に対しまして、認証に求められる要件を満たすための助言など、その立ち上げを支援してまいります。

続きまして、林業就業者の雇用改善支援策についてでございます。

令和5年度以降、全国トップクラスの働きやすい林業県づくりを掲げまして、移住・転職者

への支援金給付、新規採用者に対する資格取得補助など、就労環境の整備を着実に拡充してまいりました。令和８年度もこうした実効性の高い支援を切れ目なく行い、林業就業者1,600人確保定着に向けて取り組んでまいります。

これまで、稼ぐ林業の実現に向けまして、主伐・再生林の推進や高性能林業機械の導入支援等を進め、生産性と収益性の向上を推進してまいりました。こうした取組に加えまして、林業機械の自動化や遠隔操作等による省力化・低コスト化を加速することで、事業体の収益構造を改善し、就業者の所得向上につなげてまいります。

また、安全面では、労働災害の縮減に向けまして、安全衛生教育の徹底、装備の充実、安全管理体制の強化など多角的な支援を講じてまいりました。令和８年度は、こうした支援に加え、林業技能検定の資格取得を支援し、学び直しを通じた安全技術レベルの底上げを図ってまいります。

次に、長野県森林づくり指針に掲げる再生林の進捗状況についての御質問でございます。

この指針に掲げる令和７年度の再生林面積の目標680ヘクタールに対して実績は480ヘクタールを見込んでおり、達成率は73%でございます。この指針では、令和５年度以降段階的に、かつ後年度ほど高い水準を求める計画としておりまして、令和９年度に年間1,000ヘクタールの達成を目標としています。計画で求める水準から判断いたしますと、現時点の進捗は厳しい状況にあると認識しておりまして、計画達成に向けた一層の主伐・再生林の推進が課題であると受け止めております。

続きまして、県産材の販路拡大と住宅での利用についてでございます。

県では、県産材製品等に関する知識と木材営業の実務経験を兼ね備えた９名を信州ウッドコーディネーターとして配置しております。これまで、県内では、町営住宅の建築や市役所の木製駐車場の整備、県外では姉妹都市の小中学校の校舎や首都圏の駅ビルの建築などで県産材が採用され、コーディネーターの活動が県内外での利用拡大に結びついております。令和８年度もコーディネーターの配置を継続し、関係者間の連携促進や情報共有を一層進めることで、県産材の強みを生かした販路の拡大に取り組んでまいります。

また、県産材を活用した住宅の建設促進につきましては、信州健康ゼロエネ住宅助成金におきまして、引き続き県産材の使用を要件とし利用促進を図るほか、令和８年度からは、製材工場と工務店等が連携し、エンドユーザーへのPRを行う取組を新たに支援し、より多くの方に県産材を選択いただける環境整備を進めてまいります。

次に、県内産苗木の確保状況についてでございます。

県や関係団体が設けました需給調整の場におきまして、林業事業体などから示される植栽本数の見通しを基に生産者が苗木づくりに着手しておりまして、現時点では必要となる県内産苗

木はほぼ確保できております。今後見込まれる需要増に対しましては、苗木生産施設の整備への支援に加え、事業者団体と連携した実践的な講習会の開催などによりまして生産技術の向上と生産拡大を図り、安定的な供給体制を構築してまいります。

また、花粉の少ない杉等への植え替えでございますが、これは令和6年度から約28ヘクタールで実施しております。あわせて、県の採種園の種子から育てた花粉の少ない杉の県産苗木は、令和8年度に出荷開始を見込んでおります。こうした取組を通じまして、スギ花粉の発生源を減らす対策を進めてまいります。

最後になりますが、森林の集約化やICTによる境界明確化の状況と今後の取組についてでございます。

効率的な森林整備の推進に向けて、県では、森林の航空写真や測量データなどを市町村等へ提供し、所有者や境界の特定に活用いただいております。あわせまして、集約化に向けた森林経営計画の作成や、市町村が行う森林経営管理制度に基づく取組に対しまして支援を行っているところでございます。今後は、より一層の効率化を図るため、ドローン等のICT機器によるデータ収集やAIを活用した境界の推測に取り組みまして、境界明確化の省力化や高度化を支援してまいります。

また、林業・作業道の路網整備の状況でございますけれども、木材搬出の効率化に向けまして、林業経営に適した森林におきまして、林道と森林作業道を適切に組み合わせて路網整備を推進しております。近年は、新規の林道開設路線が減少する一方で、森林作業道の開設延長は直近の5年間で978キロメートル増加しております。今後とも、高性能林業機械による作業システムの構築の推進に向けまして、効果の発現が比較的早い森林作業道を中心に計画的な整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には2点質問をいただきました。

まず一点目は、誰一人取り残さない避難に向けた防災・減災対策についてでございます。

令和元年東日本台風の際、気象警報や避難指示を多くの方が聞いていたにもかかわらず、浸水が起きた地域から約1,700人も多くの方が救助されるという事態になりました。豪雨等からの逃げ遅れゼロを実現するためには、県民自らが、避難に関する情報を受けた際に自分はどう対応すべきかについて平時から想定し、準備をしておくことが必要なことだと考えます。そのため、県では、ハザードマップ、避難所位置の確認、防災タイムラインの作成などの機能を有する信州防災アプリを用意いたしまして、出前講座などを通じ、避難時の対応についての周知を図っているところでございます。

また、自分一人での避難が難しい避難行動要支援者の方々については、市町村が実施する要支援者とそれを助ける人の情報等をまとめた地域支え合いマップや個別避難計画の作成を支援しております。

県政モニターアンケートでは、20代から30代の若年層の防災意識が低いとされていることから、SNSを通じて若年層向けの啓発を進めるなど、引き続き、様々な手段を通じ、誰一人取り残さない避難のための仕組みづくりを進めてまいります。

2点目、物資備蓄、市町村と連携した避難所の環境整備についてでございます。

避難所につきましては、令和7年4月時点で、県内で約3,900か所の避難所が指定され、500万人を超える想定収容人数が確保されている状況でございます。また、災害初期に必要な物資につきましては、地震防災対策強化アクションプランに基づき、想定される最大避難者数の最低3日間分を確保するという共通の考えの下、市町村と県において備蓄を進めているところでございます。

避難所の環境改善につきましては、代表市町村とのワーキンググループにおいて、スフィアの方え方に基づく避難所設営の具体例や性差への配慮、子供たちの居場所づくり等を検討しており、改訂版の避難所運営マニュアル策定指針を年度内に作成し、周知していく予定でございます。

さらに、避難所の在り方が多様化し、国においても避難所以外の場所にいる避難者の方々への支援も対象とすることを明確化したことから、在宅、車中泊の避難者への対応なども並行して進めていきたいと考えております。

今後は、改訂する指針の内容を踏まえ、避難所開設の手順や過去の避難所で見られた課題への対応などを学ぶための研修会を開催するとともに、市町村と共同して在宅や車中泊避難者への支援の在り方も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県内市町村のDXの取組への支援の状況について御質問をいただきました。

人口減少下においては、デジタル技術の一層の活用が不可欠ですが、小規模市町村が多い本県では、デジタル人材が不足しているところです。このような状況を踏まえ、まず全体的な支援として、県内全ての市町村と県が参加する協議会を活用し、共同で事例の研究や共同調達などを進めております。

また、個別支援として、昨年度から実施している市町村DX推進支援事業において、県が確保した外部デジタル人材を各団体へ派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの導入な

ど、それぞれの取組状況に応じた伴走支援を行っているところであり、来年度予算案にも必要経費を計上しております。

現在、特に、市町村の書かない窓口、行かない窓口といったスマート窓口の実現に向けて力を入れており、各団体の目指す姿や取組の道筋をつけるところから支援を進めているところです。引き続き市町村が主体的、継続的にDXを推進できるよう、必要な支援を実施してまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には6件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、DXアクションプランにおける県内産業への支援状況についてです。

産業分野全体を対象に、DXを加速するツールの導入やデジタル人材の確保など基盤整備を進めるとともに、商工業、観光、農業、林業といった各分野における取組の深掘りも進めております。

まず、デジタルツールの導入に向けては、デジタル化一貫支援サイトを開設し、省力化や生産性向上が期待できるデジタルソリューションの情報提供、専門家による相談対応、伴走支援など、導入から活用まで一貫した伴走支援体制により県内事業者を支援しているところです。

また、事業者の人材育成計画策定を支援し、社内でデジタルスキルを習得する人材の育成につなげるとともに、デジタル分野のスキル習得や社内DXを推進する人材を育成するための講座を実施し、事業者のデジタルスキルの向上を図っているところです。

加えて、宿泊施設等における顧客予約管理システムの導入支援、スマート農業に関する技術を紹介する研修の実施、林業におけるドローンを活用した運搬技術の導入などスマート林業に向けた支援など、各分野においてデジタル技術の導入・活用も後押ししております。

次に、最低賃金額の経過と公労使の評価、生産性との関連、雇用への影響についての御質問です。

直近10年間の本県の最低賃金は、令和2年度を除き、平成28年度から令和4年度まで20円から30円台の引上げが続き、引上げ率は3%台で推移しておりましたが、令和5年度からは引上げが大きくなり、令和5年度では、額で40円、率で4.41%の引上げ、令和6年度では、額で50円、率で5.27%の引上げとなっております。そして、今年度は、過去最大となる、額で63円、率で6.31%の引上げが行われ、最低賃金は、時間額で1,061円と、1,000円を超えました。

これは、長野労働局が設置する長野地方最低賃金審議会において、公労使の代表委員の度重なる審議を経て決定されたものです。今年度の審議では、賃上げについては賛同であるものの、

改定額をめぐり労使間で大きな隔たりがあったと聞いております。

今年度の答申に対する考え方として、労働者代表委員からは、目安から少しでも高い額を示したかったが、実現せず残念である。一方、使用者の代表委員からは、特に小規模事業者への影響は大きい。さらに、公益代表委員から選出された審議会会長からは、県内の消費者物価指数や業況判断などから目安どおりが妥当と判断したといった発言があったと承知しております。

最低賃金に限らず、賃金引上げには原資の確保が不可欠であり、そのために、事業者の生産性向上が求められます。生産性向上が進まない場合には、雇用の維持を含め、事業継続に影響が生じる可能性も否定できないと考えており、県では賃上げ環境整備のための支援策をしっかりと講じてまいります。

次に、最低賃金額1,500円を目指す方向に対する県としての今後の対応についての御質問です。

本県では、令和8年度当初予算においても企業の賃上げを総合的に支援してまいります。具体的には、賃上げ環境整備支援事業により、生産性向上に資する設備投資や人材育成を支援し、1,500円を目指して一定の金額まで賃上げを行った場合に、さらに自己負担を軽減するインセンティブを設け、賃上げ環境の整備を強力に推し進めてまいります。

また、専門家派遣等や長野県価格転嫁サポーターによる企業訪問を通じた適正な取引環境の実現、副業・兼業人材を活用し、受注拡大や経営課題の解決を支援する取組などを進め、中小企業の課題に寄り添って賃上げ原資を確保できる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、中小企業振興条例の取組状況についてのお尋ねです。

県では、県内の中小企業者が地域社会と産業を支える重要な存在であることを踏まえ、その持続的な成長を図ることを目的に、長野県中小企業振興条例を制定いたしました。

本条例の大きな特色は、議員御指摘のとおり、産学官金に加え、労働団体や県民を含む幅広い主体が中小企業を支える存在であることを明確にしている点にあります。中小企業者の自主的な経営革新の促進や県産品の利用拡大による地域経済循環の強化といった基本理念の下、県全体で中小企業振興に取り組む枠組みを定めております。

県では、こうした条例の趣旨を踏まえ、経済団体、教育機関、金融機関、労働団体など中小企業に関わる各分野の代表で構成する長野県中小企業振興審議会において施策の実施状況や成果を報告するとともに、施策の方向性を議論いただくことにより、多くの関係者に条例の趣旨を踏まえた施策の実現に関与していただいております。

また、審議会でもいただいた御意見は施策の改善に適切に反映し、より実効性の高い支援となるよう努めております。加えて、地域振興局ごとに開催している人財確保・生産性向上連携会

議においても、関係機関が参画し、中小企業振興施策の紹介や地域課題の共有を通じて、条例が掲げる連携の理念を地域レベルで具体化しているところです。今後とも、本条例の基本理念を踏まえ、本県産業の基盤を支える中小企業の皆様が持続的に発展できるよう、多様な主体の協働による取組を県全体で着実に進めてまいります。

次に、価格転嫁の状況と促進の取組についてです。

中小企業庁の最新調査によれば、コスト全般の価格転嫁率が53.5%であるのに対し、人件費の価格転嫁率は50.0%にとどまっており、人件費の転嫁が特に進みにくい実態が示されております。また、サプライチェーンの段階別価格転嫁率では、1次請けが54.7%である一方、4次請け以降では42.1%と低く、取引段階が下流に行くほど価格転嫁が困難になる実態が明らかとなっております。

その原因としては、下請事業者側の取引停止などの不安による交渉のちゅうちょによる積極的な協議の不足や、発注者側の価格に対する説明不足などが挙げられております。このため、県では、価格交渉ノウハウを学べるセミナーの開催や動画の提供、中小受託取引適正化法、旧下請法の改正内容の周知に加えて、400名を超える長野県価格転嫁サポーターによる支援を通じて、サプライチェーンの各段階で価格交渉や取引の適正化が進むように取り組んでおります。

さらに、今後は、こうした取組に加え、取引停止などへの不安を抱える事業者が、既存顧客への依存度を下げ、自社の強みを踏まえて価格交渉できるよう、大手メーカーへの技術提案商談会の開催や新たな販路開拓を進めるなど、多くの県内の下請事業者において価格転嫁が着実に進むよう強力に支援してまいります。

最後に、中小企業の振興による活力ある長野県企業の創出と牽引についてのお尋ねです。

本県の中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、地域経済の重要な担い手である一方、事業承継や人材不足など多様な課題に直面しております。県としては、中小企業が将来にわたり成長できる環境づくりを重視し、成長投資、生産性向上、人材確保、育成支援を重点に新年度の産業労働部の予算を編成したところです。

まず、航空宇宙分野や水素分野などの成長期待分野への参入支援やスタートアップの創出、誘致を進め、地域産業の稼ぐ力を強化してまいります。また、売上高10億円を目指す企業への総合的な経営支援など、経営革新に向けた取組を後押ししてまいります。事業承継につきましては、国の制度を活用した長野県事業承継・引継ぎ支援センターにより案件の掘り起こしや後継者のマッチングを進めることで、地域企業の技術や経営資源を次世代につないでまいります。

さらに、生産性向上に資する設備投資やリスクリング支援など、国の制度も活用しながら、賃上げ環境の整備や働き方改革を総合的に推進してまいります。商工団体や金融機関と連携しながら中小企業の皆様にこうした施策を確実に届け、成果に結びつくように、相談から導入、

運用まで切れ目なく対応することで企業の成長を力強く支えてまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、職員採用の現状と労働環境の向上の取組についてでございます。

本県の職員採用につきましては、直近5年間、令和3年度から7年度の採用者数が年平均約230人で推移してきておりますが、今年度は約260人を見込んでおります。特に、社会人経験者の採用試験の実施回数を年2回から3回に増やしたことにより、採用者の約3割を社会人経験者が占めるなど、多様な人材の確保に取り組んでいるところであります。

あわせて、働く場としての魅力を高めるため、有給休暇の取得促進やフレックスタイム制、時差勤務といった柔軟な勤務制度の活用、執務室のフリーアドレス化やテレワークの推進など、時間と場所にとらわれない働き方の実現に向けた環境整備を進めております。

官民を問わず人材確保の競争が激しくなる中であっても、県で働くことの意義や働きやすさを実感していただけるよう、採用広報の強化や勤務環境の充実に取り組み、県民サービスの向上につながる組織づくりを進めてまいります。

次に、職員の中途退職の現状と職員採用の在り方についてであります。

直近5年間、令和3年度から7年度の離職者数は増加傾向にありますが、令和3年度の64人に対し令和6年度は131人で行われました。今年度は約100人程度となる見込みでございます。昨年度と比較すると今年度は約30人の減少となっております。

近年の離職者の属性や理由を見ますと、年代は50代が3～4割を占め、次いで20から30代がそれぞれ2～3割を占めております。離職理由としては、50代では介護や健康問題が多いのに対し、20から30代ではキャリアアップや業務の量や質のミスマッチが多い傾向にあります。特に、業務の量や質のミスマッチにつきましては、組織としても改善すべき課題であると認識しており、業務の効率化を進めるとともに、採用広報、インターンシップを通じた業務内容の丁寧な情報発信などに取り組み、ミスマッチの抑制と人材の定着を図ってまいります。

また、職員採用の平準化につきましては、安定的に人材を確保していくため、社会人経験者の採用を強化し、令和3年度の約50人から令和7年度は約90人へと大幅に増やしているところであります。今後も、新卒、社会人双方の受験機会を確保しつつ、採用の平準化と人材の確保定着に向けた取組を進めてまいります。

3点目でございます。中途退職者との情報交換の場の設置とウェルカムバック採用の充実であります。

本県では、令和5年度から、県職員を退職した方を再び採用するウェルカムバック採用を開

始し、今年度までに事務・技術系合わせて7名を採用してきました。こうした離職者の再採用の動きは官民を問わず広がっており、国家公務員に関しましては、今年度の人事院勧告におきまして、民間経験や新たな視点を有しつつ公務や組織への理解を備えた即戦力であり、組織を安定的に支える重要な人材と位置づけ、今後再採用を進めていく旨が示されております。

県としても、ウェルカムバック採用をさらに進めていく上で離職者との継続的なつながりを維持することが重要であると考え、来年度、離職者とのネットワークを構築し、ウェブを通じてコミュニケーションができる環境を整備することとしております。こうした仕組みが将来的に組織を離れた貴重な人材のプールとして機能するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、性別や国籍などにかかわらず活躍できる社会の実現についてでございます。

県では、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」を政策の柱に掲げて取り組んでおりますが、都道府県版ジェンダーギャップ指数の状況などから、ジェンダー平等の社会づくりに向けた取組はまだ不十分であると認識しております。

また、年々増加する外国人県民は、労働者であると同時に地域に暮らす生活者でもあり、その対応は急務となっております。このため、ジェンダー視点の幅広い施策への反映と多文化共生の推進を来年度予算の主要施策に位置づけたところでございます。

現在策定中の第6次長野県男女共同参画計画には、ジェンダーギャップの解消に向け、県のあらゆる施策にジェンダーの視点を反映するジェンダー主流化の考えを盛り込み、市町村、企業のトップの意識改革や、地域活動における女性参画を推進してまいります。

また、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員としてひとしく活躍できる社会づくりのため、現在調査中の県民アンケートの結果も踏まえ、有識者等による外国人政策検討懇談会での議論を深め、施策の一層の充実に努めてまいります。これら主要施策を着実に進めることによりまして、誰もが活躍できる社会の実現を目指してまいります。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におけます見直しの規定についてのお尋ねでございます。

現在条例について審議していただいております長野県人権政策審議会では、条例を何年か経過後に見直す規定を入れた方がよいとの御意見があった一方、条例は人権尊重の普遍的な理念を盛り込む県の人権施策の基礎となるものであるから動かさないほうがよいという御意見や、人権尊重や人権侵害行為等の禁止は普遍的なことなので簡単に見直せるようにするのは条例の

安定性を損なうとの慎重な御意見がございました。

また、この条例に基づいて新設予定の人権侵害行為等からの救済手段である人権オンブズパーソン制度（仮称）については、条例に改正規定がなくても運用状況を踏まえて必要な見直しを行うことができるとの御意見もいただいております。こうした議論の結果、審議会では条例の見直しを条文に明記しない方向で議論の集約が図られたことから、骨子案には見直しに関わる規定を設けておりません。今後、3月に予定されている審議会からの答申を踏まえて、条例化に向けて慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には5点質問をいただきました。順次お答えします。

まず、観光需要の喚起に向けた戦略、具体策についてのお尋ねです。

これまでも、県では、世界水準の山岳高原観光地づくりに向け、稼ぐ観光地づくりや長期滞在型観光を推進してきておりますが、これをさらに進めていくために、本県が有する強みや個性を生かした観光の魅力向上と発信に取り組むことが重要と考えております。

今後、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、国スポ・全障スポといった大型催事や、朝ドラ「巡るスワン」の放送など、全国的に注目が集まる絶好の機会が控えておりますので、令和8年度から本県の魅力向上につながる取組を鋭意進めてまいります。具体的には、令和9年度に本番を迎えるデスティネーションキャンペーンに向け、地域において観光資源の発掘や磨き上げを行うとともに、全国から旅行代理店などの観光事業者が集まる全国宣伝販売促進会議や三大都市圏などにおける商談会の開催によって、県内外に長野県魅力を強力に発信してまいります。

さらに、1月補正予算で事業化した体験割引キャンペーン「信州体験割」を3月下旬から実施する際には、県内各地の多様な体験プランを提供して周遊を促すとともに、長野県150周年記念事業とも連携して県内外の皆様への情報発信を行い、さらなる観光需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光とスポーツを結びつけたこれまでの取組実績と今後の取組についてお答えいたします。

観光スポーツ部は、令和10年に開催する国スポ・全障スポを見据えるとともに、観光とスポーツの連携により効果的な施策推進を図るため、令和6年度に設置されました。観光、スポーツの各分野の取組を推進するだけでなく、観光とスポーツの連携による相乗効果を発揮することで地域の活性化を図る施策も実施しておりまして、今年度は、プロスポーツチームの連携強化や、観光とスポーツの連携による誘客に取り組みました。

具体的には、プロスポーツチームの持続可能な経営の実現と地域社会への貢献を目的とした

セミナーやフォーラムを開催するとともに、観光周遊や多種目のスポーツ観戦を促すことを目的に、複数の試合観戦が可能となるキャンペーンを実施し、多くの方々に御利用いただきました。

今後は、こうした取組も踏まえまして、スポーツ観戦を目的に来訪する方々の観光周遊を促すキャンペーンを継続して実施するとともに、民間企業や大学と連携したプラットフォームを設立し、観光をはじめ他分野とスポーツとの連携により社会課題を解決するためのプロジェクトにも取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、宿泊税に関する御質問ですが、まず宿泊税導入に当たってのシステム改修への対応についてのお尋ねでございます。

特別徴収義務者として徴収を担っていただく宿泊事業者の皆様には、宿泊税の導入に伴う会計システムの改修に必要な経費について、原則としてその全額を県から支援することとしております。

この事業の実施に当たっては、県下10地域で説明会を開催するなど様々な場面で御意見等を伺ってきたほか、準備に苦勞し申請が間に合わなかった事業者に対応するため、11月補正で予算を増額し、本年1月から2次募集を開始したところであります。

また、宿泊税を契機として、会計システムの新規導入などDXによる生産性向上に取り組む事業者への支援も併せて実施しておりまして、事業者の負担軽減が図られるように引き続き取り組んでまいります。

続いて、4点目の宿泊税の使途について、それから成果の検証についてお答えいたします。

宿泊税の使途につきましては、宿泊税活用計画にお示ししているとおり、主として旅行者の満足度向上や利便性の向上に資する施策に活用することとしております。具体的には、本県の多様な魅力を生かした観光コンテンツの整備支援や観光地を結ぶ二次交通の充実に加えまして、宿泊施設の集積地における観光まちづくりや宿泊施設のバリアフリー化など、宿泊滞在環境の向上に資する取組を支援することとしております。

そして、宿泊税の検討に当たりましては、これまでも特別徴収義務者となる宿泊事業者と意見交換を行ってきたところでありまして、県観光振興審議会の宿泊税活用部会にも県旅館ホテル組合会の代表に御参加いただき、使途の検討を進めてまいりました。税の導入後に毎年度実施する事業効果の検証についても、この宿泊税活用部会において意見聴取を行うほか、今後様々な機会を通じて意見交換等を行い、ニーズの把握などに努めてまいりたいと考えております。

最後に、宿泊事業者の生産性と持続性の確保のための支援についての御質問であります。

宿泊事業者の生産性向上は喫緊の課題と認識しておりまして、1月臨時議会において計上し

ましたDX支援に係る補正予算を活用して速やかに支援を行ってまいります。また、持続的な経営が実現するように、宿泊税を活用し、経営力向上に資する人材育成研修を実施するとともに、宿泊施設の滞在環境向上による高付加価値化の取組を支援することとしております。

そして、市町村において有効に財源を活用できる仕組みとしては、地域の独自性を発揮するため創設した市町村交付金について、中期的な視点での取組や活用残額を有効に活用できるように基金への積立てができる仕組みとしたところであります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には住宅の耐震化について御質問をいただきました。

住宅の耐震化は、能登半島地震を契機とし、その必要性について様々な広報媒体を活用して情報を発信し、県民への啓発に努めるとともに、県単独で耐震改修への上乗せ補助を行っております。

今年度における改修・除却の補助件数は、能登半島地震前の令和5年度と比較して2.2倍、昨年度と比較して1.3倍の約400件となる見込みです。さらに、来年度は今年度を上回る予算を計上しているところでございます。

また、補助対象の拡大について、能登半島地震の実績によりますと、旧耐震基準の昭和56年以前に建築された住宅は、倒壊・崩壊した割合が新耐震基準の平成12年以前に建てられた住宅の約4倍であったという調査結果が出ております。このため、まずは、より対策が急がれる昭和56年以前の住宅を優先して支援し、平成12年以前に建築された住宅につきましては次期耐震改修促進計画において所有者への啓発を位置づけ、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には2点御質問をいただきました。

1点目、警察官の増員についてお答えいたします。

今回の増員は、我が国においてサイバー空間をめぐる脅威が引き続き極めて深刻な情勢にあるほか、特殊詐欺をはじめとする匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が重大な脅威となっていることなどを踏まえ、全国で475人の地方警察官の増員が認められ、このうち本県警察に5人が配分されることとなったものであります。県警察では、こうした増員の趣旨を踏まえ、サイバー捜査部門や組織犯罪対策部門への配置を予定しているところであります。

2点目、特殊詐欺事件についてお答えいたします。

令和7年中の県内における電話でお金詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は454件と、前年に比べ89件増加しておりました。県警察では、犯人からの電話を受けないため

の国際電話利用休止等の電話対策、金融機関と連携した対策、ライボリス等を活用した広報啓発などを行い、被害の防止を図っているところであります。

また、犯罪の広域化に伴う捜査体制についてであります。令和6年4月からは、都道府県警察が緊密に連携して、被害が発生した場所や被疑者の所在地等にとらわれることなく捜査を行う特殊詐欺連合捜査班、T A I Tを設置して、全国警察が一体となって捜査活動を展開しているところであります。

以上であります。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）これからは私の独自の質問に移ります。

先ほど米沢産業労働部長からお話がありましたが、長野県におけるスタートアップ企業の育成についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

県内経済を担う次世代産業を創出し、産業の活性化を図るため、スタートアップ企業への支援は重要であると考えます。これは、今御説明をいただいたとおりですが、これまでの県の取組と、私が言いたいのはこれからであります。ユニコーン企業、これは、評価額が10億ドル以上ですから約1,500億円以上、設立が10年以内、ステータスは未上場、株式公開はしていないというのが定義になっていますけれども、これは無理にしても、スタートアップ企業からさらに大きくするための人、物、金、情報等の支援策を講じて、ここが先ほどの産業労働部長の答弁とは少し異なるところでありますが、ミニユニコーン企業を産業別に基準を設けて育てていくべきではないかと。やはり環境、状況が違いますから、産業別にこういう育成策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、データセンターの県内誘致について伺います。

A I が普及し、膨大な量の情報処理が必要となり、データセンターの誘致や建設が国内各地で行われています。日本では、2024年（令和6年）3月時点で219か所となっていますが、米国の5,381か所、欧州主要7か国の合計2,100か所と比べて非常に少なく、米国の僅か4%、欧州の10%程度です。しかし、生成A I の普及やD X の進展に伴い、国内のデータセンター投資は加速しており、市場規模は、2024年（令和6年）に約4億円、2028年（令和10年）には約5兆円を超えると予想されております。総務省の予測です。現在、東京圏と大阪圏に集中していますが、政府はデジタル田園都市構想を掲げており、リスク分散の意味からも、北海道や九州等地方への分散が進められています。一方で、莫大な電力を必要とすると言われ、原発再稼働の理由にもされています。

しかし、北海道では、冷涼な空気と豊富な雪を活用し、データセンターの冷却用電力を大幅に削減。最大4割削減できると言われておりますが、グリーンデータセンターに取り組んでおら

れます。主な手法は、外気を直接取り込む外気冷房や冬の雪を貯蔵して夏場に活用する雪冷房です。これにより、消費電力の多い空調コストを抑え、CO₂排出削減と地産地消型エネルギーの実現に貢献しています。

北海道における冷却の主な特徴と事例を挙げます。

雪冷房、ホワイトデータセンター構想と言うそうではありますが、美唄市などで実用化されています。冬の除排雪を貯蔵して夏にサーバールームの冷却へ利用。冷房コストが半分以下に削減され、効果が上がっています。冷却後の排熱はウナギやアワビの養殖、野菜栽培に活用しています。

外気冷房型です。石狩データセンターなどで使っているようではありますが、さくらインターネットの石狩データセンターなどでは、冬期だけでなくほぼ通年で低温な外気を取り入れ、サーバールームを冷却。消費電力を低く抑えています。メリットは、低いランニングコスト、環境負荷低減、地政学的リスクの少なさ等です。

これらの技術により、データセンターの効率を示す指標、PUEは1.11程度を実現し、効率的でサステナブルな運用が行われています。ちなみに、PUE（電力使用効率）とは、データセンターのエネルギー効率を示す主要指標で、施設全体の消費電力をIT機器の消費電力で割って算出します。値が1.0に近づくほど空調や照明などの附帯設備に消費される無駄な電力が少なく、効率が高いとされています。理想は1.0であります。目安は、平均的施設は2.0～3.0程度で、2.0以下が効率がよく先進企業と言われているようですが、グーグルなどではもう1.1以下を達成しているそうであります。改善のメリットは、電気料金の削減、CO₂排出量の削減、持続可能な運用の実現などです。改善方法は、今申し上げましたが、空調の最適化やサーバーの配置の見直し、省エネ機器の導入などがあるそうであります。

ここからであります、長野県も北海道と同様に冷涼な天候と豪雪地帯があり、グリーンデータセンターの適地だと思いますが、誘致する考えはあるか。米沢産業労働部長に伺います。

続いて、農政であります。畜産の維持・振興策について知事にまず伺います。

長野県の酪農を含めた畜産の販売額は、失われた30年で生産額が約300億円減少しました。その過程で、多くの畜産農家が離農し、生産量も激減しています。平成2年（1990年）と最新統計である令和6年（2024年）の飼養戸数と頭羽数を挙げます。

乳用牛は、戸数は2,340戸から222戸と91%減、頭数は4万6,200頭から1万3,000頭で72%減。肉用牛は、戸数は3,450戸から308戸と同じく91%減、頭数は5万7,700頭から2万1,000頭で64%減。豚は、戸数は930戸から46戸と95%減、頭数は20万頭から5万3,000頭で74%減です。採卵鶏に至っては、戸数は4,730戸から17戸と99.7%減、羽数は149万羽から69万羽と54%減と、まさに激減しています。飼養戸数に至っては、全部足しても600戸に満たず、飼養農家は懸命

に努力していますが、規模拡大だけでは飼養数減少をカバーし切れないのが現状です。

このような状況の中で、主要な家畜の飼育数及び農家戸数の推移及び今後の見通しをどう捉え、今後の畜産の維持に向けた振興策にどう取り組むのか、知事に伺います。

続いて、農業関係であります。

長野県農業は、冷涼な天候を生かし、先ほど丸山議員もおっしゃっておられましたけれども、園芸品目を中心に全国に販路を持ち、産地として確固たる地位を築いています。また、米も、他産地が温暖化の影響を受け品質低下で苦しむ中、地勢や環境にも恵まれ、品質も単位面積当たりの収量も全国トップ水準を維持しています。それを品質開発や技術面で支えてこられた県の農政部や試験場の努力に敬意を表する次第です。

そこで、以下、村山農政部長に伺います。

農業における温暖化対策についてです。温暖化により栽培困難、または栽培可能となった品目や品種について伺います。二つ目です。温暖化対策として開発した品種や技術の状況について伺います。

項目2です。長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例の現状と伝統野菜の維持対策について伺います。

一つ、条例施行後、県で開発した品種数と普及状況について伺います。二つ、信州の伝統野菜の増減と産地・野菜名について伺います。三つ、種子管理団体における信州の伝統野菜の種子の保存の意義と状況について伺います。

最後に、現状の長野県農業の立ち位置、また、強みと弱みの評価、今後どのように県内農業を誘導していくべきか、村山農政部長のお考えを伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には、スタートアップについて2点、データセンターについて1点御質問をいただきました。

まず、スタートアップについて、これまでの支援、取組の状況についてです。

これまで、県では日本一創業しやすい県を掲げ、スタートアップ企業の創出に向けて支援策の充実を図ってまいりました。主な取組としては、長野市と松本市に信州スタートアップステーションを開設し、専門家による創業相談に対応。県内金融機関と連携し、信州スタートアップ・承継支援ファンドを設け、創業初期に必要なリスクマネーを供給。スタートアップ企業が事業アイデアを発信する場として信州ベンチャーサミットを開催など、創業前後の段階を支える様々な支援を行ってまいりました。

こうした取組の成果として、本県のスタートアップ企業数は、信州スタートアップステーション設置前の2019年度時点で54社であったものが、現在は112社まで増えており、大きく増

加しております。

次に、スタートアップ企業のさらなる成長に向けた方策についてです。

本県は、昨年6月、内閣府から全国13都市の一つとして第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されました。拠点都市計画では、医療・ヘルスケア、フードテック、環境・エネルギー、次世代モビリティ・ものづくりの分野を重点領域とするとともに、本県の豊かな自然環境を生かした実証フィールドの活用を特色としています。加えて、エコシステムの強化に向け、資金調達環境の整備やスタートアップ企業の集積につながる取組を進めていくこととしております。

こうした方針を踏まえ、令和8年度当初予算では、国内最大規模のスタートアップイベント S u s H i T e c h T o k y o と連携し、ベンチャーキャピタルやスタートアップ企業との新たな出会いを創出する S O B A T e c h N A G A N O を本年4月に開催する予算。それから、民間投資の促進を目的に、県内スタートアップに対しベンチャーキャピタルが投資を行った際に県も連携して助成する新たな支援制度の創設など、エコシステムの強化に必要な予算を計上したところです。この結果、先ほど議員に御指摘いただいたミニユニコーンとなり得るスタートアップが生み出されるようにしっかりと支援に取り組んでまいります。

一方、議員御提案の一定程度の基準を設け支援策を行っていくことに関しましては、事業者のニーズがどこにあるのか、こういった支援策が有効であるのか、県経済に対してこういった影響を及ぼすことになるのか等を考慮し、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

最後に、データセンターの誘致・建設についてです。

A I の普及に伴い、膨大な計算処理を担うデータセンターの社会インフラとしての重要性は一層高まっているものと認識しております。議員御指摘のとおり、本県は、冷涼な気候に加え豊富な地下水を有することから、データセンター運用の課題である冷却面で優位性があり、さらに、首都圏からのアクセスのよさも相まって、立地環境としても一定の優位性があると考えております。

一方で、十分な電力供給や用地の確保、通信インフラの整備、環境負荷への対応など、解決すべき課題も多く存在すると認識しております。県としては、こうした点を踏まえ、国の動向や県内企業のニーズをしっかりと把握するとともに、地域へのメリット、デメリットを丁寧に見極めながら、再生可能エネルギーを活用した小規模分散型データセンターや最新の冷却技術の特徴とするデータセンターなど、グリーンデータセンターの誘致が県にとって有効な選択肢となり得るか検討を進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には畜産の維持・振興について御質問をいただきました。

まず、家畜生産の推移と見通しでございます。

家畜の飼養戸数は昭和30年代、そして飼養頭数は昭和40年から50年代をピークに、牛肉の自由化など国際競争の激化、畜産をめぐる環境の変化により大きく減少してきております。大規模な施設の整備により、1経営体当たりの飼養頭数の増加が見られるものの、戸数及び頭数は依然減少しており、今後さらに減少することが懸念されております。

今後の畜産振興策についてでございますが、畜産業は、家畜の命を大切に育み、その恵みを消費者にお届けすることで食卓を豊かに彩る欠かせない産業だというふうに考えております。松本市食肉施設の閉鎖という大きな転換期に当たり、県として取り組むべきことを畜産業の持続的な発展に向けた支援策として取りまとめました。

付加価値、生産性向上、経営規模拡大、流通拡大、ブランド価値向上などを支援させていただくとともに、松本食肉施設の閉鎖に伴う影響の緩和など、支援策の内容、規模ともに踏み込んだ支援を今後行っていきたいと考えております。

令和8年度からの5年間を重点支援期間と位置づけ、集中的に支援を実施することで、生産者をはじめ畜産関係者が将来に希望を持っていいただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には農業問題について6点御質問をいただきました。

初めに、温暖化によって栽培困難、反対に栽培可能となった品目や品種についてのお尋ねでございます。

温暖化の影響は近年深刻化しておりまして、県内各産地において、米の白い濁りや割れ、果樹の着色不良、レタスの結球不良等が発生するなど、品質や収量の低下により既存品種での栽培が難しくなってきております。

一方、標高700メートルを超える地帯でも成熟に必要な温度を確保できるようになったコシヒカリや、高標高地でも冬越しができるようになった醸造用ブドウ、暖房コストが低減でき営利栽培が可能となった南信地域のかんきつ類など、これまで栽培ができなかった地域において新たな品目・品種が広がりを見せております。

次に、温暖化対策として開発した品種や技術の状況についてでございます。

温暖化に対応する品種としては、高温下でも障害が発生しにくいリーフレタスを開発したほか、本年度、高温耐性を備えた水稻1品種の登録を申請したところであり、今後、着色のよいリンゴ1品種を予定しております。

温暖化に対応する技術としては、リンゴ栽培で遮光ネットによる日焼け果を防止する技術な

ど、生産者が取り組みやすい管理方法を開発したほか、現在の気候に対応できるよう、病害虫防除や肥料散布のタイミングの変更など、既存技術の見直しも進めているところでございます。また、カーネーションやイチゴの施設園芸では、細かい霧を噴射し、夏場の高温と乾燥状態を緩和する冷房装置を開発し、品質や収量の向上に効果を上げております。

次に、種子に関する県の条例施行後に開発した品種数と普及状況についてでございます。

本県では、高品質な種子の確保と安定供給の仕組みを維持していくため、長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例を制定し、令和2年4月1日に施行いたしました。新たに県が開発した主要農作物の品種数については、国に品種登録の申請をした日を「開発した」とした場合、条例制定後では、稲で3品種、小麦で2品種、大豆、そばでそれぞれ1品種となります。

普及状況につきましては、例えば、うどんなどの麺に適する小麦の新品種は倒れにくいといった栽培上の特性もあることから、生産者、実需者双方の要望に応えられる品種として、県産小麦の約3割を占める作付となっております。その他の新たな品種についてはこれから本格的な栽培が始まりますので、生産者、実需者からの要望を踏まえながら随時普及拡大を図ってまいります。

次に、伝統野菜の増減等についてでございます。

県では、地域の気候風土に育まれ、歴史的な食文化が形成される中で、種子の保存、改良がなされてきた野菜のうち、昭和30年代以前から栽培され品種特性が明らかなことなど一定の基準を満たすものを信州の伝統野菜として平成18年から選定しております。令和2年に種子条例を制定してからは、伊那市の芝平なんばんや天龍村の十久保南蛮、泰阜村のやすおか源助大根など8品種を新たにに加え、現在85品種を選定しております。

次に、信州の伝統野菜の種子の保存の意義と状況についてでございます。

県としても、貴重な伝統野菜の遺伝資源を守り伝承していくことは重要であると考えていることから、種子条例に品種維持のための種子の保存を位置づけ、種子管理団体である長野県原種センターにおいて種子で繁殖するものを無償で預かり、現在43品種を保存しております。以前は地域の生産グループの希望により保存を行っていましたが、令和6年度からは種子保存を義務づけることとし、順次保存数が拡大しているところでございます。今後も、生産、実需が求める品種開発を行うとともに、条例に基づき、米・麦などの主要農作物と信州の伝統野菜の種子の確保と安定生産供給に努めてまいります。

最後に、本県農業の立ち位置、強み・弱みの評価、今後どのように県内農業を誘導していくべきかというお尋ねでございます。

本県は、レタスなど生産量で全国の上位を占めている園芸品目を複数有するとともに、果樹

ではリンゴやブドウなどにおいてポテンシャルの高いオリジナル品種の生産が進み、全国への総合供給産地としての地位を確立しているところでございます。

本県の強みは、議員からお話のあったとおり、高温傾向が続く中でも冷涼な気候を生かした高品質な生産が可能であることや、流通面では3大消費地へバランスよくアクセスできる立地条件などが現在の地位を支えていると捉えております。

一方、弱みとしては、中山間地域を中心に傾斜がきつく狭隘な農地が多く、規模拡大が進めづらいこと、生産コストの削減効果が現れにくいこと、さらに、小規模農家が多いことにより1経営体当たり所得水準が他県よりも低いことなどが挙げられます。

こうした弱みを克服するため、次年度には、農地の集積・集約化の加速化や持続的な農業を担う法人経営体の育成、参入の促進などに取り組むとともに、強みである園芸品目の安定生産や品質向上等への支援により競争力を一層高めてまいりたいと考えております。これらの取組によりまして、引き続き総合供給産地としての地位を維持するとともに、第4期長野県食と農業農村振興計画で掲げるくだもの王国づくりの推進など、本県の特徴を徹底的に伸ばすための施策により、持続的で稼げる農業の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ懇切な答弁をいただきました。

医療関係で私がこれから発言しようと思ったことを知事や笹渕健康福祉部長にほとんど言われてしまいましたので、ちょっと別のネタを使います。

知事からも御答弁をいただきましたし教育長からもお話をいただきましたウェルビーイングとか社会的共通資本、今、農業にも触れましたけれども、長野県はこういう豊かな社会的共通資本に恵まれているのだなと答弁を聞いて思った次第でございます。

ウェルビーイングも、私は生かじりで教育委員会には大変失礼なことも申し上げてきたわけでありすけれども、調べてみますと、WHOが1946年から使っている言葉だそうで、日本では大体2000年の初頭から文科省あたりで使っていましたが、最近になってやたらめったら言葉を聞くようになりました。最近、SDGsではなく、Dのところをウェルビーイングに変えてSWDsと言って、これが併存した価値のような論文も今かなり出ているところであります。

こういう用語をヨーロッパやアメリカの概念から入れ込むのは本当に大変だと思いますけれども、それを現場でどうやって保護者の皆さんや生徒の皆さんに教えていくのか。先ほど教育長も苦労されておられましたけれども、なかなか難しいものがございますので、このことを踏まえて、私どもとしても、社会的共通資本、ウェルビーイングの普及拡大に向けてみんなで努力をしてまいりたいというふうに思います。

大分時間を余しておりますけれども、これで私の代表質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明20日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時6分延会

令和 8 年 2 月 20 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第3号)

令和 8 年 2 月 20 日(金曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和8年2月20日（金曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

発言を許します。

新政策議員団代表小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。新政策議員団を代表し、質問をいたします。

まず初めに、しあわせ信州創造プラン3.0の推進と将来世代に責任を持つ県政運営について質問いたします。

知事の任期も今年8月までとなり、これまで進めてこられた県政運営を総括する重要な時期に差ししかかっていると考えます。知事は、就任以来、県民参加・対話型県政を掲げ、現場対話や共創の取組を重ねてこられました。また、人口減少・少子化対策では、若者・女性から選ばれる地域づくりを目指す施策、移住促進や働き方、子育て環境の充実など分野横断的な取組を進めてこられました。さらに、ゼロカーボン・環境政策においては、2050ゼロカーボンの実現を見据え、再生可能エネルギーの導入やライフスタイル転換の呼びかけなど全国的にも先行的な挑戦を続けてこられたところです。

一方で、人口減少の加速、地域間格差、担い手不足、脱炭素と地域経済の両立など、依然として課題は多く、施策の成果が県民の実感としてどこまで結びついているのか、検証も求められております。

そこで、これまで重点的に取り組んできた主要政策のうち、まず人口減少・少子化対策、ゼロカーボン対策について現時点での成果と課題をどのように評価しておられるのか、また、そ

れらを体系化したしあわせ信州創造プラン3.0を通じた県政運営の総合評価について知事に所見を伺います。

知事が掲げてこられた県民参加・対話型県政は、従来の行政主導の政策形成から県民との共創へと軸足を移す取組であり、本県の県政運営の大きな特色であると受け止めています。近年は、県民参加型予算の試行をはじめ、オンライン対話やデジタルツールの活用など、時間や場所の制約を超えて多様な県民の声を集める仕組みが整いつつあります。

その一方で、寄せられた意見をどのように政策へ反映しているのか、そのプロセスの見える化や広範な県民の意見をいかに公平に酌み取るかといった課題も指摘されています。また、県民の意思が直接政策に反映される仕組みの広がりや、行政の施策立案の在り方のみならず、議会の役割や意思決定のプロセスにも新たな変化をもたらすものと考えます。こうした時代の変化を踏まえ、県民の声をどのように把握し、県政を推進していくのか、知事に伺います。

しあわせ信州創造プラン3.0では、Iターン、Uターンの促進が重要な柱の一つとされています。女性や若者に選ばれる長野県を掲げ、若者の県外流出の抑制やIターン、Uターンの促進に取り組んでこられたことは本県の将来にとって極めて重要な施策であると認識しています。

一方で、人口の量の確保だけでなく、地域や産業の担い手となる人材の質や循環にも、より目を向ける必要があるのではないのでしょうか。

都市部等で一定のキャリアや専門性を培った方々は、外で得た知見やネットワークを地域に還元し、新たな価値創出や関係人口の呼び込みのハブとなってもらえることも期待されます。こうした人材の移住・定着は、単なる人口増以上の波及効果をもたらすものと考えます。例えば、こうした世代の移住者数等に着目した評価指標を導入してはいかがか、企画振興部長にお聞きします。

県政150周年を契機とした今後の国際戦略の在り方について質問します。

現在イタリアで開催されている第25回オリンピック冬季競技大会では、日本人選手の目覚ましい活躍に胸が躍りますが、世界各国の選手たちが互いをたたえ合い、限界に挑む姿にも多くの人々が胸を熱くしていることと思います。私も試合の様子を固唾をのんで見守っている一人です。スポーツが国境や文化の違いを越えて人と人をつなぐ力を持つことを改めて実感しているところです。

こうした光景を目にするにつけ、私たちはかつて本県が開催地となった長野オリンピックの経験を思い起こさずにはられません。あの大会では、競技のみならず、県民の国際意識の醸成、ボランティア文化の形成、そして異文化理解の深化といった言わばソフト面のレガシーが大きく育まれました。来県者を温かく迎え入れる姿勢や自ら地域に関わろうとする自発的な行動力は本県の大きな財産として今日に至るまで地域社会の中に息づいています。

しかしながら、こうした文化的な醸成は、意識して継承し、発展させていかなければ、時の経過とともに薄れてしまうものでもあります。だからこそ、県政150周年という節目を迎える本年を、単なる記念の年にとどめるのではなく、本県が有する国際的資産を再認識し、次世代へとつなぐ契機とすべきではないかと考えます。知事が近年国際戦略の強化に力を入れてこられたことと、この歴史的節目、そしてオリンピックレガシーの再評価という流れは、まさに時宜を得て重なっていると言えるのではないのでしょうか。

そこで、以下3点について知事に伺います。

オリンピック開催地「NAGANO」という世界的に通用するブランドを、これまで県としてどのように位置づけ、観光、教育、文化、産業などの分野で活用してきたのでしょうか。また、今後の国際戦略の中で「NAGANO」をどのように再定義し、世界に向けて発信していくのか、所見を伺います。

オリンピックを通じて育まれた文化交流の実績やボランティア精神は、本県の誇るべき社会的資源でもあります。これらを一過性の経験に終わらせることなく、次代の国際交流や人材育成へとどうつなげていくのでしょうか。例えば、総務省が展開するJET地域国際化塾などを活用して本県も国際交流の拠点をつくり、取組を進めていくことも大きな意義があると思います。現状の取組と、今後どのような方向性で発展させていくのか、伺います。

さらに、海外留学や在外勤務など国際経験を有する県職員の知見や人的ネットワークは、国際戦略を推進する上で重要な基盤となるものと考えます。こうした人材の活用をどのように図っているのでしょうか。また、部局の枠を超えた横断的な推進体制の構築も含め、今後の国際戦略の進め方について知事の所見を伺います。

次に、県政運営を担う県の組織について、3点、知事に伺います。

知事は、これまでの在任期間中、子供・若者施策を一体的に推進するためのこども若者局の設置、地域交通の課題に正面から向き合うための交通政策局の新設、さらには観光とスポーツを連動させた地域活性化を図る観光スポーツ部の創設など、時代の要請に応じた組織再編を積極的に進めてくれました。これらは、いずれも従来の縦割りの枠組みを見直し、社会課題に対して部局横断で対応していこうとする意思の表れであったと受け止めています。

一方で、行政組織の再編は、単なる看板のかけ替えだけでは成果につながりにくいという面もあります。交通政策局や観光スポーツ部の設置など、これまで進めてきた一連の組織再編についてどのような問題意識を持ち、また、どのような効果を期待して取り組んできたのか、所見を伺います。

庁内組織は、制度だけでなく、人によって支えられるものです。若手職員の多くは、難関を突破し、高い志を持って県庁に入庁しており、その意欲を持続させ、長く力を発揮してもらう

ためには、働きがいのある職場環境づくりが欠かせません。

一般に、新入社員は最初の３年間で職場の価値観や働き方の影響を強く受けると思われます。身近な先輩や上司の姿を見て自身の成長の方向性を定めていきます。もし挑戦よりも無難さが優先される空気があれば、職員は次第にチャレンジを避け、新たな取組や管理職を目指す意欲も薄れてしまいます。近年、管理職への志望が低下している背景には、こうしたロールモデルの見えにくさもあるのではないかと感じています。そこで、縦割りの打破や、挑戦や失敗を許容する組織風土改革についてこれまでどこまで進んできたと認識しているのか、現時点での評価をお聞かせください。

さらに、現在進められている組織改革の一つであるかえるプロジェクトについてですが、この取組が業務改善の効果へとつながられていることは一定の評価に値すると考えられます。一方で、成功事例だけでなく、失敗の経験も共有し合える文化へと発展させることが重要ではないかと感じています。上司や先輩が「今だからこそ笑い話になるけれど」などと自らの試行錯誤や失敗談を率直に語ることは、若手職員に安心感を与え、心理的安全性を高め、新たな挑戦を後押しする大きな力になると考えます。失敗を学びとして組織全体で生かす、そのような組織文化を根づかせていくことがこれからの行政組織には不可欠だと感じています。組織改革の一環であるかえるプロジェクトをこうした取組へと発展させていくべきと考えますが、その方向性と、知事自らが経験を語ることの意義について所見を伺います。

次に、人口減少時代における財政構造と自主財源戦略について伺います。

令和８年度予算案は、いわゆる骨格予算ではなく、政策的経費を含めたフルサイズの予算として編成されており、施策展開への意思が示されたものと受け止めております。

一方で、地方財政の仕組みに目を向けますと、税収が増えれば地方交付税が減るという構造があり、結果として、頑張っても自由に使える財源が増えにくいという、言わば交付税依存型の体質を生みやすい側面があります。この仕組み自体は全国的な均衡を図るために必要なものではありますが、地方が自ら考え、選び、地域に合った政策を展開していこうとする際の制約になってしまうとしたら、対策を考えなくてはなりません。

特に、法定受託事務と自治事務の割合を見ますと、市町村に比べ都道府県は法定受託事務の比重が高く、制度的制約の中で自由度が限られているとの指摘もあります。だからこそ、現行制度を前提としながらも、地方交付税算定における基準財政収入額への非算入25%の仕組みを踏まえ、中長期的な自主財源確保戦略を県として明確に持つことがこれまで以上に重要な観点になると考えます。

自主財源が増えれば、使い道の選択肢が広がります。国の制度に沿った事業を着実に実施するだけでなく、地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを展開することが可能になりま

す。財政規模の在り方も、抑えるか増やすかという単純な議論ではなく、県民の暮らしを支える政策を実現するための基盤をどう強くしていくかという視点で捉えることが重要だと考えます。

以下、具体的にお聞きします。

まず、人口減少時代における財政構造認識についてです。

人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障費をはじめとする義務的経費の増大が見込まれ、一般財源は中長期的に制約を受けることが想定されます。長野県行政・財政改革方針が掲げる持続可能な行財政基盤の構築に照らし、県はどの程度の構造的財政リスクを認識しているのでしょうか。また、一般財源の中長期的な見通しをどのように捉え、どのような財政構造を目指しているのか、知事に所見を伺います。

次に、県税収入増加の要因分析についてです。

この数年の県税収入は、緩やかながら増加傾向にあります。これは、財政にとって明るい材料のようにも見えますが、その中身を見極める必要があります。物価上昇や企業業績の一時的回復といった外的要因によるものなのか、産業構造の変化や投資の蓄積による持続的な税源強化なのかによって今後の財政見通しは大きく異なると考えられます。直近の県税収入の増加要因を県としてどのように分析しているのでしょうか。また、それは一時的なものなのか、構造的変化と捉えているのか、総務部長に見解を伺います。

次に、独自課税の評価と地方交付税制度との関係についてです。

宿泊税や森林税など既存の独自課税について、地方交付税制度を踏まえ、どのように評価し、位置づけているか、知事に伺います。

さらに、消費税減税議論と農業支援の在り方についてです。

物価高騰対策として消費税減税の議論が進められており、家計負担の軽減や消費拡大への効果が期待されています。しかし、農業分野ではその効果が必ずしも経営改善に直結しない点が懸念されています。

農業者の多くが利用している簡易課税制度では、食料品の税率が引き下げられた場合、売上げに係る消費税額がゼロとなるため、肥料や燃料、農業資材の仕入れ時に支払った消費税を控除できなくなる可能性があります。つまり、販売面では需要喚起が見込まれる一方で、生産段階ではコスト負担が残り、場合によっては実質的な負担増となり得る構造です。このため、消費税減税は、消費者支援としての効果が期待される反面、生産者、特に中小規模農家に新たな不安を生じさせるおそれがあります。制度設計に当たっては、農業の生産コストの実態を踏まえた慎重な対応が求められます。

こうした課題への対応は、もしその財源を地方が負担することになれば、地方財政への影響

が懸念されます。消費税減税の議論が今後進んでいく中で、農業の生産コスト対策について国に対してどのような支援や財源措置を求めていくのでしょうか。また、県はどのように対応していく考えているのか、農政部長に伺います。

次に、企業局利益の政策的活用についてです。

公営企業が生み出した利益を一般会計へ繰り出し、広く県民の暮らしの向上に活用していくことは、資産を生かす経営という観点から重要だと考えられます。

企業局の電力供給開始は昭和30年代に遡り、当時、電力が不足していた私たちの暮らしだけでなく、未来にまで明かりをともし公営事業であったと聞いております。そして、現代は、自然災害が多発する中、県外の大規模火力発電所等、他への電力依存を減らし、自ら発電、供給する体制づくりへとシフトするために小水力発電事業を始めたと理解しており、例えば、エネルギー確保の重要性や手法について、子供たちが自らの暮らしと直結させて楽しく学習できるコンテンツの提供支援に利益を充てることも一つの選択肢だと思います。他県では、企業局の利益を一般会計へ繰り出し、教育施策など将来投資分野に積極的に充てる例も見られています。本県企業局は、来年度2億円程度を繰り出す予定ではありますが、企業局の利益を多くの県民が享受できる事業に繰り出すなど、より政策目的を持って戦略的に支援することについて公営企業管理者に所見を伺います。

次に、基金の運用改革についてです。

近年、金融環境は大きく変化し、長く続いた低金利時代から金利のある局面へと移行しつつあります。

こうした状況の中で、基金は、単に安全に保有するだけの備えではなく、県財政を下支えする資産としていかに効率的に活用していくかという視点がこれまで以上に重要になっているのではないのでしょうか。とりわけ、運用方法の工夫によって利息収入を確保することは、新たな県民負担を伴わない自主財源の拡大策として大きな可能性を持つものと考えます。

既に、他自治体では、基金を一元的に管理し専門的な運用を行うことで成果を上げている例も見られます。例えば、山梨県では、分散していた基金を集約し、資金規模を生かした効率的な運用体制へと見直しを進めています。本県においても、従来の管理中心の発想から一歩踏み出し、基金を戦略的に生かすという観点から制度を再検討する時期に来ているのではないかと考えます。基金の運用効率を高め、利息収入を上げることで自主財源の拡大を図るためには、各部局が個別に管理していた基金をまとめて運用する全庁基金の一括運用制度の導入など、守りから生かす運用へ転換する制度の見直しが必要だと考えますが、総務部長の見解を伺います。

財源確保と県民サービスのバランスについてです。

持続可能な財政運営のために安定的な財源を確保していく必要性の一方で、その対応が県有

施設の利用料金の引上げや各種補助制度の見直しといった形で県民生活に影響を及ぼすものである場合には、単なる収支改善の視点だけではなく、県民サービスの質や地域の活力にどのような影響が及ぶのかを丁寧に見極めることが重要です。

財政の健全性を保ちながら県民の安心や利便性を損なわない形で施策を進めていくためには、十分な配慮が求められると考えますが、県として財源確保とサービス水準の維持向上のバランスをどのように判断し、県民の理解と納得を得ていくのか、知事に基本姿勢を伺います。

次に、空港、交通、環境、観光、産業をつなぐ成長戦略について質問します。

本県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の活用は、広域観光の推進や国際的な人の流れを取り込む上で大きな鍵を握るものと認識しております。加えて、空港機能を起点として、交通ネットワーク、観光資源、さらには環境価値や地域産業を有機的に結びつけ、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出していく新たな広域的視点も重要だと考えられます。

令和4年9月議会で、県からは、神戸空港を起点に松本城や美ヶ原を巡る周遊ルートの造成、大阪・関西万博を見据えた広域誘客の強化、さらには仁川国際空港経由の国際乗り継ぎを含む旅行商品の造成働きかけなど具体的な方向性が示されました。また、定期便の拡充や国際チャーター便再開、空港機能強化、地元理解の醸成が課題であるとの認識も共有されています。

このうち、神戸空港を起点とした広域観光ルートの造成、仁川国際空港経由の国際乗り継ぎの可能性、地元の理解を重視した活性化について、その後の具体的取組、効果、現時点での課題について交通政策局長に伺います。

これまで、空港活性化というと、定期便やチャーター便の活用という観点で議論されてきました。しかし、よくよく調べると、信州まつもと空港は地理的に周辺県との距離が近く、特に空港のない山梨県からの利用客が一定数存在することが分かりました。こうしたことから、本空港を、県内の空港として捉えるだけでなく、より広い圏域の交流や移動を支える社会基盤として位置づけ直すことが、さらなる利用拡大と活性化を後押しする重要な視点になるのではないかと考えます。このように、行政区域を越えた広域的な空港需要が見込まれるという特徴を踏まえ、県境を越えた利用促進などの空港活性化策をどのように展開していくのか、交通政策局長に伺います。

空港周辺のにぎわいづくりや交流人口の拡大を考える上で、空港機能と一体となった周辺環境の活用は極めて重要です。とりわけ松本平広域公園「信州スカイパーク」は、空港の緩衝緑地としての役割を担いながら、スポーツやレクリエーションの拠点として幅広い世代に利用され、100万人を超える来園者実績を有するなど、本県を代表する広域公園として評価されてきました。県も利用者ニーズの多様化や施設の老朽化への対応を課題としつつ、広域的な誘客機能を高めるため、民間活力の導入を含めた検討を進める方向性を示しています。

また、同公園は、信州まつもと空港に隣接する全国的にも特色ある立地を有しており、この地理的優位性を生かすことで、単なる都市公園にとどまらず、観光、スポーツ、交流を結びつけたゲートウエー空間として発展する可能性を持っていると考えます。

これまで信州スカイパークにおいて実施してきた民間活力導入の具体的な取組内容とその評価について伺います。また、信州まつもと空港に隣接するという立地特性を生かし、今後スカイパークをどのような方向性で発展させていくのか、今後のビジョンについて建設部長に伺います。

次に、信州まつもと空港における脱炭素化の取組と産業政策への展開について質問します。

航空分野においては、空港法等の改正を踏まえ、地方空港や航空事業者が一体となって脱炭素化を計画的に推進していくことが求められる新たな段階に入っています。

空港は、単なる交通インフラではなく、エネルギー利用や車両運用、施設管理など多様な分野が集積する拠点であり、その脱炭素化の取組は地域全体の環境施策を牽引するモデルとなり得るものです。特に、信州まつもと空港のような地方空港においては、都市部の大規模空港とは異なり、地域特性を生かした柔軟な技術導入や運用改善を進めやすい環境にあるとも考えられます。脱炭素化を単なる義務的な対応にとどめず、地域の技術力や産業基盤と結びつけながら持続可能な空港運営のモデルを構築していく視点が重要です。信州まつもと空港の脱炭素化推進計画について、空港施設の維持管理分野における新たな技術の導入などの観点も踏まえ、策定する考えがあるのか、交通政策局長に伺います。

また、脱炭素化の取組は、環境政策だけでなく、新たな産業機会を生み出す契機となる点にも注目すべきだと思います。航空分野では、持続可能な航空燃料の活用、水素エネルギーの活用、地上支援機材の電動化など、次世代技術の実装に向けた動きが世界的に加速しており、これらは関連企業の技術開発や設備投資を伴う成長分野でもあります。地方空港が実証フィールドとしての役割を果たすことができれば、県内企業の技術参入や新たなサプライチェーン形成が促され、環境対応と地域産業振興を一体的に推進できる可能性があります。脱炭素への対応を地域経済の好循環につなげていくという、より戦略的な視点からの取組が求められていると感じます。

このことから、S A F 関連設備、水素エネルギー活用、地上支援機材の電動化などの実装実験のフィールドとして信州まつもと空港を活用することは、脱炭素といった環境政策と同時に、新たな産業参入機会の創出といった産業政策にもつながり得ると考えます。本県としても、先進的な航空技術の実証実験や関連企業の誘致に取り組む必要があると考えますが、産業労働部長の見解を伺います。

本県は、これまで、環境先進県として省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など

環境政策において全国をリードする取組を積み重ねてきました。こうした努力は着実に成果を上げ、理念としての評価は既に確立されつつあると受け止めております。

一方で、今後の大きな課題は、この環境分野の取組を地域の産業や雇用とどのように結びつけていくかという点にあるのではないのでしょうか。環境への配慮が理念にとどまるのではなく、県内企業の参入や技術展開を促し、持続可能な産業構造へと発展していくことができこそ、真の意味での環境と経済の好循環が実現すると思います。

一般的に、二酸化炭素を排出しない電源を広く含むクリーンエネルギーに対し、本県が拡大を目指しているのは、太陽光や水力、バイオマスなど地域資源を生かして持続的に生み出される再生可能エネルギー、すなわちグリーンエネルギーの分野であると認識しております。環境先進県としての強みを地域産業の成長へと確実につなげていくためには、このグリーンエネルギー分野への企業参入をどのように後押しし、どのような成果が現れているのか、分析、検証することが極めて重要です。県によるグリーンエネルギー分野への参入支援の現状とその評価について産業労働部長に伺います。

本県では、これまでも脱炭素の推進に向けて様々な支援策が講じられてきましたが、その成果が地域経済の循環という観点から十分に結びついているのか、改めて検証する必要があるのではないかと考えます。例えば、環境性能の高い設備や機器を導入することで温室効果ガスの削減に寄与したとしても、その多くが海外製品に依存している場合、投じた公的資金が地域の産業基盤の強化には直結せず、結果として付加価値が域外へ流出してしまう構造になりかねません。

環境政策を進めること自体が目的化するのではなく、その過程で県内企業の技術開発や製造機会の拡大につながり、地域の中に仕事や投資が循環していく仕組みをいかに構築するかが重要です。脱炭素への取組を地域産業の自立的成長を促す契機へと転換していく視点が求められていると考えます。

県内の環境関連企業や環境関連機器・部材の製造を担う企業を地域の成長分野として育成していくためには、補助金支出による支援にとどめることなく、県内企業の新たな収益機会や産業参入、ひいては持続可能な産業構造の形成につなげていくことが重要と考えますが、こうした観点から、県としてどのように産業育成、人材育成、雇用創出の中長期的な方針を描いているのか、産業労働部長に伺います。

次に、広域観光、滞在型観光の推進と、インバウンド、高付加価値市場への対応について、以下、観光スポーツ部長に質問します。

本県では、これまで、広域周遊ルートの造成や観光資源の磨き上げなど滞在型観光の推進に取り組んできました。しかし、人口減少社会においては、単に来訪者数の増加を目指すのでは

なく、滞在時間の延伸や消費額の向上など質を重視した観光戦略への転換が一層重要になると考えます。特に、世界的には、富裕層や高所得者層を対象とした体験型、長期滞在型の観光需要が拡大しており、自然環境、健康志向、文化体験を組み合わせた観光は本県にとって大きな可能性を持つ分野です。

本県は、山岳景観、温泉、食、静養環境などこうした需要に適合する資源を有しており、従来型の団体旅行とは異なる市場を戦略的に取り込む余地が大きいと考えます。例えば、欧州を中心に広がるヘルスツーリズムの考え方では、単なる観光にとどまらず、自然環境を生かした運動プログラム、地域食材を活用した健康志向の食体験、温泉や森林空間を活用した心身の回復、専門家の関与によるウェルネス滞在などを組み合わせ、高付加価値の長期滞在を実現しています。

本県においても、山岳高原環境や森林資源、温泉地、医療・健康関連分野の知見を生かし、観光、健康、環境を横断した新たな滞在型プログラムを構築することは、インバウンド誘客のみならず、関係人口の創出や地域経済の高付加価値化にもつながるのではないかと考えます。県として、広域観光及び滞在型観光の推進にどのように取り組んできたのか、現状と課題認識について伺います。また、今後、インバウンドや高所得者層といった高付加価値市場を視野に入れた観光施策をどのように展開していく考えか、伺います。さらに、ヘルスツーリズムなど、健康、環境、観光を組み合わせた新たな観光モデルの構築について、産業政策や地域づくりとも連動させながら検討していく考えがあるのか、見解を伺います。

中部縦貫自動車道について、道路整備の意義については、これまでも物流の効率化や観光振興という観点から語られてきましたが、近年は、それに加えて、国全体のリスク分散という視点が極めて重要になっています。特に、大規模災害への備えとして、企業が本社機能や生産拠点を一極集中から分散させる動きが全国的に見られる中、高速交通ネットワークの整備状況が立地判断に大きく影響する時代になっています。

例えば、太平洋側で大規模地震が発生した場合でも、日本海側や内陸部と確実につながる代替ルートが確保されていれば事業継続の可能性が高まり、企業は安心して拠点配置を検討することができます。

中部縦貫自動車道は、様々なストック効果が期待されます。したがって、整備促進を国に働きかけるに当たり、例えばこうしたもしものときにも機能するネットワークがどのような産業立地や人の流れの変化を生み、地域経済にどのような波及効果をもたらすのかといった視点を盛り込むなど、道路の開通によって期待される効果を具体的かつ分かりやすく示していくことが整備促進の理解を広げる上でも重要ではないかと考えます。こうした道路整備による具体的な効果を可視化して活用していくべきと考えますが、建設部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 小林あや議員の代表質問に順次お答え申し上げます。

まず、しあわせ信州創造プラン3.0の推進と将来世代に責任を持つ県政運営についてということで、主要政策の成果、課題と県政運営の総合評価についてという御質問でございます。

まず、人口減少・少子化対策、それからゼロカーボンについての評価を御質問いただきました。いずれも私としてはかなり高めの目標設定をしている分野だというふうに思っておりますが、それだけ極めて重要な分野だというふうに考えております。

人口減少・少子化につきましては、移住を含む人口の社会増減やつながり人口の創出といった分野では一定の成果が出てきている一方、婚姻数や出生数、こうした指標を中心として、まだまだ努力が必要、課題が多いというふうに考えております。

本県におきましては、結婚支援や子育て支援に各般の政策を通じて取り組んでいくこととしております。一方、県民の皆様方と共に信州未来共創戦略を策定して、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを目指して取り組んでおります。未来を担う若者や女性にとって生きづらさのない生きやすい環境こそ、結婚、子育ての意思を支える基盤となり、結果として人口減少の抑制にもつながっていくというふうに考えております。

来年度も、若者施策の充実強化やジェンダー主流化の推進に力を入れていきたいと考えておりますが、こうした取組は長期的に結果が出てくるものだというふうに思います。そういう意味では、単年度の成果に一喜一憂することなく、長期的な視点をしっかりと持ちながら粘り強く進めていきたいと考えております。県民会議の場をはじめ、幅広い皆様方と連携しながら施策を総合的に進めてまいります。

また、ゼロカーボンにつきましては、2010年度比で温室効果ガス総排出量が約20%減少、再生可能エネルギー生産量は約40%増加ということで、一定の成果を上げていますが、正味排出量6割削減という高い目標と比べるとまだまだ十分ではないと、ゼロカーボン戦略の目標達成は今のままでは困難だというふうに考えています。

今後は、家庭・産業部門のより一層の排出量削減、それから太陽光発電のさらなる普及等による再生可能エネルギー生産量の増加が課題だというふうに認識しております。今定例会に提出させていただいております地球温暖化対策条例の改正では、新築住宅のZEH基準の義務化という全国の中でも進んだ御提案をさせていただいております。こうした取組をさらに進めていきたいというふうに思っております。

また、このゼロカーボンについては、何となく強いられてやるということでは進んでいけないというふうに思っています。例えば、断熱性能の高い住宅を造ることによって中長期的にはコストメリットもあるといったようなことも県民、事業者の皆様方にしっかりお示しする中で、

県民全体でこのゼロカーボンへの取組が進むように取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、しあわせ信州創造プラン3.0全体を通じての県政運営の総合評価ということでありますが、政策評価上は主要目標の半数がA評価ということで、半分は順調だけれども半分は順調ではないという状況であります。とりわけ、今申し上げた人口減少・少子化対策、ゼロカーボン施策については、なお一層取組を強化していくことが必要だというふうに考えています。

しあわせ信州創造プラン3.0には五つ柱がありますが、「持続可能で安定した暮らしを守る」という分野では、公共交通や健康寿命など半数の主要目標ではA評価であります、ゼロカーボンや自殺対策等の取組の強化が必要だというふうに考えております。

また、「創造的で強靱な産業の発展を支援する」という分野では、労働生産性、農業農村総生産額、林業産出額、こうした目標値に対しては順調に推移しておりますし、円安等を背景に、輸出関連指標は好調になっています。一方、県内出身学生のUターン就職率等はD評価ということで、やはり人材の確保という観点では大きな課題がまだまだあるというふうに思っております。

また、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」という移住関連や観光振興施策を中心とした政策の柱では、主要目標75%がA評価ということで、総じておおむね順調に推移しているというふうに考えております。

「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」という柱では、先ほど申し上げた結婚、子育てにはさらに力を入れていかなければいけませんし、加えて、女性の活躍の推進をはじめとする分野には長野県として相当力を入れていく必要がある分野がまだまだ多いというふうに思っております。

教育に関連する「誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる」という柱では、主要目標の半数がA評価であります、学生の県内定着の促進等については一層の努力が必要だというふうに考えておりますし、また、教育委員会の様々な改革の取組を私としてもしっかりと支援をしていかなければいけないというふうに思っております。

今申し上げたように、政策ごとに順調に進んでいるものとまだまだ課題が多いものがありますが、世の中はどんどん変化してきているわけでありますので、新しい課題にもしっかりと向き合いながら、このしあわせ信州創造プラン3.0の着実な推進、そして目標達成に向けて引き続き全庁を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、県民の皆様方の声をどう把握して県政を推進していくのかという御質問でございます。

何よりも、私たちは県民の皆様方のために仕事をしている組織でありますから、県民の皆様

方の声をしっかり受け止めて県政を進めていくことが仕事を進めていく上での基本だというふうに思っております。広く県民の皆様方の声を伺うこと、そして、テーマを絞って深くお伺いしていくこと、さらには、そうした中でいただいた御意見を政策化してそれをしっかり県民の皆様方にフィードバックしていくこと、こうした循環が必要だと思っております。

広く聞くという観点では、これまでも県政アンケート調査を行っておりますし、登録者数が大変増えました県の公式LINEを活用して長野県の150周年のロゴの投票等も行わせていただいております。今後とも様々な手段を通じて広く県民の声を伺っていききたいというふうに思っております。

また、深く聞くという観点では、各部局が行っている政策対話や私が行っている県政タウンミーティングを通じて直接県民の皆様方の声を伺う、あるいは、分野を定めて県民の皆様方の声を伺うといったことを行っております。先日も、畜産農家の皆様方とも意見交換をさせていただきましたし、去年は、木曽病院の分娩取扱停止という状況を受けて、木曽地域の皆様方と木曽病院の分娩の今後の在り方について意見交換をさせていただいたところでございます。今後ともこうした取組の充実強化をしっかりと図っていくことが必要だというふうに思っております。

また、反映という意味では、今申し上げたような個別分野の意見交換において、畜産分野では支援策の取りまとめを行わせていただきましたし、木曽病院の関連では移動を支援する等、県としての取組の方向性を打ち出させていただきました。

分野ごとの対話では御意見いただいたことをどう反映したかということを比較のお伝えしやすいわけですが、広くお伺いしているところではなかなかそういうことが難しい部分もございます。我々が広報を行うに当たりましてさらに一層工夫をしていくということも必要だというふうに思います。

また、来年度は、県民参加による提案・投票制度というものを設けてまいります。こうした制度の中で、県民の皆様方に自分の意見、考え方が県政に反映されているなということをより強く感じていただくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

オリンピック開催地「NAGANO」の知名度をどう位置づけ、活用してきたのか。また、今後どのように再定義し、世界に発信していくのかという御質問でございます。

このオリンピック開催地「NAGANO」につきましては、私が海外を訪問する際や海外の方とお話をする際にかなり使わせていただいております。やはりオリンピック開催地というレガシーは世界の中でもいまだに存在感があるというふうに思っております。

去年も、EUの大使の皆様方と懇談する機会があり、長野県は冬季オリンピックを開催した地だということをお話させていただきますと、EU各国には冬季オリンピックに参加している

方たちが多く、うちの何々選手は長野で活躍したとか、そういう話で非常に好感を持って受け止めていただくことができているというふうを考えております。

長野オリンピックは、「美しく豊かな自然との共存」ということを基本理念として、自然との共存や平和・友好の実現を目指した大会として世界的に高い評価を受けた大会だというふうに思っております。そういう意味では、このオリンピック開催地のレガシーをしっかりと守り、そして、今後にも生かしていくということが大変重要だというふうに思っております。

現在、海外への様々な発信、売り込みを行わせていただくときには、例えば「水清き国」といったようなことを打ち出すなど、今の外国の皆さん方に響く、心に響くコンセプトを打ち出してアピールさせていただいているところでございますが、まさにこの長野冬季オリンピックの「美しく豊かな自然との共存」という基本理念は、これから未来に向けてますます重要になってくるものというふうに思っています。このレガシーをしっかりと大切にしながら、今後国際戦略をどう進めていくかということもしっかり考えていきたいと思いますが、海外に対するブランド発信の在り方も含めてこのレガシーをしっかりと活用すると同時に、新しい視点で長野県の発信の在り方を考えていきたいと思っております。

続きまして、オリンピックを通じて育まれた文化交流とボランティア精神の継承に関する現状の取組と今後の方向性という御質問でございます。

長野県は、オリンピック・パラリンピックを開催し、その経験をこれまでも様々な生かしてきております。

例えば、海外との交流におきましては、河北省とのスポーツや文化交流、さらには冬季オリンピックが縁で交流をしております北京市、そして韓国の江原特別自治道、この両市・自治道とは青少年の相互訪問を行わせていただいております。また、アーティスト・イン・レジデンスを通じて海外の芸術家と地域住民が交流をしてきております。JETプログラムへの参加者のネットワークも生かして様々な交流を進めていきたいと思っておりますし、来年度は新たに大学生等の長期海外留学も県として支援をしてまいります。

また、ボランティア精神を生かした海外の方々の受入れという観点では、東京オリンピックの際にはホストタウンとして参加しました。それを契機に、大学生の国際交流ボランティアの養成等も行いましたし、訪日教育旅行等を通じた海外からの青少年の受入れ、また、G7交通大臣会合や外務大臣会合等国際会議の誘致にも取り組んでいます。地域の皆様方と共にこうした方々を温かく迎えておもてなしをさせてきていただいているところでございます。今後とも、このような多様な取組を通じて様々な国際交流を展開していきたいと考えております。

続きまして、海外経験を持つ職員の知見の活用と部局横断的な国際戦略の推進体制づくりについて御質問をいただきました。

県では、14名の海外駐在員事務所経験者をはじめとして、自治体国際化協会、日本政府観光局の海外事務所経験者などもおりますし、海外留学をした職員も含めると、海外経験を有する多くの職員がいます。こうした職員には、インバウンドや国際交流など海外に関わる業務で活躍していただいているほか、令和5年のG7外務大臣会合や、昨年外務省との共催で各国要人を招いたレセプションを開催しましたが、こうした際にも活躍してもらっている、協力をしてもらっているところでございます。

また、産業労働部に海外戦略を担当する参事を、そして、企画振興部には全庁的な国際展開の調整を行う参事を配置して、部局連携で取り組む体制を構築しているところでございます。

今後、インバウンドや国際交流など国際分野においてキャリアを重ね、活躍してもらった職員をグループ化していく。そうした職員の能力をしっかりと生かすとともに、そうした能力にさらに磨きをかけていただけるようなグループをつくっていく仕組みを検討していきたいと思っております。専門性が高い職員が力を発揮して長野県の国際交流にさらに貢献いただけるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、組織について御質問をいただきました。これまでの組織再編についての問題意識と期待する効果という御質問でございます。

重要な政策課題への対応、あるいは分野横断的な連携強化による効果的な業務遂行、こうした観点から、時代の状況に応じて機動的に組織再編を行ってきたところでございます。例として挙げていただいた交通政策局につきましては、交通という分野が、教育、医療、観光など様々な分野を進めていく上での基盤であるということで、課としての対応を格上げして、より強力な体制にさせていただいたものでございます。

また、観光スポーツ部は、令和10年に国スポ・全障スポ大会を控える中、やはり全庁的な取組として発展させていく、この大会を支えていく必要があるということと同時に、スポーツ振興にさらに力を入れていかなければいけないということで、教育委員会から知事部局に移管させていただき、あわせて障がい者スポーツとの一体的推進を図っていく、また、観光との相乗効果を発揮していく、こうした観点で設置させていただいたところでございます。今後とも、直面する課題にしっかり対応できるような組織の在り方を常に考え続けていきたいと思っております。

続きまして、縦割りの打破や挑戦、失敗を許容する組織風土改革はどこまで進んでいるのか、現時点での評価を伺うという御質問でございます。

この縦割り打破は、行政として永遠の課題のような、国も県組織も、行政ではどこでも大きな課題であります、これは何とか打破していかなければいけないと思います。また、大きく時代が変化する中で、前例踏襲、昨年と同じことをやるということでは後退だというふうに私

は思っておりますし、職員にもそういう話をさせていただいております。積極的に挑戦する風土、そして、失敗を乗り越え、失敗することで非難されたり意気消沈したりしないようにしていくということが重要だというふうに思っております。

行政の中では、部局連携の取組はかなりいろいろな分野で進んできております。例えば、健康福祉部と農政部の農福連携の取組であったり、あるいは部活の地域展開を契機として教育委員会と県民文化部、観光スポーツ部、さらには交通政策局が共に取り組むといったような動きになっております。

また、挑戦という分野については、先日若手職員から様々な取組の発表を伺いましたが、その中で、若手の職員はかなり頑張っていて上司にも提案してくれているなど、横断的な視点を考えなければいけないなというふうに思っている事例があります。

例えば、林務部においては、結果のメモだけを渡されてもニュアンスがよく分からないという若手職員の問題意識と提案の中で、部長のレクを常時オンラインで視聴できるように、部長レクに入らない職員も部長と入った職員が何をやり取りしているかが分かるようにしてもらっています。また、教育委員会においては、WORK SHIFT宣言というものを策定して、職場風土を変えようということで具体的な改革に着手しています。これも、若手職員の提案の中で、担当課が決まっていない業務は管理職が調整して担当を決めましょうという文言が入っています。裏を返せば、今までそうになっていなかったということであると思いますが、若い職員がそういう提案をして、幹部職員がそうした提案を前向きに受け止めて実行していくという意味では、一部の動きとはいえ、今後につながる確かな動きではないかなというふうに思っております。

この縦割り打破や挑戦については、私が職員と対話をする、現場の職員からは他部局との連携・相談体制はまだまだ十分ではないという意見、また、日々の仕事に手いっぱい、率直に言ってほかの人と協力するところまでは手が回らないといったような意見を聞いていますので、この縦割り打破、挑戦という風土が完全にできたとはなかなか言い切れないところではありますが、そうした動きが出てきているということを大切にしながら、仕事全体の見直しとともに、この縦割りを打破する、そして、挑戦、失敗を許容する風土づくりを進めていきたいと思っております。

続きまして、職員の心理的安全性と挑戦を促す取組の方向性と、私自身が経験を語ることの意義についての所見という御質問でございます。

かえるプロジェクトにおきましては、先ほど申し上げました行政経営理念の浸透や、言いたいことが言い合える風通しのよい職場づくりを進めているところでございます。コミュニケーションを活性化させる取組も行ってきておりますが、御指摘のとおり、幹部職員の成功例のみ

ならず様々な経験談を共有することは、心理的安全性を高め、挑戦していこうという意識を高めることにもつながるというふうに思っております。

私自身も、部局長とのミーティングや職員との対話集会で、いわゆるモチベーショングラフというものをお示しさせていただいて、その時々私の思いを率直に語らせていただいております。私が公務員になったときから知事になるまで、仕事のモチベーションがどういうときに100だったのか。私の仕事のモチベーションが最低のときは自己評価で20%であります。どうしてそんな思いになっているのか。それからもう一つは、私生活のモチベーションも併せてお話をさせていただき、私の私生活のモチベーションがどういうときに下がっているかということも、部局長、それから若手の職員にもお話をさせていただいております。

私は、今、知事という仕事をさせていただいておりますので、何となく外から見ると順風満帆のように思われる可能性があります。決してそんなことはなく、誰でも挫折や失敗をたくさん繰り返しながら今日に至っているわけであり。若い職員に対して、私や幹部職員が自ら体験してきたこと、どんな苦労があり、どんな失敗をし、何が嫌だったのか。こうしたことを率直に伝えていくことは極めて重要だというふうに思っております。今後とも、県庁組織がこうした話題でいろいろなことを率直に話し合えるような風土になるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、財政についての御質問をいただきました。

まず、構造的財政リスクをどう認識しているのか、また、一般財源の中長期的な見通しをどう捉え、どのような財政構造を目指しているのかという御質問でございます。

まず、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や人口減少に伴い、普通の状況であれば税収が減っていく可能性があるといった構造的課題はしっかりと認識しながら財政運営を行っています。その一方で、さらなる金利の上昇や景気の変動による税収減、また、本県も大規模災害や新型コロナといったような経験をしてきておりますが、こうした突発的な事態の発生は収入面でも歳出面でも大きな影響を受けるわけでありまして、こうした様々な予測困難な要因も念頭に置きながら財政運営をしていくことが必要だというふうに思っています。

そういう観点で財政調整基金も一定額をしっかりと確保するように取り組んできておりますし、利子負担を軽減するという観点で県債の繰上償還も図っていきたいと思っております。また、財政の健全化判断比率等、財政指標にも留意をしながら、長期的に安定的な財政運営を行えるようにということで取り組んでいるところでございます。

中長期的な財政見通しとしては、毎年度、今後5年間の収支を試算させていただいております。国の経済成長率等を参考に推計した結果、県税収入は増加と見込んでいるわけですが、県の財政構造は、自主財源の根幹である県税が歳入全体の4分の1程度で、地方交付税、

国庫支出金など国からの財源に依然として依存する部分が多いという状況であります。

そういう中で、目指す方向性としては、やはり産業振興等を通じてしっかり税収が上がるような経済の発展、振興を図っていくということがまずは重要だというふうに思っております。

その一方で、一般財源、でき得れば自主財源としての税が増えていくということが重要だというふうに思います。宿泊税を課税して観光のために活用していこうと思っておりますけれども、今後ともそうした努力が必要になってくるというふうに思います。

さらには、地方の仕事の大部分はある意味国から与えられた仕事になっておりますので、地方財源の充実については国に対してもしっかりと求めていくということが重要だと思っております。当面のテーマとしては、東京都にかなり税収が集まっていますので、偏在是正や、もう少し長期的な視野で考えれば、やはり国と地方、国税と地方税の分担が今の状況でいいのかといったような問題意識も持ちながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地方交付税制度を踏まえた独自課税の評価、位置づけという御質問でございます。

地方交付税制度は、財源保障、財政調整の機能を担っているわけですが、算定の仕方としては、基準財政需要額と収入額の差額分を交付税として措置するという形になっておりますので、税収が増加すれば交付税としては一定割合が減額になるという形になっております。税収が増えるときも、一般財源がその分丸々増えるわけではないわけですが、反面、減少する局面では安定する機能を持っているという状況であります。

他方、この独自課税による収入は基準財政収入額には含まれないという形になっておりますので、地域の実情に応じた行政サービスを実施するための財源としては極めて重要な財源になるというふうに考えております。

森林づくり県民税や宿泊税は特定の施策を実施するための税であります。森林づくり県民税の創設、継続の際には、県民の皆様方、県議会の皆様方からも相当御意見をいただき、また、議論を重ねて制度化してきているわけであります。その過程において、どういう用途にするのか、受益と負担の関係はどうかということを我々もかなり御説明し、また、様々な御意見をいただきながら取りまとめてきたところでございます。そういう意味では、地方自治を充実するという視点に立っても、この独自課税の役割は極めて重要ではないかというふうに思っております。

私に対する最後の御質問であります、財源確保とサービス水準の維持向上についてという御質問でございます。

財政運営を行うに当たりましては、どうやって財源を確保するか。また、県民の皆様方が必要なサービスをしっかり維持、充実させていくにはどうすればいいか。両面のバランスを取り

ながら予算編成をさせていただいているところでございます。

県有施設の利用料金につきましては、受益と負担の公平性を考える観点で一定の御負担をお願いしているわけではありますが、それぞれの施設や内容によってかなりきめ細かく受益と負担の公平性を考えております。

例えば、施設の使用料については、民間施設で同じようなものがあるのかないのか。同じようなものがあれば、これは民間と競合する話でありますので、我々行政だけがすごく安くするということは他の施設との関係性で望ましくありませんし、一定程度負担をしっかりといただくべきものというふうに思っております。

また、県民生活に欠かせないものなのかどうか。県民生活がそれがなければ成り立たないというようなものについては、あまりにも高い御負担をいただくということでは県民生活を苦しめてしまうことになります。民間施設の代替性や必需性を丁寧に見ながら施設の利用料金等を考えさせていただいているところでございます。

また、補助金については、制度的なもの、県民生活に直接影響するものなど、一言で補助金と言っても様々なものがございまして、その内容に応じて在り方を適切に考えていくということが重要だというふうに思っております。コロナ対策のときには、仕事の優先度をAランク、Bランクというような形でランクづけさせてもらいましたが、これから財政運営をしていくに当たって、真に暮らしに必要なものについてはどんなことがあっても死守しなければいけない仕組み、支援というものがあると思いますので、そうした優先順位をしっかりと持ちながら持続可能な財政運営を図っていきたいというふうに思いますし、県議会の皆様方をはじめ県民の皆様方にもそうした考え方に御理解、御納得が得られるように今後とも丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはキャリアを積んだ世代の移住者等に着目した評価指標の導入について御質問をいただきました。

都市部で一定のキャリアを積んだ移住者は、県内産業への新たな知見の導入など多方面で活躍していただける重要な人材と考えております。県では、そのような人材の呼び込みを図るため、移住相談と県内企業とのマッチングを一体的に行う信州で暮らす働くフェアや、県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携したキャリア層の移住希望者向けの仕事相談会などを開催しているところです。こうした取組については、昨年7月に開催したフェアでは過去最高の来場者数を記録するなど、着実に成果が現れていると考えております。

一方で、移住者の把握については、全国で統一的な基準もなく、制度的にも把握が難しいこ

とから、年代構成、就業実態、地域との関係性など十分なデータが整っておりません。来年度、国は、個人が住所地以外の地域に登録し、継続的な関わりを地域と築くふるさと住民登録制度を構築予定であり、県でも、関係人口の状況や関わりの深さを把握する仕組みである関係人口メンバーシップ制度（仮称）を連動して構築する予定です。このような取組を進める中で、どのように評価、分析を行うのが適当か、引き続き研究を進めてまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、直近の県税収入の増加要因とその分析等についてでございます。

コロナ禍明け以降の県税収入の状況は増加傾向が継続しており、今年度の税収は現時点で2,700億円を上回る見込みであり、過去最高の税収を見込んでおります。

その増加要因といたしますと、非製造業のコロナ禍からの回復や円安を背景とした企業業績の堅調な推移による法人2税の増、物価高騰等による地方消費税の増、給与増などを背景とした個人県民税の増などが主なものであり、いわゆる主要3税目が好調であることが県税収入の増加要因であると考えており、最近の社会情勢や景気動向など変動する要因を反映したものであると捉えております。

次に、全庁基金の一括運用など運用方法の見直しについてでございます。

県では、現在、長野県公金管理基本方針に基づき、各基金所管課におきまして安全性に配慮しつつ債券や各種預金による運用を行っておりますが、いずれの運用商品も利率が上昇しており、これまで以上に高い収益が見込まれることから、財源確保のために各基金の運用をより効果的なものに転換していくことが必要だと認識しております。

具体的には、より運用益の大きい債券による運用の比率を高めることや、議員御指摘の一括運用により運用可能額を増加させることなどによる運用条件の向上を図ることが考えられます。一括運用の導入に当たりましては、急な資金需要への対応、運用益の配分方法等の課題がございますが、導入に向け検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には消費税減税に伴う農業分野の懸念事項への県の対応についての御質問をいただきました。

農畜産物を含む飲食料品の消費税減税については、今後国民会議において議論を進めていくとされているところですが、一部報道によれば、議員御指摘のとおり、消費拡大につながることを期待される一方で、資材等の仕入れに係る税額控除ができなくなる可能性があるなど生産

者の負担増が懸念されております。

また、消費税率が改定されると、農畜産物直売所のＰＯＳシステムの改修などその他の影響への不安の声もあるため、まずは国の責任において生産者等の不利益とならないような制度設計を行い、必要な支援策や財政措置を実施するものと認識しており、県としても必要に応じて国に要請してまいります。

その上で、県としては、国税当局等と連携して生産者に正確な情報提供を行うとともに、引き続き生産コスト低減に向けた支援による収益構造の改善をはじめ経営基盤の強化に向けた支援を実施してまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 企業局利益の一般会計の繰り出しに関する所見についてお答えします。

本県企業局においても、電気事業における利益の一部を一般会計に繰り出し、時々の政策課題に関連する事業への財政的支援を行ってきています。

これまで、信濃美術館など県有施設の省エネ化や県立学校のＩＣＴ機器の整備、電子図書館サービスの構築など、脱炭素社会の構築や、人材育成、教育振興の分野に対し、関係部局と協議の上、30億円程度の繰り出しを行っており、この一環で次年度は屋根ソーラーの普及事業などへの支援を予定しています。

現在、電気事業においては、重要な政策課題であるゼロカーボン実現に向けた水力発電の開発を推進しており、そのために必要な設備投資等に関する資金を確保する必要があります。こうしたことから、一般会計の繰り出しに関しては、企業局事業の県施策における位置づけや事業利益の状況等を考慮した上で、行う場合は支援する政策の目的や重要性、支援の効果等について事業を実施する部局等と十分協議していきたいと考えています。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には３点御質問をいただきました。

最初に、神戸空港を起点とした広域観光ルートの造成、国際乗り継ぎの可能性についてのお尋ねでございます。

信州まつもと空港は、上高地や立山黒部アルペンルートをはじめ、飛騨高山や、富士山を擁する山梨県などに近接しておりまして、広域的な山岳高原観光の拠点として活用できます。また、神戸空港は、昨年４月から韓国や台湾等への国際線が開設されまして、国際乗り継ぎの拠点としての利用拡大が期待されるところです。

こうした中、定期便が就航している神戸空港や福岡空港、また、議員御指摘の仁川国際空港を経由する国際乗り継ぎ利用の促進等を図るため、昨年秋に県内旅行会社や航空会社と共に勉強会を立ち上げ、検討を始めたところです。この検討を進める中で、団体旅行商品を造成する上で、特に乗り継ぎの際の航空便の遅延や欠航のリスクが指摘される一方で、長期滞在型のインバウンド客にとっては乗り継ぎ地に滞在して観光や宿泊を楽しむニーズがあることから、今後も魅力的な広域観光ルートの検討を行いまして、旅行会社等と連携し、効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地元の理解を重視した活性化についてです。

昨年末には、地元の御理解によりまして、松本空港の1日当たりの離着陸回数が20便に拡大され、国際線の拡充等への期待も高いものがあります。引き続き住民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、路線誘致や施設整備など空港の発展と活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、信州まつもと空港の県境を越えた空港活性化策についてであります。

信州まつもと空港は、議員御指摘のとおり、隣県利用者の中では山梨県の方が最も多く、とりわけ山梨県は中央自動車道により松本市と直結しており、重要なターゲット圏域であると認識しております。

これまでも、山梨県内の新聞やラジオ放送を通じた情報発信やショッピングモールでのPR等に積極的に取り組んできており、こうした取組に加えまして、山梨県内の旅行会社と連携を強化し、信州まつもと空港を利用した旅行商品造成を働きかけてまいります。

あわせて、国内外の旅行者に信州まつもと空港を空の玄関口としてさらに活用いただくため、空港を起点として周遊する広域観光ルートの旅行商品の造成や情報発信を行い、広域的な需要の掘り起こしを図ってまいりたいと考えております。

最後に、信州まつもと空港における脱炭素化推進計画の策定についてであります。

信州まつもと空港の脱炭素化につきましては、令和4年度に実施したターミナルビル空調設備の高効率化や、今年度から実施している航空灯火のLED化など着実に取組を進めてきているところでございます。

一方で、議員御指摘の空港脱炭素化推進計画の策定には、空港の温室効果ガスの排出量等の把握、脱炭素化の目標設定や取組の取りまとめについて空港関係事業者や地域との連携が必要となります。このため、まずは国や他空港の動向、エネルギー消費の削減に寄与する最新技術等の情報収集を進めながら関係者の意識醸成や認識共有を図ってまいりたいと考えております。

さらに、来年度以降実施するターミナルビル等の施設整備に当たり、全ての照明のLED化や太陽光発電設備の設置など脱炭素化に向けた具体的な取組を進めるとともに、計画の策定に

についても検討してまいります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には２点御質問を頂戴しました。

まず、信州スカイパークにおける民間活力導入に関するお尋ねです。

信州スカイパークでは、民間活力導入の取組として、アウトドアに関するイベントなど指定管理者による自主事業や、サンプロアルウィン、アイネットやまびこドームといったネーミングライツの導入などを行っております。これにより、公園のにぎわいの創出や認知度向上のほか、民間資金を活用した公園の質の向上など一定の効果があったものと評価しております。

また、日本一美しい空港周辺を目指して、英国式庭園整備の専門家として世界的にも高名なケイ山田さんなどの助言をいただき、ボランティアの皆様と共に年間を通じて楽しめる魅力ある庭園づくりに着手したところであります。

今後は、本年９月末に供用開始となる陸上競技場や多目的広場等の整備を契機として、信州まつもと空港に隣接する立地特性を生かしながら、マルシェやスポーツイベント等の誘致、開催にも積極的に取り組み、公園全体の利活用を促進してまいります。

次に、中部縦貫自動車道における整備効果の活用についてのお尋ねです。

本道路の整備促進につきましては、これまでも、年２回、知事が直接国要望を行っているほか、沿線関係自治体で構成する建設促進同盟会などが、観光や物流、災害の観点で整備効果を可視化したリーフレットを活用し、国へ要望しております。

リーフレットでは、日本を代表する観光資源である上高地や松本城、飛騨高山や東尋坊などが沿線各県にあり、それらをつなぐことで広域観光ルートが形成されることや、災害時の迂回機能を強化する高規格道路ネットワークが構築されること、また、北陸から関東への物流ルートが短縮され、輸送コストの削減やドライバーの負担軽減が期待されることなど具体的な整備効果を紹介しております。さらに、リーフレット中のＱＲコードから中部縦貫自動車道のＰＲ動画が見られるような工夫もしております。

県といたしましては、関係自治体や地域の皆様とより一層連携し、リーフレットの改善も行いながら、本道路の一日も早い全線開通に向け取り組んでまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には３点御質問をいただきました。

まず、信州まつもと空港を活用した航空技術の実証実験や関連企業の誘致の必要性についてのお尋ねです。

世界的に環境保全やゼロカーボンの取組が求められる中、航空関連業界でも脱炭素化に向けた技術革新や対象設備の導入が進んでいると認識しております。こうした動きは、本県製造業の強みである精密加工や小型・軽量化技術を生かす好機であり、これまで進めてきた航空産業の集積の取組をさらに発展させるものと考えております。

また、S A F 関連設備、水素エネルギー活用、地上支援機材の電動化など、脱炭素技術の実証フィールドとして信州まつもと空港を活用できれば、県内企業における環境関連製品の開発、普及や新規の環境分野への参入を促すことに加え、関連企業の誘致、集積にもつながるものと認識しております。このため、信州まつもと空港での実証実験に係る必要な手続や周辺住民の皆様との合意形成、企業ニーズの把握など、実証実験を進める上での課題を慎重に見極め、実施が可能な、検討を進めてまいります。

次に、県によるグリーンエネルギー分野への県内企業の参入支援状況とその評価についてのお尋ねです。

県では、県内企業のグリーンエネルギー分野への参入を促進するため、産業振興機構と連携し、水素利活用や小水力発電に関する研究会を設置し、最新技術や業界動向の情報提供に加え、企業間の連携、共創を通じたビジネス創出に関する取組を進めております。また、グリーンエネルギーに関する新製品、新技術開発に対する補助制度の活用について、計画を策定するときの支援などの企業支援を実施しております。グリーンエネルギー分野の市場拡大を背景に、研究会の参加企業数は、発足当初、令和4年度の23者から、現在では172者へと増加しており、企業間ネットワークの形成も着実に進展してきております。

また、補助金を活用した開発事例としては、用水路発電に適した高効率小水力発電装置の開発など、県内企業の技術力を生かした製品も生み出されてくるなどの成果につながってきております。さらに、令和7年度工業技術動向調査においても、今後新たに関わっていききたい分野として環境分野を選択した企業が約15%と最も高く、県内企業の参入意欲が一層高まっているものと認識しております。

次に、環境関連企業に対する産業育成等の中長期的方針についてのお尋ねです。

本県では、2023年3月に策定した長野県産業振興プランにおいて環境関連産業を成長分野と位置づけ、補助金にとどまらず、技術開発、人材育成、販路開拓まで一体的に支援策を講じております。具体的には、工業技術総合センターによる新製品開発に対する技術支援や、産業振興機構の研究会を通じたビジネス創出、人材育成、展示会、商談会による販路開拓支援など、企業の取組を総合的に後押ししているところです。

また、昨年11月に発足した信州産業水素推進ネットワークの取組として、本年秋頃には山岳観光地で水素モビリティの実証を行い、社会実装に向けた課題解決と関係事業者の参画拡大

を図ってまいります。

今後も、環境関連事業への参入を促すため、企業の技術開発から販路開拓、人材育成まで切れ目なくサポートし、県内企業が環境分野への参入により新たな収益機会を獲得するとともに、中長期的には環境関連産業が本県経済の成長を牽引する産業構造の形成につながるよう取組を進めてまいります。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、広域観光、滞在型観光推進の取組の現状と課題についてお答えいたします。

観光消費額を増加させていくためには、より多くの方々に、より長く地域に滞在していただくことが必要でありまして、本県では、長野新潟スノーリゾートアライアンスなどの広域連携の取組によりスキーリゾートへの滞在型観光を提案してまいりました。その結果、欧米豪のインバウンド客を中心に、多くの観光客が白馬、野沢温泉、志賀高原といったエリアに長期滞在をしていただいております。その一方で、冬季のスノーリゾートへの過度な集中が発生しておりまして、年間を通じた地域需要の平準化が大きな課題であると認識しております。

そして、高付加価値市場を視野に入れた今後の展開についてであります。現在、本県では、地域の豊かな自然、歴史・文化、アクティビティーを組み合わせたアドベンチャーツーリズムを推進しておりますが、先ほどの課題も踏まえまして、グリーン期のコンテンツやスキーと温泉などスキープラスアルファをセットで発信することで滞在時期の分散化と地域でのさらなる周遊促進を図っているところであります。

こうした取組をさらに推し進めるべく、来年度は、これまでの欧米豪の高付加価値市場に加えまして、新たにアジアの高付加価値旅行市場を開拓するとともに、多様な観光コンテンツの充実や質の高いガイドの養成に取り組むことで長期滞在や高付加価値化につなげてまいりたいと考えております。

次に、健康、環境、観光を組み合わせた観光モデルづくりについてのお尋ねであります。

健康やそれを支える食、豊かな自然環境など本県の強みを観光と結びつけていくことは、議員から御指摘いただいたように、観光地の魅力の向上や長期滞在を進める上で重要なことであると認識しております。

県内の各地域でも、例えば、飯山市をはじめとした森林資源の癒やしの機能を生かした森林セラピーの活用によるヘルスツーリズムや、乗鞍高原などにおける環境に配慮したサステナブルツーリズムなど健康や環境を地域のブランドにつなげる取組が進められているほか、発酵食品や農泊、林業体験など様々な産業の特色や魅力を生かした取組が県内各地で進んでいると

承知しております。

このような取組を進めるためには、多くの関係者との合意形成や観光客の受入れ環境の整備が不可欠でありまして、これまでも、観光機構と連携して、DMO等が地域の関係者と共に進める観光地域づくりへのサポートを実施しているところであります。

今後も、宿泊税を活用して新年度予算に計上した多様な観光コンテンツ整備促進事業などによりまして、自然、文化、食などの観光資源の活用を支援し、地域の様々な特性を組み合わせた特色ある観光地域づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） もう少々お付き合いをお願いいたします。

次に、自然と共に生きる地域づくりについて質問いたします。まず、森林整備と野生鳥獣対策についてです。

これまで、森林整備と野生鳥獣対策はそれぞれ別立てで取り組まれてきた経過があります。しかし、現場の声に耳を傾けますと、両者は本来密接に関係しているのではないかと感じる事例があります。

例えば、かつて熊の出没が多かった山際の地域にいわゆるやまほいくの認可外保育所が設けられたところ、日中子供たちの活動の音が山に響き、人の往来が生まれ、においがつくようになった結果、その周辺では熊の出没が減ったと地域住民から感謝の音が寄せられたという話を伺いました。

このような事例は、統計資料として整理されてはいないものの、長年その土地で暮らしてきた住民の実感として共有されている、言わば生活知とも言える重要な情報です。人の関わり方や森の手入れの状況が野生鳥獣の行動に影響を与えている可能性を示唆しているのではないのでしょうか。データに基づく科学的分析と同時に、こうした地域の生活知も手がかりにしながら、森林整備を野生鳥獣との関係性の中で捉え直していく視点が必要ではないかと考えます。

以下、具体的に3点、林務部長に伺います。

森林整備と野生鳥獣対策を一体で捉える必要性を県はどのように認識しているのでしょうか。共生型森林づくりの評価と展開について、本県には、人と自然との関係を、単なる保全か利用かという二項対立ではなく、共に生きる形で再構築してきた象徴的な取組があります。その代表例が、作家でありナチュラリストのC. W. ニコル氏が再生に尽力されたアフアンの森です。そこでは、過度に手を加えない一方で放置もしないという人の適切な関与による森の再生が進められてきました。木漏れ日が差し込み見通しのよい林内環境が保たれることで多様な生き物が戻り、人と動物が緊張関係を保ちながら共存できる空間が生まれています。

このような取組は、単なる環境保護ではなく、地域文化や教育、観光、さらには生物多様性の回復にもつながる多面的な価値を持つものです。長野県らしい森林との関わり方を体現するモデルとして、より広く共有し、次の地域へと展開させていく意義は大きいのではないかと考えます。この黒姫のアファンの森のように、生態系の回復と人との共生を重視した森林管理の取組が成果を上げている例もあることから、県としてこの共生型森林づくりをどのように評価しているのか、また、今後広げていく考えがあるのか、伺います。

次に、フィランソロピーを活用した新たな資本循環についてですが、こうした共生型の森林づくりを持続的に進めていくためには、公的財源だけに依存するのではなく、社会全体で支える新しい資本の循環を構築していく必要があると考えます。

近年、フィランソロピー、すなわち公共的課題の解決に向けて慈善家や民間の志ある資金や人材を生かす考え方が環境分野でも重要性を増しています。森林は、水源涵養、災害防止、景観形成、教育的価値など多くの公益的機能を有しており、その恩恵は、地域にとどまらず、広く社会全体に及びます。だからこそ、その価値に共感する個人や企業が寄附や参加という形で関わり、その資金が森の整備や地域活動に再投資される。そうした自然、人、資金が循環する仕組みを設計することがこれからの時代の森林政策には求められていると考えます。行政が制度面で後押しすることで共生型森林づくりを社会的投資の対象として位置づけることも可能になると考えます。共生型森林づくりへのフィランソロピーを促す制度設計を行い、寄附、自然、地域づくりが連動する仕組みの構築に対する見解を伺います。

一方で、近年、全国的に熊の出没が常態化し、人身被害も深刻化しています。本県でも、中山間地域に限らず、市街地周辺や通学路付近など生活圏に極めて近い場所での出没が報告され、県民の不安は大きくなっています。

こうした状況を受け、昨年は法制度面で大きな転換が図られ、鳥獣保護管理法の改正により緊急銃猟が可能となり、国家公安委員会規則の改正では警察官によるライフル銃の使用も制度上可能となりました。しかし、制度整備と現場での安全かつ迅速な対応はまた別の問題です。特に、市街地では、住民の避難誘導、交通規制、発砲時の安全確保、自治体や猟友会との役割分担など高度な判断が求められるため、現場対応の在り方を県民に明確に示すことが重要であると考えます。そこで、こうした法改正を受け、熊が市街地等に出没した場合の警察の対応について警察本部長に伺います。

本県は全国有数の森林県であり、森林整備にはこれまで多額の公的資金が投入されてきました。森林の公益的機能を維持する上で必要不可欠な投資である一方、その経済的波及効果が十分に地域産業へ還元されているのかという視点もこれからは重要になると考えています。現場を見ますと、林業で使用するチェーンソーや高性能林業機械、安全装備などの多くは欧米製

が主流であり、森林整備という大きな公共需要がありながら、関連する製造・技術開発分野への地域経済効果は必ずしも大きいとは言えない現状があります。

脱炭素社会の実現や森林資源の活用が求められる今こそ、森林整備を単なる管理コストとしてではなく、技術開発、製造業、スタートアップなど多様な分野と結びつけ、林業県だからこそ生まれる産業を育てていく視点が必要ではないでしょうか。本県の森林を実証フィールドとして開放し、新たな機材開発や技術改良、人材参入を促すことができれば、森林整備そのものが産業創出の基盤となる可能性があります。

このように、林業県として林業の振興を関連産業の振興にも結びつけ、県内外の企業による機材の開発、改良の実証の場として本県の森林整備を活用するなど、関連産業の育成・参入促進につなげてはいかがでしょうか。林務部長の所見を伺います。

次に、上高地・乗鞍エリアについての質問に移ります。

国立公園の管理運営は、制度上、国、県、市町村、民間が役割を分担する協働型運営とされていますが、現場では必ずしもその役割分担が十分に機能しているとは言えない状況が見受けられます。上高地においては、道路や上下水、廃棄物処理、防災対応に至るまで地元事業者の自助努力によって成り立っている実態があります。本来公共性の高い自然公園の維持管理が地域の負担に大きく依存している現状は、持続可能性の観点からも課題があると感じます。

また、国が進める各種プロジェクトにおいて、地域や県がどのように参画し、責任を分かち合うのかという視点が今後ますます重要になります。国立公園を世界水準の自然観光地として発展させていくためには、行政間の連携を形式的なものにとどめず、実質的な協働体制へと深化させていく必要があると考えます。

例えば、環境省所管の上高地マル集未来構想や国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業では、県の関わりが見られないようです。上高地マル集未来構想は、河童橋周辺の上高地を中心に、景観、利用、社会環境を高め、世界水準の山岳公園を目指す構想です。これら二つのプロジェクトに県ももっと積極的に関わり、チームの一員として役割を果たすべきではないかと考えますが、上高地・乗鞍エリアにおける県の関与の在り方について環境部長に見解を伺います。

乗鞍自然保護センターは、老朽化も進み、今後の在り方が問われていますが、上高地マル集未来構想や国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業のプロジェクトを見据え、広域エリアの拠点としての役割を果たすことが期待されていくと考えます。乗鞍自然保護センターの今後について環境部長に見解を伺います。

本県の登山者は、登山安全条例により県内指定登山道での登山計画書の提出が義務づけられています。しかし、その情報が十分に分析、活用されているとは言い難く、例えば、計画立案、

装備確認、ルール周知など効果的な活用に至っていないのが実情です。登山者の行動データは、観光、防災、自然保護を統合的に進めるための極めて重要な基礎情報であり、これを地域管理の知見として生かしていく視点が必要ではないかと考えます。

提出された登山計画書から得られる登山者の情報を必要なデータとして認識し、効果的に活用していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。観光スポーツ部長に伺います。

山岳地域における安全管理や利用実態の把握において、デジタル技術の活用が今後の大きな鍵になると考えられます。上高地では、観光シーズンになると通信回線が逼迫し、現場ではつながらないこと自体が安全管理上のリスクになっているとの課題があります。光ケーブルが細過ぎてインターネットにつながりにくいとも言われています。この状態では、災害時の情報伝達や遭難対応、さらには訪日客へのサービス提供にも影響が及ぶおそれがあります。

現在、衛星通信の活用やI o Tによる登山道管理などの実証が進みつつありますが、山岳観光の高度化を図るためには、通信環境を、単なる利便性の問題ではなく、安全、環境管理、観光価値向上を支える基盤として整備していく必要があると考えます。世界水準の山岳観光地を標榜したい本県において、観光客の安心・安全の確保と魅力向上の両面から、通信環境の改善は不可欠です。そのため、スターリンク等の衛星通信機器の設置を進め、山岳観光地としての通信環境を強化する必要があると考えますが、観光スポーツ部長の見解を伺います。

人口減少が進む中で、地域との多様な関わりを持つ関係人口の創出は、本県の将来にとって極めて重要なテーマとなっています。その中で、子供時代の体験がその後の地域への愛着や再訪、さらには将来的な移住や投資、人的交流につながっていくという視点は、これからの地域政策において大きな可能性を持っています。

海外では、長期休業期間を活用したサマースクールが、単なる学習の場にとどまらず、国境を越えた友人関係を構築したり、自然体験や文化体験を通じて感性を育てる教育プログラムとして定着しており、主に都市部に住む将来社会を担う層の子供たちが積極的に参加しています。

本県では、例えば、軽井沢町でI S A Kサマースクール、小布施町でH L A Bサマースクールが開催されていますが、国内外各地から子供が集まっています。信州の持つ豊かな自然環境、四季の変化は、五感を通じて学ぶ教育資源の宝庫です。こうした体験を通じて県外の子供に本県を第二のふるさとと感じてもらうことは、将来、国内外で活躍する人材となった際に、日本の自然観や地域の価値を理解し、本県を支える存在になることにもつながります。観光でも移住でもない新しい人の流れを育てる取組として、体験型、滞在型の学習環境を戦略的に整えていくべきではないかと考えます。

このように、長期休暇を活用したサマースクールやウインタースクールの受入れ環境の整備等を通じて県外の子供が信州に関わる機会を広げていくことを検討すべきと考えますが、県民

文化部長の見解を伺います。

次に、安心して暮らし、挑戦できる医療、ジェンダー、教育の社会基盤について質問します。

地域医療を取り巻く環境は、今、大きな転換点にあります。人口減少と高齢化の進行に加え、医師不足や診療科の偏在、働き方改革、物価高騰による経営圧迫など、これまでの仕組みの持続可能性が改めて問われています。

本県は、広大で中山間地域が多く、地域で医療を守る努力を重ねてきましたが、従来のように各地域へ同じ機能を配置し、対面診療を前提とした体制だけでは、将来にわたり必要な医療を維持することが難しくなりつつあります。

一方、医療技術の進展やデジタル化により、オンライン診療や在宅医療など患者の生活に寄り添う新しい医療の形が現実の選択肢となってきました。国際的な人材活用や地域の実情に応じた柔軟な制度設計など従来の枠組みにとらわれない発想も求められています。

地域医療を守るとは、限られた人材と資源を生かし、県民が安心して暮らし続けられる仕組みへ再構築することです。そのためには、医療現場と連携しつつ、行政が将来像を示し、制度や役割分担を整理していくことが不可欠だと考えます。

まず、医療提供体制の基本的な考え方について伺います。現行の医療機関の配置や機能分担のままでは、将来的に立ち行かなくなるのではないかと指摘があります。医療機関同士の役割分担の明確化や地域ごとの医療提供体制の再構築、高度医療の集約と地域で担う医療の在り方について県としてどのように進めていくのか、知事に伺います。

次に、新しい医療の形への対応について伺います。

これまでの対面診療中心の仕組みに加え、オンライン、在宅、通院を組み合わせた新しい医療の形を取り入れていくことも必要ではないかと考えます。オンライン診療を含めた医療のデジタル化をどのように位置づけ、関係者と課題意識を共有しながら進めていくのか、考えを健康福祉部長に伺います。

制度面に目を向けると、現在の医療制度は対面診療を前提に設計されてきた経緯があり、オンライン診療の普及は当初十分に想定されていませんでした。そのため、診療報酬は低く設定され、医療機関にとって導入、継続のインセンティブが働きにくいとの指摘があります。診療報酬や財政支援など国の制度が現場の実情に十分対応していないという状態です。こうした制度的制約が、将来の地域医療を支える新しい医療提供の形が現場に根づかない一因になっているのではないかと考えます。医療機関の経営を支える観点から、県として国にどのような制度の見直しを働きかけていくのか、その方向性を健康福祉部長に伺います。

次に、将来を見据えた人材確保の視点について伺います。

外国人居住者の増加や国際観光地としての発展を見据え、外国人医師の活用や新たな医療人

材の確保についても中長期的な検討が必要と考えます。従来の枠組みにとらわれず、特区制度の活用も視野に入れた医療人材確保の将来像をどのように描くのか、健康福祉部長の所見を伺います。

次に、ジェンダーギャップ解消に向けた取組について伺います。

これまで、本県では、女性活躍の推進や働き方改革など様々な施策が進められてきました。しかし、現場からは、女性管理職の割合が伸び悩んでいる。育児とキャリア形成の両立が難しい。制度があっても実際には使いづらいといった声が依然として聞かれます。こうした状況を個人の意欲や努力の問題としてではなく、制度設計や職場慣行、評価の在り方、経験や情報共有の仕組みといった構造の課題として捉え直すことが重要ではないでしょうか。

また、女性の就労継続や男性の育児参画は、単なる人材確保や働きやすさの問題にとどまらず、誰もがライフステージにかかわらず社会参加できるという人権の視点から位置づけるべき課題です。効率やインセンティブの議論だけでは本質的な意識変革にはつながりません。

さらに、こうした価値観を社会全体に広げていくためには、県庁自らの取組に加え、市町村や地域、企業との連携を通じて実践として浸透させていくことが不可欠です。理念の共有にとどまらず、人材交流や実態の見える化により現場の行動変容を促していく段階に来ていると考えます。

県内企業において、同じ管理職階級であっても、企画立案・意思決定部門と管理・総務部門との間で女性比率や処遇に差が生じていないか、部門別の調査分析を行っているのか、伺います。また、未実施であれば、昇進ルートや配置、異動の傾向に加え、昇進に関わる非公式な情報等の実態把握を進めるため、県内大学など外部の専門的知見と連携した調査研究を行う考えはあるか、産業労働部長に伺います。

そして、この課題は、企業だけでなく、県庁の組織運営にも当てはまる問題であります。県庁においても、管理職登用に関する課題を踏まえた上で女性職員のキャリア形成を支援する必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

次に、両立支援の実効性について伺います。

育児休業の取得に伴う欠員で周囲の負担が増え、結果として育休を申し出にくい雰囲気が生じているとの声があります。県として、県内企業のこうした実態をどのように認識しているのでしょうか。また、男女共に育休を取得しやすい職場環境を整えられるようどのように支援していく考えか、産業労働部長に伺います。

県庁においても、育児休業の取得に伴う欠員により、周囲の業務負担が増えているか、また、そのことが育休を申し出にくい雰囲気につながっていないか、現状の認識を伺います。また、男女共に育休を取得しやすい職場環境づくりに向けどのような改善策を講じていく考えか、

総務部長に伺います。

男性の育休取得を男性側にとって人事評価上のメリットとして議論する声があり、残念に思っております。県として、女性の就労継続と男性の育児参画を人権の観点からどう捉え、どのように広く社会に意識啓発を進めていくのか、知事に考えを伺います。

ジェンダー平等の理念を広く浸透させるためには、まず県や市町村の職員がその重要性を理解し、意識を高めることが重要です。そのためには、人事交流を通じた取組の共有等も考えられますが、県としてどのように取組を進めていくのか、県民文化部長に伺います。

多様な学びと若者の社会参画を支える教育施策等について質問します。

近年、子供たちを取り巻く学びの環境は大きく変化し、一斉授業型だけでは対応し切れない多様な教育ニーズが顕在化しています。海外では、台湾が制度として認めたオルタナティブスクール、いわゆる実験教育を整備し、子供の経験値を高め、広い視野で考える力の育成を重視しています。そこでは、知識の習得以上に、課題設定から試行錯誤に至る学びの過程を大切にする探究型学習が中心です。

本県の信州型フリースクールにおいても、教科の枠にとらわれ過ぎず、子供の自発的な問いや探究のプロセスを重視し、それが将来の進路や社会的自立につながる仕組みづくりが必要だと考えます。台湾の実験教育におけるオルタナティブスクールを参考にしながら、信州型フリースクールの学び支援型について、子供の自発的探究を進路につなげていくかも含め、今後の方向性をこども若者局長に伺います。

地域社会に目を向けますと、祭りや福祉活動、環境保全活動など多くの現場で担い手不足が課題となっています。地域としては若者の力を必要としているものの、学生側から見ると、きっかけがなければ最初の一步を踏み出しにくいという現実があります。

若者の参加が増えることで地域活動に活気が戻り、同時に若者自身も社会との接点を持ちながら学びを深めていく、そうした好循環を生み出す視点が重要であると考えます。進学や就職を目指す若者が地域イベントや社会貢献活動にボランティアとして参加した場合、活動そのもののやりがいに加え、履歴書等に記載できる形で評価される仕組みがあることは社会参加への意欲を高める大きなきっかけになります。こうした経験の積み重ねは、若者の視野を広げ、成長につながることから、県としてボランティア活動証明書を発行するなど、若者の積極的な社会参画を後押ししていく考えがあるか、こども若者局長に伺います。

グローバル化が加速する中、これからの子供たちには、国内にとどまらない国際的な視野が求められます。海外留学支援は拡充してきましたが、公立高校で国際バカロレアの教育プログラムを導入するには制度や運営面で難しいことも分かってきました。だからこそ、海外大学進学も視野に入れた情報提供や学習支援など、柔軟に世界とつながる学びの道筋を示すことが重

要です。

期間留学への支援は拡充してきている一方で、これからの時代に求められるグローバルな視野をさらに涵養していくためには、海外大学への進学も選択肢に含めた学びの支援も将来の人材育成にとって重要です。デジタル活用による進学情報の提供や海外の視点を育むための学習機会の充実など、海外大学進学を視野に入れた支援をどのように進めていくのか、教育長の所見を伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には4点の御質問を頂戴しました。

まず、森林整備と野生鳥獣対策を一体で捉える必要性についてでございます。

近年、里山の管理が行き届かないことによりまして、人の生活圏と野生動物の生息域との境界が曖昧となり、野生動物の出没リスクが高まっております。

こうした現状を踏まえまして、県では、ゾーニング管理の導入を進めるとともに、見通しのよい空間の確保など緩衝帯の整備を進め、野生動物の出没抑制を図っております。また、議員御指摘のとおり、野生鳥獣被害を防止するためにも、やはり人が積極的に森に関わっていくことも非常に重要な視点だというふうに考えております。このため、県では、市町村と連携いたしまして、地域住民の主体的な参画による開かれた里山の整備や利用の仕組みづくりを進めており、これらの取組には森林づくり県民税を積極的に活用させていただいているところでございます。引き続き人が積極的に山に関わることを基本に、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に推進してまいります。

続きまして、共生型森林づくりの評価と普及についての御質問でございます。

アフアンの森の取組でございますが、これは、故C. W. ニコル氏の森の再生の理念に基づき、法人からの支援の下、市民や専門家などが協働いたしまして、長年放置された森林を再生し、生態系の回復と人との関わりの両立を図ってきたものでございまして、県といたしましても大変意義深い取組であるというふうに認識しております。

こうした取組のほか、上田地域ではにぎやかな森プロジェクトが進められておりますが、このプロジェクトは、協賛企業や大学との協働によりまして、木材利用を積極的に進めつつ、林業活動による環境変化の影響を生物多様性の観点から評価し、生き物や人でにぎわう地球にいい森づくりに取り組んでおります。

これらの取組は、いずれも生態系への配慮と持続的な森林づくりを両立させる手法を具体的に示す先進的な取組でございまして、県といたしましては、こうした事例を広く紹介し、横展開を図ってまいりたいというふうに考えております。あわせまして、長野県主伐・再造林推進ガイドラインにも生物多様性の保全に関する内容を盛り込み、森林所有者や林業事業者に対し

現場で実践可能な技術的な助言を行ってまいります。

次に、フィランソロピーを促し共生型森林づくりを進める仕組みづくりについての御質問です。

県では、平成15年から、環境貢献に意欲ある企業と県内各地の森林をマッチングする森林の里親促進事業を進めております。現在までに、アファンの森を含め累計185件の里親契約が成立し、企業と地域が協働して交流を深めながら、持続的な森林づくりの基盤が各地で育まれております。

近年、SDGsへの関心の高まりを背景といたしまして、この事業への民間企業からの問合せが増えております。このことから、企業と地域の調整を担う支援窓口を新たに設置いたしまして、マッチング体制を一層強化してまいります。また、企業版ふるさと納税を通じ、例えば焼津鰹節水産加工業協同組合様からの御寄附を林業従事者の就労環境整備に活用するなど、企業の支援を県全体の森林づくりに還元する取組も進めております。

今後も、森林の里親制度や企業版ふるさと納税などの適切な運用を通じましてフィランソロピーを促し、共生型の森林づくりの拡大と信州の森のブランド価値の向上につなげてまいります。

最後でございますが、県内の森林を活用した林業用機材開発と関連産業の振興についてでございます。

国内の林業現場で広く使われるチェーンソーは、御指摘のとおり海外メーカーが多い一方で、林野庁の支援によりまして国産メーカーによる林業用草刈り機などの開発が進んできております。

県では、本年度、施業の省力化、低コスト化を検証する実証事業によりまして、国産メーカーによる遠隔操作式草刈り機やICT技術を活用した地ごしらえ機の有効性を確認したところでございます。

また、県内の機械メーカーが急峻な地形で木材を空中運搬する架線集材機を開発するに当たり、県内の林業事業体が現場で活用しつつ、生産性や安全性の観点から技術的な助言を行い、製品化に至った事例もございます。

さらに、木曽谷・伊那谷フォレストバレーでは、森林・林業の人材育成とイノベーションの拠点化を進める中で、木を狙いどおりの方向に伐倒するためのレーザーマッピング機器等を対象といたしまして、自動車メーカーが林業大学校などと連携いたしまして技術や製品を検証するテストフィールドとして実証に取り組んでおります。

今後、主伐・再生林の進展を見据えまして、本県の多様な樹種や地形という特性を生かした実証の受入れ体制と産学官連携を強化することによりまして関連産業の育成に結びつけ、林業

の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には熊が市街地等に出没した場合の警察の対応について御質問をいただきました。

近年、熊による人身被害が増加したことを背景として、人の日常生活圏に熊等が出没した場合、一定の条件下において市町村長がハンターに委託するなどして銃猟を行う緊急銃猟の実施を可能とする改正鳥獣保護管理法が昨年9月1日に施行されました。

また、熊による人身被害が深刻化していることを踏まえた追加的、緊急的な対策として、昨年11月13日以降、一定の要件を満たす場合には、警察官がライフル銃を使用して人里に侵入してきた熊を駆除することができることとなったところであります。県警察では、ライフル銃を使用した熊の駆除を実施するための態勢の確立について、県内の熊による人身被害の発生状況や地域のニーズ等を丁寧に把握しながら検討しているところであり、今後、熊駆除の特性に対応したライフル銃と弾薬が警察庁から配備される予定であることも踏まえ、適切に対応してまいります。

もとより、県警察におきましては、熊が市街地等に出没した場合、これまでも市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動、市町村長が実施する緊急銃猟への協力等を行ってきたところであり、引き続き地域住民の安全確保を最優先に、必要な対応をしてまいります。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には2点御質問を頂戴しました。

まず、上高地・乗鞍エリアにおける県の関与の在り方についてでございます。

本県としては、従前より、自然公園の利活用や県全体の観光振興の観点から、環境省が所管する国立公園の管理運営に関する様々な構想、計画であっても、その立案段階から県が関与すべきであると考えているところでございます。

上高地エリアに関しましては、現在30を超える様々な協議体でそれぞれ構想や計画等が策定されているところであり、このうち、県環境部は、中部山岳国立公園上高地連絡協議会をはじめとしまして七つの協議会に構成員などとして参画し、上高地ビジョンの立案などに関与してきているところでございます。

一方、御指摘の上高地マル集未来構想は、環境省が直轄します上高地中心部の集団施設地区を対象とした総合利用拠点の機能強化に向けた構想でございまして、環境省が独自に策定したものでございます。

また、乗鞍エリアの国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業に関しては、マスタープランの策定に当たって、環境省が主体となって地区別に地元の区を中心としたチームで検討が行われてきたものであり、本県や松本市は、別途環境省が定期的に開催する会合において情報の提供を受けてきたという状況でございます。

こうしたことから、本県は、環境省に対して、国立公園の整備運営に関する関係者の役割分担を明確にするとともに、上高地・乗鞍エリアにおける様々な協議に県がより早い段階から関与できるよう要請を行ってきたところであり、近時、乗鞍高原のプラン検討に直接参加することが実現したところでございます。

次に、乗鞍自然保護センターの今後についてでございます。

昭和54年に建設された乗鞍自然保護センターは、設置から50年近く経過しまして老朽化が進んでいることから、地元の松本市や公園を所管する環境省へ移管して整備する案などを検討し、関係機関との協議調整を行ってきたところでございます。

昨年7月、自然保護センターの機能の一部を建て替えが計画されている隣接の松本市観光センターに移転した上で同センターを廃止する基本的な方針案を取りまとめ、地元住民の方々に御意見を伺ったところでございますが、センターの存続を求める極めて強い要望が大勢を占めたところでございます。

こうしたことから、現在、さきの先端モデル事業マスタープランの検討や乗鞍高原整備の基本戦略の改定作業に県が参画しまして、当面現在の自然保護センターを維持しつつ、松本市観光センターとの連携や自然解説機能の強化など、自然体験の入り口としてのより効果的な活用策について関係者と議論を行っているところでございます。

本県としては、今後も、引き続き地元住民の方々の思いを受け止めつつ、このエリアの中心的な施設としてどのように有効活用を図っていくか検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には2点御質問をいただきました。

まず、登山計画書のデータ活用についてお答えします。

登山計画書は、遭難発生時における要救助者の人数や装備品等の状況把握のほか、火山の噴火警戒レベル引上げに伴い、立入り規制等が実施された際の入山者の把握など、非常時の対応のために活用してきているところであります。当初は全体の2割程度であったオンラインでの提出率が現在約7割まで増加してきたことから、データのさらなる活用を進めるべく、来年度に近年増加している山岳遭難の防止に向けた分析を実施することとしております。

具体的には、装備の準備状況や入山時間など登山者の行動を把握するとともに、年齢等の属性と遭難者の特徴を比較することで遭難者のリスク要因の分析などを行っていきたいと考えておりまして、こうした分析結果を来年度設置する検討会での議論にも反映させ、実効性ある山岳遭難防止対策の検討につなげてまいります。

次に、上高地における通信環境の整備についてのお尋ねであります。

上高地における通信環境は、河童橋や大正池周辺などの平野部では携帯電話の不感地帯の解消が進んできているものの、完全な解消には至っておらず、また、観光客が多い繁忙期にはインターネットにつながりにくい状況にありまして、今後松本市と大手通信事業者の各社が細かな状況把握と原因の究明に向けた対応を進めていくものと承知しております。

また、総務省信越総合通信局においては、不感地域の解消に向けて関係者が協議を行う場を設置しておりまして、上高地についても、松本市と通信事業者に加え、県から企画振興部も参加して個別協議が進められているところであります。

観光スポーツ部としては、宿泊税を活用して実施する宿泊施設における滞在環境向上事業において山小屋を含む宿泊施設の滞在環境の向上に資する通信設備の整備を支援の対象としておりますので、こうした支援を通じて観光地の通信環境の改善につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、県外の子供が体験型や滞在型の学びを通じて信州に関わる機会を広げていくことについてでございます。

本県の豊かな自然環境を生かした学習機会の提供は、県外の子供たちが信州に関わる第一歩となる重要な取組であると認識しております。県内では、民間団体の自由な発想に基づき、夏休みや冬休みといった長期休業を活用して、小中学校や高校の児童生徒を対象に、国籍や地域を超えた様々な体験型、滞在型の学習プログラムが実施されているところでございます。

また、県では、令和5年度から、民間団体と連携したアドバンスラーナー向けのサマースクール等を開催し、子供たちの多様な興味関心などに対応する学校外の学びの機会を創出しております。サマースクールやウィンタースクールといった体験型、滞在型の学習プログラムは、多様な学びの機会の充実や本県との関係人口の創出にもつながり得ることから、引き続き民間団体と連携して、県内で学習機会が広まり、県外から多くの参加が得られますよう、都市部に向けた情報発信に取り組んでまいります。

続きまして、県・市町村職員のジェンダー意識向上に向けた取組についてでございます。

ジェンダー平等の理念を広く根づかせていくためには、御指摘をいただいたように、まず県・市町村職員がその重要性を理解し、日々の業務の中で実践していくことが不可欠であると認識しております。

県では、ジェンダー主流化の考え方を取り入れた第6次長野県男女共同参画計画を策定中であり、着実に取組が進みますよう、今年度、幹部職員向け研修と全職員向けの研修を行っております。来年度は、各部局が施策を推進する上で活用できる庁内向けガイドラインを作成するとともに、より実践的な職員研修を実施し、職員の意識向上とジェンダーの視点の施策への反映を図ってまいります。こうした取組を市町村からの交流職員にも共有することで、県組織で得た知識や気づきをそれぞれの自治体でも生かしていただけるものと考えております。

さらに、県が作成するガイドラインを市町村に共有するとともに、市町村ごとのジェンダーギャップの状況の提示、先進事例の共有、男女共同参画センターでの市町村との共催講座や出前講座による意識向上などに引き続き取り組んでまいります。

また、市町村長の意識改革に資するよう、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を活用して、市町村長と地域で活躍する女性が対話する機会を設けるなどの取組も進めてまいります。

今後も、ジェンダー平等社会の実現に向け、県・市町村職員の意識の向上を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点お答え申し上げます。

まず、医療機関の役割分担や医療提供体制の再構築をどう進めていくのかという御質問でございます。

県民の皆様方の確かな暮らしを守っていくためには、医療ニーズの変化に対応し、限られたマンパワーを有効に生かしていくための取組が重要だというふうに考えております。

県では、医療提供体制のグランドデザインに基づき、高度・専門医療を中心に担う広域型病院と地域で高齢者特有の疾患等を担う地域型病院の考え方を提示し、各医療機関の立ち位置を明確化することで役割分担と連携を推進してきたところであります。現在国で検討中の新たな地域医療構想の動向も踏まえ、引き続きグランドデザインの実現をしっかりと主導していきたいと考えております。診療実績等のデータに基づく受療動向の分析結果を提供したり、地域医療構想調整会議に市町村長や住民代表にも御参画いただくことなどにより、医療機関の主体的な見直しや連携を促すとともに、地域の実情に即した議論を進めてまいります。

加えて、個々の医療機関の主体的な取組を力強く後押しするため、医療コンサルタントを活

用した機能変更の検討、機能変更に伴う施設・設備の整備、医療機関間の連携強化、地域住民に対する各医療機関の役割の発信といった、検討、機能変更、連携、発信の四つの局面に応じて包括的な支援を行ってまいります。こうしたことを通じて、県として引き続き医療提供体制の再構築に全力で取り組んでまいります。

続きまして、女性の就労継続と男性の育児参画を人権の観点からどう捉え、どのように広く社会に意識啓発を進めていくのかという御質問でございます。

性別にかかわらず誰もが希望する働き方を選択できることは、個人の生き方の自由にも関わる人権課題であるというふうに認識しております。

近年、男性の家事、育児への参画意識が高まりつつある一方、本県では依然として女性の家事・育児時間が長いなど、家庭内の役割分担の偏りが就労・キャリア継続に影響を与えている現状があります。こうした状況を改善し、共育が当たり前となり、誰もが希望する働き方や暮らし方を実現できる社会にしていくためには、職場や家庭、地域における固定的性別役割分担意識や男性中心の労働慣行といった構造的な課題を解決していくことが必要だと考えております。

このため、来年度からスタートする第6次長野県男女共同参画計画におきましては、あらゆる分野でジェンダーの視点を盛り込むジェンダー主流化の考え方を明確に位置づけ、様々な県施策でジェンダー平等を当たり前のものとしていくことにより、社会構造の変化を促してまいりたいと考えています。あわせて、こうした方向性を積極的に発信し、県全体の意識醸成にもつなげていきたいと思っております。

その上で、社会全体に根づく意識や慣行を変えていくためには、幅広い主体との協働が不可欠だと考えております。経済界や市町村の皆様と問題意識や方向感を共有しながら、オール信州で取組を進めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、オンライン診療を含めた医療のデジタル化の推進についてでございます。

これまで、オンライン診療は、国の通知に基づき運用されてきましたが、令和8年4月施行の改正医療法で法律に明記され、今後は法に基づく制度としてさらなる推進が図られるものと認識しております。

加えて、令和8年度の診療報酬改定では、在宅療養患者のオンライン診療を看護師が補助する場合の評価が新設されるとともに、オンライン診療時に訪問看護師が行う検査や処置の算定ルールが明確化されるなどの制度改正が進められております。

県におきましても、保健医療総合計画やDXアクションプランに基づき、医療資源が限られる僻地等でのオンライン診療など医療のデジタル化を重要施策として位置づけており、今後の制度改正も踏まえ、地域の実情に応じた活用を一層進めていく必要があると考えております。

オンライン診療は、対面診療に比べ、医師が得られる情報に限りがある一方、医療アクセスの確保や、患者、医師双方の移動負担の軽減といった利点があり、それぞれの特性を適切に組み合わせることが重要です。県といたしましては、こうした考え方を医療機関、市町村、関係団体と共有し、安全性や質の確保、対面診療とオンライン診療の使い分けなどの課題を踏まえながら、現場での理解と実践が進むよう取り組んでまいります。

次に、医療機関の経営を支える観点からの国への働きかけについてでございます。

県内の医療機関からは、物価や人件費の高騰を背景に、公立、公的、民間といった開設主体を問わず、経営が極めて厳しい状況にあるとの声が寄せられております。中でも、医療経営の根幹をなす診療報酬につきましては、令和6年度改定においてプラス改定が行われたものの、物価上昇のペースに追いついていないとの声も多くあり、県としてもこれまで強く国に改定を求めてきたところでございます。

このような中、令和8年度の診療報酬改定では大幅な引上げが予定されておりますが、県としては引き続き医療機関への影響を十分に注視するとともに、なお経営上の不足が生じる場合には、国に対し臨時的な診療報酬改定や補助制度の創設等を要望してまいります。

また、診療報酬以外にも、県民生活に直結する救命救急センターや周産期母子医療センターなどの重要な医療分野においては、国からの運営費補助金が十分に交付されていない実態があるため、県としても国に対し基準額の見直しを強く求めるなど、必要な対応を行ってまいります。今後とも、現場の声を丁寧に把握し、国の制度が地域の実情により即したものとなるよう、関係団体とも連携しながら、引き続き国に対して必要な制度の見直しを働きかけてまいります。

最後に、外国人居住者の増加等を見据えた医療人材確保の将来像についてでございます。

県では、信州保健医療総合計画において、外国人が医療機関を安心して受診できる体制づくりに取り組むこととしており、病院受診の際などに利用できる長野県医療通訳コールセンターの運営などを行っております。今後、外国人居住者や外国人観光客が増加していく際には、その方々の診療において外国人医師の活用は方策の一つであり、特区を活用している自治体もあると承知しております。

一方で、医療の提供は一つの医療機関の中で完結するものではなく、他の医療機関や地元市町村等とのコミュニケーションを含めた連携が不可欠であることから、地域や関係団体などの十分な理解や準備が必要であると考えます。このため、県としましては、現在行っている医療人材確保の取組を着実に進めるとともに、外国人の診療に携わる人材の確保については、他県

の施策を参考にしつつ、中長期的な課題として考えてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、企業の部門間における女性比率や性別による処遇格差の調査についての御質問です。

県では、これまで、県内企業における部門別の女性管理職比率や、賃金など処遇差異に関する調査は実施しておりません。

国が過去に実施した企業アンケートによると、女性活躍推進の課題として部署による女性の能力発揮機会の差が挙げられており、特に女性の採用や女性管理職の少ない企業でその傾向が認められます。背景には、女性の職域に対する固定的なイメージ、長時間労働を前提とした働き方、出産や育児などによるキャリアの断絶などがあり、これらが男女間の昇進スピードや生涯賃金の差につながっているものと考えております。

こうした状況を踏まえ、県では、企業における女性活躍の現状を把握し、その改善につなげるため、職場環境改善アドバイザーを企業に派遣し、キャリア形成につながる環境整備や管理職の配置状況、処遇を把握した上で見える化を促すなどの助言を行っております。あわせて、当初予算案では、女性役員の登用促進や女性管理職の育成を後押しする取組に関する予算も計上しており、こうした実効性の高い施策を着実に進めてまいります。

今後は、これらの取組を進める中で明らかになった企業における現状や課題に対応できるよう、専門的知見を有する機関との連携も視野に入れつつ、必要に応じ、県内企業における状況の調査について、その内容や手法など適切な在り方を検討してまいります。

次に、育児休業取得に係る県内企業の実態と職場環境づくりについてです。

県が令和5年に実施した育児休業に関する調査では、男性従業員の育児休業取得を進める上での課題として、「代替要員の確保や、他の従業員との業務の調整が困難」が最も多く挙げられており、こうした実態は改善が必要であると認識しております。

このため、県では、男女共に育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するとともに、特に取得率が低い男性従業員の取得を後押しするため、パパ育休応援奨励金により、実際に男性が育児休業を取得した場合に代替要員の確保などに必要な経費を補助しております。さらに、育児休業取得時の体制整備を支援するため、専門コンサルタントによる伴走支援の実施や企業内での理解促進に向けたセミナーを開催しており、これらを通じて、性別にかかわらず育児休業を申し出しやすい職場内の雰囲気づくりを促進しております。

今後も、これらの取組を重ね、男女共に育児休業を取得しやすい職場環境づくりをしっかりと支援してまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、女性職員のキャリア形成支援についてでございます。

女性職員の管理職登用に向けましては、出産・育児等のライフイベントとキャリア形成の両立や、ロールモデルの不足など、女性職員が直面する特有の課題に的確に対応していくことが重要だと考えております。県では、出産・育児等のライフイベント前に多様な職務を経験できる機会を付与する人事異動の実施や、女性管理職との意見交換などを通じてキャリアビジョンの明確化やリーダーを目指す意欲を高めるための研修の実施、テレワークや時差勤務、フレックスタイム制の活用促進など、多様な働き方の推進による仕事と育児が両立できる職場環境の整備などに取り組んできております。

今後も、こうした取組を着実に推進し、男女を問わず能力を最大限に発揮し、安心して働き続けられる環境の整備を図るとともに、職員が自らのキャリアを主体的に設計できるよう支援をしてまいります。

次に、育児休業の現状と取得しやすい職場づくりについてでございます。

育児休業により職員が不在となる所属には、休業職員の業務を代替する職員や育児休業等サポート職員などの応援職員を配置しているほか、業務をカバーした職員に対しては勤勉手当を加算するなど、職場全体で協力し合える環境づくりに取り組んできております。こうした取組により、女性職員は近年全ての対象者が育休を取得し、男性職員も昨年度の育休取得率が94.2%と高い水準にあり、男女を問わず育休を取得することが組織内で定着してきている状況にございます。

一方で、3歳未満の子を持つ職員へのアンケートにおいては、希望どおり育休を取得できたと回答した割合は、女性職員は約9割となっておりますが、男性職員は約6割にとどまっている状況もございます。こうしたことから、計画的な育児休業の取得を一層推進するため、男性職員の子育て計画書作成に当たり、所属長との面談を通じて職員の希望を丁寧に確認した上で業務分担を調整することを徹底するなど、職場全体でフォローできる協力体制を整備してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には2点御質問をいただきました。

まず、台湾の制度を参考にした信州型フリースクールの今後の方向性についてでございます。

台湾では、独自の教育理念やカリキュラムを持つオルタナティブスクールが2014年度までに法定化され、公的支援も行われる中、時間割を子供が自ら考えたり、絵画、演劇等の興味を

持ったテーマに関する体験学習や探究型の学びを取り入れたりするなど、個に寄り添った教育が行われているものと承知しております。

一方、長野県では、多様な学びの場を保障するため、令和6年4月に全国初となる信州型フリースクール認証制度を創設し、これまでに43か所のフリースクールを認証してまいりました。認証されたフリースクールでは、学び支援のほか、居場所支援を中心に行うものもあるなど、幅広い支援が行われており、県では、運営費の補助、研修会の開催、サポート人材の配置等の体制支援を行っております。

本制度は、来年度3年目を迎え、初年度認証したフリースクールが更新時期を迎えるタイミングに合わせ、また、保護者等からは支援内容の一層の充実に関する声も寄せられる中、有識者や支援関係者による懇談会を開催し、よりよい認証制度にするための検討を行う予定です。

その際には、台湾の事例をはじめ、国内外の先進的な取組も参考にし、地域の自然、歴史、人材といった資源の活用等を通じて、より探究的にかつ希望する進路につながる活動を促す仕組みとするなどの検討も行い、学校に行けない、あるいは行かない選択をした子供の様々なニーズに寄り添った制度となるよう努めてまいります。

次に、若者のボランティア活動等を通じた社会参画への県の後押しについてでございます。

若者がボランティアなどの実践的な活動体験や社会参画に向けた様々な経験を通じて自らの強みや関心を見だし、将来の進学やキャリア形成につなげていくことは大変重要と認識しております。

県では、これまで、こうした活動体験や社会参画の機会を創出するため、市町村や民間団体と連携して、ユースセンターの活動や信州若者みらい会議での政策提案の検討への支援、若者の県審議会への登用、沖縄県の若者との交流事業等を進めてきたところでございます。

また、来年度以降は、より若者の積極的な社会参画を後押しするため、信州若者みらい会議等でユースカウンスル設立を目指した検討を行うとともに、若者が主体的に取り組む活動に対して官民連携で支援する仕組みの検討も進めてまいりたいと考えております。

今後、こうした若者の社会参画に向けた取組を推進する際には、議員から御提案いただいた点も踏まえ、また、若者からの御意見も十分にお聞きし、協働して進めることなどにより、若者が夢や希望を実現できるよう支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）海外大学進学を視野に入れた支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、世界的な視野に立ち、異なる文化や価値観を認めながら社会に貢献できる人材を育成するため、海外大学進学への支援は重要であると考えております。現在、県立

高校からは、令和6年度、13名の生徒がアジアや北米など海外大学に進学している状況でございます。こうした進路選択がより身近なものとなるよう、海外大学に在学する卒業生によるオンラインでの生徒向け情報提供や、進路指導に当たる教員向け講座を実施するなどの支援を行っているところでございます。

また、海外大学進学を促進するためには、公立高校を国際バカロレア認定校とするのも一つの方法でございますが、認定に当たっては、費用面を含め、幾つかの課題があると承知しております。

一方、令和8年度から、産学官が連携し、子供たちが世界とつながりながらグローバルな視点で長野県の魅力を発見できる体験的なプログラムを義務教育段階において実施する予定でございます。今後も、児童生徒の多様な進路選択をかなえられるよう、身近で分かりやすい情報提供と進路指導に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 御答弁いただきましてありがとうございました。

1点だけ、サマースクールの件で、ソフト面の整備について答弁いただいたのですが、宿泊施設など、子供たちがまた来たいと思えるような時代に即したハード面の整備についても御検討をお願いしたいと思います。

知事からも県民の声を広く深く聞く取組をこれからも続けていくという御発言がありましたけれども、こうした取組を通じて、引き続き男性、女性といった性別に関係なく個人の能力が発揮できる社会を目指して県政のかじ取りをしていっていただきたいとお願いし、私の全ての代表質問を終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 以上で各党派代表質問は終了いたしました。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る2月24日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後0時28分延会

令和 8 年 2 月 24 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和 8 年 2 月 24 日(火曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和8年2月24日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）おはようございます。公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、若者支援について伺います。

若者支援は、単なる福祉政策にとどまらず、人口減少対策、地域活力の維持向上、経済の活性化、教育機会の確保、孤立の防止、さらには長野県の将来を担う人材育成につながる未来への投資であると考えております。これまでも若者支援について質問しましたが、本日はこれまでの取組の経過を確認するとともに、先進自治体の事例や現場の声も踏まえ、改めて伺います。

初めに、若者の居場所づくりについて伺います。

公明党長野県青年局は、2024年に県内1,300名を超える若者を対象にアンケート調査を実施。その結果、半数近くの若者が趣味や境遇の近い人とつながれる地域コミュニティの情報提供を求めているというニーズが明らかになりました。こうした声を踏まえ、若者の居場所づくりを提案した経過があります。

県からは、若者が社会とつながる地域活動の拠点を増やすことは重要であり、市町村と連携

しながらユースセンターの設置を促進していくとの答弁をいただきました。また、今年度は、地域発元気づくり支援金において補助率をかさ上げする重点支援対象事業として推進していただきました。

そこで、お伺いします。

今年度のユースセンター設置の成果と課題に対する認識、来年度の取組についてこども若者局長に伺います。

昨年、公明党県議団で、先進的な取組を行っている県内、県外のユースセンターを視察しました。現場で感じたことや、スタッフ、ユースワーカーの声を踏まえ、何点かお伺いします。

初めに、東京文京区のユースセンター「b-l a b」についてです。2015年4月に教育センター内に開設された中高生向けの施設で、ダンスや演劇ができるホール、自習室、スポーツスペース、音楽や料理、工作ができる多目的スペースなど設備が充実しており、昨年8月の利用者は延べ3,615人と大変人気が高く、利用者は増加傾向にあります。一方で、利用者増による過密化が課題となっており、現在は多様なニーズに応えるため、既存施設とは異なる特徴を持った新たな拠点整備も検討されているとのことでした。

私が注目したのは、開設の1年前から、空間デザインや愛称、施設内容の検討に若者自身を巻き込み、丁寧な準備を重ねてきた点であります。こうしたプロセスが成功の大きな要因となり、オープン初日には100人以上が列をつくるほどの反響だったとのことでした。また、運営面では、人材などのソフト面が重要であり、親でも先生でもない、お兄さんお姉さんのような斜めの関係が子供たちにとって話しやすい環境を生み出すとの助言をいただきました。

長野県内では、茅野市のCHUKOらんどチノチノと須坂市の須坂ユースセンターの2か所を視察しました。

両施設は、放課後の居場所や仲間づくりの場、学校や家庭とは別の第三の居場所として、勉強や趣味、スポーツ、のんびり過ごす場など多様な役割を果たしており、登録者、利用者も多く、地域の若者にとって欠かせない拠点となっていると感じました。立地面でも、駅や高校の近くに設置されており、子供にとって通いやすいことが大きな利点であると実感しました。また、両センターは子供の相談場所として重要な役割を担っており、進路や学校生活、友人関係、家庭の悩み、不登校など幅広い相談が日常会話の延長で寄せられているとのことでした。

ユースワーカーは、学校や家庭とは異なる立場で子供の気持ちを尊重し、存在を肯定することと信頼関係づくりを重視して支援に当たっており、子供にとって安心できる第三のセーフティーラインとして機能しています。現代は、教員の多忙化や共働き家庭の増加などにより、学校や家庭だけでは悩みを受け止め切れない状況も見られます。そうした中、ユースセンターは、単なる居場所ではなく、信頼関係を基盤とした多機能な支援拠点として大きな意義を持つ

と感じました。なお、ユースワーカーは、子供の心理の理解や適切な距離感の保持、関係機関との連携など高度な専門性が求められる職種であることも強く認識しました。

ここで、何点か伺います。

県は、来年度もユースセンター設置拡大の支援をする予定ですが、若者のニーズに合ったユースセンターの設置ができるよう、高校生に若者の居場所についてのアンケート調査を実施して若者の居場所についての潜在的なニーズを把握し、その結果を市町村と共有し、ユースセンターの設置拡大を進めていただきたい。また、若者の自主性を発揮、尊重できるよう、準備段階から若者を巻き込みながらユースセンター設置の準備を行えるように市町村と連携を取っていただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

先ほど紹介した公明党長野県青年局が行ったアンケートにより、困り事があったときに公共機関に相談する若者の割合は僅か4%、困り事があっても行政に相談する若者が少ないという課題も浮き彫りになりました。以前、その課題の解決策として若者支援コンシェルジュを提案させていただきましたが、今回ユースセンターを視察させていただき、その役割を果たしているのはユースワーカーの存在ではないかと感じました。

また、ユースセンターの設備や機能も大事ですが、それ以上にユースワーカーの存在が重要だと感じました。ユースセンターの成功の鍵は、ユースワーカーのスキルや情熱によって決まると言っても過言ではないと思います。来年度、ユースワーカーの交流会が開催される予定となっており、ユースワーカーのスキルアップやモチベーションアップにもつながるものと期待します。

ユースワーカーは、法的な位置づけはありませんが、若者との信頼関係の構築、傾聴、対話力、ファシリテーション能力など、高度な専門性が問われます。若者の居場所、ユースセンターの設置拡大に関して、設備や機能も大事ですが、それ以上にユースワーカーの存在が重要だと考えます。ユースワーカーのスキルアップをどのようにお考えか。また、人件費の支援も検討いただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

先日、2025年の小中高生の自殺者数が532人、1980年以降で過去最多になったとの悲しい報道がありました。県内の20歳未満の自殺者数は微減の10人、関係機関の御尽力により着実に減少傾向に転じていますが、ここは子供の自殺ゼロを目指したいと思います。

その対策の一つとして、子供から様々な相談を受けるユースワーカーさんが、相談の内容によっては、子ども・若者総合相談センターや子どもの自殺危機対応チームなど専門機関の支援に速やかにつなげ、連携体制を取っていただきたいと思います。また、ユースワーカーさんにゲートキーパー研修を受けていただくなど、自殺対策としても重層的なセーフティーネットをしいていただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

次に、公共交通、若者の移動の手段について伺います。

公明党青年局が行った若者が自分の住んでいる市町村の不便な点、改善が必要と思われる点は何でしょうかというアンケートの回答に、公共交通機関が少ない、公共交通機関までのアクセスが悪い、交通系ＩＣカードが使えないなど、現在の移動手段に不便や改善が必要と思っている人が約35%と一番多いことが分かりました。

私も、若者と懇談をすると、公共交通機関で交通系ＩＣカードを使えるようにしてほしいとの要望を多く受けます。県は、来年度、地域鉄道交通系ＩＣカード導入支援事業補助金、県下統一地域連携ＩＣカード事務局運営事業費を予算計上しておりますが、いつまでに、どのようなシステムをどの範囲に普及させる御予定でしょうか。料金のチャージなどを考えると、スマートフォンで利用できるシステムは利便性が高いと考え、要望しますが、交通政策局長に御所見を伺います。

長野県は、令和８年度末を目途に、休日の公立中学校部活動の地域クラブ活動への完全移行を目指し、準備が進められています。地域クラブ活動への移行により、教師の負担軽減、生徒がやりたいスポーツ、文化活動を選択できる、専門性の高い指導者から教えてもらえる、自分に合うコンセプトや雰囲気のチームで競技ができるなど多くのメリットがあり、期待が高まるところでありますが、懸念もあります。

その一つが、クラブチームへの移行に伴う足の確保です。自分の望むクラブの会場が遠距離にある場合、保護者の送迎負担が発生します。最悪の場合、足の確保ができないことが理由で希望するクラブを諦めなくてはなりません。

この課題を解決するため、県は来年度から地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業を開始しますが、市町村との連携、事業の準備の状況、中学生の足の確保をどのように行っていくのか、教育長に御所見を伺います。

次に、学校給食の負担軽減について伺います。

来年度より、保護者の経済的負担軽減を図るため、公立小学校給食費の食材費の支援及び県立特別支援学校小学部・中学部の給食無償化が実施される予定であり、新たに国や県の財政負担も始まります。今後も物価の高騰が予測される中、地産地消や安心して質の高い給食を提供していただきたいと思います。教育長に御所見を伺います。

次に、ユースクリニックについて伺います。

中学生から20代の若者が性に関する悩みなどを相談するユースクリニックの開設が全国で60か所に広がっています。予期せぬ妊娠や恋人からの暴力、心や体の悩みや不安など、思春期の子供が家族や学校に話しにくいことを相談できる場所です。

県内では、先月、松本市内にユースクリニックまつもとが開設され、月に１回、元養護教諭

や助産師が対面で相談を受けてくれるとのこと。相談は無料で、予約も不要。無料で気軽に相談できるユースクリニックがあることで、産婦人科に抵抗を感じる世代が足を運びやすくなり、深刻な問題に早期に対処できることや、若者の孤立を防ぐためにも大切な取組だと感じます。ユースクリニックの認識及び若者の性や妊娠に関する県の相談体制の現状と今後の取組について健康福祉部長に御所見を伺います。

次に、私立高校授業料無償化による県立高校への影響について伺います。

私立高校授業料の実質無償化については、家庭の経済状況に左右されず学校選択の幅が広がり、私立高校への進学希望者が増加する可能性があると考えます。生徒一人一人の個性や適性に応じた進路選択が可能になる点は評価されるべきであります。

一方で、本県は少子化の進行により高校再編が課題となっており、私立志向の高まりによって公立高校の志願者の減少や定員割れが進むことも懸念されております。

そこで、お伺いします。

私立高校授業料無償化により、本県において、私立高校への進学動向や公立高校への影響をどのように見込んでいるのか、教育長に認識を伺います。また、志願者数の変動が生じた場合においても公立高校の教育の質を維持向上させ、魅力ある学校づくりを進めていくことが重要であります。公立高校の強みを伸ばし、質をどのように確保していくのか、教育長の御所見をお伺いします。

最後に、昨年11月定例会一般質問で、加藤康治議員から、新たな財源を確保する取組として、政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討、推進すべきと提案させていただき、阿部知事からは、今後は金利上昇にあるため、資金運用でどうやって利益を上げていくことができるのかをこれまで以上にしっかり考えていくことが重要。基金の各所管課による管理・運用は見直していく必要がある。定期監査の報告でも、基金の一括運用の検討を問題提起していただいた。基金の一括運用をしっかり検討させていただき、効率的、効果的な運用方法について、あるいは資金の有効な活用の在り方について検討、具体化していきたいとの答弁をいただきました。来年度に向け、基金の一括運用、資金の有効な活用の在り方についてどのように検討されたのか、総務部長にお伺いします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には若者の居場所づくりについて4点御質問をいただきました。

まず、今年度のユースセンター設置の成果と課題、来年度の取組についてです。

本県では、若者が安心して集い、活動したり、支援を受けられるユースセンターの設置が茅野市などの先進的な取組を行う自治体に続き進むよう、今年度、新たに元気づくり支援金の重

点支援対象事業による支援を開始しました。また、ユースセンター運営者や市町村等の関係者から成るプロジェクトチームを昨年8月に設置し、全国では多様な形で運営されているユースセンターの本県における役割、機能の整理や設置促進策の検討等を行ってまいりました。

今年度の成果としては、元気づくり支援金を活用し、須坂市や富士見町で民間団体がユースセンターを設置するとともに、松本市が来年度の設置に向け準備を進めているとお聞きしているところでございます。

一方で、プロジェクトチームによる検討の中では、ユースセンターの意義や必要性について県内関係者や県民の理解が進んでいないことや、運営で重要な役割を担うユースワーカー不足等が課題として挙げられました。このため、県では、来年度新たにユースワーカー交流会やユースセンター設立・起業セミナーの開催、ユースセンター支援団体等による相談・助言、県民向けリーフレットの制作などに関係者と連携して取り組んでまいる予定です。

次に、若者のニーズを踏まえた市町村と連携したユースセンターの設置についてでございます。

現在、市町村や民間等で進められているユースセンターの設置に当たっては、利用の当事者である若者のニーズを把握することはもちろん、若者自らが構想段階から主体的に関与することは、設置効果を高める上でも重要と認識しております。

県では、若者の意向把握や機運醸成等のため、令和6年11月にユースセンターをテーマに若者との意見交換会を開催しましたが、参加した高校生からは、ユースセンターの普及に期待する声等が寄せられ、県の検討や取組を後押ししていただいた経緯がございます。

今後、ユースセンターを効果的に設置促進する上で、議員御指摘の高校生を対象にしたアンケート調査等を実施し、その結果を市町村と共有することは有効な手法と考えますので、実施に向けて検討してまいりたいと思います。また、機会を捉えて若者からの意見聴取にも努めてまいります。

なお、来年度、市町村等を対象に、ユースセンター設立・起業セミナーを開催し、ユースセンターの企画段階から若者に参画してもらう手法や若者の意見を反映した運営等を扱う予定であり、市町村等と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、ユースワーカーのスキルアップと人件費の支援についてです。

ユースセンターにおいて、若者に寄り添い、その成長を支えるユースワーカーは、ユースセンターの普及及び効果的に機能させていく上で欠かせない存在です。こうしたユースワーカーのスキルアップを図ることは、若者支援の質を高めるためにも極めて重要であると認識しております。そのため、県では、来年度、ユースセンターの運営者、支援関係者及びユースワーカー等を対象にユースワーカー交流会を開催し、実践事例や課題の共有等を通じた資質の向上

に取り組んでまいります。また、ユースセンターの多くが経営面で困難を抱えていることについては十分に認識しており、民間からの支援の活用を促すなど、県としてできる対応を関係者と共に検討してまいります。

最後に、ユースワーカーへのゲートキーパー研修等の実施についてでございます。

ユースセンターは、若者が様々な活動を行う場であるとともに、気軽に立ち寄り、家庭や学校では話せない悩みを相談することができる第三の居場所でもあり、若者が抱えるリスクを早期に察知し、適切な支援につなげる予防的な機能も担うことが期待されております。

こうした機能が十分に発揮されるためには、ユースワーカーは若者が直面する様々な課題に関する知識や対応力を身につけ、子ども・若者総合相談センターや子どもの自殺危機対応チーム等の専門機関とスムーズに連携できる体制を構築することが重要と考えます。県としては、議員の御指摘も踏まえ、来年度予定している研修会の場でゲートキーパー研修の受講を勧めるなどして、ユースセンターが困難を抱える子供・若者のセーフティネットとしての機能を十分発揮されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には2点御質問をいただきました。

最初に、交通系ＩＣカードの導入時期等についてのお尋ねです。

公共交通機関におけるキャッシュレス化につきましては、長野県公共交通活性化協議会におきまして、誰もが1枚のカードで円滑に公共交通機関を利用できる交通系ＩＣカードの導入を進めることを決定しておりまして、県としては、全県で交通系ＩＣカードが利用できる環境整備を促進するため、交通事業者に対して導入経費支援を実施してきたところです。

交通系ＩＣカードの導入時期や地域につきましては、路線バスにおいては令和10年度までに40%の路線で導入することを目指しておりまして、現在長野地域で利用されているＫＵＲＵＲＵを、今年4月から、松本市や塩尻市、長和町といった自治体や、ジェイアールバス関東が運行する路線バスで利用できるよう準備を進めております。鉄道においては、事業者に対する早期導入の要望や初期投資への支援を行いまして、令和9年春には長野電鉄長野線やアルピコ交通上高地線において交通系ＩＣカードが導入される予定です。

次に、スマートフォンで利用できるシステム整備についてであります。

交通系ＩＣカードは、スマートフォンをお持ちでない方でも簡単に利用できるという利点がありますが、現在導入を進めているシステムはＪＲ東日本が提供するＳｕｉｃａなどとも互換性がありまして、スマートフォンアプリ「モバイルＳｕｉｃａ」も使用できることから、利用者は交通系ＩＣカードとスマートフォンでの決済の両方を利用できる環境となります。今後と

も交通系ＩＣカードの導入を促進いたしまして、誰もが円滑に公共交通機関を利用できる環境の整備に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には３点質問をいただきました。

まず、地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業についてでございます。

小規模町村が多い本県では、生徒のニーズに応えるため、複数自治体が連携して地域クラブ活動を実施しております。広域化に伴い、練習会場までの移動手段の確保が課題となっているところでございます。

このため、来年度、地域に根差した公共ライドシェアやボランティア輸送を活用したモデル事業を４地区で公募制により実施する予定でございます。具体的には、広域で地域クラブ活動を行う市町村に対し県が１０人乗りワンボックス車を貸与するとともに、ドライバーへの謝金やガソリン代などの経費を負担いたします。現在、配車アプリや保険、車両の仕様などについて関係事業者から聞き取りを行うなど、必要な準備を進めているところでございます。

加えて、安全な運行体制を確保するため、道路運送法上の留意点や、ドライバー、車両の運用等について関係部局と共にガイドラインを作成し、来年度のできるだけ早い時期での事業開始を目指しているところでございます。

本事業を通して、運送の効率性や費用対効果、利用者の満足度などを総合的に検証し、市町村と連携しながら地域クラブ活動における中学生の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、安心して質の高い給食の提供についてでございます。

近年、食材費や燃料費の高騰が続く中、学校給食を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、限られた予算の中で、各学校において栄養教諭が中心となり、日々工夫を凝らして安心・安全で栄養価の高い給食を提供していると認識しております。

文部科学省が実施した令和６年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査によれば、学校給食における地場産物使用率は、全国平均５６．４％に対し本県は６８．１％と高い水準となっております。県教育委員会といたしましては、市町村学校給食担当者会議の開催による食育に関する情報の共有、地域ごとの栄養教諭、学校栄養職員を対象とした研修において、物価高騰に対応した献立の工夫等の横展開などに取り組んでいるところでございます。引き続き市町村教育委員会と連携し、食育を含めた安心・安全で質の高い給食が提供されるよう支援してまいります。

続きまして、私立高校授業料無償化による公立高校への影響についてでございます。

長野市を中心とする旧第3通学区及び松本市を中心とする第11通学区など都市部においてある程度の影響が生じるものと見込んでいたところでございます。令和8年度高等学校入学志願者予定数調査においてもこれらの地区で私立高校への希望者が増加しており、県立高校への進学動向にも影響が出ているものと認識しております。

県立高校は、広い県土のどの地域の生徒に対してもそれぞれが希望する学びの場を提供していることや、私立高校にはない専門学科、特色学科を配置していることが大きな強みであると認識しております。さらに、長年にわたり、地元自治体や産業界と連携し、地域を支える多様な人材の育成を担ってきたほか、都市部の伝統校においてはそれぞれが特徴ある校風を有し、国内外で活躍する人材を輩出してきた強みがございます。現在、県立高校では、特色化方針に基づき特色化を推進しており、各校における情報発信等の取組を強化し、中学生に選ばれる魅力ある県立高校をつくってまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはユースクリニックの認識及び若者の性や妊娠に関する県の相談体制についてのお尋ねでございます。

ユースクリニックにつきましては、若者が専門職に安心して相談できる取組として全国的に広がりを見せているところであり、本県においても、議員のお話の中にもあったように、松本市で民間団体による活動が始まるなど、同様の動きが見られております。こうした取組は、若者が抱える性や人間関係等の不安に対し有効な支援方法の一つであると認識しております。

本県では、これまでも若者の性や健康に関する悩みに対応するため、性と健康に関する助産師相談や保健所での成育保健相談などの相談体制を整備し、夜間相談の拡充など利用しやすい環境づくりを進めてまいりましたが、さらなる利用促進が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、今後は、若者が相談につながりやすい体制とするため、オンライン相談の導入やSNSを活用した情報提供など、より利用しやすい相談環境の充実を図るとともに、相談窓口を身近に感じてもらえるよう効果的な広報にも努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）基金の一括運用や資金の有効な活用の検討状況についてのお尋ねでございます。

昨今の金利上昇によりまして、普通預金や定期性預金の運用益も上昇傾向ではあるものの、さらなる財源確保に向けて、より運用益の大きい債券による運用の比率を高めることが重要と認識しております。

また、各所管課による基金の個別運用から県庁全体での一括運用へ変更することにより、中長期的な運用可能額が増え、債券の運用比率の上昇が期待されることから、現在導入に向け検討しているところでございます。検討の中では、基金ごとの急な資金需要を考慮した適切な運用方法や運用益の配分方法、職員の業務体制等の課題も見えてきましたので、担当部局とも連携しながら有効な運用方法について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）御答弁ありがとうございました。

若者の居場所づくりについては、設置数の拡大のみならず、準備段階から若者を巻き込むこと、ユースワーカーという人への支援を強化することが真に機能する拠点づくりになると感じています。ハード、ソフト両面から推進していただき、若者が安心して生き生きと過ごせる居場所づくりの推進をお願いします。

また、公共交通や地域クラブ活動の移動支援、給食費負担軽減、公立高校の質の確保は、いずれも将来世代への重要な投資です。これらの投資が将来長野県を担う人材への成長へとつながり、県民一人一人が自分らしく輝き、希望と活力にあふれた長野県になることを期待して、質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、毛利栄子議員

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）知事の政治姿勢について伺います。

初めに、原発再稼働についてです。

新潟県が実施した昨年9月の県民意識調査で、「東電が原発を運転することは心配」が7割になっているのに、知事が再稼働を容認し、東電は1月21日に世界最大級の柏崎刈羽原発6号機を再稼働させました。ところが、制御棒の引き抜き作業中にトラブルを起こし稼働を停止。6号機の制御棒の警報システムに不具合があったそうですが、30年前の運転開始当初からの設定ミスが原因だとのこと。核分裂反応を抑える安全の最重要設備での不具合に、専門家からも東電の運転能力に対する疑問が指摘されています。今回のトラブルは、東電に原発を運転する資格があるのか改めて問われる重大事態であり、再稼働は容認できるものではありません。

県は、地域防災計画で、原子力事業所からおおむね30キロ圏内の緊急防護措置を準備する区域ではないにせよ、福島原発事故を踏まえると、放射能の影響はかなり広範囲に及ぶことから、いざ何かあったときに備え、県民の財産、生命、健康を守る立場から、避難などについて詳細な対応計画を立てています。飯山市、野沢温泉村、栄村などは柏崎刈羽原発から50キロ圏内の地域もあり、事故が起これば影響が及ぶと懸念しています。知事は、県民の安全・安心を守る

立場から、今回の事態をどのように受け止めていますか。見解を伺います。

さらに、再稼働の判断を新潟県だけで行い、影響が懸念される周辺自治体には何の配慮もないことに対し、関係地域の首長は不信感を持っていると報道されていますが、知事はどう考えるのでしょうか。

福島第一原発事故から15年。いまだ収束しない中で、あの事故当事者の東京電力に対し、原子力規制庁は、度々柏崎刈羽原発に赴き、再稼働への圧力を強めてきました。政府の責任も問われます。トラブルを重ねている柏崎刈羽原発の状況を踏まえ、再稼働は行うべきではないと考えます。やめることを東京電力、政府に求めていると思いますが、いかがですか。

中部電力浜岡原発も、再稼働申請の中で、想定される地震の最大の揺れ、基準地震動のデータを意図的に操作し過小にしていたことが外部通報によって明らかになりました。浜岡原発は、南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にあり、事故が起これば長野県の南信地域に影響が及ぶことが懸念される原発です。

この改ざんも、原発の耐震性、安全性を根底から揺るがすものとして、県としては重大に受け止めなければならないものです。原子力規制委員会も改ざんを見抜くことができず、規制委員会の在り方も問われています。中電の原発立地を判断するのに最も基本となる地震動に関わる不正は論外です。知事の所見を伺います。

原発の再稼働、新增設に反対し、再生可能エネルギーの普及拡大をもっと大規模に進め、原発ゼロの日本を目指すよう政府に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

次に、非核三原則について伺います。

「核兵器を持たず、つくり、持ち込ませず」という非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年、沖縄返還協定締結時に衆院本会議で決議が採択され、その後5回にわたる採択を重ねながら国是として確立されてきました。長野県も1984年に非核平和県民宣言を行い、県下全ての自治体が非核平和都市宣言を掲げています。日本が世界で唯一の被爆国として世界に対し核兵器全面禁止を訴え続けることは、国民的使命であるとも言えます。

そのような中、高市総理の安保関連3文書の今後の見直し作業において、これまでの国会決議に逆行する方針転換が行われることが懸念されています。ここに来て、政府高官から「日本も核保有すべき」発言まで飛び出し、一層非核三原則が危うくなっています。

この動きに対し、一昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会が抗議声明を発表。長崎県知事は、「到底受け入れられない。長崎を最後の被爆地に」と述べ、広島県知事も、「三原則は絶対を守るべきもので、変更は容認できない」と語っており、怒りの声が広がっているのは当然です。

知事は、2017年、核兵器廃絶国際署名に賛同しています。圧倒的多くの長野県民も核廃絶を

願っています。その立場から、非核三原則についての見解を伺うとともに、政府に対し堅持するよう求めていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、衆議院選挙結果の受け止めについて伺います。

さきの衆議院選挙は、解散から投票日まで僅か16日という超短期の中で実施されました。結果は、自民党が3分の2を超える316議席を獲得し、戦後初の単独過半数となりました。選挙後の朝日新聞の世論調査では、「多過ぎる」が62%に達しており、信毎の調査でも、「議席大幅増はよくないとする」が70%あり、独走状態を懸念しています。

高市総理は、「私が総理でいいかどうかを国民に問う選挙」として解散に打って出て、高市旋風を巻き起こし、勝利しましたが、この結果をもって今後国政を二分するような問題を白紙委任されたと解釈し、フリーハンドで何をしてもいいということにはなりません。

有権者の中には、政治が右傾化し大政翼賛会にならないかと心配する声が広がり始めています。評論家の寺島実郎氏は、「自民党大勝によって高市総理は爆弾を抱えた」とまで語っています。

比例代表で自民党を選んだ人は投票者の36.7%、全有権者からすれば20.37%で、5人に1人の支持にとどまっています。2割の得票しかないのに3分の2の議席を占めたのは、民意をゆがめる小選挙区制の弊害の結果です。自民党当選者の8割が小選挙区です。しかも、国民が直接選んだ総理ではないにもかかわらず、選挙結果に対し国民から信任をいただいたと述べる高市総理ですが、筋違いも甚だしいと言わなければなりません。

知事は、憲法や民主主義に照らしてこの選挙結果をどう受け止めておられますか。所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）お答え申し上げます。

原発について何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、柏崎刈羽原発の制御棒の引き抜き作業中の警報作動についてでございます。

この事案につきましては、法律に基づく使用前検査を実施している際に起きたものということで、このことによりまして営業運転の再開等が延期されたものというふうに認識しております。

本県、そして飯山市、野沢温泉村、栄村に対しましては、東京電力との安全確保に関する覚書に基づいて、制御棒引き抜き作業を停止したとの事実に加え、停止の原因、対策なども逐次情報共有が行われ、覚書に基づく対応がなされたところでございます。

原子力規制庁が今回のケースに関しては直接介入する必要はないという認識を示されているように、今回の対応は発電所として安全を最優先して停止されたものというふうに受け止めて

おります。東京電力及び政府におきましては、今後とも慎重かつ安全を第一に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

続きまして、原発の再稼働に係る周辺自治体への配慮についてという御質問でございます。

福島第一原発の事故後、安全対策を行うために原発は運転を停止しました。この運転を停止した原発につきましては、従来の基準に比べて多くの項目が新設または強化された厳しい規制基準に基づく原子力規制委員会の審査を経るとともに、立地自治体の理解を得た上で再稼働していくという形になっております。

原子力規制委員会が定めております原子力災害対策指針では、I A E Aの国際基準を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲としての原子力災害対策重点区域の目安を、原発から30キロ圏内と定めておりまして、本県は該当しておりません。こうしたことから、私としては、立地自治体の判断を尊重することが必要というふうに考えております。

しかしながら、本県としても、県民の皆様方の安全・安心を守るという観点から柏崎刈羽原発の安全確保は重要なことであるというふうに考えております。そのため、安全確保に係る連絡体制に関する覚書に関する連絡会議を定期的開催させていただいておりますほか、先月は、飯山市長、野沢温泉村長、栄村長と共に、私も直接福田副社長をはじめ東京電力ホールディングスの皆様方と安全対策について意見交換をさせていただいたところでございます。今後とも、東京電力とは継続的な意思疎通を図り、安全第一の対応を求めてまいります。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働中止を求めているいただきたいがいかにかという御質問でございます。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働につきましては、先ほど申し上げましたように、原子力規制委員会の厳正な審査、そして地元の下承など必要な手続を経て進められてきているところでございます。新潟県をはじめ立地自治体の判断は極めて重いものというふうに考えており、私として再稼働の中止を求める考えはございません。

続きまして、浜岡原発のデータ改ざんへの見解についてという御質問でございます。

原発の安全審査に関わる重要なデータに関する不正は、安全審査の有効性、また信頼性を根本から揺るがす重大な問題だというふうに受け止めており、大変遺憾な状況だと考えております。

現在、経済産業省及び原子力規制委員会におきまして報告徴収を行い、事実関係の解明を行っているところというふうに承知しております。国において厳正な対応、適切な指導監督を行っていただきたいというふうに考えております。県としても、中部電力との安全確保に関する覚書に基づいて中部電力から説明を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、原発の再稼働、新增設に反対し、再生可能エネルギーの普及拡大を大規模に進めるよう政府に求めているだけが見解はいかがかという御質問でございます。

原発を含むエネルギー政策の根幹につきましては、安定供給や経済効率性という観点はもとより、安全性や環境への適応性、こうしたものを総合的に検討した上で、国において責任を持って決定されるべきものというふうに考えております。

一方、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立させるためにも、再生可能エネルギーを主力電源として最大限投入していくことが必要というふうに考えております。引き続き全国知事会等を通じて再生可能エネルギーの主力電源化の徹底を求めていきたいと考えております。

続きまして、非核三原則に対する見解、政府に対して原則堅持を求めることについて御質問をいただきました。

非核三原則につきましては、我が国が戦後一貫して掲げてきた平和国家としての基本理念であり、重要な国是であるというふうに認識しております。本県においては、御質問にも引用いただいたように、昭和59年、県議会の決議で非核平和県民宣言が行われているところでございます。

もとより、県知事としての私は、この宣言を基本に対応していきたいと考えております。政府におきましては、木原官房長官が会見で政府としては非核三原則を堅持しているというふうに述べていらっしゃいますので、現時点で政府に対し同原則の堅持を求める考えはございません。

総選挙結果の受け止めについてでございます。

国民の皆様方の中には、先ほど毛利議員の御質問にもありましたように様々な意見があるというふうに思いますが、私としては、総選挙を通じて一定の民意が示されたものというふうに受け止めております。特に、今回の総選挙の結果は、多くの国民の皆さんが高市総理にかなり期待をされた結果というふうに受け止めております。

先週の施政方針演説におきましても、高市総理は、未来は明るいと自信を持って言える。そうした国をつくり上げていくというふうに述べていらっしゃいますが、国民の多くは、長い間の我が国の停滞感、閉塞感を打破するということを託されたのではないかというふうに受け止めております。

高市内閣には、長期的な重要課題、人口減少、気候変動、こうしたものに正面から向き合っていただきたいというふうに思いますし、将来世代のことも考えた長期的な視点での取組を求めたいと思っておりますが、その際には、我々地方公共団体を含め、多様な意見、多様な民意にしっかり耳を傾けていただきながら取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

私に対する質問は以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）超短期の決戦で、国民的な議論や論戦が行われない中で、高市総理の個人的な支持率の高さを背景に、自民・維新は3分の2を確保し、憲法改正を発議できる条件をつくりました。まともな外交もしないまま脅威だけをあおり、軍拡を進めようとしています。日本を戦争をする国にすることを県民は望んではおりません。これからも非核平和県民宣言を掲げる長野県として、時代を後戻りさせないために努力する必要性を銘記して、次の質問に移ります。

多文化共生社会の推進について知事並びに県民文化部長に伺います。

長野県の在留資格外国人は急激に増加しており、10年前の1.5倍、令和7年6月末で4万8,288人と人口の2.4%に達し、岡谷市や諏訪市の人口に匹敵します。医療、介護、飲食、旅館、製造業、教育、農業など、働く職種も多方面に広がっており、労働現場においては、今や外国人の存在なくしては事業所の運営も地域経済も成り立たないほど支えていただいております。

急速な外国籍住民の増加と多国籍化に伴う様々な支援不足が課題となる中、県は、知事を本部長とする多文化共生推進本部や外国人政策検討懇談会などを設置し、支援の強化と共生社会の実現のために取組を強めていただいていることは歓迎します。しかし、ネットなどでは、外国人に対する誤解や偏見を助長する誤った情報が蔓延しており、昨年の参議院選挙ではにわかに争点に浮上し、排外主義や、外国人は犯罪が多い、生活保護を不正に利用している、土地を大量に買い占めているなど事実とは異なる情報が流布され、選挙結果にも一定の影響が及びました。

問題は、政府がそれらの論に迎合し、真正面から国民に対して事実を示して共生社会の推進を訴えるのではなく、この1月には、閣議で外国人の受入れ、秩序ある共生を強調した対応策をまとめ、高市総理は、不法滞在者ゼロ、税金や健康保険料納入を在留許可の審査対象に入れると表明し、厚労大臣は、生活保護の適正利用の名で外国人を排除する考えを示し、外国人を管理の対象にして、露骨な排外主義を打ち出して差別を強化しようとしていることです。これは、知事会が行った青森宣言や長野県が進めようとしている多文化共生社会の実現とも大きくかけ離れており、大きな問題を含んでいると思いますが、知事の所見を伺います。

在留外国人の方々が日本で暮らす上で、言葉の壁は真っ先に直面する課題であり、この対応が求められています。各地域や企業でもボランティアなどによる日本語教室などが開かれています。全自治体で取り組まれているわけでもなく、指導者も圧倒的に不足しています。現状と対応策について県民文化部長に伺います。

在留外国人の占める割合が令和6年度末時点で10%を超える自治体が県下で5自治体あり、

白馬村では2割近い状況になっており、慣習や文化、ルールなどの違いや不理解から地域住民とトラブルになる場面も出てきています。

多文化共生を進める上で、長野県に住む在留外国人の皆さんが消防団に加入したり、お祭りに参加したり、地域の行事や公的行事などに積極的に参加していただくことは、お互いの交流を深め、理解を促進し、地域に溶け込むことにつながると考えます。

岡谷市では、二十歳を祝う会に初めて外国籍の方2人が壇上に立ち、市民憲章を唱和していただきましたし、県の総合防災訓練では、外国籍の方の防災講座や避難訓練の取組もありました。日本語学校の主催で、外国籍の方が講師となって世界の食を楽しむ取組なども行われています。県の取組状況を伺うとともに、今後の方策についても伺います。

次に、高校における遠隔教育について教育長に伺います。

県教委は、急速な少子化により高校の小規模化が進み、多様な進路希望に応えられるような科目の設置や学習機会の充実が図られない。特に、地域高校では、幅広い学力層に対応した習熟度別授業や多様な科目の指導に課題があるとして、課題解決のための遠隔授業の実証研究を行ってきました。令和7年度に総合教育センターに遠隔授業拠点を整備し、令和8年度から、より効果的な同時双方向型の授業の在り方を実証研究するとしています。

そこで、幾つか質問させていただきます。

一つとして、配信拠点から配信する実証校はどのような基準で何校選ぶのか。配信する教科や配信科目はどの程度になるのか。配信拠点に配置される教員は5人とのことですが、通信側の教員の仕事内容は、受信校との時間割調整や授業の進め方等の打合せ、機器の接続、トラブル対応、生徒の把握、補充教材の作成、評価や採点業務など多岐にわたると思われますけれども、授業配信のための研修はどのように実施するのか。勤務内容や負担軽減はどのようなのか。また、授業以外に春夏等の補習でも実施されるのか。伺います。

二つとして、遠隔授業における生徒の評価と見取りに関して、見取りの手段によって見取れる人数に限界があるとの声が聞かれます。文科省は、受信側の生徒数は、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認しながら実施する場合には、生徒の表情や取組内容を把握するために最大で5名程度、1人1台端末利用で画面共有やワークシートの共同編集によって活動を把握する場合は、たくさんの生徒端末画面をリアルタイムで把握しにくいいため、最大15から20名程度としています。評価と見取りを正確に行うため、長野県ではどのような生徒数の規模で遠隔授業を実施するのでしょうか。

さらに、メディア利用の授業であっても、対面による授業に相当する教育効果を有するようにするためには、教員と生徒が互いに映像・音声等によるやり取りができるようにすること、質問の機会を確保すること、黒板の文字が見えにくい場合はあらかじめプリント教材を準備す

ること、必要に応じてシステムの管理運営を行う補助員を配置することなどを挙げていますが、授業には生徒理解や生徒とのコミュニケーションが必要であり、受信側の学校においては360度カメラや集音マイクなど必要な機材やソフトなどは最低限必要だと考えます。整備ができているのか、状況を伺います。

受信側の教員は、通常の授業に加えて、遠隔授業における準備・担当業務などが増加することが考えられます。受信側で何らかの機械トラブルへの対応も想定されることから、技術面でサポートするための人的配置も必要だと思いますが、どのように確保するのか、伺います。

三つとして、教材として使用する著作物の利用に関し、共有することになると著作権の問題なども発生してくるため、新潟県などでは、授業目的公衆送信補償金等管理協会、SARTRA Sに対し県教委が補償金を払うことによって、著作権者の許諾を得ずに資料をオンライン配信しているようですが、教員が安心してデジタル利用できるようにするために長野県ではどのような対応をするのか、伺います。

四つとして、中教審の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会の高等学校教育の在り方ワーキンググループの審議のまとめでは、遠隔授業は生徒の履修の選択肢を増やし、もって当該生徒の幅広い進路選択を実現することを目的とするものであり、これらの取組が学校の統廃合や教師の数の合理化の手段として使われ、教育の質の低下を招くようなことが決してあってはならないとしています。

県教委として、このまとめを真正面から受け止めて、教職員と生徒の十分な関わりを保障し、教育課題に取り組むために、遠隔授業を合理化に使うのではなく、高校においても30人規模学級を取り入れること、ゆとりある教員配置を行うことなど今後の対応に当たるべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、多文化共生社会の推進に関連して、外国人排除につながりかねない動きについての所見という御質問をいただきました。

外国人政策については様々な議論がなされているわけではありますが、この外国人に関わる政策を論ずるに当たりましては、何といたっても正確かつ客観的なデータ、エビデンスに基づく冷静な議論が重要だというふうに考えております。外国人の方々に対する偏見が助長されたり、外国人の排除、社会の分断につながるようなことが決してあってはならないというふうに考えています。

政府においては、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策が先月改定されました。我が国の法やルールの中で国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すとの方向性が示されたところでございます。

県としては、地域に暮らす外国人の方々は、我々日本人と同じ生活者であり、県民でありますので、生活者としての視点を重視して調和の取れた外国人政策を進めていくことが重要だというふうに考えております。

全国知事会におきましては、青森宣言を引用いただきましたが、これまでも、社会の分断につながってはいけないという思いからいろいろな宣言を提言してきております。また、国に対しては、外国人受入れに関する基本戦略の策定、多文化共生を支える基本法や司令塔組織の整備に加えまして、正確かつ客観的なデータやエビデンスの国民への提供などを要請、要望をしてきております。引き続きこうした点について国にしっかりと対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、日本語教育支援の現状と今後の対応策についてでございます。

県では、日本語教育への支援として、七つの市におけます日本語教師や日本語交流員等が連携した人材連携型教室の普及、県内のどこにお住まいの外国人県民でも参加できるようオンラインで日本語や日本文化、生活習慣を学ぶ教室の開設、地域日本語教室の日本語教師や日本語交流員の育成、日本語人材バンクを設置して、日本語教師などの紹介のほか、介護分野における新たな担い手の確保に向けた日本語研修等への支援などを実施しております。

今後は、こうした取組を継続いたしますとともに、来年度からは、新たに企業等が外国人材に行う日本語教育に係る経費補助も行い、外国人材の定着、活躍を支援してまいります。また、現在実施している外国人県民を対象としたアンケート調査では日本語学習の状況に関する設問を設けていることから、その回答結果を踏まえ、ニーズに即した施策の充実を図ってまいります。

次に、外国人住民の地域参加の促進に係る取組状況と今後の方策についてでございます。

県内に暮らす外国人住民の皆様は、日本の風習や生活ルールを理解していただき、地域社会に円滑に溶け込んでいただくことは、誰もが安心して暮らせる地域づくりのための重要な事項だというふうに認識しております。

このため、県では、日本語学習の機会を通じた理解促進に取り組んでおり、地域日本語教室やオンライン日本語教室において生活習慣や地域のルール等を学ぶことができる環境づくりを支援しております。

また、地域社会とのつながりを深めていただくための取組として、御指摘のありました消防団につきましては、令和7年4月1日現在、県内で37名の外国人消防団員の方が地域防災の担

い手として活躍していますが、参加促進の観点から、入団の方法や可能な活動内容などにつきまして県のホームページで紹介しているところでございます。

今後、長野県外国人政策検討懇談会などにおきまして取組の充実を検討いたしますとともに、市町村担当者会議などにおいて自治体の取組状況や課題を共有し、外国人住民が地域に参加しやすい仕組みづくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校における遠隔教育について4点の質問をいただきました。

まず、遠隔教育拠点の整備と授業配信の実証研究についてでございます。

令和8年度に実施する配信授業の実証校につきましては、各校のニーズを踏まえ、多様な科目設定や十分な教員数を配置しにくい全日制の中山間地校4校、定時制3校を予定しております。配信する教科、科目は、数学、英語、理科、情報の4教科6科目を想定しております。

遠隔授業を担当する教員は、1人1台端末を活用した双方向型事業の実施に加え、効果的な遠隔教育の在り方や授業配信の方法等に関する知識、技術の習得が求められます。このため、先進校の視察や外部有識者による研修の機会を確保し、必要なスキルの向上を図ってまいります。

教員の勤務内容につきましては、一日当たり2こま程度の授業時間とし、それ以外の時間は生徒の実情を把握し、配信授業に必要な教材研究等に充てられるようにいたします。また、拠点となる総合教育センターの専門主事とも連携し、効果的な遠隔授業に向けたカリキュラム開発を共同で進めてまいります。

長期休業中の補習については、実証校に限らず、その他の高校も対象として、自宅でも受講できる環境の整備を含め、生徒や学校の実情に応じて参加しやすい仕組みづくりを検討してまいります。

続きまして、遠隔授業の生徒数、受信側の整備状況、サポート体制についてでございます。

遠隔授業の規模については、受信側に教員以外の学習指導員等を配置し、1人1台端末を活用し画面共有や共同編集機能を用いる場合には、15から20人程度が効果的であるとの研究結果があることを承知しております。これを踏まえて、本県では、受信側の様々な状況に対応できるよう、原則として20人程度で授業を実施できる体制を準備しているところでございます。

遠隔授業の実施に当たっては、配信する教員が受信側の教室全体や生徒一人一人を確認できること、教室内のどの位置からも発言を明瞭に聞き取れることが重要であるため、こうした環境を可能にするカメラやマイク、スピーカー等の必要な機器を整備していく予定でございます。

受信側のサポート体制については、まず教職員が扱いやすい機器を導入するとともに、機器

トラブル等への対応として相談窓口を設置し、電話やオンライン等で迅速かつ丁寧に対応できる仕組みを整えてまいります。

続きまして、遠隔教育における著作物の利用についてでございます。

対面授業を同時中継的に行う遠隔授業において、インターネットで教材等の著作物を配信することは、無許諾、無償で行うことが可能でございます。

一方、それ以外の遠隔授業時の著作物の利用については許諾が必要でございましたが、平成30年の著作権法の改正により、授業目的公衆送信補償金等管理協会に補償金を支払うことで著作権者の許諾を得ずに利用可能となっております。県教育委員会では、この制度の施行当初から必要な手続を行い、県立学校に在籍する生徒数に応じた補償金を払っております。引き続き全ての遠隔授業において個別に著作権者の許諾を得ることなくデジタル教材を安心して授業に利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、高等学校における30人規模学級の導入とゆとりある教員配置についてでございます。

議員御指摘のとおり、遠隔授業は生徒の履修の選択幅を広げ、幅広い進路選択を実現することを目的とするものであり、県教育委員会といたしましても、学校の統廃合や教職員数の合理化を目的として活用することは考えておりません。

高等学校の学級規模については、現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法に基づく編制としておりますが、30人規模学級の導入については、高等学校の学級編制基準を1学級35人以下に引き下げるよう国に要望しているところでございます。また、高等学校は多様な課程・学科等で構成されており、学級とは別に少人数の学習集団を編成して教育活動を行うことが多いことから、各学校の実情に応じた教員配置を行っているところでございます。

今後も、生徒一人一人にきめ細かい指導ができるよう、学校現場の状況を踏まえつつ、適切な教員配置に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）多文化共生については、部長から御答弁がありましたように、現在外国人や日本人を対象にアンケートを実施していただいておりますので、その結果を今後の共生社会の実現にしっかり生かしていただくことを要望いたします。

遠隔授業について最後に教育長に伺います。

教育現場でのDXが急速に進む中で、子供たちの視力やネット依存など健康面での不安も広がっています。健康面はどうか、授業内容の定着はどうか、コミュニケーション能力は醸成されるのかなどの実証を行うのであれば、実施後に多方面からの検証が必要だと考えます。生徒

や教職員を含め、検証についてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）授業のD Xに伴う児童生徒や教職員の健康等についてのお尋ねでございます。

デジタル化が進む中で、子供たちにとって、特に視力について注意するようという事で文部科学省から通知が出ていることは承知しておりまして、そのことについて各学校に周知しております。各学校では、デジタル教材やタブレットを使った後に目の体操をするなどの配慮をしているということを承知しております。

今後遠隔教育が進む中で、そういった子供や教職員に対する健康状態についてもつぶさに検討をいたし、必要な対策を練っていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）どんなにD Xが進むとしても、教育現場において、人が人と関わることによってお互いを理解し、尊重しながら人格の形成を図るということは必要不可欠なことだと思います。遠隔教育が、目的でなく教育の効果を上げるための手段として使われるということを切望して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、山岸喜昭議員。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策に基づく稼ぐ力の強化と取組についてお伺いします。

不透明な世界経済や物価高騰が続く中、県民生活と県内経済は大きな変革期を迎えています。未来に向けた成長投資等を通じて経済構造の転換を図り、県民生活の安全・安心を確保するための施策が求められております。

地域産業の稼ぐ力の強化についてお伺いします。

長野県の人口は、2040年には現在より約30万人減少すると推計されており、生産年齢人口の減少は避けられません。県内は、製造業、農業、観光業といった多様な産業基盤を有しておりますが、原材料費やエネルギー価格の高騰、人手不足などにより、売上げはあるが利益が残らない、次の世代に引き継げるか不安だといった声が各地から聞かれております。こうした中、地域産業が持続的に発展するためには、つくる力から稼ぐ力への転換が不可欠であります。

長野県産業振興プランにおいても県内産業の稼ぐ力を示しているが、改めて長野県総合経済対策における稼ぐ力についてどのように捉え、今後どのような視点で重点的に投資、支援を

行っていくのか。また、どのような成果を期待するのか。知事の所見をお伺いします。

県内中小企業の約7割がコスト上昇分を十分に価格転嫁できていないと回答しています。特に、製造業では、下請取引比率が高い企業ほど収益改善が進んでいない傾向があります。県では、価格交渉支援や取引適正化の取組、DX、省力化投資への補助などを行っているが、活用した企業のうち実際に価格転嫁が実現した割合はどのくらいあるのか。また、生産性や利益率が向上した事例はどのようなものがあるのか。さらに、導入後の利益改善まで踏み込んだ成果が重要と考えるが、今後付加価値や労働生産性の向上をどのように進めていく考えなのか。

県内企業の人手不足率は6割を超え、人がいないことが成長の最大の制約になっているという声が多く聞かれます。今後の県内企業の人手不足においては、外部専門人材の活用を組み合わせた稼ぐ力を高める人材戦略が必要と考えるが、産業人材の確保育成について今後どのような目標を設定し、取り組んでいくのか。産業労働部長にお伺いします。

県内農業者の平均年齢は67歳を超え、担い手不足は深刻さを増しています。一方で、県産農産物のブランド力は高く、加工、輸出による付加価値向上の余地は大きいと考えています。県は、農業所得の向上を目指し6次産業化を支援しているのか見えにくいとの指摘もあります。県による6次産業支援の現状についていかがか。また、農業所得をどの水準まで引き上げる目標としているのか。農政部長にお伺いいたします。

観光庁のデータによれば、県内観光客の1人当たりの消費額は全国平均を下回る水準にあります。県では、滞在型観光、高付加価値観光を掲げているが、成果をはかる指標は、入り込み客数からだけでなく、観光消費額をより重視すべきと考えます。現在の県全体における年間観光消費額をどの程度まで引き上げるのか、その手法も含めてお伺いします。また、DCキャンペーンに向けて県内への観光客の周遊を促す取組はどのようにお考えでしょうか。観光スポーツ部長にお伺いします。

これまで申し上げてきたように、県内の産業には大きな可能性がある一方、支援はあるが稼ぐ力の向上につながっているのか分からないという現場の声も根強くあります。今後、県内の付加価値や地域内投資、人材への投資をどのように高めていき、どのような覚悟で取り組んでいくのか。知事の決意をお聞きします。

次に、森林認証についてであります。

森林・林業、木材産業をめぐっては、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、輸入材をこれまでどおりに調達、利用することは容易ではありません。合板や集成材原料は国産材へとシフトが進みつつあります。これを好機と捉え、国産材の利用拡大を図りつつ、再造林の確実な実施等の課題を克服し、国産材の安定的かつ持続的な供給体制を構築していく必要があります。

そういった中、県内人工林の成熟が進む一方で、認証林、認証材の取得や活用が十分に進ん

でいません。我が国では、F S C、S G E Cなどの森林認証が進められていますが、現在認証森林は全国で約260万ヘクタール、森林全体の約1割にとどまっています。ヨーロッパの主要国では認証率が5割から8割に達している例もあり、国際的に見ると日本はまだまだ途上であります。

こうした中、長野県の森林面積約106万ヘクタールに対し、認証森林面積は約4万6,000ヘクタールで、県内森林面積の約4%にとどまり、森林県である我が長野県は全国平均の10%を下回る水準にあります。この現状をどのように評価し、森林認証の取得が進まない要因をどのように分析しているのか。また、県として今後森林認証の拡大に向けてどのように取り組んでいけるのか。

認証林、認証材は、取得することが目的でなく、使われ、選ばれ、価格に反映されることで初めて林業所得の向上につながるわけであります。しかし、現場からは、認証を取得しても販売価格に反映されない。販路も限定的であるといった声が多く上がっています。

信州カラマツの一大供給基地であります東信木材センター協同組合連合会では、合板や集成材メーカーからの認証材の出荷依頼の増加を受けて、価格を一般材より立方当たり500円高く販売する取引が始まっています。これに伴い、認証材の出荷量が増えたと聞いております。

今後も、製材・流通段階のC o C認証を含めたサプライチェーン全体の取組の推進により認証材を広めていくことが重要と考えます。県としてどのように認証していくのか。さらに、認証材の生産や需要を増やしていくための課題をどのように考えているのか。以上、林務部長にお伺いします。

森林認証は、単なる林業施策でなく、県産材の価値向上、公共建設の在り方、そして脱炭素、生物多様性といった長野県の将来像そのものに関わる横断的な政策課題であります。県有施設や市町村施設において認証材を積極的に使用することは、環境配慮だけでなく、県産材の価値を高め、安定需要を生む効果が期待できるものであります。

都市部においては、民間資本による木造施設が建設されており、高層ビル建設も構想されています。こうした大型施設の建設にはカラマツが適しているとされており、信州産カラマツは強度の面で高い評価を得ています。加えて、環境保全や資産価値の向上の見地から認証材を使用する機運が高まっています。

森林県から林業県を目指す長野県が他県に先駆けて認証を得ることで、価値を高め、使われ、評価され、収益につながる明確なモデルを示す意義は極めて大きいと考えます。信州産カラマツをはじめとした県産材を、森林認証も含めた手法により付加価値を高め、県内外に安定供給する仕組みを構築し、将来も見据えた林業県を目指すべきと考えるが、知事にお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、稼ぐ力についてどう捉え、どのような観点で投資、支援を行っていくのか、どういう成果を期待するのかという御質問でございます。

稼ぐ力とは、付加価値を生み出し、持続的に収益を上げていく力であるというふうに考えております。また、このことが県内経済の成長をもたらす原動力であるというふうに理解しております。

本県におきましては、これまでも、精密加工技術など長野県独自の強みを生かしながら、県内企業の稼ぐ力が高まるよう、研究開発や販路開拓などの支援をしてきたところでございます。

国においても、高市内閣が強い経済に相当力を入れて今後取り組まれることになると思います。県としても、こうした国の動きも捉えつつ、企業の成長分野に対する参入や企業誘致の促進、AI等最先端分野への技術支援の強化、さらには海外や新市場への販路開拓支援などの観点で重点的にこの稼ぐ力の向上に向けた取組を支援していきたいと考えております。

これまで、人口増加局面では、数や量で稼ぐという手法が通用したわけですが、今後の人口減少社会にあつては、少なくとも、国内市場においてはそうした手法ではなかなか強い経済を実現することはできません。そういう意味では、オンリーワンの製品づくりや品質の高い製品づくり、さらにはブランド化、こうしたことを通じて付加価値を高めていくことができるように県としてしっかり支援し、県内産業全体の競争力強化を図っていきたいというふうに思っています。そして、ひいては県民の皆様方の真に豊かな暮らしの実現につなげていきたいと考えております。

それから、2点目でございます。県内産業の付加価値向上、地域内投資、人材への投資の取組と決意について御質問をいただきました。

現下の厳しい経済状況の中で、様々な企業が今後の対応を模索されている状況でございます。県としては、DXによる生産性向上、エネルギーコストの削減など、経営効率化に対する支援に取り組んできているところでございます。

こうした中、経営資源を最大限活用して県内企業がさらに成長していくためには、付加価値向上、地域内投資の促進、人材への投資、こうしたものを総合的に進めていくことが必要だと思っております。

付加価値の向上に関しては、先ほど申し上げましたような取組、ブランド化等に加えて、企業の研究開発への技術支援を特に力を入れて進めていきたいというふうに思っております。また、地域内投資に関連しては、長野県の強みを生かせる産業の集積、そして成長期待分野への民間企業の参入の促進を図ってきたいと思っております。人材投資としては、多彩な人材が活躍できる環境づくり、また、海外の専門人材の積極的な活用、起業される方への後押し、こ

うしたところを重点的に進めてまいります。

強い経済を掲げる内閣の下、今後産業面での地域間競争の側面がかなり強くなってくのではないかというふうに受け止めております。そういう観点で、この地域未来戦略の具体化に対応し、県としても産業政策を一層強化して取り組んでいきたいと考えております。

そして、３点目であります、森林認証に関連して、県産材の付加価値向上と安定供給に関する考え方についてという御質問をいただきました。

本県は、御質問にもありましたように、強度の高い信州カラマツをはじめ、アカマツや木曽ヒノキなど他県にない優位性のある資源を有しております。こうした木材の付加価値を一層高め、県内外に安定供給していくことが長野県を林業県にしていく上で大変重要だと考えております。

まず、県産材を国内でしっかり流通させていくためには、全国基準として規格、品質が証明されたＪＡＳ認証の取得が不可欠だというふうに考えております。県としては、取得に係る支援や技術的な助言によりまして、ＪＡＳ認証事業者の着実な増加を図っていききたいと考えております。

また、近年、大手企業を中心に、森林認証材を求める動きが出てきております。森林認証は、持続可能な森林管理の状況を第三者が確認する制度でありまして、森林認証材は、伐採後の確実な更新、生物多様性の保全、土壌・水資源の保全などの要件を満たす森林から生産された木材であることを示すものであり、議員御指摘のとおり大変重要な仕組みだと考えております。

一方、森林認証の取得、維持にはコストを要します。森林認証材がそのコストに見合った価格で取引されていくことが重要だと考えております。森林資源を確実に次世代に引き継いでいくためにも、まずはその認知度を高めるとともに、その費用を社会全体で負担し合う意義について広く御理解いただくことが重要だと考えております。

県としては、森林認証材を積極的に利用してもらえ環境を整備していくことがまずは重要だというふうに考えております。そのため、県としては、機運醸成のための普及啓発に努めるとともに、取組が先行しております佐久・上田地域の経験と知見を生かし、生産、流通、加工の連携の下、森林認証材を含めた付加価値の高い県産材の安定的な供給体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には２点質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、価格転嫁や生産性の向上についてのお尋ねです。

県が実施した価格転嫁交渉サポートセミナー参加事業者へのアンケートでは、96.2%が何らかの価格転嫁を実現しており、国調査より高い値となっております。また、価格転嫁率も61.9%と、国の調査による値を上回っており、その施策効果が現れていると考えております。

生産性、利益率の向上事例といたしましては、専門家派遣により3期連続赤字から黒字へ転換できた事例、副業・兼業人材活用によるECサイト構築により売上げの拡大をした事例、国の業務改善助成金と県の上乗せ補助の活用によるセルフオーダー導入で労働能率が向上した事例など、利益改善や効率化に結びついた成果が出ております。

さらに、導入後の利益改善までしっかり支援するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成の支援に加え、価格転嫁の促進支援、専門家による相談体制の強化、副業・兼業人材の活用支援、新たな販路開拓支援などの取組を充実させ、高付加価値化と労働生産性のさらなる向上を図り、県内中小企業の利益改善と経営基盤の強化を着実に進めてまいります。

次に、稼ぐ力を高める産業人材の確保育成の目標設定についてのお尋ねです。

産業人材の確保育成に向けては、短期的には若者のU I Jターン就職促進や副業・兼業人材など外部人材の受入れ支援を進め、中長期的には生産性向上につながる従業員の能力向上支援等を強化して企業の稼ぐ力の底上げを図ってまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、明確な目標を設定して取り組むことが重要であり、しあわせ信州創造プラン3.0における施策全体の目標に加え、来年度予算案に計上している事業においても、若者の定着に関しては、Uターン就職率を2027年3月卒業生において45%以上にする。県内大学卒業生の県内就職率を2027年度に58%にする。外部人材の活用に関しては、副業・兼業形態を含むプロフェッショナル人材のマッチング件数を2026年度は200件とする。人材育成に関しては、県が関与するリカレント・リスクリング講座・訓練の受講生数を2027年度までに5年度累計で2万人とするなどの主な目標を設定しているところです。

今後、これらの施策を着実に推進し、設定した目標の達成を目指すことで、多様な人材の確保育成につなげ、県内企業の稼ぐ力向上にしっかりと取り組んでまいります。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には6次産業化の支援状況と農業所得向上の目標についてのお尋ねでございます。

県は、6次産業化による農業所得の向上等を目指し、第4期長野県食と農業農村振興計画に「農業所得額を含む付加価値額を10%以上向上させる」を目標に掲げ、推進を図っております。この目標達成に向け、県では、産業振興機構等の関係機関と連携し、中小企業診断士等の専門家の派遣による商品開発や販路拡大など経営全体の改善に向けた支援のほか、必要な施設、機器の整備に係る経営計画の策定等の支援をきめ細かに行っているところでございます。

これにより、例えば、リンゴ生産者が規格外品を加工し、ＥＣサイトの開設や商談会への出展により販路を確保しながら付加価値額を14%増加させた事例、ソバ生産者が乾燥貯蔵施設を整備し、自家製のそば粉を活用した様々な加工品を直営店で販売しながら付加価値額を46%増加させた事例など、農家手取りの向上につながる一定の成果が認められているところでございます。

今後、6次産業化に加え、農業者が加工、流通、販売等の異業種と連携する新たなビジネス創出に向けた取組にも支援するなど、農業者の稼ぐ力を一層高められるよう努めてまいります。以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には観光消費額の目標設定と引上げの手法などについて御質問をいただきました。

観光振興に当たっては、地域の稼ぐ力の向上が重要でありまして、しあわせ信州創造プラン3.0においても令和9年の観光消費額を9,000億円とする目標を設定しておりますが、観光産業の回復の影響などによりまして、令和6年の観光消費額は1兆47億円まで増加してきております。こうした状況も踏まえまして、今般策定した宿泊税活用計画では、2030年（令和12年）の観光消費額を1兆3,000億円に引き上げることを目標としたところであります。

具体的な施策といたしましては、観光消費額の重要な要素である消費単価の向上に資する取組として、新たな観光コンテンツの整備や宿泊施設の高付加価値化支援、長期滞在を促すための二次交通の充実などに取り組むこととしておりまして、観光消費額の増加により地域経済の発展につながるよう施策を進めてまいります。

そして、県内周遊を促す取組についてのお尋ねであります。令和9年夏の信州デスティネーションキャンペーンに向けた具体的な取組として、来年度は、スタンプラリー等の周遊を促す企画の実施、多くの観光客が訪れる主要観光拠点から周遊を促すバスツアー造成への支援などによるコンテンツの造成や磨き上げを行いまして、県外で開催する観光商談会等の機会を活用して積極的にPRをしてまいります。

また、1月補正予算で計上した県内の体験プランの割引施策である信州体験割においても、体験プランのセット販売や複数のプランを利用した方への特典付与などによりまして県内周遊が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には森林認証につきまして2問の御質問を頂戴しました。

まず一つ目、森林そのものの認証が進まない要因と認証拡大に向けた取組についてでござい

ますが、御指摘のとおり、本県は全国第3位の森林面積を有する一方で、森林認証面積は第8位にとどまっております。

認証面積の伸び悩みの要因でございますけれども、やはり伐採や再造林など森林の適切な管理状況を第三者が確認するという森林認証の意義に関して理解がなかなか進んでいないこと、また、認証の取得や維持に係るコストにつきまして、森林所有者、企業や消費者など社会全体でどのように分担するかについての合意が進んでいないこと、こうしたことが主な原因であろうというふうに考えております。

こうした中にありましても、佐久・上田地域では、カラマツ林を中心に主伐・再造林が先行していることに加えて、大規模森林所有者が主体となりまして、スケールメリットを生かしたコスト負担の軽減に取り組んできたことが取得拡大に結びついてきたものというふうに分析しております。

今後、主伐・再造林が進む中で、県民の皆様に認証材利用の意義への理解と機運醸成を図るとともに、佐久、上田の先進事例の横展開や森林の集約化等の技術的支援の強化を進めまして、認証面積の拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、森林認証材の現状認識と生産や需要を増やすための課題についてでございますが、森林認証材は、森林そのものの認証に加えて、生産、流通、加工の各段階で認証材を適切に分別管理する仕組みを認証するC o C認証を取得することで初めて流通させることができます。

近年、認証材は、御指摘のとおり、大手企業や県外の合板工場での需要が生まれておりまして、生物多様性への配慮などから今後さらに需要が高まるものと考えております。現在、県内のC o C認証取得事業者は27社にとどまっております。認証材の生産を増やすためには、森林そのものの認証に加えて、C o C認証の取得事業者を増やし供給体制を強化していくことが課題だというふうに考えております。

また、C o C認証の取得や維持に係る経費は事業者の負担でございます。認証材が他の木材より高い価格で取引される動きは一部に限られております。事業者の負担に見合った価格形成と流通の仕組みを整えていくことが必要でございます。加えて、大手企業にとどまることなく、社会全体で認証材の意義を理解し、木材利用における有力な選択肢として定着させていくことが重要だろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）次に、新校小諸義塾高校への期待とこれからの県立高校の在り方について伺います。

いよいよ4月に新校小諸義塾高校が開校の運びとなりました。県内多くの学校関係者の皆さんから注目されての開校であります。

少子化が急速に進む中、県立高校の再編統合は避けては通れない課題であります。しかしながら、統合は決して規模縮小や後退であってはならず、むしろ、教育の質を高め、地域に新たな価値を生み出す魅力ある学校づくりにつなげる契機とすべきものであります。その意味において、新たにスタートする小諸義塾高校は、単なる統合校ではなく、これからの長野県の高校教育の在り方を示す極めて重要な存在であると考えております。

まず、統合する新たな高校への期待についてであります。

小諸義塾高校の教育方針と特徴について伺います。

小諸義塾高校では、主体的・対話的で深い学びを重視し、学科を超えた協働や探究活動を教育の中核に捉える方針や、普通科とビジネス科、音楽科が同一校舎で学ぶことで、学力と感性、論理と表現が交差し、これまでにない学びの環境が生まれる可能性があるとは私は大いに期待しております。こうした教育方針、特徴についてどのように評価し、どのような成果を期待しているか。お伺いします。

小諸義塾高校は、NSD先進校として、教科横断型の学び、ICTの活用、チームティーチングなど先進的な教育実践を進めるとされています。重要なのは、この取組を、単なる理念、一部の先進校の実験で終わらせるのではなく、県全体の高校教育改革へと波及させることであります。NSD先進校としての成果をどのような指標や形で検証し、県として責任を持って可視化していくのか。また、小諸義塾高校で得られた成果や課題をどのように県内の県立高校へ展開していくのか。考え方をお伺いします。

音楽科は、県内でも数少ない専門学科として、専門教育の中核であると同時に、長年にわたり優れた人材を育成し、地域と学校をつなぐ地域文化の担い手として重要な役割を果たしています。今後も、専門教育に加え、普通科とビジネス科との協働による表現教育や地域イベント、福祉・観光分野との連携など、学校全体の魅力を高める存在としての役割が期待されています。

昨年秋、Mrs. GREEN APPLEの藤澤涼架君が120年の歴史に幕を閉じる母校の小諸高校を訪問しました。体育館で文化祭の前準備をしていた生徒たちは、突然のビッグプレゼントに大騒ぎになりました。小諸高校が大好きだと訪問され、感謝とエールを送り、恩師の先生方と交流をしました。レコード大賞3連覇、IFPIグローバル・レコーディング・アーティスト・チャート2025では日本人過去最高の13位に選ばれ、長野県出身で、今、日本の音楽の世界ではスーパースターとなっております。

また、昨年普通科を卒業した4人のバンド、ハッピーセットは、マイナビ閃光ライオット2025に選ばれました。10代のアーティスト限定であり、音楽の甲子園とも言われております。

応募総数3,129組から選ばれ、ファイナルステージで熱いパフォーマンスを披露してくれました。

このように、卒業生は、全国各地でそれぞれ指導者や音楽活動を目指したり、ステージに立ちアーティストとして活躍しています。今後、新たな小諸義塾高校の強みとして位置づけ、活躍し、誇れる音楽科をどのように評価し、支援していくのか。お伺いいたします。

人口減少が進む中、地域内だけで生徒を確保することには限界があります。しかし、特色ある教育を打ち出すことで、県外から音楽の世界を目指す優秀な生徒を呼び込むことは十分に可能であります。教育の充実と同時に、卒業生の活躍を多く広げることは、地域活性化にもつながるわけであります。小諸義塾高校が音楽科や探究型教育を軸に全国から選ばれる学校になるために、県としてどのような方策を講じていくのか。

小諸市をはじめとする東信地域は、多様な学びの資源を有しており、これらを教育と結びつけ、地域全体を学びの場とすることは、生徒の成長だけでなく、地域の担い手育成にもつながります。小諸義塾高校を核とした自治体、企業、大学、文化団体等との連携について県はどのような展開、展望を描いているのか。また、共学共創コンソーシアムをつくるというが、どのようにお考えか。

小諸義塾高校は、音楽科を有し、NSD先進校として、探究的な学びに挑戦する学校として新たなスタートを切ろうとしています。しかし、私が今県に問うのは、未来を担う学生への投資であります。統合に伴う探究学習を担う教職員体制の充実、音楽科の専門的人材の確保、普通科とビジネス科、音楽科との学校運営、ICTや外部人材を活用した学びの高度化、全国募集に対応した住環境の整備など、課題は少なくありません。

これらの課題に対し、県としてどのように継続的に支援し、学校を育てていくのか。小諸義塾高校を、単なる統合校としてではなく、長野県の次世代高校教育をリードする先進校としてどのように位置づけ、どのように育てていくのか。また、これから県全体の教育改革を進める中で、夢に挑戦する学びにどのようにつなげていくのか、その決意と今後の具体的な支援の方向性について。以上、教育長にお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）小諸義塾高校について7点質問をいただきました。

小諸義塾高校の教育方針の評価と成果への期待についてでございます。

小諸義塾高校は、地域を舞台に、多様性を重視し、グローバルな視点で未来を創造する3科融合校を目指し、地域と連携した学び、学科・教科横断型の学び、本物に触れる実践的な学びを教育の三つの柱として掲げております。その具現化のため、普通科、ビジネス科、音楽科の生徒が他学科の科目を履修できる仕組みを整えとともに、地域社会と連携協働する総合的な

探究の時間を学科や学年の枠を超えて体系的に位置づけることにより、県が推進する体験的な学びや多様な主体と協働する学びをさらに発展させるものと考えております。

これらの教育方針により、異なる専門性や価値観を持つ生徒が共に学ぶことで、多角的な視点や協働する力が育まれるとともに、地域と結びついた実践を重ねることを通じて、これからの新しい時代を支える資質・能力の育成につながることを期待しております。

続きまして、NSDプロジェクト実施校としての成果の検証と他校への展開についてでございます。

NSDプロジェクトは、これからの時代に求められる新しい学びを支える学習環境の整備を目指し、学びと空間の一体改革や地域と共につくる学校づくりを推進するものでございます。

小諸義塾高校は、最初のNSDプロジェクト実施校として、学びの質、空間の活用、共学共創のプロセスの三つの観点を指標とし、生徒、教員、地域の声を踏まえながら年度ごと検証を行っていくことが重要であると考えております。

成果の可視化につきましては、アンケートや授業参観等の定量・定性的データの蓄積に加え、探究活動の成果物や空間活用の実践事例を整理し、成果発表や報告書等の様々な手段で発信する方法を検討していきます。

他校への展開につきましては、小諸義塾高校の学校公開や他校の懇談会の構成員等を対象とした見学会を実施するとともに、県や学校のホームページなどで広報し、県全体の学びの改革や高校づくりに生かしていく所存でございます。

続きまして、音楽科の評価と今後の支援についてでございます。

小諸高校音楽科は、本年度で開設31年目を迎え、これまでに県内外で活躍する著名な演奏家やアーティストを輩出してまいりました。また、教育分野においても、多くの卒業生が県内外の小中学校等において教育活動に従事するなど、その活躍は多岐にわたっております。

小諸義塾高校では、これまで築き上げてきた音楽科の専門的な学びに加え、3科融合の地域に根差した教育活動を通じて、生徒が実践的な経験を積み重ねながら自らの夢や進路実現につながる力を育むことを期待しております。

さらに、音楽科における生徒の多様なニーズに柔軟に応えるため、引き続き専門的な指導体制の充実を進めるとともに、世界的な演奏家を目指す生徒から音楽を通じて地域や社会に貢献したいと考える生徒まで、それぞれの目標に応じた学びを支えられる環境を整備し、音楽科の強みを一層発揮できるよう支援してまいります。

続きまして、生徒の全国募集についてでございます。

全国的に見ても、音楽科を有する高等学校が全国募集をしている例は少なく、特色ある教育内容を示すことは、県外から生徒を呼び込む上で重要であると認識しております。

小諸義塾高校音楽科の全国募集に当たっては、生徒が希望する楽器を専攻し、専門的かつ徹底した指導が受けられることに加え、3科融合の学びや、地域と連携した実践的な学びを全国に向けて発信していく必要がございます。そのため、全国募集を推進するプラットフォームへの参加経費を県が負担し、情報発信の強化を図ってまいります。

また、県外から生徒を受け入れるに当たり、保護者の元を離れて学ぶ生徒の経済的負担を軽減することも重要であることから、その一部を県が負担することで意欲ある生徒が安心して本県で学ぶことができる環境を整えてまいります。これらの取組を通じ、小諸義塾高校音楽科が全国から選ばれる学校となるよう引き続き支援していく所存でございます。

続きまして、小諸義塾高校を核とした自治体、企業、大学等との連携についてでございます。

これからの高校は、地域の多様な主体と連携し、共につくる学びの拠点となることが重要でございます。生徒が地域の課題に目を向け、自ら問いを立て、納得解を得る過程を通して自主的に学ぶ姿勢を育てるものであり、その実現に当たっては、地域との連携が不可欠でございます。県では、本年度より、小諸商業高校、小諸高校に地域連携コーディネーター1名を配置して、地元企業や自治体など協働による学習活動の支援に着手し、小諸市役所や経済団体、地元大学との連携を進めております。

開校後は、地域連携協働室にコーディネーターを常駐させ、文化・芸術団体等との協働も視野に入れながら地域全体を学びのフィールドとする取組を一層充実させていく予定でございます。

今後は、このコーディネーターと学校が中心となり、自治体、企業、大学、文化団体など地域の多様な主体が参画し、地域課題の解決と地域活性化、さらには次世代の人材育成に向けて協働する小諸共学共創コンソーシアムを構築してまいります。

続きまして、統合に伴う課題についての支援でございます。

探究学習については、教員に加え、地域連携協働室が学校と地域をつなぐ役割を担い、学びの充実を図ってまいります。また、音楽科についても、引き続きこれまで培ったネットワークを生かし、各領域の外部講師を継続的に確保してまいります。

学校運営においては、教職員が一体となって執務できる大職員室を整備し、3科融合による連携体制を整えてまいります。

学びの高度化に向けては、ICT対応の大型ディスプレイ設置教室の整備を進めるとともに、共学共創コンソーシアムを通じて大学や企業等と連携し、専門的な外部人材の活用を強化してまいります。

全国募集に伴う住環境については、民間寮や民間アパートを活用し、入学状況を踏まえつつ、地域、自治体と協力しながら必要戸数を確保してまいります。

県教育委員会としては、3科融合やNSDによる学びと空間の一体改革、全国募集等の特色を生かし、魅力ある学校づくりを継続的に支援してまいります。

最後に、小諸義塾高校の位置づけ、県全体での改革への決意、支援等についてでございます。

県では、平成30年9月、「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を策定し、予測困難な時代における新たな学びの推進と、県立高校の再編整備を通じた新たな高校づくりに一体的に取り組んできたところでございます。

来年4月に開校する小諸義塾高校は、この実施方針やNSDの考え方を導入した最初の高校として、共学共創コンソーシアムの構築など、これからの県立高校の在り方の一つのロールモデルにしていきたいと思いますと考えております。

また、その成果は、開校に至るまでの経過も踏まえ、再編整備に取り組む新校に知見を生かしていくほか、県立高校全体として望ましい取組については、各種校長会での事例紹介・周知をするほか、本年度から予算措置した県立高校特色化事業等も活用して、各校の主体的、積極的な取組を引き続き支援してまいります。

以上でございます。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）それぞれ御答弁をいただきました。

本県は、観光、農業、製造業など全国に誇る資源を持ちながら、県民所得や企業の利益率という点では突出しているとは言えません。強みがあるのになぜ稼げる県になり切れないのか。今後は、持続可能な地域経済を構築していくことが求められます。県として明確に高付加価値型経済への転換を宣言すべきときであると考えます。

また、林業において、認証材は、選ばれる林業県になるための鍵だと私は思います。そこで重要になるのが、持続可能性が見える化する認証制度であります。認証取得には、計画的な伐採・再造林が求められ、認証は、長野県の山で生きていける林業県を目指すための戦略ツールであります。

また、小諸義塾から始まる教育改革は、長野県の教育の未来を変える挑戦であります。地元では、地域と共に学び、地域を担う人材を育てる学校として期待が強く、支持が広がっています。地元の学生、保護者、地域企業、自治体などが一枚岩となって新校のスタートを楽しみにしています。

統合とは、歴史を消すことではありません。両校の誇りを束ね、新たな伝統をつくる挑戦でもあります。目前に迫った新校小諸義塾高校に期待をしまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）最初に乳児院の現状について質問をします。大事なことは何度でも言います。そして、大前提として、私は里親制度が駄目だと言っているわけではありません。

国は、現在、家庭養育優先の原則の下、里親委託を推進し、施設養育から家庭養育への移行を数値目標として進めています。長野県も、国の方針に沿い、里親委託率の向上を重要な施策として位置づけていますが、先日、県内の乳児院を視察し、またかと思いました。

今、虐待相談は増加、支援の難易度も上がっています。にもかかわらず、乳児院への入所児童数は大きく減少。それに従い、定数も削減。県は、その理由として、子供の数が減っている、施設ニーズが減少しているなどと説明されているそうです。本当にそうなのでしょうか。現場では、里親委託率を優先するあまりに施設入所そのものが抑制されているのではないかという疑念が生まれています。

まず、県は、入所児童数の減少をもって支援を必要とする子供の数そのものが減っていると本当に認識しているのか、酒井こども若者局長に伺います。

乳児院がこの先の運営に不安の影を落とす原因である現在の措置費制度について伺います。

乳児院は、たとえ一時的に入所児童が減少しても、常に24時間365日体制で専門職を配置し続けることが大前提の施設です。しかしながら、現行の措置費制度は人数単価制であるため、入所児童が減れば当然措置費は減り、収入は激減するといった仕組みになっています。そうなれば、貴重な人材が現場を去り、また、施設そのものが自腹での運営を強いられ、立ち行かなくなってしまうことは明白です。

何度も言っていますが、国の数値目標に追随するあまり、乳児院という重要な社会的インフラを疲弊させているという現状をどのように受け止めているのか。措置費制度の構造的な限界を踏まえ、国任せではなく、県として乳児院を安定的に存続させるための県独自の措置費上乘せ支援や制度設計を早急に検討する必要があると考えますが、明確な答弁を求めます。

この問題については担当部局にも伝わっているはずですが、今回の予算を見る限り、乳児院の運営危機を真正面から救うための新たな予算措置は確認できません。県の説明は、財政が厳しい、国制度の枠組みがあると言うのかもしれませんが、しかし、お金がないという理由で片づけてよい問題ではありません。

乳児院は、医療的・心理的ケアを要する子供たちを受け止める最後のとりでとして、社会に必要なセーフティネットです。そのとりでが数値だけを理由に弱体化している現実を県はどこまで深刻な問題として受け止めているのか。今、強く問われています。県は、現場の思いに真正面から向き合い、それは国が考えることとして先送りするのか。それとも、長野県の子供を守る責任として県自らの意思と予算で支える覚悟があるのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には支援を必要とする子供の数に関する認識について御質問をいただきました。

まず、支援体制の全体像ですが、虐待をはじめ様々な事情により、家庭を離れ、社会的養育支援を必要とする子供に対しては、以前は乳児院等の施設入所による支援が中心でしたが、近年は家庭養育優先の原則に基づき、里親による支援や家庭再構築への支援体制の強化に取り組んできたところ、乳児院等の入所者数は減少傾向にあります。

一方で、家庭や地域の支援力の低下や経済的困難の顕在化等を背景に、施設や里親で養育される子供の数は近年おおむね600人程度で推移しており、人口減少下にあっても支援を必要とする子供の数自体は減少していないと認識しております。また、施設関係者等からは、支援内容が高度化、複雑化しているとの声も寄せられているところでございます。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、乳児院に関連して、現状認識と県独自の支援の検討が必要ではないかという御質問でございます。

虐待など困難を抱え、家庭を離れて生活する必要がある子供たちに対しては、従来、乳児院や児童養護施設等での入所支援が中心でありました。近年、大人との信頼関係を構築し、安心と挑戦する土台づくり、多様な生活経験による発達促進などの観点から、家庭的な環境での養育による愛着形成が大切だという認識が広まっております。

こうした御質問にもありました家庭養育優先の原則の下、子供の最善の利益を実現するため、里親委託での養育等を強化しているところであります。国の目標に追従しているということでは全くなく、この里親委託率の目標値についても県独自に子供一人一人の支援ニーズの実態を基に設定させていただいたところであります。

乳児院には、乳幼児の養育で大変重要な役割を担っていただいているというふうを考えています。ただ、御質問にもありましたように、社会的な環境の変化、社会的ニーズの変化等によって、今、厳しい状況に置かれているというふうにも私も認識しております。入所児童数に

応じて措置費が決まるという今の仕組みだけでは事業運営が厳しい状況が続いてしまうというふうに思っております。

社会の新しいニーズと厳しい運営状況等を踏まえますと、乳児院の今後の方向性は、専門性の高い入所ケアについては維持をしていただきつつ、養育の専門性を生かした里親に対する支援、あるいは虐待の予防支援、こうした方向への多機能化、あるいは機能転換を図っていただくことが必要だというふうに考えております。

県としては、これまで、里親支援センターとしての事業委託を推進してきたところであります。県として、引き続き国に対しては措置費等現行制度の中での改善要望を行ってまいりますが、御質問にもありましたように、現行制度の枠内で粛々と支援していただくだけで本当にいいのかということは我々もしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。

乳児院の運営の厳しさの背景には、昔ながらの制度と社会的ニーズが変化していくことに対する対応、これが必ずしも合致していないのではないかというふうに受け止めております。そういう意味では、現行制度のまま措置費を単に上乗せするというだけではなかなか問題は解決しないのではないかというふうに思います。

今後、子供や家庭のニーズの変化等に合わせて、乳児院の在り方について、必要に応じて県独自でしっかり支援を行うことも視野に入れながら検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）ありがとうございます。子供たちは今この瞬間にも成長しています。早急でベストな対応を強く求めます。

長野県は、今年、県政150周年という大きな節目を迎えました。今定例会でも幾つか記念事業の話が出ていますが、具体的に何が進んでいるのか、県民が実感できる事業は何なのか、正直なところほとんど見えてきていません。

現在、150年の歩みを振り返る事業が目につきます。単なる回顧ではなく、次の50年、100年を見据え、県の方向性を示し、県民と共有することが極めて重要なことです。その意味で、現時点で将来に向けた明確なビジョンや旗印が示されず、既に150周年記念の年の6分の1が終わろうとしていることに強い危機感を覚えます。県では、機運の高まりを実感していると自負していますが、実は、先日幕張メッセで開催されたスーパーマーケット・トレードショーというイベントに長野県も出展していました。参加していた知人から、あれだけのバイヤーが全国から集まる大規模なイベントで、長野県パビリオンでは150周年の文字が一つもなかったよと聞きました。県の予算を使って出展しているイベントなどで長野県が率先して150周年をPRしなくてどうするのでしょうか。県内の某弱小団体ですら年間カレンダーに長野県150周年と

PRしています。

また、記念事業の一つとして、「わたしの「信濃の国」投稿キャンペーン」が始まっています。県民にとって特別な存在である「信濃の国」を、その人なりに考え、表現することは、郷土愛を育むすばらしい取組だと思います。しかし、そのプロジェクトの全体像、賞は誰がどのような基準で評価、選定するものかといった点など、現時点ではホームページを見ても伝わってきません。象徴的な事業だからこそ、もっと県民に関心を持ってもらわないともったいないなと思っています。

実は、私も実際につくってみました。前半だけを紹介したいと思います。

「山は未来へ 水はめぐり そばの香りに リンゴの甘味 150年その先へ 未来を開く 信州人」と、こんな感じで、賞も取れそうですけれども、残念ながらこれはAIを使ってつくったもので、完全なルール違反です。これがAI生成だと誰がどう判断できますか。こういったことがいろいろと出てくると思います。

さらに、77市町村スタンプラリーという話もありますが、現時点で詳細などはまだ明らかにされていません。77市町村全部を回るとするのは時間的にも経済的にも決して軽い負担ではありません。それに見合う価値をどのように生み出すのか。発想はわくわくしますので、絵に描いた餅にならないよう期待しています。やるなら77市町村コンプリートした際の景品など、相当なモチベーションのあるものにしないといけないかなと思っています。

こうした中で、私は、150周年記念事業の方向性の曖昧さを打開するためには、そうなればやはりそばを長野県の明確な旗印として真正面から捉えることが最もふさわしいのではないかと行き着きました。

先日も、タレントの田村淳さんの全国放送のテレビ番組で長野県のそばが取り上げられました。長野県のそばは、首都東京でも圧倒的知名度を誇るが、ランキングは圏外。番組の最後に、田村さんが、今回を機に、長野の皆さんも改めてそばを盛り上げようと思ってくれたらうれしいと締めくくっていました。

私は、これまでの一般質問でも、そばを長野県の基幹的なブランドとして位置づける必要性をしつこく訴えてきました。その問題意識から、青森県のリンゴに特化した専門部署、農林水産部りんご果樹課の取組を視察してきました。

青森県では、リンゴを単なる特産品ではなく、県民の生活と地域経済に深く根づいた生活の一部として位置づけ、部局横断で総合戦略を進めています。「夢をもって働ける 稼げる青森りんご産業」という明確な将来像を掲げ、青森りんご総合戦略を県の最重要政策としていました。長野県ではこれをそばでできないものかなと考えました。また、山形県では、行政が「ラーメン県そば王国」と名のすることで、観光誘客や政策形成、予算化を後押ししているとい

う好例もあります。旗を立て、名称を明確にすること自体が行政を動かす力になることを示しています。

長野県にも信州「そば県」推進協議会が立ち上がりましたが、関係者からは、まだまだ実効性に疑問があるとの話も聞きます。そば県推進と名前がついているこの協議会の意見、思いを具体的に実現させるべく、そば県に向けた部局横断プロジェクトを、150周年という節目だからこそ、第1次産業から観光、教育、文化までをつなぐ実効性のある部局横断プロジェクトへ今再構築すべきと考えます。田中営業局長に見解をお伺いいたします。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には長野県150周年を契機としたそば振興の取組強化について御質問をいただきました。

議員御提案のとおり、長野県150周年を契機に本県の伝統的食文化として長い歴史と高い知名度を持つそばのさらなる振興に取り組み、県内外に強く打ち出していくことは非常に重要であるというふうに認識しております。このため、信州「そば県」推進協議会の意向を踏まえながら、来年度から県としてそば振興の取組を一層強化してまいり所存でございます。

その第1弾といたしまして、来年度、協議会のスローガンである「そばと言えば信州」と誰もが思い浮かべる長野県をテーマに、信州そばフォーラムを長野県150周年記念事業に位置づけて開催する予定でございます。本県の優位性であるそば切り発祥の地信州を前面に押し出し、長野県から全国に広がったとされるそば食文化の歴史や多様性に関する学び、県が新たに開発したそばの新品種の普及に向けたPR、また、信州デスティネーションキャンペーンにおける主なコンテンツとしてのPRなど、信州そばのブランド化に向け、生産から観光まで関係部局が連携した取組をアピールしたいと考えているところでございます。

また、協議会では、現在三つの部会において今後の取組方針などの検討が行われており、来月にもこの内容を発表する予定です。この検討に当たりましては、今年度新たに部局横断で構成いたしました庁内の支援チームが各部会の議論に参画し、積極的にサポートを行ってきているところでございます。

今後、取組の実行段階におきましても、支援チームとして引き続き協議会の活動をしっかりサポートしながらそば振興の取組を部局横断型の6次産業支援プロジェクトとして多角的に進め、信州そばのさらなるブランド化とその価値を次世代につなげていく取組を力強く推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。どうしてもそば県という言葉は使ってくれ

ないんですね。

次に、近年増加する警察をかたる特殊詐欺の被害防止策についてお伺いします。

昨年末、私の携帯に電話がありまして、末尾に0110の表示があったので、「警察か、何の用だろう」と電話に出ると、「愛知県警ですけれども、今、重大事件の捜査の協力をお願いしたいので、参考人としてこちらまで来ていただくことはできませんか」と言われました。私も、0110番だし、警察からの電話だから、「今からですか」と。愛知はさすがに遠いと思ったのですが、「分かりました。何とか行けるようにしてみますので連絡します」ということで電話を切りました。

とはいえ、本当にこれから愛知に行かなければいけないのかなと思いながら、知り合いの警官に電話でこういうことがあったと確認をしました。そうしたら、「無茶さん、それは特殊詐欺ですよ」と即座に言われ、ここで我に返りました。これは、冷静を失えば誰でも信じてしまうなど。幸いにも私には警察関係者の知り合いがいたため、すぐに相談し、詐欺だと確認することができましたが、もし相談できる相手がいなかったらどうなっていたのだろうかとも今でも考えてしまいます。

近年、警察官や公的機関を名のる特殊詐欺は極めて巧妙化しており、増加しています。この経験を通じて感じたことは、これはもしかしたら詐欺かなと思ったら、気軽に、そして即座に相談できる窓口が重要だと思いました。多くの人は、警察と聞くだけでやはり動揺する心理状態になってしまうと思います。詐欺被害を未然に防ぐためにも、敷居の低い、心理的ハードルの少ない相談体制と周知が不可欠だと考えます。

県警では、警察相談専用ダイヤル「＃9110」を設置していますが、認知度が十分とは思いません。周知広報のさらなる強化が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、特殊詐欺の電話を受けた場合、その電話番号は犯罪捜査に有力な情報になります。実はあまり知られていませんが、警視庁には、有力情報になんと最大100万円を支給する匿名通報ダイヤルというものがありました。私もこの情報を知っていれば犯罪捜査の協力に寄与できたなと思いました。こういった情報も周知広報を強化すれば、より県民の防犯意識を高め、被害防止に寄与すると思いますが、いかがでしょう。阿部警察本部長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 特殊詐欺被害の防止に向けた取組について2点御質問をいただきました。

まず、警察相談電話「＃9110」についてお答えいたします。

警察では、電話でお金詐欺のほか、あらゆる警察所管業務を対象とした相談窓口として警察相談電話「＃9110」を設けており、県警ホームページや県警公式アプリ「ライポリス」などの

広報媒体等を活用しながら周知に努めているところであります。

議員御指摘のとおり、相談窓口の周知は被害防止に寄与すると考えられますことから、より多くの県民の方に知っていただくため、引き続き関係機関・団体との連携を強化したり、あるいは長野県にゆかりのある著名人の発信力を活用するなどして効果的な広報啓発に努めてまいります。

続いて、匿名通報ダイヤルについてお答えいたします。

匿名通報ダイヤルは、110番通報など警察に対して直接通報することにより刑事手続に巻き込まれることを敬遠し、通報をちゅうちょする方からも情報を受けて捜査等に活用することを目的としており、これも県警ホームページ等を活用して周知を図っているところであります。

議員御指摘のとおり、本制度につきましても、県民の防犯意識の向上、特殊詐欺被害の防止に役立つものと考えられますことから、相談窓口の周知に併せ、より多くの人に知っていただくため、スポーツイベントですとかコンサートなどあらゆる機会を活用して広く県民に広報してまいります。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）私も、イベントなどで、だまされそうになったんだけどもというような話をして啓発していきたいというふうに思いました。

さらに、長野県独自に、特殊詐欺に関する有力な情報提供者に対しても、5万円とか10万円とか、少額ではない報奨金を支給する制度を検討してみてはどうかなというふうに思いました。県民の財産を守るのに決して高い支出ではないと考えます。話題性もあり、関心が広がり、特殊詐欺防止の周知広告効果もあるかと思います。もし浸透するようなことがあれば、「長野県民です」と言うだけで詐欺集団からも敬遠されるようになるのではないかと思いますし、長野県民は長野県警察にしっかり守られているので信頼感も上がるのではないのでしょうか。全国から長野県はすごいなとなるかもしれません。ぜひとも御検討をいただければと思います。

最後に、質問ではないのですが、阿部知事にお願いします。

今回の衆議院選挙の自民党の圧倒的勝利の要因は、高市総理への国民の大きな期待の表れじゃないかなと私は思いました。その期待や信頼感はどこから来るのかなと分析しましたところ、私は高市総理のあの笑顔がかなり大きな要因ではないかと思いました。私は、以前から、阿部知事にはふだんからもっと笑顔をお願いしますと伝えていましたが、その提案は間違っていなかったと実感しました。そして、先週の小林あや議員の答弁の中で見せた阿部知事が自らの失敗を話したときのあの笑顔がすごくよかったなというふうに私は腹に落ちました。

かえるプロジェクトで職員に明るく楽しく前向きに働ける環境を整えると掲げるのであれば、やはりまずトップからというふうに思いました。知事の笑顔は、予算をかけることなく県行政

に格段の効果を生み出すはずだと思っています。職員も期待しております。一言お願いさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、小林陽子議員。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。

初めに、長野県の産業教育について伺います。

長野県では、少子化と人口減少が急速に進む中で、県内産業を支える人材基盤が大きく揺らぎつつあります。県内の産業構造を見ますと、精密機械や電子部品を中心とした製造業は県内総生産の３分の１を超え、農業産出額はレタス、リンゴ、ブドウなど全国上位、観光消費額は一昨年１兆円に達するなど、多様な産業が経済を支えています。

しかし、未来を支える担い手が確実に不足しつつある現実があります。製造業では、熟練技術者の大量退職が迫り、農業では高齢化と後継者不足が深刻化し、観光産業でも人材確保が喫緊の課題です。

中小企業が多い本県では、本業の傍らでの技術継承や新規事業の創出は難しく、劇的なイノベーションが生まれにくい構造的課題も抱えています。こうした中で、県立高校における商業、工業、農業の専門教育が縮小すれば、地域産業の競争力が低下し、若者が県内で働く選択肢も狭まり、さらなる人口流出という負のスパイラルを招きかねません。今こそ高等教育を、学科の維持でなく、地域産業の実態と将来の需要を見据えた形へと再構築、再編成し、地域の未来をつくる攻めの改革へとかじを切り、進めていく必要があると考えます。

全国で産業構造に応じて高校教育を再設計する動きが加速しています。青森県立五所川原農林高校での６次産業化を教育に組み込む取組は農林水産省でも紹介されているほか、静岡県立科学技術高校は、自動車、機械、ロボティクスなどで先進地である静岡県のものづくりを支えるべく、地域産業に直結した学科再編を進めています。また、県内でも、デュアルシステムの推進や観光人材の育成などの取組があります。高校教育が地域産業の成長戦略と直結し、若者の地元定着にも寄与していくものと期待されます。

長野県においても、令和11年には全国産業教育フェアが開催される予定であり、県内の産業教育を飛躍させる絶好の機会です。また、探究学習「信州学」や中学校段階のキャリア教育、不登校児童生徒への支援など学びの多様化が進む中で、産業教育を軸としたキャリア形成支援の強化が求められています。

こうした背景を踏まえ、以下５点について伺います。

少子化時代の長野県産業を担う人材育成の観点から、県立高校における商業、工業、農業の

専門教育を今後どのように再構築していく方針でしょうか。また、現在本県には高等学校の専攻科はありませんが、農業や工業の専攻科の設置について、高校再編を含めた中長期的な方針を伺います。

県内の農業科、工業科では、実習機械の更新が遅れている実情があるように聞いております。国の打ち出しているN-E.X.T.ハイスクール構想に関して、本県の県立高校の専門学科ではどのような取組を行う方針か、今後の見通しを伺います。

令和11年に長野県で開催予定の第39回全国産業教育フェアについて、現時点での準備状況と今後の体制整備について伺います。

全国産業教育フェアは、専門高校生の技能・研究成果を全国に発信する場であり、開催県では、産業界との連携強化や地域産業の魅力発信につながっています。この大会の目標をどのように設定し、県内産業教育の発展につなげていくつもりか、伺います。

県立高校における「信州学」の実施状況をどのように把握し、各校の取組を地域連携やキャリア教育の観点からどのように評価しているか、伺います。

探究の授業である「信州学」は、地域の文化、産業、歴史、自然を体験的に学ぶ探究学習であり、地域理解とキャリア形成を結びつける重要な取組です。長野県の産業構造は地域ごとに大きく異なり、農業、観光、製造地域など多様な地域性を持つため、地域産業と連携した探究学習は将来の地元での就職や地域定着に直結します。しかし、学校間での取組の差があり、産業界との連携が十分でない地域もあるように思います。「信州学」を核に産業界との協働を強化し、それを地域の人材育成につなげる施策について伺います。

高校の専門学科は、座学だけでなく、実践的な授業が多く、生徒が自分のやりたいことを見つけやすいことから、中学生が感じている多様なニーズに応える可能性があると考えます。また、不登校の児童生徒数が全国的に増加し、長野県でも同様の傾向がある中、地域産業と連携したキャリア教育は、実践的な学びを通じて自己肯定感を高め、将来の選択肢を広げる効果が期待されますが、中学校段階のキャリア教育の実施状況には差があり、高校の産業教育との接続が十分とは言えません。

中学校では、キャリア教育の中でもっと専門学科の魅力を伝え、一方で県立高校は自校の特色をもっと積極的にPRしてはどうかと考えますが、県の見解を伺います。以上を武田教育長に伺います。

次に、学校体育館のエアコン設置について伺います。

近年の猛暑は、もはや異常気象ではなく、恒常化した危機となりつつあり、学校現場における熱中症リスクは年々深刻化しています。特に、小中学校の体育館は、体育の授業、部活動、学校行事に加え、災害時には指定避難所として地域住民の生命を守る重要な施設です。

しかし、長野県の小中学校体育館の空調設備設置率は僅か4.4%。全国平均22.7%を大きく下回り、全国でも最低水準にあります。体力的にも能力的にも自身で暑さ対策を行えない小中学生への対策を優先して行うべきであり、子供たちの安全確保という教育の根幹、そして災害時の避難環境という危機管理の観点からも現状は看過できない状況です。

義務教育の公立小中学校は市町村が整備しますが、自治体の判断により整備状況に差が生じています。国は、令和6年度から15年度までの10年間、補助率2分の1の空調設備整備臨時特例交付金を創設し、体育館空調の光熱費についても普通交付税措置を行うなど、整備を後押ししています。

こうした国の制度を活用し、県と市町村が連携して整備を加速させる他地域での事例がありますが、共通するのは、市町村任せにせず、県が積極的に支援し整備を進めるという点です。既に何人かの先輩議員が学校施設の空調設備整備について一般質問で取り上げておりますが、会派の視察で下伊那の下條中学校が先行導入している停電に強いGHP、ガスヒートポンプ方式の有効性を知ったことから、今回、質問として取り上げました。

熊本県は、熊本地震の経験を踏まえ、避難所機能強化としてGHP方式の導入を推奨し、県や市町村が連携して避難所運営マニュアルに暑さ寒さ対策を明記し、エアコン等の確保をチェック項目として明文化したほか、三重県は、学校施設長寿命化計画に予防保全として空調設備整備を位置づけるなど、国の補助制度の活用を図っています。国の制度が整い、全国で整備が進む今こそ、長野県としても市町村を支援し、小中学校体育館の空調整備を加速させてはどうかと考え、以下2点について伺います。

県内の公立小中学校体育館における空調設備の整備状況と、その課題をどのように認識していますか。また、市町村が国の補助制度を活用し、体育館の空調設備の整備に積極的に取り組めるよう、県としてどのような情報提供や支援を行っていくのか、武田教育長に伺います。

各地域の公立小中学校の体育館は、災害時には最も身近な避難所として活用されることも多いと想定されるため、避難所の環境改善を進める観点からも、災害にも対応可能な空調の導入を検討してはどうかと考えます。県としてどのようにお考えか、渡邊危機管理部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には6点について質問をいただきました。

まず、長野県の産業教育について5点質問をいただきました。

県立高校における専門教育の再構築及び専攻科の設置についてでございます。

県教育委員会では、商業、工業、農業、家庭科の専門教育について、一人一人の個性や長所を伸ばすこと、また、地域産業を担う人材を育成する観点からその重要性を改めて認識しているところでございます。少子化が進む中であって、専門学科では、専門分野の基礎・基本の定

着とともに、社会の変化に柔軟に対応できる力を育てることが必要であることから、従来の専門学科の枠を超えた学びを实践する総合技術高校を各地域にバランスのよい配置となるよう再編を進めているところでございます。これらの学校において、学校ごとに共学共創コンソーシアムを設置し、地域の専門人材の活用やデュアルシステム、インターンシップなど実践的で体験的な学びを充実させることで、地域と協働しながら国内外で活躍できる産業人材を育成していきたいと考えているところでございます。

また、農業や工業の専攻科については、高校3年間の学びをさらに発展させ、より高度な専門知識・技術を学ぶ場として設置するものであり、引き続き市町村や産業界等の意見もお聞きしながら、統合新校の懇話会などを通じて、その設置について中長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、N-E.X.T.ハイスクール構想の県立高校専門学科での取組についてでございます。

N-E.X.T.ハイスクール構想は、2040年に想定される労働力の需給ギャップにより地域を支えるエッセンシャルワーカーや理系人材の不足が懸念される中、産業イノベーションを担う人材育成が急務であるとして昨年12月に成立した国の補正予算に事業費が計上され、本年2月13日に公募要領等の詳細が示されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、専門学科において、社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして必要な高度の専門性とデジタル技術活用力を兼ね備えたアドバンスド・エッセンシャルワーカーの育成が重要であると認識しております。さらに、産業界のニーズに対応した最先端の施設整備へのバージョンアップや、産業界、自治体等との連携体制の構築強化を進め、専門学科の機能強化・高度化を図ってまいりたいと考えているところでございます。このことを実現するため、地域、産業界、知事部局などと連携して事業内容を具体化し、改革を先導するパイロット校を選定して国へ申請していく予定でございます。

続きまして、全国産業教育フェアについてでございます。

全国産業教育フェアは、専門高校生等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国大会であり、ロボット競技大会や介護技術コンテスト、フラワーアレンジメントコンテスト等の競技大会も同時開催されます。開催は2日間で、全国から生徒、保護者、一般来場者を含め約5万人の来場を見込んでいるところでございます。

現在の準備状況については、他県の開催状況を視察し、それらを参考に、本県での会場の選定を行っているところでございます。また、昨年12月には、例年開催している産業教育M I R A I フェアを本大会の運営を想定して実施したところでございます。

今後は、市町村、経済団体、関係団体等で構成する実行委員会を組織し、産学官の連携によ

り大会に向けた準備を進めていく予定でございます。大会を通じて専門高校等の学びに対する県民の理解と関心を高めるとともに、新しい時代に即した産業教育の発展に資することを目指していく所存でございます。あわせて、具体的な大会の目標は、今後組織する実行委員会において設定してまいりる予定でございます。

続きまして、信州学の実施状況の把握及びキャリア教育の観点からの評価についてでございます。

信州学は、長野県の歴史や文化、自然、産業等を学ぶ本県独自の探究的な学びの総称であり、全ての県立高校で実施しております。その実施状況については、年度末に各校からの実績報告により把握しているところでございます。また、地域の課題を地元企業と共に探究する活動やインターンシップによって働く意義を学ぶ取組など、信州学を通じて地元企業への理解を深めるとともに、地域で活躍する大人の生きざまに触れる体験は生徒のキャリア形成に確かな効果を生んでいると認識しております。

県教育委員会では、信州学のテキストをデジタル化し、タブレット等から容易に利用できる環境を整えるとともに、経済団体と連携して企業協力の促進に取り組んでいるところでございます。あわせて、地域で活躍する講師の謝金や体験活動に係る費用について支援し、各校の取組が継続的に実施できるよう後押ししているところでございます。引き続き、産業界をはじめ多様な関係者と協働した学びを推進し、地域の未来を担う人材の育成につながる取組を着実に進めてまいります。

続きまして、中学校のキャリア教育の中での専門高校の魅力のPRについてでございます。

本県の専門高校では、レベルの高い特色ある取組が行われていると認識しております。例えば、南安曇農業高校では、県の環境部や安曇野市と共同し、下水汚泥肥料の利用、普及に向けた研究に取り組み、国土交通大臣賞を受賞いたしました。また、県内全ての商業高校では、合同で大学教員を招いてブランドづくりやマーケティングを学び、県内企業と連携して開発した商品を実際の商業施設で販売し、学んだ内容を実践につなげております。

一方、これらの取組が中学校の教員に十分認知されていないことを、私自身、中学校現場にいた際に強く感じたところであり、議員御指摘のとおり、専門高校の魅力を中学校の生徒や教員に伝えることは、キャリア教育の観点からも大変重要であると認識しておりまして、今後の中学校におけるキャリア教育の在り方を検討しているところでございます。

本年度、各校の特色や魅力、生徒によるPRなどをまとめた県立高校の配置図を作成し、中学校や各市町村教育委員会等に周知したところでございます。さらに、令和8年度までに全ての県立高校のホームページをリニューアルし、特に中学生や保護者が必要としている情報が分かりやすく伝わるよう改善を進めているところでございます。さらに、来年度、専門高校の収

穫祭や課題研究発表等の地域に開かれた行事を一覧で紹介する専門高校ガイドマップを作成し、全中学校宛てに配付する予定でございます。専門高校の特色を積極的に発信し、学びの魅力を中学生や教員に広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、長野県内の公立小中学校体育館の空調設備の整備状況と課題、国の補助制度の活用に向けた支援策についてでございます。

公立小中学校の施設整備は、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、体育館への空調設備の設置についても各市町村で検討されているものと承知しております。令和7年5月1日現在、県内の公立小中学校の体育館等への空調設備の設置率は4.4%となっており、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して、令和7年度は1市1町3校で整備が進められており、令和8年度は2市2町1村30校で整備が予定されております。

また、学校施設全体の老朽化が進む中、体育館等の空調設備を優先しにくいことや、断熱工事を含む施設設備に要する費用負担が大きいこと、さらに、県内には先行事例が少なく、検討が難しいことなどが課題であると認識しております。

市町村が国の補助制度を円滑に活用できるよう、県教育委員会では、施設整備に係る市町村担当者研修会での制度説明、他県における先行事例の周知や市町村からの個別の問合せへの対応といった情報提供を中心に支援を行ってまいりました。特に、令和7年度補正予算により補助上限額が引き上げられた改正については、令和7年12月の改正時に速やかに市町村へ周知したところでございます。引き続き市町村に国の動向や補助制度の改正点などの情報を分かりやすく提供するとともに、必要な相談に丁寧に対応し、体育館等への空調設備の整備が促進されるよう支援してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難所の環境改善としての空調導入についての質問をいただきました。

学校体育館は、収容力が大きく、避難所に指定されることが多いものの、本来長期間滞在することを前提としない施設であるため、対策が必要と考えております。そうした中、夏の暑さ対策は不可欠となっており、市町村では、既存の電源で活用可能な冷風機や、電源改修を行い、冷房効果の高いスポットクーラーを導入するなど、避難所の状況に応じた対策を行うとともに、先ほど教育長から答弁申し上げましたとおり、施設改修にも取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、企業との協定により、可搬式空調や発電機の手配が可能な体制を構築しており、市町村による施設改修に関しましても、県内外での優良事例や国の財源措置の紹介

などの取組支援を行うことで災害関連死を防ぐ体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）高校の専攻科の設置については、中長期的な視点での検討を行うとの御回答をいただきました。高校再編の議論もあります。地域一丸となって、高校などの教育関係者、地域の産業界、そして行政がしっかり話し合いを進めていくことを願っております。また、全国産業教育フェアを契機に、産業教育の再構築の取組が加速することを期待いたしまして、次の質問に移ります。

県の獣医師職員の確保について伺います。

県行政を支える専門職の中でも、行政獣医師は、畜産業の安全と県民の健康を守るという特殊で重要な役割を担っています。行政獣医師は、県内5か所の家畜保健衛生所において、家畜伝染病の予防、検査、発生時対応、農場巡回、衛生管理指導、生産性向上支援などの業務を、また、10か所の福祉保健所等で食品や生活環境の衛生管理、犬や猫の保護、譲渡、安楽死処置など、また、そのほかにも、食肉検査、動物愛護など多岐にわたる業務を休日や昼夜を分かたず行っています。近年は、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が全国的に頻発し、人獣共通感染症への懸念が高まる事案も多く、行政獣医師の役割は一層重要性を増していると言っても過言ではありません。

しかし、全国的に獣医師不足は深刻で、構造的な課題となっています。獣医学部は認可が厳しく、国公立11校、私立7校に設置されていますが、年間資格取得者は約1,000人とどまり、その多くが動物病院や製薬会社、食品関連企業など民間に就職し、公務員志望者は僅か100人程度とされています。

獣医学教育の水準の向上という視点から定員の在り方について文部科学省での議論が行われていることは承知しておりますが、獣医師確保の自治体間競争は激化していると認識しております。行政獣医師としての職責、動物の殺処分を伴う業務への心理的負担、ワーク・ライフ・バランスの難しさなども採用のハードルとなり、必要な人員を十分に確保できない状況が続き、業務の負担が増しており、土日を含む緊急対応体制を組むのも大変といった状況も伺っております。

行政獣医師の役割は今後さらに増大し、家畜防疫、食品衛生、動物愛護、災害時対応など県民の安全に直結する多くの分野で活躍が求められる現状を踏まえ、2点お伺いします。獣医師の確保について現在の採用状況を伺います。また、獣医師の確保に向けた課題と取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

行政獣医師の役割が増大していく中、このままでは必要な行政サービスが提供できなくなるおそれがあります。民間や他県も処遇改善を進めている状況を踏まえ、今後はもっと抜本的な獣医師確保対策が必要と考えますが、県としてどのように取り組むのか、阿部知事に伺います。

最後に、全県での木育の推進について質問をいたします。

先般安曇野市で開催された木育キャラバン in 安曇野では、想定を大きく上回る来場者が訪れ、木のおもちゃに触れる体験への関心の高さが改めて確認されました。

木のおもちゃは、シンプルで普遍的であるため、子供の創造性や集中力、情緒の安定に寄与することが国内外の大学や研究機関での研究により明らかになっています。木のおもちゃで遊ぶ子供は集中力の持続時間が長く、自己調整力が高い傾向がある。自然素材の玩具が創造性や問題解決力の発達を促す。木の手触りや香り、発する音などが五感を刺激し、感性が育つといったものです。

木育は、単なる遊びにとどまらず、森林への理解、地域材の活用、木工産業への関心を育む循環型の学びとして全国的に広がっています。長野県でも、木曽おもちゃ美術館、塩尻市の木育フェスティバル、北信地域の木育プログラム、県産材を使った学校家具の導入など、多様な取組があります。

昨年、伊勢神宮の式年遷宮に向けた御杣始祭が執り行われ、木曽の地から御神木として樹齢300年ほどの木曽ヒノキが切り出されました。伊勢神宮の式年遷宮は、20年ごとに社殿や神宝を新しくし、神様を新しいお宮へお移しする日本最大級の神事です。御杣始祭は、この式年遷宮において重要な儀式であり、新しく御神体を納める器となる御樋代をつくる御神木を伐採する祭典です。

宗教的なことはさておき、長きにわたって続く平和と安寧の象徴であり、木曽の森林が長年にわたり守られ、世代を超えて受け継がれてきたあかしとして、県民にとっても大きな誇りと言えます。同時に、森林を守り、木を生かし、次の世代へつなぐ長野県の歴史と文化を象徴するものとして、木育の推進は、森林県から林業県を目指す長野県の未来を形づくる重要な取組であると改めて意義を示すものです。

木曽地域には、全国でも希有な木工技術者養成機関である上松技術専門校があり、全国から学生が集まり、現在は約半数が県外出身者となっています。昭和21年の設立以来、木曽漆器、木曽家具、伝統木工技術を継承し、家具や店舗什器、建具等の製造会社や、工房、木工所などへ人材を輩出してきました。しかし、施設の老朽化が進み、実習室や寮の整備、また指導者の確保など、教育環境の整備が課題となっています。

全国的林業県では、木育と木工技術者育成を連動させ、地域産業振興の柱に据える動きが進んでいます。木育と家具産業、条例による木育の推進と森林技術センターとの連携、伝統の木

彫りと木育を組み合わせた育成などの事例に共通するのは、木育、木工技術、地域産業振興という循環を行政が明確にデザインしている点です。

上松技術専門校は、県内外から人材が集まり、技術を身につけるものの、県内に活躍できる場が少なく県外に多くが流出している現状を打破すべく、県内でも産業化が望まれます。木育の推進は、林業、木工、地域産業の再生につなげる好機であると考え、こうした背景を踏まえ、4点について伺います。

木育を地域産業振興につなげるため、家具、木工、木のおもちゃ産業との連携をどのように進めていくのか、根橋林務部長に伺います。

本県の子ども・子育て施策における木育の推進について伺います。あわせて、信州やまほいくと木育は親和性が高いと考えられますが、保育分野における取組状況について酒井こども若者局長に伺います。

上松技術専門校の施設老朽化の現状をどのように把握しているか伺います。また、同校は、木工・木育産業の振興拠点として中核を担う存在であり、整備や機能強化が重要だと考えますが、県としての認識を米沢産業労働部長に伺います。

最後に、森林資源を豊富に有する本県において、木育が県民にとって身近になることが重要であり、全県で広い意味での木育を推進すべきと考えますが、阿部知事に所感を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には県の獣医師の採用状況と確保に向けた取組についてのお尋ねでございます。

獣医師の採用状況につきましては、この2～3年、10名の募集定員に対し採用者は5～7名にとどまっております。その要因として、獣医系学生や獣医師の多くが動物病院等での犬、猫などの診療を希望していることや、行政獣医師を選択する方々も大都市圏での就労を選択する傾向にあることが考えられ、県としては、獣医系学生等に行政獣医師の魅力ややりがいを伝え、その上で本県を就職先に選んでもらうことが重要であると認識しております。

このような認識の下、県では、これまで、獣医系大学の就職説明会に職員を派遣し、行政獣医師の仕事の社会的意義ややりがいを直接PRするなどしてその魅力発信に努めてまいりました。加えて、行政獣医師を目指す方々に対して、他の自治体との差別化を図るため、令和2年度以降初任給調整手当を支給し、給与面での処遇改善を図るとともに、採用においても、採用年齢の引上げや試験回数の増加、東京都内にも試験会場を設けるなど、当県受験への門戸を広げてきたところでございますが、昨今、同様の対応を取る自治体が増え、これらの対策の効果も十分現れているとは言い難くなってきております。

そうした中、今年度から、県内行政機関などで産業動物系獣医師として働く意欲のある獣医

系学生に対し、条件付きの修学資金給付事業を開始したところであり、引き続き関係部局・団体と連携して行政獣医師の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問を頂戴いたしました。

まず、獣医師確保に関連して、抜本的な獣医師確保対策が必要と考えるがいかがかという御質問でございます。

行政獣医師の役割は、食の安全確保、感染症対策、家畜防疫など県民の皆様方の安全・安心な暮らしを支える基盤としてますます重要性が増大しているというふうに認識しております。その一方、採用数が募集定員に満たないという状況が続いており、大きな危機感を持っているところでございます。

先ほども健康福祉部長が御答弁申し上げたとおり、こうした認識の下で様々な確保策に取り組んできたところでありますが、全国の自治体も同様の状況でありますし、自治体、民間で獣医師確保の動きが強まっているという状況を鑑みれば、これまでの対策の強化だけでなく、御指摘のとおり抜本的な対策を考えていくことが必要になってきているというふうに考えています。県として、まずは行政獣医師の給料、処遇についてはさらなる改善を検討していきたいというふうに思っております。

また、長野県は身近なところに生き物がたくさんいる県であります。児童生徒が牛や馬、羊などに触れ合い、食や畜産に関わる獣医師の仕事に魅力を感じていただけるような機会を設けることで行政獣医師を志す子供たちが増えてくるような環境もつくっていききたいと思っております。また、我々都道府県レベルの努力だけでは限界があるような事項については、国に対して制度面等での改正、支援を強く提案、要望していきたいというふうに思っています。こうした総合的な対策でこの行政獣医師の確保にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、木育の推進について御質問をいただきました。全県での木育推進をすべきだと考えるが所感を伺うという御質問でございます。

木育は、子供から大人まで幅広い年代の方々が、木に親しみ、木の文化や価値を学ぶことにより、自然とつながる感性を育みながら、森林の大切さ、木材のよさに対する理解を深めていただく取組であり、県民に親しまれる森林づくりを進める観点からも極めて重要な取組だというふうに考えております。県内市町村におきましては、森林環境譲与税等も活用しながら、新生児に対して木のおもちゃなどを送るウッドスタート、積み木を使って身近な里山について楽しく学ぶイベントの開催、また、結婚祝いとして県産材を活用した木製品をプレゼントするといったような取組など、住民に身近な取組が着実に広がってきているというふうに受け止めて

います。

また、県としては、森林づくり県民税を活用させていただき、信州やまほいく認定園における野外活動のための環境整備であったり、学校林を活用した森林環境教育の環境整備、さらには、開かれた里山での森林の体験活動、また、保育園など子供が利用する施設への県産材の利用に対しての支援を行いますとともに、学校や地域で緑化運動に取り組むみどりの少年団活動、また、県内の小中学生が参加する木工工作コンクールなど、多くの県民の皆様方を対象に幅広く木育の支援に取り組んでいるところでございます。引き続き市町村とも連携を図りながら、子供たちを含め、幅広い県民の皆様方が、木と触れ合い、学ぶ機会を広げるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には木育関連産業との連携についてということで御質問を頂戴しております。

県では、これまで、首都圏などでの木材関連展示商談会への県内事業者、木工作家の皆さんの出展でありますとか、信州ウッドコーディネーターを通じまして、県産家具や木工の作品を一堂に集めた展示販売会の開催、また、プラスチックや金属製品から木製品への転換に挑む県内企業の取組といたしまして、県産材を使用した小学生向けの木製工作キットの開発など、こうした取組を支援することによりまして産業界との連携を進めてきております。

こうした取組に加えまして、やはり地域で木育に取り組む市町村と業界との連携を促しながら県産材を活用しました木製品の県内外への販路拡大を進め、県内の家具、木工、木のおもちゃ産業の振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には子ども・子育て施策と信州やまほいく等の保育分野における木育の取組について御質問をいただきました。

本県の豊かな自然環境を生かした木育の推進は、自然への理解を深め、木のぬくもりや手触りを通して子供の情緒や感性の育ちを支え、質の高い子育て環境の形成に寄与する有意義なものと認識しております。県では、これまで、子ども・子育て施策において、長野県森林づくり県民税等を活用し、県産材による木のおもちゃや遊具の普及を図るとともに、保育所や児童センターなど子供の居場所の木造化、木質化を支援してまいりました。

また、信州やまほいくの認定園では、野外での様々な体験を通じて木々を含む自然や人との関わりを持つ活動が行われており、木育と高い親和性を有しております。認定園に限らず、多

くの保育所等でも木製の遊具、家具、玩具の導入、枝や木の実等を活用した遊びなど木育の理念にも沿った取組が行われております。

今後とも、県産材の利活用や信州やまほいくの普及等を進め、木育を通じた保育・子育て施策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には上松技術専門校の現状及び機能強化について御質問をいただきました。

上松技術専門校は、平成6年に現在地へ移転・新築された施設で、基本構造は鉄筋コンクリート造り、内装には木曽らしい木材をふんだんに使用した特色ある建物となっています。本年3月で竣工から32年が経過し、電気・機械設備を中心に老朽化が進んでおります。また、建築当時には想定されていなかった近年の猛暑により、冷涼な上松地域においても冷房設備の整備が不可欠であると認識しております。このため、計画的な機器更新に取り組むとともに、令和6年度からはエアコン設置に向けた設計工事を進めるなど、訓練環境の改善に努めているところです。

また、当校は、数少ない木工技術を専門的に学べる職業訓練校であり、全国的にも高く評価されています。このため、必要な機能の維持、充実を着実に進めることが重要であると認識しており、訓練機器の更新や3DCAD等のデジタル機器の導入を進めるなど、技術向上に向けた環境整備に取り組んでおります。

今後も、木工産業の担い手を育成する中核的な施設として、また、木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想においても地域の木材産業や伝統工芸の担い手を育成する重要な機関としての役割を果たしていくため、上松技術専門校の機能の維持強化を進めてまいります。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれに御答弁をいただきました。

木育なんですけれども、これは、単なる教育分野だけということではなくて、県民のウェルビーイングを向上させるという取組にもなりますし、本当に木育が木工技術や地域産業の振興という循環をきちんと生み出していけるような施策をぜひ取っていただきたいと思います。

産業教育、獣医師確保、木育の取組といった今回のテーマで共通しますのは、次世代を担う若い人たちが活躍する場をつくっていくことです。持続可能で元気な長野県を目指していきましょう。これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後 2 時 22 分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

西沢正隆議員。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）自由民主党県議団、長野市・上水内郡選出の西沢正隆でございます。今回で通算70回目の質問です。県政の壇上へ送っていただいた後援会をはじめ、長きにわたり御支援を賜った皆様に改めて感謝を申し上げながら、以下、質問をいたします。

最初に、憲法改正についてお聞きいたします。

自由民主党の党是は、1955年の結党以来掲げられている自主憲法の制定です。現行の占領諸法制を再検討し、国情に即した改正を行うことを目指しております。

自衛隊の明記、9条に自衛隊の根拠規定を追加。緊急事態対応、緊急事態条項の創設、大規模災害や有事の際の国家統治の枠組みを規定。合区解消、地方公共団体、参議院選挙で合区を解消するとともに都道府県の代表を選出可能にする。教育の充実、教育の機会均等や無償化の方向性などを憲法に明記。以上の4項目を中心とした憲法改正の実現に向け、国民への丁寧な説明を積極的に展開することが今回の総選挙の公約に盛り込まれていました。

憲法改正の手續として、衆議院、参議院それぞれの総議員の3分の2以上の賛成で国民に発議することができます。現在衆議院議員では自民党が3分の2以上の議席を有しています。参議院議員では野党の協力があれば3分の2以上に届く可能性があります。高市総理は憲法改正について言及しており、今後は機運が高まってくると考えます。そこで、憲法改正についての見解を知事にお聞きします。

県職員、警察職員数の現状と今後の見通しについてお聞きします。

令和7年4月現在の県職員5,742人の年齢構成は、20代以下891人、30代1,281人、40代912人、50代1,878人、60代780人であります。8年前と比べると、全体で273人減。20代以下81人増、30代476人増、40代610人減、50代561人減、60代383人増と、20代、30代は増加傾向にあります。50～60代が46%と偏った年齢構成であります。

年齢構成の偏在も課題であります。早期退職者について問題意識が高くなっています。早期退職者数は、令和4年88人、令和5年96人、令和6年131人と年々増加しており、3年間で315人と、令和元年から3年の222人から93人増加しています。

平成29年6月、令和4年2月の定例会で、若手職員の退職が増加していることを問題提起し、質問をいたしました。20代から30代の早期退職者は、平成26年から28年の49人、令和元年から

3年では90人、令和4年から6年では165人と確実に増加しています。

若手職員の早期退職者増加についての質問で、今後は県として課題にしっかり向き合うという観点でも、できるだけ詳細に把握した上で具体的な対策、対応につなげていきたいと知事から答弁がありました。県では、組織風土改革「かえるプロジェクト」を実施するなど、様々な取組を実施してきていますが、早期退職者が増えるとともに、特に若手職員の退職者が増え続けていることは大きな課題であり、取組の効果が見られていません。

以上のことを踏まえて、以下、質問いたします。

県職員の年齢構成偏在の解消、早期退職者を補うための社会人経験者の選考を年3回、東京会場を含め実施してきました。若手職員の早期退職による影響と、近年の社会人経験者採用選考の効果について総務部長にお聞きいたします。

早期退職者の増加、人口減少、定年延長の現状を踏まえ、今後の職員採用計画をどのように取り組んでいくのか、総務部長にお聞きいたします。

長野県DXアクションプランに基づき、行政でのDXを一層推進するとしています。行政分野にDXを導入し、人手不足の解消につながる具体例を企画振興部長にお聞きいたします。

国家公務員や民間でも、年々若手の早期退職者が増加傾向にあります。離職率については、他県や民間と比べて長野県は突出したものではないとのことですが、長野県に就職した以上は全ての方々に定年まで勤めていただきたいと思います。

そこで、若手の早期退職者増加の状況を踏まえ、これまでの取組の検証と今後の対策について知事にお聞きいたします。

建設部の技術職員についても早期退職者が多いと聞いています。社会人経験者採用試験では、試験を簡素化するなど工夫されているようです。建設事務所に行くと、担当職員が多くの現場を抱えていることがうかがえ、入札などの遅れにも影響しているとの声も聞こえます。

そこで、技術職員の減少による影響について、また、現状を踏まえての今後の対策について、建設部長にお聞きします。

警察職員の定数は3,946人ですが、警察官は53人減、警察行政職員は54人減で、合計107人減の3,839人です。年齢構成は比較的平準化されていますが、警察官の早期退職が、令和4年86人、令和5年122人、令和6年108人と、直近3年間で316人、うち20代、30代は201人と64%を占めています。人口に対し警察官の数が少ないと言われる県内において、県民の治安を守るために定数を充足させることは県民の願いであります。

そこで、警察官の早期退職者が増加傾向にある現在、その要因をどのように検証し、今後の警察官募集に生かしていくのか。また、定数が充足されていない中、県民の治安を守るために支障はないのか。県警本部長にお聞きいたします。

県職員のコンプライアンス違反についてお聞きいたします。

教職員の不祥事については、本会議、委員会で何度もただしてきました。令和7年度6件、令和6年度9件と、以前よりは減少傾向にありますが、残念ながらゼロにはなりません。

かつて知事部局の職員の不祥事はほとんどなかったのですが、残念なことに、令和7年度9件、令和6年度7件と増加傾向にあります。処分理由としては、児童買春、セクハラ、パワハラ、酒気帯び運転、公文書偽造等で、県民の奉仕者として決してあってはならないことばかりであります。

近頃、知事、市町村長、各議員、芸能界等でもコンプライアンス違反案件が続出し、世の中でコンプライアンスの意識が高まりつつあります。また、抑止力として厳しい処分にも必要と考えます。令和6年度懲戒処分の事例で、10年以上または5年以上盗撮を繰り返していたにもかかわらず、それぞれ停職6か月、4か月の処分でありました。懲戒処分等の指針で決定されていると思われますが、軽い処分であると考えます。被害者の気持ちを思うと、懲戒免職に値するのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、懲戒処分の基準についてとコンプライアンス違反の再発防止策について総務部長にお聞きいたします。

県職員の懲戒処分が増加傾向にある現状について知事の御所見をお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、憲法改正についての見解とのお尋ねでございます。

憲法改正の議論は、国の基本的な在り方を定め、国民生活にも直結する極めて重要な問題であるというふうに認識しています。かつて全国知事会におきましては、地方に関係する憲法上の諸課題について幅広く議論するため、憲法と地方自治研究会を設置し、地方自治の本旨の明確化や参議院の地方の府としての具体的な位置づけなどの改正草案を盛り込んだ報告書を取りまとめたこともございます。また、現在も憲法改正等の抜本的な対応による参議院の合区の確実な早期解消について継続的に国に対して訴えているところでございます。

このように、憲法には地方自治に関わる今日的な論点も含まれておりますことから、国民的な議論が深まることを期待しているところでございます。

続きまして、若手の早期退職者の増加を踏まえたこれまでの取組の検証、今後の対策という御質問でございます。

近年、若手職員の離職が増加傾向にある中、その要因を把握するため、離職した職員へのヒアリング調査を実施し、退職理由のほか、県で働き続ける上で支障となった点の把握に努めてきたところでございます。その結果、業務の多さや、その一方での裁量の少なさ、また、合意

形成に労力を要すること、これは仕事の量とか質の問題だと思います。また、家庭と仕事を両立させる働き方が難しいこと、さらには業務内容や勤務地を柔軟に選ぶにくいことなど、業務負担、働き方の柔軟性、キャリアの見通しといったような点で問題意識を持っているということが明らかになりました。こうした点が離職の要因になっているものというふうに考えております。

また、社会全体では、近年、転職を通じたキャリア形成をある意味肯定的に捉える傾向が若年層を中心に広がっているとされております。以前と比べて離職のハードル自体が低くなっている側面もあるというふうに受け止めております。

こうしたことから、私どもも、仕事の改革、働き方改革に取り組んできているところでございます。業務負担の解消に当たりましては、かえるプロジェクト等におきまして、業務の集約化や効率化、デジタル化の推進、予算編成作業の効率化など、職員の多忙感をできるだけ少なくするための取組を進めてきております。また、柔軟な働き方につきましても、今年度からは新たにフレックスタイム制を導入するなど、柔軟な勤務形態の導入に努めてきたところでございます。

今後の対応につきましては、現在策定中の職員確保・育成基本方針で方向性を示してまいりたいというふうに考えております。具体的には、志のある職員にモチベーション高く仕事に取り組んでいただくことが重要だというふうに考えており、地域課題解決のプロフェッショナルを育成するといったような方向、理念を掲げて、採用の多様化、業務スキルの向上、専門性の強化、マネジメント層の育成、また多様な人材が活躍できる職場づくり、こうしたことに総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これまでは、県民の皆様方のためということで、ある意味県職員としての誇りややりがいでも頑張ってきた部分もあると思いますが、今後は、職員一人一人に寄り添ってその自己実現に県としてもサポートをしていくと、そういう視点も必要になってきているというふうに考えております。引き続き職員に情熱を持って県政に向き合ってもらえるような環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

最後に、3点目ですが、職員の懲戒処分が増加傾向にある現状についての所感ということで御質問をいただきました。

近年の社会意識の変化等を背景にして、先ほどの御質問にも引用いただきましたように、令和7年、6年、それぞれ9件、7件ということで、少し前の状況に比べるとやや処分件数が増えてしまっているということで、この状況を我々もしっかり真摯に受け止めさせていただき、対応していかなければいけない状況だというふうに思っております。

非違行為に及んだ職員の状況を見ますと、事務処理の遅れ、生活面での課題、こうしたこと

に加えて、例えばハラスメントであったり、道路交通法の改正により従来は罰則の対象となっていなかった自転車の酒気帯びであったり、こうした社会的要請の変化に必ずしも十分対応し切れていない部分もあるのではないかとこのように思っております。

もとより、我々県としては、この法令遵守やコンプライアンスの徹底にしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますが、これは、ただ単に個人の資質の問題ということに帰するだけではなくて、やはり社会環境の変化を敏感に感じ取ることができるような組織になっていくことが必要だというふうに思いますし、そうした観点で職員の意識変革を促していきたいというふうに思っています。

引き続き問題意識をしっかり持ちながら県民の皆様方の御期待に応えられる組織となるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、若手職員の早期退職の影響と社会人経験者採用の効果についてでございます。

若手職員の離職は、貴重な労働力の喪失に加え、将来に向けて組織内に蓄積されるべき業務知識やノウハウが途切れるおそれがあり、県行政の継続性や長期的な組織運営に影響を及ぼすものと認識しております。

一方、社会人経験者の採用選考につきましては、令和6年度から試験回数を年2回から3回に増加する、東京会場での面接試験の実施、勤務地を限定する地域枠採用の導入など、受験しやすい環境の整備や受験者の裾野拡大を進め、採用者の約3割を社会人経験者が占めるまでに至っております。

これまで社会人経験者採用を行ってきたことは、職員の年齢構成の平準化に一定の成果をもたらすとともに、県組織の中では得にくい知見や実績、そして様々な職務経験を有する人材の獲得にもつながっているものと考えております。

次に、今後の採用計画についてでございます。

人口減少が進み、早期退職者の増加や定年延長により職員構成が大きく変化していく中であっても、限られた人材で持続的かつ安定した行政サービスを提供できる体制を確保していくことが重要であります。

そのためには、AIをはじめとする先端技術の活用や業務プロセスの見直しにより、一人一人がより付加価値の高い業務に注力できるよう、業務の効率化を一層進めていく必要があります。今後の採用計画については、こうした取組と歩調を合わせつつ、必要な人員を確保するため、年齢構成の平準化を念頭に置きながら計画的かつ安定的な採用に取り組んでまいります。

あわせて、若年層の職員はもとより、定年延長により勤務期間が長くなる高齢層の職員も貴重な人材であることから、引き続き組織内で意欲を持って働き続けていただけるよう職場環境の整備も進めてまいります。

3点目でございます。懲戒処分の基準についてでございますが、懲戒処分につきましては、懲戒処分等の指針に基づき、非違行為の事実を詳細に確認した上で、動機や態様、故意または過失の度合い、職員の職責、他の職員及び社会に与える影響、過去の非違行為、さらには社会の受け止め方の変化等を総合的に考慮の上、判断しているところでございまして、こうしたことを踏まえまして、今後も適切に運用してまいりたいと考えております。

コンプライアンス違反の再発の防止に向けましては、綱紀粛正通知を発出し、県組織全体に服務規律の確保を徹底したほか、9月には、コンプライアンス推進月間の取組の一環で、職場対話による不適切事案の共有を実施しております。

年明け以降は、県内10か所で主に管理監督職員を対象にハラスメント研修を実施いたしており、その際、公務員倫理についても併せて周知を徹底いたしました。また、部局長によるコンプライアンス推進本部会議や本庁課室長研修の中で、何のために業務を行っているのかを自分事として捉えることで公務員としての自覚を促すとともに、社会的なルールや意識の変化を理解することの重要性の徹底を図ったところであります。こうした取組を通じまして再発の防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には行政分野のDXにより人手不足の解消につながる取組について御質問をいただきました。

県では、人口減少下でも組織を運営していけるよう、デジタル技術を活用しながら職員の生産性向上と業務の効率化に取り組んでいます。これまで、庁内の情報システム基盤を整備し、チャットを用いたコミュニケーションの活性化、ペーパーレス化、テレワークの実施などにより多様な働き方の定着を図ってきました。

また、業務負担の軽減に向けて、定型業務の自動化であるRPA、手書き書類の文字認識・データ化、会議の自動文字起こし、手続のオンライン化などに取り組んでおります。昨年には、対話型の生成AIを導入し、文章の作成、情報の整理やアイデア出しといった日常の業務も補助しているところです。

来年度からは、DXの一環として、総務部と連携し、全庁的な業務改革であるBPRに資する取組も実施します。具体的には、行政データを用いた生成AIによる専門業務等の効率化、県公式ホームページ上での対話型AI、チャットボットによる問合せ対応業務の自動化、相

談・交渉関連業務におけるＡＩによる記録作成の自動化や相談対応の質の向上、予算総合管理システム及び新たな財務会計システムの構築に伴う業務プロセスの見直しといった取組を進めていく予定です。引き続きデジタル技術を有効に活用しながら職員の生産性向上と業務の効率化に取り組んでまいります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には建設部における技術職員の減少に関する御質問を頂戴しました。

初めに、技術職員の状況について申し上げますと、土木の技術職員は現在564名、8年前と比べて約３％の減少、建築の技術職員は90名で、約１％の減少となっております。また、直近５年間の早期退職者は10名程度で推移している状況であります。

建設部の技術職員は、公共インフラの整備、維持管理をはじめ、まちづくりや住宅対策など専門性の高い業務に幅広く対応しております。この技術職員の減少により、設計図書作成をはじめとする業務負担が増加しており、加えて、今後さらに多くの退職者が見込まれることから、地域住民等との調整や工事現場の確認、監督、大規模災害への緊急対応などコア業務への影響が懸念されます。

こうした状況においても安定的に行政サービスを提供していくためには、職員の確保育成と業務の効率化などによる職員の負担軽減を併せて進めていくことが重要と考えております。このため、職員採用試験の見直しに取り組むとともに、新たに官民合同の若手技術者研修会を開催するなど、職員の確保育成の取組を強化してまいります。

また、設計図書作成業務の外部委託やＤＸの活用による交渉記録の作成自動化など業務改革に取り組み、持続可能な体制構築を図ってまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には警察官の早期退職及び定数の充足に関する御質問をいただきました。

県警察における警察官の早期退職者数は、ここ数年高水準で推移し、20代、30代の退職者が全体の半数以上を占めている状況であります。早期退職者からその理由について聞き取りをしてみると、「仕事に向いていない」や「転職のため」を挙げる人が数多く見られる状況にあります。

このことから、就職前に抱いていた警察業務に対するイメージと、時に不規則な勤務などもある現実との間にギャップが生じていることや、若い警察官の中には転職に対する抵抗感を持

たない人が増えていることなどがここ数年早期退職者数が高水準で推移していることの背景にあると分析しているところであります。

そこで、県警察では、就活生等を対象とした説明会等の場において警察業務の魅力等を強調するだけでなく、その勤務実態についても丁寧かつ具体的に説明をしたり、各警察施設で開催している仕事体験等の機会に実際に業務を体験してもらうなどして就活生等に警察への理解を深めてもらうよう努めているところであります。

続いて、定数の充足状況についてであります。令和7年4月1日時点で、警察官の条例定数が3,497人のところ実員は3,444人で、欠員数は53人、充足率は約98.5%となっておりますが、この充足率は、都道府県警察の全国平均である約97.3%を1.2ポイント上回っておりますし、実際、交番・駐在所をはじめ警察活動の現場には必要な人員を配置することができておりますので、現時点で直ちに現場に影響が出るレベルではないと受け止めているところであります。

他方で、現下の厳しい採用情勢が続き、欠員数が拡大していった場合に、将来的に必要な人員を確保、配置できないなどの状況に陥る可能性がございますことから、引き続き効果的かつ効率的な採用募集活動に努めてまいりたいと考えております。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）それぞれ答弁をいただきました。

職員採用については約30%が社会人経験採用であるという答弁がありました。かつて私も質問させていただいたんですけれども、社会人採用は県内出身者ではない人を条件に採ったほうが良いということを提案させていただきました。

それはなぜかということ、長野県の民間から社会人枠で県職員に来てしまう、地域の民間企業から社会人枠で県の職員に来るという事例が多くて、実は長野市は社会人を採るときには県外から採るということで、移住政策にもなるので県外から採ったほうが良いという提案をさせていただき、今回も比較的県外から来ているとはいうのですが、民間業者においても人手不足ということもありますので、そういったことを鑑みてできるだけ県外の方を採用、募集をします。その方が来れば、まさに移住政策にもなりますので、そんな政策も併せてやっていただければなというふうに思っています。

県庁は大体いつも夜に電気がついてるんですね。これが県庁は非常に有名でありまして、大分減ってきたとは言うのですが、残業等も今後フレックスタイムを使ったりして考えていくということでもあります。ぜひそんなことで残業もできるだけ少ない形で、県議会前には特に予算編成で大変だったと思うんですが、ぜひモチベーションが上がるような形で、いろいろと知事から答弁がありました。職を辞さないように一人一人に寄り添って今後も努めていただければなというふうに思っています。

そして、コンプライアンス違反についてでございます。

教職員のコンプライアンス違反、これもずっとやってまいりまして、教育長の就任のときにも私は質問をさせていただいて、これを言わせていただきました。まずは県民の皆さんにおわびをすることが大事ではないかと。今回、残念ながら知事からそのおわびがなかったところがあります。最高責任者として、自分の部下がこれだけ懲戒処分を起こしたということ、県議会は県民の代表でありますので、県民の皆さんに向かってまずはおわびをして答弁をしていただきたかったと私は思っています。

そういった中で、このコンプライアンス違反については、やはりゼロというのが普通です。ゼロ。今回なぜこの盗撮の話をしたかという、この懲戒処分等の指針の中では、強制わいせつ等は免職、停職または減給です。そして、公共の場所等において痴漢行為もしくは盗撮行為を行い、または人の住居等を密かにのぞき見をした職員は停職または減給なんです。懲戒処分が入っていないんです。私はこれに非常に疑問を感じております。

この盗撮に該当する職員は5年以上も盗撮を続けていたということでもあります。その間、県民の税金である給料をしっかりともらっていたということもありますので、この懲戒処分等の指針を変えることをぜひ検討していただくことを望みます。

次に、県営住宅についてお聞きいたします。

長野県県営住宅プラン2021が、令和3年に、人口減少と少子高齢化が進行する中、住宅に困窮する低額所得者の安全・安心で快適な暮らしを確保するため、市町村や関係部署との連携をさらに深め、県営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境の改善を推進する目的で策定されました。

現在、県営住宅は、1万4,408戸中9,092戸に入居し、空き家住戸数は5,316戸であります。空き家住戸数のうち募集停止や一部募集停止している政策空き家を除いた空き住戸数は約2,200戸あります。

空き住戸数は長野市で多く、柳町136戸、吉田広町55戸、駒沢新町第二63戸、柳原61戸、小市南224戸等となっています。柳町団地の住居者から、空き家が多く共益費が足りない状況で、空き家を解消してほしいとの要望を受けました。公営住宅室にも掛け合いましたが、さらに空き家が増加しているのが現状です。

柳町、吉田広町、柳原は比較的人気が高く、物価高騰で困窮する県民が増加していることを踏まえると、県営住宅の必要性がさらに増加する時期であると考えます。そこで、全体の15%に及ぶ空き住戸数の現状をどのように捉えているか。さらに、今後の空き住戸数解消に向けての対策について、建設部長にお聞きいたします。

高校再編についてお聞きいたします。

2025年の県内の中学校卒業生が1万7,327人、2035年には1万3,597人、2040年には1万261人と年々減少し、2040年には中学卒業生が現在より約7,000人減少すると予想されています。これを踏まえ、2030年以降の高校の在り方検討事業として、長野県高等学校将来像検討委員会、長野県産業教育審議会を新たに設置し、議論していくことが今議会で予算計上されています。

現在、県立高校78校、私立高校17校が県内に存在します。現在の再編実施計画が終了し、県立高校が64校となっても合計81校となりますが、このままでは高校再編が生徒の減少に追いつきません。そこで、今日までの高校再編をどのように総括しているか、また、長野県高等学校将来像検討委員会と長野県産業教育審議会に期待するところを教育長にお聞きいたします。

令和8年度から、私学高校で授業料が実質無償化されます。これまで、高校入学者選抜の募集定員については、公立8割、私立2割の比率で決められてきました。生徒数が減少する中、この公私比率を適用したままでは、多くの私立高校が維持できなくなることが推測されます。そこで、これからさらに加速する高校再編の中、私立高校の位置づけについて県民文化部長の御所見をお聞きいたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 県営住宅の空き住戸解消についての御質問にお答えいたします。

本県における県営住宅の空き住戸は、本年1月時点で2,192戸で、県営住宅プラン2021の初年度となる令和3年の1,876戸から増加傾向にあります。その要因としては、建物の老朽化や設備の陳腐化などによる入居者ニーズとのミスマッチや、立地条件の悪い団地、エレベーターのない高層階の住戸の不人気などがあると捉えており、空き住戸の解消は、県有財産の有効活用の観点からも大きな課題と認識しております。

このため、県では、建て替え、リフォーム等による和室から洋室への変更やユニットバス化、エレベーターの設置など、団地、住戸の状況に応じた適切な改善事業を実施することにより県営住宅の居住環境の向上に取り組んでいるところであります。

また、退去後の空き住戸につきましては、計画的に修繕を実施するとともに、入居可能な住戸については、年2回の全県での募集に加え、各地域で随時補充の募集を行うなど、地域の実情に応じた応募機会の確保に努めているところであります。引き続きこうした取組を着実に進め、県営住宅の空き住戸解消に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校再編についてのお尋ねでございます。

現在進めております第2期再編においては、第1期再編での反省を踏まえ、地域との丁寧な意見交換を重ねながら計画を進めているところでございます。議論を通じて地域の理解を得な

がら進めているものと考えている一方、スピード感に欠けるとの御意見もいただいております。

少子化が急速に進む中、第2期再編以降においても高校再編の必要性は継続すると認識しております。このため、昨年9月に県教育委員会内にワーキンググループを設置するとともに、有識者や産業界等を対象としたアンケート調査を実施し、県境に位置する小規模校や専門高校の今後の在り方など課題整理を進めているところでございます。

長野県高等学校将来像検討委員会及び長野県産業教育審議会においては、こうしたワーキンググループで整理した課題を踏まえつつ、教育界のみならず地域や産業界など幅広い立場の方々から、これからの県立高校のあるべき姿について活発な御議論をいただく場となることを期待しております。

県立高校は、単なる学びの場にとどまらず、地域の活力維持とも密接に関わる重要な拠点であると認識しております。今後は、県立高校の果たすべき役割をより明確にし、適正な配置や規模等について、地域の将来像も踏まえ、広く県民の意見を伺いながら高校再編を進めてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には高校再編に関する私立高校の位置づけについてお尋ねを頂戴しております。

私立高校については、独自の建学の精神に基づき特色ある教育活動を展開することで、公立高校と並ぶ公教育の担い手として重要な役割を果たすとともに、県民の期待に応えていただいているものと認識しております。

私立全日制高校における募集定員総数の設定に当たりましては、私立高校の特色ある教育や長期的な経営等に配慮した上で、公立及び私立の高校がそれぞれの特徴を生かすことができるよう、公私協調の下に公私立高等学校連絡協議会において決定しております。昨年6月に開催いたしました今年度の連絡協議会では、令和11年度までの私立全日制高校の募集定員総数を3,300人程度を目安に設定し、短期的に見通しを持った経営計画の策定を可能にいたしますとともに、私立高校が一定規模を維持できるよう配慮することが了承されております。

また、今後の生徒の減少期に当たり、多様な学びの場を将来にわたって確保できるようにするため、現在、公私立高等学校連絡協議会の下部組織である急減期対策小委員会において、令和12年度以降については、既存の私立高校が存続可能な生徒数を確保する、学習ニーズの変化を考慮するの2点を基本軸に、私立高校における募集定員の新たな考え方について検討が進められております。

今後も引き続き公立及び私立高校における入学者選抜状況を情報交換する等、公私協調体制を堅持しながら、いわゆる高校無償化に伴う私立高校への進学希望者の動向も考慮した上で、

私立高校における適切な募集定員の設定について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）県営住宅については、やはり空き住戸数です。早く改築や住めるようにして県民の皆さんに提供していただくことを強く望むところであります。

高校再編については、先ほどスピード感がなかったという話がありました。丁寧にやっているのは分かるのですが、本当にこの少子化、いわゆる生徒数の減少に追いつかないというのが現状でございます。

この高校再編は、やはり覚悟を持ってやっていかなければいけないと私は思います。ぜひ今までの経験を踏まえて、今後の第3期高校再編はしっかりスピード感を持ってやっていただくことを望むところでございます。

今回は県政の課題について問題提起をさせていただきました。人口減少など時代の大転換期を迎える現在、早期に課題解決し、県民に寄り添って、県民の安全・安心の確保、幸せの向上を目指して、令和8年当初予算案1兆658億円を有効利用することを願い、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小池清議員。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）飯田・下伊那選挙区の小池です。よろしくお願いいたします。

最初に、国の令和8年度予算案における商工関係の方向性を踏まえた本県の商工施策について伺いたいと思います。

国の令和8年度予算の方向性と本県商工施策の考え方につきましては、国は、令和8年度予算編成において、成長投資と危機管理投資を柱に、物価上昇を上回る持続的な賃上げと企業の生産性向上による成長型経済への転換を掲げています。

また、中小企業・小規模事業者について、価格転嫁・取引適正化の徹底、成長段階に応じた生産性向上支援、事業継承・M&A、伴走支援体制の強化などを令和7年度補正予算と令和8年度当初予算で進める方針が示されています。

そこで、国の令和8年度予算で重点的に取り組む賃上げの継続、価格転嫁、投資・生産性、事業再生、事業承継等を踏まえ、本県商工施策をどのような分野に重点化し、どの指標で成果をはかるのか。知事の基本認識を伺います。

次に、国は、重点支援地方交付金の活用も含め、地域側の機動的な支援を求めています。本県として国メニューと県施策のつながりをどう設計するのか。方針を産業労働部長に伺います。

価格転嫁・取引適正化と賃上げ環境整備への県の関与について伺います。

国は、価格交渉促進月間、取引Gメン、取引かけこみ寺等を通じ、取引適正化の徹底を位置づけています。県内でも、原材料、エネルギー、人件費の上昇が続く中、受注側がコストを吸収し続ければ賃上げは困難であります。そこで、県として、県内企業の業種別の価格転嫁率や取引適正化に関する相談件数などを把握した上でどのように改善していくのか。現状認識と令和8年度の具体策について伺います。

次に、県の施策として、下請・委託取引の適正化に資する相談・紛争対応の強化、発注側への働きかけ、商工団体との連携をどう進めるのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

次に、特に県が直接関与できる点として、県が発注する官公需契約があります。国は官公需を含めた価格転嫁の徹底を掲げていますが、県は、予定価格の設定や契約変更の実施などに当たりどのような価格転嫁の取組を進めているのか。知事に伺います。

3番目に、生産性向上、省力化、DX投資を県内に実装する仕組みについて伺います。

国は、中堅・中小企業の成長促進や生産性向上、DX等を掲げています。しかし、現場では、制度が多く分かりにくい、申請が難しい、導入後の定着に課題があるとの声があります。そこで、国の補助・支援策の活用を前提に、県として伴走の入り口をどこまで整備するのか、ワンストップ化、専門人材の配置、商工団体、金融機関、支援機関との役割分担について伺います。また、人手不足が深刻な業種に対し、省力化投資、自動化、業務改革を重点支援する業務別のパッケージをつくる考えはあるか。伺います。

3番目に、県独自施策として国の補助に上乗せする形で、小規模企業の自己負担軽減、導入後の運用支援、データ活用、業務設計、セキュリティなどを行う考えはあるのか。以上3点を産業労働部長に伺います。

4番目に、早期の経営改善・事業再生支援の強化について伺います。

国では、早期の経営改善・事業再生を重点項目として示しています。倒れる前に支える体制がないと、地域の雇用と供給網が一気に毀損します。そこで、県として資金繰り悪化や収益力低下の兆候を早期に把握し、再生支援につなげる仕組み、金融機関との連携、専門家の派遣、事業計画策定支援などをどう強化するのか。伺います。

二つ目に、ゼロゼロ融資後の返済負担、物価高、人件費増の中で県内企業の再生案件が増えることも想像されます。令和8年度に向け、再生支援の量、質、体制、人員、予算などをどう確保するのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

次に、食肉処理施設の閉鎖について伺います。

J A全農長野の子会社、県食肉公社が松本市島内で運営する食肉処理施設が2028年3月までに閉鎖されることに関して、生産者と阿部知事との意見交換会が、2月10日、長野市と塩尻市の会場を回線をつないで開かれました。

松本食肉処理施設は、ＪＡグループが朝日村へ移転を計画していましたが、採算性から断念。閉鎖後には、県内では中野市内の施設１か所となり、中野市か神奈川県など県外への輸送を余儀なくされます。養豚農家の多い南信地方を中心に負担が増えることから、県は生産者の生産性向上などの取組に向け、５年間で少なくとも３０億円程度の規模の支援を想定しており、さらに、輸送経費などの支援も検討を重ねて具体化していくとしております。

この意見交換会では、生産者から、若手の担い手のために広域連携による食肉処理施設の整備を求める声が上がっております。また、食料安全保障の根幹に関わり公益性が高いとの意見や、農業高校の設備更新など人材育成の環境整備の必要性、閉鎖により職人がいなくなることや関連産業への影響などの懸念が伝えられました。

阿部知事からは、畜産業の発展に向けた思い、他県との連携や国全体での問題としての受け止めの話がありました。そこで、今後の持続的な経営の実現に向けた畜産振興並びに将来的な食肉処理施設の在り方に関しての知事の考えを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には３点御質問を頂戴いたしました。

まず、国予算を踏まえた本県の商工施策の重点化とどの指標で成果をはかるかという御質問でございます。

議員御指摘のように、国が令和８年度予算で掲げております賃上げ、価格転嫁、投資・生産性向上、事業再生、事業承継、これらの分野はいずれも本県の産業競争力を高める上で重要であり、県としてもこうした国の取組を十分活用しながら対応していきたいというふうに思っております。

その上で、本県の令和８年度当初予算におきましては、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を重点項目として掲げさせていただいております。特に、成長投資の促進、賃上げが可能となる環境整備、人材の確保、育成、定着、こうしたところに力を入れて取り組むことにより、高付加価値型の経済・産業構造への転換を促進していきたいと考えております。

また、成果の把握につきましては、令和８年度当初予算案に計上した事業ごとに成果指標を設定させていただくとともに、しあわせ信州創造プラン３.０の達成目標であります労働生産性や製造業の従事者一人当たり付加価値額等によりまして施策の効果を客観的に評価していきたいと考えております。

続きまして、県の契約における価格転嫁をどう進めているのかという御質問でございます。

県の官公需契約におきます適切な価格転嫁は極めて重要だというふうに考えております。昨年１１月の全国知事会におきまして、我々４７都道府県知事は、地方自治体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた行動宣言を行わせていただいております。共通の行動目標に基づいて、

先進・優良事例を共有しながら、それぞれの地域の実情に応じた取組を推進し、力強く行動していくこととしているところでございます。

県の発注における取組の具体例といたしましては、原材料費や労務費の動向を踏まえ、最新の市場価格を確実に反映した適正な予定価格の設定、また、資材価格の急激な変動や労務費の上昇が生じた場合におけるスライド条項の適用などによる契約の変更、さらには、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の一層の活用などに取り組んできたところでございます。

また、来年度の当初予算編成方針におきましては、賃金・物価の上昇を適切に予算額に反映するということを明記させていただき、この当初予算におきましても適切な価格転嫁が進むように取り組んできているところでございます。引き続き事業者の健全な経営環境を確保し、着実な賃上げにつなげることができるように、県として価格転嫁実現の旗振り役として取り組んでいきたいと考えております。

最後に、３点目は、食肉処理施設に関連して、持続的な経営の実現に向けた畜産振興並びに将来的な食肉処理施設の在り方に関しての考えを伺うという御質問でございます。

まず、畜産振興でございますが、今般、畜産業の持続的な発展に向けた支援策を取りまとめさせていただきました。付加価値・生産性向上への支援をはじめ、経営規模の拡大、県産畜産物の流通拡大、ブランド価値向上、そして松本食肉施設の閉鎖に伴う影響緩和など、内容、規模共にこれまでより踏み込んだ支援策として取りまとめさせていただいたところでございます。令和８年度からの５年間を重点支援期間として位置づけ、集中的な支援によりまして、生産者が夢と希望を持って将来に向けて力強く歩み続けていただくことができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、将来的な食肉施設の在り方でございます。

小池議員の御質問にも生産者の皆さんとの意見交換の状況を援用していただきましたが、私も施設を残せるものであれば残したい思いだというお話もさせていただきながら、しかしながら、一方で、今回の松本食肉施設の移転新設に関するＪＡグループの検討におきましては、施設建設費の全額を行政が負担したとしても経営が成り立たないということで断念されたわけがあります。県としては、現状では県内で新たな施設を設置することは困難だというふうに考えております。

一方、食肉施設に関しましては、この稼働率、あるいは収益性の低さ等から、近隣県においても再編整備に苦慮している状況があるというふうに受け止めております。このことは、食肉処理施設については食肉流通の構造全体に関わる全国共通の問題ではないかというふうに考えております。今後、全国的な状況も把握しつつ、必要な提言、要請を国に対して行うとともに、他県とも問題意識を共有しながら対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には都合 8 件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、国メニューと県施策のつなぎをどう設計するかという御質問です。

重点支援地方交付金は、地域の実情に応じて県が制度を組み立てることができ、地域固有の課題に対応し得る有効な財源であると認識しております。

県としては、国メニューとのつなぎを、補助率や上限額の引上げにより施策効果を高めるとともに、国制度の対象外の事業者を県独自に支援し、取りこぼしを抑えてまいります。また、専門家による支援などにより、申請前の計画づくりから補助金活用後の製品開発、販路開拓までを一体的に支援し、取組の成果につなげてまいります。

次に、価格転嫁率や取引適正化に係る相談件数の現状と今後についてです。

先ほど御答弁いたしましたとおり、セミナー参加者へのアンケートでは、96.2%が価格転嫁を実現しており、価格転嫁率でも61.9%と国の値を上回っております。また、業種別では、多くの業種で価格転嫁が進む一方、小売業や飲食業などでは依然として転嫁が進みにくい状況にあると認識しております。

また、取引適正化に関する相談につきましては、専門窓口「取引かけこみ寺」での対応件数が昨年度210件程度と、直近2年で1.5倍に増加しております。相談内容は、代金の支払い遅延や減額、買ったたきなどが多く、事業者の取引適正化に対する意識の高まりが背景にあると考えております。

こうした状況を踏まえ、県では価格転嫁促進アクションを展開し、セミナーを開催するほか、併せて、400名超の長野県価格転嫁サポーターを配置し、事業者への直接訪問や情報提供、ノウハウ習得支援を行い、価格転嫁の取引適正化を伴走支援してきたところです。

また、県の調査では、交渉ノウハウを学んだ事業者ほど価格転嫁率が高いことが確認できているため、令和8年度についても引き続き取組を継続強化し、サポーターのさらなる増員を図りつつ、より多くの県内企業で価格転嫁の実現と取引適正化の定着が進むよう支援を充実させてまいります。

次に、取引適正化に係る県の取組についてです。

中小企業の取引上の悩みに対応するため、国は全都道府県に取引かけこみ寺を設置し、買ったたきや一方的な代金決定などに関する相談対応、紛争解決を専門的に行っています。

県といたしましては、法令内容や相談窓口をより多くの県内企業に知っていただき、必要な際に活用いただけるよう、普及啓発に取り組んでおります。具体的には、価格転嫁促進アク

ションの一環として、発注側、受注側の双方を対象に、取引適正化法改正のポイントや禁止行為追加を解説するセミナー、個別相談会を開催。商工団体の職員を長野県価格転嫁サポーターに認定し、取引かけこみ寺の周知や法改正内容の説明など現場に寄り添った伴走支援等、相談対応の強化と取引適正化の浸透に努めてきたところです。県としては、こうした取組を継続し、発注側企業の法令遵守の徹底と委託取引の適正化の一層の推進を図ってまいります。

次に、国の支援策活用に係る各機関の役割分担についてです。

生産性向上や省力化、DX投資に活用できる国の補助金では、導入設備の仕様や必要性、導入後に目指す付加価値向上などを記載した事業計画書の作成が必須となっており、中小企業にとって申請の大きなハードルとなっていると認識しています。このため、県では、商工会、商工会議所等の支援機関、金融機関、さらには各地域振興局へ配置した国のよろず支援拠点のサテライト窓口とも連携し、まずは事業者のニーズの聞き取りを行い、自力で計画策定が可能な事業者にはよろず支援拠点が計画のブラッシュアップを支援し、計画策定が難しい事業者には県が中小企業診断士などの専門家の派遣や副業・兼業人材の活用を支援するなど、段階に応じた伴走支援を行っております。

さらに、新年度には、事業計画の作成から導入、定着までの一連のプロセスをより円滑にするため、金融機関や支援機関の職員が中小企業診断士資格を取得できるよう研修受講費を補助する新たな制度を創設するほか、専門家派遣や副業・兼業人材を活用する際の費用補助の拡充などにより、地域の支援機関が計画策定から導入まで切れ目なく伴走できる体制を強化してまいります。

次に、人手不足が深刻な業種に対する重点支援についてです。

信州未来共創戦略において、少子高齢化に伴う労働供給制約社会の到来に向けて、徹底した省力化や業務改善等により生産性を高めるため、関係機関との議論の結果、その特徴や課題によって、産業を、医療・福祉などエッセンシャル分野、建設業、交通などまち・むらづくり分野、製造業、観光業、農業、林業など稼ぐ分野の三つの分野に分類し、県、関係団体、企業等が連携して対策に取り組むこととしております。今後は、さらに細かい業種別の課題に応じた個別の支援パッケージも必要であると考えており、その方法について支援機関や業界団体の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

次に、国の補助への上乗せや導入後の運用支援についてです。

県では、国の業務改善助成金を活用した小規模事業者に対し、令和5年度から県独自の上乗せ補助を行い、自己負担の軽減を通じて生産性向上に向けた設備投資や賃上げを後押しするとともに、一定の金額以上に賃上げした場合はさらに自己負担を軽減するインセンティブを設けています。

また、設備導入後に生産性向上が着実に実現できるよう、運用面での支援も重要と考えており、このため、身近な経営課題の把握、助言を、商工会、商工会議所の経営指導員が日常的に訪問して行うほか、データ活用、業務設計の見直し、情報セキュリティーなどの高度な相談については国のよろず支援拠点を活用することを促し、さらに専門的な支援が必要な場合には、県として中小企業診断士等の専門家派遣や首都圏等のIT人材を副業・兼業人材で受け入れる際の費用補助をしております。

加えて、来年度には、国の事業として都道府県ごとに生産性向上支援センターが設置され、計画策定から実行まで伴走支援する体制が整えられます。県としても、この取組と連携し、小規模事業者の費用負担の軽減と導入した設備の効果的な運用支援がより進むよう支援を強化してまいります。

次に、県内企業の経営改善・事業再生支援の仕組み強化についての御質問です。

事業者の経営改善や事業再生の支援については、令和4年に県産業振興機構内に設置された長野県中小企業活性化協議会において、国、県、支援機関、金融機関等が連携し、弁護士や中小企業診断士などの専門家が常駐して、相談、助言や、経営改善計画、事業再生計画の策定支援を行っております。

また、事業者が抱える様々な経営課題に対する総合窓口としてながの産業支援ネットを支援機関や金融機関等と共に設立し、早期支援や経営力強化など課題解決に向けた連携支援を進めております。

議員御指摘のとおり、資金繰り悪化や収益力低下の兆候を早期に把握し、再生支援につなげる仕組みは大変重要であると考えており、令和8年度予算では、税理士等と連携し、経営悪化の予兆を早期に捉えることを目的とする国の特別保証制度を活用した県融資制度を新たに創設し、経営状況の変化を的確に把握することで、より初期の段階から事業再生につなげる支援体制を強化してまいります。

最後に、令和8年度に向けた再生支援の強化についてです。

県内の事業再生案件の動向については、いわゆるゼロゼロ融資の返済が順次始まったことなどを背景に、長野県中小企業活性化協議会への相談件数は令和6年度172件と過去最高となっています。また、複数の金融機関との調整を要する案件が増えるなど、相談内容も一層複雑化、高度化しているものと承知しております。

こうした状況を踏まえ、国と中小企業活性化協議会の体制強化の協議を進めており、今後、金融機関OBなどの専門人材を増員することで、相談対応や事業再生計画の策定支援をより手厚く行えるようにする予定です。

また、県制度融資では、金融機関等の伴走支援により再生を図る経営改善サポート資金が、

令和7年度には145件活用されております。この資金は、保証料自己負担の全額補助をするとともに、他の資金より利上げ幅を抑制しており、再生に挑む企業の資金繰り改善に寄り添った制度としております。今後も、事業者のニーズにしっかりと応えるための必要額を確保してまいります。

以上です。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）商工施策につきましては、引き続き公的な力が非常に大事な時期でございますので、しっかりとした取組をお願いいたします。

食肉処理施設につきましては、畜産に関わる若い皆さん方も大変期待しておりますし、将来の食料安全保障、また県内の農業関係の皆さん方も非常に関心を寄せておるところでございますので、引き続き県としてのお取組をお願いいたします。また、今回の5年にわたる支援には敬意を表したいと思っております。引き続きよろしくお願い申し上げる次第でございます。

次に、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組について伺います。

リニア中央新幹線については、JR東海が、令和6年3月、2027年開業目標の断念を表明して以来、現在まで開業時期が明らかにされておられません。関係する市町村からは、開業時期の見通しが立たないことにより、住民の間で失望感や諦めの雰囲気広がっており、将来のまちづくりを進める上で可能な限り早期に開業時期が示されることが非常に重要であるとの声が上がっております。

現在、JR東海は、南アルプストネルの静岡工区の掘削工事について、着工の見通しが立たず、現時点では新たな開業時期を示すことは困難としていましたが、静岡県との協議において、河川の水利用に影響が生じた場合にはJR東海が補償する旨の確約書が締結されるなど、水資源問題が決着したとの報道がありました。

こうした情勢を踏まえて、長野県としても可能な限り早期に開業時期を明示することをJR東海に強く求めるとともに、静岡工区の早期着工の実施に向けてさらなる取組を進める必要があると考えます。知事の対応を伺います。

次に、リニア中央新幹線を活用した広域的な発展について伺います。

南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通により、隣接地域との広域的な経済交流を拡大する絶好の機会が訪れております。この機会を捉えて、リニア開業効果を地域の活力につなげ、南信州地域における関係人口、交流人口の増加を図り、東京一極集中の是正と地域活性化を実現していくことが求められております。

そのためには、隣接する岐阜県、山梨県に加え、リニアで直接結ばれる神奈川県、愛知県とも緊密に連携し、日本中央回廊の核となる新たな経済集積圏域を形成することにより、国際競

争力を持ち、かつ他地域との差別化を図るための取組を着実に進めることが極めて重要であると考えます。また、大規模災害時のリスク対応として、国家機能の移転分散の受皿となるべく、リニア沿線地域が連携し、多極分散型国家の実現に向けた取組を進める必要があります。

そこで、リニア中央新幹線を活用した南信州の広域的発展に向けて、他地域とのさらなる連携を図り、地域における取組を加速させていくべきと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、長野県と三遠南信地域の一体的な発展について伺います。

リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会と三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会は、2月6日に定期総会を飯田市で開きました。三遠南信自動車道関連では、23年5月に貫通した青崩峠トンネルの開通時期の早期提示と早期全線開通が求められました。国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所の所長は、最難関工区とされる県境の青崩峠トンネルについて、電気設備や舗装は今年の夏までには工事の発注手続を完了させたいとの見通しを示しました。青崩峠トンネル工区の主な工事完了が近づく見通しで、所長は開通予定時期を皆さんにしっかりとお伝えできるよう工事の進捗を図るとも述べられたところでもあります。

リニア中央新幹線と三遠南信自動車道は、飯田・下伊那地域だけでなく、県と三遠南信地域の一体的な発展を目指す上でも重要な社会的基盤に位置づけられます。青崩峠トンネル工区の開通が間近となる中、阿部知事におかれましては、三遠南信経済懇談会に取り組むなどされておられますが、長野県と三遠南信地域の一体的な発展について、県の推進体制の整備及び今後どのように取り組んでいくのか。知事の考えを伺います。

次に、三遠南信自動車道の開通による南信州地域の観光振興について伺います。

三遠南信地域は、愛知県東三河、静岡県遠州、長野県南信州の57市町村で構成される地域で、面積は5,700キロ平方メートル、人口は200万人で、一つの県に匹敵する規模を有しています。

歴史的には、天竜川の水運、塩の道、秋葉街道、東海道等を通じて人や物が往来し、活発な交流が行われてきました。歴史的な交流圏を現代に再構築する広域インフラ、三遠南信自動車道は、約50キロメートルが開通し、3月には東栄インターチェンジから鳳来峡インターチェンジ間が開通予定となっており、着実に整備が進展しております。

全線開通後は、三遠南信地域の連携・交流を一層促進するとともに、産業、観光、物流を支える経済インフラとしてこの地域の発展に大きな効果をもたらすものと期待されているところです。

南信州は、南アルプス、中央アルプスの山々と天竜川の河岸段丘がつくり出す雄大な自然、日本一の星空、名湯昼神温泉、郷土食やフルーツなど多彩な食文化、世界的に高い価値が認められている民俗芸能など、観光資源が豊富であります。しかしながら、国内外でその魅力の認知度や受入れ環境の整備は十分ではなく、まだまだ観光客を呼び込めていないのが実情であり

ます。

三遠南信自動車道の整備により、中京圏からのアクセスが飛躍的に向上する機会を捉え、南信州一帯を一つの大きな観光エリアと位置づけ、多彩な観光資源を効率的に周遊、滞在を促す観光地づくりが必要と考えます。

そこで、南信州の観光資源の磨き上げ、受入れ環境の整備、国内外からの誘客促進など、広域観光の促進に向けて県としてどのように取り組むのか。伺います。

また、令和8年度から宿泊税が開始されますが、制度の運用に当たっては、徴収を担う宿泊事業者の事務負担軽減を図る必要等があります。また、宿泊税が地域の稼ぐ力に還元されるよう期待されておりますが、どのように取り組むのか。以上2点を高橋観光部長に伺います。

次に、飯田運動公園多目的グラウンドの改良について伺います。

飯田サッカー協会などスポーツ団体から、運動公園は照明、駐車場等の各種関連設備が充実しており、アクセスにも優れており、この多目的グラウンドの人工芝もしくは天然芝への改良が要望されています。多目的グラウンドの改良によって様々な競技運営が円滑に実施でき、何より競技者の競技力向上への意欲が高まります。また、景観も向上し、より市民に愛される施設に生まれ変わると考えられます。

良質な環境での競技実施を求める上で、まず人工芝化が考えられます。現在の人工芝は非常に高レベルでの開発が実現されており、天然芝と全く遜色のない競技施設となります。人工芝による良質な競技環境により、競技力向上と運動への意欲が高まることが期待されております。

メリットとしては、年間を通じて天候に左右されません。均一にフラットな地面であるため、競技能力が高まります。サッカー、ソフトボールなど競技ごとにラインを常設できるため、準備に時間がかかりません。使用後に整備したりする必要もありません。また、水やり等の維持作業が必要ありません。デメリットとしては、一定期間経過すると老朽化などによる品質劣化が考えられます。

天然芝とした場合のメリットとしては、天然以上の品質はありません。天然芝で競技することは最も望ましい環境でもあります。JFA等のポット苗方式芝生化事業を利用すれば、初期投資が安価で済みます。デメリットとしては、多額な維持費がかかります。養生期間、育苗期間等が必要であり、年間約6か月は使用できません。悪天候では使用できません。病気になったり枯れる可能性、凹凸が発生することがあります。競技ごとのラインをそのたびに引くことになり、長時間の準備時間がかかり、競技終了後の穴埋めやライン消し等の作業が必要となります。

そこで、これらのメリット、デメリットを踏まえ、飯田運動公園の多目的グラウンドの改良について建設部長に取組の考えを伺い、地域のスポーツ振興に寄与できますことをお願いした

いと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、リニア、三遠南信地域に関連して３点御質問を頂戴いたしました。

まず、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組について御質問をいただきました。

J R東海が開業時期の延期を表明して以降、新たな開業時期が示されていないという状況の中で、工事に伴う住環境への影響が長期化するなどの懸念が示されています。また、こうした状況は、県民の皆様方に大きな不安を生じさせる要因にもなっています。

加えて、市町村や地域の皆さんが計画的なまちづくり等を進めていく上で、この開業時期が明らかでないというのは大きな障害にもなっているというふうに受け止めております。このため、本県としては、期成同盟会やJ R東海の社長とのトップ会談におきまして、開業時期の早期の明確化をJ R東海に強く求めてきているところでございます。今後ともあらゆる機会を捉えて早期の開業時期の明確化、そして早期の開業を求めていきたいというふうに思っております。

一方、静岡工区につきましては、鈴木知事が就任されて以降スピーディーに取り組んでいくというふうに表明されて、環境保全措置に関する協議が着実に前進してきているというふうに受け止めております。水利用に関する確認事項が締結されるなど、静岡県とJ R東海の協議は着実な前進を見ていると受け止めております。

本県としては、これまで、静岡県と環境保全措置に関する情報を共有してきたところでございますが、今後は、工事に伴い、相互に対応すべき課題も生じてくる可能性があるというふうに思います。引き続き必要な連携を行って早期の開業に向けて協力をしていきたいと考えております。

続きまして、リニア中央新幹線を活用した南信州の広域的発展に向けての取組について御質問をいただきました。

リニア中央新幹線整備による時間距離短縮効果を最大化するためには、他県とも連携した取組が重要だというふうに考えております。国においては、いわゆるリニア中間駅４県、神奈川県、山梨県、岐阜県、それから本県であります。このリニア中間駅４県の取組を支援するため、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議が設置され、リニア中間駅を核とした広域の地域活性化方策が示されているところでございます。

こうした国の動きも踏まえて、本年１月、日本中央回廊の核となる新たな広域圏の形成プロジェクトをテーマとして、中間駅ができる他の３県と共同で多極分散型国家モデルとなり得るよう地域再生計画を内閣府に申請したところでございます。

この地域再生計画では、中間駅4県が国土形成計画に掲げる日本中央回廊の形成に寄与するため、リニアの整備効果を生かした新たな生活・交流と産業・仕事、さらには圏域をつなぐ観光、そしてこれらを支える交通ネットワーク、この四つの分野で連携して取り組むことといたしております。

今後とも、南信州のみならず、伊那谷全体、あるいは長野県全体を視野に入れて、また、東京から名古屋のリニア沿線各地、そして将来的には関西も含めた連携を図っていくことも念頭に置きながら地域の発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、県と三遠南信地域の一体的な発展に向けた取組について、体制の整備、今後どう取り組んでいくか所見を伺うという御質問でございます。

三遠南信地域は、長野県の南の玄関口となる南信州地域が属する本県にとって非常に重要な地域だというふうに考えております。また、人口、製造品出荷額、農業産出額は、都道府県を47並べてこの地域全体を見ると、人口でいえば14位、製造品の出荷額では6位、農産物の産出額でも8位ということで、極めてバランスの取れたポテンシャルの高い地域だというふうに考えております。

これまでも、県境を越えた一体的な地域の発展に向け、関係自治体や経済団体と連携して取組を進めてきたところでございます。直近においても、昨年9月の三遠南信経済懇談会におきましては三河港の活用等について関係者と意見交換を行わせていただき、関連して、来月、県内企業等を対象にした三河港ポートセミナー in 飯田が開催される予定となっております。

また、昨年10月に私も参加した三遠南信サミットにおきましては、人口減少時代において広域連携をさらに推進し、地域共通の課題に関係者が共に取り組んでいくことを確認したところでございます。

三遠南信地域におきましては、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通などにより、今後飛躍的な発展が期待されるわけでありまして、我々長野県としてもしっかりとこうした高速交通体系の整備を、当該地域、そして長野県の発展につなげていくということが重要だというふうに考えております。こうしたことから、南信担当の新田副知事を中心として、愛知県、それから静岡県との両県とも連携体制について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、南信州の観光振興にどう取り組むかについてのお尋ねでございます。

南信州は、四季折々に見せるすばらしい景観や多様な農産物に加え、固有の民俗芸能や伝統工芸品などインバウンドにも訴求できる豊富な観光資源を有しており、長期滞在、周遊型の観

光地としての大きなポテンシャルを持つ一方で、交通アクセスの改善や旅行先としての認知度の向上などが課題であると認識しております。

こうした中で、議員から御指摘がありましたように、三遠南信自動車道の整備によって、浜松市や東三河地域など自動車保有率の高い地域からのアクセスの向上は、旅行先の選択においても非常に有利に働くものと考えております。この好機を生かすためには、地域の魅力をさらに高めるとともに、域内周遊を促進するための受入れ環境づくりを各市町村が連携して進めていくことが重要でありまして、県としても、宿泊税を活用して市町村に交付する重点交付金などによりまして、広域的に取り組む二次交通をはじめとした受入れ環境の整備について支援をしてまいります。

また、令和9年夏の信州デスティネーションキャンペーンに向けて、来年度は、旅行会社等を対象とした南信州を巡る視察旅行の実施や都市部での商談会の開催、特設サイトでの周遊コースの発信などにも取り組んでまいります。こうしたことを通じて、南信州地域へのさらなる誘客促進を図るとともに、広域的に観光地域づくりを進める地域の連携がさらに深まるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宿泊税に係る宿泊事業者の事務負担の軽減などについて御質問をいただきました。

宿泊税の課税に当たっては、宿泊事業者が特別徴収義務者として納税者である宿泊者から税を徴収することになるため、事務負担の軽減は大きな課題であると認識しております。このため、会計、納税等の手続の軽減を図るための会計システム改修に要する経費は原則として県から全額を支援することとしているほか、税の導入を契機とした新規のシステム導入への支援も行っているところであります。

また、宿泊者に制度を御理解いただく必要があることから、ポスターやリーフレットなどの広報資材の掲示、配布を昨年末から開始したほか、県内外の主要駅でのデジタル広告やウェブ広告等についても先月から制度開始までの間、集中的に取り組んでいくこととしております。

そして、宿泊税が地域の稼ぐ力に還元されるような取組をという点についてであります。県において宿泊税を活用する事業として、観光コンテンツの整備や周遊・滞在拠点となる宿泊施設集積地の観光まちづくり、宿泊施設の滞在環境向上の取組につきまして、意欲ある地域・事業者の支援を行い、旅行者の満足度や利便性の向上に加え、地域の稼ぐ力の向上にも取り組んでまいります。

あわせて、県が徴収する税額のおおむね半分を交付する市町村交付金によりまして、市町村や地域連携による独自の取組を支援し、施策の効果を県下に広く波及させるように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には飯田運動公園多目的グラウンドについての御質問をいただきました。

当該グラウンドの改良につきましては、スポーツ団体の皆様から御要望をいただいております、県としましては、競技環境の向上という観点から、人工芝または天然芝への改良を進めていく方向で検討しているところでございます。

検討の中では、人工芝は、年間を通じて安定して利用できる一方、整備費用が高いこと、また、天然芝は、競技環境に優れ、環境負荷も小さいものの、芝生の養生による使用制限や維持管理に多くの労力と費用を要するという課題がございます。これらのメリット、デメリットを踏まえ、現行の利用状況、維持管理体制、費用などを総合的に検討し、利用者の皆様の意見を伺いながら引き続き最適な改良方法を検討してまいります。

以上です。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）リニア中央新幹線によります広域的な東京一極集中の是正と地方の中核的な都市づくり、また、三遠南信を通しまして、一つの県にも相当する新たな地域経済圏域の形成ということで、知事にはお取組に大変力強い表明をいただきました。多くの皆さん方が注目しておりますし、また、全国的に見ても東京一極集中是正の非常に代表的な例になるのではないかと思います。ぜひとも長野県を挙げてお取り組みいただくことをお願いしたいと思えます。

また、それに伴いまして、現在、インバウンドを通じた観光振興等が話題になっておりますけれども、南信地域はまだまだこれからというような状況でございます。ぜひともそんな点にもしっかりと力を入れていただきますよう、観光スポーツ部長には改めてお願いをしておきたいと思えます。すばらしい認識をいただいておりますので、ぜひとも実現していただきたいと思えます。

また、スポーツ振興につきまして、建設部長には積極的なお取組の発言をありがとうございました。多くの関係者が期待しておりますので、しっかりとしたスポーツ施設が実現できますよう、また、国スポが開催される場所でもありまして、多くの住民の皆様方が注目しておる場所でございますので、併せまして、ぜひとも今後のスポーツ振興の大きな発展につながりますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時54分延会

令和 8 年 2 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和 8 年 2 月 25 日(水曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊一郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 査
総 務 課 主 事

萩 原 晴 香
村 田 吉 弘
池 田 光
東 方 啓 太
菊 田 彩 夏

令和 8 年 2 月 25 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、萩原清議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）皆様、おはようございます。東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、長野県と市町村の連携協働による行政体制の最適化についてお聞きします。

長野県は、北海道に次ぎ全国で2番目に多い77の市町村を抱えており、その多くが小規模な自治体です。急速な人口減少に伴い職員が不足する中、県と市町村の在り方を抜本的に見直すため、行政体制の最適化に向けた議論が進められてきています。

そして、昨年11月5日、第30回となる長野県、県市長会、県町村会各代表による県と市町村との協議の場において、今後の県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化に向けた検討体制についての説明並びに意見交換が行われました。

昨年9月には、県内77市町村に対し、連携策の検討を進めるべき分野や事務並びに具体的な連携策の検討を進める際の連携の範囲や対応の方向性などについてヒアリングが行われました。特に、土木、建築、保健師などの専門職や複雑化するICTに対応できる職員の確保が困難という状況は、小規模町村に限らず、市によっては、課題ではないでしょうか。地元東御市にも

確認しましたところ、分野ごとの具体的な連携策の検討を行うため、保健事業の現状と課題、今後のワーキンググループの進め方などについて長野県より開催通知があったとお聞きしています。

そこで、3点質問いたします。

本県においても人口減少は加速しており、特に、小規模町村では、住民サービスを維持するための行政機能が限界に近づいているとの指摘がある中で、県は、令和6年から7年度にわたり、市町村に対してヒアリングや意向調査を実施しました。その結果を基に、行政体制の現状をどのように分析しているのか、伺います。

次に、行政体制の在り方や県・市町村の役割分担の議論の中で、今後も継続的に研究や協議をすることとしています。これまでの成果と、今後新たに取り組もうとしている分野は何か。以上2点を中村企画振興部長に伺います。

次に、今後は、水道や道路などのインフラ老朽化対策を含め、もはや市町村単独では対応が困難な分野も顕在化し始めている中で、10年後、20年後も持続可能な行政体制を維持していくためには、知事の強いリーダーシップが求められます。行政の在り方についてどのような姿を描き、最適化に向けて取り組んでいくのか。阿部知事に伺います。

次に、持続可能な信州農業の推進について村山農政部長に質問いたします。

高齢化や担い手不足に直面する地域の農地を10年後に誰がどのように利用するか、地域の話合いにより将来の農地利用の姿を設計図として明確化するため地域計画策定が進められ、現在は、地域の状況変化に合わせて内容を更新、修正するなど、随時見直しが行われています。

しかし、現場では、目標地図への筆ごとの落とし込みが難航している地域もあるとお聞きしています。地域計画のブラッシュアップに向けた市町村等への支援を今後進めていくとのことですが、集約化が困難と思われる中山間地域において将来にわたって持続可能な農業をどのように実現していくのか、伺います。

次に、農業者の減少により、中山間地を中心に利用されない農地の拡大が懸念されている中で、地域外から農業参入する企業が新たな農地の担い手の候補として期待されています。担い手不在による企業参入を推進するため、令和8年度予算で企業誘致事業費が計上されています。

生産者の高齢化が深刻な中、安定的な農業を行う上で、個人の新規就農だけではなく、資本力と雇用能力を持つ企業の農業参入は不可欠と言われていますが、県内の状況と今後の見通しについて伺います。また、企業の参入が農地の維持にどのように寄与していくとお考えか。併せてお聞きします。

次に、企業の農業参入で成果を上げている自治体では、例えば秋田県のかほ市のTDK、井関農機などの連携によるスマート農業のモデル化や、富山県氷見市では、県外企業との連携

により中山間地の農地を維持、再生し、遊休農地の解消に向けた取組など、農業委員会やＪＡ、行政が連携し、どの農地を企業に任せるべきかを明確にし、まとまった面積を提供できていることなどが成功の鍵となっています。

東御市では、2012年からワタミ株式会社がワタミファーム東御農場を運営し、有機農業でレタスやキャベツなどを栽培しています。栽培された有機野菜は、ワタミグループの全国の外食店舗で有機レタスとしてメニュー提供されたり、地域産野菜の価値向上、販路拡大に貢献されています。また、雇用の創出とともに、今年４月から研修を終えた社員が独立し起業するなど、地域の農業ネットワークに関わり、地域農業と共存、協力する取組が行われています。県内ではどのような取組状況か、伺います。

次に、長野県は、強みである高品質な農産物、豊かな自然環境、共生社会への共感を生かしながら、ノウフクＪＡＳ取得の取組が進められています。今後、農福連携の取組をさらに進めるためには、農業者の理解と認知度向上が重要です。お試しノウフクも含め、農業者にとっても障がい者にとってもお互いにメリットになるよう、県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、異常気象や災害、農産物価格の下落といった農家の努力だけでは防ぎ切れないリスクによって経営が揺らぐのを防ぐための公的、準公的な支援制度であるセーフティーネットがあります。

一方、農地の貸借において、地主側の一方的な都合で返却を求められるケースがあると聞きます。借手が長期の農地利用を可能とするための対応策についてはどのようなか。以上、村山農政部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には２点、市町村の行政体制の最適化に関係して御質問をいただきました。

まず、市町村の行政体制の現状についてでございます。

急速に人口減少が進む中、市町村の人的・財政的リソースは今後さらに不足することが見込まれています。令和６年度に実施した全市町村長へのヒアリングや令和７年９月に実施した市町村アンケートから、専門職員をはじめとする人材の確保、特に、公共インフラの維持管理や土木職員の確保、ＤＸの推進、法制執務等の専門的事務への対応等に課題があるという認識が多くの市町村から示されています。また、消防や水道など従来から取り組んでいる広域化等の議論もさらに進展させるべきものと認識しております。

公務人材には限りがあります。ましてや、専門人材となるとさらに数が制限されます。もちろん単純には言えませんが、77という多数の市町村でこれを配分すると、当然個々の市町村は

他の県に比べても厳しい状況となります。このため、広域連携や補完をさらに進めていかなければならないということが我が県の現状と認識しております。

次に、行政体制に係るこれまでの成果と今後の取組分野について御説明します。

これまでも、県と市町村との協議の場をはじめとする県と市町村の議論を経て、広域的な連携の取組を推進してまいりました。例えば、保健師については、各市町村での計画的な職員採用の取組や広域連合での採用試験の共同実施などの市町村同士の連携に取り組むとともに、令和7年度からは県保健師の派遣を実施しております。

また、中心となる市がない木曽地域における県と市町村との連携体制の強化を図るため、来年度から県が木曽広域連合に参画し、公共交通及び広域観光の分野において、県、町村が一体となった取組を推進することとしております。

今後は、昨年11月の県と市町村との協議の場での確認事項に基づき設置した県・市町村の役割分担等を議論する行政体制最適化推進プロジェクトチームにおいて、まずは公共インフラの維持管理、保健事業の効率的な運営、法制執務等の専門的事務への対応から始め、さらなる連携強化に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には10年後、20年後も持続可能な行政体制を維持していくために、行政の在り方についてどのような姿を描き、最適化に向けて取り組んでいくのかという御質問を頂戴いたしました。

県知事として仕事をさせていただく中で、とりわけ、長野県は77の市町村があり、多様な活動が行われていること。また、特に小規模な町村が多いということを常に意識しながら仕事をさせてきていただいているところでございます。

そうした中で、御指摘のとおり、この行政の在り方、国、都道府県、市町村の関係性をどう再構築していくかということは、今非常に大きな課題だというふうに認識しております。

国においても、今年の1月に第34次地方制度調査会が発足いたしました。大きなテーマの一つがこの人口減少、あるいはデジタル技術の進展を踏まえ、持続可能かつ最適な行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村の役割分担ということでありまして、私も議論に参画させていただいておりますので、現場の視点からしっかり意見を申し上げて、国、都道府県、市町村の役割の最適化が図れるようにしていきたいというふうに思っております。

また、令和6年末に策定いたしました信州未来共創戦略では、2050年の目指す姿として、広域連合や機関の共同設置などの仕組みを生かして、県・市町村及び市町村同士が協力して必要な住民サービスを提供していると。この姿の実現に向けて、市町村をはじめ県民の皆様方と一

緒に取り組んでいくことが重要だというふうに考えています。

3層構造で行政は行われているわけですが、いわゆる補完性の原理ということで、できるだけ住民に身近な市町村がいろいろな業務を担って、市町村でできないことは都道府県が、都道府県で難しいことは国が、そうした考え方が基本になっておりますけれども、御質問にもありますように、市町村単独ではなかなか今までの行政サービスを維持することが困難な局面も増えてきているというふうに思っています。

県民の皆様方への行政サービスの確実な提供ということを第一に考えながら、国、都道府県、市町村、それぞれの特性を踏まえて適切な役割分担をしていくことが必要だというふうに考えております。特に、今のような人口減少時代におきましては、広域行政の活用や、広域自治体としての我々都道府県の役割が極めて大きくなってきているというふうに思っておりますので、県としての責任、役割をしっかりと果たしていくことが重要だというふうに思っています。

長野県は、これまでも、県と市町村との協議の場で、市町村の皆さんと問題意識を共有しながら共に政策をつくり上げ、協力関係を築いてきたところでございます。

先ほど企画振興部長からも答弁申し上げましたように、今、行政体制最適化推進プロジェクトチームを立ち上げて、県・市町村の役割分担、連携協働に向けた具体的な検討を始めたところであります。長野県の特徴を踏まえて、長野県らしい県、市町村の関係性をつくっていきたいというふうに考えておりますし、また、国に対しても、こうした議論の中から出てくる課題を先ほど申し上げた地方制度調査会の場合等も活用しながらしっかりと問題提起していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には農業関係で5点御質問をいただきました。

まず、中山間地域における持続可能な農業をどう実現していくかについてのお尋ねでございます。

現在、地域計画における人と農地の将来像をより明確化するブラッシュアップに向けては、県として地域振興局に現地支援チームを設置し、地域ごとの課題や特性を踏まえた伴走型の支援を進めているところでございます。

特に、中山間地域では、担い手の高齢化、急激な減少、農地が不整形で狭隘、野生鳥獣被害による営農意欲の低下といった課題が特に顕著であることから、地域計画のブラッシュアップの支援を進める中で、地域全体で支え合う運営組織、農村RMOの形成等により地域住民が一体となつて行う農地保全活動、地域特性に応じたスマート農業の広域的な導入、ゾーニングに基づく緩衝帯等の整備による野生鳥獣被害対策、さらに、単位当たりの収益性が高い作物等の

導入などの取組を後押しし、持続可能な農業を実現してまいりたいと考えております。

次に、企業の農業参入の状況と見通し、さらに農地の維持にどう寄与しているかのお尋ねでございます。

企業の農業参入は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等の状況を打開するため平成21年に農地法等が一部改正され、規制が緩和されたことから、増加してきております。農地を借りて他業種から参入した企業は、県の農政部調べでは、令和6年1月現在118社で、内訳は、食品関連産業やサービス業、製造業、建設業などとなっております。

近年は、特に食品関連産業において原料の価格・供給リスクを低減させ、自ら原材料生産を行う動きが見られることから、経営の多角化、新規事業の創出を目指す企業が増加している動きを踏まえると、今後も農業への企業参入は増加傾向が続くと見込んでおります。

企業は、十分な初期投資や、より計画的な経営が可能であることから、長期的な農地利用や農地の集積・集約化による経営の大規模化など、農地の維持を図る一担い手としての役割を果たすものと考えております。

次に、農業への企業誘致に関する県内の取組状況についてでございます。

県内に参入する企業からの相談に対しては、各市町村、農業委員会、JA等が相互に連携しながら、地域や関係者との合意形成や農地の手続等の調整に取り組んでおり、一部の市町村においては、企業に対してまとまった農地を提供することで誘致に成功している事例がございます。

一方で、県内の企業誘致の取組の多くは待ちの姿勢であり、必ずしも企業にとって十分とは言えないことから、県では、来年度、企業に対して迅速な情報提供を行うため、地域の合意形成を経た上で企業が活用できるまとまった農地などの情報を記載した農地カルテの整備を行い、積極的な企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、農福連携の今後の県としての取組についてのお尋ねでございます。

農福連携の推進においては、雇用側である農業者の理解を深め、障がいのある皆さんに安心して作業をしていただくことが重要です。このため、県では、農福連携の取組事例を紹介する研修会の開催により農業者の理解醸成を図ってまいりました。取組を進める中で、実施はしてみたいものの、作業の指示方法が分からないなどといった不安の声が寄せられたことから、まずは農業者に実際に体験してもらうお試しノウフクにより心理的なハードルを下げることで持続的な取組につなげてきたところでございます。

これらの取組に加え、今後は、新たに、障がいのある方々の特性を踏まえた関わり方を栽培品目に応じて学ぶ、より実践的な研修会の開催や、専任のコーディネーターによる継続的なフォローアップを体系的に実施し、農福連携を知っていただく段階から継続的に取り組んでい

ただく段階まで、総合的にサポートしてまいります。

最後に、長期の農地利用を可能とする対策についてのお尋ねでございます。

昨年3月までの市町村を通じた農地貸借事業では、貸借期間が1年から3年程度の短期の契約が多く、貸付者となります地主の意向で契約更新ができない場合に借受け者の農業経営に影響があった事例を承知しております。

そういった中、昨年の4月からは、地域計画による効率的な農地の集約を加速化させるために、農地の貸借は原則農地中間管理事業に一本化され、貸借期間は借受け者の経営の安定、発展に配慮し、10年以上または5年以上の長期の契約を基本としており、特に果樹等の永年作物を栽培する場合はそれ以上の長期の農地利用を可能とするため、21年未満の期間も設定できるようになっているところでございます。

なお、権利設定の解除は、やむを得ない理由により申出があった場合で、貸付者と借受け者双方の同意がなければ契約は解除できないこととなっております。

引き続き、県は、農地中間管理機構と共に、市町村や農業委員会と連携しながら、トラブルが発生しないよう、契約時において丁寧な制度説明を心がけてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

県と市町村による行政体制の最適化を目指す上で、県民が県内どこに住まれても住民サービスの質を落とすことのない行政体制の再編を、阿部知事のリーダーの下、全市町村が一体となって着実に進めていただきたく要望いたします。

また、農水省は、集落営農やJA生産部会など顔の見える小さな単位での話し合いを奨励しています。持続可能な信州農業の推進を図るため、認定農業者に限らず、多様な担い手、また、農地利用に関心のある民間企業が参加することも、将来の農耕作者を確保できる可能性があるとしています。

先ほど答弁いただきましたが、市町村と共に、農業委員会や農地中間管理機構、土地改良区などに引き続き参加してもらうことも重要ではないかというふうに思いました。どの農地も取り残さないための取組に全力を尽くしていただきたく要望し、次の質問に入ります。

子供・若者の意見表明の推進についてです。

こども家庭庁は、こども基本法における年齢や発達の程度に応じた子供の意見表明機会の確保や子供の意見の尊重を基本理念として挙げ、「こども若者★いけんぷらす」と称することも・若者意見反映推進事業を推進し、多様な子供・若者の意見を聴取し政策に反映するための仕組みが盛り込まれました。こども若者★いけんぷらすメンバーは、全国の小学校1年生から

20歳代ならいつでも誰でも登録でき、令和7年3月現在で約4,500人が登録されています。

一方、本県は、若者に選ばれる県を目指し、2024年度からこども若者局が本格始動しており、こども・若者モニター制度を通じて政策に対する直接的な意見反映を行っており、行政の意思決定プロセスへの若者参画を強化しています。実際、知事との対話会が行われたり、次期子ども計画の策定に当たり、モニターの意見や対話会により若者の声が政策に盛り込まれたということです。

意見反映の実現に向けて、これまで長野県こどもモニターなどの取組を行ってきていますが、子供・若者から集まった意見が実際にどのように県政に生かされ、改善に結びついたのでしょうか。

昨年行われた子ども・若者の意見の施策反映に関する18歳以上の県民アンケート結果報告によりますと、施策反映の必要性を感じる県民は76%、そう思わない県民は24%。一方、意見の施策反映に対する実感を持たれた県民は19.5%、実感が持てない・分からない県民は80.5%でした。子供・若者の意見が政策にどのように反映されたのか取組が見えにくい。また、県の取組が子供・若者に認知されていないといった課題が見えてきています。

そこで、酒井こども若者局長に質問いたします。

こども・若者モニター制度や信州若者みらい会議等によりこれまでの事業や政策に反映された具体的な事例はありますか。また、課題解決に向けて、将来を担う若者の意見を反映させる新たな取組について伺います。

次に、こども家庭庁では、子供や若者の意見表明反映のサポートのため、事前の情報提供や地域に出向いてファシリテーターによる研修等を実施しています。長野県においても、ファシリテーターの養成や研修会を行い、国で実施しているこども意見ファシリテーター養成講座を活用し、子供・若者の意見を生かせる専門性の高い人材を育成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子供たちの声を待つのではなく、出向いて聞くことが重要であると考えます。若者の社会参画を促すため、行政や企業等に対して信州をよりよくする提案を行う場を設け、若者、高校生などの居場所の設置を促進するため、県内へのユースセンターの設置、拡大に対する予算が計上されています。例えば、県職員がユースセンターなどに赴き、日常の何気ない困り事を政策課題として吸い上げることにも取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、令和6年度から児童養護施設や里親家庭などで暮らす子供たちの社会的養育における意見表明等支援事業、アドボカシーが強化されています。施設職員や里親に対し子供の権利や意見表明の重要性についての理解をさらに深めることが必要であると考えますが、現状と今後の取組につきまして、以上4点、酒井こども若者局長に伺います。

次に、学校における食育の推進と栄養教諭の役割について質問いたします。

本県は、健康長寿長野県として全国に名をはせております。その基盤は、長年の地域における食生活改善運動や学校での充実した食育にあります。しかし、県の第4次食育推進計画によりますと、20代から30代の若い世代における朝食欠食率の増加や郷土料理の継承不足が課題として挙げられています。

社会環境が大きく変化した現在において、児童生徒が健全な食生活を実現することの大切さと、学校現場において食育の司令塔となる栄養教諭の役割はますます重要となっています。栄養教諭は教育の専門家であり、単に給食の献立を作成するだけでなく、授業を通じて食の大切さを伝える役割を担っています。

そこで、武田教育長、村山農政部長にそれぞれ質問いたします。

学校教育における食育をどのように位置づけているのか。武田教育長に伺います。

栄養教諭は、単なる給食管理だけでなく、学級担任等と連携した食に関する指導を行う教育職です。本県の小中学校における栄養教諭の配置状況と役割について武田教育長に伺います。

食育の年間指導計画はどのように策定され、授業や給食指導と連携しているのでしょうか。また、栄養教諭の専門性を最大限に生かし、学校、家庭、地域が一体となって食育を推進することが求められています。今後どのような方向で取り組んでいくのでしょうか。併せて武田教育長に伺います。

次に、児童生徒の食物アレルギー対応や特別食の提供において、栄養教諭の役割は十分に果たされているのでしょうか。また、子供の肥満や偏食、朝食欠食などの課題に対しどのような指導、また支援を行っていますでしょうか。武田教育長に伺います。

長野県ならではの豊かな食材や郷土料理を教材として活用する視点から、県産食材の活用を進めるべきと考えます。学校給食における県産食材の活用率目標に対する現状と利用率を高めるための取組について、村山農政部長に伺います。

最後の質問です。学校給食への地場産物導入には、供給体制や価格面での課題も指摘されています。市町村教育委員会が生産者と学校をつなぐコーディネーターとして機能しつつ、子供たちが信州の食に誇りを持てるような授業を推進するなど、学校側が主体となって栄養教諭を中心に食育に取り組むことが重要であると考えますが、御所見を武田教育長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、子供・若者の意見を県施策に反映した事例と新たな取組についてです。

県では、これまで、子供・若者の意見を施策等へ反映したり社会参画を推進するため、こども・若者モニター事業や信州若者みらい会議、信州みらいフェス等を行ってまいりました。い

ただいた御意見を県施策へ反映した例としては、令和6年度のモニター事業で実施したユースセンターについて学ぶ高校生等との意見交換を契機に、信州未来共創戦略に基づく県のアクションにユースセンターの設置促進を位置づけました。

また、令和6年度のみらい会議、みらいフェスでの長野県の魅力発信・認知拡大をテーマにした政策提案を踏まえ、今年度から新たに若手インフルエンサーを活用した広報事業を開始したところです。

一方で、子供・若者が意見を表明したり主体的に活躍できる場はまだ十分ではないと考えており、来年度のみらい会議、みらいフェスでは、若者主体で政策形成等に影響力を及ぼす組織、ユースカウンスルの設立を共通テーマとし、今後の設立に向けて検討を進めていく予定です。

このほか、全ての子供・若者が日常的に意見を表明しやすく、その声が施策に反映される新たな仕組みの構築についても、今後、国や先行自治体の事例などを参考にしながら検討してまいる予定です。

次に、子供・若者の意見を生かせる専門人材を育成することについてです。

こどもまんなか社会の実現に向けては、子供・若者が安心して意見を表明できる環境づくりが重要です。この環境を整備する上で、その意見表明を支える専門人材を育成することは意義深い取組であると考えております。

こども家庭庁では、子供・若者の居場所の職員、支援関係団体、学生等を対象に、議員御指摘のファシリテーター養成講座を開催し、ファシリテーターの役割や傾聴スキル等をグループワークも行いながら学び合う機会を提供しているところです。

県では、今後、子供・若者が意見を表明したり、その意見を県の施策等へ反映するための取組を強化してまいります。その際には、議員から具体的に御提案いただいた点も十分検討の上、進めてまいります。

続いて、子供・若者の声を県職員が出向くなどして幅広く吸い上げる取組についてです。

子供や若者の意見表明の機会の創出は、自己肯定感を高めたり、社会の一員としての主体性を育むとともに、子供・若者を権利の主体として捉え、その意見やニーズを行政の施策等に反映する上でとても重要と考えます。その際には、多様な手法を組み合わせながら、声を上げにくい状況の子供や若者を含め、意見を聞くことが大切です。

県では、これまで、こども・若者モニター事業で、中高生等を対象に、若者が活躍できる社会づくり等をテーマに意見交換の場を創出したり、県審議会の委員への参画促進や信州若者みらい会議の開催等で広く聴取してきたところです。

一方で、これらの取組は、自主的かつ参加型のものが中心であったため、今後は、議員の御提案も参考にさせていただき、ユースセンターや信州こどもカフェ等子供の居場所における直

接、間接の意見聴取、さらには、オンライン活用による意見聴取など、多様な方法を幅広く検討してまいります。

最後に、施設職員等が子供の権利や意見表明等の重要性への理解を深めることについてです。

家族と離れて施設等で暮らす子供の最善の利益を実現する上で、施設職員や里親などが子供の意見や思いを丁寧に聴き取り、支援や養育に生かすことはとても重要です。

県では、今年度、意見表明等支援事業により、第三者の支援員が、児童相談所の一時保護所、児童養護施設計4か所及び里親宅を訪問し、子供と触れ合いながら話を聞き、子供の声を関係機関へつなげるなどをしております。この訪問先の施設からは、職員が子供の声を聞く必要性の認識や姿勢が高まったなどと評価をいただいております。

また、施設・里親関係者等には、弁護士やケアリーバー等による子供の権利や意見聴取に関する研修も行い、昨年度の事業開始以降、延べ14回の研修会に318人御参加いただいたほか、子供の権利の内容を学ぶ権利ノートを配付するなど取り組んでまいりました。

今後も、関係機関との連携を一層強化して、施設職員や里親を対象とする子供の権利等に関する研修や広報の充実及び施設や里親の元で暮らす子供が意見表明しやすい環境の整備を進め、子供が安心して自分らしく暮らせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校における食育の推進と栄養教諭の役割について5点質問をいただきました。

まず、学校教育における食育の位置づけについてでございます。

学校教育における食育は、子供たちが食に関する正しい知識や理解、態度、実践力を身につけ、自ら食生活を考え、望ましい食習慣を実践できるようにすることを目的とし、教育活動全体を通して行うものでございます。

県教育委員会といたしましては、地域の地場産物や伝統的な食文化への理解を深める活動や子供たちが地元農家との交流を行う活動等、地域と密着した食育を重視して取り組んでいるところでございます。

続きまして、小中学校における栄養教諭の配置状況と役割についてでございます。

小中学校の栄養教職員については、義務標準法に準拠して児童生徒数を基準に決定しており、本県では、栄養教諭131名、学校栄養職員31名の計162名の栄養教職員を配置しているところでございます。

具体的な配置に当たっては、地域バランス等を総合的に勘案し、市町村教育委員会とも協議しながら、学校における食育の推進が効果的に図られるよう、適切な配置に努めているところ

でございます。栄養教諭は、学校における食育と給食管理を専門的に担い、学校全体での食育推進をリードする中核的な役割を果たしていると認識しているところでございます。

続きまして、食育の年間指導計画の策定方法と今後の食育推進の方向性についてでございます。

食育の年間指導計画は、地域の実情や願い、学校教育目標を踏まえ、栄養教諭や栄養職員が中心となり全職員で作成しております。家庭科や学級活動、総合的な学習の時間などに関連させながら、各学校が工夫して実践しているものと承知しております。

また、各学校では、学校保健委員会を設置し、PTAや地域の皆様と共に望ましい食育の在り方について協議する機会を設けているほか、PTAを中心に給食試食会などが行われており、これらの取組をさらに充実させることが重要だと考えております。

今後の食育推進については、引き続き栄養教諭の専門性を生かしながら、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒が自ら健康的な食習慣を身につける力の育成に取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、食物アレルギー等への対応と健康課題に対する指導や支援についてでございます。

栄養教諭は、養護教諭と連携し、生活管理指導表による医師の診断に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒の状況把握や特別食の提供を含めた個別の取組プラン等を作成しております。また、関係教員や保護者とも連携を図り、安心・安全な給食提供体制が確保されるよう取り組んでいるものと承知しております。

また、子供の肥満、偏食、朝食欠食などの健康課題を持つ児童生徒に対しては、身体測定結果などを基に、養護教諭と連携した個別指導や食生活の改善指導などを行っております。

県教育委員会といたしましては、本年度実施した児童生徒の食に関する実態調査の結果を基に学校と課題を共有し、学校全体で食に関する指導の充実が図れるよう支援をしてまいります。

最後に、学校が主体となって食育に取り組むことについてでございます。

議員御指摘のとおり、学校給食への地場産食材の導入を進めるには、市町村教育委員会が生産者と学校をつなぐコーディネーターとして機能することが重要であると考えております。

学校においては、地域の食材や食文化について理解を深める授業を教科横断的に展開しているところであります。例えば、ある中学校では、栄養教諭が家庭科の教員と連携しおやきづくりに取り組んだ際、生徒からは、思っていたより簡単で家にある食材で作れるのでまた作りたい。地域のものを使って作るから安心感がありおいしかったなどの声が寄せられ、地域の食への関心や親しみが高まったと聞いております。

県教育委員会では、こうした学校の取組が着実に進むよう、関係機関と連携しながら、学校

給食における地産地消と食育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には学校給食における県産食材の活用目標に対する状況と利用割合を高める取組についてのお尋ねでございます。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、令和9年度までに学校給食における県産食材利用割合を金額ベースで75%とする目標を掲げて取組を進めており、令和6年度は68.1%と、近年物価高騰の影響等で横ばいの状況となっているものの、全国的には高い水準にあるところでございます。

目標達成に向け、県では、元栄養教諭などの専門家をこれまで11校に派遣し、調理場の課題解決に向け支援したことで、農産物直売所とのマッチングや計画的な生産による安定調達の仕組みが整い、地場産食材の利用割合が向上する成果が出てきております。

引き続き、地産地消の推進や食育の充実の観点から、県教育委員会と連携し、学校給食における県産食材の利用割合向上に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）ただいまはそれぞれに御答弁をいただきました。

子供・若者意見表明の推進につきましては、単に声を聞くだけではなく、意見を聞いた結果をフィードバックすることで自分の発した声に責任を持ち、自己肯定感や自己効力感を育てることができるのではないのでしょうか。

今回、若者の声が反映された21組の若手インフルエンサーの活用や、子ども計画に盛り込まれた意見提案など、若者の発信力、提案力に期待をするとともに、次期県民アンケート調査に生かされるよう広く県民に広報し、情報共有を丁寧をお願いいたします。

食育推進につきましては、健康教育の一つである食育は、学校長の理解を得て、学校、家庭、地域が一体となって学校ぐるみで取組を推進することが大事です。今年4月から、公立小学校の給食費支援として抜本的負担軽減の取組が始まります。食材の質を落とすことなく、子供たちが信州の食を誇れるような安全でおいしい食事の提供をお願いさせていただきまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂です。私は、今回は外国人政策など3項目について質問をいたします。

まず、外国人政策についてであります。

知事は、外国人との共生社会の実現について発言することが多々あります。大いに評価するものであります。

外国人は、様々な場において地域社会を支えており、今やなくてはならない存在となっております。また、外国人が持つ多様な文化や経験は、地域社会や経済などにプラスの影響を与えているところでございます。

今、県内に暮らす外国人は4万7,000人となっております。10年前と比べ5割以上も増加しております。特に、最近では、ベトナム、フィリピン、インドネシアの方々が増えておりまして、多国籍化が進んでいるところでございます。

そこで、知事にお聞きいたします。

持続可能な地域社会を築くためには、地域住民と外国人住民が互いに理解し、支え合う共生社会の実現が不可欠でありまして、外国人住民の生活実態を踏まえて、日本語教育や生活相談、医療・福祉における多言語対応や、通訳サービス、通訳ボランティアの充実など、本県における多文化共生の取組を着実に進めていく必要があります。県の多文化共生の現状と課題をどのように認識し、今後県としてどのように対応していくのか、伺います。

次に、外国人児童生徒への教育支援についてであります。

長野県では、外国人の増加に伴いまして、外国人児童生徒への日本語指導が急務となっております。また、現状では、日本語指導はボランティア活動に多くを頼っている状況にあります。

そこで、教育長に以下2点をお聞きいたします。

一つ目。外国人児童生徒への教育支援に関して、県の施策の現状と課題をどのように分析し、今後具体的にどのように対応していく方針でしょうか。また、公立学校における日本語指導教室の設置について、今後具体的にどのように進めていく方針でしょうか。さらに、外国人児童生徒に対する初期の日本語指導が重要であります。今後具体的にどのように対応していく方針か、伺います。

二つ目。日本語指導ができる教員や専門人材の確保が課題となっておりますが、人材確保の現状と課題をどのように分析し、今後県としてどのように対応していく方針でしょうか。また、大学や地域団体等と連携して人材を確保育成する仕組みをつくることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、県民文化部長にお聞きいたします。

地域での日本語教育を主としてボランティアに依存している状況を改善するため、行政の関わりを拡充していく必要がありますが、県として公的な対応をどのように拡充していくのか、伺います。

次に、国際理解の促進についてであります。

良好な国際関係の維持発展を図ることが困難な状況の中で、地域に根差した国際交流が重要であります。長野県では、韓国江原道との交流などで大きな成果を上げております。県以外にも外国の都市との友好交流を行っている市町村がありますが、交流を継続、発展していくことが重要であります。

また、外国からの教育旅行による農家民泊や高校生の海外留学なども重要と考えます。伊那市におきましては、最近インドネシアからの中高生の教育旅行が増えております。農家民泊は、外国の子供たちが地域文化や生活習慣を理解することができます。また、地域住民にとっても異文化交流の機会となり、相互理解が深まると考えます。

そこで、企画振興部長にお聞きいたします。

国際理解を深めるためにも、農家民泊、地域間交流などの市民レベル、地域レベルの国際交流は大変重要でありまして、今後さらに推進すべきと考えますが、県の施策の現状と課題をどのように分析し、今後どのように充実していく方針でしょうか。

次に、県民文化部長にお聞きいたします。

学校や地域での交流イベントへの支援など、地域住民と外国人住民との交流促進が課題であります。これに関する県の施策の現状と課題をどう分析し、今後具体的にどう対応していく方針でしょうか。

次に、教育長にお聞きいたします。

将来、外国人住民との交流の推進役となり得る人材を育成するためにも、高校生の海外留学が大変効果的であることから、留学経験者をさらに増やすべきと考えますが、今後具体的にどう対応していくのか、伺います。

次に、外国人による土地取得であります。

国の安全保障の面で、外国人等が関わる土地に関ししっかりとした制度をつくるべきとの意見があります。伊那市におきましては、外国人による農地取得を見ますと、令和6年度は5筆で0.8ヘクタール、令和7年度は昨年11月末時点で228筆、2.7ヘクタールと急増しております。こうした中で、市民や地域の農家の皆さんが不安を抱いております。

日本においては、WTO（世界貿易機関）のGATS、サービスの貿易に関する一般協定に基づき外国人による土地取得を規制することはできないため、外国人はほぼ無条件で土地を取得できます。

2021年3月には、長野県議会は、国土保全の取組の更なる推進を求める意見書を議決し、森林、水源地、農地等を含め、国民の安全・安心な生活に関わる土地について、所有者や利用目的等の実態を把握するための体制を早急に整備することなどを政府に求めたところであります。

2022年には、重要土地等調査法が施行され、外国人による土地取得や利用状況を調査できるなど一定の所有や利用を規制できるようになったところであります。

2023年の農地法の改正によりまして、農地法の許可申請書に国籍等の記載が必要になりました。あわせて、中長期在留者は在留資格を記載することが求められたのであります。

2025年4月からは、短期滞在資格の外国人による農地取得については原則禁止となっております。

私は、外国人がほぼ無条件で土地を取得できるとしても、所有者や利用状況等の実態を把握するための体制づくりは必要と考えます。特に、農地の多い長野県においては、農地の適正管理、景観の保持等のためにも農地に関する情報管理は重要と考えております。

そこで、農政部長に以下3点お聞きいたします。

一つ目。外国人による農地取得について、県内における取得件数、取得面積の経年変化の実態はどうなっておりますか。

二つ目。農地を取得するには市町村農業委員会の許可が必要であります。外国人等による不適正な農地取得を防ぐため審査を強化すべきと考えますが、現状を伺います。

三つ目。外国人等が農地を取得後、不適正な使用をすることも想定されます。これを防ぐには、管理状況を定期的に把握することが重要であると考えますが、管理状況はどのように把握しておられるでしょうか。また、営農が適切に行われていない場合の対応について伺います。

以上で外国人政策についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、外国人政策に関連して、県の多文化共生の現状と課題をどう認識し、今後県としてどう対応するのかという御質問をいただきました。

県では、令和2年に長野県多文化共生推進指針2020を策定し、多文化共生の推進に取り組んでいただいております。これまで、日本語や文化、生活習慣等を学べる市町村の日本語教室の開設支援や県によるオンライン日本語教室の開催、長野県多文化共生相談センターの設置、電話での医療通訳制度の導入など、日本語教室や相談体制の充実に努めてきたところでございます。

こうした中、外国人の増加に伴い、従来の体制では対応が難しくなっているというふうに認識しております。今後の施策構築に当たりましては、外国人の数や年齢構成等の将来推計も踏まえた中長期的な視点が必要になってきているというふうに考えています。

現在、県では、日本人、外国人それぞれを対象にした県民アンケート調査を行っているところでございますが、今後は、アンケートの結果や様々なデータを基に、外国人政策検討懇談会や多文化共生推進本部において議論を深め、将来を見据えて施策の充実に努めてまいります。

あわせて、地方自治体が多文化共生施策をさらに推進していくためには、国が外国人受入れに関する基本戦略を策定し、示していただくとともに、その根拠となる基本法の制定や財源の確保など制度面の基礎を整えていただくことが不可欠だというふうに考えております。全国知事会も活用して、国に対し必要な対応を引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には３点の質問をいただきました。

まず、外国人児童生徒への日本語指導体制の現状と今後の充実についてでございます。

外国人児童生徒の教育支援については、日本語指導が必要な児童生徒18名につき１名の教員を配置する基準に基づき、現在、県内では31名の教員を加配し、日本語指導教室を開設して、生活面、学習面の基盤となる日本語について支援をしているところでございます。

一方で、母語の多様化が進む中、複数の言語に対応する教員の専門性を十分確保できないこと、また、日本語指導に関する専門的な知識や技能を有する教員が依然として不足していることが課題でございます。こうした課題に対しては、専門性を有する有識者を講師に迎え、教員研修の充実を図るほか、市町村や民間団体等と連携し、子供が安心して言語能力を育むことができる支援体制の構築を進めてまいります。

日本語指導教室の設置については、今後も各学校や市町村教委の実情を丁寧に把握し、児童生徒の受入れ状況を踏まえながら、必要に応じて設置を検討してまいります。

日本語初期指導については、令和８年度から大学教授等の専門家を含む外国人児童生徒等支援キャラバン隊を組織し、学校現場のニーズに応じて伴走支援を行う予定でございます。また、外国人児童生徒が日本の学校に定着するには初期指導が重要であることから、初期指導が実施できる仕組みづくりを進めてまいり所存でございます。

続きまして、日本語指導ができる人材確保の現状及び今後の対応についてでございます。

先ほど申し上げたとおり、外国人児童生徒の母語は年々多様化しており、この状況に十分対応できる教員や専門人材の確保は依然として大きな課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、県教育委員会では、令和８年度実施の教員採用選考から、登録日本語教員の資格を有する方を対象とした選考枠を設け、専門性を持つ人材確保の強化を図っていくところでございます。また、留学生等の外国人が児童生徒に対し日本語指導することも有効であると考えているところでございます。

多様な人材が参画できる体制を整えるには、県教育委員会のみでは完結できないことから、県庁内の関係部局や市町村教育委員会のほか、議員御指摘のように、大学や地域団体等を含めた仕組みは効果的と考えますので、今後検討してまいり所存でございます。

次に、海外留学経験者をさらに増やすことについてでございます。

議員御指摘のとおり、高校生の海外留学体験は大変有意義であると認識しております。県教育委員会は、高校生の海外渡航費用の一部を支援する信州つばさプロジェクトを平成30年度から実施し、令和6年度は147名の高校生が海外留学をしたところでございます。参加した生徒からは、海外を知ることによって長野県のよさを再認識し、地域の活性化に意識が向くようになったなどの声が寄せられているところでございます。

信州つばさプロジェクトや海外大学に在学する方のオンラインでの情報提供等を通して、海外留学者は着実に増加傾向にあると認識しております。引き続き高校生の海外留学への関心を高め、留学生の増加に努めてまいります。

また、義務教育段階において、令和8年度からWe Are Astra!事業により海外への関心や理解を深める取組を進めていく予定でございます。海外留学の疑似体験プログラムの実施、県内大学等に在籍する留学生との交流など海外との関わりを身近に感じられる機会を提供し、国際的な視野を育む取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

最初に、地域日本語教育の行政の関わりへの拡充についてのお尋ねでございます。

日本語教室は法律に基づく設置にはなっておらず、活動を支える財源も十分ではないため、現在地域の日本語学習の多くはボランティアの熱意に支えられており、その持続性を確保するために行政が一定の役割を果たすことが必要と考えております。

これまで、県では、市町村による日本語教室の開設を支援することに加え、地域日本語教育コーディネーターを配置し、民間の日本語教室と市町村との連携強化などに取り組んでまいりました。また、全国知事会を通じて、日本語教育を含む多文化共生施策を地方が推進するために必要な法整備と財源の確保について国に要望してきたところでございます。

こうした中、政府が本年1月に改定した外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、在留外国人や帯同家族が日本語や我が国の制度、ルールを学べる新たな学習プログラムの創設を検討することが新たに示されました。県といたしましては、こうした国の動向を踏まえ、行政の関わり方について検討を進め、地域日本語教育の拡充に努めてまいります。

続きまして、地域住民と外国人住民との交流促進に係る現状、課題の分析と今後の対応についてでございます。

全ての県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、日本人と外国人が交流し、対話を通じて相互理解を深めていくことが重要であると認識しております。

昨年度、信州未来共創戦略策定に向けて県が実施した外国県民との意見交換では、イベントや文化交流など交流の場が欲しい、あるいは日本語教室などでもっと日本人と交流したいといった声を多くいただき、こうした交流の機会をいかに創出していくかが課題であると受け止めております。

県では、これまでも、交流促進を目的として、日本語等の学習を通じて地域住民と外国人住民が関わり合う人材連携型教室の設置支援に取り組んでまいりました。加えて、今年度、新たな取組として、2050年の地域の将来像について日本人と外国人が共に語り合う多文化共生M I R R A I 会議を7月と11月に開催したほか、サーカスを通じた文化芸術の振興と、地域住民、外国人住民の交流を目的としたつながるサーカス・ワークショップ i n こまがねを県文化振興事業団と共に先月開催したところでございます。

県といたしましては、これらの取組を継続いたしますとともに、来年度は市町村等を対象としたパイロット事業を新たに実施し、地域において対話や交流が促進されるよう支援をしてまいります。さらに、その成果を長野県外国人政策検討懇談会で検証、共有することにより、県内全体での促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には国際交流に係る県施策の現状と課題、今後どのように充実させていくかについて御質問をいただきました。

長野県は、長野オリンピックの際に県民一人一人が世界とつながった経験を持つ国際交流にポテンシャルのある地域です。住民・地域レベルの国際交流の課題として、ふだんと異なる文化と触れ合う国際交流というものの性質上、意識的に交流機会を設ける必要があると考えています。そのため、県では、これまで、国際交流員の地域派遣や訪日教育旅行の受入れ、交流団体と連携したスキー交流や書道、囲碁などの文化交流、海外友好都市との大学生の相互訪問など、多様なチャンネルでの国際交流を進めてまいりました。

今後についても、今年で友好交流10周年を迎える韓国の江原特別自治道とのさらなる交流の深化、学校の外国語指導助手や留学生など外国人が参加するネットワーク、N a g a N e t による地域との交流促進など様々な手法での取組を進めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には3点御質問をいただきました。

まず、外国人及び外国法人による県内における農地取得件数・面積の経年変化についてでございます。

平成29年から、市町村農業委員会の協力の下、国において実態を調査、公表してきたところでございますが、記録が確認できる令和3年から令和6年までの直近4年間におきまして、県内の外国人等による新規の農地取得件数は、令和3年35件、令和4年40件、令和5年28件、令和6年33件とおおむね横ばいで推移しております。また、新規農地取得面積は、令和3年12.6ヘクタール、令和4年9.3ヘクタール、令和5年3.4ヘクタール、令和6年4.4ヘクタールと減少傾向で推移しております。

続きまして、不適正な農地取得の防止に向けた審査の強化についてでございます。

農地を取得するには、取得希望者の国籍にかかわらず、農地法の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件を満たす必要があり、例えば、権利取得後、短期間で遠隔地に転居するような場合は、農地の全てを効率的に利用するとは認められず、新たに農地を取得することはできません。

また、議員御指摘のとおり、令和5年、7年の農地法施行規則の改正により、農地取得の許可申請書の記載事項に国籍と在留資格、在留期間が追加されたほか、申請時に在留期間の更新の見込みを含めて確認することとなるなど、審査の強化が図られたところです。

このように、地域とのつながりを持って実態の伴った営農ができると認められなければ農地を取得することはできないため、外国人等による不適正な農地取得は防げるものと考えております。

最後に、農地の管理状況の把握と、営農が適切でない場合の対応についてでございます。

農地の管理状況については、農地法の規定に基づき、毎年市町村農業委員会が目視やドローン等により調査を行い、把握しているところでございます。調査の結果、営農が適切に行われていないと判断された農地については、市町村農業委員会が所有者に利用意向を確認し、必要に応じて新たな借受け希望者との利用調整を行うなど、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を進めております。

また、病害虫の発生などにより周辺の営農に著しい支障が生じる場合は、市町村長が支障の除去等の措置命令を行い、所有者が応じないときには、市町村が支障の除去等を代行しております。

引き続き市町村農業委員会をはじめとする関係機関と連携し、農地の適正利用が図られるよう取り組むとともに、必要に応じて国と情報共有しながら不適正利用の防止に努めてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）今御答弁をいただいた中で、農地については特に心配する必要はないとい

う状況を理解したところでありますが、これからもそういう心配が起きないような状況になることを期待するものであります。

農地取得については、伊那市の取得が特殊なのかなという印象を受けたわけではありますが、これについても今後注視する必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、居住外国人の皆様は様々な面で言葉の壁に苦勞されておりますので、特に意思疎通ができるための支援に県として一層の努力をいただくよう要望いたしまして、次の戸草ダムについての質問に移ります。

戸草ダムは、旧建設省が天竜川支流の三峰川総合開発事業の一環といたしまして、美和ダムの上流域に多目的ダムとして1988年に事業着手されました。40年も前のことであります。用地取得をほぼ終え、着工を待つだけの状態になっておりましたが、脱ダムを掲げる田中知事がダム事業を見直したことで、2001年に建設計画はストップいたしました。あれから25年、涙をのんで建設予定地から立ち退いた旧長谷村の皆さんのことを思うと、言葉もありません。

2014年には、戸草ダム建設に関する基本計画が廃止されました。2021年には、河川整備基本方針が改定され、これを受けて、国交省は、2009年に策定いたしました天竜川水系河川整備計画を2024年7月に変更いたしました。見直しのポイントは、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、治水計画を、「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に変更いたしました。

変更後の整備計画では、基準地点であります飯田市の天竜峡におきます目標流量を増やしております。これを受けて、計画では増量した目標流量に対する洪水調整機能の強化については、天竜川の上流部において治水機能の増強検討調査を実施することとしております。

この調査は、既設の美和ダムや小渋ダム等を最大限に活用した事前放流や、操作方法の見直し、治水、利水の貯水容量の再編等について調査検討し、必要な対策を行い、また、さらに洪水調整機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強、堤体のかさ上げや新設ダム等に関する調査研究を行うこととしているわけであります。

この調査は、令和7年度に新設されました天竜川上流河川事務所の開発調査課で実施しております。実質的には、戸草ダムの必要性に関する調査研究が行われることになったわけであります。

私は、戸草ダムについては過去2回にわたり一般質問を行いました。

1回目は2017年11月議会で、知事は、河川整備計画において、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設時期の検討を進めることとされている。県としては、河川整備計画に基づく対応を取るよう引き続き国に求めている旨、答弁されております。

2回目は2020年9月議会で、知事は、県としては流域治水プロジェクトの策定、推進を進め

ると同時に、河川整備計画に基づく対応を国に求めていきたい旨、答弁しております。

2024年に国は河川整備計画を変更しており、過去2回の私の一般質問のときから状況は変化しております。改正後の計画では、新たに新設ダムの建設も考慮に入れた内容となっているわけであります。

このように、戸草ダム建設に向けて、状況は大きく変わりました。そうした中で、県といたしましても、防災・減災対策の強化のために、ダムの建設に向けてこれまで以上にしっかり取り組んでいくことが求められているわけであります。

そこで、知事に3点お聞きいたします。

一つ目。改正後の天竜川水系河川整備計画にある新設ダム等に関する調査・検討を着実に進めることを国に要望していくべきと考えますが、県としてどのように対応していく方針でしょうか。

二つ目。三峰川総合開発事業促進期成同盟会が、県や国交省に対して戸草ダムの建設に向けた対応を求めています。天竜川における治水力の向上に向けて県としてリーダーシップを発揮する中で、関係地域と一体となって国に対し要望活動を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目。戸草ダムの建設に向けて、取組の方向性等を協議するため、県を主体とした県、国交省、流域市町村、流域住民、有識者等を構成員とする組織を立ち上げることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、公営企業管理者にお聞きいたします。

再生エネルギーの活用が求められる中で、戸草ダムが建設される場合には、水力発電施設をダムに併設して県事業として発電を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、岡谷ジャンクションの事故防止についてであります。

中央道・長野道の岡谷ジャンクションの工事に伴う交通事故が増加しております。報道によりますと、5月から11月の工事期間中におきまして、昨年と一昨年の事故件数を比較いたしますと、昨年は146件、一昨年に比べて41件の増で、4割も増加しております。事故のうち昨年の人身事故は8件増の25件で、5割近く増えており、事故の2割近くを占めております。また、事故の6割が長野道の上り線で発生し、うち8割が塩嶺トンネル内やその付近で発生しております。この工事は2029年まで続くわけでありますが、何としても事故の発生を防がなければなりません。

この件について、私は昨年の6月議会で一般質問を行いました。これに対して、知事は、事故が多発する状況を重大な課題と認識を示した上で、NEXCOと連携して一層の交通事故防止に取り組む旨の答弁をされております。

私は、質問後におきましてテレビやラジオ等による情報発信の充実や現場における注意喚起等の対策が講じられたことから、事故は減少するものと考えておりました。しかし、様々な対応にもかかわらず、相変わらず事故は多発し、しかも増加していることは、極めて憂慮する事態であります。私は、工事期間中は2車線の塩嶺トンネル内を全線1車線の通行にするなど、思い切った対策が必要と考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

岡谷ジャンクションの大規模工事に起因する渋滞に係る交通事故防止については、様々な対策を講じてもおお交通事故が多発し、その上、事故件数が増加している状況は、NEXCOとの緊密な連携をはじめ、これまでの対策が十分ではないと考えます。特に、事故多発地帯であります塩嶺トンネル付近は、カーブがあることに加え、トンネル内にもカーブがあるという悪条件が重なっているため、今までの延長線上での対策では事故防止に関しては限度があると考えます。今後は、様々な角度から現状を分析の上、さらに効果的な対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で岡谷ジャンクションの事故防止の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には戸草ダム関連で3点、そして岡谷ジャンクションの事故防止について御質問をいただきました。

まず、新設ダム等に関する国への要望の対応方針についてという御質問でございます。

令和6年7月の天竜川水系河川整備計画の変更におきましては、近年の気候変動の影響を踏まえた河川流量の増大に対応できる洪水調節機能の強化が盛り込まれたところでございます。

国においては、今年度から、変更後の河川整備計画に基づき、事前放流等既存施設の活用を含めたダム機能増強や、新設ダムの必要性を検討する治水機能増強検討調査を実施しているところであり、県としては協力してきているところでございます。この検討調査には数年を要するというふうに言われておりますが、より効率的、効果的な対策の検討を進めるよう、国に対し要望しているところでございます。今後とも国の調査に協力するとともに、その検討を促していきたいと考えております。

続きまして、関係地域が一体となった国への要望活動を進めるべきと考えるかどうかという御質問でございます。

現在検討を進めております三峰川は、諏訪湖を含めた天竜川流域の治水対策上重要な河川であり、気候変動に伴う水災害の頻発化、激甚化を踏まえますと、早急な対策が必要であるというふうに認識しております。伊那市をはじめとする流域市町村から戸草ダム建設を求める声が強くあることは承知しており、県としても治水安全度を向上しなければならないという思いは

共有しているところでございます。

現在のところ、まずは国が実施している治水機能増強検討調査を着実に進めるよう求めているところであり、地域と一体となった要望活動については治水対策の方向性がある程度明らかになった段階で取り組んでいきたいと考えております。

戸草ダムの３点目ではありますが、建設に向けた取組の方向性を協議するための組織の立ち上げについて御提案いただきました。

天竜川は、改めて申し上げるまでもなく、ひとたび洪水が発生いたしますと大量の土砂が流出し、度々大きな災害を引き起こしてきたところでございます。近年においても、三峰川での堤防欠損被害や諏訪湖周辺の浸水被害等が発生してきているところであり、この治水対策の強化は、流域住民の皆様方にとって強い願い、悲願であるというふうに受け止めております。

県としては、天竜川本川や支川のさらなる河川整備やダムなどの洪水調節施設の整備を含め、効率的、効果的な対策が検討され、早期に治水安全度の向上が図られることが重要であるというふうに考えており、国に求めてきているところでございます。今後とも、地域の皆様方の思いに寄り添いつつ、国の検討状況等も見極めながら、組織の設置も含めて必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、岡谷ジャンクションの事故防止について御質問をいただきました。

岡谷高架橋リニューアル工事におきましては、交通事故の発生が続いたことから、関係者による検討の場を設けるよう私ども長野県からＮＥＸＣＯ中日本に働きかけさせていただき、昨年９月に、関東管区警察局、県警本部、ＮＥＸＣＯ中日本、そして私ども長野県によります事故対策検討会が設置されたところでございます。検討会におきましては、事故原因のほか、箇所別、時間別等の発生状況を分析した上で、事故対策について効果検証と改善策を継続的に検討してきているところでございます。

昨年秋の工事におきましては、第１回の検討会の意見も踏まえ、ＮＥＸＣＯ中日本において指向性スピーカーの追加設置やテレビコマーシャルによる啓発などのお取組をいただき、重大事故の防止には一定程度の効果があったものというふうに受け止めております。

ただ一方で、御質問にもございましたように、岡谷インターチェンジ合流部での錯綜による事故防止を目的として、規制開始位置を松本方面へ変更したことにより塩嶺トンネル付近での渋滞が増加し、事故件数も増となり、対策はいまだ十分ではないというふうに受け止めております。そのため、今年１月には第２回の検討会を開催し、次年度工事に向けて、塩嶺トンネル付近など事故多発箇所の現地特性や事故原因に応じた効果的な事故対策の検討を行っているところでございます。

また、私自身も、昨年４月に加えて、今年の２月にＮＥＸＣＯ中日本と懇談をした際に幹部

の皆様は直接交通事故の増加や渋滞に対する懸念を申し上げ、対策の徹底を求めさせていただいたところでございます。

この岡谷ジャンクションは、長野県にとりまして高速道路ネットワークの要であり、リニューアル工事は重要である一方で、交通事故の多発は、県民の皆様や本県を訪れていただく皆様の生命、財産に関わる重要な課題であります。今後とも問題意識を持って対応していきたいと考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）戸草ダム建設時の水力発電事業の実施についてお答えします。

企業局では、水力発電による再生可能エネルギーの供給拡大に取り組んでおり、これまでの10年間、全国の公営電気でも最大の9施設を建設、発電所数は建設部からの移管分を含め14から26か所と増加しています。

次年度から10年間の計画期間とする次期経営戦略でも10施設の新設を目指しており、県ゼロカーボン戦略における小水力発電増加目標の約4分の1を企業局発電所の新設・改修で賄う計画となっています。

こうした取組を進める上で、戸草ダムを利用した発電は、ダム工事との連携により効率的な発電所施設整備が可能。また、ダムの落差や貯水の有効活用により発電規模が確保しやすいなど、再エネの供給拡大に貢献できる点が期待されます。と同時に、物価や金利の上昇による建設費やダム建設に係る負担金の増加などによる経営面への影響を考慮することも必要と考えます。

ダム建設が具体化した際の発電事業については、ゼロカーボン実現に資する再エネ拡大への効果や、発電規模や工期、事業費等を踏まえた事業の採算性などの点を総合的に勘案、評価し検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）戸草ダムが完成した暁には、上・下伊那地域、諏訪湖の治水力が格段に向上いたします。早期に工事に着工できるよう、県として最大限の努力を改めて要望いたします。

長野道・中央道は、観光立県を目指す本県にとっては極めて重要な路線であります。岡谷ジャンクションの工事に係る事故が多発することが常態化し、長野県は危険なところとレッテルを貼られてはなりません。引き続き県においてはNEXCOと緊密な連携を取り、あらゆる対策を講じることを要望いたしまして、以上で質問の全てを終わりといたします。

○議長（依田明善君）次に、清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君） 公明党長野県議団、清水純子でございます。それでは質問させていただきます。

上田養護学校移転改築計画の検討状況についてお聞きいたします。

令和5年11月定例会で、私は、上田養護学校の学びの環境整備について、開校から40年以上が経過し、老朽化が進んでいること、児童生徒の増加により校舎が狭隘化していること、千曲川の浸水想定区域内に立地し、災害時の安全確保に課題があることを指摘し、移転改築を含めた抜本的な環境整備を求めたところであります。

教育長からは、教室不足などの狭隘化や施設の老朽化に加え、校地環境の安全性の観点から施設の移転を含めた対応が必要と認識しており、できるだけ早急に検討に着手していくとの答弁がありました。

そして、1年後の11月議会で、その後の検討についての質問に対し、改築をする場合の規模や内容、時期等について、関係機関への確認などを含め検討を重ねているとの答弁をいただきました。

そこで、伺います。

令和5年11月議会の一般質問で示した具体的な検討に着手するとの方針から2年2か月、現在どの段階まで進んでいるのか。新設移転を含めた整備の方向性は、建て替えなのか、移転なのか、あるいは段階整備なのか、どのような選択肢を想定しているのか。移転となった場合に、用地選定、基本方針、基本計画の策定はいつ頃までに行うスケジュールなのか、伺います。

上田養護学校の学びの環境整備は、単なる施設更新にとどめず、児童生徒の学びと命を守るとともに、特別支援教育の長野県の向き合い方を示す象徴的な事業であると考えております。これまでの検討の進捗をどのように評価しているのか。来年度は構想段階から実行段階へ踏み出すべきと考えますが、以上4点、教育長の所見を伺います。

ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業について伺います。

県は、令和6年度より、子育て中の方、障がいのある方、シニア、副業希望者といった多様な人材の労働参加と県内企業の人材不足解消のため、短時間勤務の求人をはじめとした多様な働き方ができる県内での求人の創出、普及を図ることを目的に、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業（長野ダイバーシティワーク）を行っております。この事業は、働き方や人材活用に課題を抱える県内企業に対して業務の切り出し等の取組を伴走支援し、多様で柔軟な働き方の導入を促進するとしております。

初めに、事業実施から2年を迎えますが、この間の実績と効果を伺います。また、事業の導入事例も併せてお聞かせいただければと思います。そして、いまだ続く県内企業の人材不足解

消と多様な人材の労働参加を促すため、2年間の事業の実績を踏まえて、令和8年度はどのように展開していくのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

令和5年4月より、長野県では、がん治療に伴う外見の変化に対しウィッグ等の購入費を助成するアピアランスケア助成事業を市町村と共に実施しております。制度のある市町村は現在68、令和5年度と6年度の2年間で1,422名の方が、治療と向き合う心理的負担を軽減し社会参加や就労を支えるこの事業により、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアへの助成を受けております。

しかし、この助成事業は、現在、がん患者に限られております。外見の変化による深刻な影響を受けているのはがん患者に限りません。昨年11月、知事に対し、公明党長野県本部女性局として、がん患者以外の脱毛症患者の方への対象拡充の要望を行わせていただきました。脱毛症患者は全国で100万から200万人と推定され、特に自己免疫疾患とされる脱毛症の子供は一定数の発症が推計されております。

思春期の子供にとって、見た目の問題は極めて大きく、成長過程における人格形成や社会性にも影響を及ぼしかねません。一方、子供用のウィッグは高額であり、成長に伴い買換えも必要になります。

外見の変化による苦痛は、原因の違いによって変わるものではないと考えます。アピアランスケア助成事業について、脱毛症、特に子供を対象に含める制度拡充を検討すべきと考えますが、公明党女性局の要望も踏まえての検討状況、そして対象の拡大についての見解を知事にお伺いいたします。

誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてお伺いします。

現在、多くの人が利用する施設には赤ちゃんに母乳やミルクをあげることができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについてはまだ一般の理解が進んでおりません。

長野県では、低出生体重児、リトルベビーとその母親たちを支援するためのリトルベビーハンドブックを作成していただきましたことに感謝いたします。リトルベビーは、出産予定より早く生まれる場合があり、体の機能が未発達のため、生まれた直後からしばらく入院しなくてはなりません。母親は入院中の子供に母乳を届けるために搾乳する必要がありますが、外出先で授乳室を一人で利用することへの社会の理解がまだ進んでいない実態があります。

ほかにも、自分で定期的に母乳を搾る必要のあった母親は、一人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに一人で何をしているんだと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳ができる場所の確保や周囲の理解などが課題になってお

ります。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すれば、痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があります。しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった女性の話も少なくありません。

WHOは、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では、企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も、女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在いたしますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

一昨年12月16日、参議院予算委員会では、公明党の佐々木さやか参議院議員が、国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載をするよう求めたところ、中野国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも、国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。女性が出産後安心して社会参加ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることは重要であると考えております。

そこで、伺います。

子育てへの支援をより充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。また、県が保有する施設の授乳室へ搾乳マークの併用をぜひしていただきたい。そして、さらなる拡大への着手もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 上田養護学校移転改築計画の検討状況についての御質問をいただきました。

上田養護学校の具体的な検討の進捗状況でございますが、令和6年度は、現地で建て替える場合について、ハザードマップや千曲川の治水状況を踏まえ、浸水想定に対応する校舎の構造等の技術的検討を行ったところでございます。あわせて、移転する場合については、上田市をはじめ関係機関と連携し、活用可能な施設、土地の情報収集を行い、現地建て替えと移転の両

面で比較検討の情報の蓄積を行ったところでございます。

令和7年2月には、保護者、学校評議員、地元市町村等から成る上田養護学校基本方針検討懇談会を立ち上げ、昨年中に2回開催し、現地建て替え、移転、それぞれの課題の整理を行いました。

令和8年2月10日の第3回目の検討懇談会では、移転を想定した場合、災害の危険性や通学の利便性の観点などから望ましい設置エリアや必要な校地面積などについて一定の整理を行ったところでございます。

上田養護学校の整備の方向性についてでございますが、これまでの検討懇談会において、現地建て替え、移転、段階整備についてそれぞれの課題の整理をしたところでございます。

現地建て替え及び段階整備については、狭隘な敷地であることに加え、浸水想定区域であるという課題がございます。一方、移転する場合は、相当な面積の用地が必要となるが、現在のところ適当な用地が見つからないという課題がございます。こうした課題を比較検討する中で、条件に見合う用地が確保できれば移転建て替えを有力な候補として検討しているところでございます。

続きまして、移転の場合の今後のスケジュールについてでございます。

移転となる場合には、民有地も含めた具体的な土地を想定した上で、その土地に関する規制や周辺環境の状況、取得可能性などに対する情報収集や調査を行っていくこととなり、土地の取得までには数年を要する見込みでございます。

設置場所の見通しが立った段階で、速やかに基本方針、基本設計の策定に着手することとなり、松本養護学校の整備の際にはこの作業に3年から4年程度を要したところでございます。ただし、これまでのノウハウの蓄積により、同様の作業期間は一定程度短縮が可能と考えております。いずれの案にいたしましても、できる限りスピード感を持って進めてまいります。

これまでの進捗状況の評価についてでございます。

昨年5月、私自身も現地を視察し、状況を直接確認した中で、早急に方向性を決定する必要があるとの認識に立ち、教育委員会全体の課題として対応を進めてきたところでございます。

長期間にわたり使用する学校について、その設置場所を含め様々な条件を踏まえて在り方を検討していくということは、ある程度の時間を要する作業でございます。これまでの情報の整理や検討懇談会での議論等の積み重ねにより、今後解決すべき課題がより明確になってきており、着実に前進しているものと認識しております。

来年度の取組の方向性でございますが、上田養護学校の校舎については、現在の状況を踏まえると、早期に方向性の道筋をつける必要があり、検討をさらに加速させていくことが必要であると考えております。来年度は、必要な条件を満たすエリアにおいて、関係機関等のより一

層の協力を得ながら、具体的な土地の調査を行うなど、できるだけ早期に設置場所の見通しがつくよう取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業について2件お尋ねをいただきました。

まず、実績、効果と導入事例についてです。

企業への伴走支援の実績につきましては、令和6年度はタクシー事業や情報通信業、卸売、小売業など10社を、今年度は建設業や農業をはじめ11社を支援しているところです。

業務の切り出し支援を通じて企業におけるノンコア業務の明確化や柔軟な働き方の創出につながった事例といたしましては、タクシー事業では、電話対応など正社員以外でも担えるノンコア業務を切り出すことができた。情報通信業では、コア業務の棚卸しを行い、在宅勤務や短時間勤務など働く時間を調整しやすい社内情報システムエンジニアの求人化が実現できた。卸・小売業では、専門知識を必要とせず短時間勤務も可能な請求書の仕分けなど軽易な経理業務の切り出しができたなどの効果が上がっております。

それを踏まえまして、事業の効果につきましては、切り出した短時間業務の求人について地域就労支援センターを通じて幅広く求職者へ紹介しており、これまでほとんど見られなかった求人への応募が徐々に増加し、女性やシニア層からの問合せが増えている。また、求人掲載から5日で応募があったなどの効果が生まれております。また、支援を受けた企業からは、業務切り出しの過程で仕事の属人化を解消できたといった声も寄せられているところです。

次に、2年間の事業実績を踏まえ、今後の展開についてです。

本事業を進める中で、企業の多くが多様な働き方の必要性を認識している一方で、業務の切り出しを行う際の通常業務に付加される負担が大きい。採用方針がフルタイムを前提としていることから、業務の切り出しによるパートタイム採用に消極的といった理由などにより導入に踏み切れない場合があることが分かってきました。

こうした状況を踏まえ、令和8年度においては、短時間勤務を実際に導入し成果を上げている企業にプレゼンしていただき、導入の手軽さや具体的な工夫を紹介するセミナーを開催。また、業務改善支援員が企業を訪問し導入に対して助言するなど、企業の懸念の払拭や導入のハードルを下げる取組を進めてまいります。

人手不足が続く中、企業の持続的な経営には、生産性向上の取組とともに、育児中の女性、シニア、障がい者など多様な人材が参画し活躍できる環境づくりが不可欠と考えています。県といたしましても、業務の切り出し等を通じた働く機会の提供により、人材確保の促進とともに、多様な人材が参画し活躍できる環境整備を、この事業を使いながら引き続き支援してまい

りたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはアピアランスケア助成事業の対象拡大に関する検討状況、そして見解についてという御質問をいただきました。

現在、県におきましては、がん患者の皆様の就労や社会参加促進のため、市町村が医療用補整具の購入費用を一部補助した場合にその経費の一部を支援する仕組みを設けていることは御質問にあったとおりでございます。一方、脱毛症などががん以外の疾患等に伴う外見上の変化については現行制度の対象とはさせていただいていないところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、アピアランスケアの趣旨に鑑みれば、がん患者以外の方々に対しても社会参加につながる支援は重要なことであるというふうに認識しております。特に、脱毛症などによる外見変化に悩む子供には、心理的負担の軽減の観点からも意義が大きいものというふうに考えております。

こうした認識の下、脱毛症等を抱える方への支援拡充の御要望を受け、県内市町村における取組状況や相談件数など調査をさせていただきました。支援の対象となり得る方の実態把握にはまだ至っていない市町村が多く、残念ながら十分な情報が得られなかったところでございます。

今後は、こうした状況を踏まえて、先行する他の自治体の取組を参考にしつつ、対象疾患や想定される対象者数など制度設計に必要な情報の把握に努めるとともに、特にこの事業の実施主体であります市町村に対しましては、県からその必要性等について問題提起を行わせていただきながら共に考えていきたいと思っております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には安心して搾乳できる環境づくりと県有施設の授乳室への搾乳マーク表示について御質問をいただきました。

子供や子育て世帯を社会全体で支える際には、生活全般へのきめ細やかな支援が必要です。出産後の女性の中には、低体重で出生した赤ちゃんが入院中、または出産後にすぐ職場復帰した等で定期的な搾乳が必要な場合がある中、外出先でも安心して搾乳できることは大変重要です。

昨年9月に改訂された国土交通省のバリアフリー整備ガイドラインでは、授乳室整備時の標準事項に搾乳が可能である旨を表示することを盛り込んだほか、神奈川県等では、授乳室に搾乳も可能であることを示すマークを掲示する取組が行われております。

今後、県では、授乳スペースを設けている子育て家庭優待パスポート協賛店やながの子育て

応援企業同盟の加盟企業等に授乳室で搾乳ができる旨を表示するよう働きかけたり、県ホームページ等で広報を行ってまいりたいと考えております。

また、県の率先実行はとても大切なため、県有施設の授乳室でも搾乳マークの表示等が進むよう、総務部をはじめ関係部局と相談、調整をしてまいります。

以上でございます。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）それぞれ御答弁いただきました。

上田養護学校の移転改築に関しては、繰り返しますけれども、支援を必要とする子供の学びを守り、そして安全を守るため、特別支援教育に対する長野県の向き合い方を示す大事な事業であると再度言わせていただきます。8年度はさらなる加速で実行段階に踏み出していただくことをぜひ期待しております。

多様な働き方創出事業でありますけれども、今はどこでも人手不足が課題であります。企業側の業務の棚卸しと合わせた切り出しによる求人方法の提案については、まだまだ企業の中にこの感覚、発想の転換が進んでいないと実感しております。この3年目になる事業の効果がしっかりと現場に行き届くよう、新たな業務切り出しによる人手の確保の仕方みたいなものを企業に浸透させていただきたい。そして、働く側に関しても、同じように、働き方へのマッチングとともに、新たな働き方がそこにあるというような発想の転換もさらに広げていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。

さきの衆議院選挙において、自民党、高市政権は圧勝という結果を収めました。私は、この結果を、これまでの未来に希望を見いだせなかった人々の思いの表れではないかと受け止めています。

失われた30年の中で、我慢を重ねてきたものの、将来の展望が見えない。先行きに不安を抱

えている中で、リスクを取ってでも未来に挑戦してほしい。そうした声の積み重ねがこの結果につながったのではないのでしょうか。掲げられた責任ある積極財政、そして自民党の公約に示された地方が日本の未来をつくるというメッセージは、まさにその期待の表れであると考えます。

私は、地方の現状についてこそ改めて根本的な問いを立てる必要があると考えています。地方は費用のかかるお荷物的な存在なののでしょうか。それとも、適切な投資を行えば発展し得る主体なののでしょうか。中小企業は支えなければ衰退するだけの存在なののでしょうか。長野県と同規模の人口を持つ国が世界には数多く存在し、成長しているのはなぜなのでしょうか。少子化や若者流出が続く中で、私たちは、いつの間にか、地域の将来は発展ではなく延命を前提に考えるようになっていないのでしょうか。

私は、地方には依然として大きな可能性があると考えています。昨年6月に東京一極集中の質問をしました。その後、半年にわたり財政構造や投資の推移を調査した結果、重要な事実が見えてきました。

人口減少の影響を除いた1人当たりのGDPの成長率、2012年から2022年の平均は、東京都は全国で37位、0.92%です。一方、地方平均は1.32%と東京を上回り、長野県も同水準の成長を遂げています。日本のGDPの約80%は地方で生み出され、過去10年の成長量の約75%も地方によるものです。

2024年には、首都圏から地方への本社移転が363社と過去最多を記録しています。それにもかかわらず、地方は衰退する存在であるかのような前提で議論され、投資は縮小し続けています。地方は決して成長していなかったのではなく、一定の成長を遂げてきたにもかかわらず、その成果が次の投資につながりにくい制度的構造が存在する可能性が見えてきました。

長野県のデータを見ると、過去20年で税収は1.4倍以上に増加しているにもかかわらず、実際に使える一般財源の増加は約20%にとどまっています。地方は、税収が増えても税収分の75%が地方交付税の減額によって相殺される仕組みになっているからです。

一方、不交付団体である東京は、増収分を100%政策に反映できます。地方の財源化率は25%、東京は100%、4倍の格差が制度として存在しています。この非対称性が地域間の投資余力の差を生み、東京一極集中を加速させてきた可能性があります。

つまり、成長していないから投資できないのではなく、成長していても投資できない構造があるのではないかと。地域の課題は、可能性がないことではなく、可能性が十分に発揮されない構造にあるのではないかと。これが私の提示する仮説です。

しかし、一方で、地方にはもう一つの壁があります。それは、地方には可能性がないのではないかという空気です。私は、これを衰退正常化バイアスと呼びたいと思います。衰退が続く

中で、それを当然のものとして受け入れてしまい、発展の選択肢そのものを見失ってしまう心理です。何百年も続いてきた地域がほぼ同時期に衰退することは、自然現象なのでしょうか。もし衰退するしかないという前提で無意識に受け入れているとすれば、それ自体が地域の可能性を狭めているのではないのでしょうか。このバイアスを取り除き、地域の潜在力を前提に政策を再設計することができれば、地方は日本全体の成長を支える主体となり得るはずです。延命ではなく発展へ。その転換点に立っているという認識の下、質問いたします。

阿部知事は、4期16年にわたり県政を担ってこられました。この間、税収やGDPなど経済指標には一定の改善が見られ、危機的な状況に陥ることもなく県政運営が行われてきたことは、非常に評価する事実です。しかし、若者の県外流出は続き、豊かになった、将来に希望が持てると感じている県民がどれほどいるのか。数字の改善と生活実感の乖離は率直に検証するべきではないでしょうか。

リーマンショック、東日本大震災、コロナ禍など危機的な対応の連続の中で、安定を守ることに重点が置かれた局面もあったと推察します。しかし、危機管理型の県政と発展設計型の県政は、本質的に異なります。将来を設計し、成長を前提に投資し、地域の可能性を拡張していくことが十分に行われてきたのか。4期16年は、一つの世代が育つ時間です。今まさに時代は縮小均衡から発展志向へ転換しつつあります。だからこそ過去の総括と未来への方向転換を明確に問う必要があります。16年間の県政運営を知事はどのように総括されているのでしょうか。

また、長野県の将来を見据え、次の成長段階へ押し上げる県政であったと評価されているのか。税収などの経済指標の改善と県民の実感に乖離があると思いますが、この要因をどのように分析し、今後どのように発展志向へ転換を図る考えなのか。阿部知事に伺います。

この30年、インフラの老朽化や中心市街地の空洞化が顕在化しています。背景には、投資の絶対量の減少があります。全国の地方の投資的経費は、1990年の27.2兆円から2020年には11.2兆円へと、30年間で59%減少しています。建設行政は、地域の将来像を形づくる重要な役割を担ってきましたが、今後は、維持更新ではなく、地域の資産価値や民間投資を呼び込む発展型の都市設計へ転換が求められてくるのではないのでしょうか。

この16年間の建設行政をどのように総括しているのでしょうか。地域の発展に十分寄与してきたと考えているのか。もし十分でなかったとすれば、その最大の要因は何か。投資水準の不足か。都市計画の発想や戦略の不足か。それとも制度的制約か。今後、維持更新型から地域価値向上型、発展型の投資へ転換する考えはあるのか。栗林建設部長に伺います。

長野県は森林県であり、県土の約8割を森林が占めています。林業、国土保全、水源涵養、CO₂吸収といった公益的機能に加え、産業としての可能性も有しています。しかし、現実には、山村地域では所得水準が伸び悩み、担い手不足や高齢化が進み、森林資源を十分に生かし

切れていない状況も見受けられます。林業を守る対象として支える政策は行われてきましたが、稼げる産業として発展させる戦略が十分であったのか、検証が必要ではないでしょうか。

そこで、この16年間の林業政策をどのように総括し、林業を持続的に稼げる産業へと転換できなかった要因をどう分析しているのでしょうか。また、今後どのような方向性で産業化を進めていく考えなのか。根橋林務部長に伺います。

長野県は、豊かな自然環境、四季折々の景観、歴史文化資源を有し、観光は地域経済を支える基幹産業の一つです。交流人口の拡大や地域ブランドの向上にも大きな貢献を果たしてきました。

一方、観光消費の伸び悩みや担い手不足などの課題も指摘されており、観光施策が補助金型の対応にとどまっていなかったか、世界水準の観光地を目指す中長期的な投資戦略が十分であったのか、検証が必要ではないかと考えています。

この16年の観光政策をどのように総括し、観光は、持続的に地域の所得の向上につながり、観光資源の豊富な地域が自立できる発展型産業へと転換できているのか。その課題と今後の戦略的投資の方向性について高橋観光スポーツ部長に伺います。

長野県の教育は、高い水準を維持し、多くの優秀な人材を育成してきました。しかし、一方で、若者の県外流出は続き、地域経済や産業の担い手不足も深刻化しています。地域で求められている人材は何か。将来の産業構造や地域発展を見据えた人材育成が十分に設計されてきたのか。改めて検証が必要ではないかと考えています。単に進学実績や学力向上だけでなく、地域の経済や産業と接続し、挑戦する力を育む教育、すなわち、産学官が連携し、教育委員会も主体的に関わる新しい学びの設計が求められているのではないのでしょうか。

これまでの教育政策は、地域の将来を見据えた人材育成につながっていると評価しているのでしょうか。また、産学官が連携し地域発展に必要な人材を育成する新たな教育設計へと転換する考えがあるのか。武田教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県政16年間の総括と未来への方向転換ということで、この県政をどのように総括しているのか等の御質問をいただきました。

16年という御質問をいただきましたので、私も16年前に思いを致して振り返らせていただきました。ちょうど16年前、この県庁舎で立候補表明させていただいたわけであります。御質問の中にも可能性という話がありましたが、私としては、長野県の大いなる可能性を生かしている、そういう思いで立候補の決意を固めさせていただき、立候補表明させていただきました。

そのときの言葉は、以下のような形で締めくくっております。

私は、信州で授かった子の父親としての責任感と優しさを持って、信州の可能性と伝統ある自治の力を信じる一市民としての情熱を持って、地方自治の専門家としての志とわざを持って、いかなる政党にも属さず、特定の組織や団体に依存することなく、市町村やNPO、企業、そして県民一人一人の幅広い御協力をいただきながら、県政に誠心誠意全力で取り組むことを誓いますというふうに述べさせていただきました。知事就任以来この誓いを守り、県民の皆様の幸せ実現のため、全身全霊、全力で県政に取り組んできたところでございます。

もとより、この間、長野県は様々な災害やコロナ禍などの危機に遭遇しましたが、冒頭で申し上げたように、私は、常に、長野県の可能性を何とか生かそう、前向きに発展させていこう、そういう思いで県政に向き合ってきたところでございます。

この私どもの取組は、最終的には県民の皆様方が評価されることになるというふうに思いますが、これまでの様々な分野での取組は県職員にも頑張ってもらいました。一定程度の御評価をいただけるものではないかなというふうに思っておりますし、幸福度ランキングや移住希望地ランキング等で、長野県はおかげさまで常に上位に位置する県となっております。これは、県議会の皆様方をはじめ、多くの県民の皆様方の御尽力、そして県政への御支援のたまものだというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

そうした中で、次の成長段階に押し上げる県政であったと評価しているかという御質問でございます。

県政運営に当たりましては、今申し上げたように、長野県の可能性を生かすという観点を常に念頭に置きながら取り組んでまいりました。しあわせ信州創造プラン1.0では「貢献」と「自立」の経済構造への転換、また、2.0では産業の生産性が高い県づくり、3.0では創造的で強靱な産業の発展を支援する、こうした方針を掲げて産業政策を中心に取組を進めてきました。

具体的には、例えば、航空機産業振興ビジョンや医療機器産業振興ビジョンの策定、さらにはしあわせ信州食品開発センターの開設等食品製造業の振興、信州ITバレー構想の推進、長野県産業振興機構の設立や信州ワインバレー構想の推進、そして、人材育成面では、長野県立大学の設置をはじめとする高等教育の振興など様々な産業政策や人材の確保育成に取り組み、未来につながる次世代産業、成長産業の育成、振興に努めてまいりました。

また、経済指標と県民の実感との乖離の要因と今後の方向性という御質問をいただきました。経済指標が良好であっても県民の皆様方の実感が伴わない要因は幾つか考えられると思います。

まず、いわゆる経済指標、県内総生産、家計可処分所得、これらは、言わば総量であったり平均で示されるものであります。お一人お一人の県民の皆様方の実感とは必ずしも結びつかない側面があるというふうに思います。

また、近年では、エネルギーや食料品価格の上昇に賃金がなかなか追いつかないという状況で、実質賃金が伸びてこないということも大きな要因だというふうに思っております。

加えて、生活実感は、現在の所得だけではなく、将来への不安にも強く影響されるというふうに言われております。例えば、医療・介護や教育費の負担など、将来への不安、老後の不安、こうしたことも影響しているものというふうに受け止めております。

そのため、今後は、危機管理投資と成長投資による強い経済の実現を目指すという国の成長戦略も踏まえ、企業や地域の稼ぐ力の一層の向上に取り組むとともに、実質賃金が上昇していくための賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進をはじめとする中小企業支援に一層取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育・子育てに関する負担軽減等による家計可処分所得の向上、医療・介護の充実による老後の安心確保などにも力を入れ、県民の皆様々に真に豊かさを実感いただくことができるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には16年間の建設行政の総括についてのお尋ねでございます。

この16年間の本県の建設行政は、気候変動により激甚化、頻発化する自然災害への対応や、進行が集中するインフラの老朽化対策など、限られた予算の中で時代の要請を踏まえた未来への投資を着実に進め、県民の生命と暮らしを守るとともに、地域の発展に一定の成果を上げてきたものと考えております。

一方で、人口減少や社会構造の変化が進む中、地域が抱える課題は複雑化しており、社会資本整備が地域の発展にどのように寄与すべきかしっかり考えていく必要があると感じております。

例えば、本県のまちづくりでは、都市の個性と質や価値に着目し、中長期的に持続可能な都市の再生を進めていくことが重要との認識の下、「歩きたくなるまちづくり」など地域の価値向上につながる施策を市町村と共に進めているところであります。

建設行政は、地域の安全・安心を守るだけでなく、未来を切り開く原動力となるものです。今後も、地域資源を最大限に生かしながら、持続可能で県民の皆様が将来にわたり希望を持てる県土づくりを着実に進めてまいります。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には16年間の林業政策の総括についての御質問を頂戴しております。

この16年間、手入れ不足によります森林の荒廃を防ぐため、森林づくり県民税を活用いたし

まして、里山を中心に間伐を進め、森林の健全化と資源量の増加を確かなものとしてまいりました。

あわせまして、木材の本格的な利用期に備えまして、林業先進国オーストリアの技術導入、また、首都圏の木造ビルへの県産材の供給、バイオマス利用の拡大等に取り組みまして、育てる林業から稼げる林業への移行基盤を整えてまいりました。

一方で、主伐・再造林への本格転換は緒に就いた段階でございます。主伐へ大きくかじを切ることに対する事業者が抱える不安の解消、また、川上と川下の連携によります計画的、安定的な供給体制の構築など、解決すべき課題が残っているものと認識しております。

県内には、高い生産性と収益性を実現し、厚生労働省が公表する長野県の平均年収約479万円を上回る給与を支給している林業事業体もございます。こうした収益が上がる取組につきましては、成功事例の共有、普及を進め、他の事業体への採用を促すとともに、主伐・再造林の本格化、さらには住宅・非住宅分野におけます県産材利用の一層の拡大を一体的に推進いたしまして、業界全体に稼げる林業を広げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には16年間の観光政策の総括、課題と今後の方向性についてお尋ねをいただきました。

長野冬季オリンピック以降、レジャーの多様化や長引く景気低迷の影響等により、本県の観光産業は長期的な縮小傾向にありました。こうした状況の中、県では、世界水準の山岳高原観光地づくりの推進を掲げ、一過性のイベントにとどまらない持続可能な観光地域づくり、アウトドアなどの長野県の強みを生かしたプロモーション、欧米豪を中心とした高付加価値旅行市場の開拓など、量から質への転換を重視した観光振興に取り組んでまいりました。その結果、冬季を中心としたインバウンド需要の拡大などの追い風も受けながら、令和6年の観光消費額は統計開始以降最大の1兆47億円に達し、地域経済に与える影響は着実に高まってきております。

その一方で、国内人口の減少や若者の車離れ、団体旅行から個人旅行へのシフトなど、観光を取り巻く状況が変化する中で、交通アクセスの不便さ、経営力を持った人材の不足、バブル期に整備された宿泊・観光施設の老朽化といった課題が顕在化しております。

このため、デジタル化やグローバル化など時代の潮流を捉えながら、観光を支える人材と施設への投資を進め、地域の稼ぐ力を一層高めるとともに、国内外に負けない魅力ある観光地づくりを加速していくことが急務と考えております。

今後、県としては、新たに導入する宿泊税も活用して、観光地経営を担う人材育成をはじめ、

宿泊施設の生産性向上に向けたD X投資・高付加価値化への支援や主要駅と観光地とを結ぶ二次交通の充実、宿泊施設集積地の観光まちづくりなどを重点的に進め、国内外から選ばれ、地域経済の発展に貢献する観光地の実現に取り組んでまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）地域の将来を見据えた人材育成についての御質問でございます。

南北に長く谷が深い本県は、それぞれの地域にそれぞれの教育文化があり、地域に密着した特色ある教育実践が行われてきました。

一方、昭和末期から平成初期、大学進学率の低さから、学力低下を不安視する県民の声があり、高校においては学力向上と進学率が関心事となってきたことも事実でございます。また、小中学校においては、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年以降、学力向上に力を入れてきた傾向にあります。

議員御指摘のとおり、人口減少が進み、少子化が顕著な現在、学力向上と併せて地域の将来を担う人材を育成する教育が求められていると考えております。ウェルビーイング実践校T O C O-T O N（トコトン）では、地域と連携し、地域に学ぶ教育実践を一つの目標としており、高校の特色化の推進においても、産学官が連携し、地域の担い手を育成しようとする高校が多くございます。

これからの学校教育は、地域の多くの関係者と連携し、この美しい自然と人間味あふれる人々が暮らす信州を支え、発展させていく人材を育てていく取組をさらに進めていく必要があると考えているところでございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）答弁をいただきました。今回の質問は、批判するものでもなく、今現実に時代が転換しようとしていると思います。その中で、過去の検証はどうしても必要であり、今までの方法でよかったのか、これからの未来の長野県をつくるのに新しい方向性が必要ではないかという質問でございます。御丁寧に答弁いただきました。

これまで、各分野の検証を問いましたが、個別政策の積み重ねだけでは説明できないより大きな構造的な課題があります。地方は一定の成長を遂げてきたにもかかわらず、投資的経費は長期的に減少し、成長を次の投資に結びつける仕組みが機能してこなかった可能性があります。国の財政構造が県の裁量や成長戦略に影響を与えてきた側面も否定できません。発展を前提とした大きな投資よりも、安定や維持を優先する設計になっていなかったか。財政制度と補助金制度の双方の観点から順に伺います。

地方交付税制度をはじめとする国の財政制度が、県の投資的経費や発展戦略の自由度にどの

ような影響を与えてきたと分析しているのか。また、この制度の下で、成長を次の投資につなげることが困難となる構造があると認識しているのか。見解を伺います。

国の補助金や交付金は、重要な財源である一方、使途があらかじめ定められていることから、地域の実情に応じた柔軟な投資判断を難しくしている側面があります。

ここで、一つの矛盾を指摘したいと思います。

国の話ですが、日本政府は、途上国へのODA（政府開発援助）として年間約2兆円を成長への投資として拠出し続けています。一方で、1人当たりのGDP成長率が東京を上回り、日本のGDPの約80%を生み出している国内の地方への投資は、維持コストとして削減してきました。成長実績のある国内地方への投資を抑制し、未実績の途上国への投資をするという二重基準は、経済合理性の観点から問い直す必要があります。

また、国際的に見ると、長野県の人口約200万人、GDP約9兆円は、エストニアの人口133万人、GDP約4.5兆円と比べますと、規模では長野県が上回ります。しかし、エストニアは、独自の税制、産業政策、教育政策により、年率4～6%の成長を実現しています。長野県との差は、能力ではなく、制度的な裁量権の差ではないでしょうか。

国の補助金や交付金は重要な財源である一方、使途や事業内容があらかじめ定められていることから、地域の実情に応じた柔軟な投資判断を難しくしている側面もあるのではないかと考えます。これらの制度が県独自の発展戦略の形成にどのように制約を与えてきたと分析しているのか。また、県の裁量で方向転換できる余地があると考えているのか、伺います。

私は、もう一つ、より本質的な課題があるのではないかと感じています。政策が県民の心の向きを十分に見てきたかという点です。

補助金や支援政策は必要です。しかし、それが長期的に働く人や事業者の誇りや主体性を高める設計になっていたのか。それとも、支えられる側という意識を固定していなかったのか。検証が必要だと思います。

例えば、少子化対策。前向きな思いで家庭を築こうとする方への支援と、結婚を諦めかけている方の心を前向きに戻す支援では、設計思想は異なります。弱者支援においても、自立を目指して挑戦する人への支援と限界まで追い込まれている人への支援では、政策の設計思想は異なるはずです。

これまでの政策は、制度や数字に目を向けてきましたが、県民の心が前向きなのか、後ろ向きなのかという視点は十分だったのでしょうか。発展とは、制度だけで生まれるものではありません。挑戦しようとする心があってこそ生まれるものです。これまでの県政は、県民の心が前向きなのか、後ろ向きなのか、その心の向きまで踏まえた政策になってきたと評価しているのか。今後、政策を、支えられる側という意識を固定する後ろ向きなものから、誇りや主体性

を高める前向きな方向へ転換する考えがあるか、伺います。

長野県の発展に本当に必要なものは何でしょうか。まず必要なのは、過去の検証です。削減の流れの中で削り過ぎたものはなかったのか。本来投資すべき分野に適切に投資してきたと言えるのか。それができなかった理由は何だったのか。国の方針に縛られていたのか。財源が不足していたのか。それとも優先順位や設計思想が問題だったのか。これらを率直に総括しなければ、未来への転換は描けません。

その上で必要なのは、単なる制度改正ではなく、職員や県民一人一人が自らの地域の可能性を見だし、国や制度の制約があつたとしてもその枠を突破しようとする姿勢ではないでしょうか。長野県らしい独自の政策を進めるために必要なのは、地域への誇り、自らの仕事への誇り、そして発展への確信だと私は考えています。

長野県の発展に向け、これまでの投資や政策の優先順位をどのように総括し、財源などの制約の要因をどう整理した上で、職員や県民が地域の可能性を信じて挑戦できる長野県らしい政策へと方向転換していく考えがあるか、伺います。以上4点、阿部知事、よろしくお願いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 4点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、地方交付税制度などによる県の政策形成への影響、認識についてという御質問でございます。

地方財政の中心的な仕組みであります地方交付税制度は、どの地域に住む国民の皆さん、住民の皆さんにも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する。また、財政調整、財源が豊かなところとそうではないところの調整をするという仕組みでありまして、地方団体の安定的な行財政運営を確保するとともに、全国の均衡ある発展に寄与してきたものというふうに受け止めております。

戦後、日本が高度経済成長を遂げてきたのは、ある意味地方がいろいろな努力、インフラ整備であつたり、公共施設の整備であつたり、さらには福祉等の行政サービスであつたり、こうしたものを充実発展させてきたからだというふうに私は思っておりますが、そうしたものを財政的に支えてきたのがこの交付税制度だというふうに考えています。国の様々な補助金等と相まって、この地方交付税制度が日本の発展に果たしてきた役割は大変大きいものがあるというふうに思っております。

他方で、この交付税制度は、その制度上、御指摘のとおり、県税収入が増加すれば一定割合の一般財源がその分完全に増加しないで調整されるという仕組みになっております。この点については、実は平成15年からいわゆる道府県分の基準税率が見直されています。税収確保のイ

ンセンティブを強化するといったようなことを狙いとして、従来100分の80だった基準税率が100分の75ということで、留保財源が増える改正がされています。これは、地方の努力を反映できるようにしようという方向性で改正されたところであります。

また、日本の交付税制度は、国と地方の間の垂直調整だけを行う制度になっていますが、世界の地方財政調整制度を見ますと、国と地方の垂直調整だけでなく、自治体間の水平調整を行っている国もございます。

そういう意味では、この地方交付税制度の在り方というものも、議員の御指摘にありましたように、所与の前提で全く何も動かせないというものではなく、私も社会の基本設計のアップデートが必要だというふうにいろいろ申し上げてきておりますけれども、今後、こうした点も含めて財政の在り方が深く検討されることが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

続いて、補助金等による県の政策形成への制約等について御質問をいただきました。

これも、今申し上げたように、交付税制度と相まって、戦後、特に人口急増し、産業がどんどん発展していく局面でありました。日本全国至るところで均質の教育が行われ、道路をはじめとするインフラ整備が行われるという局面で、非常に適切に有効に機能してきた仕組みであるというふうに思います。

ただ、今、地域の特性を踏まえた独自の施策を進めていこうという際には、国の縛りが厳しくて、使途が細かく定められているので使いづらいという側面も正直あります。そういう意味で、この補助金の在り方というものは、今後とも常に見直されていかなければいけないと思います。

交付金についても言及いただきましたけれども、交付金については、補助金に比べると自由度が高く、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能ではありますが、これも国からの財源ということで、やはり国の政策、予算に左右される側面がどうしても出てまいります。地域が主体的に施策を展開していくためには、やはり使途が制限されない一般財源、とりわけ税をはじめとする自主財源の確保が重要だというふうに考えております。そのため、産業振興等を通じた税源涵養に一層取り組むとともに、今、国と地方の税收割合と歳出割合はある意味逆転していますので、できるだけ歳出するところで課税して税を頂くというような仕組みに転換することができるよう、国、地方間の税財源配分の在り方を今後見直すことが必要だというふうに思っています。

いずれにしても、国民生活をしっかり支えているのは我々都道府県、市町村でありますので、そういう自負を持ちながら、この地方財源の充実に向けて一層努力をしていきたいと思っております。

続いて、心の向きまで踏まえた政策設計がなされているのかという御質問でございます。

心の向きという観点はまだ意識をしていない部分が正直あります。ただ、御質問の趣旨に合っているかどうかというところではありますが、やはり積極的に取り組むところと守るところは常に両面意識をしながら取り組んできたところでございます。

例えば、前向きに取り組んでいこうという県民、事業者の皆様方に対しては、その挑戦を後押しし、取組のインセンティブとなるような支援を。また、前進することよりもむしろ現状維持、あるいは現状維持すら困難な県民、事業者の皆様方など真に困っている方々に対しては、セーフティーネット的な対応、あるいは福祉的な支援、こうしたことに努めてきたところでございます。

今回の暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策は、まさに「守り」と「創る」というふうに対になっているわけでありますけれども、成長投資等による経済構造の転換については主として前向きな取組を、また、暮らしを守る物価高騰対策につきましては主としてセーフティーネットや福祉的支援を中心に据えさせていただいたところでございます。

もとより、今のような時代の大転換期に当たりましては、御質問の趣旨にもありましたように、前向きな挑戦をしていかなければいけない時代だというふうに考えております。また、本県は、信州の気性に富んだ前向きに挑戦しようという方々が多い地域だというふうに認識をしております。そのため、今後とも県民・事業者の皆様方の誇りや主体性をできるだけ尊重しながら、未来に向けて前進していただけるような政策づくりに意を用いていきたいと考えております。

最後に、これまでの投資や政策の優先順位をどう総括するかという御質問をいただきました。

これまで、県議会の皆様方にもお認めいただいた3次にわたる総合計画を踏まえ、県民の皆様様の確かな暮らしを守ることに力を注いでまいりました。特に、県土強靱化や気候危機対策、人口減少対策など、長期的な視点を常にとって政策推進を図る一方、災害やコロナなどの危機事象や緊急的な経済対策等にも機動的に対応してきたところでございます。

政策推進に当たっては、限られた財源の中で最大の効果を上げることができるよう、その時々、社会経済情勢等を踏まえて優先順位をつけてまいりました。長野県の強みを生かした政策を一層進めていくためには、自主財源の脆弱性や国への財源依存などを克服していくことが必要だというふうに考えております。そのため、産業振興等を通じた税収の確保や地方への権限移譲、そしてそれに見合った地方財源の充実などを引き続き国に求めていきたいと考えております。

また、職員や県民が地域の可能性を信じて挑戦できる長野県らしい政策に転換するかという御質問でございます。

まず、職員であります、責任、協力、挑戦、この三つが行政経営理念に掲げたバリューであり、県職員の行動指針でございます。今後とも挑戦を奨励し、失敗を許容する県の組織風土改革に取り組んでまいります。

また、県民の皆様方の挑戦を様々な形で後押しをしてまいります。これまでも、産業面では企業のグローバル展開や新分野への進出を支援するとともに、スタートアップ支援にも力を入れてまいりました。また、つばさプロジェクトや県独自の給付型奨学金制度など、学生、生徒の挑戦も応援してまいりました。

信州の気性に富んだ本県において、県民、事業者、そして県職員の未来に向けた様々な挑戦を県としてしっかり応援してまいります。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君） 衰退正常化バイアス、職員さんともそうですが、いろいろな人たちと夢みたいなことを語ると、お金がない、法律が邪魔してできない、制度的にできない、そんな話が出てきます。本来、まず夢を語るべきである部分もあるかと思います。多くの方が衰退正常化バイアスにかかっているような気がしています。これを取り払って、自分たちの町、長野県に、本気になって可能性がある、そして、そこで知恵を出し合う人たちが増えることこそ長野県のこれからの発展につながると思っております。

高市政権が掲げる責任ある積極財政と地方が日本の未来をつくるという方向性は、長野県にとって大きな機会であると考えます。国が新たに進める政策の流れに遅れることなく、今こそ衰退を当然のものとして受け入れてしまう衰退正常化バイアスを取り除き、知事をはじめ職員の皆様方が一丸となって、県民が将来に希望を持てる長野県を築いていただきたいと強く願うものであります。

以上を申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） 市町村が策定した地域計画では、先ほど佐藤議員からも同様の質問がありましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、10年後には約35%の農地の利用が未定または今後検討中であることが判明いたしました。こうした状況を解消するためには、新たな担い手として、企業に長野県に来て農業に取り組んでもらえるよう、他県との差別化を図る取組が必要と考えていますが、いかがでしょうか。村山農政部長にお伺いいたします。

担い手が減少し、耕作放棄地の増加が懸念される中で、農業に観光的な視点を取り入れるなど、農業と他業種との連携による取組が県内外で行われています。

例えば、日本における農業分野の動物福祉政策は、主に産業動物、家畜を対象としており、農林世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関で我が国も加盟しています国際獣疫事務局、W O A H の勧告において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう」と定義されています。

アニマルウェルフェアについては、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、農林水産省は、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めています。

また、ペット、伴侶動物を飼う方が多くなり、安心して食べられる食材を飼い主と楽しみながら生産し、いずれは加工品として自家消費ができるような農地利用を行っている事例もあります。農地の有効活用に向け、このような新たな視点による取組が重要と考えていますが、村山農政部長にお伺いいたします。

農業経営の安定化を図るためには、海外市場の開拓も重要であり、特に越境 E C プラットフォームの中で、ある会社は、北米、中南米、欧州をはじめ18か国で展開、35か国で利用可能であり、多国展開も視野に入れると比較的取り組みやすいプラットフォームと言えます。なお、初めて海外アマゾン販売に取り組む企業は、市場が大きく規制面からもハードルが低いと言われる米国から挑戦するケースが多くなっています。

このような海外向けの E C サイトを通じて海外の市場を開拓する動きが広がりを見せている一方で、こうした E C サイトを通じての販路拡大は農家にとって参入のハードルが高いことが課題となっています。本県の農産物は、国外からも高い評価を受けていることから、例えば、海外向け E C サイト運営事業者と県内農家とのマッチングを支援する仕組みを構築することで、農業所得の向上に加え、農産物のブランド力強化にもつながるとともに、不耕作地の解消にもつながるということも考えられます。

こうした E C サイトの例をはじめ、農産物の需要がしっかりと確保されれば、生産も継続され、農地も守られると考えます。国内の人口が減少する中、海外市場の確保がますます重要であると考えていますが、本県の県産農産物の輸出の促進に向けた取組について村山農政部長にお伺いいたします。

農業は、農作物をつくって消費者に届ける役割とのイメージが強いですが、実際には多様な側面があり、農業に関わることで作り手のウェルビーイングが実現することになります。特に、太陽の下で土に触れて、植物が成長する姿を目の当たりにすることで、心理的ストレスの軽減や自己肯定感の向上といった効果が見られることも報告されています。農作業に取り組む前後のストレス変化をその場で測定する研究や検査ツール等によって、農作業による心身の健

康増進効果が報告されています。農作業の前後でのストレス緩和の程度や、特定の作業に対する個人の得意、不得意によるストレス値の違いも測ることができるそうです。

農業には、種をまくことから農作物を販売するまで100の仕事があり、全てをこなす必要があることが百姓という表現の由来だという説があります。とはいえ、現在の農業では、100の仕事を全ての農業者が実施する必要はないと考えています。例えば、生産品目の選定や生産計画の作成は、まさに経営者である農業者が行うべきであり、種まき、水やり、雑草除去などはアウトソーシングが可能な作業であります。

障がい者には、様々な特性があります。例えば、一つの作業に並々ならぬ集中力を発揮し、長時間同じ完成度で高い集中力で作業を継続できるといった、言ってみれば才能を持った方も存在します。100の仕事のうち一部を特定の才能を持つ方々に支援してもらうことで農業経営の効率化が進み、農業者は経営に専念できるようになります。こういった背景から、農福連携という取組を農林水産省としても重視しています。

持続可能な農業を推進していくためには、こうした農福連携による取組が必要です。農業の担い手不足の解消につながるだけでなく、障がい者等の生きづらさを抱える方々にとって、個々の特性を生かすことができる充実感や達成感を得ながら経済的自立につながる取組であると考えますが、農福連携の現状と、今後さらに広げていくための取組の方向性について村山農政部長にお伺いいたします。

8割社会と言われる中で、国の経済対策等を活用し、策定されました「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」について、今般、令和8年度当初予算を含めた第三弾として更新されましたが、第三弾の主な事業はどのようなものか。こういった観点に力点を置いたのか。田中産業政策監にお伺いいたします。

大都市から若者を呼び込むためには住まいの確保が必要であり、特に、移住を希望する若い世代には、手頃な価格で住むことができる中古住宅や戸建ての賃貸住宅が人気であります、流通している物件が少ない状況です。

超高齢化社会に突入した今、独り暮らしの高齢者の問題が年々深刻化しており、令和4年版高齢社会白書によりますと、65歳以上の高齢者の世帯は2,558万4,000世帯で、全世帯5,178万5,000世帯のうちの49.4%を占めることが分かっています。そのうち65歳以上の独り暮らしの世帯は増加傾向にあり、2020年時点で671万7,000世帯、高齢者世帯のうち22.1%を占めています。

この傾向は今後も続くと見込まれ、2040年には896万3,000世帯となり、高齢者世帯の24.5%が独り暮らし高齢者となると推定されています。つまり、高齢者世帯の4世帯に1世帯が独り暮らしとなる計算です。住居費は、持家か賃貸かによって大きく異なりますが、内閣府による

と、65歳以上の独り暮らし高齢者の持家率は66.2%です。

一方で、地域では相続などにより空き家が増加していますが、特に高齢化が進んでいる中山間地などにおいては、今後ますます空き家の増加が懸念されることから、空き家になる前の取組が必要と考えます。空き家対策の現状と、空き家になる前に次の世代につなぐための今後の取組について栗林建設部長にお伺いいたします。

人口減少に歯止めをかけ、長野県が今後発展していくためには、若者をはじめとする大都市圏に暮らす人々を県に呼び込む必要があると考えますが、今後の取組について中村企画振興部長にお伺いいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には4件御質問をいただきました。

初めに、農業への企業誘致における他県との差別化についてでございます。

農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、産地を維持していくためには、企業の誘致も担い手確保の一つの手段として捉えており、誘致に当たっては、本県の強みを最大限に生かし、他県との差別化を図ることが必要と考えております。

本県は、高温傾向が続く中でも、冷涼な気候を生かした高品質な農作物の生産が可能であること。標高差が大きく県内各地で多様な農作物が生産できること。3大消費地へバランスよくアクセスできる立地条件であることなど、他県にはない強みを有しております。

新年度は、地域計画に基づく地域の合意形成を経た上で、企業が活用できるまとまった農地などの情報を記載した農地カルテを新たに整備し、本県が持つ強みを組み合わせた積極的な企業誘致を進めてまいります。

続きまして、新たな視点による農地の有効活用の取組に対する考えについてでございます。

農地を遊休化させないよう有効に活用し続けるためには、従来のように農業者主体の取組だけでなく、他業種のポテンシャルやアイデアなどを農業に生かし、連携する取組も重要であると考えております。

現在、県内においては、棚田の米生産活動に企業が参画する地域貢献活動、菜の花やヒマワリなど景観作物を活用した観光誘客、食品企業が原材料確保の農場と加工工場、レストランを一体化した農業、工業、観光の連携など、他業種の多角的な視点を生かした農地利用の事例があります。

これらの取組は、農地の有効活用だけでなく、地域の活性化にもつながることから、今後も市町村やJAなどとも情報共有を行いまして、新たな視点を取り入れた農地の有効活用を支援してまいります。

続きまして、県産農産物の輸出促進に向けた取組についてでございます。

県では、信州未来共創戦略の中で、世界を視野に付加価値労働生産性を高めるとして、部局連携の下、2030年の県産農産物輸出額30億円を目指す旗とし、輸出拡大を図っております。

具体的には、海外需要が高いブドウや花卉、安定した品質が評価されている米を重点品目に設定し、バイヤーの招聘や現地でのプロモーションを積極的に実施するとともに、重点輸出先の台湾、香港、シンガポールに輸出支援員を配置し、海外から評価の高い農産物やその加工品を含め、取引の拡大を進めております。

また、本県の特徴として、県やJAグループ、卸売市場、輸出事業者等で組織する長野県農産物等輸出事業者協議会において輸出のノウハウを学ぶセミナー、海外実需と農業者を結ぶ相談会、輸出先国での販売促進活動と渡航費の支援などによる個々の農業者への支援にも取り組んでいるところでございます。

今後も、海外マーケットの動向を的確に捉えながら、輸出を着実に促進し、農業者の所得向上を図ってまいります。

最後に、農福連携の現状と今後の拡大に向けた取組の方向性についてでございます。

県では、労働力が不足する農業者と障がいのある方の働く場の確保を目指す障がい者就労施設の双方に対してマッチングや実践的な助言を行うことにより、農福連携の理解促進と取組拡大を進めてまいりました。

県内では、農福連携に取り組む団体等の数は、令和6年度末時点で、農業経営体が127、障がい者就労施設が204と、いずれも5年前の令和元年度のおよそ2倍にまで拡大し、着実な広がりを見せています。今後、この取組をさらに広げていくためには、より多くの県民の皆さんに農福連携の意義を理解していただき、生産された農畜産物等を購入する行動等につなげていく必要があると考えております。このため、県ホームページ、SNSによる情報発信やPRイベントの開催など、県民の皆さんの理解醸成のための取組を健康福祉部と連携して積極的に進め、社会的な認知度をさらに高めながら農福連携の取組拡大につなげてまいります。

以上でございます。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には総合経済対策予算第三弾の主な事業と取りまとめの観点についてのお尋ねでございます。

総合経済対策に係る予算第三弾では、将来の社会構造の変化も見据え、中長期的な観点から取り組む必要のある家計の負担軽減等の暮らしを守り支える仕組みへの転換や、県内経済の構造転換を促進し、持続的な成長を実現するための未来に向けた投資などに力点を置いて取りまとめ、331億円余を計上したところでございます。

その主な具体的な事業としましては、家計可処分所得の向上を図るため、高等学校等就学支

援金の収入要件の撤廃と支給上限額の引上げや、低所得世帯・多子世帯を対象とした3歳未満児の保育料の軽減のほか、賃上げ環境整備のための中小企業の生産性向上に資する設備投資等への支援などを盛り込んだところです。

さらに、未来に向けた投資として、宇宙分野の研究開発支援の強化等を通じた企業の技術力向上をはじめ、投資会社との連携を通じたスタートアップの誘致・創出や、売上高10億円突破を目指す企業への総合的な支援などに取り組んでまいります。

これらの事業を第一弾、第二弾予算と一体的に展開するとともに、迅速な執行に努め、政策効果が早期に発現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には空き家対策の現状と今後の取組について御質問をいただきました。

令和5年の住宅・土地統計調査によりますと、県内の空き家は20万9,000戸あり、このうち賃貸・売却用として流通している空き家や別荘を除くと9万2,000戸と、前回5年前の調査から8,000戸増加している状況であります。

県では、市町村が実施する空き家相談会に司法書士や宅地建物取引士などを派遣し、相談者の疑問に専門的なアドバイスを行うなど、空き家対策の主体となる市町村を支援しているところです。

また、高齢化により、今後は相続や施設への住み替えが進み、さらなる空き家の増加が懸念されます。今年度開催した司法書士などの専門家で構成される検討会議では、住宅の所有者に対して、空き家化のリスクや相続・信託など各制度の認知度を上げることが重要との御意見をいただいたところです。

これらを踏まえ、今後は、関係団体と連携したセミナーや相談会の開催を通じて、今住んでいる住宅を空き家にしないという意識を醸成するなど、空き家になる前に次の世代につなげる取組を進めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には大都市圏から人々を呼び込むための今後の取組について御質問をいただきました。

県では、今年度、移住・関係人口創出促進に向け、首都圏の移住相談体制の強化、仕事と暮らしを一体的に発信するイベントの拡大、信州ワーキングホリデーによる移住・二地域居住体験の提供等を実施してきました。この結果、移住したい都道府県ランキングでは20年連続1位

を獲得するなど、移住先としての評価は着実に高まっています。

また、日本全体でも人口が減少する中、複数の地域に関わる二地域居住が注目されており、本県は、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームで共同代表を務めるほか、全国で初めて二地域居住に関する県の計画である広域的地域活性化基盤整備計画を策定し、先駆的な地位を得ているものと認識しています。

国では、個人が住所地以外の地域に登録し、継続的な関わりを地域と築くふるさと住民登録制度の構築を予定しています。これに合わせて、県でも、独自の関係人口メンバーシップ制度（仮称）を構築し、都市部住民への情報発信や地域とのマッチングを行ってまいります。また、都市部の若者等が地域を複数回訪問し記事を発信する信州つなぐ物語事業の拡充など、関わり代をさらに広げてまいります。

長野県の優位なポジションに甘んじることなく、引き続き全力で移住・関係人口の増加に努めてまいります。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） 御答弁をいただきました。

専門家によると、生成AIの発達が目覚ましいですが、これからは、現在の汎用型アプリケーションから、日本が技術を持つ業務特化型アプリケーションが半導体の部門を凌駕していくというふうに説明しておられました。

昨日、西沢議員から、職員の採用について、また職員の確保について質問がございましたけれども、長野県警では、報道によりますと、今現在、特別詐欺の報道が連日ありますが、地元の近くに住みたいという職員の方、また、実業団スポーツ選手の採用等を2027年度から手がけるそうでございます。やはり顔が知れた治安対策というのは大事でございまして、先ほど申し上げたとおり、地元から通いたいという職員もいるようであります。

時代が大きく変わる中、ミラノ冬季オリンピックでは、日本選手をはじめ県内の選手も大活躍しましたが、競技を見ると、まさに感動の中にも大変な時代の変化を感じるわけでございます。先ほど知事もおっしゃっていましたが、県政においても、大変な時代の変革の中で、変化を恐れず信頼を前に進める運営を望み、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君） 次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君） 日本共産党県議団の藤岡義英です。よろしくお願いします。

民泊問題について質問します。

民泊需要が急増する一方、騒音、ごみ、マナー違反といった近隣トラブルが顕在化し、さらに許可を得ていない隠れ民泊がそうしたトラブルの温床となっています。

丸山県議も代表質問で取り上げられましたが、私からも3点質問いたします。

無許可・無届けの宿泊施設に対し、県では、建物の所有者への営業中止や許可取得の指導に加え、インターネット上で宿泊者を募る施設をAIも活用して把握し、営業許可の有無を確認する事業を昨年開始されました。この事業の導入前にはどのような状況や課題があったのか。また、導入後、現時点でどの程度効果を発揮しているのでしょうか。

民泊事業は、旅館業法によるものと住宅宿泊業法によるものの2種類があります。

まず、旅館業法に基づく簡易宿所について質問いたします。

旅館業法が改正され、従業員の駐在規定が緩和され、緊急時におおむね10分程度で職員が駆けつけばよいとなりましたが、軽井沢町などでは、こうした施設で、連絡がつかない、つながってもなかなか駆けつけてこない、夜間に対応してくれないなどのため騒音などのトラブルが常態化しています。

従業員が常駐しない駆けつけ型の宿泊施設において生じているトラブルについて抜き打ちで調査するとの答弁がございましたが、相手がいないれば調査できないとも思います。県はどのように対応しているのでしょうか。

続いて、住宅宿泊業法に基づく許可を得て営業している民泊施設についても質問いたします。

住宅宿泊業法による一戸建ての住宅の簡易宿所への用途変更が増え、第一種低層住宅専用地域での宿泊サービスも可能となり、軽井沢の別荘地などに不特定多数の宿泊者が出入りし、トラブルの原因となっています。メディアも深刻な社会問題として報じています。全国的な住宅宿泊事業の増加を受け、各地で条例改正による規制強化が進んでいます。

一つだけ紹介しますと、墨田区の条例は、事業者に対し、原則として金曜日正午から日曜日正午までの期間のみ営業を認めるという厳しい営業日の制限と、これまで無人で運営してきた小規模な民泊施設に対し実質的な有人管理を強く求める内容へと規制強化がされています。

県の住宅宿泊事業についても、それぞれの地域の実情に合わせて営業できるエリアの限定、営業日の制限、無人運営の禁止など、規制強化を検討すべきではないでしょうか。以上3点を健康福祉部長にお伺いいたします。

地球温暖化対策について5点質問いたします。

県は、ゼロカーボン戦略ロードマップシナリオに基づき、温室効果ガス削減の様々な取組を行ってきましたが、このままの進捗では2030年の60%削減の目標達成は困難だとして、条例改正も行いながら施策を着実に進めるとの方針です。

太陽光発電設置件数を、現状のペースの30年に、住宅屋根は12万件を22万件に、事業所屋根

は1.1万件を1.5万件に引き上げるとしています。そのために、延べ床面積300平方メートル以上の新築建築物へ設置義務を課すとしています。また、新築住宅は、高断熱・省エネ性能のZEH水準を義務化するとしています。

しかし、その建設費は、さらに400から500万円以上かかります。義務化だけでは、目標とする太陽光の設置件数も新築住宅ZEH100%も達成は難しいのではと感じております。

そこで、1点目。ゼロカーボン戦略の目標を確実に達成するため、支援策についても予算の拡充や内容の強化が必要ではないでしょうか。屋根ソーラーについての御見解を環境部長に、ZEH住宅についての御見解を建設部長にお伺いします。

二つ目です。2030年の目標の温室効果ガス排出量60%削減を達成するためには、様々な取組において市町村との連携を一層強化し、支援策や施策を一体的に進めていく必要があると考えますが、見解を環境部長にお伺いいたします。

三つ目です。太陽光パネルの廃棄については、2030年代半ばから廃棄量が急増し、埋立容量の逼迫が懸念されるなど、大きな課題となっています。国は、メガソーラー事業者パネル廃棄計画の事前提出、リサイクルの義務づけなど、使用済太陽光パネルのリサイクルに向けた制度案を検討していますが、パネル廃棄量が少ない中小事業者や住宅屋根のものに関しては対象外ようです。長野県としても、リサイクル技術を有する専門業者の育成を進めるなど、今から太陽光パネル廃棄への対策に着手すべきと考えますが、見解を環境部長にお伺いいたします。

四つ目です。SNS等では、メガソーラーの乱開発や太陽光パネルの大量廃棄、有害物質のリスクなどリサイクル問題が取り上げられ、太陽光発電へのネガティブな意見が広がっています。こうした情報によって設置意欲が弱まるのではと懸念しています。

太陽光発電は、屋根など既存スペースを活用でき、燃料費も不要で、長期的に安全な再エネであることを積極的に発信し、屋根ソーラーの設置促進に向けた県民世論を高めるべきと考えますが、環境部長に御見解を伺います。

五つ目です。追加議案として、ゼロカーボン基金へ新たに40億円を積み立てるとの提案が示されました。この40億円の活用内容について伺います。

また、基金として積み増すのではなく、関連事業の予算を抜本的に増額し、助成制度の拡充強化を図るなど、目標達成に向けて早期かつ積極的に事業化すべきと考えますが、これは知事に御見解をお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、無許可・無届けの宿泊施設の把握に関する事業についてでございます。

県では、これまで無許可・無届けの宿泊施設を毎年10件程度把握しておりましたが、そのほ

とんどが住民の方からの通報によるものであり、県として積極的に施設を探知することは、物理的にも、また職員の業務の効率性の観点からも限界があることが課題でございました。

そこで、無許可・無届けの宿泊施設のほとんどがインターネット上で宿泊者を募っている行為に着目し、その情報をAIを活用するなどして検索・収集する事業を昨年12月に開始したところでございます。この事業により、これまでインターネット上で収集した宿泊施設の情報は全体で4,871件と、職員が行うよりもはるかに効率的、効果的に多くの情報を収集することができております。現在、収集した情報と旅館業許可台帳、住宅宿泊事業届出台帳との照合を行っており、開設者、施設名、所在地等から、今後、無許可・無届けであることが確認された場合は、委託事業者や保健所において現地確認を実施し、必要な指導を行ってまいります。

次に、従業員が常駐しない旅館業法の許可施設への対応についてでございます。

これまで、旅館業法に基づく簡易宿所等における周辺の生活環境への悪影響に対しては、発生したトラブルの内容に応じて、管轄する保健所や地元自治体、関係機関が連携して、それぞれが所管する法令等に基づき指導等を行ってきたところでございます。

軽井沢町のケースでは、町と警察署と協議を重ね、地域住民の皆様の協力もいただくことで、実際にトラブルが発生している現場をしっかりと確認できるよう抜き打ちで調査する体制を整えるなど、地域の実情に合わせて、より実効性ある取組を進めてきております。

また、今般、国の旅館業に関する要領において、周辺の生活環境への悪影響に対しても旅館業法上も指導の対象とできること、そして、宿泊者だけでなく周辺住民からの苦情等にも適切に対応するように、事業者の連絡先を施設外部に表示することなどが追加されております。こうした点も踏まえながら、宿泊施設のトラブルが発生した際に従業員等が適切に対応するための一定の規制を設けることについても、今後、条例改正も視野に、検討してまいります。

最後に、住宅宿泊事業における規制強化の検討についてでございます。

現在、県では、住宅宿泊事業法に基づき、宿泊施設周辺の生活環境を保全する観点から、社会教育施設や医療・福祉施設の周辺区域、住宅地など事業を制限する類型を定め、市町村の意向を踏まえた上で、県条例等において事業の制限を行う区域や期間などを定めているところでございます。

議員御指摘のような、家主等が常駐しない、いわゆる無人営業ができない区域や期間の追加などの規制強化につきましても、引き続き市町村からの地域の実情に基づいた申出を踏まえ、対応してまいります。

また、県といたしましては、今後大幅な規制強化を新たに行う際は、地域住民と既存の民泊事業者双方に配慮いただくとともに、地域の合意形成を丁寧に行っていただくことも市町村に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には地球温暖化対策に関して4点御質問を頂戴しました。

まず、屋根ソーラーの支援策の予算の拡充や内容の強化についてでございます。

県としては、今般県議会に提出しました屋根ソーラー等再生可能エネルギーの導入義務化も考慮しながら、併せて支援策も拡充強化し、予算の確保に努めていく方針でございます。

まず、今年度から開始しました初期費用が必要ないゼロ円ソーラー事業者登録制度について、来年度は事業所向けにも拡大していく予定でございます。また、現在実施しております屋根ソーラーと組み合わせた蓄電池や、EVと住宅の双方向の充給電設備でございますV2Hの導入に対する補助につきまして、来年度からは、屋根ソーラーと組み合わせたEVの導入をメニューに追加しまして、EV導入の加速化とともに、屋根ソーラーそのものの普及にもつなげていくところでございます。

さらに、今年度から実施しております積雪地域に適した方法で設置します雪国太陽光設置モデル創出事業につきまして、今年度後半から設置要件を緩和し、さらに来年度も事業を継続していくこととしたところでございます。

加えまして、県内の多くの市町村が実施しております屋根ソーラー設置補助事業の情報を一元化したポータルサイトの充実を図りまして、その活用を促していくこととしております。今後もさらなる効果的な支援策を検討してまいり所存でございます。

次に、市町村との連携強化や施策の一体的な推進についてでございます。

温室効果ガス排出量6割削減という高い目標を達成するためには、市町村はもとより、県民、事業者に広く呼びかけ、一体となって取り組むことが肝要でございます。

県では、これまでも、エネルギー自立地域創出に向けた市町村の計画策定の伴走支援や、地域共生型のソーラーシェアリング普及促進事業の優良モデル構築に向けた市町村との検討を行ってきたほか、市町村の小水力発電事業の計画策定の支援やノーマイカー通勤を呼びかけます信州スマートムーブ通勤ウィークの市町村との共同実施など、脱炭素社会づくりに向けて市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

今後は、さらに、新たに実施予定の家庭向け省エネ運動において、市町村と連携して住民への働きかけを行うとともに、トランジットモール等の整備によるウォークアブルなまちづくりを目指し市町村との協議を進めていくなど、連携を一層強化してまいり所存でございます。

続きまして、太陽光パネルの大量廃棄への対策についてでございます。

太陽光パネルにつきましては、今後、2030年代以降、全国で年間最大50万トンにも上る量が廃棄されていくと予測されておりまして、そのリサイクルの推進は喫緊の課題となっております。

す。

このような状況の中、国では、現在、太陽光パネルのリサイクル推進法案を検討しております。この中に、太陽光パネルの処理について、破碎して単純に埋立処分するのではなく、金属・ガラス資源として再利用可能な高度なリサイクルを推進するため、複数自治体にまたがる広域的な処理を行うことを念頭に、一定水準以上のリサイクルができる業者を国が認定する制度を盛り込む方針であると承知しているところでございます。

本年2月現在、県内には太陽光パネルの専用リサイクル施設を有する業者は2者あるところでございますが、県としましては、今後、リサイクル技術の高度化を図るとともに、県内事業者の新規参入を促すために、関係する部局・団体と連携しまして、国のリサイクル施設導入補助事業や高度なリサイクル技術等の情報を事業者提供していくほか、太陽光パネルの処理技術等に関する研修会を開催するなど、レベルの高い事業者の育成を図ってまいりたいと考えております。

最後でございますが、屋根ソーラーの積極的な情報発信についてでございます。

屋根ソーラーは、地上設置型のソーラーに比べ、自然環境への影響が少なく、多くの県民が既存の屋根を活用して導入できることから、県としてその普及を推進してきたところでございます。

これまで、ポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」を構築したほか、テレビCMや新聞広告、住宅雑誌への記事の掲載など様々な媒体を利用して、屋根ソーラーの環境への適合性や既存の空きスペースの活用といった点も含めましてその導入の意義やメリットの発信に取り組んできたところでございます。

今後は、ポータルサイトのさらなる充実を図るとともに、現在議会に提出しております再エネ設備の導入義務化の条例改正案を踏まえまして、屋根ソーラーを載せた家造りを始める層や、将来のユーザー候補でございます子供世代をターゲットにした斬新なリーフレットを作成するなど、屋根ソーラーの理解促進に向けた情報発信を強化し、建築物において屋根ソーラーの設置が標準であるという機運を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私にはZEH住宅への支援策について御質問をいただきました。

ZEH水準以上の性能を持つ信州健康ゼロエネ住宅に対しましては、支給する助成金を2023年度に最大150万円から200万円に拡充するとともに、助成件数も毎年増やしております。また、来年度も今年度を上回る予算を計上しているところでございます。

ZEHの施工実績がない県内中小工務店に対しましては、着実に施工ができますよう、施工

解説書や動画を作成して講習会を行っており、来年度から新たに断熱実技研修会を開催し、技術力の強化を図ってまいります。

こうした支援策を通じまして、2030年度までの目標達成に向け、関係団体と連携してZ E H住宅を普及させてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはゼロカーボン基金の活用内容と早期の事業化に対する見解という御質問でございます。

ゼロカーボン基金につきましては、平成26年度に企業局の売電収益の一部を原資として創設させていただき、令和3年度のゼロカーボン戦略の策定に合わせて総額10億円に積み増しし、再生可能エネルギーの導入支援やゼロカーボン関連技術の開発助成などに活用してきたところでございます。

今回40億円積み立てさせていただくゼロカーボン基金の活用内容といたしましては、信州健康ゼロエネ住宅の普及等によるオールZ E H化の推進や信州らしい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換など、既存施策の拡充にとどまらず、新たな施策の実施にも活用していきたいと考えております。

2030年度の排出量6割削減という目標達成が厳しい局面にある中、今回のゼロカーボン戦略の中間見直しを踏まえ、目標達成に向けて当初予算につきましても拡充を図らせていただいたところでございます。

加えて、今回、このゼロカーボン基金は、今後の機動的な財政投入による安定的な施策を実施していくため、これまでにない40億円規模で基金を大幅に積み増しさせていただくことといたしました。取組の加速化にしっかりつなげていきたいと考えております。

脱炭素化の推進には一刻の猶予も許されない状況でありまして、その実現は将来世代に対する責任でもあるというふうに考えております。今後とも積極的な事業推進を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）民泊についてですが、先日、条例改正も視野に入れて検討していきたいと知事から御答弁がございました。御期待しております。

地球温暖化対策についてですが、複数の市町村の担当者から取組をお聞きしました。太陽光、蓄電池、E Vなどの支援策を実施している。これから導入を検討している。実は来年度で助成制度を終了させると、ばらばらな印象を受けました。県から連携の提起があればありがたいと

の声があったことも紹介いたします。

去年は、統計開始以降で最も暑い夏となりました。山火事も、極端な乾燥と強風が重なり、火災規模が大きくなる傾向だとのこと。気候危機と異常気象は国内でもかつてないスピードで深刻化、頻発化しており、ゼロカーボン戦略の目標達成は絶対条件です。

ここで、長野オリンピック開催時の交通総量30%削減を目標とした交通規制が教訓になるのではと思い、紹介いたします。

過去の資料や記事によりますと、県警や長野市、長野オリンピック組織委員会で組織する交通総量抑制推進会議が、選挙運動のように小まめに企業回りをを行い、マイカーの自粛、公共交通機関への乗換えを呼びかけ、チラシを386万枚配布。新聞、放送による広報活動も展開。その結果、期間中の長野市内の交通量は24時間で7%、午前7時から9時までは20%削減し、効果てきめん。交通規制が行われた周辺地域では37.2%がマイカーを自粛し、公共交通機関で通勤したと回答しています。本当に必要な事業だと県民が受け止めれば、協力が得られ、大成功した事例だと思います。

県は、これまで、ノーマイカー通勤を実施する事業者を募集して信州スマートムーブ通勤ウィークを実施し、期間中に削減した二酸化炭素排出量を公表するなど取り組まれてこられましたが、事業者だけでなく、広く県民にも協力を求めていくべきではないでしょうか。大胆な事業展開を期待しまして、次の質問に移ります。

S N S上などでの誹謗中傷や差別的な投稿が頻繁に問題となり、対策が課題となっています。こうした状況に対して、自治体の取組が広がり始めています。インターネット上での誹謗中傷から被害者を守ろうという条例は、まず群馬県で20年に導入されました。専門の被害者相談窓口を設置し、3年3か月の間に1,000件近い相談が寄せられているとのこと。

こうした条例は、昨年12月時点で全国で8府県に、市区町村レベルでは15自治体にまで広がっています。注目されるのが兵庫県と宮城県で、両県とも知事選をきっかけに条例制定の動きが始まっています。

兵庫県では、知事選の前後、特定の個人や候補者に対する誹謗中傷がS N S上に蔓延し大問題となり、昨年12月、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例が成立しています。宮城県でも、知事選で候補者に対する誹謗中傷や虚偽情報がS N S上で広がり、社会問題となりました。選挙後、宮城県議会は、条例制定を目指す検討会を発足。罰則規定を盛り込むべきではと検討されているそうです。

長野県の場合は、人権全般を包括した条例を制定し、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止を規定し、ネット上の誹謗中傷や差別的な発言を禁止することを検討していると理解しています。

そこで、幾つか質問いたします。

兵庫県では、ネット上の人権侵害を、1、誹謗中傷、2、プライバシー侵害、3、不当な差別に分類し、不当な差別情報については、被害者の申出の有無にかかわらず、県が独自にネット空間をモニタリングし、県内の個人や集団に対する人権侵害情報を確認する仕組みを条例で規定しています。長野県としても兵庫県のようなモニタリング事業を検討しているのでしょうか。

鳥取県の条例では、全国初の罰則付条例が制定されました。SNS等上での誹謗中傷や差別的発言について、県民からの申出を受け、知事が有識者協議会の意見を踏まえて該当性を判断し、発信者に削除を要請する仕組みがあります。削除に応じない場合は削除命令を行い、なお従わなければアカウント名や氏名を公表し、5万円以下の過料を科すことができるとする内容です。

一方、本県の人権条例骨子には、削除要請等はあるものの、発信者が応じない場合の規定は確認できません。条例制定に向け、鳥取県のような罰則規定の導入も検討しているのでしょうか。以上2点を県民文化部長にお伺いいたします。

三つ目です。人権侵害行為とまでは判断が難しいフェイク・デマ情報への対応をどのように進めていくのか、伺います。

例えば、地元の新聞社やテレビ局と協定を結び、第三者的な組織によるファクトチェック体制を整えることも検討すべきではないでしょうか。また、独自にネット上の誹謗中傷やデマ情報を監視する民間への支援などの取組も必要ではと考えますが、知事に御見解をお伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）2点御質問を頂戴いたしました。

まず、インターネット上の人権侵害行為のモニタリングについてのお尋ねでございます。

インターネット上の誹謗中傷や差別情報は、深刻な人権侵害につながるものであり、県としても大きな課題と認識しておりますが、情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないことが重要であると考えているところでございます。このため、表現の自由との調整を図る観点から、県では、法務省が違法性があると認めている同和地区に関する識別情報の摘示行為に限定してモニタリングを実施しているところでございます。

一方で、県が幅広い言動全般をモニタリングの対象とすることは、憲法第21条第2項の検閲の禁止の趣旨に抵触するおそれもあることから、慎重な対応が必要であると考えております。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におけるインターネット上の人権侵害への罰則規定の導入についてでございます。

現在検討している条例は、県民の人権意識を高めるとともに、人権尊重の理念や重要性を共

有し、人権が尊重される社会の実現を目指すものでございます。したがいまして、罰則という強制手段に訴えて人権侵害行為の抑制を図ろうとするものではなく、条例の骨子案には、御指摘のような罰則規定を設けておりません。

罰則規定を設けた鳥取県条例の取組は、先行例としてその運用状況や課題を研究していくべきものと考えておりますが、本県としては、まずは人権教育及び人権啓発、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発等を推進することが何よりも大切であると考えております。

一方で、インターネット上の誹謗中傷や差別情報は大きな人権課題であることから、骨子案では、人権侵害行為に関する相談支援体制の充実に加え、県民が人権侵害行為を受けた場合に備えて、人権オンブズパーソン（仮称）を核といたしました救済体制を設け、当該情報の削除要請を含めた対応を行うこととしております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはフェイク・デマ情報への対応、そして第三者的組織によるファクトチェック体制について御質問をいただきました。

メディアや民間団体により自主的なファクトチェック活動が行われているということは承知しておりますが、こうした活動には、やはり中立性、公平性などが担保されることが必要というふうに考えております。

総務省においても、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会というものが開かれましたが、様々な主体によりファクトチェックが行われることはデジタル空間における情報流通の健全性確保にとって重要であるというふうにされた一方で、政府・公的機関などからのファクトチェック組織の独立性が確保されるべきというふうにされております。こうしたことから、こうした活動に県が関わるということについては慎重さが求められるというふうに考えております。

今、様々な情報がデジタル空間を駆け巡っている状況でございます。大切なことは、県民の皆様方が、インターネット上のフェイク情報、あるいはデマ情報に惑わされることなく、主体的に正確な情報に基づき判断ができるためのインターネットリテラシーを向上していくことだというふうに考えております。そのための様々な学びの場の提供、あるいは普及啓発に県としては取り組んでいきたいと考えております。

一方、選挙に関連してということではありますが、御質問の中にも他県の選挙の事例がございましたが、知事会においても選挙に関連してのフェイク・デマ情報についてはかなり高い関心を持っているところでございます。現在、地方自治・民主主義の確立に向けた研究会というものを設置させていただき、選挙制度の在り方についての議論を有識者の皆さんと一緒に深めて

いるところでありますが、その中でも、SNS等インターネットも含めた適正な選挙運動の在り方について論点の一つとさせていただいているところでございます。

一つ間違えると、民主主義そのものを覆すおそれがあるという深刻な問題だというふうに私としては考えておりますが、その一方で、言論の自由との関係で非常にセンシティブな問題でもあるというふうに考えております。

このフェイク・デマ情報等への対応も含めて、この知事会の研究会の場におきまして議論を深め、国に対する提言等につなげていきたいと考えております。

以上です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）長野県でも8月に知事選が行われます。誹謗中傷、デマ・フェイク情報に翻弄されるのではなく、正しい情報に基づき、政策論戦によって政治活動や選挙運動が行われる社会へ向かうことを希望し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時57分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。よろしくお願いします。

初めに、広葉樹を含めた県産材について伺います。

県内の森林は主伐期を迎えており、森林県から林業県への移行を力強く推進するため、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例、長野県森林づくり指針に基づいて、主伐・再造林、県産材の活用、森林づくりのための人材の育成などを二百年の計をもって推進することが重要です。

昨年、会派で岩手県のノースジャパン素材流通協同組合を視察しました。ノースジャパンは、とても広い敷地いっぱいに針葉樹から広葉樹のあらゆる樹種の丸太を集積し、流通させている市場でした。理事長である鈴木信哉さんは信州ウッドコーディネーターをされていますが、長野県はもっと広葉樹を利用したほうがよいと言っておられました。

そこで、質問です。

広葉樹を含めた様々な樹種を扱う県内の木材市場の現状と課題について伺います。また、県

産の広葉樹の価値を高めるために、需要と供給のマッチングや、需要者、供給者双方が必要とする情報を適切に届ける取組をどのように進めていくのか、伺います。

県産材で主伐・再造林が最も進んでいるのは、価値の上がっているカラマツだそうです、カラマツ以外の樹種についても主伐・再造林を進めるためには、価格を上げる必要があると考えますが、県はどのように取り組んでいくのでしょうか。以上3点を根橋林務部長にお聞きします。

次に、元気づくり支援金について伺います。

これまで、元気づくり支援金を活用してきた方からお話をお聞きしました。ハード事業とソフト事業の合体で使えるので使い勝手がよい。補助率が高く財政基盤の弱い団体でも活用しやすい。3年度にわたって使えるので継続事業に活用しやすい。地域おこし団体での活用が可能になり地域活性化に役立った等の感想をいただいています。

令和7年度から選定基準が改定されました。従来の項目に加えて、事業の実施主体として単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする「広域的に連携した事業」と、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ、補助金活用後の自走のビジョンを明確にした「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」という基準が設けられました。このことによって採択のハードルが高くなり、使い勝手が悪くなったとの意見を聞いていますが、そもそも元気づくり支援金が果たしてきた役割と課題についてどのように総括されているか、伺います。

近年は、元気づくり支援金と似た政策が市町村でも行われていて、元気づくり支援金に頼らなくても地域振興に取り組めるとのことですが、市町村独自の支援策の状況をどの程度把握できているのでしょうか。そのような支援策がない市町村に対しては元気づくり支援金が重要ですが、どのように考えているのでしょうか。

元気づくり支援金は、地域を元気にしたいという地域住民の思いを受け止めるもので、今後も継続してほしいと思っていますが、申請者が計画段階から相談できる体制を整えられているのでしょうか。以上3点を中村企画振興部長にお聞きします。

次に、畜産経営への支援について質問します。

松本食肉施設が廃止されることによる畜産農家の危機を回避するために、令和8年度予算において様々な支援策が講じられるということで、畜産農家にとってありがたいことと思っています。しかし、この何年かの急激な物価上昇に伴う資材や飼料の高騰と比較すると、特に豚肉の販売価格は価格転嫁には至っておらず、畜産経営を持続させることは困難な状況となっています。

そこで、畜産経営への支援について以下の質問をします。

他の食品製造業から廃棄される産業廃棄物を飼料に転換したり、産業廃棄物と畜産のふん尿を活用した肥料と飼料の循環によってブランド化を強化したり、地域循環型経営を支える異業種連携体制の構築を推進することで、長野県の畜産農家を応援することができると思います。地域内で発生する食品製造副産物を飼料や堆肥へ活用する取組を推進してはいかがでしょうか。また、食肉加工品の開発、販売において地域内の他業種、関連産業との連携に対する支援をしてはいかがでしょうか。

松本食肉施設の閉鎖により他の施設を利用することとなる生産者に対する影響緩和として、掛かり増し経費の2分の1の補助が示されていますが、出荷先が県外となると、ガソリンや高速料金だけではない経費増が想定されます。特に、輸送距離の延長により移動時間が大幅に長くなることで、運転業務に当たる賃金の上昇や人材確保難が想定されますが、それについてどう捉えているのでしょうか。

近年、猛暑による輸送中のお荷物の死亡事故が増加しています。飯田・下伊那からの出荷には中野市の北信食肉センターでも2時間以上かかります。道が渋滞すればもっと移動時間が延びることも想定しなければいけません。県外へのお荷となると輸送時間が延び、個体の死亡リスクが上がると考えられますが、出荷輸送中の事故発生による影響について県はどのように考えているのでしょうか。

飯田と言えば焼き肉の街です。家庭でもお店でもおいしいモツなどの焼き肉が食べられる焼き肉文化を焼き肉店や精肉店が支えています。現在、モツなど内臓等の副産物についても円滑にお荷者側へ戻される流通体制が構築されていますが、今後、他の施設へお荷した場合、地域ごとの商習慣によって新たなトラブルを生じさせる可能性があります。

飯田の焼き肉文化を守るためには、副産物の流通体制が必要不可欠です。県外施設へお荷されたとしてもお荷物が確実に県内へ還流されることが重要ですが、県はどのように考えているのでしょうか。以上4点を村山農政部長にお聞きします。

経費の増加など畜産農家の経営環境は極めて厳しい状況にあります。健全な生産体制を構築するには、飼育頭数の増加など生産力の強化に加え、着実な収益向上につながる生産物の高付加価値化が不可欠です。そのためには、ブランド力向上の取組が必要と考えます。県としてどのような支援を講じていくのでしょうか。阿部知事にお聞きします。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には広葉樹を含めた県産材につきまして3点の御質問を頂戴しております。

まず、県内の木材市場の現状と課題についてでございますが、県内には7か所の木材市場がございます。カラマツや杉に加えまして、広葉樹を含む多様な樹種が扱われております。中で

も、長野県森林組合連合会中信木材センターは広葉樹の取扱いに強みがございます。

一方で、県内では広葉樹を主体とした生産事例に限られることから、取扱量は他県の広葉樹主体の市場と比べて少なく、取引価格も伸びにくい傾向にあるものと認識しております。

続きまして、県産広葉樹の価値向上に向けた情報発信についての御質問でございます。

近年、良質な広葉樹は高値で取引されるケースも見られる一方で、こうした需給の情報が素材生産現場に十分に伝わらず、需要者が求める樹種や企画に応じた出材につながりにくい状況が生じているものと認識しております。

こうした状況を踏まえまして、供給者側である素材生産事業者に対しましては、関係者と連携し、広葉樹の活用事例でありますとか流通動向を共有する勉強会の開催、また、需要者側である家具・木工関係者に対しましては、信州ウッドコーディネーターによりまして、県内における広葉樹の流通状況等の継続的な情報提供などの取組を進め、関係者間の連携を強化することで、供給者、需要者の情報が双方向に行き渡る仕組みを構築し、県産広葉樹の価格向上と地域での利用拡大を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後でございますが、カラマツ以外の樹種の価格向上への取組についてでございます。

木材価格の水準を向上させるためには、需要者が求める量や仕様に応じて安定的に供給できる体制づくりに加えまして、御指摘もございましたけれども、既に価格水準の高いカラマツを除く樹種につきましては、付加価値の高い製品開発と需要の創出が重要と考えております。

本県は、多様な樹種を有しておりまして、とりわけアカマツは資源量が豊富でございます。しかしながら、アカマツは、全国的に希少種とされる一方で、価格水準や採算面に課題があるものと認識しております。このため、今年度から市場調査に着手しておりまして、令和8年度には付加価値の高い製品開発等への支援を行うこととしております。

今後とも、こうした支援に加えて、普及啓発や魅力発信を強化いたしまして、カラマツを含めました県産材の利用促進と販路拡大を図ることで主伐・再造林の推進につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には元気づくり支援金について御質問をいただきました。

まず、元気づくり支援金の果たしてきた役割と課題についてでございますが、元気づくり支援金は、平成19年度の制度創設以来、4,000を超える地域づくり団体や市町村の自主的、主体的な取組を支援してきました。各団体の知恵を生かした活動が活性化するとともに、市町村の地域課題解決に向けた取組が促進されるなど、各地の地域づくりに寄与してきたものと認識しております。

一方、制度が長期に継続する中で、新規活用団体が減少傾向にあり、また、支援対象事業の継続性などの面でも課題が生じておりました。このため、昨年度、市町村と共に制度の在り方を検討し、支援対象の重点化などの制度改正を実施したところでございます。

次に、補助制度がない市町村に関することでございますが、市町村独自の地域づくり団体等を支援する補助事業は、今年度75の市町村で実施されており、地域のニーズに細やかに対応する小規模事業などを支援していると認識しております。市町村独自の補助事業の有無にかかわらず、元気づくり支援金が地域づくりに果たしている重要な役割に鑑み、各地域振興局に総合支援窓口を置き、制度改正の内容や事業構築に向けた助言などきめ細やかなサポートを行っております。

最後に、元気づくり支援金の相談体制についてでございます。

元気づくり支援金の制度改正に合わせて、先ほど申しましたとおり、各地域振興局に通年の総合支援窓口を設置し、事業構築や他団体との調整、支援金を含む各種制度の活用など幅広いサポートを行っています。これを支えるべく、本庁でも、各事業課との連絡調整や好事例の把握、周知、地域づくりの実践者への紹介など、一体となった支援をしております。今後も、地域の皆様が制度を活用し、文字どおり地域の元気をつくっていただけるよう、県を挙げて取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉施設関連で4点御質問をいただきました。

まず、食品製造副産物の畜産への活用や食肉加工品の開発等における他業種等との連携の支援についてでございます。

価格の高止まりが続いている飼料の多くを海外に依存している現状において、食品製造副産物の利活用は大変重要と考えており、令和6年度から支援事業により活用を進めているところでございます。飼料としての活用が難しい食品製造副産物については、家畜ふんと混合して堆肥化することも考えられますが、水分含量などが課題になると捉えており、実例等の情報を収集しながら検討してまいります。

また、畜産農家が生産した畜産物について、地元の事業者と連携し、より付加価値の高い加工品として販売することは、地産地消の観点からも重要な取組と考えております。県としては、これらの幅広い取組にも対応するため、今定例会に提出させていただいた新たな畜産支援策により、生産者個々の経営改善に限らず、地域と連携した取組も後押ししてまいります。

続いて、松本食肉施設閉鎖に伴う掛かり増し経費の支援対象範囲についてでございます。

輸送経費につきましては、議員御指摘のとおり、燃料代や高速料金、運転手の人件費など

様々な要素があるほか、輸送形態が多様であると認識しております。このため、生産者からも実態をよくお聞きし、具体的にどのくらい増加するのかなどを把握しながら、実態を踏まえた支援の制度設計をJAグループや市町村と連携し、検討していくこととしております。

続きまして、家畜輸送中の事故発生リスクに対する県の考えについてでございます。

生産者説明会において、長距離輸送により輸送時間も延びることで、家畜の死亡リスクが高まるのではないかと不安や心配の声を伺っております。このため、県では、長距離輸送をしている他県の事例を収集しておりますが、過密輸送の防止など輸送方法についてしっかりとした対策を講じれば、輸送中の事故が著しく増加することはないとお聞きしているところでございます。

このような現状を踏まえ、新たな畜産支援策では、暑熱対策を講じた大型車両の導入など、輸送する家畜の快適性の向上に資する取組も支援することとしており、本事業を積極的に活用いただくことで、懸念される輸送事故の低減を図ってまいります。

最後に、屠畜後の精肉・内臓等の県内への還流に関する県の考えでございます。

新たな食肉流通体制の構築に当たっては、精肉や内臓などの取扱いに大きな影響が出ないよう、屠畜先の選定を行うことが重要との考えの下、取組を進めているところでございます。現在、JAグループでは、中野食肉施設の最大限の活用を含め、県内外の食肉施設で屠畜された家畜の枝肉や内臓を県内の施設へ搬入して加工できるよう、屠畜先の調整を行っているところでございます。これにより、県内で生産された家畜の精肉や内臓は、これまでどおり県内で安定的に流通されるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県産畜産物のブランド力向上に向けた県の支援について御質問をいただきました。

今般取りまとめました畜産業の持続的な発展に向けた支援策におきましては、生産性向上への支援に加え、県産畜産物のブランド価値向上を重要な柱の一つとして位置づけ、取り組んでいくこととしているところでございます。

県産畜産物には、信州プレミアム牛肉のように県が認定制度を設けているブランドのほか、生産者の皆様がこだわりを持って生産されている独自のブランドがございます。このため、畜種ごとの特性、生産者の個性や独自性、こうしたものを生かしたブランド化とそれに対応した支援策を講じていくことが重要だと考えております。個々のブランドを大切にしつつ、地域として、また、県全体としてどのようにブランド力の向上に取り組むことが望ましいのか、生産者の皆様や食肉流通事業者の皆様方と一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁をいただきました。

広葉樹を流通させるためには、目利きのできる人が必要だと考えます。県として目利きのできる人材を育てるよう要望します。

ある村長から、元気づくり支援金は、地域づくりの種まきをするものだと言われました。地域の活性化の種まきができて大きな実りになるよう活用していただきたいと思います。元気づくり支援金は、提出する書類がたくさんあり、作成が大変だそうです。その点もしっかり相談にに応じていただき、県民の地域振興に役立ててもらえるよう、体制の充実を引き続きお願いします。

松本食肉施設の廃止に伴い、多くの畜産業者が抱えている不安を安心に変えて、畜産業の振興とおいしい信州産のお肉が引き続き県民の食卓に上がることを願い、また、焼き肉の街飯田がさらに盛り上がるよう、充実した支援をお願いします。

次に、生活保護の生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、令和7年度2月補正予算にある生活保護費について質問します。

2013年から2015年にかけて行われた生活保護基準の大幅な引下げについて、最高裁判所は、昨年6月27日、生活扶助基準の引下げ改定を違法とし、保護費を減額する処分を取り消す判決を言い渡しました。最高裁判所が、国の対応に対し、適切な検討を欠いていたと判断したことを受け、国は、対象となる受給者への追加給付を実施する方針を示しました。それが今回の補正予算に生活保護費等の追加給付として3億1,465万円計上されています。

3億1,465万円のうち1億4,000万円余りが実際の給付金に使われる金額で、差引き2億円ほどがシステム改修費や発送委託などの事務経費ということです。結果、違法な減額措置を行ったことでこのような大金が各都道府県で使われることになるのです。県は町村の事務だけでなく、各市を含めればもっと莫大な金額が使われることとなります。減額措置などしなければ使う必要のなかった事務経費といっても過言ではありません。

そこで、伺います。

今回の追加給付に伴い、県としてはどのような考え方の下で予算編成を行ったのでしょうか。県として具体的にどのように対応していくのでしょうか。以上2点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

次に、女性活躍についての質問です。

現在、第6次長野県男女共同参画計画が策定中ですが、2月20日までのパブリックコメントが締め切られ、どのような意見が寄せられているのか、関心のあるところです。計画について、

女性活躍に関連した様々な目標があります。達成するための県の今後の具体的な取組や意気込みを直江県民文化部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、生活保護費の追加給付に係る予算編成の考え方についてでございます。

県としては、今回の最高裁判決を生活保護制度の根幹に関わるものとして重く受け止めております。追加給付につきましては、国が判決の趣旨に基づき、生活保護法の規定に沿って対応するものと認識しており、生活保護制度における国と地方の役割分担を踏まえ、県としても対象となる受給者への給付を遅滞なく確実にを行うことが重要であると考えております。

給付に必要となる経費を早期に確保するため、対象世帯数と国が提示する1世帯当たりの平均的な給付見込額から必要額を算定し、2月補正予算に計上して御審議いただいているところであり、御承認いただけましたら速やかに給付に向けた手続を進めてまいります。

次に、追加給付に係る具体的な対応についてでございます。

平成25年当時から引き続き生活保護を受給している世帯につきましては、福祉事務所の取扱いとして、申請の手続がなくとも追加給付を行うこととしております。

一方、既に保護廃止された世帯につきましては、当時の世帯主からの申請により対応することとしており、該当される方に必要な手続を進めていただけるよう周知に努めてまいります。また、御不明な点がある場合には、国の相談センターやお近くの福祉事務所へお気軽に御相談いただけるよう案内してまいります。

具体的なスケジュールにつきましては、現在、国において地方の意見も取り入れながら調整が進められているところであり、県としても、そうした動きを踏まえ、実施時期の見通しを立ててまいります。あわせて、給付額を正しく算定するための生活保護システムの改修や問合せ対応、通知の発送等に必要な人員の確保など、実施に向けた準備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には第6次長野県男女共同参画計画案の具体的な取組についてお尋ねを頂戴しております。

計画案では、地域、職場、意識改革、安全・安心、推進体制の五つの重点目標を掲げ、県として目標達成に向けた方向性を明確にしております。

具体的な取組として、県のあらゆる施策にジェンダーの視点を反映するジェンダー主流化を進めます。また、地域で女性参画が進まない要因の調査、企業等における働きやすい職場環境づくりや女性リーダー育成への支援、男女共同参画センターの講座による固定的性別役割分担

意識の解消に向けた取組などを総合的に進めてまいります。

あわせて、第6次計画からは、DV防止基本計画と女性支援基本計画を統合した計画とすることによりまして、困難な問題を抱える女性への支援を幅広いジェンダーギャップ解消施策と一体的に推進いたします。令和8年度は、DV被害者支援の新たな取組として、加害者の意識変容を促し、再発防止を目指すDV加害者プログラムを実施する体制整備を進めます。

さらに、計画の実効性を高めるため、知事を本部長とする男女共同参画推進本部を中心に施策のPDCAサイクルを強化し、確実な前進を図ります。庁内はもとより、市町村、企業、関係団体とも連携して、計画案に掲げた目標の達成に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） 御答弁をいただきました。

今年1月15日に、国及び厚生労働省に対し、「生活保護費の減額処分を取り消した最高裁判決に従い、全面的な補償措置をすみやかに実施することを求める弁護士共同声明」が1,300人の弁護士から出されました。減額措置以前の水準に戻す、すなわち減額した分を全て遡及給付することを求めた判決なのに対し、厚生労働省は、新たな基準を設けて減額を続けようとしています。幾ら制度上に自治体負担があるとはいえ、国が全責任を持って対応すべき事態であると考えます。

国の対応は、原告のみにデフレ調整分満額を給付し、原告以外には新たに設けた基準での給付となるそうです。原告と原告以外に金額の差があるというのは、法の下での平等を逸脱していると思います。しかも、新たな減額調整が設けられたということは、依然として2013年の水準より低い生活保護費となります。昨今の物価高で、お米をはじめとした食料品の価格も高騰しているこの社会において、2013年以前の水準で文化的な生活ができるのでしょうか。知事には、政府に対し知事会からも意見を言っていたきたいと申し上げます。

加えて、世帯主からの申請でないと現在もらっていない人はもらえないということで、広報をしっかりとっていただきたいということをお願いいたします。

第6次長野県男女共同参画計画を策定するに当たり、基礎資料を得るために実施された男女共同参画に関する県民意識調査があります。これは、令和6年8月から9月にかけて18歳以上の県民に対して行われたものです。

その中に、次のような質問があります。それは、「女性の社会参画が進みつつありますが、町内会や自治会の長、PTA会長などには、まだ、女性が少ないのが現実です。このような方針決定の過程に、女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか」という問いです。

その答えには、そもそもやりたい女性が少ない。男性に任せておけばよいという女性の意識。

女性が手を挙げないというような、女性自身がやりたくないという答えがたくさんありました。そう答えているのは女性も男性もいます。

私も、そう思うところもあります。私自身、今はこのような立場ですが、自治会長やPTA会長のよう表に出て人前でしゃべるなんてやりたくありません。裏方で支えることのほうが気が楽ですし、一番は慣れていないからです。

しかし、学生の頃から人前で自分の意見を堂々と話す機会がたくさんあれば、女性でもできるはずだと思います。現在活躍している若い女性はその調子で伸び伸びと生きられるよう、引き続き県が率先していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曽郡選出の大畑俊隆です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

近年、人口減少を背景に、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、地方交付税の算定構造そのものが将来にわたって安定的とは言い切れない状況にあります。本県においても、経常収支比率は92.6%と高い水準で推移し、県債残高は約1兆5,000億円余に上るなど、財政の硬直化が進んでいると認識しています。

こうした中で、大企業、中堅企業の経営状況は好調で、法人関係税収も上振れとなっています。県の予算編成においては、一般財源は昨年度当初予算と比べ420億円増加の見通しはあるものの、単なる歳出抑制だけではなく、県内経済の成長を通じて自主財源そのものを強化していく視点がこれまで以上に重要になると考えております。

そこで、以下、質問をいたします。

財政の硬直化を踏まえた法人関係税の位置づけについてですが、本県財政は経常収支比率が高止まりする中、自由に使える財源が限られており、政策的経費の確保が容易でない状況にあります。法人県民税及び法人事業税は、自主的財源の中核的な税目である一方、県内中小・小規模事業者の赤字決算が多いのが現状です。そこで、県財政運営において法人県民税及び法人事業税をどのような位置づけで認識しているのか。須藤総務部長に伺います。

続いて、歳入構造改革の視点による財政運営についてですが、本県の財政運営は、これまで、国庫支出金や地方交付税措置を前提とした枠組みに大きく依存してきた面があると考えます。しかし、経常費収支比率が92.6%に達する状況下では、こうした枠組みだけでは新たな政策課題や成長分野への投資を十分行うことが年々難しくなっているのではないのでしょうか。今後は、本県の財政運営に係る視点を見直し、県内経済の成長を通じて税収そのものを増やしていく、言わば歳入構造改革が必要と考えます。

そこで、産業振興施策を単なる歳出項目として捉えるのではなく、法人関係税の増収につながる施策としてどのように位置づけ、関与していく考えなのか。須藤総務部長に見解を伺います。

続いて、成長分野への投資に対する成果検証の仕組みについてであります。国の補正予算を活用した今回の成長分野への投資は、将来の税収増や付加価値創出につながる投資的性格を有する予算であると考えます。一方で、こうした投資が将来的にどの程度成果を生んだか検証していくことが極めて重要であります。

令和8年度当初予算の重点項目の一つに、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を位置づけていますが、事業実施後に、将来的な税制への波及といった観点から、企業の売上拡大や付加価値創出をどのような仕組みで成果検証していくのか。須藤総務部長に伺います。

次に、国の積極財政と地方財政の影響についてですが、近年、地方財政は、社会保障関係経費の増加や、物価、人件費の上昇などを背景に、自由に使える財源が縮小し、財政の硬直化が進んでいる状況にあると認識しています。こうした中で、高市政権が掲げる責任ある積極財政による経済成長の推進や物価高に対応した政府の総合経済対策については、国内経済の底上げという観点から評価できるものと考えます。

一方で、その政策の中には、軽油引取税など地方税収に直接影響を及ぼし得る議論や、消費税の扱いをめぐる減税論、さらには所得税、住民税の定額減税のように、地方財政運営に影響を及ぼす施策も見受けられます。特に、消費税は地方消費税や地方交付税原資に関わる税であり、また、軽油引取税は都道府県の重要な自主財源であることから、こうした国の動向が地方財政に与える影響は決して小さくないと考えます。

そこで、阿部知事に伺います。

地方財政の硬直化が進む中で、高市政権が掲げる責任ある積極財政は、消費税や軽油引取税など都道府県の財源にも影響を与えと考えますが、全国知事会長として、地方を代表する立場から、高市政権が進める責任ある積極財政をどのように評価しているのか、お伺いします。また、国の総合経済対策や税制議論が、地方交付税の在り方や法人関係税への増収見通しを含め、今後の地方財政にどのような影響を及ぼすと認識されているのか。知事の見解を伺います。

次に、県の歳入構造改革に最も関係する成長産業の構築について順次質問してまいります。

我が国の経済は、足元では企業収益の改善や賃上げの動きが見られる一方、地方までその効果が波及しておらず、地域間格差や産業構造の脆弱さが顕在化しています。長野県においても、製造業を中心に、高い技術力を有する企業が集積している反面、人口減少、人手不足、エネルギーコストの上昇など構造的課題に直面しています。

こうした中、国は17の成長分野を示し、地域未来基金をはじめとする約4,000億円規模の施

策を通じて、地域における成長産業の創出と強い経済への転換を進めようとしています。長野県としても、この国の動きを的確に捉え、県の強みを生かした産業政策を進めていくことが今まさに問われていると考えます。

そこで、以下産業労働部長に、最後に知事に質問いたします。

まず、国が17の成長分野を示していますが、県の人材、財源に限りがある中で、全ての分野に同時に取り組むことは現実的ではないと考えます。そこで、県として重点的に取り組む分野をどのように選択していくのか。現時点での考えを米沢産業労働部長に伺います。

続いて、工業技術総合センター5億円補正予算の内容及び狙いと、国の地域未来基金との連携についてです。

国では、地域未来基金4,000億円をはじめとする大規模な支援策を通じて、成長分野に特化したクラスター形成を進めていくとしています。本県においても、本年1月補正予算では、工業技術総合センターに約5億円の投資的予算が措置されましたが、この補正予算は主にどの分野を想定して措置されたものか。また、この補正予算により、県内企業に対しどのような技術支援や研究開発支援を行おうとしているのか。さらには、工業技術総合センターの取組が、今後県が策定する地域未来戦略にどのようにつながり、将来的に地域未来基金等の国の大型支援を呼び込むための基盤となり得るのか。以上を併せて米沢産業労働部長に見解を伺います。

次に、フィジカルA Iの成長分野へ県内のものづくりの力が進出することについてであります。

県内経済の優位性は、例えば、諏訪・上田地域は製糸産業から精密機械へと転換し、地元根づいたものづくりのポテンシャルの高い地域です。生成A Iの次にフィジカルA Iと言われることから、研究機関や民間主導で国、県が支援してクラスターを構築し、自立ロボットの開発など先進的に取り組んでいる大手企業と協働し、産業を興していくことが重要と考えます。

例えば、一例では、川崎重工は、産業用ロボットとして溶接、組立て、輸送など高度な動作を高精度でこなすだけでなく、A Iによる視覚認識や自律制御との統合を進めています。特に、人と協働するロボットや医療ロボット「h i n o t o r i」などは、フィジカルA Iが求める安全性、判断力、精密動作を兼ね備えた象徴的な領域であるほか、ソフトバンクと協業する安川電機、N V I D I Aとの協業を発表したファナックなど、自立ロボットに将来の可能性を見いだしてきています。

そこで、このフィジカルA Iでは、中国が先進国であるものの、日本のものづくりの力を結集すれば大きな産業として発展させる力があると考えますが、県としてフィジカルA Iをどのように捉えているのか。また、県内のものづくり産業によるフィジカルA Iへの取組を促進するため、工業技術総合センターでどのような取組を行っていくのか。以上、米沢産業労働部長

に見解を伺います。

次に、県経済を強い経済へ導く知事の戦略判断についてですが、これまで、成長分野への対応や工業技術総合センターへの投資等について産業労働部等の取組を伺ってまいりましたが、これを踏まえ、知事に伺います。

国が示す成長戦略の下で、長野県経済を今後どのような方向へ導き、強い経済をどのような姿として実現していくのか。また、先進的な企業と組んで県内経済をリードする成長戦略を講じ、県内事業者の技術を最大限に生かした産業づくりを目指すべきと考えますが、知事の戦略的な考えを伺います。

続いて、成長分野ではない既存の県内中小・小規模事業者の再興について質問をいたします。

我が国の経済は、長く続いたデフレ局面からインフレ基調へと転じつつあり、実質賃金の回復や中間層の可処分所得の増加、そして消費の拡大、景気の好循環につながることを期待されます。

地域経済にとっても重要な分岐点にありますが、長野県内に目を向けると、中小・小規模事業者の約7割が赤字経営とも言われ、物価高、原材料価格の上昇、輸入部材の高騰、さらには価格転嫁の難しさに直面しています。

特に、地域の雇用を支えてきた中小・小規模事業者においては、景況感の改善を実感できないのが実情です。この局面において、成長分野への投資と同時に、既存の中小・小規模事業者の再生と構造転換を進めることこそが県内経済全体の底上げをする鍵であると考えます。

そこで、今回、国の100億円宣言に伴い、県として売上高10億円突破を目指す企業の成長を後押しするため、10億円企業の創出と成長期待分野をはじめとする地場産業の稼ぐ力を強化するプロジェクトを予算2億6,000万円余で行っていくとしています。こうした取組は、県内経済全体の成長を強め、県全体の景況感を取り戻していくためには大変有効と考えます。

一方、中小・小規模事業者の融資偏重から脱却していくための中小・小規模事業者再生への考え方について質問いたします。

県では、これまで、資金繰り支援として、有利な制度融資を通じ、中小・小規模事業者を支援してきましたが、賃上げや積極的な設備投資、事業転換に踏み出すための手段にはなりにくいという現実もあります。今後、中小・小規模事業者が自立した経営を行い、従業員の賃上げや投資のための経営改善を進められるよう、県として、融資に加えて、どのような支援の在り方を考えているのか。米沢産業労働部長に伺います。

次に、価格転嫁、賃上げ、事業承継を一体で支える構造改革についてですが、中小・小規模事業者の多くは景気変動や物価高、輸入仕入価格の上昇等に大きく左右される一方、取引慣行や競争環境の中で価格転嫁は極めて困難な状況に置かれています。また、高齢化により事業承

継が進まず、店を閉じたくても閉じられない事業者や、コロナ禍での無利子融資の返済に苦しむ事業者も少なくありません。

県では、商工会、商工会議所や金融機関と連携し、賃上げ支援や事業承継支援に取り組まれています。今後はより一層踏み込んで価格転嫁、賃上げ、事業再編、事業承継を一体として進め、硬直した経営構造からの脱却を支援する必要があると考えます。

そこで、県経済は、今、成長分野への投資を進める好機であると同時に、中小・小規模事業者の再生と構造改革を進めなければその果実が県全体に行き渡らない局面にあると考えますが、成長分野への戦略的投資と並行して、中小・小規模事業者の再生と構造改革をどのように進めていき、既成概念や従来の枠にとらわれない支援策をどのように講じていくのか。米沢産業労働部長にお伺いします。

最後に、地域医療における総合診療医の育成について伺います。

本県の人口10万人当たりの医師数は255.4人で、全国平均の267.4人を下回り、全国31位となっています。本県の医師数は増加しているものの、人口当たりの医師数は全国平均を下回り、地域や診療科の偏在が大きな課題であると考えます。特に、木曽地域は、県内でも人口減少と高齢化が著しく、慢性的な医師不足や医師の高齢化、そして、働き方改革の影響により医療提供体制の維持が困難になりつつあります。木曽郡唯一の入院機能を担う木曽病院においても分娩が休止となるなど、医師確保の難しさが浮き彫りとなっています。

県では、ドクターバンク事業や修学資金貸与医師、自治医科大学卒業医師の配置により、地域や診療科の偏在是正を図っていますが、今後は求められる医療への効果的な医師の配置と、人材育成や対面診療を補完する仕組みの組合せが重要と考えます。

都市部には経験豊富な医師が集まる一方、中間山間地域には集まりにくい。大学医局であっても、強制的に配置できる時代ではありません。だからこそ、来てもらえる仕組みと働き続けてもらえる環境づくりがこれまで以上に重要だと考えます。

そこで、地域医療における総合診療医の育成について伺います。

木曽地域では、高齢化の進行と疾患の複雑化により、外来、入院、救急を幅広く診ることのできる総合診療医の役割が極めて重要と考えますが、県内では専門研修医が増加している一方、中山間地域を支える総合診療医の配置は十分とは言い難い状況にあります。中山間地域をはじめとする地域医療を支える人材として、総合診療医を計画的に確保育成していくことが必要であり、県内の総合診療医の現状と課題、県の取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

また、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて、総合診療医の育成を戦略的に進めていくことが重要と考えますが、木曽地域をはじめ過疎化が進行している地域を含め、県全体に対する施策について今後の方向性を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、県の財政運営における法人関係税の位置づけについてでございます。

県税は、県の歳入全体の約4分の1を占めており、自主財源の根幹をなすものであります。そのうち、法人県民税と法人事業税は約3割を占め、県の財政運営を支える主要な税目であることから、県としても積極的に産業振興を図ることにより、その安定的な確保を図ることが重要であるというふうに認識しております。

次に、産業振興施策に関し、法人関係税の増収につながる施策としての位置づけや関与についてでございます。

産業振興施策などを通じて地域経済の発展を促すことは、将来の安定的な税収確保につながる税源涵養の観点からも重要な取組であります。県といたしましては、総合経済対策を策定し、その柱の一つとして成長投資等による経済構造の転換を位置づけております。成長が期待される分野への重点的な投資やスタートアップの創出、生産性向上に資する設備投資への支援などを盛り込み、企業の発展、成長を後押ししてまいります。これらの施策を通じまして、法人関係税をはじめとする税収基盤を強化し、自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

3点目でございます。税収への波及という観点での事業の成果検証についてでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では、労働生産性、製造品出荷額、製造業の従業者1人当たり付加価値額などを達成目標として設定しており、これらを向上させることにより、将来的な税収の増加につながっていくものと考えます。事業の成果検証に当たりましては、毎年度実施する政策評価におきまして達成目標の進捗状況を判定し、取組の成果と課題を把握、分析しております。

こうした評価結果を踏まえまして、次年度以降の事業構築に反映させることでより効果的な施策となるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点の御質問をいただきました。

まず、高市政権が進める責任ある積極財政への評価という御質問でございます。

施政方針演説の中におきましても、高市総理は、責任ある積極財政についてかなり言及されていらっしゃると思います。危機管理投資と成長投資により世界共通の課題解決に資する製品、サービス、インフラを開発し国内外に提供することで日本の成長につなげていく。そして、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税

率を上げずとも税収が自然増に向かう強い経済を構築するというふうに述べていらっしゃいます。こうした好循環が実現すれば、長野県の経済、財政にとってもプラスに作用し、しあわせ信州創造プラン3.0が掲げる豊かな社会の実現にも資するものというふうに考えております。

特に、地域未来戦略は、地方公共団体、我々都道府県との関係が深い戦略でございますが、これについては、去年の国と地方の協議の場に高市総理も出席していらっしゃいましたが、私からは、知事会長として大いに期待しているというふうに申し上げさせていただいたところでございます。

地域未来戦略については夏頃までに取りまとめていくという形になっておりますが、地域ごとの戦略産業クラスター計画については、知事とも連携しつつ策定していく。地域産業成長プランは知事主導で策定していくといった方向性が示されておまして、我々都道府県としては、国ともしっかり連携して取り組んでいくことが重要だというふうに考えておりますし、我が国の経済力の強化に責任を持って取り組んでいくことが必要になってきているというふうに受け止めております。

その一方、積極財政を進めていく上では、財政の持続可能性も重要だというふうに考えております。国においては、マーケットからの信認確保に努めていただくとともに、地方の財政運営にも十分配慮して取組を進めていただきたいと考えております。

続きまして、国の経済対策や税制議論による地方財政への影響についてという御質問でございます。

国の経済対策等によって経済成長が実現すれば、法人関係税をはじめとする税収増につながり、地方財源の充実に資するものというふうに考えております。

これまで、国においては、補正予算における重点支援地方交付金の大幅な拡充や、令和8年度地方財政計画における一般財源総額の増額確保を行うなど、我々地方の財政運営にかなり配慮をいただいているものというふうに受け止めております。

税制改正に関しては、いわゆる軽油引取税等の暫定税率、あるいは環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収については地方特例交付金により全額補填する形になっているところでございます。

今後、消費税減税についても国民会議等で議論が行われるものというふうに考えておりますが、国においては、地方の財政運営や安定的な行政サービスの提供に支障が生じることがないよう、代替となる恒久財源の確保も含め、我々地方の意見を尊重し、丁寧に議論を進めていただきたいと考えております。

続きまして、県経済を今後どの方向に導き、強い経済をどのような姿で実現していくのか所見を伺うという御質問でございます。

政府においては、経済安全保障などの危機管理投資と先端分野への成長投資を強化し、雇用、所得、消費、企業収益が好循環する強い経済の実現を前面に掲げており、県としても、国と連携し、また国の政策を活用して産業政策のさらなる充実に力を入れていくことが重要だと考えております。

他方、我々地方として真に豊かな社会を実現していくためには、資本や人材の都市集中の是正、また、各地域に豊富に存在しているグリーンエネルギーの自給率の向上、さらには物流や産業用地等のインフラの整備投資、こうしたことについて政府と地方が一体となって取り組んでいくことが必要になってきているというふうに考えております。こうした課題につきましては、国に対して積極的に問題提起し、地域経済の潜在力を引き出す施策を推し進めていただけるよう働きかけていきたいと考えております。

県としても企業の競争力と収益力の向上を図り、その成果が賃金の上昇や安定した雇用の確保につながるよう取り組むことにより、県民の皆様お一人お一人が真に豊かな社会、豊かさを実感いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、先進的な企業と組んで県内経済をリードする成長戦略を講じ、県内事業者の技術を最大限生かした産業づくりを目指すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

危機管理投資と成長投資により日本の成長につなげていこうという政府の方針を踏まえれば、グローバル企業や先端技術を有する企業などとの連携が不可欠であるというふうに考えております。そのため、各分野で先端を行く県内外の企業とのコラボレーションにより分野ごとの産業集積地をつくっていくことや、グローバルに展開されている県内の企業と連携することにより世界で勝負できる産業クラスターを形成することなど、こうした進んだ産業政策に取り組んでいくことが重要になってきているというふうに考えております。

また、そうしたことを実現するためには、各分野に精通し、世界市場で成功体験を有するような企業や専門家の方々が有するネットワーク、知見をお借りするとともに、国の成長戦略としっかり歩調を合わせ、国とも十分連携をしながら対応していくということが必要だと考えております。このような取組を通じて、県内産業の成長に確実につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には５件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、重点的に取り組む分野を今後どのように選択していくのかというお問い合わせです。

本県には、既に強みと呼べる集積した産業構造が存在しています。また、地政学的な優位性

や、他県に比較して強みと呼べる豊かな自然環境などが存在しています。

今回、日本成長戦略本部において示された17の戦略分野は、このような長野県の強みを生かして、さらに本県産業を成長に導くことが期待される分野が数多く存在しています。このため、今後策定される地域未来戦略では、本県の強みを生かし、国の成長戦略と歩調を合わせながら、県内企業の収益力や競争力の強化、さらには雇用の確保や賃金の上昇につなげるべく、高付加価値型経済産業構造への転換を図っていくことに適した産業分野を選択していこうと考えています。

一方で、挑戦しない国に未来はない、そして成長も生まれないという言葉どおり、本県産業においてまだ強みとはなっていないが、本県の特性を生かして今後の成長が見込まれる分野に果敢に挑戦することも必要であると考えています。

今後は、国における制度設計や産業界など関係者の皆様の御意見をイノベーション推進本部会議の機会などを通じてお聞きしながら、本県産業の成長にとって最も効果的な分野を選択し、時機を逸することのないようスピード感を持って施策を進めてまいります。

次に、1月補正における工業技術総合センターへの設備導入についてのお尋ねです。

今回の設備導入では、本県の強みを伸ばして今後成長が期待できると現時点で考えている半導体、フードテック、水素分野における県内企業の取組を後押しすることを想定しております。

次に、どのような技術支援や研究開発支援を行うかにつきましては、例えば半導体分野については、性能が安定した半導体を生産するため、ウェハーの超微細な凸凹形状測定評価、フードテック分野については、高付加価値な酒類やワイン、みそなどの発酵食品の開発に向けた有用酵母の選別、育成、水素関連分野につきましては、水素関連装置に用いる材料の水素耐性評価など、県内企業の研究開発や製品改良を支援することに利用する予定です。

工業技術総合センターのこうした取組は、先ほど申し上げた重点分野における産業クラスターの形成に資するものであり、導入する設備が有効に活用されることで、今後県が策定する地域未来戦略の推進にも大きく寄与するものと考えております。こうした取組が今後国の支援策の呼び込みにつながる基盤となることを期待しております。

次に、フィジカルA Iの県としての捉え方と工業技術総合センターにおける取組についてのお尋ねです。

フィジカルA Iは、多様な産業の生産性向上に資する成長分野であり、深刻化する労働力不足の解消につながる切り札として期待されていると考えております。また、フィジカルA Iには、本県製造業が強みとする高精度センサーやモーター、通信技術などが幅広く活用される可能性を秘めていることから、県内企業にとって大きな成長の可能性につながるものと捉えています。

工業技術総合センターでは、これまでも製造現場におけるA I活用を支援しており、研究会を立ち上げ、A I関連技術の情報提供や共同研究の実施、センターが開発した人を検知できるA Iキットを実際に利用してA Iの有効性を体感してもらう取組などを行ってまいりました。

今回の1月補正予算で導入した急速な成長が見込まれるフィジカルA Iの動向を踏まえたA I協働ロボットにつきましては、ロボットが指先で正確に物を持ち上げることができるためのセンシング技術の開発、協働ロボットを現場で活用するために必要となるA I学習などの技術支援を行うことが可能となり、県内産業におけるフィジカルA Iへの対応が加速するものと考えております。

次に、自立した経営に向けた支援の在り方についてのお尋ねです。

中小・小規模事業者が賃上げや設備投資、事業転換など自立した経営に踏み出すためには、自ら経営戦略・計画を策定し、売上利益目標や必要な取組を明確にした上で融資や補助制度を効果的に活用することが重要です。県では、事業者の経営戦略・計画の策定を後押しするため、中小企業診断士等の専門家の派遣、大手企業の副業・兼業人材の活用に係る費用補助などを実施しております。

また、策定した経営戦略・計画に基づき、賃上げや設備投資、事業転換を円滑に進められるよう、賃上げ環境整備支援事業による生産性向上に資する設備投資、人材育成への補助、中小企業制度資金による省力化投資や新事業展開に必要な資金の提供なども実施しております。

今後は、これらの取組に加え、支援機関等の職員を中小企業診断士として養成し、伴走支援を強化するとともに、金融機関等の職員で構成する長野県価格転嫁サポーターを拡充し、価格転嫁を促進するなど、経営戦略・計画を策定した上で、必要な融資や助成制度の活用、さらには価格転嫁などにより生産性向上に向けた経営改善が進むよう、多面的な支援を展開してまいります。

最後に、中小企業の再生と構造改革についてです。

県産業全体の成長を図るためには、御指摘のとおり、県内企業の大多数を占める中小・小規模事業者の再生と構造改革が不可欠です。その実現に向けては、意欲ある中小企業の成長促進、小規模事業者の持続的な発展支援とともに、再生が必要な企業の早期把握と対応など、企業の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要であると認識しております。

まず、成長意欲の高い中小企業に対しては、新たに売上高10億円突破支援プロジェクトを立ち上げ、売上拡大に向けた設備投資への補助、次世代経営者育成ワークショップや新事業展開に向けた専門家派遣、販路開拓のための展示会出展補助といった多角的な支援により企業の成長を総合的に後押ししてまいります。

また、小規模事業者の支援を担う商工団体等の職員を中小企業診断士として養成し、事業者

が各種支援施策を的確に活用できる環境を整えるほか、税理士等の専門家による定期的な資金繰りモニタリングを必須とする新たな融資制度を創設し、経営悪化の予兆を早期に把握し、迅速な支援につなげる体制を構築してまいります。さらに、事業再生が必要となる場合は、地域の中核企業等とのM&Aや企業名を公表するオープンネーム型の事業承継マッチングを支援するなど、前向きな形での事業再生に取り組んでまいります。

こうした既成概念や従来の枠組みにとらわれない新たな支援策を通じて、中小・小規模事業者の再生と構造改革を着実に進め、県内経済の成長につなげてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、総合診療医に関する現状と課題、県の取組についてでございます。

総合診療医は、年齢、性別、臓器を問わず、患者の身体的、精神的、社会的問題を包括的に診る医師とされ、医師不足地域や高齢者等の診療において活躍が期待されているところです。平成30年度からは、総合診療専門医が新専門医制度の中に位置づけられ、令和7年現在、全国に937名、そのうち長野県内では23名が登録されております。

県内で総合診療専門医を目指す専攻医として採用された人数はこれまで63人を数え、専門医とともに年々増加しておりますが、県の医学生修学資金貸与医師の配置においては公立病院等からの要望に十分応えられていないのが現状です。

また、総合診療医を目指す際のハードルの一つとして、若手医師からは、比較的新しい専門領域であり、キャリアパスが明確でないことや、身近にロールモデルが少ないという声が聞かれております。そういった課題に対して、県では、医学生や若手研修医向けに総合診療医についての理解を深めるための研修会を開催するほか、総合診療医を目指す県外の医師を対象とした研究資金の貸与制度を設けております。また、国等に対して専門医資格の取得促進に向けたプログラムの見直し等を働きかけているところでございます。

次に、総合診療医の育成に係る施策の今後の方向性についてでございます。

2040年に向けては、高齢化の進展に伴い、総合的な診療能力を有する医師の必要性が一層高まることから、県としては、総合診療医の育成をさらに進めていきたいと考えております。一方で、県内には専門医資格が取得できる認定施設は13病院で、定員は34人となっておりますが、専門医を目指す医師の今年度の採用数は4病院で9人となっております。

総合診療医の育成は、現在、認定施設ごとに独自のプログラムにより行われているため、今後県全体で育成を進めるに当たっては、医療機関の連携や育成後の配置の考え方などについて関係者間で情報共有や整理をしっかりと行う必要があると考えます。このため、まずは認定施設が情報共有する場を今後設定していくとともに、木曽圏域を含む県内全域で総合診療医が活躍

いただけるよう、そのほかの支援についても関係者の意見を聞きながら検討してまいります。
以上でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後も、本県は、人口減少に伴う大きな、また多数の課題に向き合っていかなければならず、歳入構造改革や地域医療体制の整備、そして本県の特性を生かした成長戦略は不可欠だと思います。

本県の強みである豊かな自然や卓越したものづくり、実直な県民性を生かせば、将来への可能性はまだ十分あると考えます。県民が将来に安心と展望の持てるような適時適切な県政運営を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時10分延会

令和 8 年 2 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第6号)

令和 8 年 2 月 26 日(木曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員
選挙管理委員会
委 員 長

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊一郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志
丸 山 昇 一

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 任
総 務 課 主 事

萩 原 晴 香
村 田 吉 弘
東 方 啓 太
木 下 裕 介
菊 田 彩 夏

令和 8 年 2 月 26 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。
順次発言を許します。

最初に、丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）日本経済は、長く続いたデフレ局面から転換点にあると言われ、賃上げと成長の好循環が生まれつつあるとされています。

しかし、地方の現場では、円安による輸入物価の上昇や、エネルギー・資材価格の高騰が生活を直撃し、賃金の伸びが実感できない中で負担のみが増えているという声が強くあります。デフレ期のほうが暮らしやすかったという声すら聞かれる現実には、単なる景気の循環ではなく、経済構造そのものの変化を示しているのではないのでしょうか。

高市内閣は、2040年を目途に日本のGDPを1,000兆円まで引き上げるという方針を打ち出しています。これまで進んでこなかった官民一体となる成長分野への投資を積極的に行うというものです。このことに大きな期待があり、日本の未来がかかっているとも言えます。

一方で、人口減少が進み、労働力制約が常態化する社会においては、これまでのように規模の拡大によって成長を図るだけではなく、限られた人材で付加価値を高め、豊かさを維持する社会の転換も求められています。そのためには、賃金の原資となる生産性の向上、税の使い方の再検証、将来を見据えた人材政策、そして教育環境の整備を一体として考える必要があると思います。

以上の観点から、長野県がこれからどのような社会の姿を描き、その実現のためにどのような優先順位で政策を進めていくのか、順次お伺いいたします。

賃金と物価の関係について伺います。

現在、日本経済は賃上げが続いていると報じられておりますが、多くの方が発言されているとおり、地方の生活現場ではその実感は乏しく、むしろ生活費の上昇に対して所得が追いつかないという感覚が広がっています。特に、エネルギー価格や原材料費の高騰は、日々の暮らしだけでなく、中小企業の経営を圧迫し、その結果として賃金に回る余力が生まれにくい状況が続いています。

長野県の総合計画においても稼ぐ力の向上や持続的な賃上げが掲げられていますが、現場の実感との間にはまだ大きな距離があると思います。この問題は、一時的な物価変動だけではなく、地域経済の構造に関わる課題である可能性があり、その認識を共有することが政策の出発点になると考えます。

今地方で起きている物価は上がるが賃金は上がらない状況について、知事は原因がどこにあるとお考えでしょうか。人手不足の問題なのか。価格転嫁ができない問題なのか。それとも産業構造として付加価値を生み出しにくいのか。単なる一時的な現象か、構造的な問題なのか。阿部知事の御認識をお聞かせください。

こうした状況を踏まえ、県として国に最優先で求めるべき政策は何だとお考えでしょうか。地方の中小企業がきちんと値上げできる環境をつくるため、取引慣行の是正や投資支援などどのような方向の制度を求めていくのか。米沢産業労働部長に伺います。

また、県としてできることについてお聞きします。

これまで進めてきたデジタル化支援や人材育成が実際に付加価値の向上や賃金アップにつながっているのか、どのように検証しているのでしょうか。その上で、支援分野の重点化や高付加価値産業への転換など、産業構造そのものに踏み込んだ取組をどのように進めていくのか。米沢産業労働部長に伺います。

特に、低所得世帯においては、物価上昇の影響を最も強く受け、数年前と比べ生活の厳しさが増しているという声を多く聞きます。食料品やエネルギーなど生活必需品的な支出の割合が高い層ほど負担増の影響が大きく、賃上げの実感が乏しい中で、生活水準が大きく下がっていると感じる方も少なくありません。

また、資産を有する層は、投資機会を通じて資産形成を進めやすく、結果として富の偏在が拡大し、格差が固定していく傾向も見られます。2012年の日本のGDPは490兆円でしたが、当時の日経平均株価は1万円を切るレベルでした。現在の日本のGDPは600兆円を超えていますが、日経平均株価は6万円を目指すところまで来ています。15年でGDPは1.2倍の成長

に対し、株価は6倍まで開いています。これは、富める者とそうでない者の格差とも言える数字かもしれません。

もちろん、こうした日本企業の成長がなければ、年金運用の悪化や企業の弱体化、雇用減少など、日本全体が沈む局面になっていたことも事実だと思います。一方で、この格差が広がり続ければ、将来への希望の持ちにくさや社会的な不満の蓄積につながり、地域社会の安定や活力にも影響を及ぼしかねないと懸念します。

本来、こうした格差の是正は政治の重要な責務の一つであり、少子化対策とも密接に関わる問題であると考えます。知事は、少子化を最大の課題と位置づけておられますが、同様に、富の偏在が生む格差社会の問題についてどのように認識しておられるのか。その是正に向けて、教育、所得向上の観点から国にどのような政策を求め、県としてどのような取組を進めていく考えか。阿部知事にお伺いします。

税の使い方と成長投資についてお伺いします。

新政権は責任ある積極財政を掲げ、冒頭で述べましたが、2040年に名目GDP1,000兆円規模を目指し、政府投資と民間の大規模投資を連動させる成長戦略を打ち出しております。これは、これまで十分に促されてこなかった企業の設備投資を後押しし、内部留保を投資に回す政策として大いに期待するところであります。

そこで、賃金の原資となる投資と財政の在り方についてお伺いします。

人口減少が進む地方においては、単に投資額を増やすだけでなく、その投資がどれだけ地域の付加価値や所得として残るかが重要になります。これまでの産業支援がどの程度雇用、所得、税収に結びついたのかを検証し、次の政策に反映していく段階にあると考えます。さらに、我々の税金が何のためにどのように使われているのかという県民の視点もこれまで以上に強くなっていると思います。

そこで、税の使い道の見える化が一層求められる時代になっている中で、予算の使い方について県民の意見を広く聞くとともに、県民の皆様から徴収した税金をどのように県民の暮らしのために使うのか、より丁寧に説明していく必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、これまで行ってきた投資について伺います。

長野県においては、これまで、航空宇宙産業など特定分野への産業投資を進めてきましたが、県内付加価値、雇用、税収への効果をどのように総括、検証しているのか。その上で、今後地域経済へ波及効果をもたらす分野をどのような視点で選定していくのか。あわせて、その際、行政だけでは投資という判断は極めて甘いと感じますが、金融機関など民間の知見をどのように取り込んでいくのか。米沢産業部長に御所見を伺います。

将来の成長につながる税の使い方について伺います。

現在、多くの補助金や給付施策が実施されております。生活支援として重要であり、行政として最も大切な仕事だと思っておりますが、徴収した税を将来の所得と雇用の拡大につなげていくという視点もより一層必要になってくると思っております。

そこで、単なる支出にとどめず、生産性の高い分野への投資や付加価値創出につながる施策へ重点化していくという観点について、県はどのような方針で予算配分を行っていくのでしょうか。御所見を須藤総務部長に伺います。

次に、企業誘致について伺います。

東京一極集中が様々な観点で議論されておりますが、税収の観点、雇用の維持、人材の流出という観点でも企業誘致は進めていくべきだと思います。働き方が変わり、人の移動が柔軟になってきたことで二地域居住の拠点の一つとして長野県が選ばれるまちづくりを目指していくことは大変重要ですが、一方で、企業が地元に進出してくるというのは、様々な観点で大変価値のあることだと思います。

基本的に、企業誘致は基礎自治体の役割が大きい分野ではありますが、県全体の産業構造や税収に与える影響は極めて大きいと考えます。

そこで、広域インフラ整備、人材供給、規制の調整など県が担うべき役割をより積極的に果たすことで、長期的な税収確保につながる投資を促進すべきではないかと考えますが、県として企業立地を進めていく上でどのような役割が期待されていると考えているか。米沢産業労働部長に御所見を伺います。

次に、進出企業による人流や交通量の増加に合わせたインフラ整備に関しては、基礎自治体とこれまで以上に連携強化して取り組むべきと考えますが、県のお考えを栗林建設部長にお聞きします。

次に、長期的な地域の持続性についてお伺いします。

人口減少と高齢化が進む中、地域社会はこれまでの延長線上の仕組みでは維持が難しくなる局面に入りつつあります。労働力不足は既に産業活動に影響を及ぼし始めており、将来的には地域経済の規模そのものに関わる問題になることが懸念されます。

このような状況においては、単に人口減少を前提として縮小均衡を受け入れるのか、それとも、生産性向上や人材政策によって経済規模と豊かさを維持していくのか。県としての将来像を明確に示す必要があります。特に、人材確保については、国内人材だけでなく、外国人材との関係性をどのように築くかが地域社会の在り方を左右する課題となると考えます。

総合計画では、人口減少下においても産業の稼ぐ力を高めることで地域の豊かさを維持することを掲げ、ものづくり分野と情報分野を中心に人材育成を進めるとしています。一方で、労

働力不足は今後さらに深刻化する見込みであり、人材確保は、単なる雇用対策ではなく、地域社会の持続性の問題となっています。

先ほど成長戦略について伺いましたが、そこで重要となるのが、県内総生産、すなわち地域がどれだけ付加価値を生み出していくかという視点であると思います。もちろん、数値目標のみを追うものではありませんが、県としてどの程度の経済規模と豊かさを将来像として描いているのか、伺います。長野県として目標とする社会、経済の姿をどこに置いておられるのか。知事の御認識をお聞きます。

また、その実現に当たり、深刻化する人手不足への対応が不可欠であります。女性や高齢者の働く環境整備は言わずもがなですが、既に地方の現場では外国人材に頼らざるを得ない現実もあると思います。一方で、単なる労働力確保という観点ですと、一時的なものとなり、多くの弊害を生むと感じます。そうした中で、優秀な人材の地域への定着という視点が必要であると感じています。そこで、外国人材を地域社会の担い手としてどのように位置づけていくのか。県の人材政策の方向性を伺います。

外国人が、単なる労働力としてではなく、地域の中で孤立せず、ルールをきちんと把握し、守り、暮らしながら働き続けることができる環境づくりをどのように進めていくのか。県の所見を直江県民文化部長に伺います。

長野県は、女性・若者から選ばれる地域づくりを目指しています。私は、外国人からも選ばれる地域づくりも必要な時代が来ると思っています。もちろん、野放図にそれを進めることには反対であり、治安の乱れを助長することは容認できませんが、優秀な人材が長野県を選んできてくれることは歓迎したいと思います。

そこで、優秀な外国人材が長野県で働きたいと思えるような環境づくりが今後一層必要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。米沢産業労働部長に御所見を伺います。

高校生の通学環境整備について伺います。

高校を選ぶ選択肢が多岐にわたる時代となり、それに伴い、通学事情も変化しているわけですが、その中で、高校生の原付バイク通学の状況についてお尋ねします。

従来は安全面や生活指導上の観点から制限が設けられてきましたが、交通ルールの遵守意識の向上や、車両、装備の安全性の向上も見受けられます。また、地区ごとに方針が異なる現状については、合理性の検証も必要ではないかと考えます。通学事情の変化を踏まえ、安全確保とのバランスを取りながら、原付バイク通学の在り方を県としてどのように検討していくのか。教育委員会の考えを教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、物価は上がるが賃金が上がらないことの原因をどう考えているのかという御質問でございます。

幾つかの要因が複合しているというふうに受け止めておりますが、まず、現在の物価上昇は、需要拡大によるものではなく、むしろエネルギー価格や原材料費の世界的な高騰、さらには為替変動の影響、こうしたことによるコストプッシュ型の要素が大きいというふうに受け止めております。

また、県内企業の大宗を占める中小企業におきましては、取引価格への十分な価格転嫁が進んでいない状況の中で、利益が圧縮されて、物価上昇を上回る賃上げ原資が確保しづらくなっているということ。さらには、長期のデフレ環境の下でコスト削減が優先された結果、設備投資やデジタル化、人材投資が伸び悩み、付加価値の創出、生産性向上が賃金上昇につながっていくという好循環を十分形成することができていないといったような複合的な要因であるというふうに思っております。我々は、今申し上げた問題意識をしっかりと持ちながら賃金が上がるような環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、格差社会についての認識と、国に求める政策、県としての取組という御質問でございます。

丸茂議員の御指摘にもありましたように、私たち政治、行政に携わる者としては、やはり全ての県民の皆様方の幸せのために働くことが重要であり、そのためにも、この格差の問題にしっかり向き合っていくということが極めて重要だというふうに思っております。

格差が生まれてくる要因としては、これも様々あると思いますけれども、今日も株価が大分上がってきておりますが、いわゆる資産を持っている人と持っていない人の格差がますます拡大している状況だというふうに思っています。

また、働き方も、先ほどの賃金が上がらないことにも関連いたしますが、安い雇用、非正規雇用が拡大したことによって雇用においても二極化が進んできているといった状況もあります。また、グローバル経済の中で、低付加価値の産業分野については、世界の競争が厳しい中で、賃金が上がらない、上げることができない、そういう実情があるというふうに考えております。こうしたことに我々も正面から向き合っていかなければいけないというふうに思います。

まず、対応としては、一つは、所得が低い方々への支援をしっかり行っていくということ。そして、この格差が固定化してしまうことがないようにしていくこと。特に、子供たち、孫たちまで同じように格差が引き継がれるような社会であっては、そもそも日本の社会が分断されて深刻な状況につながってしまうというふうに思いますので、世代間の格差の固定化が起きないようにしていくということが重要だと思っております。

低所得の方々への支援については、生活保護をはじめとする様々な支援があります。県としても、例えば、経済対策等の中では、低所得の皆様方への給付金の支給やまいさばを通じた生活必需品・食料支援を行わせていただいておりますが、格差を固定化しないという観点では、やはり就労支援という観点も重要だというふうに思い、取り組ませていただいているところでございます。

また、格差が世代を超えて固定化しないようにするためには、やはり何よりも教育の問題が重要だというふうに思っております。

御指摘にもありましたように、教育費があまりにも高いということになると、どうしてもお金を持っている人だけが大学に進学できるといったようなことになってしまいますので、教育コストを下げていく、教育の機会を公正にしていくということが求められているというふうに思っています。

今回、国の取組もあり、公立高校も私学高校も授業料無償化の方向で取り組んでおりますし、保育料についても支援、また、給食費についても、まずは小学校分については市町村に対する支援を行うということで、従前に比べるとかなり教育費負担の低減に努めさせてきていただいております。引き続き、子育て、教育に対する負担の軽減については、国に求めると同時に、我々県としてもしっかり意識をしていきたいというふうに思っております。

また、これまでも、県としては、例えば、若者の挑戦を応援する観点から県独自の奨学金制度を設けておりますし、また、生活保護世帯の子供に対する学習塾費用の助成といったようなことも県単独で行わせていただいております。引き続き、この格差社会を是正していく、また格差を固定させない、こうした観点で県として取り組んでいきたいと思っています。

また、国に対しては、より大きな税や社会保障制度の観点でこの格差の問題に向き合っているただきたいというふうに強く思っております。国民会議が今日から始まるというふうに報道されておりますけれども、いわゆる給付付き税額控除の問題をはじめとして、ぜひ社会保障制度や税の在り方の抜本的な検討を行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、予算の使い方について、県民意見の反映、そして丁寧な説明をしていく必要があるという御指摘でございます。

これまでも、政策対話や予算要求に対するパブリックコメント等を通じまして、県民の皆様の声施策に反映するよう努めてきたところでございます。また、来年度からは、県民の皆様からの事業提案を投票で評価し、その結果を予算案に反映する県民参加による提案・投票制度（仮称）の導入を予定しております。

また、県民への丁寧な説明につきましては、今回の当初予算におきましては、予算編成方針の段階から10のテーマに予算を重点化するということをお示しさせていただき、県民の皆様方

にもお伝えしてきたところでございます。今後とも県民の皆様方からより多くの御意見をいただけるようにしていくということが必要だと思っています。

そのためには、御指摘がありましたように、まず、分かりやすい、伝わる広報をより意識していかなければいけないというふうに思っております。発表資料も、我々行政に携わる者が分かればよいというレベルではなく、こういうところに県は力を入れているのだということがどなたにも分かるように工夫していくことがこれからますます重要になってきているというふうに思っております。

また、LINEでの情報発信も行ってきましたが、この予算の内容も、様々な媒体を使ってお知らせしていくということが重要だというふうに考えております。

今後、様々な工夫をしながら、より効果的な発信に取り組んでいきたいと思っております。引き続き、事業構築、予算編成に当たりましては、対話と共創を基本にしっかり取り組んでいきたいと思えます。

最後に、県としてどの程度の経済規模、豊かさを将来像として描いているのか。また、県として目標とする社会、経済の姿をどう置いているのかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0でも掲げさせていただいておりますが、今、人口減少、価値観、ライフスタイルの多様化の中で、これまでの社会の延長線ではない社会をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

こうした中、経済的な繁栄はやはりベースとして必要だというふうに思いますが、それと同時に、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、県民の皆様方お一人お一人が幸せ、ウェルビーイングを実感いただける、そうした豊かな社会を目指していきたいというふうに思っております。

そうした中で、産業分野については、特に私ども長野県の強みとしての製造業、観光業、農業、こうした分野で具体的な目標値を定めて、それに向けて取り組んでできているところでございます。

製造品出荷額の基準年次が2020年、2021年、そして目標年次が2025年あるいは2027年となっておりますけれども、製造品出荷額については2025年までに6.6兆円を目指そうという目標を掲げておりますし、観光消費額については2027年までに9,000億円という目標を立てておりましたが、これについては、先日も部長から御答弁いたしましたように、既に目標を達成して1兆円を超えてきているという状況であります。

また、農業農村総生産額については、3,700億円の目標に対して、一昨年度の段階で4,346億円ということで、これも既に目標を達成しております。いずれにしても、経済的な繁栄を目指すということがこのしあわせ信州創造プランの中でも一つの重要な要素になっておりますので、

引き続きこうした目標値も意識しながら経済の繁栄に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、社会、経済の姿と、先ほど申し上げましたように県民の皆様方が幸せを実感いただける社会、これは単なる物の豊かさだけではない心の豊かさということも我々は併せて追求すると同時に、自然と共に発展してきた長野県でありますので、環境との共生ということもしっかり意識をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には5件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、国に最優先で求めるべき政策、取引慣行の是正、投資支援など国に求める制度の方向性についてのお尋ねです。

中小企業が持続的に賃上げを実現するためには、賃上げの原資を確保できる環境整備が不可欠であると認識しており、国に対して最優先で求めるべき政策は大きく二つであると考えております。一つは、価格転嫁の適正化を軸とした取引慣行の是正の徹底、もう一つは、生産性向上につながる投資を後押しする強力な支援パッケージの拡充、これらを求める必要があると認識しております。

この観点から、県では、既に賃上げ原資の確保が十分とは言えない中小企業の経営基盤強化に向けた強力な支援、取引の適正化に向けた社会全体で価格転嫁を受け入れる機運の醸成、付加価値額の増加と労働生産性の向上に結びつく企業の収益力強化などの施策の充実を知事会などを通じて要望しているところです。

特に、価格転嫁の促進に資する取引慣行の是正については、本年1月に中小受託取引適正化法が施行され、発注者側の禁止事項の追加等の改正が行われたところです。法改正の趣旨が広く、特に発注者側へ認知、遵守されるよう周知徹底、厳正な法執行、違反行為への的確な指導の強化を国に強く求めてまいります。

あわせて、中小企業が賃上げの原資を確保する上では、付加価値額の増加や労働生産性の向上に直結する投資を積極化できる制度整備が重要です。今後国が策定する成長戦略において、大企業のみならず中小企業への強力な後押しを国にしっかりと求めてまいります。

次に、これまでの施策の事業成果の検証と産業構造そのものに踏み込んだ取組の進め方についてのお尋ねです。

デジタル化支援などの施策が付加価値の向上や賃金アップにつながっているかについては、労働生産性や製造業の従業者1人当たり付加価値額、県民1人当たり家計可処分所得を達成目

標として設定し、事業改善シートにおいて達成状況の把握、要因分析、課題の抽出を行い、その結果を施策の改善に反映しています。

直近の指標では、労働生産性は改善が見られる一方、物価高やエネルギーコストの上昇といった外部環境の影響もあり、製造業の従業者1人当たり付加価値及び県民1人当たり可処分所得は前回の実績を下回る状況となっています。この状況を踏まえ、令和8年度予算においては、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を重点項目として掲げ、高付加価値産業への転換を図ってまいります。

また、国の地域未来戦略に基づくクラスター形成において、県としても地域の強みを最大限生かしながら取組を進めることで、高付加価値型経済・産業構造への転換をさらに力強く推進してまいります。

次に、特定分野への産業投資の効果と今後の取組分野の選定についてのお尋ねです。

県では、これまで、航空機、医療、食品などを成長分野に位置づけ、企業の新規参入や事業拡大を支援してまいりました。こうした取組により、各分野への参画企業数、製造品出荷額等は増加し、労働生産性も上昇していることから、県内における付加価値向上はもとより、雇用の維持・拡大や税収面でも一定の効果が出ているものと考えております。

このため、これまでの取組により、県内に成長の基盤となる集積が形成された分野に対しては、県の強みとしてさらなる成長を促すための支援を行うことにより、その分野の成長はもとより、多分野への波及を促してまいります。

一方、本県においてははまだ集積が進んでいない分野においても、国の成長戦略等により今後の成長が期待される分野については、新たに支援を行うことにより集積を進め、本県産業の新たな牽引役となるよう成長を促してまいります。

その上で、今後の成長分野の選定に当たっては、地域固有の強みや特性、蓄積されてきた技術や人材、さらには市場動向を踏まえ、県経済に波及効果が大きい分野を見極めていくことが重要と考えております。このため、長野県産業イノベーション推進本部会議などの場を活用し、民間企業や金融機関の皆様から御意見を伺いながら県として進むべき方向性について議論を深めてまいります。

あわせて、国が進める地域未来戦略におけるクラスター形成の議論も踏まえ、本県の強みを最大限に生かせる成長期待分野を的確に見定め、取組を進めてまいります。

次に、企業立地における県の役割についてです。

県としては、企業誘致を進めるに当たり、県内産業の成長に資する貢献の度合いの判断をした上で、立地企業が求めるサプライヤーの情報提供、立地環境としての広域インフラの整備や人材の確保、規制調整など、立地を希望する企業が求める環境の整備を進めることが必要だと

考えており、これらの内容は、誘致を進める市町村だけでは対応が難しいものも多く、協働しながら積極的に関与していくことが重要であると認識しています。

これまでも、産業用地を造成する市町村や立地を検討する企業に対し、電力などのインフラ整備、人材確保、土地利用規制の調整に関する御相談に対応するとともに、立地後に県内企業や地域との連携を希望される場合には適切にマッチングを行うなど、必要な支援を行ってきたところです。今後とも、企業誘致に積極的な市町村や立地を検討する企業のニーズを丁寧に把握しながら、県としての役割をしっかりと果たし、企業立地の促進につなげてまいります。

最後に、外国人材が長野県で働きたいと思える環境づくりについてです。

外国人材に長野県を働く場として選んでいただくためには、適正な雇用条件と良好な職場環境の下、やりがいを持って働ける企業、つまり、キャリアプランをしっかりと定め、将来の自分が見定められるような企業をしっかりと育てていくことが重要だと考えております。

このため、県では、外国人材が県内企業に定着し活躍できるよう、企業の意識醸成と受入れ環境整備の支援に取り組んでまいります。具体的には、外国人材受入企業サポートセンターでは行政書士が在留資格制度などに関する専門的な相談助言を行い、外国人材受入企業マッチング支援デスクでは経験豊富なスタッフが外国人材採用に向けた支援を行ってまいります。

あわせて、外国人材を共に働く仲間として受け入れるため、日本語や技能の習得、キャリアプラン作成の必要性など、やりがいを持って働ける職場環境の整備につながるセミナーを実施するとともに、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、企業の受入れ体制の強化を支援してまいります。さらに、新年度からは、外国人材が技能資格を取得する際に必要となる日本語能力の習得を促進するため、企業等が実施する日本語教育に対する新たな支援を開始し、取組の充実を図ってまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）生産性の高い分野への投資や付加価値創出につながる施策への重点化という観点での予算配分についてお答えいたします。

県の総合経済対策、暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策におきましても、暮らしを守る物価高騰対策と成長投資等による経済構造の転換を掲げており、県民や事業者の方々が変化する社会経済情勢に対応できるよう、両面から支援をしていくことが重要であります。その上で、成長投資等による経済構造の転換に向けましては、生産性の高い分野への投資や付加価値創出の観点を重視しており、令和8年度当初予算案におきましても、成長が期待される分野への重点的な投資やスタートアップの創出、企業の成長を後押しする設備投資への支援などを盛り込んでおります。

これらの施策を通じまして、高付加価値型の経済産業構造への転換を促進し、将来の所得や雇用の拡大につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には企業立地を支援する道路などのインフラ整備についてのお尋ねを頂戴しました。

企業立地に当たりましては、物流動線の確保やアクセス性の高さなど、道路をはじめとした社会インフラの整備水準が企業の立地判断に大きく影響するものと認識しております。このため、県では、広域的な道路ネットワークを形成する松本糸魚川連絡道路などの高規格道路や、インターチェンジ、産業団地へのアクセス道路など、企業活動を支えるインフラの整備に取り組んでいるところであります。

引き続き、企業立地による地域経済の発展に向け、市町村との連携を一層強化し、道路などインフラの整備を着実に進めてまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）外国人材に対する環境づくりについて御質問を頂戴いたしました。

地域に暮らす外国人県民は、就労目的で来県された方であっても、定住されている方であっても、同じ生活者であることから、こうした視点に立って外国人との共生のための施策を進めることが必要と考えております。

このため、県では、就労目的の方を含む県内に暮らしていらっしゃる全ての外国人県民を対象として、オンライン日本語教室の開催や市町村における人材連携型教室の開催支援を通じ、外国人県民が、日本語の習得に加え、日本の文化や生活習慣を学び、地域とつながる機会を提供しているほか、生活上の不安や困り事に多言語で対応するため、長野県多文化共生相談センターを設置し、外国人県民が安心して暮らせる基盤づくりを進めているところでございます。

議員御指摘の環境づくりを進めるためには、こうした取組を着実に進めることに加え、地域や職場において日本人と外国人との対話や交流等を通じた取組を自主的に進めていただくことが重要であると考えております。このため、日本の文化や生活習慣、ルールなどを教える場の提供などを目的に市町村や企業等が来年度実施いたしますパイロット事業の成果を検証し、県下で共有することで、外国人県民が暮らし、働き続けることのできる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校生の通学環境整備についてのお尋ねでございます。

県立高校における通学環境、とりわけ原付バイク通学については、各校が保護者や地域の意見、周辺の交通事情、生徒の生活実態を踏まえ、安全を最優先として総合的な判断をしているところでございます。現在、ほとんどの学校が禁止または許可制としている状況でございます。県教育委員会といたしましても、こうした各校の判断を尊重しているところであります。

一方、今後は、県立高校の特色化や地域の交通事情の変化により、通学距離の増加や公共交通機関の乗継ぎ負担の増大など、通学環境の変化が予想されるところでございます。県教育委員会といたしましては、これらの事情を丁寧に把握した上で、生徒や保護者が安心して通学できる環境を確保するため、原付バイクでの通学も含め、地域や保護者の声を聞きながら、問題意識を持って校長会や生徒指導主事会等で議論を深めるよう指導してまいりたいと考えております。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君） もろもろ御答弁いただきました。

我々日本人が改めて認識すべきは、日本は、世界のどの国と比べても、多くの面で優れ、平和で暮らしやすく、どの国にも負けない歴史と伝統文化があり、日本人であることに誇りを持てる国であるということです。

一方で、世界で最も少子高齢化が進んでいるという数値的な現実が閉塞感を生んでいる面もあると感じています。もちろん、数値的な側面を完全に無視はできませんが、未来に希望が持てない国では決してないと思っています。そして、地方においても、都会においても、チャンスは等しくあると思っています。

経済の規模を大きくして日本の底力を上げるという政策は、今やらなければいけない政策だと思いますが、格差を生む実態もあると思います。特に、地方行政は、この点をしっかり検証し、地方においても全体的な底力を上げつつ、本当に苦しい人に手を差し伸べることが政治の一番の役割であると思います。

誰からも不満の出ない完璧な政権運営や副作用の出ない政策は、何事においてもありません。しかし、今やらなければならないことをやるということ、そして、時に様々な意見反論がありながらも、日本が前に進む政策を実現していくこと。そのために長野県においては何かが必要なのか、常に多くの意見を聞き、共に前に進めることが大切だと思います。世界における日本の存在と、その中で輝く長野県の未来を祈念しつつ、一切の質問を終えます。

○議長（依田明善君） 次に、山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君） 上田・小県郡区選出の山田英喜です。

初めに、消防の広域化について伺います。

長野県では、平成20年に長野県消防広域化推進計画が策定され、県内を東北信エリアと中南信エリアの二つの消防本部体制とする方針が示されました。同年9月には、中南信消防広域化協議会が設立され、広域化に向けた協議が開始されましたが、その後、各自治体や関係団体において協議が重ねられたものの、最終的に広域本部の設置には至りませんでした。協議が中断に至った背景には、対象範囲や運営方式に関する合意形成の難しさ、さらには、制度面、財政面の課題などがあったと承知しております。

消防の広域化は、単なる組織再編にとどまるものではなく、消防力の強化、人員配置の効率化、装備の相互活用、さらには大規模災害時の対応力向上など、県民の生命と財産を守る体制の強化に直結する重要な議論であったと考えますが、全国に先駆けて検討が進められたものの、途中で協議が止まってしまったことは残念でもあります。

一方、現在、高知県では、人口減少に伴い、消防力の維持が困難となる地域への支援や災害対応の一元化、強化、さらにはコスト効率化を目的として、県内に15ある消防本部を一つに統合する広域化構想が進められております。

将来を見据えたとき、消防の広域化は避けて通れない課題であると考えます。しかしながら、実際に議論を進める過程においては、市町村、消防職員、消防団、そして地域住民の皆様に一定の影響が生じることも避けられません。だからこそ、その影響を可能な限り抑え、丁寧な合意形成を図りながら進めていく必要があると考えます。

以上の観点から、何点か伺います。

初めに、人口減少・高齢化が進む中、消防隊員の確保や専門性の維持が全国的な課題となっており、消防の広域化の実現につながるものとして消防の連携協力を進めていくことが考えられますが、本県においても、長野市と須坂市で消防指令センター業務の共同運用が本年4月から始まる予定です。こうした動きの中で、消防の広域化に関する県の現時点の考えと今後の方向性について伺います。

続いて、広域化を進めていく中でも、地域消防団の役割は一層重要になると考えます。県として消防団の役割、活動意義をどのように位置づけ、山間部が多いという地理的条件が厳しい中で消防団員の士気や地域防災力を低下させないためにどのような支援を行っていくか、見解を伺います。

続いて、消防広域化を進めるに当たり、デメリットの影響を極力抑えるための方策について提案をさせていただきます。

消防の広域化において大きな課題となるのは、職員の職位の変更、勤務地の異動、給与体系の変化などです。給与体系については、原則として高い水準に合わせていくことが望ま

しいと考えますが、それに伴い、人件費の増加が見込まれることから、国の財政支援制度の最大限の活用や新たな支援措置の要請など、財源確保の努力が不可欠であります。

職位の問題では、特に所長などの幹部職員については、急激な変更は組織の混乱を招きかねません。そこで、例えば5年程度の移行期間を設け、現在の職務を全うしていただく仕組みとすることで円滑な組織再編が可能になるのではないかと考えます。

続いて、勤務地については、原則として採用された地域での勤務を基本としつつ、希望を取って、勤務地の変更が可能な方には柔軟に対応していただく体制を整え、その上で、今後の新規採用については、警察や教員と同様に長野県全域での異動を前提とした採用へ移行しながら、隊員確保が困難な地域を計画的に支えていき、20年から30年という中長期的な視点で広域化の完成形へと移行していくことができれば、これまで懸念されてきた課題に対する混乱は最小限に抑えられるのではないかと考えます。

現状のままでは、消防体制を維持していくことが難しくなるのは明らかです。だからこそ、この案に限らず、あらゆる角度から課題を洗い出し、関係者の不安を丁寧に払拭しながら理解を求めていく姿勢が必要であると考えます。

そこで、広域化を進めていく中で、職員の職位、給与体系の変化や勤務地の異動が特に懸念されますので、現行の体制から広域化への移行期間を活用し、こういった部分への影響を必要最低限にとどめるべく配慮が必要と考えますが、所見を伺います。

また、広域化を進める上で、市町村によっては財政負担が大きくなることが懸念されますが、国の財政支援制度の活用見込みや県独自の支援策を検討する予定があるか、伺います。

続いて、広域化に絡めて、救急搬送について1点お伺いします。

高齢化や核家族化の影響もあり、以前のように具合が悪くなった場合に家族に相談をして救急車を呼ぶかどうかの判断が難しく、仕方なく救急車を呼ぶことも増えている事例などから、本県における救急搬送においても約4割は軽症であり、全国的に緊急性が低いケースでの救急車の出動件数が増加しています。その結果、現場への到着の遅れや救急隊員の不足につながっています。

こうした中で、横浜市では、電話を受けた際に症状を5段階に分類し、緊急度に応じて隊員の人数を調整する取組を行っています。広域化を進めていくと、カバーする範囲が広がる分、横浜市のような隊員人数の調整は効果的と考えますが、本県においてもこうした取組を検討していく余地があるのか。渡邊危機管理部長に伺います。

続いて、金属盗難対策について伺います。

近年、金属盗難は全国的に増加傾向にあります。統計を取り始めた令和2年以降、その被害は拡大を続けています。被害品目の内訳を見ると、半数以上が金属ケーブルであり、銅価格の

高騰を背景に被害が深刻化しています。

令和5年に発生した金属盗難の被害総額は約132億円に上り、そのうち金属ケーブルが約110億円と全体の8割を占めております。材質別では、銅の被害が約98億円と大半を占めている状況です。特に、太陽光発電設備に接続されている送電線を切断する手口が多発しており、発電事業者のみならず、地域のインフラにも大きな影響を及ぼしています。

令和5年の認知件数では、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県の上位5県で全体の半数を占めており、いずれも本県と隣接または近接する地域であります。そこで、初めに、本県における金属盗難の発生件数及び被害額の現状、そしてその推移について伺います。

本県における金属盗難の認知件数は、令和2年から令和6年までの4年間で約2.5倍に増加していますが、この増加ペースをどのように分析し、治安維持の観点から現在の事態をどう認識しているか、伺います。

続いて、犯行主体の変化と日本の若者が犯罪の実行役として巻き込まれないための取組について伺います。

これまでに把握されているデータによれば、金属盗難における検挙人員に占める外国人の割合は令和5年で60.7%に達しており、令和6年はさらに増加傾向にあるとされています。また、茨城県などの事例では、逮捕されたカンボジア人7名のうち6名が不法残留状態であったと報告されています。さらに、新聞報道では、カンボジア人やベトナム人が盗んだ金属を中国系の違法金属スクラップヤードが買い取っている実態についても言及されています。

そこで、全国的には金属盗難の犯行主体の半数以上は外国人であり、これは、外国人の受入れを進めてきた一方で、その後の適切な管理やフォローアップが追いついていないことを示唆していると考えます。今後、犯行主体である外国人グループが日本人協力者を求め、そこに犯罪の実行役として地元の若者が巻き込まれるといったケースや、場合によってはそのような犯罪がもうかるとの情報を得て犯行に及ぶなどが想定されますが、若者が犯罪の実行役とならないための取組について見解を伺います。

また、金属盗難は、盗難品を現金化させる出口を塞ぐことが最も効果的な抑止力であると言われていますが、不適切な買受け業者を特定した場合、または特定するために、警察としてどのような立入検査や指導を行っているのか、伺います。

続いて、長野県議会において長野県資源循環保全協会の皆さんと懇談をさせていただいた際にも、金属盗難の対策を要望としていただきました。その中で、盗難の情報などを共有してもらうことで、協会の皆さんも、警戒することに加えて、抑止力につながるとの御意見がありました。県警においては、捜査情報など開示できない部分もあるかと思いますが、盗品の持込みを即座に通報させるためのネットワーク構築を進めるべきと考えますが、どう進めていけるか。

見解を伺います。

加えて、東南アジアや中国など日本国外においては、リサイクル業がライセンス制となっているなど、参入ハードルが非常に高い一方で、日本国内では、金属リサイクラーとしての包括的な許認可制度が存在しないため、参入ハードルが比較的低い状況にあります。また、各国で輸入規制が強化される動きがある中、日本でリサイクル業を始める海外事業者が増加しているとの指摘があります。それに伴い、一部では、悪質な業者の存在も問題視されています。

当然ながら、各種法令を遵守して営業している適正業者は、法令を守らない不適正業者との価格競争において不利な立場に置かれることは言うまでもありません。また、金属盗難は、犯行現場と換金場所が県境をまたぐ広域犯罪とも言われます。そのため、ある県が対策を強化すれば取締りの緩い地域へ犯行グループが流入するという、いわゆるたちごっこに陥るおそれもあります。

そのような中、東北6県では県境をまたいだ連携を進め、これにより検挙率が著しく向上していると言います。本県においても、近隣県と足並みをそろえ、広域的な捜査情報の共有や県境をまたいだ共同パトロールの枠組みを構築するなど、近隣県と連携した取組の模索、構築が必要と考えますが、ここまです阿部警察本部長に見解を伺います。

続いて、盗難など明らかに犯罪に該当する事案については捜査権限を有する警察が主体となるべきものであり、行政が直接的に対応することは一定の限界があると考えます。しかし、一方で、産業廃棄物の適正処理に関しては、立入検査の権限を有し、現場の状況を最も身近にかつ継続的に把握できる立場にあるのも環境部であります。だからこそ、環境部が現場の実態把握に努め、関係機関と緊密に連携しながら、未然防止の観点から対応を強化していくべきではないでしょうか。

そこで、盗難品を現金化させる方法の一つとして、リサイクル業者などへの売却が挙げられます。警察の取締りのみでなく、行政としても業者に対する注意喚起などの取組が必要と考えますが、所見を環境部長に伺います。

続いて、長野県における外国人住民の受入れの在り方について伺います。

先ほど質問した金属盗難においても全国的に外国人が関わっているケースが多い中で、知事の本会議議案説明では、外国人に関わる課題については市町村への支援をしていく、または国へ制度設計を求めていくなどの説明がありました。他者任せではなく、県としての取組も必要と考えます。現在、県民文化部を中心に、外国人にとって生活しやすい各種施策を行っている中で、不法滞在などの罪を犯す外国人に対する対策も併せて実行していくべきと考えますが、所見を伺います。

また、現在検討されている人権尊重の社会づくり条例（仮称）について1点伺います。

今回取り上げた金属盗難の問題に限らず、実際に外国人住民の増加に伴い、外国人との交通事故や生活騒音などにより困り事を抱えている県民の声も少なくなく、私自身もこうした相談を受けております。

例えば、文化的背景の違いにより、家族ではない複数人で一つの住宅に居住するシェアハウスが一般的な国もあります。また、週末に仲間同士で音楽を流し、バーベキューを楽しむことが日常的な文化の国もあります。その出身者にとっては悪意がなく、自然な生活様式であったとしても、隣接する日本人住民にとっては大きな生活上の負担や迷惑となる場合があります。その結果、感情的な摩擦が生じ、国に帰ってほしいといった強い思いを抱く日本人が出てしまうことも現実としてあります。そうした感情をSNSなどに書き込んだ場合、現在の社会状況では、人権擁護の観点から、日本人側の発言がヘイトスピーチと受け取られる可能性も否定できません。

そこで、人権尊重の取組を進めていく中で、実際に被害を受けている日本人に対する対策の検討があるのか。現況について阿部知事に伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には消防の広域化について5点質問をいただきました。順次回答させていただきます。

まず1点目、消防の広域化に関する県の現時点での考え方と今後の方向性についてでございます。

昨年11月の県と市町村との協議の場で、持続的・安定的な消防体制を確保する観点から、その手法の一つとして、消防の広域化について県と市町村が共に検討を進めていくことについて確認を行ったところです。今後、本県の地域事情を考慮しながら、持続可能な消防体制の確保に向け、広域化や連携協力といった幅広い選択肢を視野に入れつつ、市町村の意見も丁寧に伺いながらしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目。消防団の役割、活動意義と消防団員への支援についてでございます。

消防団の皆様には、特に山間部での火災、大規模災害で、常備消防のみでは対応できない場合に加え、常備消防が到着するまでの初期消火や避難誘導といった活動において、消防の広域化にかかわらず、地域防災力の中核としての役割を担っていただく必要があるものと考えております。

昨年度、県下の全消防団員を対象にアンケート調査を行ったところ、消防団活動に対する負担感軽減や地元企業への働きかけを望む声を多くいただいたところです。このような御意見を踏まえ、消防団協力事業所の優遇措置による支援や信州消防団員応援ショップの拡充、操法大会における負担感軽減といった取組などを行っております。

加えて、来年度は、地区消防協会が実施する入団促進のための広報活動に対する支援や、消防学校における女性消防団員の受入れ環境の整備について現在予算案に計上させていただいているところでございます。引き続き団員確保や団員活動の環境整備について市町村や地域の皆様と共に進めていきたいと考えております。

3点目。広域化に伴う消防職員の人事、給与等への影響についてでございます。

広域化については、異なる人事・給与制度や財政制度を有する消防本部が統合されることから、転勤による勤務地をはじめ様々な影響が生じ得るものと考えております。

持続的、安定的に消防力を発揮していくためには、職員が安心して職務に専念できる環境を確保することが何より重要であり、市町村や消防本部の皆様と共に、このような影響をいかに緩和して円滑な広域化を図ることができるかを含め、今後検討していきたいと考えております。

4点目です。広域化に伴う財政支援についてでございます。

広域化の場合にあっては、市町村負担の見直しなどにより、財政負担がこれまで以上に多くなることも考えられることから、様々な財政支援制度を活用していくことが有効なものと考えております。現在、国では、広域化に対し、消防本部の統合整備に関する特別交付税や消防用車両の整備に関する有利な起債といった市町村に対する支援制度を設けているところでございまして、今後の状況に応じてはこのような制度を活用することが考えられます。

また、県独自の支援策としては、直近の上伊那地域の広域化の立ち上げの際に、システム環境の整備や協議会の運営経費等に対し県として支援を行ったところでございます。今後は、状況に応じて、このような対応をすることが必要かどうかを含め、市町村の御意見もお聞きする中で検討していきたいと考えております。

5点目。救急通報時における緊急度に応じた対応についてでございます。

議員から御紹介のありました横浜市の取組につきましては、救急出場件数の増加傾向に対し救急体制を確保する面から有効な取組であると考えております。一方、大都市部と本県において人口規模や地理的条件など救急を取り巻く状況が異なるところもあるものと考えております。

県では、救急車の適正利用に向けて、長野県救急安心センター＃7119や小児救急電話相談＃8000の取組を進めているところでありますが、今後の救急需要を踏まえ、持続的な消防体制の構築の検討において必要となる救急体制についても、市町村、消防本部と共に検討していきたいと考えております。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には金属盗難対策について4点御質問をいただきました。

県内における金属盗難の認知件数につきましては、御指摘のとおり、令和2年は96件であり

ましたが、令和6年には268件と約2.5倍となっております。近年、全国的に太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加傾向にあり、過去の検挙事例等から、複数の不法滞在外国人等が関与し、その背後には指示役等の上位被疑者の存在も認められるなど一定の組織性がうかがわれ、また、犯罪から得られた収益が不法滞在外国人等の収入源となるなど、治安上大きな課題の一つとなっていると認識しております。

県警察では、被害が想定される場所や時間帯における警戒活動の強化、太陽光発電施設管理者等に対する盗難防止セミナーの開催、電気工事業者、資源回収業者等に対する防犯講話の実施等を行うとともに、令和7年6月に成立した盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定を活用しながら対策を推進しており、令和7年には、認知件数は198件と前年に比べ70件減少したところであります。引き続き取締りや被害防止対策を進めてまいります。

2点目。若者が犯罪の実行者とならないための取組についてお答えいたします。

県内においても、若者が犯罪グループと関わりを持ち、事の重大性を十分に認識することなく犯罪に加担してしまうケースが散見されるところであります。県警察では、こうした実態を踏まえ、低年齢層からの教育啓発が重要であるとの認識の下、小中高校等において非行防止教室を開催するなどして規範意識の向上を図っているほか、犯罪に加担しないよう呼びかけるために、若者の利用が多い商業施設等におけるチラシ、ポスター、動画等を活用した広報啓発、ウェブ広告の配信や県警公式SNSへの掲載等による情報発信等に取り組んでいるところであります。引き続き、教育委員会をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながらこれらの対策を推進してまいります。

次に、3点目、不適切な買受け業者対策についてお答えいたします。

県警察では、盗難金属類の買受けや流通を防止するために、金属くず商及び金属くず行商に関する条例の規定に基づき、随時金属くず取扱業者に対する立入検査を行い、金属盗難被害の情勢の説明や取引時における相手方の身分確認、帳簿の記載及び不正品の疑いがある場合の申告等に関する指導を行っているところであります。

また、ネットワークの構築についてであります。昨年の6月に成立いたしました盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定により、今後、特定金属くずである銅を取り扱う業者は、公安委員会に対して特定金属くず買受業の届出が必要となりますところ、事業者団体であります長野県資源回収事業協同組合等とも緊密に連携しながら、効果的な通報体制やネットワークの構築を推進してまいります。

最後に、4点目の広域犯罪に対する取組についてお答えいたします。

太陽光発電施設等における銅線ケーブルを対象とした金属盗事件の多くは、組織的かつ広域的に敢行されており、こうした犯罪に迅速に対応するためには、隣接県をはじめとする関係県

警察や警察庁との情報共有や連携は必要不可欠であると考えております。

県警察では、部門横断的なプロジェクトチームを設置し、組織的窃盗・盗品流通事犯対策を強力に推進しているところでありますが、この捜査の過程で得られた各種情報は、警察庁や他県警察と共有し、犯罪グループの実態解明や取締りに生かしているところであります。引き続き他県警察とも必要な連携を図りながら広域犯罪への対策を推進してまいります。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）県環境部による金属盗対策についての御質問でございます。

先ほど、警察本部長から、所管します金属くずの買受け業者に対する立入検査や指導等についての御答弁があったところでございます。

産業廃棄物処理事業者に関しましては、金属くず商と異なり、金属くずが持ち込まれても処理料金を徴収する立場であるというところではございますが、金属くず商を併せて営んでいる事業者が存在することも考えられることから、県環境部としましては、県内の産業廃棄物処理事業者と構成します長野県資源循環保全協会を通じまして、事業者金属盗に関する注意喚起や情報提供を行ってまいりたいと考えております。また、産業廃棄物処理事業者への立入検査におきまして、盗難金属ではないかとの疑わしい事案が確認された場合には、警察とも連携して対応に当たりたいと考えております。

このほか、お話にもございましたとおり、太陽光発電施設から金属ケーブルが盗まれる被害が多いことから、太陽光発電事業者に対し、県ホームページにおいて、フェンスや防犯カメラの設置などの防犯対策を引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には外国人政策に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、不法滞在等の罪を犯す外国人に対する対策も実行していくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

ほとんどの外国人の皆様方は法やルールを守っていただいているというふうには受け止めておりますが、他方、御質問にもありましたように、一部の外国人による犯罪が行われているということも事実であります。こうした事実を踏まえて、県民の皆様方の不安に寄り添っていくということも我々にとって重要なことというふうに思っております。

県警におきましては、外国人による犯罪対策として、法令に基づく捜査、取締りはもとより、地域や企業、学校等を対象とした防犯、交通安全、防災についての講話などの広報啓発活動、また、雇用主等に対する不法就労防止の啓発等の取組を行っていただいているところでございます。

また、知事部局におきましても、外国人が日本の生活習慣やルールを理解できないことでトラブルやルール違反を起こすことがないように、日本語教室等においてこうしたことを学べる機会を提供しているところでございます。

先日改定されました政府の外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策におきましては、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すという方向性が示されたところでございます。私どもとしても、この方向性を踏まえ、多文化共生の推進と県民の安全・安心の確保の両面から、データやファクトに基づき、調和の取れた外国人政策を進めていきたいと考えております。

また、私を本部長としております長野県多文化共生推進本部におきましては、新たに警察本部にも御参加いただくことで、知事部局と警察本部がより一層緊密に連携しながら対応していきたいと考えております。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）における外国人のことをいろいろ発言するとヘイトスピーチになりかねないのではないかとという御質問でございます。

現在検討中の長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におきましては、普遍的な人権尊重原理に基づきまして、何人も他人に対して人権侵害行為等をしてはならないということにしております。

しかしながら、交通事故や近隣トラブルにつきましては、これは国籍のいかんを問わず、法令に基づき、あるいは話し合いを通じて解決されるべきものというふうに考えております。また、ファクトやデータに基づく冷静な議論、冷静な発言まで否定されることがあってはならないというふうに思っております。

外国人は、言語や生活習慣の違いから、地域社会との間で誤解や行き違いが生じやすいこともありますので、まずは生活習慣を十分理解していただくなど、我々としても受入れ環境を整えていくことが重要だというふうに考えておりますし、そうした取組を今後一層充実させていきたいというふうに思っております。今後とも、外国人政策をめぐって社会に分断が起きることがないように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）それぞれ答弁いただきました。

消防の広域化については、手段の一つとして、今後、県、市町村が共に検討していくということでありました。進めていくとなれば、影響を抑えながらということ、引き続き検討をお願いできればと思います。

また、119番通報トリアージ、横浜市の救急搬送の優先度判定の取組ですけれども、こちら

を横浜市で開始したのが2008年10月からであります。阿部知事が横浜市の副市長を務めていたのが2007年から2009年ですので、まさに在任中に導入された制度かと思います。そのときの知見なども生かして長野県バージョンでまた考えていただければと願うところであります。

また、金属盗難については、今後、関係団体と連携しながら情報共有し、検挙に努めていくというお答えがありましたので、引き続き動向をうかがっていきたいと思います。

外国人受入れの政策については、先ほど丸茂県議からは、ルールをきちんと把握し、守り続けながら働き続けることができる環境づくりということでした。私の考えはそれに逆行するものではなく、そういうところは大変重要だと思っております。本県で外国人住民を受け入れる体制がしっかりできたからこそ受け入れていくということで、今、外国人住民の比率と日本人の比率で見ると、様々な面で少し課題があるのかなというところを指摘させていただきました。

現在、長野県の外国人住民は人口の2.3%ほどかと承知しておりますが、これまでのように国籍にかかわらず受け入れていったときに、どこまでを想定してどういう長野県の将来像を想定しているのかということについては明確に語られてくることがなかったのかなと。

例えば、5%なのか、10%なのか。国籍にかかわらずということであれば、100%。極端な例ではありますが、そういったところまで許容していくのかということ。

人口減少に対して、30年、40年も前からデータではこういう状況になるということが分かっていたのに、今このような大きな混乱を生んでいるということで、将来、気づいたら外国人住民が増え過ぎていたという状況に至ってから対応するのではなく、そういう目標も決めながら次の世代に安定した長野県を引き継いでいけることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時16分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）塩尻市区選出、改革信州の丸山寿子です。一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

前回の11月定例会においての一般質問で、ワインと食材のマリアージュ、相性を生かしたワイン振興について質問しました。今回は、信州のテロワール、土壌、地形、気候、また、栽培、醸造など、その土地の個性や風土を生かしたツーリズムによる振興について質問いたします。

長野県は、全国に先駆けて、平成14年（2002年）に県産ワインに独自の品質認定制度である長野県原産地呼称管理制度、通称N A Cを導入し、翌年の平成15年から認定を行ってきました。当時、日本にはワイン法がなく、外国産の原料でも国内で瓶に詰めれば日本のワインとされていましたが、長野県ではいち早くこのN A C制度に取りかかり、長野県産ブドウを使って長野県内で醸造されたもののみが審査の対象となっています。改めて地元の農産物であるブドウからワインが造られるのだということを再認識しました。塩尻市内でワインやブドウ栽培への関心が高まり、ワインアドバイザーを講師に、市民有志のワイン研修講座も始まり、座学のほかテイスティングも開かれました。

平成17年（2005年）に、塩尻駅前を起点に、塩尻市及び関係団体でワイナリーフェスタを開催しました。市民はもちろん県内外からも多くの参加者があり、シャトルバスも活用しながらブドウ畑を見ながら歩くのを楽しみにしていました。当初の頃は秋の開催でしたので、ブドウの葉が色づくことや北アルプスをはじめとした山々に参加者は感動して歩いて回る姿が見られました。その後、秋はワイナリーが収穫や栽培で忙しいからということで、新緑の季節の開催に変更となっています。こうして始まったワイナリーフェスタは、今年2026年で20回目の開催になります。

平成27年（2015年）に国税庁の告示によって日本ワインが定義され、ワインラベルには、産地名、ブドウの品種名、ブドウの収穫年の表示基準などが定められるようになりました。ワインを生産しているほとんどの国にあったワイン法、その設置により日本全体がようやく変わり始め、日本中で地元のブドウを使った日本ワインが作られるようになりました。

その中でも、長野県はワイン用ブドウの栽培量が日本一で、その品質も高く評価されており、ワイナリー建設を目指す人が市内外から増えてきています。県は、2025年に信州ワインバレー構想を策定し、ワインの主要な産地として、桔梗ヶ原ワインバレー、日本アルプスワインバレー、千曲川ワインバレー、天竜川ワインバレーの四つを置き、ワイン産業の振興を図ってきました。さらに令和5年以降に八ヶ岳西麓ワインバレーが加わっています。

ワイナリー建設に至るまでに、新規に取り組むに当たり、農地の取得や土地を借りる手続等で手間取ったり、また、遊休荒廃農地であったところを切り開いたり、高齢になって畑を作れなくなった方から畑を借りて整備し直すことに苦労した例や、また、ワイン特区として新規参入した場合、小さなワイナリーとして少量でも醸造が可能になる利点はあるものの、その分収益は少なく、初期投資もかかるので、軌道に乗るまで苦しい時期が続くといった声を多数聞きます。

そこでお聞きしますが、幅広い裾野を持つワイン産業の発展は、観光や飲食をはじめとする様々な分野で地域経済を活性化させると考えますが、中核である個々のワイナリーが安定した

経営基盤を整えるための県の取組について米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、ワイナリーを観光資源として活用することは長野県観光の強みであると考えますが、長野県産ワインの魅力を伝える人材の活用や、受入れ環境の整備などワインツーリズムの推進についてこれまでの取組状況と今後の方向性を高橋観光スポーツ部長にお聞きします。

また、令和9年には、JRと連携して実施する大型の観光キャンペーン、信州デスティネーションキャンペーンも控えており、その中でぜひワインツーリズムを取り上げ、その魅力を発信していただきたいと思います。信州の魅力を感じてファンになってもらえたらと思いますが、DCにどのように取り組んでいくかについて高橋観光スポーツ部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）ワイナリーの経営安定に向けた県の取組についてのお尋ねです。

各ワイナリーが確かな経営基盤を確立し、安定的に事業運営を行うため、県では、金融機関と連携した経営力向上セミナーの開催、専門家派遣による個別課題の解決支援を行うほか、県ワイン協会や農政部等と連携した栽培管理・醸造技術向上セミナーの開催、工業技術総合センターによる個別技術指導など、経営、技術の両面から支援を実施しております。

さらに、経営基盤の安定化のためには、製品のブランド化による高付加価値化やそれに伴う安定した販路の開拓も必要であると考え、GI長野の認定による付加価値向上を図るとともに、販路拡大に資する商談会を開催するなど、経営安定化に向けた取組を進めております。今後も、地域の核となるワイナリーの経営基盤の強化にしっかりと取り組んでまいります。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には2点御質問をいただきました。

まず、ワインツーリズム推進の取組状況と今後の方向性についてお答えいたします。

長野ワインの国内外での評価や個性豊かな質の高いワイナリーの増加を背景に、市町村やワイナリー等が連携して、県内各地で様々なワインツーリズムの取組が進められております。

議員からも御紹介いただいたように、循環バスでワイナリーやブドウ園を巡る塩尻ワイナリーフェスタや、複数の産地が広域的に連携し周遊を促す千曲川ワインゴーランドなど、自然や文化を楽しみながら地域の食とともにワインを味わうイベントが開催され、県内外からの多くの来訪者でにぎわっております。

県においても、土産店や宿泊施設等へのワインサーバー等の設置支援や、しなの鉄道「ろくもん」でワインを提供するツアーの実施など、旅行者がワインに親しむ機会の創出に取り組んできました。

また、長野ワインの魅力を伝える人材につきましては、各地域でも養成が行われてきておりますが、今年度、県観光機構、県ワイン協会が連携して地域のガイドやソムリエを対象にした

テロワールツーリズムガイドの養成研修を行ったところであります。

今後は、こうしたガイドの活用をさらに促すとともに、バス等を利用した周遊ツアー造成に対する支援や宿泊税の市町村交付金の活用などによりまして、ワインを核とした特色ある様々な取組が広がるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、デスティネーションキャンペーンでのワインツーリズムの魅力発信についてお答えします。

本県の特色あるワイン産地としての魅力を信州デスティネーションキャンペーンにおいても積極的に発信していきたいと考えております。具体的には、信州DCの特設サイトにおいて各ワイナリーで提供される体験コンテンツ等の具体的な情報や県下各地のワインツーリズムの取組を紹介するほか、全国のJRの駅などで配布する公式パンフレットに県産ワインの特徴や魅力を掲載するなど、情報発信に努めてまいります。

さらに、三大都市圏等で開催する観光商談会や、全国のJR、旅行会社の関係者が集まる全国宣伝販売促進会議等において各地域のワインツーリズムが旅行商品化されるように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

冒頭で平成17年頃の塩尻桔梗ヶ原の様子を紹介しましたが、当時はまだ県内にワイナリーが限られていました。しかし、現在は、ワイナリーが増え、ワインバレーも増えたことから、それぞれの土地のテロワールを感じながら長野県内各地を回る楽しみが広がりました。各地には、自分のエリアなら案内や説明ができるボランティアもいると思います。そんなところにテロワールガイドの研修を受けた方々が加わってリードしていただけたらと思います。

長野県観光機構と長野県ワイン協会が共同でテロワールガイドの養成事業を行ってきたということをお聞きしておりますが、基礎研修や現地視察等のガイド研修を生かしてこうした養成ガイドを積極的に活用していただき、ワインを活用した長野県観光がますます推進していくことを願っております。

次に進みます。読書活動推進について伺います。

近年、インターネットやSNSなどの普及により、新聞や雑誌、書籍など紙媒体での活字を読む量が減って、活字離れの時代と言われています。欲しい情報だけを検索して得ているだけでは、読解力や情報の真意を見極める力、リテラシーが低下するが、逆に文章を紙媒体で見るとは、年齢を問わず、情緒力や論理的思考を高めるとの指摘があります。

身近な図書を気軽に利用することで、生涯学習の一環として人生を豊かにすべく、読書の推

進について質問いたします。

住民にとって、図書館に出向くのは、本との出会いのためですが、自分が何か調べたいとか好みの本を探したいというときにまず役立つのが、レファレンスです。図書館のカウンターで利用者が何々を調べたいと相談すると、図書館員が検索をして適切な資料の案内を行うサービスです。

また、相談された図書館にない本も検索して、他の図書館にあることが分かれば取り寄せてくれるのが図書館の相互貸借です。県立長野図書館においてレファレンスの活用や図書の相互貸借などの図書館の利便性をもっと周知することで、県内公共図書館の利用者も増えると考えますが、どうなのかを武田教育長にお聞きします。

次に、県内全体の読書環境を豊かにするための取組についてお伺いします。

全国の約4割の市町村、特に町村部に公立図書館がなく、福島、沖縄、長野、熊本、高知、北海道の自治体の割合が多いと言われています。2025年時点では、256町村に図書館も書店もないとのこと。また、書店ゼロ自治体が多いのは1位が沖縄56.1%で、続いて2位が長野51.3%と聞き、驚きました。

図書館の減少の背景には、紙の書籍の販売不振に加えて、地方の人口減少も影響している上、長野県は自治体数が多いのも要因となっているとのことですが、次の2点についてお聞きします。

県内には公民館図書室等がありますが、公共図書館相互のネットワークによる図書館サービスは受けられるのか。また、公共図書館未設置自治体に対して県としてどのような支援ができるのかについてお伺いします。また、全市町村と県が費用分担して共同運営しているデジとしよ信州の活用状況と今後の方向性についてお聞かせください。

次に、地域の読書環境を豊かにしていくためには図書館と書店が連携していくことも大切であり、このような事例を広報し、活用できるものから県内に広げていくべきと考えますが、今後の取組についてお伺いします。以上3点を武田教育長にお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）読書活動推進について御質問をいただきました。

まず、県内公立図書館の利用促進についてでございます。

公立図書館が提供するレファレンスサービスや図書館の相互貸借制度は、県民の知的探究を支える重要な機能であり、議員御指摘のとおり、これらの一層の周知が県内公共図書館の利用促進につながるものと認識しております。

県立長野図書館では、レファレンス事例を国立国会図書館が全国の図書館等と構築しているレファレンス協同データベースに登録し、県民がインターネットを通じて幅広く活用できるよ

う支援しているところでございます。

また、相互貸借サービスでは、全国の図書館や大学から資料を取り寄せるとともに、他の図書館からの多様な借受け依頼に対応できるよう専門書や地域資料の充実に努め、知の共有に貢献しているところでございます。

今後も、レファレンスの活用や相互貸借の周知を一層進めるとともに、本を借りるだけでなく、居場所や交流、地域資料のアーカイブ化など、地域の学びや暮らしを支える多様な役割についてSNS等を利用して広く発信し、県民が生涯にわたり図書館を有効に活用していただけるよう取り組んでまいります。

続いて、公共図書館の相互ネットワークや未設置自治体への県の支援についてでございます。

現在、県内の多くの公民館図書室では、公共図書館相互のネットワークによるサービスを受けられるようになっておりますが、職員配置等の課題により十分なサービス提供が難しい状況があることも承知しております。また、県立長野図書館としては、公民館図書室への図書貸出しやレファレンス協力などを通じて住民サービスの充実に支援しているところでございます。

公共図書館未設置の自治体も含めた支援としては、県立長野図書館を中心に、公民館図書室を含む全市町村の司書の資質向上を図るための研修会の実施、地域で開催される会議等への講師の派遣のほか、公共図書館や公民館図書室等を訪問し、現場の課題やニーズの把握、実践活動事例の情報提供などを行っており、引き続きこれらの支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、デジとしょ信州の活用状況と今後の方向性についてでございます。

デジとしょ信州は、全市町村と県が共同で運営する全国で初めての仕組みとして令和4年8月にサービスを開始いたしました。令和7年10月時点で、蔵書数は2万5,161冊、登録者数は3万4,768人、累計貸出数は29万5,244冊となっております。また、朝8時台には朝読書等で10代の利用が多く、夜間には図書館の開館時間に来館が難しい30代から50代の就業者層の利用が多いなど、幅広い世代に活用されております。

今後は、学校との連携を一層強化し、探究県長野の学びを支える一つのツールとしての活用促進を図るとともに、多文化共生や読書バリアフリーの観点から、多様なジャンル、言語の電子書籍の充実や、障がい者とその家族を対象とした利用体験会の拡充などを進めてまいります。また、市町村が保有する地域資料についても電子化を進め、地域の知の蓄積と発信につなげてまいります。

引き続き県民がいつでもどこからでも電子書籍にアクセスし、生涯にわたって学びを深められるよう、全市町村と県が共同で取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、図書館と書店の連携の今後の取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、地域の読書環境を豊かにしていくためには、図書館と書店が互いの特性を生かしながら連携し、読書の魅力を地域に広く発信していくことが重要であると認識しております。

取組の一例として、今年1月には、県立長野図書館において、国の受託事業の一環で、県内の書店と図書館の関係者が一堂に会し、双方が置かれている現状や課題を共有するとともに、読書人口の拡大に向けた連携、協働の在り方を考える合同研修会を開催したところでございます。

今後も、県内外の先進的な取組を積極的に収集し、フォーラムや研修会等で情報共有を進めるなど、顔の見える人的ネットワークを構築しながら、地域の書店と図書館の連携協働が一層広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えをいただきました。

レファレンスには、図書館司書や図書館員の存在が大きいと感じますので、サービス向上のためにも、スキルアップ、研修や資格取得等の支援や待遇改善の検討をお願いしたいと思います。

また、御答弁の中にもありましたが、デジとしょの学校での活用、タブレットは集団で同じものを使っているような利点もあると思いますが、文字が読み取りにくい障がいの子供さんや大人、そして高齢者への活用も非常に有効だと思いますので、引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

塩尻市立図書館について紹介しますが、建設した2010年当時には、図書館建設の補助金がないことで、複合施設塩尻市市民交流センター「えんぱーく」内に移転、開館しました。そのことで、逆に、地域の特性を生かし、複合施設として多くの施設と同居していることを強みとする新しい図書館像を追求しつつ、図書館としての役割や機能を強化してきました。15年を経た現在も、貸出数や利用者、レファレンス数も多く、図書館は多くの人でにぎわっています。

このような例から、単独館でなくても、やり方によっては公民館とコラボした図書館にも参考になる点があるのではないかと感じるところです。

また、図書館法は、日本国憲法、教育法、社会教育法、図書館法と連綿とした法体系の中で、知的自由、図書館の自由がうたわれています。それらを全ての県民がひとしく享受できるよう、引き続きの県の取組をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。高齢者施設の施設整備について3点お伺いします。

一つ目に、今後の高齢者人口の見通しを考慮しながら高齢者施設の整備を実施していく必要があると思いますが、県としてどのように進めていくのか、お聞かせください。

二つ目に、近年、大雨や地震などの災害が頻発している中で、災害時に避難が困難となることが予想される高齢者施設の利用者の安全確保を図るため、施設の防災・減災対策が必要であると思いますが、県の取組について伺います。

三つ目に、人口減少により人材が不足している中で、介護の分野でもＩＣＴ機器等の活用を進めていくべきと思いますが、現状と課題、今後の取組について伺います。以上３点について笹渕健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には３点お尋ねがございました。

初めに、今後の高齢者施設の整備の見通しについてでございます。

高齢者人口の増加に伴い、介護需要が高まると見込まれる2040年に向け、各市町村では要介護認定者数を見込み、特別養護老人ホームなど必要な介護サービス基盤の整備を計画的に行っております。

このうち、高齢者施設について、県では各圏域別の介護需要のピークを見据え、市町村の施設整備計画との調整を図った上で必要な施設整備が行われるよう、令和６年度から３年間の第９期長野県高齢者プランに施設整備目標を設定し、これに基づいた支援を行っているところでございます。

なお、近年では、高齢者にとって多様な住まいとなる住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者住宅の整備も進んでいることや、特別養護老人ホームの計画的な整備などが進んだことにより、在宅における入所待機者数は減少傾向にあります。今後も、第９期高齢者プランに基づき、市町村と連携し、高齢者施設等の必要な介護サービス基盤の整備に取り組んでまいります。

次に、高齢者施設の防災・減災対策の取組についてでございます。

近年、自然災害が頻発している中で、高齢者施設の入所者等の安全を守るため、防災・減災対策を進めることは極めて重要であると認識しております。

県では、高齢者施設の入所者等の安全確保を推進するため、災害による停電に対する非常用自家発電設備の整備や、河川の増水等による施設への浸水や土砂流入を防ぐ止水板の設置などに対する支援を行ってまいりました。

加えて、昨年の11月補正予算に計上した災害発生時においても介護サービスを円滑に継続できるように、飲料水等備蓄物資やポータブル発電機などの設備・備品の購入費用等を支援するサービス継続支援事業費補助金の執行に向けた準備を現在進めているところです。今後も、災害発生時における高齢者施設の入所者等の安全確保を図るとともに、必要な介護サービスを継

続できるよう、引き続き防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、介護現場におけるＩＣＴ機器等の活用についてでございます。

今後、介護需要の高まりと生産年齢人口の減少が見込まれる中、県においては、介護職員の離職防止、定着支援に向けたＩＣＴ機器等の活用による介護現場の生産性向上が重要であると認識しております。

県では、これまで、介護施設において、職員の負担軽減や業務改善に資する見守りセンサーなどの導入支援を行ってきておりますが、各施設の実情に合った機器選定や業務改善への効果的な活用に課題があると考えております。

このため、昨年度、介護現場におけるワンストップ窓口である生産性向上総合相談センターを設置し、介護施設等からの相談対応、研修会の開催、介護ロボット等の機器展示会や機器貸出しといった支援を幅広く行っているところです。引き続き、ＩＣＴ機器等の導入、生産性向上に関する取組を支援し、介護人材の確保と定着に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えをいただきました。

昨今の物価高で、施設側も運営が厳しく、それにより利用者の経費が上がってしまい、利用者も苦しい状況であるという話をよく聞きます。

今までユニットケアを推進してきておりますが、多床室の利用でないと金銭的に無理であるというような話もあります。人口減少が進む中で、高齢者施設は、新築をどんどん増やしても、高齢者自身も今後減少していきますので、今ある施設をメンテナンスして活用すべきと考えます。

災害対応についても御答弁いただきました。大変重要なことで、力を入れていただきたいと思いますと思いますが、老朽化した施設の改修や空調設備のメンテナンス、あるいは入替え等で快適に命を守ることも昨今の気候変動の中で大切であると思います。

しかしながら、現状では、老朽化した部分は施設の運営費の中で管理者が維持管理費用を負担しており、現在、施設にはそのようなゆとりはなく、こうした現状の中で維持管理に係る改修費用についても補助していただけるように国に対して力強く働きかけていただきたいと思います。

高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らせる、そんな長野県であることを願い、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）共産党県議団、和田明子です。

まず、高校トイレの洋式化、改修について伺ってまいります。

高校の全ての特別教室等へ令和8年度、9年度でエアコン設置率100%。繰り返し質問で取り上げてきたことが予算化され、実施していただくことになり、歓迎しております。さらに、県立高校の環境改善として、トイレの洋式化を4年間と期限を定め計画的に進める提案には、大いに期待しております。

実は、今年1月に篠ノ井の更級農業高校の校長先生とお話をする機会があり、全ての特別教室などにエアコン設置がされるとお話をしますと、「それは大変ありがたい。さらに課題はトイレの洋式化です。いまだに和式便器のままです」とお聞きしました。

その後、更級農業高校に伺い、トイレを見せていただき、驚きました。いまだに全てのトイレが和式トイレであり、中には、改修されず、「使用できません」の貼り紙がされたままのトイレもありました。学校から改修の要望を上げ続けてきたが、ようやく稲荷山養護学校高等部の更級分教室がある1階は洋式化の予定があるとのことでした。

そういう状況の中で、新年度予算案に、県立高校学習環境改善事業、学校トイレの和式便器の洋式化に加え、臭いの解消、床の乾式化、衛生器具の更新、照明のLED化などトイレ設備の総合的・包括的な整備を行い、トイレ環境の改善を図るとのこと。来年度から令和11年度の4か年で和式トイレから洋式トイレへの整備を行っていくとのことですが、4か年の整備計画の中で、高校再編対象校も含め、どのように進めていくのか。お伺いします。

更級農業高校は、教室棟にトイレは全くなく、渡り廊下でつながっているとはいえ、東棟1棟しかトイレがありません。このような学校は、使えるトイレを確保するために、1階から3階の全てを単年度で改修実施できず、3か年に分割して工事がされるのか。そのような学校を優先して工事に着手することになるのか。お聞きします。

また、仮設トイレの活用も含め、単年度内に全ての階のトイレを改修することを実施することは可能になるのか。併せて教育長にお聞きします。

次に、長野県の歴史的資料について伺ってまいります。

令和3年度の請願採択を受けて準備を進めてきた長野県史は、戦後現代史を中心とした長野県史編さんに長野県150周年の節目の来年度から着手すること、さらに、県立歴史館において「長野県150年のあゆみ 県民の“お宝”公文書の世界」をはじめとする企画展を開催し、歴史学習の拠点として学びを深められるように取り組むとともに、今後の在り方について検討を進めていくと言われております。

150周年記念事業、県史編さんなどに関連して、史資料の受け入れ、収集、保管が重要な課題と思われます。一義的には県立歴史館に集約されることとなりますが、既に歴史館に保管さ

れている資料に加え、新たに収集される資料の保管ができるのか、危惧されます。

歴史館以外に資料保管のための新たな施設建設を行うのか。学校統廃合などにより、空き教室、空き校舎など県有施設の活用も検討するべきと思いますが、いかがか。伺います。

自宅の建て替え、空き家となっている住宅の処分のため、古文書をはじめ、民具を含む現存している史資料が廃棄処分されることも多く、新聞などの投書にもそのような実態が取り上げられております。

古美術買取業者により買い取られ、一般向けに売りに出される史資料もあり、古文書をはじめとする史資料の散逸が言われております。その現状をどのように捉えているのか、伺います。

自治体によっては、重要な資料であっても、予算が少ないため購入に苦勞する。あるいは購入できずにいると言われている。県立歴史館においても、真田昌幸の書状を入手するため、クラウドファンディングにより、県内外の賛同者の協力によって、県民の宝がまた一つ地域に戻って県立歴史館に所蔵されることになったと地元紙の記事に興味深く読みました。史資料を集めるための予算を増やす必要があると考えます。見解を伺います。

史資料を受け入れ、収集する際にも、専門的判断が必要になり、かつては学校教職員などの中に研究を深め高い見識を持つ方々が多くおられました。今では少なくなり、各地にある史学会、史談会などの会員の高齢化と減少によって継続が困難になる会、解散する会もあります。大学の一部の研究者だけでは十分とは言えないと、史学会に関わっている方から御意見を聞いています。県立大学や信州大学など県内大学と連携し、地域の専門人材の養成を検討していただきたいが、いかがか。伺います。

せっかく収集しても、活用、公開されなければ宝の持ち腐れになると指摘する専門家がおります。最近では、もうかる文化財や稼ぐ博物館、文書館、資料館が強調される傾向があり、その公開においてイベント的な内容展示が増え、関心を持つ機会になっております。ただ、そのイベントだけに終わらせず、県民や地域住民に貴重な資料の存在を周知、公開するなどその後も関心を持ち続けていけるようにするには、県立歴史館への人的な配置も含め、予算的な措置が必要だと思えます。

資料の保存方法として長く使われてきたマイクロフィルムを唯一製造していた富士フィルムが、昨年末をもって生産を中止しました。資料の保存と活用のためにデジタル化の対策はどうか。オンライン公開を進めることも重要と考えます。対応方針はいかがか。以上を県民文化部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校トイレの洋式化、改修について2点質問をいただきました。

まず、トイレ整備の進め方についてでございます。

新年度予算案に計上いたしました県立高校学習環境改善事業は、令和8年度から11年度までの4年間で、高校再編の対象校を含め、原則全てのトイレを洋式化するものでございます。校地未定となっている再編対象校を除き、普通教室、特別教室に設置されているトイレについては、便器洋式化に加え、床の乾式化、衛生器具の更新等を含めた総合的な整備を実施いたします。整備は、令和8年度10校、令和9年度及び令和10年度にそれぞれ22校、学校への聞き取り調査に基づく使用頻度の高いトイレから順次取り組んでまいります。また、体育館、屋外等に設置されているトイレ及び校地未定の再編対象校のトイレについては、便器洋式化を基本として順次整備を進めてまいります。

続きまして、洋式化率の低い校舎におけるトイレ改修についてでございます。

洋式化率が低く整備対象トイレの数が多いことにより複数年にわたって改修工事を実施する必要がある学校については、優先して整備を着手する方針でございます。複数フロアにまたがるトイレ改修を行う際には、基本的に下層層と上層層で工事期間をずらし、整備対象となる棟全体でトイレが使用できない期間が生じないように工期を設定していきます。

なお、代替トイレの確保が難しい学校においては、仮設トイレを活用することで短期間での工事実施も可能となるため、費用対効果や工事集中における学校生活への影響にも十分配慮しつつ、各校の状況に応じた整備計画を検討してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 本県の歴史的資料につきまして私には4点の質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、県立歴史館における史資料の収蔵についてのお尋ねでございます。

平成6年の開館以来、長野県の歴史を語る上で貴重な史資料の収集を進めてきました結果、収蔵スペースの逼迫は深刻な状況となっております。そのため、既存の収蔵庫を有効に活用できますよう、利用頻度に応じた収納場所の変更など、収納方法の工夫を進めております。

また、歴史館が公文書館機能を併せ持つことから、特定歴史公文書につきましては、旧須坂商業高等学校の校舎を活用し、新たな収蔵庫として利用しているところでございます。しかしながら、今後も史資料の増加が見込まれますことから、将来予測も踏まえた収蔵スペースの確保についても歴史館の今後の在り方と並行して検討を進めてまいります。

2点目。史資料の散逸への認識と収集予算についてでございます。

史資料の散逸は、地域の歴史を語る上で重要な文化資源の喪失であり、歴史学の研究のみならず、現代の災害対策や地域文化の継承などにも影響を及ぼすもので、憂慮すべき事態である

と認識しております。

県立歴史館では、こうした古文書等の史資料の散逸を防ぐため、各地域の専門家16名を長野県立歴史館資料調査員に委嘱し、県内における民間所有の地域資料の所在や分布等について可能な範囲で調査を進めております。その中で、所有者から寄贈、寄託等の意向が示された場合には、地元市町村の意向を確認した上で、必要に応じて歴史館で受入れを行っております。また、来年度からは、古文書相談会を開催し、貴重な史資料の散逸防止に向けた取組を強化してまいります。

加えて、古書業者が所蔵する古文書等につきましては、公開されている目録を基に、県として所有することが望ましいと判断したものについて歴史館が計画的に購入するほか、関係市町村へ情報提供を行い、地域の文化財として活用いただけるように働きかけております。

歴史資料の購入予算につきましては、通常の歴史館予算に加え、先ほども御紹介いただきましたように、必要に応じてクラウドファンディングも活用しているところでございます。県内外の皆様に関心を寄せていただける史資料については積極的にクラウドファンディングを行い、史資料の散逸防止への理解と支援の広がりにつなげてまいりたいと考えております。

3点目。地域の専門人材の養成についてでございます。

地域で郷土史等の研究に取り組んでいる団体において、会員の高齢化や新規入会者の減少等により団体の維持等に課題を抱えておりますこと、また、地域の研究人材の減少が顕著となっていることは承知をしております。

こうした状況を踏まえ、県立歴史館では、平成29年度から中高生を対象としたティーンズ古文書講座を開講いたしまして、若い世代の歴史資料への関心を高め、将来的な専門人材の育成につなげる取組を進めております。

また、一般の方を対象とした古文書講座を年間25回開催し、受講者の習熟度に応じた学びの場を提供しております。受講者の中には、受講で得た知識や技能を生かし、様々な場面で古文書の整理作業等に従事していただいている方もいらっしゃり、地域における実務的な支え手としての役割を担っていただいております。

今後も、県立歴史館を核に専門人材の養成に努め、地域の歴史研究を支える人材づくりに取り組んでまいります。

最後に、収集した史資料の活用についてでございます。

県立歴史館が収集した史資料につきましては、常設展示における展示替えや企画展の開催を通じ、多くの皆様に御覧いただけるよう努めております。しかしながら、常設展示室は、竪穴式住居など歴史的な環境の復元展示が中心であるため、歴史を体感できるというメリットがある一方で、展示資料の入替えが限定的となり、多様な史資料の活用には課題があることも認識し

ております。

また、所蔵資料のデジタルアーカイブ化につきましては、現在、古文書を中心にデジタル化に取り組んでおり、デジタル化した資料の一部は県立長野図書館が運営いたします信州デジタルコモンズのサイトにて公開しているところでございます。

収集した歴史資料の活用の在り方につきましては、来年度から本格化する歴史館の在り方検討の中で、今後の展示やデジタル活用の方向性について包括的に考えてまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁ありがとうございました。今後も御期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、環境保全研究所安茂里庁舎について伺ってまいります。

環境保全研究所は、令和10年度を目途に、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の地方衛生研究所として独立させる予定だと埋橋議員の代表質問への答弁がありました。地方衛生研究所として、地域保健法において、調査研究、試験検査、情報収集・整理・活用、市町村職員等も含めた研修指導などの機能と、国から感染症に関する国内外の科学的知見の収集・分析、検査技術や試薬等の開発・普及、職員の研修・技術的支援などが求められております。

私は、以前から、環境保全研究所が担う役割の重要性とともに、住宅密集地にあり老朽化が進んでいる安茂里庁舎の対策は喫緊の課題だと質問をしてきました。知事からは、県民の健康を守るため、県行政を科学的見地から支える中核拠点として重要な役割を担っていると御答弁、認識が示されたところでございます。

感染症対策を取っても、新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を担いました。その後も、感染症法施行規則改正に伴い、今年度当初から急性呼吸器感染症サーベイランスの対応など新しい課題に対して高い検査技術で的確に対処をしている環境保全研究所です。感染症だけでなく、食品・薬物等々、まさに県民の健康を守る唯一の衛生系の研究所であり、検査技術の継承のため、研究者の養成も担っておられます。ですが、老朽化が進む現在の安茂里庁舎では、健康危機管理の技術的拠点にふさわしいとは言い難い。

改めて伺います。令和10年度をめどに、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の地方衛生研究所として独立させる予定です。安茂里庁舎の移転・改修などの検討状況、見通しを示していただきたいと思います。健康福祉部長にお聞きします。

次に、福祉医療制度について伺ってまいります。

福祉医療給付事業では、新年度から精神障がい者の入院費も補助対象にすることは関係者の皆さんからの要望であり、共産党県議団としても質問を重ねてきましたので歓迎いたします。

私は、昨年２月定例会で、障がい者の福祉医療の現物給付化について質問をいたしました。その際、現物給付化には、まずは国民健康保険の減額調整措置の廃止が不可欠であり、国に対して引き続き強く求めていくとの答弁で、県は、国に対し、国民健康保険の減額調整措置、いわゆるペナルティーの廃止を求めていることは承知しております。

しかし、福祉医療制度では、障がい者の医療費は自動給付方式のため、病院、薬局などで一旦現金を支払わなければなりません。ある程度お金の持ち合わせがないと病院にかかれません。障がい者を抱えた世帯は貧困も抱えていることが少なくありません。医療が必要なときはお金の心配なく受診できる、医療へのアクセスは人権として保障されなければならないと思います。

新年度の福祉医療の予算額は、子供医療費が約23億円、障がい者医療費は約26億円です。障がい者の医療費助成が３億円余り上回っていることから、医療費の負担は重いものがあります。障がい者医療費を現物給付にするには、ペナルティーが障壁と言われております。減額調整措置が県の障がい者福祉医療にどのような影響を与えると捉えているのか。知事の御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には環境保全研究所安茂里庁舎についてのお尋ねでございます。

環境保全研究所環境部門の飯綱庁舎への集約化に伴い、議員のお話にもありましたとおり、安茂里庁舎に残る衛生部門を地方衛生研究所として独立させる予定でございます。

この地方衛生研究所では、食品や医薬品等による健康被害への対応はもとより、新型コロナ対応の教訓を生かして新たな新興感染症の発生に備えた検査体制を拡充するなど、必要な機能、体制を整えていく必要があると考えております。

一方で、この安茂里庁舎は、老朽化や耐震性不足が懸念されるほか、立地的にも、周辺に住宅が密集し、建物全体が浸水想定区域に含まれるなど、様々な課題がございます。このため、全県から迅速に検体が搬送できること、また、効率的に検査を行うための面積、動線が確保できることといった立地・施設面の視点も踏まえ、移転も一つの選択肢として庁舎の在り方を鋭意検討しているところであり、できるだけ速やかに見通しをお示しできるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には障がい者福祉医療の現物給付化についての見解という御質問をいただきました。

障がい者を対象としているこの福祉医療の現物給付化につきましては、市町村や関係団体な

どからも多くの御要望をいただいているところであり、導入により受給者の経済的負担軽減、あるいは利便性の向上が図れるものというふうに考えております。

一方、御質問にもありましたように、現物給付化に伴って国民健康保険の減額調整措置が講じられることとなります。県の試算によりますと、年間で約13億円にも上る可能性があり、これだけ巨額の影響になりますと、国民健康保険、あるいはそれを支える自治体の財政にも多大な影響が出てくる可能性があるということで、このことがこの現物給付化を進める上での大きな課題だというふうに受け止めております。

県としては、まず、この現物給付化を進めるには国の減額措置の見直しが必須だというふうに考えております。県内市町村にも国に対して共に声を上げていただくよう呼びかけているところでございます。

また、このことは、国と地方公共団体の取組の方向性が合っていない、地方公共団体がやろうとしていることを国が阻害していると言えるような状況になっているわけでありますので、関係団体とも協働しつつ、制度の改正を粘り強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 御答弁いただきありがとうございました。

ペナルティーが13億円に上る。これは、県にとっても重い決断をしなければならない課題でありますけれども、国のペナルティーが廃止されなければ県として一步も踏み出せないということなのかということで、とても残念ではあります。

環境保全研究所につきまして、昭和23年長野県衛生研究所設置以来、78年、様々な分野、新たな知見、技術の発展を科学的な見地から支える機関として地道に研さんを積み、職員の養成に御努力いただいていることに感謝を申し上げるところでございます。それにふさわしい施設をと要望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君） 医療法改正に伴う対応について健康福祉部長に伺います。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題と称された人口構造に起因する課題は、そのジュニア世代が高齢者となっていく2040年問題へと向かっていきます。

この高齢者人口がピークを迎える2040年頃の医療提供体制を持続的に確保していくことを見据え、成立したのが改正医療法です。改正法では、地域医療構想の見直しが盛り込まれました。病床の再編・調整にとどまらず、入院、外来、在宅医療や介護との連携強化による医療提供体制を地域全体で構築することを明記しています。

また、都道府県による地域医療構想の必要量を踏まえた病床の調整協議など、医療法改正により、これまでより県の位置づけが強くなっていますが、新たな構想策定に向け、県ではこれまでとの違いをどのように認識され、今後どのように対応していくお考えか、伺います。

改正医療法では、医師の偏在是正のため、都道府県が重点的に医師を確保すべき区域を設定できるように規定されています。また、医師の手当増額への支援や都市部での無床診療所の開設の制限など、医師確保や機能配置の調整について従来より具体的な責任と裁量を持つこととなります。医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが一部先行する中で、今後医療法改正に伴う施策をどのように実行していくお考えなのか、伺います。

医療のDXにつきましては、単なる事務の効率化のみならず、医療連携の質の向上や医療資源の最適配置に生かさなければなりません。地域間の情報格差や医療連携の質の差を縮めるための仕組みづくりに、県も主体的な関与・責任を果たさなければなりません。

医療法の改正では、国が主体となって医療DXを推進し、その大きな柱として、電子カルテの普及率を約100%とすることなどが掲げられています。普及促進に当たっては、小規模な医療機関や中山間地域での対応が課題となりますが、地域差が生じないように県としてどのように対応するお考えなのか、伺います。

続いて、在宅介護、健康づくりについて、こちらも健康福祉部長に伺います。

来年度を最終年度とする第9期長野県高齢者プランにおきましては、介護需要の高まる85歳以上の人口の増加を見据え、地域包括ケア体制の推進・深化を重点取組として掲げています。住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという希望がかなえられる社会環境の確立のため、在宅等でのみとりの割合についてトップクラスを維持することが目標とされています。かつて全国1位であったこの割合は、2022年には11位となっています。

2024年度の介護報酬改定影響調査によりますと、訪問介護事業所の収入状況は、新たな処遇改善加算が創設されたものの、前年と比較し46.8%が減少し、訪問介護の経営の厳しさが明らかとなっています。介護人材の不足等により訪問介護事業所の休廃止が心配されますが、地域包括ケア体制の影響をどのように認識されているのでしょうか。また、第9期長野県高齢者プランにある在宅みとりに対する影響をどのように捉えているのか、伺います。

さらに、訪問介護サービスの提供体制について、地域間の格差も生じるのではないかと危惧するところですが、どのように実態を捉え、対策を講じていくのか、伺います。

高齢化率がピークとなる2040年に向けて、高齢者の医療需要が高まっていくことが見込まれます。いかにしてこの需要を抑えていくのか。予防医療に対する取組もさらに強化していかなければなりません。

現在、高齢者の医療費は入院が7割を占めています。また、入院する理由として、肺炎や骨

折が多くなっており、在宅医療における重症化予防の取組がますます重要となっています。こうした課題に対して、肺炎リスクのある高齢者や転倒・骨折の危険性が高い高齢者など、ターゲットを絞った予防医療の取組が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくお考えか、伺います。

長野県版のエシカル消費の推進は、一般的な人権や社会、環境に配慮した物やサービスを選んで消費することにとどまりません。健康長寿県として、健康にも配慮した商品についても明確に打ち出していることが特色となっています。

信州ACEプロジェクトや信州ACE弁当、信州食育発信3つの星レストランの登録認証等をしあわせバイ信州運動にもつなげていく取組がこれまでも重ねられてきました。こうした取組において重要なのは、理念の普及止まりとせず、実効性を高めていくことであると考えます。政策の横断性をいかにして可視化していくのか。工夫が欠かせません。

現在は、ロゴやポスターによる啓発、協力店等の登録等が中心になっていますが、それが実際県民の購買運動や健康指標の改善につながっているのか、客観的なデータをどのように把握し、具体的な消費行動につなげていくのか、伺います。

また、信州ACE弁当、信州食育発信3つの星レストランなどの日々の購買行動から支える政策によって、県民の健康長寿を一層促進していくことが重要です。これらの取組は、健康に配慮した商品や県産食材を選ぶエシカル消費の推進にもつながり、県民の健康増進に寄与するだけでなく、県内飲食店や食品事業者の利用促進を通じて地域内経済循環にもつながる点で意義も大きいと考えます。こうした健康の向上に着目した取組を今後どのように強化していくのか。県の考えについて伺います。

防災・減災、また訓練について伺います。

災害時の救援や物資輸送に活用するため、ドローンの操縦を担う人材育成の動きが広がっています。民間団体では、防災に特化した資格や講座も広がりを見せています。

被災地においてドローンが注目されるきっかけとなったのは、一昨年の能登半島地震でした。道路の寸断で車が進入できない地域への物資搬入や被災した建物の内部調査、土砂が川の流れをせき止める土砂ダムの監視にも大きな機能を果たしました。災害時において、適切なタイミングでドローンを投入する運用体制の構築を図り、実効性を高めることが不可欠であると考えます。

一方、例えばボランティアがドローンを準備しても、自治体側からの具体的な支援・要請等がなければ、ドローンの機能を生かすことができません。県では、災害時におけるドローンの運用について、防災計画等ではどのように位置づけを行っているのでしょうか。また、運用に当たり、操縦者が不可欠ですが、運用や調整体制を構築するための民間団体との連携も広げ、

深めていくことが必要と考えますが、県ではどのように対策を講じていくのか。危機管理部長に伺います。

災害時におけるドローンの活用に当たりましては、フェーズフリーの理念も生かしていくことが重要です。平時においても様々な分野でドローンを活用しながら、社会的受容性を高め、災害対応にも生かせるような取組が必要です。機体、設備の維持やパイロットスタッフ維持への支援とともに、平時のドローンの活用を災害時にも生かしていく取組に対する県の考えについて企画振興部長に伺います。

昨年10月19日には、令和7年度の総合防災訓練が岡谷市において開催されました。国や県をはじめ110を超える防災団体関係の皆様が参加される大規模な訓練でありました。これまでの各種災害に対する教訓が取り入れられ、関係機関と地域住民が相互連携を図り、地域防災力向上に資することが目的とされました。複雑化する災害に対する教訓を踏まえて、いざというときの実効性を高めるための工夫を重ねていくことが大切です。

総合防災訓練ということで、メイン会場や多くの訓練会場において様々な訓練が設定された災害想定の下で行われました。私たち議員は、それぞれの会場の様子を巡回、視察させていただく機会をいただきました。一方で、それぞれの訓練会場において同時並行的に行われていることから、参加されている方々からは、他の訓練実施会場における実施種目の様子が全く分からないまま、理解できないまま訓練は進み、1日が終わるという御指摘もいただきました。

総合訓練でありますので、より実践に即した同時並行ということが求められます。一方で、他の訓練会場の様子を理解したり、広く防災意識の高揚を図っていく上でも、それぞれの訓練の内容や状況を共有できるような工夫も必要ではないかと考えます。訓練当日で終わらせるのではなく、各訓練種目のポイントや様子等も相互に共有できるような動画配信等も効果があると考えますが、県の見解を危機管理部長に伺います。

また、NPOや様々な民間の関係団体など、ソーシャルセクターが有する専門的な知見やノウハウを生かしつつ、多岐にわたる災害対応、被災者支援を官民連携により実現していくことが重要です。

連携協定や登録、人材のデータベース化など、ネットワークの構築、拡充と併せて、具体的なシミュレーションに基づいた官民連携の細かい訓練、トレーニングを重ねていくことが重要であると考えますが、県の対応策について危機管理部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には7点お尋ねがございました。

初めに、新たな地域医療構想に対する県の認識と今後の対応についてです。

今般の医療法改正により、地域の実情に応じて地域医療構想を策定する主体としての県の役

割が明確に位置づけられました。あわせて、構想の対象も、これまでの入院医療中心の枠組みから、外来・在宅医療、介護連携を含めた地域全体の医療提供体制へと拡大され、より総合的なものとなりました。

また、地域医療構想調整会議の関係者として市町村が明記され、医療機関機能の分化と連携を推進するための方策等について県が地域関係者と協議を行うことも制度上位置づけられました。

これらの改正を踏まえ、県としては、従来よりも広い視点から医療提供体制の在り方を検討し、より一層のリーダーシップを発揮して、医師会や市町村等の関係団体と連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、次期構想の策定に向けては、地域の医療提供体制のあるべき姿について関係者間で認識を共有するため、診療報酬データ等に基づく受療動向の分析など客観的データの活用や、地域医療構想調整会議への市町村長、住民代表の参画など、県としても地域の実情をよりの確に踏まえた議論が進むようしっかりと指導してまいります。

次に、医療法改正に伴う医師偏在是正に関する今後の施策の実行についてでございます。

今般の医療法改正では、知事が医師確保計画において重点医師偏在対策支援区域を定められ、あわせて、医療介護総合確保法の改正では、健康保険者拠出による当該区域の医師手当支給が新たな都道府県事業として位置づけられました。

今後の進め方として、重点医師偏在対策支援区域については、設定の考え方などを医療関係団体と協議の上、来年度策定する医師確保計画に反映させてまいります。また、医師手当の支給は、国において保険者との調整を要することから、開始見込みは令和10年度中になると承知しております。

県としましては、今後国から示される策定ガイドラインや医師偏在指標等を踏まえ、関係者の意見を丁寧に伺いながら次期医師確保計画を策定し、県内の医師偏在是正に向けた取組を着実に実行してまいります。

三つ目に、医療DXの柱である電子カルテの普及促進についてでございます。

医療DXは、医療機関の業務効率化を通じて質の高い医療を提供していくための重要な施策であり、電子カルテ普及はその中心となる取組と考えております。

今般の医療法改正で、国が主体となり医療DXを推進することが明確化されましたが、電子カルテの普及率は、全国の病院で約65%、診療所で約55%にとどまっており、地域差を生じさせない観点から、本県では、小規模な医療機関や中山間地域における導入促進が重要な課題と認識しております。

普及が進まない原因として、メーカーごとに仕様が異なることや導入費用が高額であること

が挙げられ、現在国において、小規模な医療機関でも過度な負担なく導入できるよう標準型電子カルテの開発を進めており、令和８年度中の完成を目指しているところです。

また、電子カルテ情報の標準化に対する国の支援は、現時点では病院のみが対象となっていることから、県としましては、診療所も含めて支援対象が拡大されるよう国に要望を行っております。今後、国において電子カルテ等の具体的な普及計画が策定されることとなっているため、その内容が示された段階で県として必要な対応について検討してまいります。

四つ目に、介護人材不足等による地域包括ケア体制及び在宅みとりへの影響等についてでございます。

2040年に向け、今後要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護人材不足により安定した訪問介護サービスの提供が継続できなければ、在宅で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の推進が困難になるとともに、在宅でのみとりを希望する高齢者の選択肢を狭めることが懸念されます。

訪問介護サービス提供体制の地域間格差については、議員御指摘の介護報酬改定影響調査結果のほか、昨年度県で行った訪問介護事業所実態調査においても、特に中山間地域の事業所は、都市部に比べて、人材の不足感、収入状況など、より厳しい運営実態にあることを把握しております。

このことを踏まえ、介護人材の確保については、介護従事者への賃上げ支援や新規入職者と事業所とのマッチングと資格取得支援、介護現場の生産性向上などに取り組んでいるところです。

また、訪問介護事業所は、国が定める介護報酬により運営されていることから、県では、介護報酬が地域の実情に応じた評価となるよう、これまでも国に対して要望してきたところでございます。今後も、国に対して必要な要望を行っていくとともに、第９期長野県高齢者プランに基づき、市町村と連携して地域包括ケア体制の充実に取り組んでまいります。

五つ目に、高齢者への予防医療の取組についてでございます。

長く健康に過ごす上で、予防医療の取組は大変重要であり、特に骨折や肺炎のリスクを低下させるフレイル対策が効果的で、それには、適度な運動と栄養バランスのよい食事が基本となります。

転倒、骨折のリスクに対しては、高齢者が日常生活の中で買物や掃除など無理なく体を動かすことができるよう「ずくだすガイド」を作成し、筋力の維持等に活用いただいております。加えて、高齢者の低栄養は筋肉量の低下にもつながるため、筋肉の基となるたんぱく質の摂取など適切な栄養摂取に関するリーフレット等を活用し、普及啓発も行っております。

また、特に高齢者に多い誤嚥性肺炎のリスクに対しては、口腔内の健康を保つことが大切で

あり、県では、歯磨きや入れ歯のお手入れなどのアドバイスをを行う歯科衛生士を市町村に派遣する取組も行っております。

引き続き、高齢者の健康寿命が延びるよう、栄養面や口腔機能も含めた取組をしっかりと進めてまいります。

六つ目に、健康にも配慮した消費行動の促進についてでございます。

県では、これまで、信州ACEプロジェクトの一環として、家庭以外でも健康に配慮した食事を選んでいただける環境づくりとして、ACE弁当や3つの星レストランの取組を行っているところです。

データにつきましては、本県では、脳血管疾患による死亡率が高いことが従前から課題となっていることから、健康指標として野菜と食塩の摂取量を健康・栄養調査で把握しております。野菜摂取量は、全国の中では多いものの、減少傾向にあり、食塩の摂取量は平成22年以降ほぼ横ばいで推移しております。

また、購買行動につきましては、県政アンケート調査において、健康を意識した食事を実践している割合として把握しております。実践していると答える方の割合が直近調査ではやや減少していることから、意識を高める取組の強化が必要と考えております。

そのような中で、県としましては、例えば自分の野菜摂取量が簡単に測定できる取組を市町村の健診やイベント時に実施するなど、自分の状況を知り、行動につながりやすくなる体験を取り入れた啓発を進めていくことで、県民の健康意識の向上、行動変容を促してまいります。

最後に、エシカル消費と健康の向上に着目した取組の強化についてでございます。

信州ACE弁当の購入や3つの星レストランの利用をはじめとする健康に配慮した消費は、自分自身の健康を守りつつも、県産食材を使うことで、地域を支え、地球に優しい行動にもなるという点では、まさにエシカル消費の実践だと言えます。

一方で、ACE弁当等については、メニューや登録店舗数、販売数を増加させたいと考えてはありますが、減塩基準を含む商品開発の手間や価格、消費者の嗜好についての課題がございます。県としましては、今後、長野県栄養士会や企業などのお力をお借りして、薄味を好まない消費者にも選ばれる商品の開発を強化して進めるとともに、消費者に対しては、だしや風味の工夫の提案など、引き続き減塩への意識向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には防災・減災訓練について4点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

まず1点目として、防災計画等におけるドローンの位置づけについてでございますが、これ

まで、災害時には、ヘリコプターを中心とした有人航空機が、上空からの状況確認や救出のほか、物資や人員輸送に活用されてきました。

近年、ドローン技術が急速に進み、ドローンを活用できる場面が増えていると認識しております。このため、令和6年度の地域防災計画の修正に併せまして、ドローンを含む無人航空機を用いた情報収集や、食料、飲料水、医薬品等の緊急輸送などを進める旨、追記してあります。また、地震防災対策強化アクションプランにおきましても、孤立発生への備えとして3日以内にドローンによる物資輸送を実施する体制づくりを官民連携で整備することとしております。

2点目、ドローン運用体制の構築に向けた民間との連携についてでございます。

地域防災計画等に記載した取組を実現するため、県では、ドローンパイロットを有する民間事業者と協定等を締結し、災害時に速やかな対応が行える体制づくりを進めております。一例として、長野県測量設計業協会等との協定に基づき、土砂災害の発生や公共土木施設の被災状況の調査ができる体制を構築しており、ドローンを活用しております。

また、物資輸送につきましては、木曽地域6町村と共に先行的な取組を行っている事業者を含め、県内に拠点があり物資輸送が可能なドローンを所有する5社と覚書を取り交わし、新年度には実証実験に着手してまいりたいと考えております。

災害時には救助ヘリコプターとドローンの競合を避けた運用が必要なため、ヘリコプターを運用する自衛隊や警察等と共にドローンを運用する事業者も県総合防災訓練に参加していただき、各機関が安全かつ確実な運用ができるよう訓練を重ねてまいりたいと考えております。

3点目です。総合防災訓練の種目間での訓練状況の相互共有についてでございます。

災害時には多くの関係者が同時に様々な対応を行うため、訓練を通じて互いの動きを理解することは、漏れやむらの発生を防ぐことができ、大変重要なことと認識しております。

これまでの訓練では、テレビ会議システムを通じた中継や地元ケーブルテレビ会社による映像のオンライン配信などを行っておりますが、訓練中の参加者は十分確認できなかったということがございます。このため、訓練では、種目間の連携が必要な状況の付与を行い、関係機関同士がつながるよう災害時を意識した訓練計画としてきました。

議員御提案のような動画を通じた訓練状況の共有は、多くの参加者があらゆる場面を理解しやすくなることから大変有意義なものであると認識しております。今後、訓練の中でどのように活用ができるか対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、4点目、官民連携による各種支援のための訓練実施についてでございます。

災害発生時には、全国から多くの団体が被災地に集まって支援活動が行われるため、これらの活動を調整する仕組みが重要です。この調整を行う組織として災害中間支援組織があり、行政、社会福祉協議会を含めた3者が連携し、多くのボランティアや専門的なNPOの活動調整

を行っております。

本県では、長野県災害時支援ネットワーク、通称N－NETと申しますが、全国的にも早期に民間主導で立ち上がり、3者が連携して積極的な活動をしております。令和元年東日本台風災害の際には、県の災害対策本部にN－NETが入り、行政とボランティアのつなぎ役をして力を発揮いたしました。また、昨年12月、医療と福祉の連携や温かい食事の提供など、より被災者の避難生活に近い場面に焦点を当てた訓練を実施し、全国から注目を浴びております。

災害時の様々な場面を網羅した県総合防災訓練とともに、特定の場面に焦点を当てた訓練や研修も重要であることから、今後も官民3者が連携した取組ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には災害時も見据えた平時のドローン活用について御質問をいただきました。

ふだん使っていないものは、いざというときに使えません。災害時にドローンが円滑に活用できるよう、先ほど危機管理部長から答弁のあった実証や訓練のほか、平時から様々な用途で活用されていることが重要です。また、ビジネスとして事業が成り立つことが、機体の維持、パイロット確保等に資するものと認識しております。

県が運営する産学官の信州次世代空モビリティ活用推進協議会では、制度や技術の動向の共有、各種事例の研究、ドローン事業者と利用者のマッチング、商談期間の設定などに取り組んでいます。また、県では、山小屋を含む山岳地帯や孤立集落を想定した物資輸送の実証、観光地における自動無人空撮事業など様々なドローン活用事業に対する補助をするほか、デモ飛行や操縦体験などを内容とするイベントを実施し、県民の皆様にドローンを身近に感じていただけるよう取り組んでいるところです。

さらに、県内を見ても、例えば軽井沢において小売事業者が宅配にドローンの活用を実証するなど、独自のドローン活用も広まってきており、県ではこうした取組を情報発信し、横展開、側面支援をしております。

長野県にドローンがしっかりと根づくよう、引き続き多様なアプローチを続けてまいります。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）医療法改正に伴う取組は、県の裁量と責任が大変大きく重くなってきています。2040年問題を見据えた地域医療の良質かつ適切な医療環境を構築していくための対応策を求めたいと思います。

そして、持続可能な医療環境のためにも、予防・重症化予防による健康社会の構築が欠かせません。健康な方を増やしていく実効性を意識した取組の一層の強化をお願いしたいと思います。

そして、防災・減災につきましては、平時の取組が災害時の行方を大きく左右します。ドローンを取り上げましたが、ふだんの様々な分野での活用を災害時にも生かせるようなフェーズフリーの概念に基づく取組を一層広げていただくことを求めたいと思います。

それぞれの専門性を生かしながら総力を結集できる訓練と併せ、平時における相互密接なコミュニケーションの一層の充実を図っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時43分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

次は続木幹夫議員であります。同議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため丸山昇一選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）改革信州、塩尻市区選出の続木幹夫です。順次質問に入ります。

まず、電子投票について伺います。

高市首相は、1月23日召集の通常国会の冒頭で解散を宣言しました。今回の解散は異例ずくめであり、任期の3分の1に満たない在職454日での7条解散は戦後最短、解散から16日後に投開票が行われるのも戦後最短で、自治体職員、とりわけ市町村職員は右往左往の大忙しであったと聞きます。

こうした状況を踏まえ、今こそ電子投票の導入を検討すべきではないでしょうか。電子投票とは、投票会場にタブレット端末を設置し、有権者は画面上に示された候補者をタッチペンでタッチするだけで投票ができる投票システムです。

電子投票は、2002年に施行された地方自治体電子投票特例法に基づき、自治体が必要な条例を制定すれば導入できるようになりました。これまで、我が国においては、岡山県新見市をはじめ11自治体で計26回の選挙で電子投票が行われました。

電子投票の利点は、これまで、開票日には市町村職員が総出で深夜まで開票作業が行われていたのですが、岡山県新見市の市長選と市議選で行われた電子投票では、投票締切り後、開票作業時間は25分で終わり、前回選から4時間短縮されたほか、無効票の解消につながったということでもあります。

一方、過去には、岐阜県可児市ではシステムの不具合が発生し、投票が一時中断されるという事例も報告されています。

そこで、電子投票はどのようなメリットやデメリット、課題があり、電子投票の導入についてどのような見解をお持ちか。選挙管理委員長に伺います。

次に、医師確保策について伺います。

県立木曽病院では、信州大学からの麻酔科医師の派遣が困難となり、令和8年度以降、分娩を取り扱う産科医療体制を維持し続けることが困難となる見通しとなっています。塩尻市内には産科のある病院や医院はなく、塩尻市南部地域の住民は、これまで木曽病院の産科を頼りにしていた方も多く、困惑しております。このほか、本県の医師不足は深刻で、医師確保が大きな課題となっております。

地方における医師不足の要因は、専門研修やキャリア形成のために都市部を選びやすく、また、産科、小児科、救急、外科など負担が大きく訴訟リスクも高い科は敬遠される一方で、皮膚科、眼科、美容医療など勤務環境が比較的安定した科に人気が集中するなどして医師が偏在していることによります。

本県では、信州大学、東京科学大学、昭和医科大学において地域枠を設定し、医師確保に努めています。そこで、健康福祉部長に伺います。今後これらの大学のほかに地域枠を広げていく予定はあるのでしょうか。

また、医師確保の一策として奨学金制度の拡充が考えられます。医師は、昔から社会的地位が高く、高度な社会貢献ができ、場合によっては高収入が見込め、多くの若者にとって憧れの職業であります。それだけに、授業料の安い国公立の医学部や自治医科大学や防衛医科大学などの公的な医学部は相当偏差値が高く、努力さえすれば誰でも合格できるというレベルではありません。

一方、私立大学の医学部は、相応の学力は必要ではありますが、国公立ほどではなく、受験科目も少なく、国公立に比べ比較的合格しやすくなっています。しかし、入学金の平均はおおよそ100万円から200万円程度で、授業料の平均は6年間の総額で見ると約3,200万円とされています。これは、国公立大学医学部の約350万円と比べると9～10倍の負担となり、よほどの資産家の子弟でなければ、たとえ合格しても入学することはできません。

改革信州では、昨年11月に岩手県庁に医師確保策について視察に行っていました。岩手

県内にある医学部は、私立の岩手医科大学しかなく、そのため、奨学金制度は、国公立、私立、専門科別に設定してありました。

一方、本県では、現時点では月額20万円、6年間貸与した場合は総額1,440万円の一本であります。そこで、本県においても岩手県同様に奨学金の金額をアップした私立大学、専門科別の奨学金制度を創設したらいかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

また、医学部生が卒業後どこの病院で臨床研修をするのかは重要で、臨床研修をした病院でそのまま医師として勤務するケースも多いということです。そして、5、6年生になると、どこの病院で臨床研修を受けるのか、全国の病院に見学に行くということです。そこで、医学部の学生が卒業後の臨床研修病院を選択するため県内の病院を見学する際に、その旅費と宿泊滞在費を補助したらいかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

次に、放課後等デイサービスについて伺います。

先頃、長野市などで放課後等デイサービスを運営していた会社の元代表が給付金を不正に受給した疑いで逮捕されました。この代表は、長野市内の事業所とは別に、県が指定した須坂市内で運営していた事業所においても給付金を不正に受給し、県から指定取消しの行政処分を受けており、関係する6市町村は給付費の返還を求めています。

放課後等デイサービスとは、児童福祉法を根拠とする、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた福祉サービス施設です。開設に当たっては、長野市や松本市などの中核市に開設する場合はその中核市、中核市以外に開設する場合は県に開設の指定権があります。

そこで、国、県、市町村が負担する給付費は市町村を通じて事業者を支払われる仕組みとなっていますが、本県がこの法人に対して負担していた給付額を伺います。また、国費と県費により負担した給付額の返還手続はどのように行われるのでしょうか。健康福祉部長に伺います。

今、利用者の増加に伴い、県下でも放課後等デイサービスの開設が相次いでいます。指定要件を満たして事業者指定を受けた事業者に対しては、利用者の支給決定を行った市町村が給付費を交付し、利用者負担分を除く残りのうち国が2分の1負担、都道府県と市町村が各4分の1を負担することになっています。

そこで、健康福祉部長に伺います。

今、県下には放課後等デイサービスが何か所あり、そのうち県が認可した放課後等デイサービスは幾つあるのでしょうか。また、昨年度県が放課後等デイサービスに対して負担した金額はどのくらいあるのでしょうか。

開設に当たっては、児童指導員または保育士、児童発達支援管理責任者の配置が必須であり、重症心身障がい児に対しては、さらに嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置が必要となり

ます。また、1日当たりの利用定数を超えて対応することは、やむを得ない場合は可能ですが、定員の150%以内でなければならないと定めています。さらに、直近3か月当たりの平均利用人数を利用定員に応じて一定の割合に収めなければならないなど厳しい基準が定められています。

そして、今、全国的に放課後等デイサービス事業所において様々な不正や不祥事が発生しています。昨年1月、新居浜市の施設で、複数の職員が児童に対して動物のようだと侮辱するなどの虐待行為があったと市が認定していたことが分かりました。しかし、通所する子供が虐待行為を受けているにもかかわらず本人にその自覚がないなどの理由で発覚しにくく、実際は多くの施設において虐待行為が行われているのではないかと見られています。開設後は、指定した自治体が、先ほど述べた設置基準を満たし、適切な療育指導が行われているかなどの指導監査の責務があります。

そこで、健康福祉部長に伺います。

本県においては、放課後等デイサービス事業所に対してどのような体制で指導を行っているのでしょうか。また、放課後等デイサービス事業所を利用している子供の虐待防止に向けた本県の取組についてはどうなっていますでしょうか。健康福祉部長に伺います。

〔選挙管理委員会委員長丸山昇一君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（丸山昇一君）電子投票のメリット、デメリットや課題を踏まえ、長野県内での電子投票の導入についての御質問でございます。

電子投票につきましては、議員御指摘のとおり、開票時間が短縮され、選挙結果が迅速に判明する、疑問票や無効票、案分票が発生しないなどのメリットがあると認識しております。一方で、デメリットや課題としましては、専用の電子投票機やシステムの費用が高額であること、機器トラブルのおそれがあること、現行法では国政選挙は対象外であることなどがあり、県内で導入した市町村はありません。

総務省でも、コスト面を考慮し、市販のタブレット端末等を活用できるよう技術的条件の見直しを行い、令和6年12月には、全国で約8年ぶりに、大阪府四条畷市の市長選・市議補選で電子投票が実施されたところですが、報道等によると、従来の方法と比べて約2.7倍の費用が発生し、端末のリース代など4,500万円ほどの費用がかかったとのことでございます。

引き続き国や他団体の動向を注視しながら導入に関する研究を行ってまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には6点お尋ねがございました。

初めに、今後の医学部地域枠の拡大についてでございます。

県は、将来県内の医療を支える医師の確保を目的に、信州大学22名、東京科学大学5名のほ

か、令和8年度入学から昭和医科大学2名を加え、計29名分の医学部地域枠を設置しております。

一方、地域枠入学者を含む修学資金貸与者に義務づけている県内医療機関での勤務については、毎年公的病院等から多くの配置要望を受けておりますが、対応のできている医療機関は一部にとどまっております。また、医師少数区域等における医師不足の問題は十分に解消されていない状況です。このため、県としましては、地域枠をさらに広げていくことが必要と考えており、今後、大学等の関係者との協議を進めながら検討してまいります。

次に、私立大学等に向けた奨学金制度の創設についてでございます。

本県の医学生修学資金は、国公立・私立の違いにかかわらず月額20万円を貸与しており、卒業後は、貸与期間の1.5倍の9年間県内の公立病院等で勤務することを義務づけております。

御質問の岩手県では、県内の医学部を有する大学が私立大学のみであり、国立大学より高い授業料等に配慮したものと推察しますが、本県では、国公立・私立にかかわらず、卒業後に等しく9年間の医療従事を義務づけていることや、他県の設定状況も考慮して貸与額は同一としております。

以上のような状況ではございますが、本県は私立大学へ地域枠を設置して間もないこともあり、今後の志願者数の状況や他県の動向を見ながら、どのような制度が望ましいか、専門科別の設定も含め、今後検討してまいります。

三つ目に、医学生の臨床研修病院見学に対する補助についてでございます。

医師には、国家試験合格後の2年間、医療の基礎を身につけるため現場での臨床研修が義務づけられており、医学生は在学中から関心のある臨床研修病院の見学等を行っております。県内には26の臨床研修病院があり、毎年120人ほどが新たに研修医として勤務を開始いたしますが、臨床研修を終えた医師のうち約3分の2の医師が引き続き県内の医療機関で勤務しております。このため、臨床研修医を県内に呼び込むことは、県の医師確保に効果があると認識しております。

県では、県内医療機関、信州大学附属病院、県医師会等と連携し、県内医療機関を紹介するガイドブックの作成や、学生と医療機関等の個別相談会を開催するなど、臨床研修医の確保に努めているところです。

御質問の補助事業につきましては、現在本県では実施しておりませんが、既に実施している他県の取組を参考にしつつ、関係者の意見も聞きながら今後検討してまいりたいと考えております。

四つ目に、不正受給のあった事業者への給付額と返還手続についてでございます。

この事業者は、長野市と須坂市において放課後等デイサービスを運営しており、県は、同事

業者による虚偽の指定申請に基づく不正を認定し、令和5年12月に事業者指定を取り消したところでございます。

この二つの事業所の利用者について、支給決定を行った6市町村が不正受給額を算定し、加算金を含めて返還を求めており、現時点の返還請求額は合計で約3億6,400万円となります。このうち、県負担額は、加算金を除く額の4分の1に相当する約6,500万円となります。国と県の負担金の返還については、事業者に給付費の支給を行った市町村が回収した上で国と県に返還を行うこととなります。

五つ目に、放課後等デイサービスの指定状況と給付費の県負担額についてでございます。

県内で県または中核市の指定を受けて運営している放課後等デイサービス事業所は、令和8年2月1日現在で306事業所、そのうち県による指定は209事業所となり、この5年間で約1.5倍に増加しております。県内の放課後等デイサービス事業所に対し令和6年度に支給された給付費の総額は約60億円であり、うち県負担額は約15億円でございます。

最後に、事業所に対する指導体制と虐待防止対策についてでございます。

事業所による適正な運営を確保するため、県では、国の指針に基づき、3年に1度の頻度で保健福祉事務所の職員が事業所を訪問して、指定基準への適合状況を総合的に確認する運営指導を実施しております。

これに加え、県独自の取組として、新規指定事業所に対して開設3か月以内に保健福祉事務所の職員が支援の根幹となる人員配置や個別支援計画の作成状況が適正であるかを実地で確認するとともに、その後1年以内にも運営指導等を行っているところです。

また、人員配置の不正を未然に防ぐため、指定申請時に全ての従業者の就任承諾書の提出を求めるとともに、児童発達管理責任者など支援の中核となる従業者には本庁職員が個別に就任意思を確認しております。

子供に対する虐待防止につきましては、運営指導時に各事業所における虐待防止委員会や虐待防止研修の定期的な開催等、虐待防止措置が講じられているかを確認しているほか、事業所の管理者等を対象とした県主催の研修会の開催や出前講座等により虐待防止意識の醸成に努めているところです。

今後も、こうした取組を通じて、適正な事業運営の確保と虐待防止を推進してまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）電子投票につきましては、2023年4月の県議選で、塩尻市区において私の名前とよく似た候補者が出馬し、この候補者とは僅か22票差で私は辛うじて当選いたしました。その後、この候補者は県選管に票の再確認を求める異議の申出をしましたが、電子投票に

すればこのようなことはなくなると思います。ぜひ今後電子投票の導入について検討をお願いしたいと思います。

放課後等デイサービスについては、現時点で県が指定した事業所は209か所あるとの答弁がありました。今後、まだまだ事業所が増えていくと思われます。これだけの事業所を今の体制で厳正に指導監査できるのか不安が残りますが、本県においては不正や虐待が起きないようにしっかり指導監査を行っていただきたいと思います。

次に、米政策について伺います。

これまで、我が国の農政は、農林水産省、農水族議員、農業団体の3者による鉄のトライアングルによって進められてきました。そして、これまでの農政は、その施策がころころ変わり、猫の目農政と言われ、また、無策をやゆし、イエス、ノーのNOをつけてNO政とも言われてきました。

そして、現在の鈴木農水大臣は、元農水官僚で、典型的な農水族議員です。しかしながら、鈴木農水大臣のこれまでの施策や発言を見ますと、農業や農政のことはあまり分かっておられないように見受けられます。

それが分かるのが、まず、昨年11月の重点支援地方交付金において、物価高騰対策としてお米券の配付を提示してきました。しかし、お米券の配付は米価格高騰対策とはならず、選挙時には票をまとめてくれる農業団体への利益誘導以外の何物でもありません。

また、石破政権における小泉元農水大臣は、減反政策から米増産に転換することを表明しましたが、その後、高市政権となり、鈴木農水大臣に替わると、「需要に応じた生産とする」と表明いたしました。しかし、米は時々の天候や災害に大きく左右され、計画生産などできないのです。政府の思惑は分かっています。生産農家は今後減少し、生産量も減少していくことが確実ですが、同時に、人口は減少し米の消費量も減少していくので、生産量と需要量を微妙なバランスを取りながら、労せずして費用もかけずしてうまくソフトランディングしていけばよいという考えなのです。

しかし、この考えはあまりに無責任で楽観的で、1993年の平成の米騒動は、梅雨前線が長期間日本に停滞したことによる冷夏と日照不足による不作でタイ米を輸入することとなりました。そして、一昨年の令和の米騒動は、行き過ぎた減反の上に稲作農家の疲弊、さらには2023年以降の猛暑による生産への影響が加わって米不足が一気に顕在化した結果もたらされたものであります。

今日の地球温暖化に起因する極端な気候変動は予測不能であり、異常気象は今年起こるかもしれないし数十年後かもしれませんが、必ずまた起きます。そのたびに、これからも泥縄式にその場しのぎの施策を行っていくのでしょうか。

さらに、鈴木農水大臣は、2月の定例記者会見で、高市首相の食料自給率100%を目指す発言を支持し、現在、食料自給率カロリーベースで38%あるものを、僅か4年後の2030年に45%に上げると表明いたしました。このようなことは、少しでも農政を知っている者であれば、まず不可能であることは分かります。この発言からも、鈴木農水大臣は、農業の現状、現実がほとんど分かっていないことが分かります。

農政に限らず、極度な中央集権国家である我が国において、県の裁量で独自に行える施策は少ないのですが、このたび、県が音頭を取り、米生産者や流通業者、消費者団体による長野県産米生産・流通・消費等検討会議の4回目の会合が今月10日に開かれ、共同宣言をまとめました。

そこで、農政部長に伺います。

この共同宣言では、当初予算にも、農地等の基盤整備を加速させるため、農地の集積・集約化を促進するとあり、これは、土地改良事業によってあぜを崩し1枚の区画を大きくするということだと推察します。本県は、傾斜地に水田が棚田状に広がっている地域が多く、土地改良事業が困難な地域が多いと考えられ、事業費も多額になると思われますが、この事業を今後どのように進めていくのか。村山農政部長に伺います。

また、共同宣言では、生産者にとって適正で消費者も納得できる価格形成を目指すとのことですが、世界の多くの国では、生産者が再生産できる所得が得られ、消費者も納得できる価格とするために、この価格差を埋める所得補償制度を導入していますが、今の政府にはこの制度を導入する気は全くないように見受けられます。

こうした状況下で、共同宣言では、国が来年度公表する生産コストを踏まえての米のコスト指標を基に県版の独自指標を作成し、価格に含まれる費用を可視化し、生産者にとって適正で、消費者も納得できる価格形成を目指すとのことですが、そのような価格を示すことが可能なのでしょうか。さらに、価格形成が実現したとして、コスト指標に基づく取引をどのように実現していくのでしょうか。以上、農政部長に伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、傾斜地における土地改良事業の今後の進め方についてでございます。

傾斜地の農地は、小さい区画では大型機械が導入できない、区画を拡大するとのり面が大きくなり草刈りの負担が増えるなどの課題があるため、県では、地形条件や導入する機械に合わせた区画拡大や、草刈りが安全にできるのり面の緩傾斜化などにより生産性を高める基盤整備を進めているところでございます。

農地の基盤整備は、構想策定の段階におきまして、十分な地域の合意形成を図る必要があります。

ますが、権利関係等の基礎調査や担い手の意向確認に必要な図面作成などに係る市町村の財政負担が事業化のボトルネックとなっております。このため、次年度からは、市町村が行う構想策定に係る経費を県が支援することで、早期事業化を後押しし、国の農業構造転換集中対策予算等も活用しながら、ソフトとハードの両面から基盤整備の加速化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、米の適正な価格形成の可能性とコスト指標に基づく取引の実現についてのお尋ねでございます。

県では、今月10日に生産、流通、販売、消費の各段階に関わる皆様と共に、消費者に納得感があり、生産者も希望が持てる価格形成を目指す姿に掲げた共同宣言を行ったところでございます。あわせて、それぞれの立場でこの目標の実現に向けた「私のアクション」を宣言し、現在、現場レベルで積極的な取組を進めていただいているところでございます。

来年度以降も今年度確立した一体的なこの連携体制を継続し、情報交換を行いながら、本県の生産や流通の実情を踏まえて作成する県版コスト指標に基づく取引が行われることで目標が達成されるものと考えております。

国においては、フードGメンの配置や取引実態調査などにより市場監視を強化する方針を示しておりますので、国とも連携して、コスト指標に基づく取引の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）このたびの総選挙では、自民党が大勝し、高市政権が続くこととなり、中国との関係は悪化の一途で、先頃中国は日本の20の企業・団体を対象に、レアアースなど軍民両用品の輸出を禁止する措置を発表いたしました。特に、精密機械には必須のレアアースの輸入が滞れば、精密機械工業を主力産業とする本県にも大きな悪影響が及ぶことが考えられます。

この中国は、14億人の人口に対して穀物自給率は90%以上で、1年半分の食料備蓄があるそうです。一方、我が国は、このたびの令和の米騒動で備蓄米を放出し、現時点で米の備蓄量は半月分しかなく、パンや麺類の材料となる小麦の国産比率は僅か13%であります。こうした状況で幾ら軍備を増強しても、今、中国と戦争してもかなうわけがないのであります。

そこで、阿部知事に要望いたします。全国知事会長として、高市首相に対して、意地を張らずに我が国発展のために中国との関係改善を図るよう進言していただくことを要望し、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は、漫画やアニメ、映画・映像などを扱う、いわゆるコンテンツ産業を取り上げます。

コンテンツ産業の市場規模は、2024年、日本国内において約15兆円に達し、過去最大を記録しました。これは、GDPの数%規模に相当。人口減少下の日本にあって、国民によるコンテンツ消費が確実に増加していることを示しています。

海外に目を向けてみますと、世界市場のそれは135兆円を超えており、これまた右肩上がりで見込める成長が見込まれ、うち日本発のコンテンツ売上は約6兆円に到達。その規模たるや、鉄鋼産業や半導体産業の輸出額を超え、知らず知らずのうちに日本の基幹産業たる地位を築いています。

そこで、長野県行政がコンテンツ産業の振興に取り組むことで期待できる価値とは何なのかと考えたときに、一つには、経済的価値、わけても高付加価値産業の創出と外貨獲得というのは確実にあると思います。というのは、コンテンツ産業は製造業のように大量の原材料や輸送コストを必要とせず、デジタル配信を通じて世界市場に直接アクセスできる点に特徴があります。

陸海空を通じた物資輸送に不利な長野県がこの分野を育成することは、新たな輸出産業を根づかせ、外部資金を直接呼び込める点で欠かせない価値があります。

また、もう一つ、コンテンツ産業は、若年層や高度専門人材との親和性が高く、地域に若者を引き止め、または呼び寄せる装置として機能します。創作活動を仕事にできる地域、自己表現で生きていける地域というクリエイティブなイメージは、これまでの地方像を刷新し、定住人口の拡大につながります。男女間の根強い役割意識が人口流出に拍車をかけていると言われる長野県がこうしたイメージを持つことは、これまた殊さらの価値があるのではないのでしょうか。

そこで、まず、産業労働部がコンテンツ産業の振興に取り組んでいること及び今後の見通しを伺った上で、例えば、信州ITバレー構想の行方はどうなっているのでしょうか。確かに、信州リゾートテレワークなどを通じて人材の獲得に一定の成果があったとしても、県外から人材が集まってすばらしい環境下で仕事はできるが、肝心の仕事の納品先はまた東京であり、大都会であるというならば、それは非常にもったいないことです。

これからは、仕事内容でもよりディープに長野県と関わってもらえるよう、IT政策の旗印をより鮮明にし、コンテンツ産業の位置づけを含めて次のステップを明確に描いていく必要があります。

新年度予算案で力強くうたわれている成長期待分野の中身を見てみると、医療機器や航空・宇宙機器、食品関連と毎年おなじみのラインナップが目を見ますが、これら長野県が元から

強みにしている分野とは別に、客観的に急成長している分野等についても展開可能かどうか適宜柔軟に検討していくべきだと考えます。

そこで、県内でコンテンツ産業に関わる人数が把握できているのか、IT人材の動向実態はどうなっているのかという点に加えて、成長期待分野にコンテンツ産業は該当し得るのか。同じく、産業集積強化推進事業においてコンテンツ作業は対象となり得るか。以上、産業労働部長の見解を求めます。

さて、せっかくのコンテンツ回なので、漫画やアニメの話題も出していききたいと思います。かくいう私も、小中学生の時分に毎週「週刊少年ジャンプ」を買っていた頃からの自称漫画オタクではありますが、最近は作品数自体が増えているせいもあってか、地方に光を当てる漫画を目にする機会が多くなりました。

例えば、私も大好きな近年の超ヒット作の「呪術廻戦」。単行本はシリーズ累計発行部数1億5,000万部を突破し、アニメは現在第3期が絶賛放送中であります。ファンの間では「鬼滅の刃」をしのぐ傑作と譲らない作品であります。主人公の高校生虎杖悠仁らが戦いを挑む最大にして最強の相手が、一つの胴体に二つの顔と四つの手足を持つ両面宿儺という呪いの王になります。ただ、呪いの王とはいえ、この両面宿儺、モデルはまさに同じ名前の西暦400年前後にお隣の飛騨地方に実在した豪族だと言われています。「日本書紀」にも記述があり、地元を守った屈強のヒーローでありながら、大和朝廷から見れば手ごわい逆賊であったため、二つの顔と四つの手足という異形の姿で描かれたという説があり、飛騨高山地方には、両面宿儺にちなんだお寺や仏像が点在しているとのこと。

いやしかし、それを知るにつけ、なんと惜しいことか。著者の芥見先生、目先をもう少し東に、アルプスを一つ越していただければ、こちらには八面大王という、顔を二つどころか八つ持ち合わせた伝説の鬼を描写できたのに。そんな妄想をついつい膨らませてしまうわけですが、いずれにせよ、漫画や映画以外の手法では、地域のちょっとした説話をここまで大きな存在にリニューアルできないに違いありません。

と同時に、思うことは、超大作がどの地域の説話を拾うかは、現状、ひとえに作者の胸先三寸、逆に言えば、去年のコナン映画にしても、近年話題の「逃げ上手の若君」にしても、長野県が舞台になれば超ラッキーなのですが、しかし、こうして半ば当たるも八卦当たらぬも八卦になっている言わば偶然の産物を、今後は意図的な連続として長野県がグリップを効かせることができるようになるならば、経済面、産業面のみならず、文化面や観光面においても多大な効果を発揮すること請け合いです。

そこで、次の質問は、文化財活用について、長野県内には神話や民話にまつわるものを含め、数多くの文化財が存在しています。神事や伝承を語り継ぐ担い手が減少し、文化財が無言の存

在になりつつある中で、コンテンツ産業は、文化財を単なる保存対象から共有される物語へと変換し、世界中の人々に知ってもらう手段となります。文化財活用策としても積極的にコンテンツ産業を活用していくべきではないでしょうか。

ここでは、ひとまず、文化財の保存、活用における今日的課題と、長野県の文化財活用の成功事例について県民文化部長に御説明いただきます。

続いて、観光スポーツ部に対しては、信州フィルムコミッションネットワーク推進事業における漫画やアニメの取扱状況と、同事業における成果指標に、成約数ではなく相談件数を置いた理由、さらに、同事業以外の施策でコンテンツを活用した取組実績の3項目を簡潔に伺います。

そして、ここで一番言いたいことは、来年度の新規事業でも、自然や文化、食など観光素材をさらに磨いていこうとするものがありますが、本当にそれぞれ費用対効果が望めるものなのか。もっと言えば、総じて見ればもう素材磨きはある程度十分なレベルに達していて、むしろ求められているのは、観光スポーツ部自身がそういった素材一つ一つを丁寧に拾い上げて編集し、物語化してストックし、自ら主体的に売り出すことではないかという点です。

例えば、言わずもがな、長野県は山岳地帯を多く抱え、修験道、山岳信仰の交差点として発展してきた地域であり、その中で生まれた御嶽信仰、戸隠信仰、諏訪大社を中心とした諏訪信仰などは全国的にも極めて重要なはずですが、物語として体系的に再編集されてきたとは言い難い状況です。

そこで、県内各地に散在する素材を改めてストーリーや文脈でつなぎ、観光スポーツ部自らがプロモーションしていくような事業を展開すべきではないか。以上、観光スポーツ部長の見解を求めます。

知事にも何点か伺います。

県は、近年、知事の肝煎りで共創推進事業を導入してきました。その理念と方向性には大いに賛同し、さらなる充実を願ってやみません。その際、願わくば、専ら県民からの提案を起点としている現状をバージョンアップして、県の重点施策にもその手法を導入し、かつ、それらについては県からの提案を起点とし、例えば、コンテンツ産業ならば、プロのクリエイターや若手のIT人材とコラボして産業集積と民間市場の呼び水をつくっていくというようなチャレンジをすべきではないでしょうか。こうしたスキームの構築、拡大の可能性について知事の考えを伺います。

先日、新海誠さん関連の会社が2027年中に佐久市で映画館を開業する予定であるとの報道に触れました。建設費や人件費の高騰に伴い、昨年の夏から建設計画などを見直していたようですが、聞くとところによれば、県にも相談が行ったものの、うまい支援事業が見当たらなかった

とか。結局、別ルートで追加資金の調達にめどが立ったとのことですが、全国的な知名度を誇る新海誠さん関連の事業を県が拾えなくて本当に大丈夫なのか、不安と疑問を禁じ得ません。コンテンツ産業などは、特に縦割り行政のままでは的確にマーケットニーズを捉え切れません。部局横断に関わる事項を時の流れに沿って的確に把握し、施策展開するための対策の必要性について知事の所見を伺います。

また、先週の土曜日夕刻には、松本駅自由通路で高さ3.5メートルのゴジラ像の除幕式がありました。松本市出身の映画監督の山崎貴さんが手がけた「ゴジラー1.0」がアメリカのアカデミー賞を受賞した記念として地元住民グループが制作したゴジラ像のお披露目式でした。私も一般客としてその様子を見させていただき、北アルプスから駅構内に西日が差し込む情景と相まって、大迫力の式典に心打たれました。

ゴジラと言えば、羽田沖の東京湾から突如出現して東京都心をじゅうりんし、国民を阿鼻叫喚の地獄絵図に巻き込んでいくのが鉄板ネタであるものの、いずれはこの強烈な西日を背景に、雄大な北アルプスの稜線から「進撃の巨人」のごとくゴジラが出現し、松本駐屯地辺りを最終防衛線として繰り広げられる一大地方都市バトルもぜひ見てみたいと、これまた走った脳内ファンタジーとともに抱いた思いは、新海誠さんも山崎貴さんも人一倍強い地元愛をお持ちのようですから、トークショーや各種イベントの類いを越えて、長野県の発案として、短期的にはこうしたトップクリエイターにもどんどんコラボ事業、共創事業の企画を持ちかけ、コンテンツ産業の裾野を着実に広げ、中長期的には、例えば漫画や映画に興味関心を持った小中学生が地元の高校や大学で漫画や映画を学び、その後県内でコンテンツ産業に携わって生活できるというような持続可能なまちづくりに向けて積極的に取り組むべきではないかということです。

とりわけ、後者については、一般にどの分野も就学と就労が別々に語られがちで、一つのパッケージとして政策に落とし込み切れていないため、長野県の強みを若者に訴求できていないのではないかと大きな問題意識を持っています。

そこで、この点に関する知事の認識を伺った上で、実際知事御自身はコンテンツ産業の振興にどの程度関心がおありでしょうか。あるいは、本日の話をお聞きになって少しでも関心を寄せていただけたでしょうか。コンテンツ産業を今後長野県の基幹産業に育てていくべきと考えるが、重点施策として取り組む考えはあるか。以上、知事の所見を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはコンテンツ産業に対する産業労働部の取組について4点御質問をいただきました。

まず、コンテンツ産業に対するこれまでの取組と今後の見通しについてのお尋ねです。

いわゆるコンテンツ促進法では、映画、音楽、漫画、アニメーションなどを制作、複製、上映、配信する産業がコンテンツ産業と位置づけられております。

本県では、コンテンツ産業とも関わりの深いＩＴ分野について、信州ＩＴバレー構想の下、振興を図るとともに、コンテンツ関連事業者に対しても経営支援や創業促進、企業誘致などの支援を行ってきたところです。

また、知的財産権の保護・活用に関するセミナーや相談会なども実施し、事業者の取組を支援しておりますが、コンテンツ産業に特化して成長を支援する取組はこれまで実施してきておりません。

漫画やアニメをはじめとしたコンテンツ産業は、世界的に市場が拡大し、稼ぐ産業として存在感を高めています。また、佐久市では、漫画塾でクリエイター育成に取り組むとともに、県内には漫画やアニメのいわゆる聖地やロケ地などが数多く存在するなど、コンテンツ分野において強みを有している地域だと認識しております。

今後、こうした強みを生かし、どのような振興策が可能か、市町村や経済界の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、信州ＩＴバレーの構築、コンテンツ産業に関わるＩＴ人材の把握についてのお尋ねです。

信州ＩＴバレー構想は、令和元年の策定以来、ＩＴ企業やＩＴ人材の集積を目指し、産学官が連携して取組を進めてきたところです。構想の成果指標として掲げたＩＴ産業の売上高、ＡＩ・ＩｏＴ導入率、ＩＴ事業者数は目標達成には至っておりませんが、確実に増加したことに加え、長野市のＮＩＣＯＬＬＡＰや松本市のサザンガクなど、ＩＴ人材が交流し、共創する拠点が生まれたほか、産学官コンソーシアムによる県内ＩＴ企業の開発力向上や新事業創出、さらには関係機関が連携したデジタル化の一貫支援体制の構築など、一定の成果が得られているものと認識しております。

次に、コンテンツ産業に従事する県内ＩＴ人材の人数についてですが、国の統計体系ではコンテンツ産業という独立した区分が設けられておりませんので、県として正確な人数を把握することはできておりません。なお、経済産業省によれば、コンテンツ産業は日本標準産業分類において情報通信業及び学術、専門・技術サービス業に分類されており、これらに該当する県内従事者数の総数は令和３年の経済センサス活動調査で３万３,６９８人となっております。

次に、コンテンツ産業を成長期待分野と考えられるかという御質問です。

漫画やアニメなどのコンテンツ産業は、国のクールジャパン戦略の柱に位置づけられており、近年、世界的に動画配信サービスが普及する中で、我が国の輸出額は鉄鋼産業や半導体産業を上回る規模となるなど、成長が期待される分野であると認識しております。

さらに、コンテンツ産業は裾野が広い産業であり、アニメや映画の舞台を活用した観光地域づくりや商品開発など関連産業への波及効果も期待できるとともに、議員御指摘のとおり、内陸県でも成長が期待できる分野であると認識しております。こうした点を踏まえ、国の日本成長戦略会議では、17の戦略分野にコンテンツ産業が挙げられていることもあり、本県においても成長期待分野であると認識しております。

最後に、産業集積強化推進事業におけるコンテンツ産業の対象の有無についてです。

産業集積強化推進事業は、様々な業種の企業立地の促進を目的として実施しているものであり、コンテンツ産業に属する企業が本県に立地する場合には、ICT産業立地助成金や本社等移転促進助成金が支援対象となる企業があるものと考えております。

具体的には、ICT産業立地助成金では、情報サービス業であるゲームアプリ開発やインターネット付随サービス業であるインターネットを通じた音楽、映像等のコンテンツ配信などに関わる事業所の立地が支援対象となっています。

また、本社等移転促進助成金においても、コンテンツ制作に従事する方が勤務する事業所の立地が支援対象となっております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には文化財に関し2点御質問を頂戴いたしました。

まず最初に、指定文化財の保存活用に関する課題についてでございます。

国または県の指定文化財につきましては、文化財保護法の下で保護され、現状変更に制限を加える一方、税制上の優遇措置や保存修理の費用に対して補助を行うことにより一定の成果を上げてまいりました。

一方、近年の過疎化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、所有者が地元におらず、貴重な建造物が空き家のまま放置されていることや、地域の伝統行事の担い手がおらず、民俗芸能の継承が難しくなっていることなどが課題でございます。

また、これまでの文化財行政は、貴重な文化財が取り壊されたりなくなってしまうよう守ることに重点が置かれ、活用という視点が十分でなかったため、行政において文化財を活用するノウハウが蓄積されておらず、民間等との連携も十分ではないことや、個別の文化財ごとの取組が中心で地域全体としての取組が不足していることなども課題と認識しております。

こうした状況を鑑み、平成31年の文化財保護法の改正では、文化財を活用しながら保存という方向にかじが切られましたことから、本県では、「守って活かす、活かして守る」を副題といたします長野県文化財保存活用大綱を策定し、まちづくりや観光など様々な施策分野に文化財の積極的な活用を促進する取組を始めているところでございます。

続きまして、長野県における文化財活用の成功事例についてでございます。

成功事例としては、まず妻籠宿の取組が挙げられます。妻籠宿は、過疎化により衰退が進んでいたところ、観光開発を集落保存の方向へとかじを切り、明治百年事業として妻籠宿の復元事業を実施いたしますとともに、地元住民により設立された妻籠を愛する会が町並み保存の中心となり、活動を行っております。こうした努力により、観光客が急増し、歴史的町並み保存のトップランナーの地位を確立しております。これらの取組が、木曽地域が日本遺産に認定されるきっかけの一つになったものと考えております。

また、長野市松代地区では、真田家ゆかりの真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅などの文化財を活用し、地域住民がエコール・ド・まつしろ倶楽部という組織を立ち上げ、茶会、句会、武道体験などの体験型観光を展開しております。この取組により、観光客は大きく増加に転じました。

このほかにも、地域住民、棚田オーナー、行政が一体となった保全・活用活動により観光名所としての地位を確立した千曲市姨捨の事例などがございますが、総じて短期間で成果が出たものではございません。これら成功事例は、文化財の活用にあたって、地域の文化財を点ではなく面として捉え、長期的なビジョンを持って地域一体でマネジメントを進めていくことの有効性を示しているものと考えております。

こうした取組を推進するためには、まずは市町村における文化財の保存・活用に関する総合計画である文化財保存活用地域計画の策定が有効でありますことから、県としても市町村の取組へ伴走支援を行い、地域のブランド力向上につながるようサポートしてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には3点御質問をいただきました。

まず、フィルムコミッションネットワークにおける漫画、アニメの取扱いと成果指標の考え方についてのお尋ねです。

地域のフィルムコミッションや市町村、観光協会等の連携促進のために設立した信州フィルムコミッションネットワークは、県内各地での撮影に関する様々な相談に応じておりまして、漫画やアニメに関する問合せにも対応しているほか、昨年公開された劇場版「名探偵コナン 隻眼の残像（フラッシュバック）」のエンドロールの映像撮影にも協力したところであります。

また、議員御指摘の成果指標につきましては、ネットワークへの相談だけではなく、各地域のフィルムコミッション等への相談件数も含んだ県全体の数字としておりますが、これは、県全体の窓口として地域に多くの相談をつなぐ役割を担っていることから、個々の成約件数ではなく、県全体の相談件数を指標として設定したものであります。

なお、県全体に寄せられた相談件数の実績は、過去5年間の平均で年間400件程度でありまして、相談の結果、実際に撮影が行われた件数は年間230件程度となっております。

次に、漫画、アニメといったコンテンツを活用した取組の実績についてのお尋ねであります。

県としては、昨年公開された「名探偵コナン」の映画に長野県庁が登場したことを受け、県警とも連携して1階県民ホールの特別展示に取り組むことで、国内外から多くの方々にお越しいただきました。また、南牧村をはじめ県内の市町村や企業の取組を紹介する特設ホームページによる発信や、鳥取県で開催されたコナンまつりへのブース出展などに取り組みました。

さらに、「名探偵コナン」以外の作品についても、上田市、伊那市、中野市、千曲市などにおいてアニメ作品とコラボしたパンフレット制作などのプロモーションを展開しておりまして、県としてもPR活動に協力しているところであります。

このほかにも、漫画やアニメの舞台となりファンが訪れている場所は県下各地にございますので、信州デスティネーションキャンペーンにおきましても、こうした場所の紹介に加えまして、スタンプラリーなど周遊を促す企画も検討していきたいと考えております。

最後に、コンテンツをストーリーでつなぐプロモーションの取組についてお答えいたします。

議員から御指摘がありましたように、映画のロケ地などのコンテンツを個別にPRするだけでなく、その背景にある歴史や文化、地理的特徴などのストーリーに結びつけて発信していくことは重要な取組であると認識しています。

撮影関係者が現地を訪問する際には、地域のフィルムコミッションや市町村等において、撮影地の案内や住民との交流会などの機会を捉えて、その場所の歴史や文化、特徴を共有し、地域の魅力を広く作品の中に取り入れてもらえるように取り組んでいただいているところであります。

また、撮影場所を掲載したロケ地マップなどに地域の歴史や文化等を結びつけて発信する取組は、長野、松本、上田など各地域のフィルムコミッションでも行われておりますが、こうした取組をさらに充実するとともに、地域を超えた取組を広げていく必要があります。

今後、県フィルムコミッションネットワークとも連携し、こうした各地の取組を支援するとともに、映像制作会社等が集まる全国ロケ地フェアなどでも積極的にPRを行い、新しい作品づくりに結びつくように働きかけてまいります。

そして、県下各地域に残る独自の神話や伝承などにつきましても、デスティネーションキャンペーンをはじめ県の観光プロモーションを行う際に、コンテンツをつなぐものとして生かしていけるようにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。いずれも重要な御意見、御提案だというふうに受け止めております。

まず、県からの提案による共創の推進ということでございます。

私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議、あるいはくらしふと信州などを通じたゼロカーボンの取組、こうした県民の皆様方との共創につきましては、県民と長野県との双方で課題を持ち寄って取り組んでいくことが大変重要だと思っております。

産業振興に関連しましても、ITバレー構想やワインバレー構想のように企業・団体の皆様と知恵を合わせ、力を合わせて取り組んできたところでございます。

コンテンツ産業も、成長が期待でき、観光地域づくりや商品開発などへの波及効果も期待できる産業だというふうに認識しており、今後取り組んでいくに当たりましては、市町村や産業界とも連携して取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

来年度から実施予定の長野県共創デザインラボ（仮称）につきましても、県として特に共創を進めたい分野を提示し、企業等に具体的な提案を求めるなど、この運営の在り方についてはよく工夫して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、コンテンツ産業のみならず、時流に乗り遅れないための体制、対策が必要ではないかという御質問でございます。

県政全般、特に産業分野におきましては、世界の潮流、あるいは経済、産業の中長期的なトレンドを的確に捉えながら政策に機動的に反映していくということが重要だというふうに考えております。

こうした観点で考えたときに、今の県組織は、決まった仕事を進めるためには機能的であるものの、新たなテーマに積極的に取り組んでいく上では幾つかの課題があるのではないかとこのように考えております。

例えば、限られた人員の中で全く新しい事業や政策をつくっていくには、ある意味、遊軍的な存在、組織が必要だと思いますが、そうしたものがうちの県は非常に少ない。極めてスリム化していますが、自由に動ける組織が少ないという問題がありますし、また、複数部局にまたがっている政策課題に全庁で向き合い、こうした課題に予算や人の配置も含めて組織として仕事に落とし込んでいく、こうした仕組みが必ずしも十分にできていないと。加えて、全庁的に多忙感ということが課題になっておりまして、新しいテーマに取り組んでいく、新しい球を拾ってくる、そうした余裕が組織全体としては少ない。こうした課題があるというふうに認識しております。

こうした点はしっかり改善していかなければいけないというふうに思っておりますが、今般国においてこのコンテンツ産業を17の戦略分野として掲げているということは、我々にとって

は大きなチャンスでもあるというふうに思っています。各地域の産業クラスターの戦略的形成支援を国として支援していくという形になっておりますので、我々としても、これまでの産業政策に取り組む組織の在り方であったり、職員の意識だったり、こうしたことを見直していくための絶好の機会ではないかというふうに考えております。

コンテンツ産業への対応はもとより、地域未来戦略など国の動きや産業界の最新の動向を取り込むということを常に意識して、新しい施策、新しい事業にも柔軟に対応していくことができるよう、部局横断的なプロジェクトチームの設置等も含めて組織運営の在り方についてしっかり検討していきたいと考えております。

続きまして、若者の未来を見据えた一貫した政策が足りないのではないかという御質問でございます。

コンテンツ産業は、若者から選ばれる魅力ある産業の一つだというふうに考えております。若者・女性から選ばれる県づくりを目指している本県としては、コンテンツ産業のように若い人たちにとっても魅力のある企業や産業をより振興していく、盛んにしていくことが重要だというふうに考えております。

一方で、子供たちや若者たちへ学びから就労まで一貫したメッセージをお届けできるような政策をつくっていくためには、産業政策や教育政策の方向性をしっかり合わせていくということが重要であり、組織の縦割りの壁を突き崩していかなければいけない部分があるというふうに思っております。

また、若者たちが夢を持って進んでいけるよう、一定の方向性、道筋をしっかりと示していくことも重要ではないかというふうに考えております。御指摘いただきましたように、こうした取組はまだまだ十分でない部分があるというふうに考えております。

来年度は、産学官金で構成します地域構想推進プラットフォームを設置していく予定にしております。コーディネーターを配置して、産業界と県内の高等教育機関や高等学校との連携を仲介していく取組を進めていこうというふうに考えております。また、教育委員会においては、高校教育において地域社会を支える産業人材の育成に今後一層力を入れていくという方向になっております。このように、まずは産業と教育をしっかりとつないでいきたいというふうに考えております。

その上で、こうした様々な動きを連動させ、縦割りではなく、若い人たちが未来を見据えて自らのライフデザインを構築できるよう、そして、そうした取組を我々県行政も一定の方向性をお示ししながらしっかりと支援できるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、コンテンツ産業への関心、重点施策として取り組む考えはあるのかという御質問でございます。

県として、このコンテンツ産業の振興については、まだ取組がほとんどできていないという残念な状況ではありますが、チャレンジしていく価値が十分にある分野だというふうに考えております。

海外に行く際に、長野県のPRでは、スノーリゾートですとか、豊かな自然がありますとか、いろいろなことを宣伝させていただきますが、特に若い人たちから一番反応があるのは、やはりアニメ、映画、こうした分野であることはほとんど間違いないと。韓国に伺ったときも、コナンの話をするだけでメディア関係の皆様方の目がらんらんとするということは私としても実感しているところでありますし、まさに日本を代表する文化、産業がこのアニメや漫画であるということは多くの人が認めることだというふうに思っています。

また、御質問にもありましたように、コンテンツ産業は日本の輸出産業の主力に成長しておりますし、今後も我が国が独自の分野で存在感を発揮していく上で大変重要な分野だというふうに思っておりまして、私も強い関心を持っているところでございます。

御質問にもありましたように、本県は数々のアニメや映画の舞台、ロケ地に活用され、また、山崎貴監督や新海誠監督をはじめ著名なクリエイターを輩出している県でもあります。また、佐久市の漫画塾などクリエイター育成に取り組んでいただいている地域もあるなど、こうしたコンテンツ産業を集積していくための素地は十分あるというふうに思っております。

また、内陸に位置する本県ではありますが、このコンテンツ産業は輸送の負担が少ない産業でありますし、また、クリエイティブ人材が集積している東京都とのアクセスもよいという地理的なポテンシャルも高いというふうに考えております。

コンテンツ産業は、政府が掲げている17の戦略分野の一つにもなっております。また、若い人たちにとっても魅力的な産業であるという位置づけであることから、こうした本県のポテンシャルを最大限生かして、このコンテンツ産業を本県の産業として育てていきたいというふうに思っています。

県として取り組んでいくことはたくさんありますが、ほかの県に負けずにしっかりとチャレンジしていけるように、今後具体的な取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する

質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時51分延会

令和 8 年 2 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 7 号

令和 8 年 2 月 第443回長野県議会(定例会)会議録 (第7号)

令和 8 年 2 月 27 日 (金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和8年2月27日（金）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、長瀬悠警務部長から公務出張のため本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）おはようございます。伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。

それでは、通告に従い、今回は長野県営業方針に絞って質問をさせていただきます。

私は、先般の11月定例会一般質問において、信州ブランド戦略の新たな展開について取り上げました。その際、田中営業局長からは、地域の魅力を掘り起こし、県民、事業者と共に育てる参加型ブランドを多様な発信手段とアルクマの力を使って広げていくという前向きで包括的なブランド戦略の御答弁があり、営業局としての方向性と取組姿勢を明確に示していただいた点は、大いに評価すべきものと受け止めております。

しかしながら、率直に申し上げますと、どこか腑に落ちない部分や、また、十分に納得し切れない思いが残ったことも事実であります。むしろ、営業局としてこれだけ戦略的な方向、方針、計画を掲げているのであれば、営業方針も含めて積極果敢にアクセルを踏み込むべきではないのかと、そのような思いを強く抱いたわけであります。

また、私自身、サラリーマン時代を通じて営業現場一筋で歩んできた経験に加えて、現在は、中小企業経営者として、日々営業部門の在り方、組織の体制、営業方針の組立てに頭を悩ませている立場でもあります。さらに、商工会議所をはじめ、上伊那地域のみならず、県内各地の企業の皆さんと意見交換を重ねる中で、県の営業方針に対する課題や期待が現場の実感として数多く浮かび上がってきていることも痛感しているところであります。

こうした経験を踏まえますと、長野県の営業本部・営業局が掲げる方針は、一定の完成度の高さがあるものの、なお発展の余地があり、県全体の稼ぐ力をさらに伸ばすための潜在力を発揮しなければいけないと感じるわけであります。

以上の考えと問題意識を踏まえ、本質問では、営業本部・営業局の体制と営業方針の在り方について、県政の未来を見据えた視点から確認させていただきたいと思います。

現在、長野県において、営業方針は、人口減少、国内市場縮小という構造的変化の中で、地域経済の持続性を支える重要な施策の一つであると思います。

9月定例会の一般質問で取り上げました長野県内の商圈変化にもあるとおり、県内需要が縮小する時代にあって、地域資源を国内外の市場へ確実に届け、選ばれるブランドとして育てていく仕組みづくりは、産業振興、観光誘客、移住・交流人口の拡大、地域雇用の確保、そして持続可能な地域づくりに直結する政策であり、今や県政を支える重要な施策の一つとも言えると思います。

特に、上伊那・伊那谷地域は、11月定例会の一般質問での信州ブランド戦略に関するやり取りの中でも改めて実感したとおり、大きなポテンシャルを有し、本県の営業方針においても重要拠点として大きな可能性を秘めた地域であると言えます。例えば、そばや発酵食品、果樹、酒造、さらにはザザムシ、イナゴ、蜂の子といった昆虫食などの食文化、産品に加え、南アルプスや高遠城址公園のコヒガンザクラなど豊かな自然・観光資源が存在し、食、自然、文化の物語性を兼ね備えた強いブランドポテンシャルを有しています。

実際に、銀座NAGANOにおいて、伊那谷発酵食品のイベントが好評を博し、上伊那産のリンゴやワインは豪州・欧州市場へ挑戦が進むなど、地域資源が国内外で評価される事例が生まれてきていることはうれしい限りであります。

また、この地域は、小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー分野でも先進的であり、環境価値と地域資源を掛け合わせるといった新たな価値をつくり出す可能性も秘めているわけがあります。

こうした動きを背景に、地域の住民や事業者、商工団体からも県の営業方針への期待は高まっていると受け止めております。地域の皆さんからは、伊那谷の魅力をもっと広く発信してほしい。点在する特産品や観光資源を一体として見せることで伊那谷として認識される地域ブ

ランドを確立してほしいといった声が寄せられる上、事業者からは、販路拡大はありがたいけれども、成約や継続取引につながる支援をお願いしたい。デジタル商談についても、自社の規模や供給体制に合わない案件が多く、事業者の実情に即したマッチング支援が必要であると、こういった実効性のある営業支援を求める声も上がってきております。

また、商工会議所、商工会からは、物産展や商談会の実施にとどまらず、どの取組が成約や継続的な取引につながったのかを事業者と共有し、次の営業活動に生かせる、そんな仕組みをつくってほしいといった意見もあります。つまり、県との連携強化に対する期待感が伝わってくるわけであります。

一方で、本県の営業方針には幾つかの課題も見えてきています。例えば、他県、とりわけ茨城県や北海道といった営業先進県では、成約率、継続取引率、輸出額など成果の質を測るKPIを導入し、施策の費用対効果を高めているところもございます。対して、本県は、商談件数や出展回数など、どちらかといえば活動量を示す指標が中心であり、事業者や地域住民からも成果の見える化を求める声が聞こえてきます。営業方針の質を高めるには、こうした成果の測定方向を改善し、ターゲットや価値提案をより明確にする必要があると考えます。

また、営業本部・営業局の体制が整えられてきたとはいえ、方向、方針の立案と現場の実行、そしてデータ分析、地域への還元の仕組みがどの程度体制として十分に機能しているのかについては引き続き検証すべき重要な点であると感じています。特に、首都圏や海外での成果を地域へどう還元するのか、営業データをどう方針に生かしていくのかという点は、行政組織として伸び代があり、民間企業の手法を取り入れつつ強化していく必要があると考えます。

さらに、2024年にリニューアルされた銀座NAGANOは、情報発信施設から都市型戦略拠点へと進化しつつあるわけであります。消費者行動の把握、テストマーケティング、都市圏バイヤーとの商談創出など、営業方針の中核機能を担うべき存在である一方、その成果をどのように地域へ戻すのか、どのように方針の改善に反映させるのかについてまだまだ十分な整理が必要と考えております。

そして、今年度の営業関連予算と事業については、こうした課題と地域の声を踏まえた上で編成されるものであり、本県の営業方針の質を高める施策にどれだけ重点が置かれているのか。また、本年度、令和7年度の成果と課題を踏まえて、令和8年度の営業方針にどのように発展させていくのか。県全体の経済政策の方向性を左右する重要な論点であると考えています。

そこで、まず、営業本部長である阿部知事にお伺いいたします。

営業本部・営業局が設置され、関係部局の取組を調整する体制は整ってきましたけれども、依然として部局間の壁や政策の細切れ感を指摘する声もあります。人口減少が進む中、営業部門を県政の背骨としてさらに発展させるためには、観光、農政、産業といった多様な分野を、

単なる連携ではなく、統合された一つの政策パッケージとして動かし、政策課題の優先順位づけから立案、実行、成果検証まで一体的に推進する必要があります。昨今の社会経済情勢を踏まえ、各分野を一気通貫する営業部門の政策推進の基本的な考え方と意気込みについて知事の御所見をお伺いいたします。

続いて、田中営業局長に4点お伺いいたします。

1点目として、営業方針の高度化についてであります。

営業方針において重要な視点の一つは、競合となる他県との差別化であり、茨城県、北海道など営業先進県と比較することで本県の強みや課題をより明確にできるものと考えます。そこで、本県営業方針の優位性と弱点を営業局としてどのように認識しているのか。あわせて、こうした課題を克服し、成果の質を高めていくために、成約率、継続的な取引、輸出額といった質的KPIの運用、市場分析、事業検証、さらにはターゲット選定や営業データ管理など、民間企業の手法をどのように取り入れ、営業局の実務やマネジメントをアップデートしていくのか。具体的にお伺いいたします。

2点目として、営業成果の地域還元についてであります。

銀座NAGANOや海外展開等で得られた消費者の反応や商談の成果、市場動向を上伊那・伊那谷地域を含む県内各地へどのように届け、地域資源のブランド化や販路拡大につなげていくのか。あわせて、銀座NAGANOについても、首都圏における情報収集やテストマーケティング、商談機会の創出などの機能を通じて得られた知見を地域事業者の営業活動にどう生かしていくのか。また、地域住民や商工会議所、中小企業が求める成果の見える化や活用支援に対し、営業局としてどのようにフィードバックの仕組みを構築していくのか。併せてお伺いいたします。

3点目として、営業人材の育成と民間人材の活用についてであります。

営業方針を成果の質の向上へ発展させていくためには、制度や仕組みの整備だけでなく、それを担う県職員自身が、マーケティング、商談支援、データ分析など民間的な営業感覚を備え、組織としての営業力を高めていくことが必要不可欠であると考えます。

そこで、営業局として、県職員の営業スキル向上に向けた専門研修の充実や、民間企業、商社等への派遣研修など、人材育成をどのように強化していくのか。あわせて、内部育成にとどまらず、民間企業で営業経験を有する人材の登用や、民間からの出向受入れ、外部専門人材との協働など、どのような方針で取り組んでいくのか。属人的な取組に終わらず、知見を組織として蓄積し、地域事業者支援の質を高めていく体制整備について具体的なお考えをお伺いいたします。

4点目として、令和8年度に向けた本県営業方針の発展についてであります。

人口減少や市場縮小が進む中、営業方針を次の段階へ引き上げるため、営業局として、令和 8 年度は何を最重点と捉え、どの市場に、どの分野に資源を集中して成果を出していくお考えでありますか。あわせて、成約、継続的な取引といった成果の質を高めるための K P I 運用、データ分析の高度化、銀座 N A G A N O を含む拠点機能の活用、地域事業者への伴走支援など、令和 8 年度に実行する具体的な取組とその意気込みについて伺います。

最後に、米沢産業労働部長に 2 点伺います。

まずは、上伊那地域では、新たな商談機会が生まれても、人手不足や設備・商品開発力の制約によって、引き合いがあってもつukれない、提供できない、そういった不安の声がよく耳に入ってきます。

そこで、産業労働部として、商品開発支援、設備投資支援、技術の高度化、企業間連携などを通じて上伊那地域の中小企業をつくる力と供給する力をどのように底上げしていくのかをお伺いいたします。

次に、上伊那地域をはじめ県内各地で深刻化、慢性化する人手不足への対応についてであります。

外部需要を獲得していくためには、若者、女性、U I J ターンの人材確保、技能人材の育成、外国人材の活用など、県の人材施策を総動員して進めることが不可欠であると考えますが、人材確保・育成にどのように取り組んでいくのか。長野県全体の実情を踏まえた方向性をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には長野県における営業方針についてということで、営業部門の政策推進の基本的な考え方と意気込みという御質問をいただきました。

私ども長野県としては、信州の様々な物産、産品を、より広く、そして、より付加価値をつけて売り込んでいく。そして、それを長野県の地域産業の発展にしっかりとつなげていく。これが我々県行政としての重要な役割だというふうに考えています。

こうした考え方の下、2019年に長野県営業本部を設置いたしました。農林水産物、そしてその加工品、伝統工芸品等様々な産品を国内外に売っていく販路開拓・拡張に向けた営業活動、そして、情報発信等を実施して部局の壁を越えて取り組んでいく生産から販売までの一貫した本県のマーケティング支援体制を構築して、長野県として稼ぐ力、そしてブランド力の向上をしっかりと図っていく。こうした考え方で設置させていただいたところでございます。

政策推進の基本的な考え方としては、まず市場や消費者の動向、商品特性を踏まえて、ターゲットを定めて国内外の販路開拓・拡張に努めてきております。また、マッチングサイト、商談会の活用によりまして、県内事業者と県外需要者のマッチング支援を行っています。加えて、

県外や海外市場の反応を、産地、関係団体、生産者にしっかりとフィードバックして次の製品づくりに生かしていただくということ。そして、メディア、ネット等を活用して戦略的かつ本格的なプロモーションを行っていくと、こうした取組を部局横断的に幅広く行おうということとで取り組んでまいったところでございます。

営業本部を設置したこと自体、御質問にもありましたように、各分野を一気通貫して取り組もうという思いで行わせていただいたところではありますが、この営業本部をつくる際にも、営業本部と各部局との関係性の在り方について我々としては非常に思い悩みながら制度設計をさせていただいたところでございます。

コロナを経て、今、新しい段階に移り変わろうとしている状況でありますので、まずその体制の組み方、在り方ということについてもいま一度考えて、必要であれば見直しを行っていきたいというふうに思っております。

本県には様々なすばらしい産品がたくさんあるのになかなか知られていない、付加価値が十分につけられていない、もったいないというのがこの営業本部を設置した私の思いの原点であります。こうした原点を忘れることなく、今後とも取組の成果を検証しながら、戦略の在り方やテーマ、ターゲットの設定の仕方、そして、外部人材を活用することも含めた体制の在りなどを常に点検、見直しを行いながら、他の地域の取組に決して負けることがないように、県産品の販路拡大、稼ぐ力の向上、そしてブランド力の強化に力を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には4点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、本県の営業の強みと課題、実務やマネジメントのアップデートについての御質問でございます。

営業先進県の一つと言われる茨城県では、2018年に営業戦略部を設置し、県産品の販路拡大、企業等の海外展開支援、観光誘客、戦略的な情報発信などの営業活動を一元化しており、徹底した数値目標、KPIによる成果管理など、民間企業に近い手法を導入しているという点が評価されているものと認識しております。

本県の営業本部は、茨城県とは異なる部局連携組織であり、指揮命令系統など組織としてのシンプルさでは劣るものの、プロダクトアウトとマーケットインの両輪を基軸とした営業活動を部局の主体性を生かしながらバランスよく進められるという点は連携組織ゆえの強みであると考えております。

また、商社出身の人材の登用により、市場分析やターゲット設定、戦略立案等、民間のマーケティング手法の導入、浸透も進めており、近年、海外への販路開拓やブランディングなどにおいて全国自治体初の取組を相次ぎ実施するなど、事業展開を新たなステージに引き上げているところでございます。

一方、現在のしあわせ信州創造プラン3.0に掲げる営業部門の成果目標につきましては、議員御指摘のとおり、量的な表現にとどまるものも見られることから、次期総合5か年計画の策定に当たり、KPI設定の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、銀座NAGANOや海外展開等で得た知見のフィードバックについての御質問です。

銀座NAGANOや国内、海外での展示会、商談会で得た市場での消費者の反応やバイヤーからの評価につきましては、長野県産業振興機構が主催するセミナーや県と長野県観光機構による銀座NAGANO研修会等を通じ、県内の事業者、商工団体、市町村等へのフィードバックを図っております。

また、県庁、松本、南信州に県産品コーディネーターを配置し、個別の事業者の皆様に対し、商品開発の企画からデザインパッケージに至るまで、県が実施する様々な取組で得た知見も踏まえたきめ細かなアドバイスを実施しているところでございます。

このほか、県内各地の商工会や商工会議所等への出前講座も実施するなど、マーケティングに関する知見をフィードバックする様々な機会を設けており、今後もさらに周知してまいりますので、上伊那・伊那谷地域をはじめ県内各地の多くの事業者の皆様こうした機会をぜひ積極的に御活用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、営業局職員の人材育成と民間専門人材を生かした体制整備についての御質問です。

営業本部では、県組織だけでなく、長野県産業振興機構、また長野県観光機構といったマーケティングや事業者支援、商品販売等のノウハウを持つ団体と一体で、展示会、商談会の開催や出展支援、また銀座NAGANOの運営等の営業活動を実施しております。

また、マーケティングの経験、知見が豊富な民間人材を組織内に登用し、民間の手法による業務プロセスも取り入れながら海外での事業展開などでこれまでにない大きな成果を上げているところでございます。

営業局としては、こうした官民混在の体制というものを生かして、日々の業務の中で実践的に県職員の営業スキルの向上を図ることが最も効果的であると考えており、庁内の営業担当職員の戦略的思考を養う勉強会を実施するとともに、継続的な人材育成を常に意識したOJTに努めているところでございます。

民間事業者との関係性構築が重要視され、業務に民間の視点が特に求められる営業局としては、今後も民間人材の登用や受入れなどの人材交流を積極的に行いながら、民間のマーケティ

ング手法の導入や組織全体のスキルアップ、また、人材育成を継続的に図り、県内事業者への支援体制を強化してまいり所存でございます。

最後に、令和８年度に向けた営業局の重点施策と意気込みについての御質問でございます。

令和８年度、営業局としては、今年度実施した事業の成果を踏まえたステップアップに挑戦する取組というものに特に注力してさらなる成果につなげていく方針でございます。具体的には、カナダ・米国のバイヤー等との関係構築・強化を生かした北米への農畜産物の輸出拡大、また、フランスでの映画祭における長野プロモーション成功を踏まえた海外、国内への伝統工芸品のブランディングなどを想定しております。

銀座NAGANOでは、長野県150周年関連事業とタイアップしたイベントの開催や事業者によるテストマーケティング実施時のメディアミックスPRなど、首都圏における拠点としての機能を最大限活用した発信を展開する予定です。

また、事業者の販路拡大支援としては、従来の県産品展示会・商談会等の開催や出展支援に加えまして、AIを活用した新商品開発といった時代の潮流を踏まえた支援事業も新たに実施予定でございます。

各事業の実施に当たりましては、輸出額の実績や商談成立件数など、客観的な指標による成果検証や地域へのフィードバックも念頭に、引き続き本県の稼ぐ力とブランド力の向上に向け、国内外での営業活動を総合的かつ積極的に展開してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には２点御質問をいただきました。

まず、商品開発支援や設備投資支援など、企業間連携などを通じて、企業のつくる力、供給する力をどのように底上げしていくかという御質問です。

上伊那地域を含む県内の中小製造業では、多くの事業者が受託加工型の経営であり、取引先からの発注によって生産体制を調整することとなるため、現在は生産工程従事者や技能人材がともに慢性的に人手不足の状況であることから、引き合いがあってもつukれないという状況が生じているものと認識しております。

このため、県では、商品開発力や技術提案力の強化、設備投資、企業間連携の促進を通じて、受託加工型から提案型、研究開発型へ成長することにより、受注コントロールのできる体制を確立できるように支援を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、工業技術総合センターや産業振興機構による産学共同研究開発、商品開発支援や商談機会の創出、技術人材が不足する企業への専門家派遣や副業・兼業人材の活用支援、開発・生産拡大に取り組む企業の投資を応援する助成制度や県融資制度資金の活用、従業員のス

キルアップ支援による人材の高度化など、企業の課題に応じた支援を実施してまいります。

さらに、来年度からは、これらの取組を一層加速させるため、売上高10億円突破支援プロジェクトを新たに開始し、金融機関、支援機関との連携による研究開発・設備投資に対する補助、低利融資、専門家派遣や副業・兼業人材の活用支援、展示会出展費用の補助などをパッケージで提供し、企業の成長を後押ししてまいります。

こうした支援を通じて、上伊那地域をはじめ多くの県内中小企業が需要増に応える「つくる力」「供給力」を高め、提案型・研究開発型企业へと成長できるよう取組を進め、持続的に付加価値を創出できるよう取り組んでまいります。

次に、外部需要獲得を見据えた人材の確保育成の方向性についてのお尋ねです。

県では、外部需要の獲得を含め、企業の持続的成長を図るためには、高付加価値化やイノベーション創出を担う人材の確保育成が大変重要であると考えております。そのため、プロフェッショナル人材の獲得・活用に向けた支援を実施するとともに、スタートアップなど成長を促すことが期待される事業者との連携を支援してまいります。さらに、企業内DX人材やインバウンド対応を含め、価値向上に向けた人材の育成などを重点的に進めてまいります。

一方で、本県では、働き手不足が深刻化し、企業活動はもとより、日常生活を支えるサービスの維持が難しくなりつつあります。このため、省力化の推進を行うとともに、UIターン等の外部人材、外国人材に加え、女性、高齢者などの潜在労働力の確保育成にも積極的に取り組む必要があると認識しております。具体的には、求職者への相談対応やマッチング支援、企業の働きやすい職場環境づくりの支援などを実施し、人材の確保を進めてまいります。

また、企業のリスキリングを支援するとともに、ものづくり産業を支える技能人材や女性デジタル人材の育成を行ってまいります。さらに、子供の頃から地域への誇りと愛着を育む上伊那郷土愛プロジェクトを好事例として、将来の担い手を確保する取組を全県で展開してまいります。

これらの施策を総合的に推進し、県内産業を支え、競争力を高める人材の確保育成を進めることで企業による外部需要の獲得をしっかりと後押ししてまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

長野県営業方針を次の段階へ引き上げるという観点から、知事には県庁横断での推進体制と政策判断の軸を、営業局長には成果の質を高めるKPI運用やデータ活用、地域へのフィードバックの仕組みを、そして産業労働部長には上伊那地域のつくる力、そして人材確保の課題について確認をさせていただきました。

御答弁では、営業方針を県政の重要施策の一つとして位置づけ、関係部局が連携しながら推進する方向性を示していただいたこと、また、営業局を設立するときの知事の思いも聞かせていただきました。また、銀座NAGANOや海外展開で得た知見を地域へ還元し、成果の見える化を強化していく考えも示された点は、大変期待しているところであります。

営業方針は、単なるPRの積み重ねではなく、成約や継続的な取引につなげ、地域の事業者や継続的に稼げる循環をつくることが重要であると考えます。あとは、言葉を成果に変える実行力であります。上伊那・伊那谷をはじめ、県内各地の稼ぐ力を底上げする取組を強く期待して、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

三遠南信自動車道に関し、現在、飯橋道路7.5キロメートル、長野静岡県境の2023年に貫通した青崩峠トンネルを含む青崩峠道路13.1キロメートル、水窪佐久間道路14.4キロメートルの3区間は工事が進行しております。

また、国土交通省浜松河川国道事務所は、昨年末、東栄インターチェンジャー鳳来峡インターチェンジ間7.1キロメートルが本年3月14日に開通すると発表し、今回の開通により浜松から北へ続く27.9メートルが1本になります。

三遠南信自動車道の整備が進む中、今後、中南信と三河地域において人流、物流の活発化が見込まれ、輸出の玄関口である三河港の活用への期待が高まります。3月26日には、三河港ポートセミナーが、長野県、愛知県の協力の下、開催され、極端な表現ではございますが、いよいよ長野県が港を手に入れることになります。

一方、隣県の山梨県は、中部横断自動車道の開通により、清水港までの時間が約30分短縮され、農園から輸出先まで一貫したコールドチェーンを組めるようになりました。それにより、2011年と2023年とを比較し、ブドウ、桃の輸出は約14倍に増加し、また、冷蔵の洋菓子の輸出も活性化しております。このような好事例を念頭に、長野県は今後中南信地区の農産物、工業製品等の輸出に際し三河港をどのように活用していくのか。新田副知事の御所見を伺います。

次の質問に移ります。

1月24日、JR東海丹羽社長は、静岡県鈴木知事と面談し、静岡工区の工事に伴い、県内の水利用に影響が出ればJR東海が復旧の措置を講じ、対応が困難な場合は補償することで合意しました。

また、リニアの対話項目は、全28のうち完了した項目は17となり、残る11は技術的な課題を

詰めております。環境保全対策などで協議を続けますが、最大の障壁であった水資源問題の決着により、課題は技術面に絞られ、鈴木知事が2026年内の着工を容認する可能性が高まっております。

将来、リニア中央新幹線を活用し、人口6,000万人を超える世界最大の大都市圏としてスーパー・メガリージョンが誕生します。毎年、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が開催されており、高市早苗総裁をはじめとした国会議員、阿部知事をはじめとした沿線自治体の知事や市町村長、県会議員の皆さんが参加し、全体での情報共有を図り、士気を高めております。

さて、今後、スーパー・メガリージョンの実現には、行政関係者だけではなく、民間の力が大いに必要となります。スーパー・メガリージョンの実現に向け、三遠南信サミットのように、行政関係者に加え、沿線自治体の多くの県民や経済団体にも参加してもらい、将来のリニア活用の展望の共有や文化交流により、お互いを学び、共に発展できるよう、例えばリニアサミットのような取組を長野県が働きかけて実現してはいかがでしょうか。多くの沿線自治体がまちづくりや環境面等同じような課題を持っており、県を越えた交流によりスーパー・メガリージョンとして発展できると思いますが、いかがでしょうか。阿部知事の御所見を伺います。

次の質問に移ります。

松本市の食肉処理施設の2027年度末の閉鎖をめぐり、県と全農は、昨年12月24日、飯田市の説明会を皮切りに県内5か所で開催し、県農政部から提出した支援策のたたき台について意見交換を行いました。

私自身、地元飯田市の説明会に参加し、畜産農家の生の声を聞かせていただきました。事業継承したばかりで未来に希望を持った若手畜産農家の声として、今は非常に厳しいときではあるが、地元のためにもここで諦めるわけにはいかない。ぜひ未来に向かって前向きに取り組んでいきたいという強い思いを聞かせていただき、正直、胸がいっぱいになりました。長野県並びに我々政治家の責務は非常に重要であることを改めて痛感いたしました。また、ほかの説明会を含め、支援策に対し多くの改善要望があることも承知しております。

多くの畜産農家の声を基に、1月28日、第2回畜産振興検討会議が開催され、県農政部は、生産者説明会で示した支援策を拡充したたたき台を示しました。県が補助する影響緩和策では、生産者や運送会社向けに大型の家畜運搬車両などの導入費用支援の実施期間を2年から5年に延長しております。生産性アップのため、機械や能力の高い種畜の導入費用を最大4分の3補助する生産振興策も拡大しております。畜産農家の思いを反映していただき、心より感謝いたします。

さて、説明会の際の畜産農家からの要望のとおり、最大の懸念事項である追加輸送コスト増加分の半額補助は、当初の予定では2028年度から2030年度としておりましたが、どのくらいま

で延長可能でしょうか。数年で輸送コスト増加分の利益の確保は困難だと思われ、長野県の絶大な支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。また、中野市北信食肉センターを最大限活用するため、どのような改修工事を検討しているのか。以上、村山農政部長に伺います。

阿部知事におかれましては、2月10日に畜産農家と直接面談され、現場の声をしっかり聞いていただき、今後5年間で少なくとも30億円規模の支援方針を示され、大変心強く、心より感謝いたします。多岐にわたる現場の声をこれからどのように形にしていくのか。阿部知事の意気込みを伺います。

次の質問に移ります。

昨年夏から、東北地方を中心に、熊による甚大な被害が起きております。昨年の9月定例会中、我が飯田市ではほぼ毎日のように熊の出没情報が流れ、定例会中でしたが、私のところにも地域の声が多数届き、県警や行政の皆さんと度々お話しさせていただきました。

11月定例会中の環境文教委員会でも発言しましたが、熊出没時の子育て世代の最大の困り事は、小学生の送り迎えです。保育園児は保護者の車で送り迎えがあり、中学生は部活や塾で遅くまで帰宅しなくても居場所を確保できます。一方、小学生は部活がなく、また、大規模な小学校は児童クラブの定員に限られ、3年または4年生までの受入れとなり、4時半以降小学生は下校せざるを得ず、4時半以降の居場所がない小学生や保護者は非常に困りました。

保護者の皆さんは、協力し合い、通学路に熊の生息リスクを抱える小学生は、学校周辺の別の保護者の自宅で18時まで預かってもらい、支え合いました。しかしながら、1週間程度であれば何とかありますが、数週間もほかの保護者の自宅にいさせてもらうことはさすがに申し訳なく、熊の出没のリスクがある中、泣く泣く帰宅せざるを得ませんでした。私も、保護者の声を基に学校側に相談しましたが、職員数が限られている中、体育館や教室を開放することは難しいとのことでした。

そこで、改めて県教育委員会の学校危機管理マニュアル作成の手引きを確認しましたところ、平成24年1月策定のやや古い内容でしたが、文科省が昨年10月に示した「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」を基に、早速昨年12月に県教育委員会も「クマの出没に対する安全教育の推進及び安全管理の徹底について」を各市町村教育委員会学校安全主管課長に発出していることに感謝いたします。

一方、各市町村教育委員会、学校側の安全対策の進捗状況はいかがでしょうか。また、今後の熊の出没に備え、特に児童クラブの学年制限がある自治体では、小学生の登下校の安全を確保する対策が必要です。市町村教育委員会や学校が適切な対応を取れるよう、県として支援を行うべきと考えますが、以上、武田教育長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

毎年1月、各地で消防団の出初め式が行われます。県や県議会議員の皆さんも各地で来賓として参加され、消防団員の日頃の訓練の成果を発揮し、統率が取れた一連の行動に魅了されたと思います。

正直に申し上げて、私自身、地元へ帰郷したときは36歳であったため、消防団に加入することなく、県議会議員になるまで、お恥ずかしい話ですが、消防団について詳細までは把握していませんでした。2024年1月1日に能登半島地震が起こり、同年4月と5月にボランティア活動に参加した際、震災時の消防団の取組について初めて知りました。消防団は、自らも被災しながら、住民の命を守るため、発災直後から消防隊と連携した火災からの救助、避難の呼びかけ、孤立集落からの住民搬送、不明者の搜索、避難所運営の支援などの活動を行いました。

ちょうど1年前の2月定例会の委員会最終日、私自身が園長を務める保育園の目の前で大きな火事が起きました。職員より動画が送られ、大変な事態であることを理解し、委員会終了後すぐに地元へ駆けつけました。しかしながら、片道2時間半かかりますので、火災発生から5時間以上経過後に到着しましたが、近隣より集まった消防団員の皆さんは、非常に寒い日でしたが、残火処理を継続しておりました。地域の安心・安全のため必死に取り組む姿を何度も見て、何かしなければならなかったと思います。

そこから、地元の消防団の分団の年齢制限が上がったこともあり、消防団に入団し、仕事終わりの操法訓練は大変でしたが、飯田市としては最年長43歳で、飯田市消防技術大会に第1分団の1番員として参加させていただきました。20代、30代の皆さんに負けじと筒先を担ぎ、全力で走り、雄金具と雌金具を接合し、余裕ホースを確保し、放水しました。素人ながらも何とかやり遂げました。果たして自分の行動が正しいかは分かりませんが、消防団のすばらしさ、大切さを不器用ながらも自分なりに訴えたかったのです。

全国的に消防団員は減少傾向で、1950年代前半には200万人いましたが、少子化の影響もあり、現在では73万人です。そのような状況下、長野県は、信州消防団員応援ショップ事業、1日消防団体験、消防団PR漫画・動画、消防団活動に協力している事業所等の事業税の減税、建設工事等入札参加資格の優遇等様々な取組をしていることに感謝いたします。

しかしながら、消防団員の減少傾向には歯止めがかかっておりません。来年度は、消防団入団促進事業として、プロスポーツイベントや大学等へのPRを新たに始めますが、団員数の減少が続く中、消防団員の確保に向け、県トップのPRやインフルエンサー活用等含め、今後どのようなPRが必要だと考えますか。長野県、特に南信地域は、南海トラフ巨大地震のリスクがあり、消防団の力が必ず必要です。渡邊危機管理部長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、2016年4月に女性活躍推進法が策定さ

れ、常時雇用する労働者数101名以上の企業に対し、一般事業主行動計画の策定・届出と女性の活用に関する情報の公表を義務づけています。なお、常時雇用する労働者が101名未満の企業では努力義務です。

日本のジェンダーギャップ指数が調査対象148か国中118位と低迷する中、ガラスの天井を打ち破り、昨年10月に高市早苗首相が誕生しました。多くの女性に希望と勇気を与えたことは改めて言うまでもありません。

長野県は、令和5年9月、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会が発足し、SDGsに掲げるジェンダー平等の実現も視野に入れながら、女性の職業生活における活躍の推進に意欲的に取り組むべく、議論が重ねられております。

来年度予算には、新規で女性リーダー創出プロジェクト事業として、女性リーダー創出フォーラム、女性リーダー候補とのマッチング支援補助金、自社の課題の可視化、さらに女性キャリア形成支援事業としてながの女性リーダーズ・アカデミー、女性管理職登用奨励金を盛り込んでおります。また、ソーシャル・イノベーション創出事業でも女性起業家支援を拡充しており、大変心強く思います。

私自身、保育園2園で女性100人の中で男性1人の職場で働いており、最大限女性職員の意見を反映しようと、働き方改革として、会議や提出物を削減し、長期休みを増やし、正規職員と一対一の面談を増やし、女性リーダーを育てるべく個別の会話の機会を増やし、最大限工夫しておりますが、それでもなお、日々女性リーダーがいかに活躍することが難しいのか、本当に心より痛感しております。園児の発育や豊かな学び、働く環境、地域や保護者との関係性、若手職員との世代ギャップ等、職場の女性リーダーが抱える課題は本当に多岐にわたります。

さて、当初予算案に計上している女性リーダーの育成・登用促進事業は、県としてどのような課題感で企業や当事者である女性の声を踏まえ、構築したのでしょうか。また、県がこの事業を通じ、企業の女性リーダーの育成・登用を促進する意義と今後の展望について米沢産業労働部長に伺います。

次の質問に移ります。

長野県警において、警察官の成り手不足は大きな問題です。昨年度、採用試験の受験者数は10年前の6割まで減少し、最近では合格者の2～3割が内定を辞退し、直近7年間は定員割れが続いており、また、若手の警察官の離職にも歯止めがかかっておりません。

長野県の警察官1人当たりの人口は580人と全国で7番目に多い状況下、特殊詐欺等の犯罪手口は複雑化、巧妙化が進んでおり、また、昨年より熊対策を強化する必要があり、県警の業務は多角化し、大変な状況だと思います。

県警の採用試験は、今年度から3日間を2日間に減らし、大卒対象の筆記試験は独自の問題

からSPI3に変更し、民間企業との併願がしやすくなり、よい取組だと思います。人気アニメ映画「名探偵コナン 隻眼の残像（フラッシュバック）」では、長野県警の登場を受け、県内上映館で募集動画を流しております。しかしながら、成り手不足の抜本的な解決にはなかなかつながりません。

他県の事例として、北海道警は、昨年6月より、異動先を本人が希望するエリア限定の生活拠点人事制度を開始しました。希望者は北海道警に定住予定の自治体を申告し、2年以内に申告地や近隣自治体の勤務先に異動し、その後も近くの職場が転勤先となります。

長野県警は、新年度より、南信限定のエリア採用と35歳以下で実業団やプロクラブに3年以上在籍した現役選手とOBの採用枠の新設を発表し、大変期待しております。二つの取組により、どのような効果が期待できるのか。また、今後、南信にとどまらず、北信、東信、中信への展開や、北海道警のような生活拠点人事制度まで抜本的に改革するのでしょうか。阿部文彦長野県警察本部長に伺います。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） ただいま今後の輸出に際しての三河港の活用について御質問をいただきました。

三遠南信道については、来月14日に東栄インターチェンジから鳳来峡インターチェンジ間7.1キロが開通となり、愛知県区間は全線供用となります。これにより、長野県から国道151号を經由し三河港までの三遠南信道の利用が可能となり、大幅な時間短縮が実現します。

三河港の輸出活用については、現時点では、主力となっております名古屋港と比べ、輸出先への定期航路数や便数で優位性は限定的ではありますが、年間輸出869万トン、自動車輸出で日本最大級の三河港が持つ港湾設備や拡張余地の大きさから、新規物流の構築は十分な可能性があるものと認識しております。

三遠南信道全線開通後は、高速料金が無料で輸送時間が大幅に短縮できる三河港を有力輸出港に加えることで名古屋港との使い分けが可能となり、南信への企業立地自由度を大きく高める効果が期待されます。

県の調べでは、県内からの工業製品の輸出は、当県が誇る電子機械製品など年間1兆2,400億円規模を輸出しており、仮に県内企業が直接三河港を利用しない場合でも、三河港を利用する遠州、三河の企業群とサプライチェーンの強化が進むことでさらなる競争力獲得や経済成長につながるメリットが期待できると考えます。

また、農産物の輸出も年々増加し、令和6年には25億円を大幅に超えています。南信地区には、今力を入れているぶどう三姉妹をはじめ、高付加価値化が期待できる農産物が多くあり、現在は名古屋港を經由して輸出されていますが、三河港に植物検疫機能やコールドチェーン、

低温物流設備が常設されるなど輸出に必要な条件の整備が進めば、将来的に主要輸出港の有力候補になり得ると考えています。

今年度、愛知県側からも三河港の活用について連携の申入れを受けており、こうした三遠南信自動車道開通効果をしっかりと生かして、愛知、静岡両県と連携しながら、互いの地域がウィン・ウィンの関係となるよう、三河港の活用を含め取組を進めていきたいと思っています。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、リニア中央新幹線に関連して、沿線地域とリニアサミットのような取組を行ってはどうかという御提言でございます。

リニア中央新幹線は、その超高速性により、国土構造の変革をもたらす国家的プロジェクトだというふうに考えております。これにより、三大都市圏はもとより、リニア沿線の地域も、それぞれの地域の特色を発揮しつつ、新たな交流圏を形成して、世界から人、物、金、情報を引きつけ、世界をリードしていく地域に変貌していく可能性があるというふうに考えております。

県としては、こうした効果を、南信州地域はもとより、伊那谷、さらには長野県全体に波及させていくということが重要だと考えておりまして、そうしたことを実現していくためにも、沿線自治体との連携が極めて重要だということはまさに御指摘のとおりだというふうに思っております。

本県のリニア活用基本構想におきましては、長野県駅のみならず、山梨県駅、岐阜県駅、いずれも長野県として活用しなければいけない駅であります。そういう意味で、山梨県、岐阜県との連携が大変重要だというふうに位置づけており、これまでも3県の知事懇談会を開催させていただき、リニア開業に向けての課題等について意見交換を行ってきた経過がございます。

しかし、残念ながら、コロナ後、この懇談の場が途絶えてしまっております。リニアを含む広域的な地域振興、地域活性化の課題について関係県と課題、方向性を共有していくことは、私としても非常に重要なことだというふうに思っております。議員から御提案のありました幅広い人たちを集めることはなかなか大変な部分もありますが、ただ、そうしたことも視野に入れながら、今申し上げたようなこれまでの取組も踏まえつつ、他県の皆様方ともよく相談しながら、県を越えた交流の具体化に向けた検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、食肉施設に関連して、現場の声をどのようにこれから形にしていくのか、意気込みを伺うという御質問をいただきました。

生産者の皆様方と意見交換させていただき、改めて、大変厳しい経営状況の中で、様々な課

題に向き合いながら、命を育み、そして消費者の皆様方のために努力されている方々の思いを受け止めさせていただきました。我々県としても責任を持って支援していかなければいけないという思いを新たにさせていただいたところでございます。

意見交換の場におきましても、私の考えや思いを率直にお伝えさせていただいたところではありますが、こうした形で意思疎通を図っていく。何よりも、畜産業を営んでいらっしゃる皆様方の悩みや課題を我々が正面から受け止めて取り組んでいくということが極めて重要だというふうに思っております。

まず、早期に着手できる支援策は、これはもう速やかに実行に移していきたいというふうに思っています。

また、松本市施設の閉鎖後の運搬等に係る掛かり増し経費、あるいは北信の食肉施設の体制整備、こうした支援等について、今後さらにしっかり方向づけをしなければいけない課題も残っているところでありますので、引き続き関係者の皆様方の御意見も伺いながら、検討を重ねて具体化をしていきたいというふうに思っております。

今回の事態を受けて、本県の畜産業の課題に我々としては改めてしっかりと向き合って、生産者の皆様方がきちんと利益を確保できる、そうした状態を目指していくということが我々としての大きな役割だというふうに思っております。

生産者の皆様方が夢と希望を持って畜産経営を行い、将来に向けて力強く歩んでいっていただくことができるよう、今後とも生産者の皆様方とも対話を重ねながら、未来志向で一緒に力を合わせて取り組み、本県の畜産業の発展の転機にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉施設について2点御質問をいただきました。

まず、松本施設閉鎖後の運送等の掛かり増し経費に係る支援期間についてでございます。

生産者説明会や畜産振興検討会議において県が激変緩和策としてお示しさせていただきました輸送等の掛かり増し経費の支援については、支援期間の延長など多くの御意見をいただいております。生産者の大きな関心事項の一つと受け止めております。

輸送に係る経費につきましては、その要素が多岐にわたり、また、輸送形態も多様であることから、引き続き生産者から実態をよくお聞きするとともに、御意見を丁寧に伺いながら、支援期間の延長も含めた支援の枠組みについてJ Aグループや市町村と連携して検討を重ねて提示してまいりたいと思います。

今定例会に提出させていただきました新たな畜産支援策においては、まさに掛かり増し経費として懸念される輸送コストを低減するための大型車両の導入のほか、畜舎への暑熱対策や省

エネルギー対策設備の導入など、効率的な家畜の運搬や生産者の生産基盤の強化につなげる多様な支援メニューを用意させていただいたところでございます。

次年度当初からの速やかな事業の実施に向けて準備を進めるとともに、生産者に寄り添った経営面でのサポートも行っています。生産者の皆様には、経営の強化に向け、これら支援策を十分に御活用いただければというふうに考えているところでございます。

続いて、北信食肉施設の活用に向けた施設改修についてでございます。

現在、J A グループにおいて松本食肉施設に出荷されている家畜の受入先に関する最終調整が行われておりまして、まずはこの調整を早期に完了していただくことが重要であるというふうに考えております。

その上で、今後は北信食肉施設が県内で唯一の施設となることから、この施設を最大限に活用していくため、今般取りまとめた支援策でお示しさせていただいたように、北信食肉施設で必要となる機械の導入や施設の改修等を検討することとしております。

具体的には、例えば、処理工程を自動化するための機械や設備の整備、冷蔵庫の増設などを想定しているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には小学校の熊対策について2点御質問をいただきました。

まず、熊の出没に対する市町村教育委員会、学校の安全対策の進捗状況についてでございます。

昨年の熊出没事案の増加を受け、県教育委員会では、昨年12月、学校危機管理マニュアル作成の手引きについて、熊被害の未然防止や児童クラブを含む関係機関との連携強化等の内容を加えた改正を行い、市町村教育委員会に安全対策の徹底を要請したところでございます。

要請後、熊出没の多い市町村教育委員会及び学校では、児童への熊鈴の配付、防護用ヘルメットの着用の徹底、通学路の再確認など、市町村独自の安全対策を盛り込むことを含め、危機管理マニュアルの改正に向けた取組が進んでいるものと承知しております。

引き続き市町村教育委員会との情報共有に努め、必要な助言を行いながら児童の安全確保に取り組んでまいります。

続きまして、市町村教育委員会や学校が適切な対応を取るための県の支援についてでございます。

熊出没時における児童の安全確保に向けては、学校、市町村、関係機関が一体となった迅速かつ的確な対応が必要と認識しております。

去年は、熊の出没が広域化し、市街地にも及んだことから、学校として適切な判断に迷う場

面もあったのではないかと考えております。このため、昨年12月に改正した学校危機管理マニュアル作成の手引きにおいて、登下校時に緊急対応の必要性に迷う場合は、警察や市町村の危機管理担当部署へ速やかに相談することを新たに盛り込み、市町村教育委員会に周知したところでございます。今後は、校長会や県教育委員会主催の研修会等を通じて、改正内容の周知とマニュアルの着実な運用を促していく予定でございます。

さらに、児童が正しい知識を身につけ、自ら安全に行動できることを目的に林務部が作成する冊子やショート動画を学校や地域で幅広く活用することにより、遭遇時の身の守り方等の啓発や指導を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には消防団の人材確保について御質問をいただきました。

最近、県内では女性の消防団員数が増加してきており、救急や予防をはじめ様々な場面で活躍いただいている状況であります。一方、消防団に占める20代の割合は16%と低く、安定的な消防団活動を確保していくためには、女性層に加え若年層へのPRが重要であると考えております。

県では、これまで、若年層に消防団活動の魅力を伝えるため、ラップ形式の動画配信を行ったり、女性消防団員の活動を分かりやすく伝える漫画形式のPR冊子の配付を行うなど、これらの層にターゲットを絞った取組を行ってきたところでございます。

来年度予算案では、プロスポーツイベントや大学等でのPR活動のほか、地区消防協会が行う入団促進のための広報活動に対する支援を新たに設けたところです。

今後、議員から御提案のあった方法も含めまして、どのような方法がターゲットである若年層、女性層に対して確実に伝わるかを検討し、特に市町村ともしっかり連携してPR活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には女性リーダーの育成について御質問いただきました。

本県では、女性の就業率は高い一方で、女性管理職比率が全国的に低位であり、その背景には、性別による役割分担意識やロールモデルの不在といった課題があると認識しております。

また、経営者の声や県内約600社に行ったアンケート結果を踏まえると、企業では次世代女性リーダー候補の育成・登用が課題であり、行政にはキャリア形成に不安を抱く社員への支援が期待されております。また、働く女性の交流会でも、ロールモデル不在によるキャリア形成の不安の声を伺っております。

こうした状況を踏まえ、来年度は、管理職への登用を視野に入れた女性人材を対象に、不安解消やキャリア形成につながる連続講座を開催するとともに、企業と女性役員候補をマッチングする仕組みづくりに取り組んでまいります。これらの取組を通じて企業の意思決定層の多様化を進め、誰もが働きやすく、望むキャリアを描ける組織風土への転換を促してまいります。

また、企業の意思決定層の多様化は、企業のイノベーション創出や競争力向上にもつながるものと考えております。今後は、好事例の横展開を図り、ジェンダーギャップ解消の取組がより一層県内企業に広がるよう支援してまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には警察官の人材確保について御質問をいただきました。

県警察では、令和8年度の採用試験にエリア採用枠やスポーツキャリアアピール採用選考を導入するなど、採用募集活動の抜本的強化を図っているところであります。

エリア採用枠につきましては、広域の異動に抵抗感があり、地元の企業や市町村役場を主な就職先として考えている地元志向の就活生に県警察を選択肢に入れてもらいたいと考え、導入することといたしました。就職適齢期人口に占める警察官採用試験の受験者の割合を地域別に見てみますと、南信エリアが低い状況にあるため、エリア採用枠の対象地域は南信エリアとしております。

また、スポーツキャリアアピール採用選考につきましては、一般に、規律を守る力や仲間と連携する力等、警察官に求められる能力を備えていると考えられるスポーツ選手に、そのセカンドキャリアとして警察官採用選考を受験してもらいたいと考え、導入することといたしました。

県警察では、これらの二つの取組により、ここ数年続いている警察官採用試験受験者の減少傾向に歯止めをかけ、適性のある優秀な人材の確保につながるものと期待しております。

なお、エリア採用枠の南信エリア以外への拡大や、いわゆる生活拠点人事制度の導入につきましては現時点では考えておりませんが、今後、エリア採用枠等の導入効果を見極めつつ、必要に応じ検討してまいります。

以上となります。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部より御答弁いただきました。

私自身、サラリーマン時代、三河港からの輸出業務に携わっておりました。三河港は、先ほど新田副知事からも御説明いただきましたが、特別な意味でいろいろ強みがあったり、ポテンシャルがあります。例えば、韓国への直行便等々がございます。

また、スーパー・メガリージョンに関しては、今、隣県だけでは抱え切れない大きな問題や課題、そしてわくわくするようなまちづくりにも発展できるような、ぜひともリニアサミットのような取組を前向きに御期待申し上げます。

食肉処理施設や熊対策、女性リーダーの育成、消防団員と警察官の人材確保等、まだまだ私たち県会議員並びに県庁の皆さんと共に力を合わせてやらなければならないことはたくさんございます。引き続き県庁の職員の皆さんと県議の皆さんとともに、今年もしっかりと、働いて、働いてまいりたいと思います。信州の子供たちの健やかな成長を願い、私の一般質問を終了いたします。

○議長（依田明善君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午後１時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

垣内将邦議員。

〔８番垣内将邦君登壇〕

○８番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

生物多様性の保全と生物多様性センターの在り方について伺います。

私の家では、今も田んぼを守っています。稲刈りの季節になると、かつては足元から無数のイナゴが一斉に飛び立ち、収穫の風景の一部となっておりました。それは農村の原風景であり、当たり前光景でありました。しかし、近年、その姿が明らかに少なくなっていると感じます。統計的な裏づけがあるわけではありませんが、農村の現場に立つ者として、生態系の変化を肌で感じております。この違和感こそが私たちに突きつけられている静かな警鐘ではないでしょうか。

飯島町では、絶滅危惧種であるミヤマシジミの保全に力を入れております。清らかな河川敷や草地に生息し、特定の植物に依存して生きる繊細なチョウであります。その存在は、地域の自然環境の健全さを示す指標であります。地域住民、行政、専門家が連携し、生息環境の管理やモニタリングを続けていることは本県の誇るべき取組であります。

また、辰野町においても、ミヤマシジミの生息環境を守るため、地域や関係団体が連携し、草地管理や観察活動に取り組んでおられます。それぞれの地域で積み重ねている努力に対して深く敬意を表するものであります。

さらに、辰野町では毎年辰野ほたる祭りが開催され、初夏にはゲンジボタルが幻想的な光を放ちます。蛍は清流の象徴であり、環境の健全性を示す存在であります。地域ぐるみの保全活動によって守られてきたこの風景は、観光資源であると同時に地域の誇りであり、次世代へ引き継ぐべき文化であります。

本県には、このような美しい自然環境が各地に広がっております。それは、私たちの最大の財産であります。県土の約8割を森林が占め、3,000メートル級の山岳と、千曲川、天竜川の源流を抱える本県は、標高差に富む地形により、亜高山帯から里山、水田に至るまで多様な環境を育んできました。そこには、多様な生き物の命が息づいております。この豊かな生物多様性こそが観光の基盤であり、農林業の持続性を支え、移住・定住の魅力の源泉となっております。

県は、これまでも世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げてまいりました。しかし、世界から選ばれるための最大の資源は、本県ならではの原風景と生態系そのものではないでしょうか。真に世界有数の山岳高原観光地となるためには、生物多様性の保全という視点を観光戦略の中でより明確に位置づけることが重要であります。自然の質を高めることが観光の質を高め、結果として地域経済の持続的発展へとつながります。この好循環を戦略として打ち出すべきではないでしょうか。

しかし、その基盤は、確実に変化しております。県内で確認されている外来植物は、80年前の78種から現在では621種へと約8倍に増加しております。外来種の拡大は、在来種の生育環境を圧迫し、生態系の均衡を崩します。さらに、気候変動は、生息域の北上や高標高化を引き起こし、従来の生態系構造を静かに変えつつあります。

中山間地域では、担い手不足や高齢化により耕作放棄地が増加しています。農地は、単なる生産空間ではありません。棚田の水管理、あぜの草刈り、ため池の維持管理といった日々の営みが多様な生き物の命を支えてきました。農業の縮小は、生物多様性の縮小と表裏一体であります。

こうした状況を踏まえ、県は、昨年12月、生物多様性の保全と情報集約の拠点として生物多様性センターを開設いたしました。これは、極めて意義深い取組であり、高く評価いたします。しかし、その存在や役割が県民に十分浸透しているとは言い難いのではないのでしょうか。

生物多様性センターは、単なる調査研究機関ではなく、生物情報の集約、科学的データの蓄積、外来種対策の司令塔、普及啓発の拠点、市町村や研究機関との連携ハブとなるべき存在であります。

私は、生物多様性センターが、知の拠点にとどまらず、実践の拠点として機能することを期待します。外来植物の重点対策区域の設定、絶滅危惧種の生息環境再生モデルの構築、生物多

様性保全型農業への支援、企業や観光事業者との連携による資金循環の仕組みづくりなど具体的な政策展開へとつないでいく必要があると考えます。

さらに申し上げたいのは、生物多様性の問題は、環境分野に閉じるものではないという点にあります。生態系の変化は、野生動物の行動圏や個体数の変化を通じて人との接触機会を増やし、感染症リスクの拡大にもつながります。

近年注目されているのが、ワンヘルスの考え方です。ワンヘルスとは、人の健康、動物の健康、そして自然環境の健全性が密接に結びついているという認識の下、これらを一体として守るべきだとする理念です。生物多様性の保全、野生動物管理、感染症対策、持続可能な地域づくりを横断的に捉える政策の方向性であり、国際的にも重視されております。日本においても、福岡県や徳島県では先進的な取組が進められております。

自然豊かな本県だからこそ、このワンヘルスの視点についてもいよいよ具体的に進めていくべき時期に入っているのではないかと私は考えます。生物多様性センターを核としながら、環境部局にとどまらず、農政、観光、教育、健康福祉など関係分野が連携し、人、動物、自然を一体として守る取組を県として整備し、方向性を示していくことが本県の持続可能な発展につながるものと考えます。

生物多様性を守ることは、地域経済を守ることです。失われた生態系は容易には戻りません。だからこそ、今、計画で終わらずに実行へ、理念で終わらずに成果へと歩みを進める責任があるのではないのでしょうか。

そこで、伺ってまいります。

まず、生物多様性センターについて、県はどのような課題認識の下に設置し、従来の生物多様性施策と比べ、どのような役割を担う拠点として位置づけているのか、伺います。

次に、中山間地域の農地や里山、ため池などには、哺乳類や鳥類、昆虫など様々な生き物が生息しています。中山間地域の農業がこれまで生物多様性の保全に果たしてきた役割を県としてどのように評価しているのか、伺います。

外来植物対策や、飯島町や辰野町のミヤマシジミのような絶滅危惧種の保護に当たり、調査や情報集約にとどまらず、農地や里山、水路など、生育環境の維持、再生を含め、生物多様性センターが市町村や地域、農業者とどのように関わっていくのか、見解を伺います。

さらに、生態系の変化が人や家畜の健康に及ぼすというワンヘルスの視点を踏まえ、環境、農政、健康など関係部局が連携した取組に生物多様性センターはどのように関わっていく考えか。以上4点を小林環境部長に伺います。

次に、近年、全国的に発生が拡大しつつあり、今後の対応次第では県民の生命と健康に重大な影響を及ぼしかねない感染症、重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSについて伺っ

てまいります。

SFTSは、主にウイルスを保有したマダニに刺されることで感染するウイルス性疾患であります。初期症状としては、38度以上の発熱、強い倦怠感、食欲不振、下痢や嘔吐などの消化器系症状が現れます。しかし、これは一般的な風邪や胃腸炎と区別がつきにくく、診断が遅れやすいという特徴があります。適切な初期対応を逃せば、急速に多臓器不全へと進行し、死亡に至るケースも少なくありません。

特に深刻なのは、患者の約90%が60歳以上であり、高齢者ほど重症化しやすい点であります。国内における致死率は約27%と報告されており、4人に1人以上が命を落とす可能性がある極めて高い水準であります。これは、決して軽視できる感染症ではありません。

SFTSは、感染症法上、四類感染症として位置づけられており、医学的にも社会的にも強い警戒を要する新興感染症であります。このウイルスは2009年に中国で初めて分離され、日本では、2013年1月、海外渡航歴のない患者が初めて確認されました。当初は西日本中心とされていましたが、その後感染地域は拡大し、これまでに33都府県で患者が確認されています。さらに、2025年8月現在では、秋田県、神奈川県、茨城県、北海道、そして本県に隣接する岐阜県でも患者が発生しており、地理的拡大は明らかであります。SFTSは、もはや西日本の感染症ではなく、全国どこで発生してもおかしくない段階に入っていると認識すべきです。

患者発生には季節的特徴があり、マダニの活動が活発化する春から秋に集中しています。農作業、山林作業、草刈り、狩猟、登山やキャンプなど本県で日常的に行われている活動と感染リスクは密接に結びついています。自然と共生する長野県においては、その生活様式自体がリスクと隣り合わせにあるという現実を直視しなければなりません。

さらに、近年、極めて重要な課題として浮き上がっているのが、動物を介した感染リスクであります。SFTSは、人のみならず、動物にも感染し、猫、犬、さらには動物園のチーターでの発症例も報告されています。特に、猫は重症化率が高く、致死率は62.5%に達するとされており、

加えて、感染した猫や人の血液や唾液など体液を介した感染例も確認されており、動物医療行為中に感染したと推定される獣医療従事者が12名届け出られ、そのうち1名が亡くなっています。これは、一般県民のみならず、医療従事者、獣医師、動物看護師など専門職にとっても重大な職業リスクであります。

本県の状況に目を向けますと、既に長野県内の野生鹿からSFTSウイルスに対する抗体が検出され、マダニからはウイルス遺伝子が確認されています。すなわち、感染源となり得る環境は既に県内に存在しています。現時点で人的感染が報告されていないとしても、それは決して安全を意味するものではありません。発生していない今こそが備えるべきときであります。

感染症対策の基本は、起きる前に備えることであります。

S F T S対策には、平時からの総合的な備えが不可欠です。野生動物やマダニの保有状況を継続的に把握し、近隣県とも迅速に情報共有できる監視体制を整えること。併せて、医療従事者への研修や検査体制の確保など、早期診断、早期対応を可能とする医療体制の強化が求められます。

さらに、長袖着用や忌避剤の使用、作業後の身体確認といった基本的な予防行動を、対象を意識しながら分かりやすく県民に周知することも重要であります。行政区域を越えた広域連携の強化も欠かせません。

そして、申し上げたいのは、S F T Sは単なる一つの感染症問題にとどまらないという点にあります。野生動物の生息状況、マダニの分布、飼養動物の感染、そして人の発症、これらは互いに連鎖しており、人の健康、動物の健康、環境の健全性が密接に関わる典型的な例であります。まさにワンヘルスの視点が欠かせない感染症であります。

自然豊かな本県においては、健康福祉部局のみならず、環境部局、農政部局、さらには動物行政を含めた横断的な連携の下、総合的な対策を構築していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、重要なのは、発生後の対応ではなく、平時からの備えと予防、そして早期発見、早期対応を可能とする体制の構築であります。まさに、何も起きていない今こそが備えるべきときであると考えます。

そこで、伺います。

まず、S F T Sについて、県としてどのようなリスク評価を行い、健康危機管理の中でどのように位置づけているのか。今後、患者が発生した場合を想定した備えは十分なのか。認識を伺います。

次に、医療体制について伺います。

初期症状が非特異的であるS F T Sにおいて、医療機関が早期に疑い、適切な検査や対応につなげる体制が極めて重要であります。医療や、医療従事者への情報提供、診断・検査体制の整備、研修や注意喚起は現在どのように行われているのか。また、今後の強化策について伺います。

さらに、予防と啓発についてであります。

S F T Sにはワクチンや特効薬がなく、予防こそが最大の対策であります。しかし、現状では、県民の認知度は十分とは言えません。県民の方々らに対し、より具体的な行動につながる情報発信が必要と考えますが、県の取組と今後の方針を伺います。以上3点を笹渕健康福祉部長に伺います。

そして、S F T S対策をはじめとして、人、動物、環境を一体として捉えるワンヘルスの視

点は極めて重要であります。国、市町村、医療機関、獣医師会など関係機関とどのように連携し、統合的な対策を進めていくのか。県の考えを阿部知事に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には生物多様性の保全に絡んで4点御質問を頂戴しました。

生物多様性は、人類の生命と暮らしを支える基盤でございまして、その損失を防ぎ回復を図ることは極めて重要な課題であることから、我が国においては、昨年4月、生物多様性地域連携促進法に代わり、地域生物多様性増進法が施行されたところでございます。

こうした中、県としましては、本県の豊かな自然と多様な生態系の中で育まれました生物多様性が、近時の人間の社会経済活動の影響などにより失われていくのではないかとという危機意識の下で、これを将来にわたって保全していくため、同法に基づく長野県生物多様性センターを昨年12月に開設したところでございます。センター長に信州大学副学長で山岳域の生物多様性研究の第一人者である東城幸治氏を招聘するとともに、環境保全研究所の知見も活用し、保全活動に取り組む団体や地域住民への相談対応、助言、連携協力のあっせんのほか、本県の生物多様性の情報収集と分析、効果的な情報発信と県民への意識啓発といった役割を担う新たな拠点として位置づけているところでございます。

また、議員お話しのとおり、このセンターにおいては、自然共生サイトの認定や、農業者、企業・団体などとのパートナーシップの構築、そのほか、関係部局と連携した取組など、国や県が行います具体的な政策展開につなげるための様々な支援も行っていく計画としております。

次に、中山間地域の農業が生物多様性の保全に果たしてきた役割についてでございます。

中山間地域の農業において日常的に行われる営みの中では、例えば、毎年草刈りが行われるような場所では、草原性の植物が季節ごとに様々な花を咲かせ、昆虫などのすみかとなり、日常的に水管理が行われている水田や用水路、あるいはため池などにおいては、メダカなどの水辺の生き物の貴重な生息地となってきたところでございます。

このように、中山間地域の農業をはじめとする人々の生活の営みは、農地やため池などの適切な利用、管理を通して、長年にわたって本県の豊かな里山環境を形成し、多様な生態系を育むなど、生物多様性の保全において極めて重要な役割を果たしてきたと評価するところでございます。

次に、外来植物対策や絶滅危惧種保護に当たっての市町村や地域住民、農業者に対する生物多様性センターの関わりについてでございます。

外来種対策や絶滅危惧種の保護など生物多様性の増進活動を効果的に進めるためには、その地域の自然的特性を熟知しました市町村や事業者、保護団体、こうした者のほか、実際にその農地や里山、水路など現場を管理し、日常的な営みを担っております住民の方々や農業者の皆

さんなど様々な主体が連携して取り組むことが重要であると考えております。

県としては、外来種対策としてその駆除活動を行う市町村や地域のリーダー向けの講習会の開催や実際の駆除活動を行ってきたほか、絶滅危惧種の保護に当たっては、長野県版レッドリストの作成や条例に基づく保護回復事業計画の策定、それに基づいた民間団体などとの連携による生息環境の保全・回復作業を進めてきたところでございます。

生物多様性センターにおいては、こうした市町村や事業者、農業者、地域住民の皆様方に対して専門的知見を生かした技術的助言や希少種の保全活動への支援などを行うことで、さきに申し上げてきたような県として行う具体的な外来種対策や絶滅危惧種の保護対策につなげてまいりたいと考えております。

最後に、生物多様性センターのワンヘルスへの関わりについてでございます。

生物多様性の保全はワンヘルスの基盤であり、豊かな生態系が保たれることで特定のウイルスが支配的にならない、いわゆる希釈効果が発現されるとともに、野生生物の生息域の適切な確保により人間社会との近接を防ぐことで、人獣共通感染症のリスク低減につながると言われているところでございます。

県では、これまで、部局連携を図りながら、人獣共通感染症の感染防止の取組や抗生物質等の適正使用の啓発などに取り組んできたところでございます。生物多様性センターが、先ほど来申し上げてきましたような専門的な知見からの助言や活動支援などに携わり、生物多様性の保全が図られることこそが、こうしたワンヘルスの視点からの県の様々な取組にも貢献するものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、SFTSのリスク評価、位置づけ及び患者発生への備えについてでございます。

議員御指摘のとおり、SFTSの国内における感染地域は近年拡大傾向にあり、隣県でも患者を認めていることから、本県においても発生リスクが高まっているものと認識しております。また、致死率が高いことに加え、感染経路についても、動物から人のみならず、まれではあるものの人から人への感染も報告されていることから、人獣共通感染症対策の視点を含めた総合的な健康危機管理対策が必要と考えております。

現在、県におきましては、県内医療機関等に対し、SFTSの臨床像や診断・届出方法、症状に応じた治療方法等について国の研究班がまとめた診療の手引きを周知するとともに、医療機関等からSFTSを疑う症例について相談、報告された際には、環境保全研究所において速やかに確定診断検査を実施できるよう体制整備をして患者の発生に備えております。

次に、医療従事者への情報提供、診断・検査体制及び研修等についてでございます。

S F T Sは初期症状が非特異的であることから、医療機関において、患者に対し、動物との接触歴やマダニにかまれたかどうかなどを確実に聞き取ることが重要です。また、S F T Sの感染が疑われる場合、迅速な診断を目的に、環境保全研究所においてP C R検査を速やかに実施することが重要となるため、各保健所と環境保全研究所において、平日のみならず、休日・夜間の連絡体制や検体の搬送体制を整えております。

これらの対応について、通知等で各医療機関に対し周知することに加え、動物関係者や医療従事者を対象とした研修会を県獣医師会や県医師会等と連携して昨年2月に実施しているところでございます。引き続き、研修会の開催や感染症発生動向調査によるS F T Sの発生状況の公表を含め、適時適切な注意喚起と情報提供に努めてまいります。

最後に、県民等に対する情報発信の取組と今後の方針についてでございます。

議員御指摘のとおり、S F T Sの感染対策としては予防が非常に重要と考えており、県では、ホームページ上でマダニに刺されない服装等の周知を行うとともに、昨年7月には毎週公表の県感染症情報で特集を組むなど、注意喚起を強化したところでございます。

また、毎年6月のペットの飼い主に向けた県の啓発月間において、今年度はS F T Sを含む動物由来感染症を重点テーマに掲げ、ペットを介したマダニの持込み防止や飼い主が実践できる予防行動について、市町村や県獣医師会と連携し、講習会の開催やリーフレットの配付、ウェブサイトを通じた情報発信等を実施しました。

今後も、感染リスクが高まる春から秋を中心に、S N S等も活用しながら、県民に対し具体的に分かりやすい情報提供を行うとともに、狩猟者や獣医師等感染リスクの高い職種に対して重点的な情報発信を図るため、市町村や猟友会、獣医師会等の関係団体との連携を強化するなど、S F T Sの認知度向上と感染予防について一層の情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、国、市町村、医療機関、獣医師会など関係機関とどう連携し総合的なワンヘルスを進めていくのかという御質問でございます。

ワンヘルスは、御質問にもありましたように、人の健康、動物の健康、そして環境の健全性を一つと捉え、一体的に守ろうという取組であります。S D G sの目標の多くに関わるものもあり、自然と共生しながら発展してきている長野県として大変重要な考え方だというふうに思っております。

県としては、これまで、ワンヘルスの理念に基づき、鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症の感染予防・蔓延防止や、人や家畜に対する抗生物質の適正使用などの課題に対し、国や市

町村はもとより、医師会、獣医師会など関係団体とも連携して取り組んできたところでございます。

また、全国知事会長の立場におきまして、国と地方の協議の場におきまして、高市総理をはじめ関係閣僚に対し、ワンヘルスの推進について国としての取組と支援をお願いさせていただいたところでございます。

ワンヘルスの理念の下、取組を進めていくためには、専門家や関係団体がそれぞれの視点や専門的知識で対応するのみならず、総合的な対策を取れるよう、平時から顔の見える関係性を構築していくことが重要だと考えております。そのため、国や市町村、関係団体と感染症発生状況等に係る情報を日頃から共有し、研修や訓練の実施などを通じて連携を維持発展させていきたいと考えております。

また、庁内の関係部局による連絡会を定期的に開催することで部局間での課題等の共有を図り、人、動物、環境を一体として守るという共通認識の下、ワンヘルスに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔８番垣内将邦君登壇〕

○８番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

生物多様性センターを核として、本県の豊かな自然環境を守り、次世代へ確実に引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責任であります。美しい山々、清らかな水、里山の営み、そして、そこに息づく多様な命は長野県の誇りであり、未来へのかけがえのない財産であります。

また、SFTSは、正しい知識と予防行動によって確実にリスクを低減できる感染症であります。だからこそ、何も起きていない今こそが最も重要な備えの時期であります。県民の命と暮らしを守るため、平時からの体制整備と丁寧な周知徹底を強く求めます。

そして、今回、私はワンヘルスというキーワードを掲げて質問いたしました。人の健康、動物の健康、そして自然環境は切り離せるものではなく、一体として守るべきものであります。先日の高市早苗内閣総理大臣の施政方針演説でも、ワンヘルスの取組を推進するとの方針が示されました。国においてもその方向性が明確に打ち出された今、ワンヘルスは決して特別な概念ではなく、これからの社会基盤となる視点と考えます。

本県は、かつて長野オリンピックを開催し、自然と共生する姿を世界に発信してきました。これからは、信州やまなみ国スポ・全障スポを控え、世界水準の山岳高原観光地としてさらなる発展を目指す長野県にとって、自然の価値を守り高めることは、地域の競争力そのものであります。

加えて、若者や女性から選ばれる県であるためにも、美しく安全で持続可能な環境の維持は不可欠であります。だからこそ、今、長野県版のワンヘルスを構築していく段階に入ってきていると考えております。しかし、それは、環境部、健康福祉部、農政部、林務部だけの取組ではありません。観光スポーツ部、建設部、教育委員会などあらゆる部局が横断的に連携することが求められます。

さらには、県民一人一人の理解と行動があつてこそ実現できるものであります。難しい課題だからこそ、広く県民の皆様の問題提起をさせていただきました。本県の持続可能な未来につながる一步となることを願い、私の全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）上田市・小県郡区選出の改革信州の林でございます。本日も、本県が直面する諸課題に対し、県民の願いを代弁するために質問いたします。

今、私たちの目の前には、二つの壁が立ちはだかっています。一つは、終わりのなき物価高騰という生活の危機、そしてもう一つは、本県の基盤を根底から揺るがす深刻な人口減少と少子化という構造的危機です。

とりわけ、次代を担う女性や若者がこの信州で未来を描きたいと心から思える社会をいかに構築するか。これは、単なる政策課題ではなく、私たちの世代が果たさなければならない使命であります。しあわせ信州創造プラン3.0が掲げる理想をいかにして実感に変えていくのか。本日は、現場の声を起点に、決意を伺ってまいります。

まず、県民生活を直撃し続けている物価高騰対策について伺います。

総務省の発表によれば、消費者物価指数は依然として高水準で推移しており、家計の購買力は確実に削られています。

最初に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用についてお聞きします。

政府の総合経済対策に基づき交付されるこの財源は、県民にとっての命綱であります。しかし、その配分が真に困窮している現場に届いているか、いま一度精査が必要です。

この交付金を活用する事業を選定する際、県内各業界の疲弊度や実際の家計の逼迫状況をどのように分析し、事業を構築されたのでしょうか。特に、原材料費やエネルギー価格の高騰に直面しながらも、下請構造や取引上の力関係から十分な価格転嫁ができずに身を削って事業を継続している県内の中小零細企業が多く存在します。

こうした統計数字には表れにくい危機に陥っている事業者に対し、どのような観点で目配りをして救済の手を差し伸べたのか。県の総合経済対策を踏まえ、どのような観点で物価高騰対

応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業を選定・構築したのか、お聞きします。

続いて、中間所得層への支援拡大という視点からお聞きします。

これまでの公的支援の多くは、住民税非課税世帯等低所得者層への直接給付に重点が置かれてきました。もちろん、最も困難な状況にある方々を最優先するのは当然です。しかし、現在の物価上昇は、支援の網から漏れている中間所得層をも深刻に侵食しています。住宅ローンを抱え、重い教育費負担に耐えながら自炊や節電で懸命に生活を防衛している現役世代からは、私たちは税や社会保険料を納めるばかりで、いつになったら支援を実感できるのかという悲痛な叫びが上がっています。

既存の困窮者支援の枠組みを維持しつつも、より広い対象者に対し、例えば地域消費を刺激しつつ家計を助けるプレミアム施策や、教育、育児に関連する直接的な負担軽減など、中間層の生活のゆとりを取り戻すための施策を検討すべきと考えますが、消費者物価指数の上昇が続く中、既存の生活困窮者向け支援だけでなく、中間所得層などより広い対象者への支援を実施すべきと考えるが、いかがか。以上2点、田中産業政策監に伺います。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には物価高対策につきまして2点御質問をいただきました。

初めに、重点支援地方交付金の活用事業の選定・構築の観点についてでございます。

この交付金は、地方公共団体が、その実情に応じ物価高騰対策に活用できる自由度の高い交付金であることから、総合経済対策を確実に実行するための財源として積極的に活用してきたところでございます。

11月の補正予算では、所得の少ない方や子育て世帯をはじめとした物価高騰の影響を特に受けている方々への支援など、緊急性の高い事業を中心に計上したところでございます。また、1月補正予算、そして令和8年度当初予算案では、持続可能な経営基盤を構築する観点から、エネルギーコスト削減やDXの取組、賃上げ環境整備への支援に加え、県民生活の安全・安心を確保する観点から医療・介護分野や地域公共交通への支援を中心に計上するなど、物価高騰による影響から暮らしを守り、事業者を支える、この両面から切れ目なく事業の選定・構築を行ってきているところでございます。

次に、中間所得層など、より広い対象者への支援についてでございます。

物価高騰が長期化する一方で、賃金上昇が追いつかないなど、その影響は広く県民生活や県内経済全体に及んでおります。こうした状況を踏まえ、支援策の検討に当たっては、幅広い視野に立ち、社会制度や生活基盤を見直していく観点から負担軽減策を構築していくことが重要と考えております。

このため、より幅広い支援を目的としまして、例えば事業者の賃上げ環境整備への支援を通

じた賃上げの促進をはじめ、住宅太陽光発電設備等の導入や省エネ家電等への買換え支援などに取り組むとともに、来年度当初予算案では、高等学校等就学支援金の収入要件撤廃をはじめとした教育費の負担軽減など、中間所得層にも利する施策も講じていく予定でございます。

社会の基本設計を変えていくことを意識し、施策の効果が中長期的に持続するよう、引き続き県民の皆様の暮らしを総合的に支える施策を展開してまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）物価高対策についてそれぞれ御答弁をいただきました。

例えば、東京都では、全ての都民に東京アプリを通じて消費刺激となる1万1,000円分のポイント配付をしました。こういった施策は、分かりやすい消費刺激対策ということになるかと思いますが、もちろん、各都道府県の予算規模に違いがあるということも理解はできますが、このままでは一層長野県から現役世代や若者世代が流出することにつながりかねないと私は危惧しております。

続いて、本県の持続可能性を左右する女性や若者の定着について伺っていきます。

社会参画の促進とプラン3.0の実効性についてお聞きします。

しあわせ信州創造プラン3.0における女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトは、非常に重要な位置づけです。しかし、行政のスローガンがどれほど立派でも、地域コミュニティや意思決定の場で旧態依然とした価値観が温存されていれば、若者は外へ目を向けたままです。

しあわせ信州創造プラン3.0における女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト等により、女性・若者の還流と定着のための様々な施策に取り組まれているが、女性・若者の社会参画の促進について、これまでの具体的な成果と今後の取組について直江県民文化部長に伺います。

続いて、学生に選ばれる県内企業の構築についてお聞きします。

学生が県外へ流出する背景には、長野県にはやりたい仕事がない、自分を生かせるフィールドがないという深刻なミスマッチがあります。しかし、本県には、世界に誇る技術や独創的なサービスを持つ企業が多数存在します。この情報の非対称性をどう解消するのか。県内企業の魅力を学生側の視点に立ってどう伝えていくのか。また、企業側が若者の新しい感性を受け入れるための土壌改良をどう進めるのか。県内企業を学生に選んでもらうことで県への還流、定着につながると考えるが、学生や企業に対する取組について米沢産業労働部長に伺います。

続いて、経済部門のジェンダーギャップ解消についてお聞きします。

男女間の賃金格差や労働時間の偏りは、女性がこの土地では自分のキャリアを築けないと判

断し、県外流出を決断する決定的な要因となります。企業に対する努力目標としての働きかけだけでは現状の打破は困難です。

男女の賃金格差の開示を促し、是正に取り組む企業への優遇措置を講じるなど、経済部門のジェンダーギャップを経営リスクとして捉えさせるような踏み込んだ意識改革をどのように進めていくのか。男女間の賃金格差や労働時間の偏りが女性の県外流出につながると考えるが、県として経済部門のジェンダーギャップの解消に向けた県内企業への意識改革をどのように進めていくのか。これも米沢産業労働部長に伺います。

ここからは、子育て支援の抜本的強化について伺います。

最初に、子ども・子育て支援金制度の周知と市町村連携についてお聞きします。

今年4月から実施されるこの制度に対し、県民の間には、負担増への不安と制度の複雑さによる戸惑いが広がっています。制度の趣旨は社会全体で子育てを支えることにありますが、その恩恵がどう還元されるのかが見えにくいのが現状です。県民への丁寧な周知状況と、実務を担う市町村との間で事務負担の軽減や混乱防止のためにどのような連携体制を築いているのか、伺います。

続いて、こども誰でも通園制度の現場支援についてお聞きします。

全ての親子に開かれた本制度の本格実施は、孤立しがちな子育て世代にとっての希望です。しかし、受皿となる保育現場は、慢性的な保育士不足と配置基準の見直し等に伴う業務の過密化により、既に限界に近い状態で稼働しています。こども誰でも通園制度の本格実施が始まることを受け、保育士の確保や環境整備など体制整備に向けた市町村への支援について伺います。

続いて、保育料等のさらなる負担軽減についてお聞きします。

少子化を食い止めるには、信州なら安心して育てられるというコスト面の予見性が必要です。保育所等の保育料無償化や病児・病後児保育利用料の減額など、保育料等のさらなる負担軽減策について県としてどのように考えるか。以上3点を酒井こども若者局長に伺います。

続いて、高校3年生までの医療費窓口負担完全無償化についてお聞きします。

本県の子供医療費助成は着実に前進してきましたが、自治体ごとに所得制限や窓口負担の有無に差があるのが現状です。高校3年生までの完全無償化は、子育て世代が待ち望んでいる施策の一つであり、住む場所によって受けられる医療支援に格差があってはなりません。

高校3年生までの医療費の窓口負担の完全無償化など、子供医療費のさらなる負担軽減策について県としてどのように考えるか。笹渕健康福祉部長に伺います。

続いて、男性育休取得率85%への伴走型支援についてお聞きします。

県は、2030年に取得率85%以上という野心的な目標を掲げています。しかし、代替要員の確保が困難な中小企業にとって、この数字は非常に高い壁です。単なる数値目標の提示に終わら

せず、育休取得中の業務カバーに対する助成や、企業文化そのものを変えるためのアドバイザー派遣など、達成に向けた中小企業の実情に寄り添った具体的な支援状況を米沢産業労働部長に伺います。

続いて、外部からの活力を地域に根づかせるための戦略について伺います。

二地域居住等メンバーシップ制度の質的転換についてお聞きしていきますが、この制度の登録者数2万人という数値目標の達成は、あくまでスタートラインにすぎません。大切なのは、登録された方々がいかに県内各地へ足を運び、消費活動を行い、さらには地域の課題解決に関わるビジネスパートナーになってくれるかです。この制度が、単なる情報発信ツールから地域経済への具体的な貢献に結びつけるための実効性ある仕掛けとなることが重要と感じます。

信州未来共創戦略において、二地域居住等メンバーシップ制度の登録者数を2万人以上とする目標が設定されておりますが、達成に向けた取組を伺い、また、この制度を地域経済の活性化にどのようにつなげていくのか、伺います。

続いて、地域おこし協力隊の出口支援と定住率向上についてお聞きします。

協力隊員が任期終了後に県外へ去ってしまうことは、本県にとって大きな損失です。彼らがこの場所で生活していけると確信ができるような空き店舗での起業支援や農地のスムーズな継承、さらには地域コミュニティとの深いマッチングなど、生活基盤と直結できるように、地域おこし協力隊の任期終了後の定住率を向上させるため、起業や就農への支援など出口支援の取組状況について。以上2点を中村企画振興部長に伺います。

続いて、空き家と中古住宅の流通促進とリフォーム支援についてお聞きします。

移住希望者の多くは、中古住宅を選択肢に入れることがありますが、見えない部分の欠陥や断熱性能の低さへの不安が大きな障壁となります。移住希望者の求める住まいには空き家をはじめとする中古住宅を選択することも多いが、住宅の見えない部分への不安やリスクへの対応、リフォーム費用への支援の状況について栗林建設部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には女性・若者の社会参画促進のこれまでの成果と今後の取組についてお尋ねを頂戴しております。

令和5年に女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会が発足し、リーダー自ら行動する取組の発信により、女性の社会参画の機運を高め、男性の育児休業取得促進などにつなげてまいりました。

若者を支える取組としては、一部の市町村において、若者の新たな拠点となるユースセンターの設置が実現しました。また、若者による政策提案を踏まえた新規事業を今年度から開始するなど、その意欲を県政に反映させる仕組みづくりも進んでおります。県組織自らも、管理

職における女性割合の向上や審議会等への女性・若者登用に取り組み、成果が現れているところでございます。

今後、女性が参画しやすい社会づくりに向けた自治体、企業のトップの意識改革を促進し、若者主体の政策提案等を行うユースカウンシルの設立に向けた検討を本格化させてまいります。こうした取組を積み重ねますことで、女性・若者の主体的な社会参画を促し、女性・若者から選ばれる長野県の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、県内企業を学生に選んでいただくための取組についてのお尋ねです。

民間の調査によれば、学生は都会で暮らしたいことや、就活において地元までの距離や交通費が負担になることなどから、地元就職にちゅうちょする傾向があると考えられます。

また、企業を選ぶ上で、自分が成長できる環境があるかを最も重視する傾向が示されており、労働環境に加えて人材育成プランがしっかり策定されているかが重要な判断基準になっているとも考えられます。

このため、学生に対しては、県内企業の東京支社長と学生が県内企業の魅力や二拠点勤務の魅力について意見交換できるイベントの開催や、インターンシップや就職活動に伴う交通費、宿泊費の補助により県内企業を知る機会の充実と負担軽減を図り、少しでも地元就職へのちゅうちょを払拭する取組を行っております。

あわせて、新年度は、学生が自己PRし、企業から直接アプローチを受けるスカウト型マッチングを新たに実施し、企業と学生の相互理解を深めることでミスマッチを防ぎ、県内就職の促進につなげてまいります。

一方、企業に対しては、学生に魅力を感じてもらえるよう、成長期待分野への参入促進や技術開発支援による産業競争力の強化、この点については、県内企業の企業経営者から、新規成長分野へ事業を展開したところ、今まで応募のなかった理系四大卒の学生の就職があったというお話も聞きましたので、県としては、成長期待分野や技術開発支援による産業競争力の強化をしっかりと企業に対して進めてまいりたいと思います。

また、企業の人材育成計画策定への支援により、若者が希望するキャリアを実現できる環境整備を進めてまいります。さらに、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の取得促進や従業員の奨学金返還を支援する企業への助成など福利厚生の実施も後押しし、学生に選ばれる企業の増加を図ってまいります。

次に、経済部門のジェンダーギャップ解消に向けた企業の意識改革についてです。

男女間の賃金格差や女性管理職比率の低さなど構造的な課題の解消には、経営層の意識醸成を図り、企業の具体的な取組につなげていくことが重要であると認識しています。このため、県内の政労使トップによる長野県人財確保・生産性向上連携会議を昨年10月に開催し、ジェンダーギャップの解消に参画団体が連携して取り組む必要性を共有したところです。

来年度は、新たに女性リーダー創出フォーラムを開催し、先進企業の実践事例の共有や参加者同士の意見交換を通じて県内企業の経営層の意識改革を促進してまいります。

あわせて、より多くの女性が県内で働きたいと思えるような具体的な取組を後押しするため、職場環境改善アドバイザーを企業に派遣し、女性のキャリア形成につながる環境整備や管理職の配置状況、処遇の見える化を促すなど、実務的な助言を行ってまいります。

さらに、女性役員の登用を促進する仕組みづくりや、自社単独では取組が難しい小規模企業を対象とした女性管理職の育成支援を新たに進めることで、実効性の高い施策を着実に展開してまいります。

最後に、県内中小企業への男性の育児休業取得支援についてです。

県内における男性の育児休業取得率は、育児・介護休業法の改正等に伴う社会的機運の高まりもあり、令和4年度調査の16.3%から、令和6年度調査では44.6%と大きく上昇しており、信州未来共創戦略に掲げる2030年の取得率85%の達成に向け着実に取組が進展しているものと認識しております。

一方で、議員も御指摘のとおり、中小企業においては、代替要員の確保や育児休業を取得しやすい職場の雰囲気醸成などが依然として課題であると捉えています。このため、県では、企業内の理解促進に向けたセミナーの開催や、育児休業取得時の体制整備を支援する専門コンサルタントによる伴走支援、代替要員の確保等に要する経費に活用可能なパパ育休応援奨励金の支給などを実施し、企業のさらなる取組の促進と負担軽減に向けた支援を行っているところです。

今後も、これらの取組を重ね、目標達成に向けて、男女共に育児休業を取得しやすい職場環境の整備をしっかりと支援してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には3点御質問をいただきました。

まず、子ども・子育て支援金制度の県民への周知と市町村との連携についてでございます。

来年度から開始される子ども・子育て支援金制度は、国のこども未来戦略加速化プランの推進に向け、全ての世代や企業の皆様から医療保険の保険料と合わせて支援金を拠出いただき、

児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等の財源として活用される制度です。社会全体で子育てを支えていくための新たな仕組みであり、県民の皆様にその趣旨を御理解いただくことは大変重要と認識しております。

県では、これまで、県ホームページで支援金の趣旨や負担の仕組みなどを発信するとともに、市町村に対して国のリーフレットを活用した住民への周知等を依頼してまいりました。あわせて、国に対しても、全国知事会を通じて丁寧な周知広報を行うよう要望してきたところです。

また、市町村が児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等の事業を実施する際には、きめ細かな相談対応や国の交付金等の申請に係る助言等、円滑な実施に向けた様々な支援を行うなど、市町村との連携に努めてきたところです。今後とも、こうした取組を市町村と連携して推進し、県民の皆様に制度の趣旨と内容を十分御理解いただくとともに、制度の円滑な運用が図られるよう取り組んでまいります。

次に、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた市町村等への支援についてでございます。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず、6か月から満3歳未満の未就園児が一定の時間内で保育所等に通園できる制度で、子供の健やかな成長や保護者の育児負担の軽減を図る上で重要な取組と認識しております。

来年度から全市町村で実施されるに当たり、市町村等では保育士確保が課題となるため、県では、保育士・保育所支援センターによるマッチング支援、復職時における保育料や就職準備金の貸付けによる潜在保育士の掘り起こし及び移住セミナーの開催による県外保育士の確保支援等を実施しております。

また、受入れ体制の整備に向けては、国の交付金、補助金を活用した施設整備やICTの導入促進等への助言を行うとともに、制度開始に向けた説明会の開催や市町村が抱える課題への助言等を行ってまいりました。

今後は、担当保育士向け研修の開催など、よりきめ細かな支援も行うことで、市町村等における制度の円滑な実施と、本制度が利用する子供や保護者にとって有意義な制度となるよう取り組んでまいります。

最後に、保育料等のさらなる負担軽減策への県の考えについてでございます。

保育所等の保育料や病児・病後児保育の利用料などに係る保護者負担の軽減は、子育て家庭が安心して子供を育てられる環境を整備する上で大変重要であると認識しております。

県では、子育て家庭応援プランに基づき、国の制度では同時入所が要件となっている多子世帯の3歳未満児の保育料について、当該要件にかかわらず、第3子以降を無償化、第2子を半額負担とするほか、低所得世帯向け支援も併せて行い、市町村と共に子育て家庭の負担軽減を進めてまいりました。

一方で、保育料など子供・子育てに関する基本的な施策は地域間で格差が生じてはならず、ナショナルスタンダードの観点からも、安定的な財源確保を含め、国の責任において進めるべきであると考えております。

このため、県では、ゼロ歳児から2歳児までの保育料完全無償化の早期実現等を様々な機会を通じ国に対して要望してきたところでございます。県としましては、今後とも、国に対して必要な制度構築と財源措置を強く要望するとともに、市町村と十分に連携しながら子育て家庭の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には子供医療費のさらなる負担軽減策についての認識についてのお尋ねでございます。

市町村が主体で実施している子供の医療費助成につきましては、子供・子育て支援策の総合的な検討を踏まえ、令和6年4月から県の補助対象を中学3年生まで拡大いたしました。その結果、市町村による助成の拡大が進み、現在は県内全ての市町村において高校3年生まで医療費助成が実現し、仮に県が助成対象を拡大しても、直接的に新たな家庭の負担軽減につながる状況にはございません。

また、窓口負担無償化につきましては、受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを認識いただき、将来にわたり持続可能な制度となるよう、県としては受給者負担を維持する必要があると考えております。

市町村において無償化の動きがありますが、未実施市町村からは、多額の財政負担への懸念もあり、受給者負担は必要との意見も根強くあることから、市町村の動向を見極めつつ、慎重に検討していく必要があると認識しております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には移住・定住人口と関係人口の創出について2点御質問をいただきました。

まず、信州未来共創戦略の目標達成に向けた取組についてでございます。

信州未来共創戦略の目標達成に向け、来年度はその具体的な仕組みとなる県独自のデジタル会員制度、関係人口メンバーシップ制度を新たに構築します。この制度は、登録者に県内各地域のイベント情報や担い手活動、二地域居住に関する支援情報などを継続的に届け、マッチングを促進させるもので、地域との関わりを深める入り口となるものです。これは、これから構築するものですので、登録者数の達成に向けた取組も今後検討するものですが、LINEや

ホームページなどによる周知だけでなく、首都圏などでの様々なイベントの開催時や観光キャンペーンとの連動、インフルエンサーの活用など、あらゆるチャンネルで登録者数の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、国では、個人が住所地以外の地域に登録し継続的な関わりを築くふるさと住民登録制度の創設を予定しており、この制度との連動も見据え、関係人口の拡大を加速してまいりたいと考えております。

また、この制度による地域経済の活性化についてでございますが、まず、この制度による県産品や旅行情報の周知をしたいと考えております。また、この制度が目的としている関係人口の呼び込みは、消費拡大や地域の魅力発信を通じた地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

さらに、雇用についても、これまでも「信州で暮らす働くフェア」などのイベントで移住希望者と企業をマッチングしてまいりましたが、この制度をどのように活用していけるのか検討したいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の定住率向上に向けた取組状況等についてお答えいたします。

本県の地域おこし協力隊員の定住率は、令和6年度の総務省調査において77.1%と全国3位であり、全国平均の68.9%を大きく上回っております。

協力隊員の起業等については、隊員1人当たり最大100万円の地方財政措置を国が講じており、県内の多くの市町村がこれを活用し、起業や就農を支援しています。この地財措置は、来年度200万円に引き上げられる予定であり、市町村へのより一層の活用を促します。県においても、地域おこし協力隊員に任期終了後の起業等をテーマとした研修会を開催するとともに、隊員の孤立化を防ぐためのネットワーク構築などにより支援を行っております。

また、地域おこし協力隊のミッションは、農業への従事や特定産業の立ち上げのように任期終了後の定住を視野に入れたものもある一方、単に地域の課題解決、移住支援のように任期終了後について協力隊員によるところが多いものも見受けられるところです。

このため、市町村担当者研修会等においては、ミッション設定について、ミスマッチを防ぐという観点のみならず、任期終了後も見据えた設定についてもアドバイスしております。財政措置、人的なつながり、仕組みづくりなど、地域おこし協力隊が地域住民へスムーズに移行できるよう、実態把握をしつつ取り組んでまいります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 空き家をはじめとする中古住宅への支援について御質問をいただきました。

県では、空き家などの中古住宅を安心して取引していただくため、住宅の劣化状況などの調査に要する費用や、住宅取得後に欠陥が見つかった場合に備える保険の費用に対して補助を行っております。

リフォームに対する支援といたしましては、空き家の購入者が省エネ性能を向上させるリフォームを行う場合に信州健康ゼロエネ住宅助成金を利用できるようにしております。そのほか、市町村においては、水回りなどのリフォーム費用を助成しています。

また、こうした取組を広く知っていただくため、銀座NAGANOで実施している移住希望者を対象とした住まいのセミナーや県のホームページで積極的な情報発信を行っているところでもあります。

引き続き、市町村や関係団体とも連携しながら制度の広報に努め、移住希望者の住まいの確保につなげてまいります。

以上です。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）以上、多岐にわたり質問をしてまいりました。

物価高から県民の暮らしを守り抜き、若者や女性が迷わず信州を選び、そして、子供たちの笑い声が次世代へとつながっていく、そのようなしあわせ信州をつくるためには、前例踏襲や部分最適ではない大胆な構造改革が必要です。速やかな施策の実行につなげていただくことを強く要望して、私の一般質問を終えます。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時28分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）何度か質問しておりますけれども、地元からなかなか活用のイメージが持てないという声が多々あるということで、リニア中央新幹線について質問したいと思います。

リニア中央新幹線の開通のめどは立っておりませんが、整備効果を最大限に広げる準備を進めることは、将来的に、近隣市町村はもとより県全体の利益になると考えます。

火曜日の小池清議員の質問の際に地域再生計画の話がありましたが、リニア新幹線がまさに地域の再生につながるようにしなければいけません。国に認定されることを期待しております。

さて、飯田市を中心に駅前構想などがまとまりつつあるようですが、リニア駅への交通手段、リニア駅からの交通手段、いわゆる二次交通については、現状は車しかないだろうと思われます。

飯田線の最寄り駅の元善光寺駅まで自動運転の車などが検討されているようですし、高速道路を利用した広域移動においても、バスやタクシー、周辺市町村では自家用車など、自動車を利用するものがほとんどと考えます。

そこで、質問となります。

現在駅前については飯田市を中心に構想検討をしているとのことですが、長野県唯一のリニア駅として、広範囲にその利益をもたらさなければいけません。駅前整備に当たり、タクシーやバスの乗る場所、降りる場所、自家用車の駐車場、レンタカー利用などの台数をどのように予測し、県はどう関わって構想をつくっているのか。リニア整備推進局長に伺います。

自動車での移動は、道路を利用することから、ボトルネックの箇所があると渋滞が発生することは明らかであります。東京や名古屋から60分エリア、90分エリアなどのシミュレーションは大いに夢がありますが、果たして現在の道路網でこれが担保されるのか。少し不安を持っております。

例えば、長野県駅から比較的近い高森町、松川町、中川村、飯島町の方は国道153号の利用が多いと推測されますが、飯田北改良から以北であるこの区間は、現状は1日1万台以上の交通量があるとされておりますけれども、リニア関連道路としての整備計画がありません。加えて、三遠南信自動車道が開通することで伊那谷を通過する車が増える見込みであり、当然伊那谷の基幹道路であるこの国道153号の交通量が増えることが予想されます。

そこで、栗林建設部長に2点伺います。

この区間は、リニア中央新幹線開業後、渋滞が予測される箇所はないのでしょうか。現状の予測と対応策について伺います。また、県議会でも意見書を採択し、県から国土交通省に対し長野県駅に直結する一般国道153号の全線の道路法に基づく指定区間編入を要望しておりますが、その手応えはいかがでしょうか。

さて、今年度から県土のグランドデザインの策定が進んでおり、信州未来共創戦略では2030年に策定されているとありますけれども、広域的なグランドデザインということで、地元自治体からは早期に内容を共有してほしいとの声が聞かれます。リニア中央新幹線や三遠南信自動車道も関係するグランドデザインになると思いますけれども、策定の進捗と今後の見通しを新田副知事に伺います。

続いて、知事部局が所管する学校等の設備整備について質問いたします。

8年度の予算案、事業案の中で、教育委員会が所管する高等学校や特別支援学校において全

教室エアコン設置、トイレの洋式化のめどが示されました。大変喜ばしいですし、ありがたいと思う一方で、看護大学や工科短期大学校、林業大学校、農業大学校、技術専門校、看護専門学校、福祉大学校、公衆衛生専門学校などの知事部局が所管する県立学校のエアコン設置や改修、トイレの洋式化については、担当部局ごとに要望をまとめて検討をしていることからか、県立高校などよりも整備が遅れているのではないかと感じています。設備についても同様です。

長野県の課題として、人口動態統計の速報値にあるように、出生数が改善されないこともありますけれども、高等学校卒業後など10代で地域を離れてしまう若者が多いこと、その世代の流出が挙げられます。大学や学部の誘致などについてはここでは言及しませんが、今ある学ぶ場、技術を身につける場について設備、機器の更新などを進め、魅力アップを図ることは、長野県として力を入れるべき点ではないでしょうか。

そこで、質問です。

さきに挙げた工科短期大学校や技術専門校、福祉大学校などは、学ぶ学生の満足度の向上はもとより、若者が行きたいと思う場所、若者に選んでもらえる場所となるようにしなければいけません。効率的で効果的な予算執行となるよう、知事部局において全庁的に整備の必要性や優先順位を見極めた上で、早急に改修・更新計画などを立て、整備を進めるべきと考えますが、所見を須藤総務部長に伺います。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私にはリニア長野県駅の駅前広場整備におけるタクシー、バスの乗降場や、自家用車、レンタカーの駐車場などの計画について質問をいただきました。

駅前広場につきましては、整備主体であります飯田市において、総合交通体系調査や県内交通事業者へのアンケートなど幾つかの調査のアプローチを踏まえ、令和4年に実施されたリニア駅前広場実施設計により、タクシー、バスの乗降場や、自家用車、レンタカーの駐車台数が設定されているところです。

このうち、駐車台数につきましては、次世代モビリティの発展など社会状況の変化を考慮いたしまして、品川－名古屋間開業時には500台分の駐車台数を暫定的に確保する、このような計画とされております。

このような中、リニア中央新幹線の開業時期が延期されたことによりまして、今後一定の検討期間が生じることから、県といたしましては、この機を捉え、リニア駅を広域的な観点からより活用するため、リニア駅アクセス検討会議などの場を通じまして、スムーズな乗換えに向け二次交通の連結機能の検討を進めるとともに、開業後を見据えた駐車台数等につきましても、

飯田市が進める駅前広場整備との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には国道153号に関する質問を2点頂戴しました。

最初に、渋滞予測についてのお尋ねでございます。

国道153号は、伊那谷を南北に貫く重要な幹線道路でありまして、リニア中央新幹線長野県駅へのアクセス道路としてその機能確保は極めて重要であると認識しております。

このため、県では、現在、発生している慢性的な渋滞を解消する伊那バイパスの整備や、リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるリニア関連道路の整備を行うとともに、交通安全対策や防災対策、長寿命化修繕計画に基づく橋梁などの維持修繕も進めているところであります。

整備計画がない区間において、リニア開通後に渋滞が予測される箇所は現時点ではありませんが、引き続きリニア関連道路などの整備による交通状況の変化や防災上のネック箇所などの把握に努めまして、必要な対策を講じてまいります。まずは既着工箇所の早期完成を目指し、国道153号の機能強化を推進してまいります。

次に、全線の指定区間編入に関するお尋ねでございます。

国道153号の指定区間編入につきましては、これまで、国土交通省に対し、機会を捉えて本県の考えや地域の状況を丁寧に説明し、指定区間編入の要望を行っております。

現在のところ国からは明確な回答をいただいておりますが、引き続き国道153号の重要性や沿線自治体からの強い期待などを説明し続け、指定区間編入に粘り強く取り組んでまいります。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私にはリニアグランドデザイン策定の進捗と今後の見通しについて御質問をいただきました。

県土のグランドデザインは、人口減少が進む長野県において、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、2050年を展望し、長期的な県土の政策の方向性をお示しするものと考えております。

現在、地域課題を可視化するためのデータの整理を進めるとともに、市町村や関係団体などとの意見交換を行っており、併せてグランドデザインの策定方針をまとめているところであります。人口減少の進み方には、地域や生活圏ごとに大きな差が見込まれます。都市部と中山間地で課題の現れ方も異なっております。データに基づき、インフラや生活に必要な各種サー

ビスを考慮し、各地域の生活圏の在り方を、地域の皆様の意見を反映し、検討してまいります。

リニア、三遠南信道が整備されると、人や物の移動に係る時間距離が劇的に変わり、リニア駅やインターチェンジなどが、広域の交流拠点や、新産業、物流のゲートウエーとなるなど、新たな役割を担うことが考えられます。こうした要素についてもグランドデザインに反映されるものと認識しております。

今後は、地域の将来像や生活圏の在り方をテーマに地域の課題の可視化を進め、策定方針の案をお示ししながら地域の皆様との対話の段階に入っていきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）知事部局が所管する県立学校の設備整備についてのお尋ねでございます。

県では、ファシリティマネジメント基本計画に基づき、老朽化が進む県有施設の建物や設備の機能を適切に維持するため、施設類型ごとに方針を定め、計画的な修繕改修を進めているとでございます。

エアコンの新設やトイレの洋式化といった機能向上に関わる整備につきましては、施設ごとに利用形態や設備構造、求められる機能水準が異なることから、これまで、各財産管理者が、個々の状況を踏まえ、必要性や優先度を判断しながら実施してきたところでございます。

知事部局が所管する学校については、教育委員会が所管する学校とは設置目的や管理方法に違いがあるため、単純に比較することは難しいですが、利用者の環境改善の重要性につきましては十分認識しております。

こうしたことから、各施設の在り方を考えていくことに併せ、施設ごとの実情や課題を丁寧に整理した上で、改修の必要性等について関係部局と連携して検討してまいります。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、リニア中央新幹線についてですけれども、飯田市を中心ということでお話がありました。この開通が延期になったということで、これをいい機会ということで、県としてしっかりと発言していきたいというような力強いお言葉があったかというふうに思います。飯田市にできる駅ではあるんですけれども、長野県駅としてしっかりと広域的なメリットが示せるようになってほしいと思います。

イメージ図を見ますと、緑地帯などが多くありまして、駐車場は少し広めにゆったり取ってあるんですけれども、やはり利用する側からすると、車を止めてから駅まですぐ行けるのが利便性が最も高いものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、アクセス道路についてですけれども、これは、地元から、伊那バレー・リニア北バイパスということで要望も出ております。この区間は、今のお話だと渋滞はないということだったんですが、リニア開通後、三遠南信道開通後、やはりそういったおそれもあるかと思います。スムーズにリニア駅にアクセスできるように、ぜひリニア関連道路として整備対象にさせていただくことを要望したいと思います。

そして、ランドデザインですけれども、コンパクト・プラス・ネットワーク、そういった部分で、ぜひ南信地域が夢が持てるようなランドデザインを期待しております。よろしくお願いいたします。

知事部局所管の学校関係なんですけれども、トイレ等の機能などについては、全庁的な整備ではなかったというお話だったかというように思います。子供たち、若者たちが通っていて不便を感じるようでは切ないので、早急に全庁的に整備を進めていただければと思います。

次の質問になります。生徒の自主性を支援する取組についてということで、教育長に質問したいと思います。

県立高等学校では、これまでも、農業科や商業科などの専門科で生産物を販売する機会は多々ありましたが、最近は、探究の授業やクラブ活動などでそういった取組をする生徒も増えていると認識しております。

以前生産物の販売について質問をした際には、専門科の授業における売上利益については、一旦県の収入として徴収して、その後数パーセントが学校へ運営費として支給されるとの回答がありました。その際は、生徒たちへ還元するよう要望した次第であります。

先日、地元上伊那地域の県立高校全8校の生徒が数人ずつ探究活動やクラブ活動、挑戦したことを報告する機会がありまして、拝聴させていただきました。海外での経験、地域の一員としての活動、菌類を使ったおむつごみの課題解決、地域に住む外国人との共生、先輩から続く人工衛星の制作、県のつばさプロジェクトの研修報告、おいしく食べて鹿を減らす取組、海外の学生との交流、産むを怖がらない社会づくり、エネルギーマネジメント競技への挑戦など、大変興味深く、楽しく、そして頼もしく聞かせていただきました。

その後に行われた意見交換で、別の学科や他の学校の取組を聞く機会はほとんどないので、とても面白いしすごいと思ったという生徒の生の声がありましたけれども、県では、教育委員会主催で探Qフェスティバルやマイプロジェクトアワードを行っておりますので、こちらの認知度をもっと上げなければいけないのではないかと。教育委員会は頑張っているように思った次第であります。

さて、そういった活動を聞いていて、授業、クラブ活動、課外活動を問わず、資金不足からやりたいことを諦めている生徒がいるのではないかと、できる範囲を制限されているのではない

かと改めて感じました。また、さきに述べた発表の中でも、生産物を売って利益を上げ、交流した海外の学生に会いに行きたいという学生もありました。

それらを踏まえて、武田教育長へ質問いたします。

県立高等学校で行う生産物販売において、生産、加工、販売などの一連の流れの中で売上利益を生徒たちが管理することは、金融教育的な視点からも意味があると考えますが、現状について伺います。

続いて、県立の専門高校における授業での生産物の売払い収入について、生徒たちの学ぶ、活動する意欲につながるように、現状よりも、より生徒のために還元することはできないでしょうか。

また、探究活動など課外活動で得た利益の使い道は、生徒たちの自主性を尊重すべきと考えますが、いかがでしょうか。探究活動に必要な経費は、基本的にそれぞれの生徒、家庭の負担になると認識しておりますけれども、上伊那では、民間からの資金支援の話があると聞きます。生徒の「やりたい」を実現するために、地域で子供たちを育てる風土をつくるためにも、地域の大人と生徒を結びつけるこうした支援は積極的に活用すべきと考えますが、現状とその認識を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 生徒の自主性を支援する取組について３点御質問をいただきました。

まず、金融教育的な観点における県立高等学校での生産物販売活動についてでございます。

議員御指摘のとおり、金融の様々な仕組みを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について考え、自らの生き方や価値観を磨きながら、主体的に判断し行動できる態度を育むことは、非常に重要であると認識しております。

例えば、長野商業高校で行われる長商デパートでは、生徒が模擬株式会社を設立し、予算作成、仕入れ、販売、接客、決算処理まで一連の工程を実践的に行っております。また、得られた収益についても、生徒が主体となって協議し、その一部を地元の福祉団体に寄附するなど、地域への貢献にもつながっているところでございます。

その他の専門高校における収益の取扱いについては、産業教育振興法第４条において「当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない」とされており、本県におきましても、専門高校の生徒が授業で生産した農産物等の売上げは専門高校の運営費として活用しているところでございます。

続きまして、県立高校における生産物売払い収益等の使途についてでございます。

各専門高校への運営費の予算配当に当たっては、教職員や生徒の意欲向上を図る観点から、前年度の生産物売払い収入の一部をインセンティブとして加算し、配当しておりますが、学校

現場からはさらなる増額の要望があるところでございます。

県教育委員会では、一人一人が主体的に学べる学校づくりを進めているところであり、専門高校の収入が、生徒のさらなる学ぶ意欲、活動する意欲につながるような使い道を工夫してまいりたいと考えております。

また、探究活動など課外活動により得られた収入については、専門高校の生産物売払い収益とは位置づけが異なるため、生徒の自主性を尊重した幅広い用途として活用できるものと考えております。

最後に、探究活動に係る資金支援の現状と認識でございます。

各校の総合的な探究の時間において、外部講師謝金や発表会場費等全体に係る費用は基本的に県の予算を充てております。一方、議員御指摘のとおり、個人の探究活動においてテーマに応じたフィールドワークに係る旅費や製作のための材料費等は、多くの学校で個人負担となっていると承知しております。

こうした個人負担を軽減し、生徒の探究活動を後押しするため、近年では企業や民間団体が高校生の取組を支援する資金提供の動きが徐々に広がっております。これらを活用することで、高校生の探究活動の充実につながっている事例も見られます。

議員御指摘の上伊那地域での取組は、この地域で育ち学ぶ高校生の成長と幸福の実現を目指すものであり、民間による資金的・人的支援は価値の高い取組であると認識しております。今後は、探究活動の担当教員や連携コーディネーター等を通じてこうした取組と学校をつなげてまいりたいと考えているところでございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、県立高校の生産物販売という部分では、前にも長商デパートのお話をいただいたかというふうに思うんですけれども、前年度の売上げの一部が返ってくるという部分で、その年に活躍した子たちに返ってこないというのがどうなのかと思ったりします。ぜひその部分も改善していただきたいというふうに要望したいと思います。

また、探究活動の部分においては、自主性を尊重するというようなお話がありました。ぜひそういった形で、制限をつけずに子供たちに使ってもらえるような、そんなふうにつなげていただけるとありがたいと思います。

そして、民間の企業等との関係というところですが、これは、火曜日に山岸議員への答弁で教育長が述べておられました。今日もそのような答弁だったかというふうに思いますが、地域の多様な組織との連携は必須という部分で、この資金提供の話というのは大変貴重な話かと思えます。今もコーディネーターというお話がありましたけれども、こういった部分をしっ

かりと活用していただけるように、つないでいただけるようにしていただければと思います。

生徒全員に平等にというのは、なかなか難しいと思います。探究学習にしても、あまり得意ではない子もいますし、しっかりできる子と差が出てしまうということを教育委員会や学校現場では恐れているのではないかと、そんなことを感じる部分もありました。その差、濃淡を恐れないでいただきたい。そして、現場で困っていることがあれば、こんなやり方があるよと教育委員会で指導をしていただけるといいのではないかと思います。

個人的には、民間にも協力してもらってですけども、春と秋に探究のプレゼンみたいなことを行って、民間の方に聞いていただいて支援をしていただくなどということができれば面白いのではないかというふうに思います。そんなこともぜひ御検討いただければと思います。

以上で質問を閉じます。

○議長（依田明善君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。

最初に、阿部知事の政治姿勢について質問いたします。

さきの総選挙では、異常な物価高騰が続き、生活や営業が追い詰められ、打開の展望が見えない中で消費税減税を求める声が広がり、選挙戦の争点になりました。

日本共産党は、将来的な消費税廃止を目指し、緊急に一律5%減税の実現を求め、財源についても、大企業や富裕層への行き過ぎた減税を見直して富の集中を正すことなど、借金に頼らず恒久的な財源を提案しています。いずれにせよ、ほぼ全ての政党が何らかの消費税減税を公約に掲げ、その必要性は多数の合意があると考えます。

私たち共産党県議団は、これまでも、阿部知事に対し、消費税の減税を国に求めることを要望してまいりました。知事が、本県では消費税を社会保障や子供・子育て支援の充実の財源などに活用していると述べてこられたことは承知しておりますけれども、改めて消費税減税への見解を伺います。また、知事自身も消費税減税を国に積極的に求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

衆議院選後の国会におきまして、医療費の患者負担増をめぐる動きがあります。市販薬と同等の効能があるとされる処方薬、OTC類似薬の保険診療範囲の変更がその一つです。例えば、薬剤費の4分の1を保険給付から外す場合、現役世代は薬剤費の3割だった自己負担が実質的に5割になります。軽い病気やけがは医者にかからず、同じ効能の市販薬を買うべきということでしょうか。

しかし、これに関して、日本医師会は、重い病気の見逃しや副作用を懸念しております。何よりも、必要な医療は保険で給付するという国民皆保険の理念を揺るがしかねません。

また、高額療養費制度の1か月の限度額を大幅に引き上げる案が再び持ち上がっています。この制度の見直しにより、現在の利用者821万人の8割が負担増となる見通しとされています。

ある40代の乳がん患者は、分子標的薬、ホルモン療法などの治療を受けています。現在この高額療養費制度により月6万円弱の負担に抑えられていますが、大学に通う子供の学費、家賃や食費で生活はぎりぎりです。限度額の引上げは、治療の中断や変更、死期を早めることを意味する。子供の将来までもが犠牲になると語っています。私自身もこの制度を利用させてもらった経験がありますが、とりわけ子供を持つ現役世代の患者は、命か子供の人生かてんびんにかけることになりかねず、不安が広がっています。

いずれも、国民の健康と生命に関わる重大な問題と考えますが、O T C類似薬並びに高額療養費の負担増に対する阿部知事の見解を伺います。

次に、地域包括ケアシステムについて質問します。

国は、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するために、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりました。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされています。

こうした中で、長野県は、地域包括ケア体制の見える化について見直しを行い、2040年を見据えて、地域包括ケア体制の深化・確立を進めてきました。一方で、システムの構築状況には自治体間でもばらつきが見られます。そこで、県内におけるシステムの構築状況とその評価について伺います。

長野県において、新しい見える化の評価項目となった健康寿命や要介護認定率などの「介護予防」、元気高齢者の幸福感や社会参加などの「生活支援」、在宅死亡率などの「医療と介護の連携」、在宅療養者の満足度などの「住まい」、必要なサービスが過不足なく提供されているなどの「介護保険の信頼性」について進捗状況を把握し、市町村や関係団体の意見を広く聞きながら今後の取組に生かしていただきたいが、いかがでしょうか。

県内の地域包括支援センターについて、助かっている、よくやってくれているなど、利用者や関係者から評価の声がある一方、相談件数や困難事例、人材不足、業務過多、並びに関係機関との連携の難しさなど、センター業務の見直しを求める声も上がっています。これらの課題は、センター本来の役割を十分に果たせない状況につながりかねないと考えますが、現状をどう捉えているのでしょうか。また、今後の課題と併せて、県として積極的な支援や取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には２点御質問をいただきました。

まず、消費税減税に対する見解、それから私も国に求めていく必要があるのではないかという御質問をいただきました。

今回の衆議院議員総選挙におきましては、多くの政党が消費税減税を掲げて国民の支持を得られました。このことは、物価高の中で生活の不安を抱える国民、県民の皆様方の声が反映されているものというふうに受け止めております。

しかしながら、一方で、これまでもこの場で申し上げてきたとおり、消費税は、国民、住民の命と暮らしを支える社会保障制度を維持するための基幹的な税であると同時に、地方消費税、地方交付税の原資として我々地方自治体にとって大変重要な安定財源でもあります。人口減少・超高齢社会を迎えようとしている中、国民の皆様、住民の皆様方が安心できる暮らしを守り、財政の持続可能性を確保するためには、この消費税の在り方について極めて慎重に検討されるべきものというふうに考えております。

こうしたことから、現時点で国に対して積極的に消費税の減税を求める考えはございません。今後、長期的な視点に立った税や社会保障の在り方、さらには地方財源の安定的な確保について冷静で責任ある議論が行われることを期待しているところでございます。

続きまして、医療保険制度の見直しに対する見解について御質問をいただきました。

山口議員から御質問をいただいた点は、いずれも県民の医療のかかり方に大きな影響があるものであり、慎重な検討が求められるものというふうに受け止めております。

人口減少社会におきましては、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要でありますので、国において制度全体を絶えず検証し、必要な見直しを行っていくということは必要だというふうに思っております。

しかしながら、一方で、そうした見直しの内容が県民の皆様方の暮らしに過度な負担を与えたり、また、社会的に弱い立場にある方に不公平なしわ寄せが生じてしまうということはあってはならないと考えております。どなたも安心して必要な医療を受けられる体制を守るという観点から、社会保障制度が最適かつ持続可能なものとなるよう議論が行われることを期待しているところでございます。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には３点お尋ねがございました。

初めに、県内における地域包括ケアシステムの構築状況とその評価についてでございます。

県では、第９期高齢者プランにおいて、高齢者人口のピークと見込まれる２０４０年を見据え、

介護予防や生活支援など各分野の客観的な指標を基に、市町村とともに目指す地域の姿や、より強化すべき取組をロジックモデルで体系化し、見える化を図ることで、地域包括ケア体制の深化・推進に向けた取組を進めているところでございます。

地域包括ケア体制の構築状況は、その中核的な支援機関である地域包括支援センターが全市町村に設置され、体制整備がなされているものの、見える化指標を分析しますと、介護予防事業や生活支援の取組などにおいて市町村によって差がある状況です。

こうしたことから、県では、地域包括ケア体制のさらなる推進に向け、これまでの取組の進捗状況や他市町村の取組との差異が比較できる見える化シートのより効果的な活用に向けた研修や、課題解決に向けて、有識者、保健師等の専門職、先進的に取り組んでいる他市町村の職員などから成る支援チームによる伴走型支援などに取り組んでいるところです。

また、来年度からは、生活支援や介護予防を推進する市町村を支援するため、地域で活動する企業やNPO等が共創して取り組めるよう共創プラットフォームを新たに立ち上げ、引き続き地域包括ケア体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、地域包括ケア体制構築の進捗状況の把握と市町村等の意見の今後の取組への反映についてでございます。

第9期高齢者プランにおける地域包括ケア体制構築状況については、介護予防、生活支援、在宅医療・介護連携、住まい・施設、介護保険事業の信頼性の5分野について成果指標を設定し、見える化を図っているところです。

議員お尋ねの各項目についての現時点の進捗状況でございますが、来年度策定いたします令和9年度からの第10期高齢者プランでの活用を見据えて、昨年後半から各項目の指標の調査及び高齢者実態調査を実施しており、現在調査結果の集計を行っているところです。

調査結果は、県において分析、評価を行うとともに、市町村や関係団体等と共有し、今後の取組の方向性など広く御意見を伺いながら、来年度着手いたします第10期高齢者プランの策定に生かしてまいります。

最後に、地域包括支援センターの現状と課題、県の支援や取組についてでございます。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき全市町村に設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置により、主に、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの業務を通じて、保健、医療、介護、福祉の面から包括的な支援を行う地域の中核機関であり、その役割は今後ますます重要になると認識しております。

しかしながら、地域包括支援センターにおいては、高齢者の増加に伴う相談件数の増加や専門人材の不足など、議員御指摘のとおり様々な課題があり、これは全国的にも同様であることから、国は業務負担の軽減などを図るため、令和6年度に法改正を行い、要支援者への介護予

防支援について、市町村の指定により居宅介護支援事業所においても実施が可能となるとともに、総合相談支援業務を居宅介護支援事業所などへ一部業務の委託ができるようになり、また、職員配置については、非常勤も含めた常勤換算による配置や、複数センター間での合算配置など算定基準が柔軟化されるなどの見直しが行われ、県内市町村においても人員配置の柔軟化や一部業務委託などが実施されているところでございます。

県としましては、地域包括支援センターの円滑な業務の実施に向けて、困難事案への対応力を向上するための研修を実施するほか、センター業務の負担軽減に資する必要な制度改正等を国に要望するなど、引き続きしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）消費税に関してですけれども、そもそも消費税は、収入の少ない世帯ほど負担が重くなります。この消費税を弱者ほど手厚くしなければならない社会保障の財源に充てること自体、これがふさわしいのかどうか問われていると思います。

また、社会保障の負担増の問題についてです。社会保障は、言うまでもなく、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットです。その制度を持続可能にするためと言って弱者に次々と重い負担を押しつけるようで、果たして社会保障の名に値するのでしょうか。

いずれにしても、国民は、そして県民は、暮らしや医療、介護、福祉など、何とかしてほしいと切実に思っておられます。知事は、県民の声、思いを受け止めて、長野県から動かしていただきたいことを申し添えておきたいと思います。

公営住宅施策について質問します。

人口減少と少子高齢化が進行する中、住宅に困窮する低額所得者の安全・安心で快適な暮らしを確保するため、誰もが安心して暮らせる住まいを提供する公営住宅の役割がますます重要になっています。

こうした中、長野県の県営住宅プラン2021は、市町村や関係部署との連携をさらに深め、県営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境の改善を推進するとしています。プランによれば、公営住宅の需要について、応募倍率は平均で1.4倍であり、松本地域、上田地域が約2倍と高く、一方で、木曽、諏訪、伊那地域は0.04から0.62倍と低くなっています。このように応募状況に大きな差が生じている背景や要因について伺います。

プランで取り組んでいる5Rプロジェクト、子育て世帯向けのリノベーション、ユニットバス化や浴場設備などのリフォーム、エレベーター設置などリニューアル、またリコンストラクション、リストラクチャリングに取り組んでいますが、その進捗状況と成果はいかがでしょうか。今後の課題等についても伺います。

プランでは、前期5年間で、退去住戸はあったものの、新たな募集に向けた修繕が間に合わず、新規募集戸数が目標を下回る結果になったとしています。応募倍率の高い住宅でも、退去した後なかなか新たな募集が行われないことについて、県民から疑問の声もあります。なぜこのような事態が生じているのでしょうか。また、速やかに修繕を進める必要があると考えますが、見解を伺います。

プランでは、時代に即した適切な住宅管理、福祉分野等との連携強化、災害時の対応なども位置づけられています。また、入居希望のない空室については、地域の実情を踏まえながら他分野での有効活用を検討するとしています。この間、県民からは、空室をグループホームとして使用できないかといった声も寄せられています。そこで、これまでの有効活用の実例と、県民のこうした要望に応えるための施策についてどのように取り組まれるのでしょうか。以上、建設部長に伺います。

通信制高校の在り方について質問します。

通信制高校は、通信手段を用いて生徒が自宅等で個別に自学自習することを基本とし、卒業に必要な教科、科目の単位を、一つ、教材を自身で学習し添削指導を受ける。二つ、面接指導、スクーリング。三つ、試験を受ける。このことにより修得します。

県内で、この通信制高校に在籍する生徒が毎年1,000人単位で急増し、1万人を超えたということです。この間、急増している現状と、通信制高校の果たしている役割について伺います。

文部科学省は、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインにおいて、教諭の数の最低基準を示すとともに、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する実施校においては教員配置を一層充実させること、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えるため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を求めています。長野県内の県立の実施校において、この文科省のガイドラインに沿った必要な配置がされているか、伺います。

長野西高等学校通信制望月サテライト校についてお聞きします。

望月サテライト校は、これまでにない通信制高校として、2020年4月に誕生いたしました。週1日でも週5日でも、自分の生活・学習スタイルに合わせて登校可能な通信制として一人一人に寄り添うきめ細やかな指導や支援を行うこと。いつでも登校し、レポート作成等の学習や勉強以外の悩み事も相談することができる学校づくりを進めてきたと承知していますし、このサテライト校を評価する声もお聞きしています。

同時に、現在の登校スタイルや登校する生徒数の増加によって、通信制本来の学びの在り方や生徒への影響を懸念する声もありますが、見解を伺います。また、生徒や教職員、地域の声をよく聞き、サテライト形式等、この間の学校づくりの教育効果を振り返ることも重要かと思

いますが、見解を伺います。

県の通信制教育の学びの充実について質問します。

生徒の増加傾向は今後も続くことが予想されます。しかし、高校改革再編整備計画第3次では、通信制教育に関する方向性、方針が明確ではないと感じます。県として学びの充実に向けてどのように取り組むのでしょうか。以上、教育長に伺います。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には公営住宅施策に関して4点の質問をいただきました。

1点目は、地域間で応募状況に差が出る要因についてのお尋ねでございます。

県営住宅は、住まいのセーフティーネットとしての役割が求められることから、都市部から中山間地まで様々な地域に立地しております。このため、学校や病院など生活基盤の集積する都市部や利便性の高い平地部の住宅に需要が集まる一方で、中山間地においては入居希望が少ない状況であります。

また、建て替え、リフォームなど居住環境の改善に取り組んだ住戸では入居希望者が多い一方で、建物の老朽化や設備の陳腐化が進んでいる団地やエレベーターのない高層住戸などは希望者が少ない状況です。こうした地理的状況や建物の状況と入居者のニーズとが相まって、結果として地域間で応募状況に差が生じているものと考えております。

次に、5Rプロジェクトの進捗状況と今後の課題についてのお尋ねです。

5Rプロジェクトは、県営住宅プラン2021の施策として、建て替え、リフォーム等により居住環境の向上と住宅ストックの長寿命化を図るものであります。

プランの中間年となる今年度までの進捗状況は、建て替え事業が4団地81戸の建設に着手しており、計画に対し約58%の進捗のほか、他の四つのプロジェクトは、仮住まいや家賃の上昇について入居者との調整に時間を要するなどの理由から30%から40%にとどまっている状況です。

5Rプロジェクトの成果といたしましては、間取りの変更、対面キッチンの設置による子育てしやすい住環境の創出や、バリアフリーや省エネ化により、高齢者や障がいをお持ちの方など誰もが安心・安全・快適に生活できる住環境の提供につながっているものと受け止めております。

一方、多くの県営住宅が更新時期を迎える中、多様な世帯のニーズやゼロカーボンなどの新たな施策への対応が課題となっております。このため、限られた予算の中、建て替えと既存住宅の改修を適切に組み合わせ、5Rプロジェクトを計画的かつ効果的に進めることで居住環境のさらなる改善に努めてまいります。

3点目は、退去後の修繕についてのお尋ねです。

県営住宅プラン2021では、令和3年度から7年度までの新規募集戸数を3,238戸としている一方で、その実績はおおむね3,000戸となる見通しであり、前期5年間と同様、この期間においても目標は達成しない見通しです。

これは、入居者が亡くなった、または無断退去した際に残した家財の撤去や、人手不足による修繕を行う事業者の減少により退去後の住戸の修繕に時間を要していることが主な要因と認識しております。このため、現在残された家財の撤去を迅速に行う仕組みなどについて検討を進めているところであります。空き住戸の解消は、県有財産の有効活用の観点からも大きな課題であるため、計画的かつ速やかな修繕を行い、募集戸数の増加を図ってまいります。

4点目は、入居希望のない空き住戸の有効活用についてのお尋ねです。

県営住宅を他分野で活用するには、目的外使用の許可が必要です。この許可は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲となっているかという観点で内容を確認し、国の承認を経て行っております。

県では、現在延べ13団地27戸の県営住宅の空き住戸において目的外使用を認めております。このうち、障がいのある方が共同生活を営むグループホームは4団地12戸に置いてあるほか、外国人技能実習生の住まいや入居者のボランティア拠点などとしても活用されております。

空き住戸の有効活用を進めるためには、制度の認知度向上が課題と認識しておりますので、今後は、ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより、活用事例などを県民の皆様へ積極的に情報発信してまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には通信制高校の在り方について4点質問をいただきました。

まず、通信制教育の現状と果たす役割についてでございます。

通信制高校に在籍する生徒数は、平成28年度から令和7年度の10年間で約2.6倍の1万25人に達しております。特に、近年は、私立高校を中心に新規開設等が進んだことから、在籍する生徒数が増加している状況でございます。

こういった状況を踏まえて、通信制高校が果たす役割は、社会の変化に応じて大きく広がっていると考えております。現在は、勤労青少年の学びの場という従来の役割に加え、学び直し、将来を見据えた自主的な学びの場、さらには多様で柔軟な学び方を可能とする場など多岐にわたるニーズに応える重要な役割を担っていると認識しております。

続きまして、通信制高校における教員等の配置についてでございます。

議員御指摘の高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインは、通信制課程を運営するに当たり最低限の基準を示したものでございます。本県の望月サテライト校を含む県立

高校通信制3校においては、このガイドラインで求める教員数を満たしていることはもとより、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づく教員数も上回る配置を行っている状況でございます。

養護教諭については、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒がいるという現場からの声を踏まえ、3校全てに配置しております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、各校からの要請に応じて適宜派遣し、心身や生活面での課題に対するきめ細やかな支援体制の充実に努めているところでございます。今後も、学校現場の状況を踏まえつつ、適切な配置に努めてまいります。

続きまして、長野西高等学校通信制望月サテライト校についてでございます。

望月サテライト校は、望月高校の募集停止に伴い、令和2年度に通信制改革実践校として再スタートしたものでございます。特徴は、レポート学習やスクーリングなど通信制教育の根幹を維持しつつ、新たに、週1日から5日登校できる仕組み、生活リズムに合わせた柔軟な時間割、AI教材を活用した学び直し、地域人材や地域企業と連携した体験的な学びの四つを実践している点であり、生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を提供していると認識しております。

こうした取組により、地域からは、不登校経験者やコミュニケーションに課題を抱える生徒にとって、自分のペースで学習や他者との関係づくりを学べ、穏やかに社会とつながれる学校として教育効果が認められ、中学生や保護者からの評価も高く、入学者数が年々増加し、現在250名を超える生徒が在籍している状況であると考えております。

最後に、通信制の学びをさらに充実させるための取組についてでございます。

近年、通信制高校のニーズが高まっている一方、通信制では自学自習で学ぶことを基本とするため、単位修得率が低い傾向であること。また、多様な背景を持つ生徒が入学していることから、卒業後の進路未決定者が多いことなどが課題であると認識しております。

こうした課題に対して、長野西高等学校通信制望月サテライト校では、先ほど申し上げた取組を通じて、生徒の自己肯定感の向上や主体的な進路選択の促進につなげており、一定程度の成果を上げていると承知しております。

県教育委員会といたしましては、こうした取組の成果を基に、通信制課程を生徒の選択肢の一つとして捉え、その在り方や設置について地域の声を踏まえながら検討を進めてまいります。以上でございます。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）通信制高校での学びで自らの自信、誇りを取り戻した生徒、前の学校に通えなくなったけれども、通信制で教師や友達と新しい出会いがあって救われた生徒などの話

もお聞きします。通信制教育の学びを一層充実していくことを要望して、終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る３月２日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時23分延会

令和 8 年 3 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 8 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会（定例会）会議録（第8号）

令和8年3月2日（月曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案

陳情提出報告、委員会付託

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）おはようございます。公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、信州まつもと空港周辺の地元振興について。

県は、昨年12月、信州まつもと空港の定期便発着数の上限を12から20に増やすことで空港周辺の4地区と合意できました。このことにより、路線の拡充や新規路線に向けて前進できたと考えます。

また、県は、来年度予算案に松本空港ターミナルビルの1階ロビーや2階搭乗待合室の拡張、搭乗橋増設やエレベーターの設置、トイレ等のリニューアルなどの増改築工事に係る基本設計費用補助3,570万円余を計上されており、次へのステップと期待及び評価をするところでございます。

また、一昨年には、4年8か月ぶりに松本空港への国際チャーター便、モンゴル便が再開。このモンゴル便は昨年も運航し、2年連続。また、韓国便も、昨年、6年3か月ぶりに双方向で就航され、この3月にも12便運航される予定となっております。また、松本空港と、沖縄を含め、地方空港を結ぶ国内チャーター便も、旅行会社による団体旅行の商品が造成、運航されており、県による熱心な継続的取組を評価するところでございます。

松本市は、先月、定期的に開催をとの地元地区要望を受けた懇談会を1地区で実施。その際、地区の方から、発着数が増えることで事故に対する不安が増すとの懸念の声が複数あり、市民のみならず県民にもこの思いを理解してほしい旨の意見が出されたようです。4地区から出された要望の詳細について私は承知しておりませんが、地区からの要望について県には真摯に応えていただきたいと願います。

知事は、信州まつもと空港の定期便発着数拡大に係る地元4地区との合意を受け、どのように地元住民の思いを受け止め、今後の空港の発展につなげていかれるおつもりか。見解をお伺いいたします。

一昨年の10月、信州まつもと空港ジェット化30周年記念イベント開催時に、松本空港の時計台広場において、地元で取れた旬の農産物を販売するマルシェを行っております。松本空港や県有施設等を会場としたイベント開催や、地元地区と連携した農産物のブランド発信は、県内外へのブランド力向上や販売促進に有効と考えます。農産物の販売促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

深刻化する農業担い手不足の中で、大型トラクターなどの免許取得費用は新規就農者や若手農業者にとって負担となり、参入や技能習得の妨げにもつながると考えます。農業機械に関する免許取得費用の助成について支援していくべきと考えますが、いかがでしょうか。以上2点、農政部長にお伺いいたします。

次に、沖縄県との交流について。

昨年、沖縄県とのチャーター便は、F D A（フジドリームエアラインズ）による団体旅行だけではないプログラムチャーターを12便新たに運航されるなど、年々運航実績を増やしていることに、県の取組を評価するとともに、今後の定期便化に向けての前進と大変うれしく思っております。

また、J T A（日本トランスオーシャン航空）を利用したチャーター便は、一昨年度は秋と冬に4便ずつ、昨年度と今年度は秋に4便と、5年連続して運航しております。しかし、私としては、J T Aによるチャーター便を、来年度以降、また一昨年度のように秋と冬の両季節に運航できないかと考えます。

今年度、長野県と沖縄県との若者交流事業が11月と2月に実施されました。11月の長野県か

らの参加者は沖縄チャーター便を利用した一方、2月の沖縄県からの参加者は羽田経由で来県されたと聞いております。長野県と沖縄県の両県でJ T Aに対して秋と冬のチャーター便の運航を働きかけていただきたいと考えますが、いかがか。交通政策局長にお伺いいたします。

今回の若者交流事業について、参加者から出された意見や感想、要望などをお聞かせいただきたいと思います。併せて、来年度も実施する計画となっておりますけれども、今年度実施しての評価や課題、改善点などがあるか。こども若者局長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州まつもと空港の定期便発着数拡大に係る地元4地区との合意を受けて、どのように地元住民の思いを受け止め、今後の空港の発展につなげていく考えかという御質問をいただきました。

まず、このたび、県からの事前協議につきまして、地元4地区の皆様方から御同意いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

平成元年の協定締結以降、この離着陸回数を見直しするのは初めてのことでありまして、松本空港の発展に向けて大きな一歩であるというふうに受け止めております。

一方、地元住民の皆様方からは、御質問にもありましたように、空港周辺的环境整備や農業の振興、騒音の対応など様々な御要望、御意見等を頂戴いたしているところでございます。協議の中でいただいた御要望等につきましては、松本市と連携して、早期の着手、完了を目指すとともに、直ちに対応が難しい案件につきましては、地元との定期的な意見交換の場を設け、継続的に課題解決に向けた検討を進めていきたいと考えております。

また、地元の皆様方からは、こうした御要望だけでなく、空港のさらなる活性化に対する期待の声も頂戴いたしているところでございます。空港の発展は地域とともにあるということを十分認識させていただいた上で、今後とも地元の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、地元住民の思いを誠実に受け止めながら、路線の誘致、あるいは施設整備等、空港の発展とさらなる活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には空港周辺の農業振興に関連して2点御質問をいただきました。

初めに、農産物の販売促進の県の取組についてのお尋ねでございます。

県では、県産の農畜水産物やその加工品、郷土食を、おいしい信州ふードとしてその価値や魅力を広く発信しているほか、県外でのトップセールスによる認知度向上や県内の農産物直売所の販売力強化に向けた支援を行っているところでございます。

議員御指摘の地元との連携としましては、例えば、松本地域では、地元特産ワインをアウト

ドアで楽しむイベントや、松本商工会議所による信州サーモンの新メニュー開発など、地域の特色を生かした取組を支援してきたところでございます。

さらに、地元の大型商業施設を会場として地産地消の推進イベントも開催しており、来場者からは、これからも信州産を選んで購入したいとの声が寄せられるなど、販売促進に向けた着実な啓発効果を確認しているところでございます。

今後も、県産の農畜水産物の価値や魅力を一層効果的に発信するとともに、地域と連携したPR活動やイベントをさらに充実させることで販売促進を図り、農業所得の向上と地域の活性化につなげてまいります。

続きまして、農業機械の免許取得費用への支援についてのお尋ねでございます。

水田や露地野菜などの営農に不可欠な資格である農耕用の大型特殊免許の取得については、現在、県の農業大学校で免許を取得できる全県を対象とした研修を県警と連携して実施しているところでございます。

この研修は、自動車学校で限定のない大型特殊免許を取得する費用の3分の1程度の費用で農耕車限定の免許が取得できることから、毎年150名ほどの方に受講いただくなど、好評をいただいているところでございます。

県としましては、今後も、経費への助成ではなく、取得機会の場を創出することで担い手の皆様を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私にはJTAに対する沖縄チャーター便の秋冬運航の働きかけについての御質問をいただきました。

令和3年度に開始したJTAによる沖縄とのチャーター便は、これまで、県内の紅葉の時期である11月を中心としつつ、令和5年度には2月にも運航されております。

一般的に、チャーター便の運航は、旅行会社による団体旅行商品の造成を前提としまして、運航時期については航空会社と旅行会社の調整により決定されています。一方、沖縄チャーター便の需要は高く、沖縄県内の旅行会社からは、秋の紅葉だけでなく春の桜のシーズンの旅行商品造成にも関心が寄せられているところです。

議員御指摘の若者交流事業など、長野県と沖縄県の交流が広がりを見せていることから、チャーター便の運航時期の拡大についても、沖縄県とも連携しながら航空会社や旅行会社に働きかけてまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には沖縄若者交流事業の参加者からの感想などと来年度に向けた改善点等について御質問をいただきました。

本事業は、令和5年3月に締結しました沖縄県との交流連携協定を受けて、両県の若者が相互に訪問し、自然、文化、歴史等の相互の魅力に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を育み、地域づくりの核となる人材の育成を目的に今年度初めて実施したものです。

今年度は、両県の若者が15名ずつ参加し、昨年11月に沖縄で、今年2月には長野で、それぞれ3泊4日の日程で実施しました。参加者からは、平和祈念公園や糸洲の壕などの沖縄の戦跡と松代大本営地下壕をそれぞれ訪問したことで、これまで点として捉えていた歴史が相互に結びつき、戦争の現実をより深く理解する契機となったですとか、エイサーや琉装体験、そば打ちやみそづくり体験等伝統文化に触れ、両県の魅力を再確認できたなど、参加を肯定的に捉える感想や今後の事業の継続に期待する声が多く寄せられるなど、初年度として大きな成果が得られたものと受け止めております。

今回の課題と改善の方向につきましては、本県の応募者が20名と少なかったことから、広報の強化を図ってまいります。また、今回のプログラムは日程の都合等で北信地域に集中したものでしたが、本県の魅力をより広く体験できる内容とするなど、今回の参加者の御意見もお聞きしながら検討してまいります。

さらに、今回の交流事業参加者には、ユースカウンスル設立に向けた検討の場への参加を促すなど、県との継続的なつながりも意識しながら若者の社会参画の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君） それぞれ御答弁いただきました。知事のお気持ちと展望もお聞きしました。知事から、空港の発展は地域と共にあるというお言葉もいただきました。県には引き続き空港の地元地区から新たな要望も出されるかもしれませんが、農業振興等、地元地域の振興とともに取り組んでいただくことを願うところでございます。

また、松本空港ターミナルビルの増改築工事が早期に着手できるよう期待いたします。JTAによる春を含めた複数季節の沖縄チャーター便の運航を期待申し上げるとともに、沖縄県との若者交流、様々な交流連携の深化を期待申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次に、高次脳機能障害者支援について質問させていただきます。

今般、高次脳機能障害者支援法、以下、支援法と言いますが、昨年12月に成立、公布。本年4月1日から施行されます。

厚生労働省によりますと、高次脳機能障害と診断された人は、2022年12月現在で全国に約23

万人いると推計されており、分かっていない患者を合わせると50万人から80万人とする専門家もおります。県内に数千人以上いると推察されますけれども、当事者がどこに住んでいても切れ目なく支援を受けられること、また、当事者の介護を担う家族が鬱状態に陥るケースも少なくなく、支援が必要な家族を関係機関につなぐこと、そして、まだ見えていない潜在的患者の発見と支援も必要であります。

長年にわたって高次脳機能障害者のリハビリに取り組み、支援法制定に尽力された渡邊修東京慈恵会医科大学客員教授は、現代社会において、脳機能の障害は、身体障害と同格かそれ以上に重たい意味を持つ。しかし、医療関係者ですら高次脳機能障害を十分理解していない現状があると指摘し、脳神経は、死ぬまでつながり、回復しようとする性質がある。退院後どういった環境に身を置くかでその度合いは変わる。本人の可能性を最大限引き出していける地域のネットワークを築くことが重要だと、回復を引き出す環境を強調されております。

公明党は、政府に対して高次脳機能障害に関する質問主意書を1998年に出したのを皮切りに、2018年にプロジェクトチームを設置。ヒアリングや視察を重ね、昨年の超党派議員連盟立ち上げなどを後押しするなど、高次脳機能障害者の支援充実に尽力してまいりました。長野県議会におきましても、これまで複数の先輩議員が質問で取り上げてこられております。

今回の支援法施行に伴い、当事者やその御家族は、これから支援体制がどう変わっていくのか、期待されております。

私は、先日、若くしてこの障害を持たれた方の御家族から、親亡き後の生活の不安や就労及び職場への定着、継続的な学び、身近な相談場所、退院後の切れ目のない支援などの御要望をお聞きいたしました。4月1日から施行される支援法には、国や地方公共団体の多岐にわたる責務が明記されております。

そこで、以下、支援法に明記された具体的な施策や地域支援体制について本県の取組を順にお聞きいたします。

高次脳機能障害は外見から分かりにくく、周囲から誤解されやすい、気づきにくい障害と呼ばれております。国民への普及啓発、医療従事者への知識普及、人材確保についても支援法に明記されましたが、本県の普及啓発、人材育成のこれまでの取組と今後の方針について健康福祉部長に伺います。

支援法では、教育的支援において、在籍する高次脳機能障害児童生徒等が、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように、適切な教育的支援の実行、個別の教育支援計画や指導計画の作成について明記されております。継続的な学びを保障する支援体制についてのお考えを教育長に伺います。

支援法では、就労の支援と事業主の努力について、就労支援の体制整備、個々の特性に応じ

た就労機会の確保、就労定着支援及び事業主が雇用安定に努めることも明記されております。県におけるこれまでの就業支援の取組状況と、国機関との連携や企業、職場への理解促進などの今後の取組について産業労働部長にお伺いいたします。

支援法に規定された高次脳機能障害者支援センターが設置されることにより、相談体制や関係機関との連携等、これまでの取組と併せて何がどのように変わるのか、お伺いいたします。

また、本県には県立総合リハビリテーションセンターがあり、現行の経営強化プランには高次脳機能障害者支援センター（仮称）の設置検討が盛り込まれております。この点について県の見解をお伺いいたします。

高次脳機能障害は、病気やけがの治療後の継続的なリハビリと支援が不可欠と言われております。急性期病院と県立総合リハビリテーションセンターとの連携が重要と考えますが、退院後の切れ目ない支援を確保するための具体的な取組についてお伺いいたします。

また、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられる配慮の取組についてお伺いいたします。加えまして、地域の支援体制を検討するため関係者で構成する支援地域協議会設置に関する県の考えについて、以上を健康福祉部長にお伺いいたします。

長野県における高次脳機能障害支援について、県全体で連携体制の構築と機能強化が進められてきたと思っておりますし、障害福祉全般において、阿部知事主導の下、現場の声を聴き、当事者の生活の質向上を目指す政策を継続的に推進してこられたと感じております。知事は、高次脳機能障害者支援法の成立の意義についてどのように捉えられておりますでしょうか。また、この新しい法律を踏まえた取組に対する意気込みを知事にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には高次脳機能障害に関して4点お尋ねがありました。

初めに、普及啓発、人材育成の取組と今後の方針についてでございます。

県では、ホームページ、動画、リーフレット等による情報発信に加え、県が指定する支援拠点病院と共に、毎年、県内4会場において、県民、当事者やその御家族、保健、医療、福祉、教育関係者向けの研修会を開催し、普及啓発等に取り組んでおります。

また、人材育成に関して、今年度は、これまでの支援者への専門研修に加え、新たな取組として、市町村職員や医療機関を対象とした研修の開催や、県立総合リハビリテーションセンターに配置したコーディネーターが直接現場に出向いて行う支援者への支援の実施を通じて、知識の普及と課題解決力の向上に努めているところです。

今後は、これらの取組の成果を検証した上で、より効果的な普及啓発の方法を検討し、高次脳機能障害への理解を深められる機会を充実するとともに、引き続き支援者への研修や多職種による事例検討の実施、アウトリーチによる実践的な学びの機会の提供等を通じて、地域の支

援力の向上と支援人材の確保育成に努めてまいります。

次に、高次脳機能障害者支援センターの設置についてでございます。

県では、県立総合リハビリテーションセンターをはじめ、県内4か所の医療機関を高次脳機能障害支援拠点病院に指定し、相談支援に対応できるコーディネーターを配置して当事者とその御家族への支援を行っているところです。

高次脳機能障害者支援法では、支援センターの業務として、高次脳機能障害者及び家族等への専門的な相談支援、情報提供、当事者の個々の特性に応じた専門的支援、医療、保健、福祉、教育、労働など関係機関等に対する情報提供、研修の実施、関係機関等との連絡調整などを行うこととされております。

支援センターが設置されることにより、困難ケースであっても、支援が途切れることなく適切な支援につなげる高度な調整機能の発揮や、地域の支援力を底上げする教育・研修機能の充実、地域全体の支援体制を構築、調整するハブ機能の確立など、支援体制の一層の充実が期待されるところでございます。

現在、支援センターに求められる業務を適正かつ確実に行うことができると認める指定要件を県において検討しているところでありますが、県立総合リハビリテーションセンターについては、今後、その機能を精査した上で、指定要件を満たすと認められる場合には速やかに指定してまいります。

三つ目に、退院後の切れ目ない支援を確保するための取組についてでございます。

急性期病院における脳血管疾患や脳外傷などの治療を終えた方が高次脳機能障害の可能性を見過ごされ、適切な支援につながることなく退院し、生活のしづらさ等を抱えてしまうケースを防ぐため、急性期病院と県総合リハビリテーションセンターの連携は重要であると認識しております。

現在、急性期病院からの紹介を受けてセンターが患者を受け入れた後は、病院と施設が併設されているメリットを生かし、病院でのリハビリから施設での社会復帰訓練、就労支援まで、個々の患者の目指すゴールに向けて、医療、福祉の連携による切れ目のない支援を行っております。

また、社会復帰に当たっては、多職種チームで日常生活や就労の場などの環境を調査、把握し、家庭、職場や関係機関と連携して必要な環境調整等を行った上で、地域生活に移行できるよう支援し、社会復帰後のフォローアップ支援も行っているところです。

高次脳機能障害とその疑いのある患者を適切な支援につなげていくためには、センターが有るこうした機能や役割を急性期病院の医療関係者に広く御理解いただき、必要に応じてセンターに紹介していただく必要があります。そのため、本年度、センターの医師、看護師が中南

信地域の急性期病院等を重点的に訪問し、患者紹介や疑いのある方の相談を促すなど、連携を強化する取組を実施しているところです。今後も、急性期病院を退院した後の切れ目のない支援の提供に向け、引き続き取り組んでまいります。

最後に、相談支援の配慮、地域協議会設置に関する考え方についてでございます。

県では、当事者やその御家族にとって最も身近な相談者となる市町村の保健師等を対象とする担当者会議を開催し、周囲に理解されにくい特性がある高次脳機能障害のある方への支援事例の検討を通じて、情報共有や相談時の対応など必要なスキルアップを図っております。

また、法において都道府県の努力義務となった支援地域協議会について、県では、各地域の支援機関が連携して課題解決に取り組むことが重要であるとの認識の下、各圏域に設置されている障がいのある方への支援を総合的に推進するための自立支援協議会の枠組みを生かし、地域のネットワーク構築に向けた取組を、今年度から長野圏域、北信圏域において着手しているところでございます。

今後は、他の圏域においても支援ネットワークが構築されるよう促していくとともに、県の自立支援協議会において各地域における課題を共有した上で、その解決に向けて関係機関等のさらなる連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）高次脳機能障害者の継続的な学びを保障する支援体制についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、学校において、障がいのある子供たちを含め全ての児童生徒が持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育の推進に取り組んでいるところでございます。

また、高次脳機能障害を含む障がいのある児童生徒に対し、合理的配慮の提供や個別の教育支援計画の作成など、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体で組織的に対応できる支援体制を整えるよう指導してきております。

さらに、今回の法施行を踏まえ、研修会等で支援事例の紹介を行うなど、教職員への周知と理解促進に取り組むほか、小中学校については、市町村教育委員会が継続的な学びを保障する支援体制を構築できるよう支援してまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には高次脳機能障害がある方に対する就労支援についてお尋ねをいただきました。

県では、これまで、障がい者が働きやすい職場環境づくりを進めるため、職場環境改善アド

バイザーによる企業訪問を実施し、障害特性に配慮した作業施設の整備などを支援するとともに、職場生き生きアドバンスカンパニー認証取得につなげてまいりました。また、地域就労支援センター「J o bサポ」において、高次脳機能障害がある求職者の方からの相談にも対応しており、企業とのマッチングによる就業につなげております。

高次脳機能障害は、外見からは分かりにくいいため、誤解を受けやすく、雇用の維持に当たっては、個々の特性に応じたきめ細やかな配慮が欠かせません。こうした職場理解の促進に向けて、県では、今年度から、企業向け出前講座を開始し、障がいのある方との関わり方や配慮のポイントを具体的にお伝えしているところです。参加した企業の従業員の方からは、受入れの不安が和らいだ、対応に苦慮した事例を知ることで受入れのイメージが湧いたなどの声が寄せられ、事業者の理解促進が着実に進んできていると感じているところです。

今後も、健康福祉部が作成したリーフレットなどを活用しながら、企業、職場における理解をさらに広げ、事業主による雇用継続の取組を後押ししてまいります。また、医療の専門的知見を有する県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害支援コーディネーターや保健福祉事務所と連携するとともに、ジョブコーチなど定着支援を担う障害者職業センターやハローワークなど国の機関とも緊密に連携し、就職相談から就職活動、就職後の定着支援に至るまで、切れ目のない支援体制を強化してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高次脳機能障害者支援法の成立の意義と新しい法律を踏まえた取組への意気込みという御質問を頂戴いたしました。

この法律は、これまで必ずしも十分とは言えなかった高次脳機能障害がある方々とその御家族に対する支援について、財政措置を含め、総合的かつ計画的に実施することを国の責務として位置づけた点で画期的で意義あるものというふうに受け止めております。

法の制定によりまして、全国的に支援体制の整備が図られるとともに、周囲に理解されにくい特性を持つこの高次脳機能障害に対する社会の理解が深まっていくことを期待するものでございます。

このたびの法制定を踏まえて、これまでの取組を県としてはさらに深化させていきたいと考えております。既存の支援拠点病院に加え、より高度な支援を担う機関として高次脳機能障害者支援センターの速やかな指定や、既存の自立支援協議会の枠組みを活用した高次脳機能障害者支援の機能強化など、当事者とその御家族が取り残されることなく安心して暮らせる共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

当事者や御家族の皆さんは、高次脳機能障害の特性に関する理解や支援の強化を本当に願っております。今、知事から力強いお言葉もいただきました。自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でもあらゆる段階で切れ目なく受けられますように、本県の取組を強く御期待申し上げて、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治です。

初めに、住居費用や住まいの支援について伺います。

長野県においても、人口の減少、とりわけ若者の県外への流出が深刻な課題となっています。進学や就職などを契機に県外へ転出した若者がそのまま戻らないという状況が続いておりまして、地域の活力低下や担い手不足の大きな要因となっています。

人口減少を食い止めるためには、若者から選ばれる長野県を実現しなければなりません。そのためには、若者の生きづらさを解消していく大胆な支援が必要です。私は、昨年11月議会で、若者の奨学金返済に対する負担軽減について提案させていただきましたが、今回は別の視点で、若者に対する住まいへの支援について質問させていただきます。

近年、建築費の高騰により、住宅価格は上昇し、民間賃貸住宅の家賃も、若者にとって決して低い水準とは言えず、大きな負担となっています。県内で就職した若者からも、収入に対する家賃の負担が重く、将来の貯蓄や結婚に踏み出せないという住まいに対する不安の声を伺っています。

若者が安心して暮らし、将来設計を描くためには、安定した住まいの確保が不可欠です。生活の基盤となる住まいの支援について、持家の場合には住宅ローン減税があるものの、賃貸に対する支援は薄い状況で、手頃な価格で住める状況にしていく必要があります。

ほかの県を見ますと、若者の定住促進を目的として、住宅取得補助や空き家を活用した安い価格での住宅の提供など、若者の経済的負担の軽減に向けた様々な支援策が進められている状況があります。

長野県内では、家賃はそれほど大きくは上昇してはいませんが、実質賃金が伸びていないこともあり、相対的に家賃に対する負担感は増しています。生活費の中でも大きな割合となっているのが住居に関する費用であり、負担軽減を図るべきと考えます。

民間の調査によりますと、若い世代の半数以上が現在または将来に住み替えの意向があり、借家を希望する割合が拡大しているという調査結果もあります。また、本県では空き家が増加

しており、これを若者向けの住まいとして活用することは地域活性化の観点からも有効です。

そこで、伺います。

まず、本県における若者の住宅に関する費用負担の現状について伺います。併せて、住宅費の負担を含む若者の経済的負担を軽減するため、現在どのような施策を講じているのか。こども若者局長に伺います。

若い世代の半数以上が現在または将来に住み替えの意向があるという調査結果もあることから、今後、市町村や民間事業者と連携し、空き家の活用なども含め、住まいの選択肢を広げる取組が必要と考えますが、いかがか。また、現在行っている取組について建設部長に伺います。

次に、被災者の尊厳と人権を尊重した避難所整備について伺います。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、避難所の環境改善は喫緊の課題です。そのような中、注目されているのが、いわゆるイタリア式避難所システムで、被災者の尊厳と生活の質を重視した避難所運営が大きな特徴です。具体的には、体育館などに雑魚寝をするのではなく、テントやパーティションにより家族単位のプライバシーを確保し、簡易ベッドの設置を標準としています。また、温かい食事を提供するキッチンカーの配備や、トイレやシャワーの衛生管理、さらには子供や高齢者のためのケアスペースの設置など、避難生活の長期化を見据えた環境整備が行われています。

イタリアでは、キッチンカーや食堂、トイレ、シャワー、ベッド、テントなどの備蓄が、発災後短時間でパッケージとして被災地に届けられ、避難所を設営する仕組みができています。これらの設備は公費で購入され、各地域のボランティアなどにより管理・運営され、プライバシーにも配慮された日常に近い環境が整備されています。

日本におきましても、2年前に発生した能登半島地震では、災害関連死の人数が地震が直接の要因でお亡くなりになった方の2倍を超える状況になるなど、避難所の環境が健康被害や災害関連死の一因となることが指摘されています。これは、本県も例外ではなく、避難所の質の向上は、県民の命と健康を守る重要な取組であると考えます。

そのような中、昨年12月、松本市内で民間団体を中心に信州型避難所システム実働訓練が行われ、私も訓練を視察させていただきました。これは、先ほど紹介したイタリア式避難所を基にした訓練で、具体的には、避難者が安全に安心して生活できる避難拠点の設置・運営や、在宅避難など避難所以外の避難者への対応の検討、キッチンカーによる温かい食事の提供、医療と福祉の連携、福祉避難所の設置・運営、災害ボランティアセンターの設置などが行われました。

今の日本では、一たび災害が発生すると、避難者は良好とは言えない環境で避難生活を強いられています。残念ながら、この状況は100年前とあまり変わっていないと言われています。

この状況を変えるためには、被災者の人権を尊重した新たな支援の取組が必要であることを実感いたしました。そこで、本県における避難所での簡易ベッドやパーティションなどの整備状況はどのようになっているか。また、市町村に対する支援や助言はどのように行っているか、伺います。

災害が発生した場合、現状では、被災自治体が避難所の開設を行います、自治体職員自身が被災している状況も考えられます。被災自治体以外による避難所開設の支援体制はどのようになっているか、伺います。

また、イタリア式避難所システムのように、被災者の生活環境の質を重視した避難所運営の考え方を取り入れた仕組みづくりや訓練に積極的に取り組むべきと考えますが、以上3点、危機管理部長に伺います。

さらに、被災者の尊厳と人権の尊重、命や健康を守り誰も取り残さない支援体制の構築に向けての御所見を知事に伺います。

避難所の整備に関連しまして、私は、昨年2月議会で、災害時に福祉避難所となる県の特別支援学校の体育館への空調整備の促進について提案をさせていただきました。教育長からは、空調整備に当たっては、最適な方法を検討する必要があると認識しているため、施設の構造や面積などが異なる3校をモデルに、冷暖房効率や費用対効果、工事期間などを比較検証する調査を令和7年度に実施するとの答弁がありました。昨年の夏も猛暑になりまして、福祉避難所となる特別支援学校体育館のエアコン設置への重要性がますます高まっています。

そこで、今年度行っている調査の状況について伺うとともに、調査を踏まえ、特別支援学校体育館へのエアコンの設置を今後どのように加速していくのか、教育長に伺います。

次に、県埋蔵文化財センターの活用について伺います。

来年度当初予算案には、長野県史編さん事業として、戦後現代史を中心とした新しい県史の編さんを開始する事業や、県立歴史館事業として、県立歴史館のリニューアルについて、有識者を交えて、より専門的な検討を始める事業が盛り込まれるなど、文化財行政に力を入れていく決意が感じられます。

そのような中で、本県には、貴重な歴史遺産を調査、保存、活用する拠点として、長野市篠ノ井に県埋蔵文化財センターが設置されており、文化財行政に非常に重要な役割を果たしていると考えます。センターは、開発に伴う発掘調査や出土品の保存管理、調査研究など、本県の歴史文化を後世に伝える重要な役割を担っています。

長野県は、縄文時代の遺跡をはじめ、全国的にも貴重な文化財を多数有しております。その価値は極めて高いものがあり、有効的な活用が重要と考えます。一方で、私も夏のイベントなどで埋蔵文化財センターの施設内を見学したことがありますが、施設の老朽化が心配されまし

た。そこで、県埋蔵文化財センターの現在の活用状況と成果について伺います。また、施設の老朽化を踏まえ、今後の県埋蔵文化財センターの改修などの方向性についてどのように考えているか、伺います。

さらに、県立歴史館のリニューアルの検討に当たり、県埋蔵文化財センターの機能を移設し、一体的に活用することも一つの方策と考えますが、以上３点、県民文化部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には若者の住宅に関する費用負担の現状と若者の住居費用を含む経済的負担軽減の取組について御質問をいただきました。

本年度実施した本県の結婚・出産・子育てに関する意識調査では、結婚意向がある10代から30代の独身者が現在独身でいる理由として、「適当な相手にまだめぐり合わないから」との回答に次いで、「結婚生活を送るには年収が少ない、または結婚資金が足りない」との回答が多くございました。

また、実際に持つつもりの子供の数が理想の数より少ないと答えた既婚者及び結婚意向がある人のうち、約３割の方が、子供を２人以上育てていくためには住居費用の補助の拡充増額が必要と回答しております。

若者が将来設計を描く上で、住居費用も含めた経済的負担の軽減に取り組むことはとても重要と考えております。このため、こども若者局では、これまで、国の交付金を活用し、新たな生活を始める新婚家庭に住居費用や引っ越し費用等を市町村と連携して助成するほか、若者の経済的負担の軽減を支援するため、自宅を離れて通学する大学生等への給付型奨学金の支給、企業と連携したながの結婚応援パスポート、子育て家庭優待パスポートによる住居費用の割引を含めた様々な優待サービスの提供、市町村と連携したゼロ歳から２歳児の保育料の負担軽減などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には住まいの選択肢を広げる取組について御質問をいただきました。

国の令和５年住生活総合調査では、若い世代ほどライフスタイルやライフステージの変化に応じて住み替えるという意向が強く、借家志向が増加していることや、持家志向の世帯でも、新築にこだわらない世帯が増加しており、県としても空き家活用などを含めた住まいの選択肢を広げる取組が必要と考えております。このため、現在、県営住宅において、子育て世帯を対象に、対面キッチンやベビーカー置場等を備えた住戸の提供や、入居に際しての所得要件の緩和などに取り組んでおります。

また、来年度の新たな取組として、市町村や関係団体と連携しながら、将来的に空き家になり得る住宅の所有者に向けたセミナーや相談会を実施し、空き家化しないという意識を醸成するとともに、空き家など既存住宅の市場への流通を促してまいります。

引き続き、ライフスタイルやライフステージの変化に応じて幅広く住まいの選択ができるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難所の整備について3点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

1点目、避難所での簡易ベッドやパーティションの整備状況についてでございます。

県としては、令和7年11月1日時点で、簡易ベッド約1万1,600台、段ボールベッド約1万セット、パーティション約2万8,000台を備蓄しております。さらに、県では、今年度、国の交付金を活用いたしまして、簡易ベッドとしてのエアベッド1,500枚や、パーティションとしての簡易テント1,100基を追加整備しているほか、民間事業者との協定により災害時の資機材調達体制の強化にも努めているところでございます。

市町村に対しましては、令和6年度から7年度に国の交付金の活用を働きかけ、計33市町村で簡易ベッドやパーティション等の導入が進む見込みとなっております。

また、県では、市町村等を対象とした研修会の実施や防災資機材の展示、体験を通じて、避難所の整備を現在促しております。引き続き市町村と共に避難所の環境向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目、被災自治体以外による避難所開設の支援体制の構築についてでございます。

県内の市町村間では、市町村災害時相互応援協定が締結されておまして、10広域の圏域内の自治体で支援を行う体制を構築するとともに、広域災害により圏域内での対応が難しい場合にも、他の圏域の自治体が応援を行う体制を定めているところでございます。

また、都道府県間においては、全国の都道府県との相互応援協定及び総務省の応急対策職員派遣制度に基づきまして、避難所運営などの災害対応について支援体制が構築されております。こうした制度に基づき、最近では、令和6年能登半島地震におきまして、本県から石川県輪島市や羽咋市の避難所運営の支援を行ったところでございます。

3点目、被災者の生活環境の質を重視した避難所運営についてでございます。

被災者支援の主体が、イタリアでは国であり、我が国では市町村という違いがございますが、イタリア式支援のスピードや目指すべき水準は参考にすべきものと考えております。

昨年12月、本県の災害中間支援組織、長野県災害時支援ネットワークが主体で県が参加して

行われた訓練は、イタリアで行われている取組の長所、例えば被災地の外からテントや電源など資機材一切を持ち込むとか、支援施設や給食についてボランティアではなく各分野のプロが行うなど、本県の仕組みの中に取り込む試みを実践したところでございます。

また、本県では、これまで、必要な資機材の整備や、速やかな避難所開設に向けた訓練、キッチンカーによる温かい食事の提供訓練等を通じ、平時と比べて被災者の生活環境の質を可能な限り低下させない体制づくりに取り組んでまいりました。

今後も、被災者支援に関わる各分野の体制整備と、個別の取組を総合的に確認する機会である訓練を両輪として実施することで、被災者の生活環境の質の向上を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には被災者の尊厳と人権の尊重、命や健康を守り、誰も取り残さない支援体制の構築についての所見という御質問をいただきました。

本県では、従来から、被災者の方一人一人の尊厳や人権の尊重、災害関連死の防止が重要だという認識の下、例えば、信州防災「逃げ遅れゼロ」プロジェクト、長野県地震防災対策強化アクションプラン、こうした取組を進めてきました。こうした取組は、大規模災害の教訓を踏まえて、避難所ＴＫＢなど、非常時にあっても被災者が避難所で安心して過ごしていくことができるような取組を行っているところでございます。

12月に長野県災害時支援ネットワーク、通称Ｎ－ＮＥＴが主導して実施されました信州型避難所システム実働訓練は、御質問の中でも言及いただきましたように、イタリアにおける避難所運営の考え方を取り入れつつ、本県独自の取組を反映させた高度な訓練であったというふうに受け止めております。

訓練におきましては、県が補助を行いました事業者を中心としたキッチンカーが、居住スペースとは別に設けた食堂で温かい食事を提供されました。これは、災害時には被災者の皆様方にとって心の支えになるとともに、被災者同士のコミュニケーションの場にもなるものというふうに考えております。

また、今回の訓練では、物資供給や食事支援に加えまして、医療と福祉などのチームが現地本部に集まり、漏れの無い、むらの無い支援を行ったところでございます。こうしたことも大変有効な取組だと受け止めております。

これまでも、本県におきましては、他県の大災害時、東日本大震災や能登半島地震の際には、支援県民本部というものを立ち上げさせていただき、我々県のみならず、市町村、民間の関係の皆様方とチームになって応援に当たったところでございます。

また、保健、医療、福祉を横断的に統括する災害時保健医療福祉調整本部の体制を整備して、

災害時にDMA TやDWA Tなどの専門職を含む外部支援団体との情報共有、連携を強化してきているところでございます。

行政と民間とが力を合わせて連携しているこうした取組は、本県の特徴であり、大きな強みだというふうに考えているところでございます。今後とも、いざというときには市町村や関係機関・団体がしっかりと連携協力してチーム全体で総合力を発揮することができるよう、平素から体制の整備や訓練等に取り組み、災害時にあっても、避難された方、被災された方の尊厳と人権が尊重され、誰一人取り残されない被災者支援を実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）特別支援学校体育館の空調整備の調査と今後の予定についてのお尋ねでございます。

本年度実施している調査につきましては、昨年9月に空調設備と建築分野の専門性を有する業者に委託し、3月中の完了に向けて、現在打合せを重ねながら詳細を確認、整理しているところでございます。この調査では、構造や規模の異なる3校の特別支援学校をモデルに、1点目は空調設備の使用エネルギーや設置方法、2点目として屋根や壁、窓など建物の部位別断熱工法を、それぞれのコストと効果について、データを基に様々な案を比較し、最適な施工方法を検討しております。

今後は、調査で得られたデータを基に、全ての特別支援学校における最適な施工方法を検討し、必要性の高い学校から、設置工事の設計に向けて知事部局と具体的な協議を進めてまいり予定でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には長野県埋蔵文化財センターの活用につきまして3点お尋ねを頂戴いたしました。

まず最初に、活用状況とその成果についてでございます。

埋蔵文化財センターは、昭和57年の団体設立以来、長野自動車道や北陸新幹線などの大規模開発を中心に、県下各地にて埋蔵文化財の発掘調査に従事し、地域の大切な歴史遺産の保護に寄与してまいりました。

近年は、リニア中央新幹線や松本波田道路のほか、令和元年東日本台風被害に対応する治水対策などに伴う発掘調査に従事しておりまして、今年度は、7事業17遺跡、調査面積約5万2,000平方メートルの発掘と4事業の出土品整理を行っております。加えて、埋蔵文化財は地域の貴重な歴史遺産であるという観点から、発掘調査は一般公開を基本にしておりまして、現

地説明会や報告会、展示会の開催のほか、現場ごとの「発掘だより」や、広報誌「信州の遺跡」の発行など普及公開事業にも積極的に取り組んでおります。令和6年度の説明会等へは約4,500人の方に御参加いただいております。

また、出土品の常設展示室や考古学関係の図書室を設置いたしますほか、平成21年から小学生向けに「夏休み考古学チャレンジ教室」を開催しております。当該教室は、楽しく発掘調査を理解する機会として好評で、今年度で17回目を数え、毎回約250人の方々に参加いただいております。

続きまして、埋蔵文化財センターの改修等の方向性についてでございます。

埋蔵文化財センターが使用いたします長野市篠ノ井の県有施設につきましては、昭和43年の建設以降県消防学校等として利用されますとともに、昭和62年からは埋蔵文化財センターが使用を開始しております。その後、平成9年の篠ノ井保健所の廃止以降は、埋蔵文化財センター単独の庁舎として現在に至っております。

庁舎は、平成23年に耐震化工事を実施いたしますなど、事務所としての利用に大きな支障を生じている状況ではございませんが、建築から50年以上が経過し、埋蔵文化財の収蔵スペースも手狭になっていることなどから、今後の施設運営の在り方が課題であると認識しております。

埋蔵文化財センターは、県文化振興事業団に所属する組織でありますことから、事業団の意向も確認しながら、施設の管理・運営の方向性について検討してまいりたいと考えております。

最後に、埋蔵文化財センター機能の県立歴史館への移設についてでございます。

埋蔵文化財センターについては、平成6年の県立歴史館の開館を機に、事務局機能を歴史館に置き、現施設の埋蔵文化財の整理部門と機能を分散させて業務を行っていた時期がございます。しかしながら、埋蔵文化財の整理作業を迅速に分析、研究につなげる体制の確保や、職員同士の緊密な意思疎通の面など、センターの機能が分散するデメリットが顕在いたしましたことから、平成16年に事務局機能を現施設に戻し、再度体制を一本化した経過がございます。

一方、埋蔵文化財センターと県立歴史館は業務内容に親和性がありますことから、開館から30年以上が経過した歴史館の今後の在り方検討に当たりましては、埋蔵文化財センターとの連携についても視野に入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君） 県埋蔵文化財センターにつきましては、現在のセンターがある場所は篠ノ井駅の近くで立地もよい場所ですので、にぎわいが生まれるよう有効に活用していただくことが重要ではないかと考えます。

その上で、施設の老朽化も進んでいますので、将来的には移転も考えないといけないときが

来るのではないかと思います。その際には、地域の皆様も巻き込みながら、よりよい敷地の活用方法についても御検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、人口減少が進む状況にある中で、若者と共に希望ある長野県の未来をつくり上げていくことが極めて重要です。そのためにも、若者の将来への不安を解消していくことが何よりも大事になります。若者には、無限の可能性があります。今回は、若者の住まいに対する支援について質問させていただきましたが、例えば、家賃に対する支援であるとか、若者を呼び込むための大胆な政策を行っていただくことを要望させていただきたいと思います。

そして、被災者の尊厳や人権を尊重した避難所整備についても質問させていただきました。災害に遭われ、苦しんでおられるからこそ、被災者の方にはできる限り日常に近い生活を行っていただくことが重要です。

今後も、民間の方々の知恵を取り込みながら、人権を尊重した避難所の整備により、災害が直接の原因で犠牲になる方をゼロにすることはもとより、災害関連死の方を生まない支援体制の構築に向け強い決意で取り組んでいかれることをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、古文書の保存について質問いたします。

県立歴史館では、これまで、古文書などの文献については、現物保存のほか、マイクロフィルムに記録し保存する取組も行っていますが、マイクロフィルムを唯一生産していたメーカーが昨年12月をもって受注を終了しました。マイクロフィルムによる保存は100年から500年の超長期保存が可能とされており、古文書などの貴重な文献を原本を開くことなく確認できる極めて重要な保存方法でしたが、今後はマイクロフィルムによる保存は不可能となります。

代替手段としてはデジタル化が現実的だと考えますが、デジタルデータは、検索性が高いなどのメリットがある一方、デジタル劣化やデータ消失に備えてのバックアップが必要といった課題もあると聞いています。地震や水害などの自然災害からデータを守るためにも分散保管が必要となり、そのための保管場所の確保も進めていかなければなりませんし、原本あるいはマイクロフィルムからデジタルデータへの移行も順次進めるために、データの保存を早急に実施する必要があります。貴重な古文書現物を可能な限り長期間保存するとともに、データとしても保存し続けるための今後の対応について、検討状況を直江県民文化部長に伺います。

次に、主伐・再造林の加速化について質問いたします。

第4期森林づくり県民税を活用した再造林面積は、初年度の令和5年度の目標が260ヘク

タールであるのに対し、実績は247ヘクタールでした。6年度は、420ヘクタールに対し238ヘクタール、7年度は、580ヘクタールに対し358ヘクタールと、目標を達成できていません。一方で、令和8年度は、740ヘクタールと、今年度の3倍近い目標を掲げています。この目標を達成するための取組方法について根橋林務部長に伺います。

次に、ゼロカーボン戦略の目標達成に向けた取組について質問いたします。

ゼロカーボン戦略の2030年度目標である温室効果ガス排出量6割削減は、極めて困難な状況にあります。県では、来年度新規事業として、新築建造物のZEB化普及拡大に向けた調査・検討事業費を予算計上していますが、目標達成に近づけるため、検討だけではなく、効果が認められればスピード感を持って実行する必要があると考えます。当該事業の趣旨と検討後の展開について小林環境部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私にはマイクロフィルム受注終了に伴う古文書等の保存方法についてお尋ねを頂戴いたしました。

県立歴史館では、県宝にしているなど歴史的価値の高い古文書あるいは利用頻度の高い資料については、原本の閲覧による摩擦や劣化を防ぐため、長期保存に適したマイクロフィルム化を進めてまいりました。しかしながら、今後マイクロフィルムの入手が困難になりますことから、これからの原本記録の在り方について検討を行う必要がございます。

他方、古文書などのデジタル化につきましては、従来から、マイクロフィルム化と並行して、主に利活用の観点から、利用頻度の高いものを中心にデジタルデータ化を進めてまいりました。御指摘いただきましたように、デジタルデータによる長期保存に関しては、保存媒体の寿命、あるいはデータ量の増大、データ消失への対応など様々な課題があることも承知しております。

マイクロフィルムの受注終了を契機に、歴史館が所蔵いたします資料の保存の在り方について、個々の資料が有する歴史的価値や特性も考慮しつつ、長期保存と利活用双方の観点から改めて課題を整理し、検討してまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）森林づくり県民税を活用しました再造林の目標達成に向けた取組についての御質問でございます。

これまで目標に届かなかった要因は様々ございますが、その一つといたしまして、森林づくり県民税によるかさ上げ補助のベースとなります国庫補助予算が現場の再造林の要望に十分に対応し切れなかったことにあるものと認識しております。

国庫補助事業は、再造林に加えまして、松くい虫対策や間伐などを同一の予算枠の中で実施

しております。可能な限り再造林に予算を配分すべきところではございますが、やはり地域差がございまして、主伐・再造林への転換が進んでいない地域に対する地域バランスを考慮させていただいた結果、一部地域の再造林の要望に十分対応し切れなかった。その点につきまして、は真摯に受け止めているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今年度につきましては、年度当初から、国に対しまして第2世代交付金を活用した松くい虫対策に係る新たな事業を企画提案いたしまして、必要な予算の確保に努めてまいりました。これによりまして、従来とは別枠で松くい虫対策を推進することができることとなりまして、再造林への重点配分を可能とする環境を整えたところでございます。

令和8年度に向けましては、従来より早い段階から再造林への重点配分の方針を事業体の皆様に丁寧に説明し、事業構造の転換を促してまいりました。あわせまして、主伐・再造林が遅れている地域を中心に、新たに作成した事例集の活用と林業普及指導員による事業体指導を強化しております。

これらによりまして、再造林面積を着実に伸ばしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には新築建築物のZEB化普及拡大に向けた調査・検討事業の趣旨と検討後の展開について御質問を頂戴しました。

ゼロカーボン戦略の目標達成に向けては、産業・業務部門の排出削減を進める上で、建物のエネルギー消費量削減と再生可能エネルギーの導入促進が不可欠でございまして、これらの双方を組み合わせ、エネルギー収支を実質ゼロにすることを目指す建物、ZEBの普及拡大は重要な取組でございます。

ZEBの普及のためには、今日、建築資材や人件費の高騰が続く中で、ZEB化に要する初期投資が中長期的な光熱費削減によって十分に回収可能かどうかを県として客観的なデータに基づき明確に示していくことが必要であります。

本事業では、医療機関や商業施設といったエネルギー消費の大きな建築物をはじめ、幅広く県内事例を収集し、建築物の用途、規模、稼働時間など特性に応じた効果やコスト構造などの分析や投資回収のシミュレーションを行います。

調査で得られた結果を踏まえまして、ZEB化のメリットや導入に当たっての留意点などを分かりやすく取りまとめますとともに、ZEB化に資する国などの補助事業を整理し、県として講ずべき支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。

その上で、関係部局と連携して、関係者に対する説明会を実施することなどにより、ZEB

に対する理解促進を図るとともに、国の補助事業や県の支援策の活用を促し、県内のZEBの普及を加速してまいりたいと考えております。

あわせまして、関係各省庁に対し、引き続きZEB化に資する補助事業の拡充を要望してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 再造林に関しましては、目標が達成できそうということで、お取組に敬意を表します。ぜひ加速化していただければと思います。

古文書の保存については、利用頻度の高いものからということで、どの資料を保存するのかから始まってまだまだ検討が必要というふうにお聞きしましたけれども、膨大な数の資料があるわけですし、検討をしている段階ではなく、すぐに取り組んでいかなければならず、そのために予算もつけなければいけませんし、そのための人員も確保しなければいけないと思います。専門的な知識がある方を確保して予算をつけるということであれば、早急に取り組む必要があると考えますので、ぜひこちらのほうも加速化していただければと思います。

ゼロカーボン戦略に関してなんですけれども、検討という話でしたが、資材価格の高騰から、その効果があるかどうかということも検討するということになりますと、もしかしたらZEB化しても効果があまりないのであれば、この事業自体取り組まないという観点から検討していかなければならないというふうに聞こえたんですけれども、国からの補助や県の補助を含めて取組を進めていくということではなく、効果があまり期待できないのであれば取り組まないということなのかどうか確認させていただきたく、環境部長の再度の御答弁をお願いいたします。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） ZEB化の取組に関して再度御質問を頂戴しました。

先ほど申し上げましたとおり、本事業では、必要な効果やコスト構造などの分析、それから投資回収のシミュレーションを行ってまいります。その上で、先ほど申し上げましたが、国の補助事業も整理いたしまして、必要があれば県としての支援策の検討も行うということを申し上げてきたところでございます。必要が生じれば、投資回収ができるような対応もしっかりと検討していくこととしております。

我々としては、ZEB化の推進に向けた必要な支援策について、実際にどの程度どのような事業が必要かということを念頭に置きながら取り組んでいきたいと、そういう趣旨でございますので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）再度御答弁いただきました。どのくらい国からの補助が見込めるのか、また、県としてどれだけの対応を取らなければいけないかを検討するけれども、しっかりとZEB化は進めていくという前向きな検討だと受け止めさせていただきまして、次の質問に移ります。

技術職員確保策について質問いたします。

官民間わず人材不足の昨今、特に、土木職などの技術職の確保は重要な課題です。民間が処遇改善に力を入れている一方、県職員は資格を取っても給与に反映されない等、人材獲得に不利な状況にあります。業務に見合った給与体系にすべきと考えますが、いかがでしょうか。須藤総務部長の御所見を伺います。

次に、長野技術専門校について質問いたします。

長野技術専門校は、篠ノ井駅西口から徒歩10分という好立地にありながら、普通課程の定員割れが続いています。訓練生募集の在り方についていかがお考えか。米沢産業労働部長に伺います。

長野技術専門校は、建物が老朽化しており、職業訓練指導員も高齢化していて、代替りの人材確保も難しい状況とお聞きします。今後の在り方、対応策についていかがお考えか。米沢産業労働部長に伺います。

最後に、ツキノワグマ捕獲奨励金について質問いたします。

令和8年度、県は国の交付金を活用し、ツキノワグマを捕獲した場合に1頭当たり8,000円の報奨金を支給する方針とのことですが、危険性を考慮すると、他の有害鳥獣捕獲に対する報奨金と比較して低額であると言えます。

もちろん、市町村による上乗せもあり、実際に支給される報償金は別額となるにしても、せっかく報奨金を支給するのであれば、危険性を勘案して増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県による上乗せは考えられないか。根橋林務部長に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）技術職員の業務に見合った給与体系の整備についてお答えいたします。

近年、官民を問わず人材獲得競争が一層厳しくなっており、特に、総合土木職をはじめとする技術系職員につきましては、人材確保が困難な状況が続いておりますが、その要因といたしましては、専門性の高い職種でありながら、処遇面で民間企業と一定の差が生じていることなどが挙げられると認識しております。

一方、地方公務員の給与につきましては、法令に基づき国等との均衡を考慮して水準を定める必要があるほか、支給できる手当の種類が限定されているなど、民間企業のように機動的に

処遇を引き上げることには制度上の制約がございます。

こうしたことを踏まえつつ、特に採用が困難な技術系専門職員につきましては、人事委員会勧告等の動向を見据えながら、専門性をよりの確に処遇へ反映できるよう給与改善を含めた処遇の在り方を検討してまいります。

また、国に対しましては、地域の実情や職務内容に応じた柔軟な給与制度の設計が可能となるよう、地方公共団体の裁量をより広範とする制度改正につきまして提案、要望をしております。

あわせて、人材確保に向けましては、処遇面の改善だけでなく、魅力発信の取組も重要だと認識しております。小中学生とその保護者を対象に、県の技術系専門職員の業務現場を見学していただく機会を設けるなど、次世代を担う若者に行政の技術系専門職を志していただけるような取組もさらに進めてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には長野技術専門校に関して2問お尋ねをいただきました。

まず、長野技術専門校の普通課程の訓練生募集の在り方についての御質問です。

長野技術専門校の普通課程につきましては、議員御指摘のとおり、近年定員充足率が低下してきております。背景には、少子化の進行に加え、4年制大学への進学志向の高まりや若年層のものづくり離れといった社会的な変化も影響しているものと考えております。

一方で、普通課程修了者の就職率はおおむね90%以上で推移しており、同校の職業訓練を通じて技能を身につけた人材は地元企業からも高い評価をいただいております。地域産業を支える人材の育成という本校の重要な役割を果たしているものと認識しております。

入校生の増加に向けましては、高校の進路指導担当者への訪問に加え、訓練科の紹介や見学会、体験入校情報のSNS等による発信強化、さらに、業界団体と連携した中学生向け体験授業など、募集活動の充実を図ってまいります。

次に、長野技術専門校の建物の老朽化と職業訓練指導員の確保に関する今後の対応策についてです。

長野技術専門校の校舎につきましては、本年3月で移転新築から55年が経過し、特に、電気設備や機械設備を中心に老朽化が進んでいるものと認識しております。これまで、排水設備の改修やエアコンの整備など必要な維持修繕を計画的に実施してきたところです。引き続き、予防保全の観点から、劣化の兆候を早期に把握し、修繕や設備更新を計画的かつ効率的に進めることで建物の長寿命化を図ってまいります。

次に、職業訓練指導員については、同校では指導員の平均年齢が他校と比べて高く、訓練科目に応じた計画的な採用を進めておりますが、厳しい人手不足の状況により、民間との人材獲

得競争の激化もあり、必要な人材の確保は難しい状況にあります。このため、民間企業の技術者を外部講師としてお招きするなど、指導者の確保と専門性の向上に努めているところです。今後も、訓練の質の維持に向けた人材の確保に努めてまいります。

また、現在、職業能力開発審議会において次期職業能力開発計画の策定に向けた議論を進めており、長野技術専門校を含めた技術専門校の役割についても議論してまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） ツキノワグマ捕獲報奨金の支給額につきまして増額あるいは県の上乗せは考えられないのかというような御質問でございます。

本県は、小規模自治体が多く、また捕獲者の地域的な偏りも見られることから、市町村によりましては十分な捕獲体制を整えることが難しい状況でございます。こうした中で、熊の被害を効果的に抑止するためには、市町村の枠を超えた広域的な連携体制を構築することが重要でございまして、報奨金制度はその枠組みづくりの一環として位置づけております。

来年度、上伊那地域におきまして、県・市町村猟友会が参画する広域連携モデル事業を先行的に実施してまいります。広域的な連携体制の構築を進める中で、捕獲要請から処理までの手順、費用負担の在り方、さらに報奨金の支給水準につきまして総合的な検証を行ってまいります。

これらの検証結果と地域の実態を踏まえまして、熊の捕獲に伴う危険性や捕獲者の負担が適切に反映され、かつ、市町村間で合意形成が得られやすいより実効性の高い報奨金制度となるように、必要な見直しを段階的に講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 技術職員の処遇改善について、法令で手当は決まったものしか支給してはいけないと決まっていて、なかなか難しい面もあるということではありますけれども、給与体系について、現状を考えた上で、国に対して変更を求めていく、また、県としても考えていきたいという前向きな御答弁をいただきました。

次の技術専門校の教員の件もそうなんですけれども、何といたしまして、人がいないことにはどうしようもないというところがありますので、ぜひ処遇改善を進めていただき、その職業の魅力をアピールして人材獲得を進めていただきたいと思います。

ツキノワグマの捕獲奨励金につきましては、県としましては、これからどのような形にするのか検討するということではあります。現場で頑張っている人が報われるような報奨金になるように、国に対しても、また市町村とも連携して、現実には即した額にしていきたいと思

います。

何といいましても、やはり人があってこそだなと最近つくづく思うところです。県の事業を推進するにしましても、いい人材を確保していただいて県民のために頑張ってくださいますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）自民党県議団、松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。

初めに、東京一極集中と偏在是正について質問いたします。

人口減少時代に長野県がこれからも地域の暮らしと経済活動を持続させていくためには、人口流出の抑制と少子化対策は喫緊の課題であります。

厚生労働省が先週26日に公表した人口動態統計において、昨年の全国の出生数は70万5,809人、前年比2.1%減で過去最少を更新し、10年連続の減少となりました。この速報値では、出生数の前年比減少率が5%を超えている自治体が全国で7県あり、長野県の減少率は6.2%と全国で4番目に高いことが報じられました。

本県の出生数は、日本人に限ると9,857人で、初めて1万人を割り込み、進学や就職に伴う人口流出による影響と見られています。一方で、東京都の出生数は前年比1.3%増となり、9年ぶりに増加に転じました。18歳以下の子供1人当たり月5,000円を支給する制度や保育料完全無償化といった独自施策を、潤沢な税収を背景とした2.2兆円という子育て関連施策に基づいて次々と打ち出した成果と言われています。東京に住んだほうが手厚い子育て支援を受けられるから都内に住むことにしたという声を実際に聞いており、地方と東京の子育て環境の格差は拡大しています。

そうした中で、年末に旧ツイッターであるXを見ていると、次のような投稿を目にしました。年間1.5兆円もの都税が都民のために使われず、全国に分配されている。偏在是正の名の下に、都民の皆様が納めた貴重な税金のうち年間約1.5兆円が国に奪われ、地方交付税等として分配されている。他の道府県も税収が増える中、なぜ東京だけが税収を奪われるのでしょうか。

東京都と地方との対立を印象づけるような表現ですが、その発信者を見ると、東京都庁の公

式アカウントでした。リンク先にある都と地方の税収Q & Aには、東京都の主張がまとめられています。人口1人当たりの一般財源額で見れば、都は全国平均と同水準であり、是正すべき偏在は存在しない。首都警察業務や用地取得費などの大都市特有の財政需要がある。徹底した事業見直しにより、都は10年間で1兆800億円の財源を捻出してきたというものです。

私がこの主張を見て感じたのは、東京の豊かな税収と経済活動を支えている中には、地方自治体が工夫を凝らしながら教育施策、地域環境を整備して育ててきた地方の子供、若者たちが多く含まれているのではないかという思いです。潤沢な財源の下で地域格差が広がる中、このような発信がなされることには複雑な思いを抱きました。

東京都の是正すべき偏在は存在しないという主張に対して、地方からは幾つかの観点でこの議論を補う必要があると考えます。

第一は、税収の質の違いです。地方法人2税の格差は、かつて最大6.1倍に達し、その後の偏在是正措置を経てもなお3.6倍の格差が残存しています。一方、地方消費税の格差は、1.6倍程度にとどまります。東京の税収は景気に連動しやすい法人税に大きく依存しており、好況時には大きな財源を生み出します。1人当たり財源額という結果の数字だけではこうした税収構造の違いが見えてきません。

第二は、地方固有のコスト構造です。スケールメリットが働かない地方では、人口が減るほど1人当たりコストは上昇します。地方が担っている国土保全、食料生産、水源涵養といった役割についても併せて議論の俎上にのせる必要があります。

第三は、人的資本投資の地域間の不均衡です。先ほど申し上げたとおり、地方が育てた人材が都市へ流出するという構造的な問題があり、特に20代前半の女性の流出が顕著です。子育て支援や教育費に税を投じながら、就労段階で人材が流出してしまうといった状況が地方に生じています。

なお、東京都は、地方税を国税化することは地方自治の基本に逆行する不合理な措置だと主張しており、この論点には一定の正当性があります。しかし、それは偏在是正の議論そのものを否定することとは別であり、奪われているといった先ほどの対立の言葉ではなく、少子化・人口減少という国家の根幹を揺るがす課題に対して共創の視点で議論していくことが重要だと考えます。

これらの状況を踏まえまして、これからの偏在是正の議論に知事としてどのように臨み、地方と国家の持続的発展のためにどのようなメッセージを発信していくのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

政府による地方創生に関する総合戦略において、東京への人口流入に関する記載に代わり、若者や女性にも選ばれる地方、そして、地方における東京圏以上の域内成長率の実現が目標と

して掲げられました。

魅力ある産業・雇用環境が地方の力となり、現役世代の定着にもつながるものと考えますが、そのためには、人口の維持は不可欠です。地方が直面する急速な人口減少下、担い手が減り、税収が細る中、本社機能、政府機関の移転や、若い世代の人口流入を強力に促すような国による人口流入の制度的な枠組みの整備をしていくことは、どうしても必要であると考えます。急激な人口減少に直面する地方にとって、暮らしや経済を維持発展させるためにも、国による東京への人口集中の歯止めは喫緊の課題であり、これを引き続き求めるとともに、抜本的な東京一極集中是正策を国に対して求めるべきと考えますが、阿部知事に見解をお伺いいたします。

長野県が若者の流出を止めるためにできることとして、若い世代にとって魅力的な産業振興や雇用環境を整備することのほか、地方の政治、社会の場において若者の意思を反映させる環境をどれだけ整備できているかということも挙げられます。

県内で若者と接していると、どうせ何も変わらないんだ。自分たちが声を上げても意味がないんだ。そういった言葉を耳にしますが、中でも気になるのは、若者自身が若い人はまだ経験不足だからなどと、若者の発言や参画を否定してしまうような場面を目にすることがある点です。こうした言葉の背景には、これまでの地域の経験を通して、閉塞感の中で諦めてしまっている若者の姿があるのではないかと感じています。

彼らにとって参考となるような地方で活躍する若者のロールモデルが必要であり、自分の可能性を試せる場所としてこの信州を選んでくれているかどうか主体的に発信、発言する、ある種生意気な若者をどれだけ育て、守っていけるかという視点が重要だと考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

若者に選ばれる信州となるために、政治、社会の意思決定の場に若者を介在させるなど、踏み込んだ取組によって地方で活躍する若者のロールモデルをつくる必要があると考えます。被選挙権年齢の引下げや、行政でも若者に一定の予算枠を与えるなど、若者たちの社会における影響力を強化する様々な取組が想定されるところですが、見解をお伺いいたします。

若い世代に選ばれる長野県をつくるという観点から、子育て環境についてもお伺いいたします。

信州未来共創戦略には、子供・子育てを社会で支える取組が並んでおり、この実現を一つ一つ各関係者と共に目指していくことが今後も選ばれる信州となる上で不可欠であります。そのありがたい姿の一つである全天候型子供の遊び場が県内に整備されていることについて、特に触れたいと思います。

長野県には、子供を伸び伸びと育てられるすばらしい自然環境、公園、アスレチックが多くありますが、私も未就学児を3人育てている子育て世帯の1人として、もっと県内に屋内施設

で子供を連れていけるところが欲しいと強く感じています。

県内外の子供が遊べる屋内施設に、視察も兼ねて子供と一緒に行くようにしています。先日は、長野市の「ながノビ！」を訪れました。子供にとって、自然の中での遊びも大変大切なですが、保護者の立場からすると、屋内施設には、子供が泥だらけになって帰ってこない、天候で予定を変えなくていい、暑さ寒さやけがの心配が少ないという日常の子育てにも直結したメリットがあります。

各地の施設を回って感じるのは、施設の数を確認するだけではなく、その質を高めることも大切だということです。都市部の施設に行くと、連れていきたいと思えるデザインもそうですが、子供の学びと成長を支える知育の工夫が各所に凝らしてあり、教育や子育て環境に関心のある保護者にとって、また連れていきたいと思える施設になっています。

子育てや知育に深い知見を持つ事業者に積極的に県内整備に関与してもらい、子育て世代が魅力を感じられる施設とすることが必要であって、そのような事業者を自治体に紹介したり支援することを県として進めていただきたいとも考えています。

そこで、お伺いいたします。

信州未来共創戦略が策定され、子供・子育てを社会で支えるための取組として全天候型子供の遊び場の整備等が記載されており、「2050年にありたい姿」を実現するために、県としてこれらの取組に積極的に関与していくことが求められると考えます。現在の進捗状況と今後の取組について酒井こども若者局長にお伺いいたします。

続きまして、特急あずさ、特急しなのについてお伺いいたします。

初めに、松本駅において長年親しまれてきた「アルプスの少女ハイジ」のナレーションを務めた沢田敏子さんによる音声放送が廃止されるとのニュースが昨年報じられ、市民や松本を訪れる方々から惜しむ声が多数上がりました。駅の音声放送は11月に切り替わりましたが、県がJRとの間に立って仲介いただいた結果、松本市に対してこの音声データが無償で提供されるに至りました。今後、自由通路での再生をはじめとした活用方法を松本市が検討することとなっております。特急列車に長時間揺られて松本へ帰ってきたときに聞こえてくるあの音声には、地域と世代を超えて共有されてきたものがあり、地元の思いを酌んでいただいた県の御協力に感謝申し上げます。

さて、最近、電車に乗っていて感じるのは、音声通話は電車の中でも途切れなくなった一方で、データ通信はトンネルに入るたびに通じない、電車内のWi-Fiも安定した通信が続かないということです。テレワークや動画視聴が日常の行為となっており、今後AI活用が必須となる時代にあつて、移動中の大容量のデータ通信はビジネスにとっても生活にとっても一層欠かせないものとなっていきます。

通信環境を整備した当初には想定されていなかった急速なデジタル化の進展もあり、通信環境に対するニーズは高まっているところです。移動中も仕事ができるかどうかは路線の利用価値にも直結することから、快適性向上へのさらなる取組が求められます。

また、リニア中央新幹線の開業に向けた国家プロジェクトも進んでおり、少しでも早い開通が待たれるところですが、他方で、リニア開業後には、特急あずさが重複する甲府・山梨方面、また、特急しなのが重複する中津川から名古屋の区間について、将来的な運行がどうなるのかという懸念もあります。この２路線は、松本―名古屋間、松本―東京間にあるそれぞれの都市を結ぶ根幹的な路線であります。将来を見据えて、この路線価値を再定義、整理し、快適性向上への戦略的投資を求めていくことが今から必要だと考えます。

以上を踏まえ、３点について村井交通政策局長にお伺いいたします。

１点目。特急あずさでは時間の短縮、定時性の確保が課題となっている中、県では、沿線自治体と共に同盟会を組織し、改善に向けた要望を行っているところですが、その成果についてお伺いいたします。

２点目。高速化や定時性の確保とともに快適性の向上も重要で、これからは特に車内Ｗｉ－Ｆｉなどの通信網強化が不可欠であり、ＪＲ東日本や通信事業者への要請とともに、国へ要望を行っていくべきと考えますが、所見を伺います。また、特急しなのでは新型車両の導入が予定されていると聞いており、ＪＲ東海に対しても要望を行っていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

３点目。将来的なりニア開業を見据えると、特急あずさと特急しなのの運行継続のため、路線価値の再定義や価値向上などを今から考えていく必要があります。県としての認識と、ＪＲ東日本、ＪＲ東海との協議の状況、今後の取組をお伺いいたします。

続きまして、松本空港の発展についてお伺いいたします。

昨年末、空港周辺４地区と県との間で、１日１２回から２０回に松本空港の発着枠を拡大する交渉妥結に至ったというニュースが大きく報じられました。およそ２年にわたって地元の声に丁寧に耳を傾け、４地区との協議を粘り強く続けてこられた関係部局の皆様方には、改めて感謝を申し上げます。県の誠実な姿勢で信頼関係ができたという地元の声も届いており、この信頼関係を基盤として、今後の地元対策と、そして空港発展に引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

これまで、空港に関する様々な質問をこの本会議場でもさせていただきましたが、この松本空港を、単なる交通インフラとしてではなく、空港を核とした地域振興を目指すため、将来的には松本空港に関するグランドデザインを描いていけるような、そういった状況をつくっていくことが私の目標であります。

現在策定中の航空・宇宙機器産業振興戦略案にも、フューチャーアクションとして産業振興における松本空港の活用が位置づけられたところであり、今後の検討の加速をぜひお願いしたいと思います。

松本空港関連施策がそれぞれ着実に前進していることをありがたく思います。

年始の各紙によるインタビューにおいても、F D Aの本田社長からは、沖縄定期便への意欲が示されています。施設整備についても、いよいよ設計着手の段階を迎えるところであり、様々な施策が前に進んでいるところであります。

F D Aと地元が求める機能面の拡充に応えるような施設としていただくように改めてお願いをして、以上を踏まえ、村井交通政策局長に2点お伺いいたします。

1点目。昨年末に地元4地区との間で合意された1日当たりの定期便の発着枠を12回から20回に拡大する事前協議について、これまでの経過と今後の対応をお伺いいたします。

2点目。発着枠拡大を受けて、松本空港における沖縄定期便や国際化に向けた取組、施設整備の内容をお伺いいたします。

次に、中部縦貫自動車道の先線ルートについてお伺いいたします。

松本市と福井市を結ぶ高規格道路である中部縦貫自動車道について、松本波田道路は事業が順調に進んでおりますが、それ以降の波田一中ノ湯間の先線については、1997年に基本計画を決定して以降、なかなか進捗が図られない状況にあります。2020年から、国、県、市で先線整備検討会をつくって課題や現状を整理しているところです。

このたび、松本市では、事業化されていない波田一中ノ湯間に設置するインターチェンジについて、安曇地区の沢渡周辺と水殿周辺の2か所を国に提案する方針を決めました。一般道に接続する位置の候補を示すよう国から松本市に要請されていた経過があり、前後の国道158号では奈川渡改良事業と県事業である狸平改良事業が進む中、先線整備に向けた環境は少しずつ整いつつあります。

今後、勉強会開催など、国との協議進展を期待したいところでありますが、本路線に関わる国予算の動向と先線ルート案の早期提示に向けた今後の取組について栗林建設部長に所見をお伺いいたします。

続きまして、サンプロアルウィンの復旧と松本山雅F Cについてお伺いいたします。

サンプロアルウィンは、松本山雅F Cのホームスタジアムとして利用され、多くの県民に親しまれてきた施設であります。

昨年発生した部材の落下という事象について、県では迅速な復旧作業に着手していただき、今シーズン開始に間に合うこととなりました。施設の安全性については、今後も県民と利用者に対して丁寧な説明が求められることとなります。

検討会では、金属の疲労破壊の原因はまれなケースとされたところでありますが、再発防止に向けた具体的な点検体制と取組を発信していくことで利用者の安心につなげることが必要であります。

また、県の利用制限により、松本山雅ＦＣは突然の会場振替を余儀なくされ、想定外の損失を負うこととなりました。前定例会の答弁では、損失補償について話合いの場を設けているとのことでしたが、その後、県が損失を負担するとの発表があったところであります。

以下２点につきまして、栗林建設部長にお伺いいたします。

１点目として、サンプロアルウィンの復旧・補強による施設の安全性と、検討会の意見を受けた施設の点検などの今後の取組について県の見解をお伺いいたします。

２点目として、前定例会の質問に対する答弁で、サンプロアルウィンの部材落下による松本山雅ＦＣに対する損失補償について話合いの場を設けているということでした。県が松本山雅ＦＣの損失を負担するとの発表がありましたが、今回の部材落下に係る利用制限で松本山雅ＦＣの公式戦にどのような影響があったのか。事実関係についてお伺いいたします。

以上２点を栗林建設部長にお伺いし、質問とさせていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には３点御質問をいただきました。

まず、東京一極集中と偏在是正ということで、財源、税の偏在是正の議論にどう臨み、どのようなメッセージを発信していくのかという御質問でございます。

近年、地方税収が増加していく中で、法人関係税や固定資産税を中心として、税源の偏在は一段と拡大してきているというふうに受け止めております。

東京都の財源超過額は約２兆円ということで過去最高となるなど、地方公共団体間の財政力格差は広がっている局面だというふうに受け止めております。東京都が、人口１人当たりの一般財源額が全国平均と同水準であるということをもって是正すべき偏在が存在しないというふうに断言されるということには、私としては疑問を持っているところでございます。なぜならば、人口密度が高い地域ほど一般的には行政効率がいいはずです。実際、大阪府や神奈川県１人当たり一般財源は、東京都よりもかなり少ない状況だというふうに受け止めております。

大都市と地方、都市と地方、これはお互い支え合って発展してきているわけでありまして。都市部、東京の方たちも、ふだん暮らしていると感じないと思いますけれども、東日本大震災のときは、福島原発、地方の皆さんにエネルギーを依存しているということを多くの方たちが理解されたと思いますし、食料等についても、いわゆる地方というところが一生懸命生産して大都市の活動を支えているわけでありまして。

都市だけよければいいとか、地方だけよければいいということでは日本は成り立たないわけでありまして、大都市部と地方の財政力格差があまりにも拡大してしまうということは、日本社会全体の活力や持続可能性の低下につながり得るものというふうに思っております。

こうした認識の下、これまでも、全国知事会としては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を求めてきたところであります。各政党の皆さんにもお願いしてきましたが、昨年末、与党の令和8年度税制改正大綱におきましては、「都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」という旨が、おかげさまで明記されたところであります。

今後、この方向性が具体化されていくことになるというふうに思っておりますが、私ども全国知事会としては、引き続き国に対する提言を行うなど、その実現、具体化に向けた働きかけをしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

続きまして、東京一極集中の是正を国に求めるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

国におきましては、これまでの地方創生の取組に加えまして、高市政権の下では、特に強い経済というものの実現に重点を置いて、地方の伸び代を生かし、地方に活力を取り戻すことを目指されております。地域未来戦略も具体化に向けた取組が行われているところでありますけれども、地域が元気になる、そうしたことにつながることを強く期待しているところでございます。

ただ、強い経済を実現する上で、最大のボトルネックは、多くの企業の皆さんとお話ししても、やはり人、人材の問題だというふうに思っております。今のように若者たちが東京にどんどん集まっていく。大都市に集まってしまう。そういうことでは、日本列島全体を強い経済にしていくことはなかなか難しくなってしまうのではないかとこのように思っております。

しかも、これからA I・デジタルの時代になってまいります。今までの雇用環境は相当変わってくるだろうというふうに思っております。これまでは、地方から東京に進学し、そこで就職して、多くの方たちはいわゆる事務職として働いてこられましたけれども、A I・デジタルの時代になると、事務職のニーズはどんどん少なくなり、むしろ地方の製造業であったり、農業であったり、そうした現場で働く人材のニーズがどんどん高まってくるわけであります。

国においても、文部科学省として、今、理系人材の育成に力を入れようという方向を打ち出し始めているわけでありますけれども、こうした人の動きや高等教育の在り方、こうしたものも、日本の国土全体をどうしていくのか、ひいては強い経済をつくっていく上でどうあるべきなのか。人づくり、人の流動と産業政策、雇用政策の取組をぜひ一体的に進めていただくことが重要だというふうに考えております。

多様な個性と魅力ある地域がたくさんあるのが日本の国土であります。こうした観点もぜひ踏まえていただきながら、国に対しては、過度な一極集中に歯止めをかけ、大都市部と地方部が共に発展することができるよう抜本的な取組を求めていると考えております。

3点目ではありますが、若者が政治、社会の意思決定の場に参画することへの見解という御質問でございます。

若者が政治や社会の中で影響力を持つことは、私としては大変重要なことだというふうに思っております。なぜならば、これから未来の社会の主役は若い世代でありますし、また、多様な価値観を具現化しているのが彼ら若者だというふうに思っているからであります。

しかしながら、子供の数がどんどん少なくなっていく中で、どうしても若い人たちの声は社会の中で小さくなりがちであります。年長者を敬うということは大変大切なことだというふうに思いますが、若い人たちには、もっともっと自分の思うこと、考えていることを発信し、行動していつてもらいたいというふうに思います。私も高齢者になりましたが、我々の世代も含めて、若い人たちの成長を支え、促していくということが大変重要だというふうに思っております。

県としては、信州未来共創戦略で若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを実現しようということで、県の審議会への若者の登用や信州若者みらい会議における政策提案等を通じて若者の皆さんの参加を促し、そして声を聞いてきているところでございます。

来年度は、信州若者みらい会議において、若者主体で政策形成に影響力を及ぼすユースカウンシルの設立に向けた検討を行っていくことにしておりますし、その先には、ユースカウンシルにおける若者たちの活動を民間の皆様方とも協力して応援していく仕組みをぜひ検討していきたいと思っております。

また、若い人たちが政治を動かす、社会を動かしていくためには、被選挙権年齢の引下げということも私としては重要なことではないかというふうに思っております。今、全国知事会の地方自治・民主主義の確立に向けた研究会におきまして、この点も含めて研究しているところでありまして、報告書を取りまとめ次第、国に対しても具体的な提言をしていきたいというふうに思っております。

こうしたことを通じて、自らの意思で未来を切り開いていく若者たちが信州のロールモデルとなるように支援をしていきたいというふうに思っておりますし、次の世代の挑戦を力強く後押ししていきたいと考えております。引き続き若者から選ばれる信州の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には全天候型子供の遊びの場の整備に関する取組の現状と今後について御質問をいただきました。

信州未来共創戦略に基づく市町村等と連携した子育て支援策には、経済的負担の軽減などに加え、天候に左右されず子供が安心して遊べる全天候型子供の遊びの場の整備がございます。市町村等を中心に設置が進んでいる全天候型子供の遊びの場は、近年、猛暑日など多い中、保護者等からのニーズも高く、廃校を活用した交流、相談の機能も備えた施設、地域住民による絵本の読み聞かせや工作体験などの活動が行われている施設、道の駅や商業施設に併設された施設など様々な形態が見られ、多くの子育て家庭に利用されております。

県では、本年度、こうした施設の設置が子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえて進むよう、市町村を対象に、今後の設置予定や課題等に関するアンケート調査を実施しております。

また、結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」で子供連れで遊べる施設の情報掲載を行うとともに、県と市町村による子育て支援合同検討チームにおいて国の支援策や先進事例の共有等に取り組んできたところでございます。

今後は、全天候型子供の遊びの場に関するより詳しい情報発信を行うなど広報を充実させるほか、アンケート調査の結果も踏まえ、市町村等と連携して整備が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 順次お答えいたします。

最初に、特急あずさの課題解消に向けた取組についてであります。

県では、特急あずさの高速化促進などを目的として、中央東線沿線の山梨県や沿線市町村等と共に、平成20年に中央東線高速化促進広域期成同盟会を組織するとともに、沿線の県議会議員の皆様にも同盟会の参与として参画いただくなど、関係機関に対し強力に要望を行ってきたところでございます。また、中央東線は慢性的に遅延が多いことから、令和6年に同盟会の名称に新たに「定時性確保」の文言を追加いたしまして、対策の必要性を明確にしているところです。

同盟会におきましては、これまで、国やJR東日本に対し、三鷹－立川間の複々線化計画の早期着工や高尾以西のカーブ区間の解消、また、ホームドアの導入等による線路への立入り防止などの遅延対策や、倒木や鳥獣による遅延の影響の最小化などについて対応の強化を求めてきたところでございます。

平成29年（2017年）には、特急あずさにおいて新型車両の導入が行われまして、スピードアップが図られましたが、大幅な高速化に必要となる複々線化や線形の改良などは、事業費が

多額に上るため実現に至っていない状況であり、県として引き続き沿線市町村と共に高速化・定時性の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、特急列車の快適性向上につながる通信環境の改善についてです。

特急列車内において高速通信ネットワークを使った仕事や大量のデータを使った動画視聴などの娯楽は、現在では当たり前のものとなっておりまして、W i - F i 環境の通信網の強化は多くの利用者から交通手段として選ばれるための重要な要素と認識しております。

中央東線の携帯電話の不通区間の解消については、J R 東日本では利用者が多い区間の長大トンネルを優先して取り組んでおりまして、東京－松本間では平成25年6月までに長大トンネル全6か所において不通区間が解消したところです。

県としては、引き続き中央東線高速化促進・定時性確保広域期成同盟会として、J R 東日本や国に対し、車内や駅舎における通信環境の改善に向けた無料W i - F i サービスの一層の拡大やさらなる携帯電話不通区間解消に向けた早急な対応を求めています。

また、中央西線においても、特急しなのにおいて、現行の車両の老朽化などを理由として、令和11年（2029年）を目途に新型車両の導入が予定されておりまして、特急あずさと同様、車内W i - F i も新たに整備されることを期待しております。県としては、沿線関係者と共にJ R 東海に対しても同車両への通信環境の強化を求めています。

また、鉄道事業者が進める通信網強化に向けた取組においては、通信事業者の協力も不可欠です。協力が得られるよう、鉄道事業者とも連携して取り組んでまいります。

次に、リニア開通を見据えた特急列車の運行継続についてです。

リニア中央新幹線の開業に伴い、東京都の品川駅から山梨県駅までは特急あずさと、岐阜県駅から愛知県の名古屋駅までは特急しなのと、それぞれ路線の一部が重複するため、中央本線の今後の運行形態に影響が生じることが予想されます。

リニア中央新幹線は、大都市間の高速移動の手段である一方、特急あずさ・しなのは、リニアに比べて停車駅も多く、長野県内の各都市と隣県の各都市や首都圏、名古屋圏を、特急としての速達性や定時性を維持しつつ、利便性の高い頻度で乗換えなしで結ぶ地域ネットワークの根幹であり、これらの点はリニア開業後も変わるものではないと認識しております。こうした県の考え方については、J R 東日本やJ R 東海との懇談の場においてもお伝えしているところです。引き続き、J R 両社に対し、沿線自治体と共に県の考え方を説明するとともに、リニア開業後もこれらの特急の強みが発揮されるよう努めてまいります。

次に、松本空港の地元地区との事前協議のこれまでの経過と今後の対応についてでございます。

この事前協議につきましては、令和5年10月に地元4地区空港対策委員長に協議を開始した

い旨をお伝えしまして、令和6年3月19日開催の地元4地区空港対策委員会連絡会におきまして文書による協議を開始したところでございます。以降、あらゆる機会を捉え、地元の皆様にお会いし、県の考えなどを丁寧に説明してまいりました。

地元からは、騒音等への負担感や安全面での不安が多く寄せられたため、職員が現地に出向き騒音調査を実施するとともに、航空会社社長や新田副知事との懇談の場を設けるなど、様々なレベルでの対話を重ねてきたところです。また、道路や集会施設等の周辺環境整備に関する要望も寄せられたことから、県では、松本空港課が中心となりまして、関係する県の各部局や松本市とも連携しながら地元との調整を重ね、令和7年12月24日までに4地区全てから同意をいただいたところです。

約1年9か月の協議の間、地元での意見や要望の取りまとめなどに御尽力をいただきました各地区の空港対策委員や町会役員の皆様に、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

午前中の答弁で知事から申し上げましたとおり、地元からの御要望等につきましては、地元4地区との定期的な意見交換の場を設け、引き続き地元の皆様の声や思いを真摯に受け止め、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、沖縄定期便に向けた取組についてです。

昨年12月には、F D Aによるプログラムチャーター便が実現し、松本発の搭乗率は9割を超えた一方、沖縄発の搭乗率が7割にとどまったことから、沖縄での認知度向上と誘客が課題と認識しております。

このため、来年度当初予算案では、チャーター便の運航支援と併せ、沖縄での広報宣伝の経費を計上しておりまして、今後も実績の上積みや運航時期の拡大を図り、定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、国際化に向けた取組についてです。

本年度の国際チャーター便の就航便数は、10往復20便に達する見込みでありまして、今月の韓国便は旅行商品の大半が完売するなど、ニーズの高さを実感しているところです。韓国の航空会社との間では、今後のプログラムチャーター便の就航に向け具体的な調整を始めたほか、新たな海外の航空会社等に対する誘致活動を進めておりまして、国際定期便・季節便の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後に、施設整備の内容についてです。

本年度、空港の機能強化に関する概略検討を実施しておりまして、1日当たり20便の就航を視野に入れ、2便同時対応、国際線、国内線の供用が可能となる施設を目指し検討を進めているところです。

ターミナルビルの主な整備内容としては、1階ロビーの拡張や国際線チケットカウンターの増設、2階搭乗待合の拡張、搭乗橋の増設、エレベーターの設置、内装、トイレ等のリニューアル、テナントや多目的・観光案内スペースの増設などを検討中であり、このほか、駐機場や誘導路の増設について国との協議を開始したところです。

今後、設計に1～2年、工事は、空港を運営しながら進めるため、2～3年を要する見込みであり、まずは来年度当初予算案においてターミナルビルの基本設計に要する経費を計上したところです。

引き続き、関係者と必要な調整を進めながら、空港の機能強化に向けた施設整備に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、中部縦貫自動車道の予算の動向と先線ルート案に関するお尋ねでございます。

本路線の今年度予算は、事業中の松本波田道路に対して、当初予算と補正予算の合計で20億円でありまして、近年はこの20億円前後で推移している状況でございます。

また、松本波田道路の先線となる波田から中ノ湯間につきましては、計画段階評価の手续に早期に着手できますよう、これまで、国、県、松本市による整備検討会を2回開催し、現道となる国道158号の現状と課題を整理しているところであります。

今後のルート案の検討に当たっては、地域の自然・社会的条件を考慮するほかに、国道158号とのアクセス位置の選定が重要となります。このたび、アクセス位置に関する市の考え方が国に提案されますので、具体的なルート案の検討が進むと期待しており、次回の整備検討会に向け、国や松本市と一体となって準備を進めてまいります。

また、ルート案の提示に向けましては、これまでも、知事が年2回直接国要望を行っているほか、沿線関係自治体で構成する建設促進同盟会なども国へ提言活動を行っております。

県といたしましては、引き続き国が行う検討に協力していくとともに、関係自治体や地域の皆様との連携を強化し、国土交通省や財務省等に対して本路線の一日も早い全線開通について要望してまいります。

次に、サンプロアルウィンの施設の安全性と今後の取組についてのお尋ねです。

このたびの部材落下に伴う復旧工事や維持管理など今後の取組の検討につきましては、建築構造の専門家により構成される検討会からの意見を踏まえて進めてまいりました。

復旧工事においては、落下した部材を取り替えるだけでなく、強度を高める補強工事を実施したほか、既存の類似部材にも同様の補強を行ったことで、これまで以上の安全性を確保し、

同じような破壊は今後起こらないと考えております。

維持管理等の今後の取組については、安全に長く使用するための恒久対策として、今後、照明用架台の再塗装を行うほか、より精度の高い点検を追加するなど、施設の安全管理に万全を期してまいります。

最後に、サンプルアルウインの利用制限に伴う松本山雅への影響についてのお尋ねです。

当施設の照明用架台の部材落下に伴い、松本山雅が開催を予定していたＪリーグ公式戦４試合の会場が変更となり、そのうち２試合は長野市の長野Ｕスタジアムで、残る２試合は山梨県及び東京都の会場に変更し、開催されました。

松本山雅からは、その影響として、アルウインの利用再開の見込みが立たない中、会場を短期間で確保するための労力が生じたことに加え、選手、スタッフの移動費や看板等資機材の運搬費、シーズンパスの返金等の追加費用が発生したと聞いております。

以上です。

〔７番青木崇君登壇〕

○７番（青木崇君）それぞれ答弁をいただいたところであります。

県として、全国知事会長として、偏在是正の問題について、ぜひ積極的な、そして共創の視点での議論を進めていただきながら、地方の持続可能性と国の繁栄という部分にしっかりとつながるようにしていただければと思います。

県では、人口減少に適応する各種施策展開とともに、厳しい人口減少に直面する中において、今定例会でも多く議論されてきた長野県の産業振興、経済成長の戦略を描くことが求められてきます。「挑戦なくして未来はない」のフレーズの下、未来への投資が積極的に行われることで発展する長野県の未来を願い、私の質問を全て終結とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）まず、バス事業への支援などについて伺います。

県バス協会の調査で、県内のバス運転手数は、必要人員に対して約10%不足しており、平均年齢も56.7歳となっています。そして、長野地域や北信地域で営業しているバス会社では、165名ほどの運転手のうち、60歳代が36人、70歳代が23人在籍し、３分の１以上が60歳以上の構成で日々の路線を維持しています。10年後には、路線バスだけでなく、貸切りも高速も含めたバス事業そのものが成り立たなくなる危機が迫ってきています。

そこで、交通政策局長に２点伺います。

１、移住支援事業などあまり効果が現れていないことから、11月定例会では、より効果的な

運転手確保策を伺いました。来年度予算案の取組と併せ、実質賃金や労働条件の改善を図り、バス運転手という職業の大胆な魅力発信が必要と考えます。若者をターゲットとして、インターネット広告の駆使や就職相談会での積極的な取組支援など、喫緊の課題である運転手確保の実効性のある取組が重要です。見解を伺います。

2、バス事業においては、運転手不足とともに、運行管理者の担い手不足が深刻化しています。現場からは、軽井沢事故に見られるように、責任が重い一方で、担い手が育たない。運転手不足から、毎日の乗務ダイヤ確保に苦悩し奔走する任務が大きく増してきている。お客様や運転手からのハラスメントなど、敬遠される職種となっているのが実態です。

そこで、運行管理者の担い手不足に対する認識、資格取得支援や業務負担軽減など行政としての具体的支援策の検討状況、持続可能な確保策の推進について見解を伺います。

次に、知事に2点伺います。

1、バスやタクシーの運転手は、旅客の命を運ぶとのことから、第二種免許という資格が必要です。また、点呼や労務管理、事故防止など輸送の安全を確保する要の存在である運行管理者においても、国の資格制度となっています。しかし、一方で、これらの制度から全く逸脱し、輸送の安全性を損なうおそれのあるライドシェアを公共交通の補完的なものとして国では位置づけようとしています。見解を伺います。

2、公共交通について、知事は、行政の主体的な関与がなければ路線の維持確保は困難であるとし、具体的な支援を強めてきていますが、まず何よりも、学生や高齢者だけでなく、より多くの利用者を確保していくことが求められます。人口減少下にありますが、ゼロカーボンの見地からも、コロナ前を超える利用促進が必要です。そのような中で、今日の公共交通の衰退をもたらしている政治や政策についてどのように認識されていますか。

また、国における公共交通予算が少な過ぎることから、国に対して予算の大幅な増額、あるいは支援の発想の転換を強く求めると前定例会で答弁されていますが、どのように取り組まれてきていますか。伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、実効性のある運転手確保策についてです。

議員御指摘のとおり、バス運転手を確保するためには、これまで実施してきた施策に加え、待遇改善や若者に対する魅力発信の強化が重要です。また、バス事業者からは、バスドライバー移住支援金により採用につながったという声がある一方で、採用活動等に充てられる事業者側の人員や予算の余裕が十分でないという声も伺っているところでございます。

このため、令和８年度におきましては、バスドライバー移住支援金の増額、大型第二種免許の取得費用に対する支援の増額など既存施策の充実を図るとともに、信州型広域バス路線支援制度による事業者の経営基盤強化や、事業者からの要望が多い求人サイトへの掲載や就職説明会への出展費用等に対する支援、さらに、現役運転手のインタビュー動画を「Ｊｏｂサポ！運輸」のホームページに掲載し、バス運転手として働く魅力や、キャリアパスの発信といった新たな施策を実施することとしているところです。

県としては、こうした様々な施策を組み合わせ、バス運転手の確保に努めてまいります。

次に、運行管理者の確保に向けた取組についてであります。

バス運転手だけでなく、運行ダイヤの編成や労務管理、顧客対応等を行う運行管理者も減少傾向にあり、業務負担は増加しているものと認識しています。

このため、県では、運行管理者を確保するため、令和８年度において、運輸事業専門の就職相談窓口の設置やマッチングイベントの開催、求人サイトへの掲載や就職説明会への出展等を行う事業者への支援、バス協会と連携し、運輸事業振興助成金を通じた運行管理者講習の受講料支援などの取組を実施することとしております。また、国においても、運行管理支援システムの構築など、ＤＸによる業務負担軽減に向けた支援を行っているところです。

県としては、こうした取組に加え、信州型広域バス路線支援制度など、事業者の経営基盤を強化し、運転手や運行管理者の待遇改善につながる施策を実施することで持続的な担い手確保を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、ライドシェアについての見解についてという御質問でございます。

交通事業者を取り巻く環境は大変厳しくなっております。バス路線の廃止、タクシーの供給不足などが各地で見られる状況を踏まえ、安全性にも配慮した上で、こうした地域における移動手段を確保するためライドシェアを推進していこうという国の動きは、県民の皆様方の暮らしを守る上で必要なことだというふうに考えております。長野県としても、こうした取組、こうした仕組みを活用して移動手段の確保を行っていきたいと考えております。

安全性の確保につきましては、公共ライドシェアについては県への登録制となっておりますし、ドライバーには専門講習の受講を義務づけております。日本版ライドシェアにつきましては、国の許可制であり、タクシー事業者の関与が要件とされております。県としては、こうした制度の適切な運用に努めますとともに、公共交通と公共・日本版ライドシェアを適切な形で組み合わせ、地域の移動手段を確保していきたいと考えております。

続きまして、公共交通に関連して、まず衰退を招いた政治、政策に対する認識という御質問でございます。

これまでの国の政策につきましては、時代状況に応じた対応をされてこられたと思っております。サービスの安定供給の観点から、当初は許認可や規制を中心とした時代が続いたわけですが、その後、需給調整を廃止して、競争を通じた効率的で多様な交通サービスの提供を促進するという時代を経て、現在はそれぞれの地域で望ましい交通ネットワークを追求するという方向性になっております。

今、人口減少による公共交通利用者の減少は確実であり、また、ドライバー等の確保がなかなか難しくなっているという状況におきましては、やはり公共交通を維持する考え方、これまでの発想を大きく転換していくということが何よりも重要だというふうに私としては考えております。引き続き、この発想の転換、行政としてより主体的な関与を深めていくこと、こうしたことを国にも提言していきたいと思っております。

また、具体的に、予算増額、発想転換をどう求めてきたのかという御質問でございます。

審議会等様々な機会を通じて、予算の大幅増と発想の転換を大変しつこく、国土交通省に嫌われるのではないかとと思うぐらいいろいろな場面で求めさせていただいているところでございます。

例えば、交通政策審議会地域公共交通部会におきましても同様の発言をさせていただき、昨年の12月26日のとりまとめの中では、私の発言も引用いただいた上で、「今後、財源を含めた公的関与のあり方についても、不断の検討がなされることが望ましい」と記載されました。

また、鉄道ネットワークであります、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会というものが開かれております。私も、地域の声、現場の声ということで2月18日に意見聴取されたわけでありますけれども、そこにおきまして、JR路線の存廃及び存続する場合の財政負担等については国が統一的に責任を持って取り組むべきではないかという主張をさせていただいたところであり、引き続き公共交通についての国や行政としての踏み込んだ対応、関与を求めていきたいと考えておりますし、事業者の自助努力だけに任せないよう、発想の転換も求めていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）今日のバス事業の困難さは、モータリゼーションの進展などもありますけれども、一番の要因は、知事の答弁にもありましたように、やはり2002年の需給調整規制の撤廃にあると思います。安全の軽視を中心に、この規制緩和は大きな失政である、そのことを申し添えて、これは次の機会に知事に答弁をお願いしたいと思います。

次に、農業関係の質問に入ります。

私ごとで恐縮ですが、須坂市東部の中山間地で、議員活動の合間を縫って自家用野菜づくりに精を出しています。親から引き継いだ30年ほど前は、近隣の田畑は一枚残さず耕されていましたが、現在はそのほとんどが耕作放棄地となっており、電気防護柵はあるものの、野生鳥獣の楽園と化し、対策に苦慮しております。

昨年11月発表の2025年農林業センサスでは、基幹的農業従事者がこの5年間で25%も減少し、しかも平均年齢は67.6歳で、70歳以上が55%を占めるとし、県内においても19.6%の減少、平均年齢は69.1歳となっています。長く農業を支えてこられた世代の大量引退が迫り、洪水のように離農が増え、この国から農家、農民が消えようとしています。

これらの結果を受け、国は、農業者減少の背景に、近年の資材価格高騰や地球温暖化による厳しい経営環境があるとしていますが、センサスが示した深刻な事態は、昨日や今日に始まったものではありません。食料は外国から買えばいい。競争力のない農業は要らないという基本的な考え方で、農産物の輸入自由化や価格保障の削減などを続け、大多数の農業経営を成り立たなくしてきた歴代政府の歴史的な重大な責任であります。

そこで、まず知事に2点伺います。

1、政府は、自らの農業政策を反省するどころか、農業者の激減を不可避とし、大規模化や農地の大区画化、スマート農業など規模拡大一辺倒の路線を進めています。大規模化も必要ですが、それだけでは農村コミュニティも国民への安定的な食料供給も維持はできません。

大小多様な農業者の確保育成こそ重要であり、センサス結果もそれを求めています。

そのような中であって、長野県においても稼げる農業を追求し、農地の集積・集約の加速化と法人経営の育成に重点を置き、政府と同じように小規模・家族農業を見捨てる政策に陥っているのではないかと、今日までの農政部の姿勢を見て疑わざるを得ません。知事は、長野県の農業政策をどのように導かれていくのか。見解を伺います。

2、国において、ここ数年、防衛予算が異常なまでに上昇し、平和的な話し合いではなく、軍事対軍事の危険な外交政策に陥り始めています。

例えば、野菜の種の実態から計られる食料自給率は、危険な領域にまで達しています。安全保障を掲げ、重視するのであれば、輸入に依存しない食料の生産体制を大きく高めていく農業予算の拡充こそが求められます。農業県長野のリーダーとして、また地方政治の専門家としての知事の見解を伺います。

次に、農政部長に4点伺います。

1、県内の基幹的農業従事者においては、2020年の農林業センサスで約4分の1の減少、25年も約5分の1の減少と、この10年間で約40%の減少となっています。この間の急激な減少に

対する対策、取組についてどのように検証されていますか。

また、2030年に向けて減少を最大限食い止める課題にどのように取り組んでいくのか。具体的な施策をお示してください。

2、県土の多くを占めている中山間地域の農業は、生産効率や所得水準の面だけで評価すれば、平野部に比べて不利な条件に置かれています。しかし、一方で、農地を守り、集落を維持し、県土の保全や景観形成といった多面的機能を果たしてきました。

県として、中山間地域農業を単なる産業政策の枠にとどめるのではなく、地域を支える基盤としてどのように位置づけ、中山間地域農業直接支払事業とともにどのように支援を強めていくのか、伺います。

3、地域計画の実効性について伺います。

担い手不足や高齢化により耕作放棄地が増加することは、農業生産の低下のみならず、鳥獣被害の拡大や防災面でのリスク増大など、地域全体に深刻な影響を及ぼしています。農地の集積・集約を進める地域計画の取組が進められていますが、現場では個々の農家や集落の努力に委ねられている実態も見受けられております。

県として、市町村やＪＡ、集落営農組織と連携した地域一体となった農地管理の仕組みをどのように構築していくのか、伺います。

4、私自身の経験から、土を耕し、土をつくり、我が子のように作物を育て、収穫し、食すことは、現在の複雑な人間関係から解放される喜びや楽しさも得られます。自治体やＪＡと連携して農業の労働力不足の解決を目指すことを目的に、副業制度を活用した社員による農作業への参加を進めている企業も出現しています。県としても、これらの取組の促進を図ることは重要であると考えます。見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問をいただきました。

まず、長野県の農業政策をどう導いていくのかという御質問でございます。

本県農業は、地域の農業とコミュニティーを支えていただいている農家の皆様方のたゆまぬ努力により発展してきたものというふうに受け止めております。これまで守られてきた農地や地域の営みを未来につないでいくことは、我々県としての重要な役割だというふうに考えております。

人口減少という構造的な変化によって、農業の担い手も急激に減少している現状におきまして、将来にわたって農畜産物を持続的に生産していくためには、農業の構造を根本から見直し、抜本的な対策を講じていくことが不可欠だというふうに考えております。

であるからこそ、地域を牽引する経営体の法人化や農地の集積・集約化といった改革を進め

ているところでございます。こうした取組は、家族農業等を否定するものではなく、地域の核となる経営体を育てていくことで家族農業等を含めた地域農業全体の活性化にもつなげていくというものでございます。

小規模農家等への支援として、農業用機械等の導入補助や日本型直接支払の活用、農ある暮らしの推進など、これまでの施策も継続することにいたしております。総合的な取組により、本県の農業と農村をしっかりと守ってまいります。

続きまして、国の農業予算についての見解をお尋ねいただきました。

気候変動や国際情勢の変化に加えて、世界的には人口増加が続いている局面において、食料安全保障は大変重要な政策課題であり、国の責任において強力に取り組んでいただくことが必要だというふうに考えております。

食料、農業、農村に対する予算の確保につきましては、県としても、また全国知事会としても強く要請してきているところでございます。国においては、昨年度四半世紀ぶりに改正した食料・農業・農村基本法の基本理念や、本年度見直した基本計画の基本的な方針の中で食料安全保障の確保を明確に位置づけるとともに、令和7年度から11年度までを農業構造転換集中対策期間と定め、予算上も別枠予算として措置されているものというふうに承知しております。

引き続き、国に対して食料安全保障の確保に力を入れて取り組んでいただくよう強く求めていくとともに、県としても県内農畜産物の安定生産にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には4点御質問をいただきました。

初めに、基幹的農業従事者の減少対策の検証と今後の方針についての御質問でございます。

全国的な人口減少下において、基幹的農業従事者の減少は避けられない課題であり、県では、農業者が減少する中であっても農業生産力を維持できるよう、第4期長野県食と農業農村振興計画に、地域農業を牽引する中核的経営体の育成と新規就農者の安定確保を掲げ、取組を展開してきたところでございます。

現在、中核的経営体の育成は順調に進んでいるところでございますけれども、生産量の維持に向けてはさらなる強化が必要でございます。新規就農者の確保については、目標水準には至っておらず、その要因は、他産業との競合はもとより、初期投資が大きいことや、収益確保への不安、経営安定に時間を要することなどと捉えているところでございます。

このため、国事業等を最大限に活用して初期投資の負担軽減を支援するほか、来年度からは、新たに担い手と呼び込む実践型経営農場を整備し、地域が一体となって収益性向上の早期実現に向けた支援を行うとともに、就農情報を一元的に発信する県ウェブサイト「デジタル農活信

州」の充実、就農相談会の拡充、さらに、農業経営の法人化を促進するなど、地域を牽引する農業者のさらなる確保育成に重点的に取り組んでまいります。

加えて、農ある暮らしや半農半X、若い世代へのアプローチなど、農業を支える多様な人材の裾野を拡大する取組も引き続き積極的に進めてまいります。

続きまして、中山間地域農業の位置づけと支援についてのお尋ねでございます。

中山間地域の農業が営まれる農村は、農業生産活動のみならず、豊かな生活の場であるとともに、多面的機能の恩恵を住民のみならず社会全体にもたらす社会的共通資本であり、将来にわたってその機能を維持、発揮するためにも、中山間地域における農業が持続的に営まれるようしっかり守っていくことが重要と捉えております。このため、県では、地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持活動や、農村コミュニティを支えるための組織である農村RMOの形成支援などに取り組んでおります。

また、議員お話の中山間地域農業直接支払事業は、今年度、地域の農地保全活動等を継続できる体制とするため、NPOや企業など様々な主体の参画を後押しするように制度が拡充されたところであり、県として積極的に活用を働きかけているところでございます。

加えて、県としましては、単位当たりの収益性が高い作物の導入や地域特性に応じたスマート農業の広域的な展開、さらには鳥獣害対策など地域に適した取組を提案し、中山間地農業を総合的に支援してまいります。

続きまして、地域計画の実現に向けた仕組みの構築についてでございます。

計画を着実に実行していくためには、地域との話し合いを継続しながら、議員御指摘のとおり、地域で一体的に農地を管理していくことが重要と考えております。

こうした体制づくりに向けて、県では、現地支援チームが市町村や地域の関係者と意見交換を重ねながら、取り組むべき課題や目指すべき姿、関係機関の役割分担等を共に検討し、地域計画の実現に向けた体制構築を県の立場から力強く後押ししてまいります。

最後に、農業における副業人材活用の取組への見解についてでございます。

県とJAグループ等で構成するJA長野県農業労働力支援センターでは、1日農業バイトアプリ「デイワーク」の利用を推進しており、令和7年には延べ約2万8,000件のマッチングが成立し、企業の従業員がアプリを活用して農業従事する動きも広がっております。

また、県においても、平成30年度に創設された「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」が活用され、今年度は、1月末現在の実績で、活動の約3分の1が農業への参加となっており、関心を持っていただいている状況でございます。

こうした副業制度を活用して企業の社員等が農作業に参加することは、農家にとっては農繁期のスポット的な人材確保、企業等にとっては地域との関係構築に寄与するなど、大変有意義

なものであると認識しております。

引き続き、関係機関が一体となり、企業等に対し農作業への参加を広く呼びかけるなど、多様な担い手の確保にもつながるこうした取組を加速させてまいります。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）国連においても、飢餓撲滅で中心的な役割を果たすとして家族農業を重視し、支援を呼びかけています。学校給食に地元の小規模・家族農業者が丹精込めて生産した有機無農薬農産物を購入し、子供たちに安全な食を提供するなど、市町村での支援も増えてきています。

今後とも、県政が本腰を入れて多様な担い手を確保して、農業の再生を目指した農政を実現し、技術力にも、そして土にも大きく優れた農業県長野を維持発展させていくことを要請し、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市の奥村と申します。通告に従い質問をさせていただきます。

若者が定着し、挑戦できる長野県づくりについてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の人口移動調査によると、25歳から29歳の移動理由は、職業上の理由が27.7%、結婚や同棲が29.9%と高くなっており、20代後半世代は、キャリアや結婚、出産の方向性が定まる重要な時期であると考えます。

本県日本人の25歳から29歳の人口動態の推移を見ますと、男女共に一貫して転出超過となっており、特に、コロナ前の2019年はマイナス655人と多く、コロナ禍で一旦は減少したものの、直近の2025年はマイナス579人と、コロナ前の水準に戻りつつあります。

人生の重要な意思決定に当たるこの年代において、戻らない、とどまらないという構造が固定していないか。ここを直視しなければならないと考えております。

また、こうした状況を踏まえると、この年代が県内で暮らし続けたいと思える環境づくりとともに、県外にいる同世代の方々にも移り住んでもらう取組を強化していく必要があると考えております。

そこで、お聞きします。

長野県への移住者を増やしていくためには、人生設計を支える住宅、雇用、子育て、キャリア形成など多分野を横断する総合的な移住支援が求められております。特に、人生の重要な意思決定期である20代後半層をターゲットとした移住の促進について、県の考えを中村企画振興

部長にお伺いいたします。

次に、本県の平均所得水準は、2024年のデータを見ると、長野県の平均所得は342万円、東京都は542万円と、およそ1.5倍もの差があります。この大きな格差が生じている背景には、企業規模と産業構造の違いがあります。まず、東京都には大企業の本社が集中しており、そもそも高い賃金を生み出す企業規模に大きな差があります。加えて、長野県は製造業の従業員数が多く、東京都は情報通信業が多いという産業構成の違いも見逃せません。一般的に、情報通信業は製造業よりも賃金水準が高い傾向にあり、結果としてこの産業構造の違いが平均所得の差として現れております。

こうした状況を踏まえると、地域で高い付加価値を生み出す産業をどれだけ育成できるかが若者が県内で働き続けられる経済基盤をつくる上で極めて重要だと考えます。

そこで、産業労働部長にお伺いいたします。

本県では、現在、AI、半導体、GX、水素関連技術、フードテックなどの成長分野への支援を進めていますが、これらの投資を若者の雇用創出や賃金水準の向上に結びつけていく考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、ここで強調したいのは、20代後半世代への重点施策であります。この世代は、結婚、出産の意思決定期であり、キャリアの方向性が定まる重要な時期であります。一度県外でキャリアが確立されれば、戻る可能性は大きく低下いたします。

若者の定住支援は、人生設計を支える総合戦略であるべきです。若者定着は、単なる人口対策ではありません。それは、県土の未来設計そのものであります。若者が、ここでキャリアを築ける、ここで家庭を持てると実感できる長野県を実現するために、町の機能強化、生活圏ネットワークの形成、安心して挑戦できる社会環境の整備など、県土のグランドデザインをどのように描いているのか。新田副知事にお伺いいたします。

信州未来共創戦略では、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりが取組の方向性として挙げられております。

若者から選ばれる長野県を実現するため、若者が夢に向かって挑戦できる県づくりに向けた知事の思いと県民に対するメッセージを阿部知事にお伺いいたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には20代後半層をターゲットとした移住促進について御質問をいただきました。

県では、移住施策のターゲットに、地域の未来を支える若者・子育て世代を据えています。

民間の調査では、20代から30代の地方移住者は、自然豊かな環境やゆとりある暮らしなど生活の質を重視する傾向が示されており、県でも、信州ならではのアウトドアやスポーツなど若

者の関心に応える移住セミナーの開催などに取り組んでいます。

一方、移住は人生の重要な転機であり、住まい、仕事、子育てなどの重要な事項についてもリアルな情報を余さず伝え、ミスマッチのない移住を進めたいところです。このため、雪との暮らしや住まい、やまほいく等の特色ある教育など、実際に経験している先輩移住者の話を聞ける移住セミナーの実施、暮らしと仕事を一体的に発信し、企業とのマッチングも行う移住イベントの開催、移住総合ウェブメディア「S u u H a a」による若者に向けた信州暮らしのリアルを伝える記事の配信、実際に県内を訪れ、地域の人とのつながりを体感していただく信州つなぐ物語(ストーリー)事業などに取り組んでいます。

このような取組をますます加速させ、引き続き若い世代のウェルビーイング向上につながるような移住を促進してまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には成長分野への投資を若者の雇用創出や賃金向上につなげていく考えはあるかについてお尋ねをいただきました。

本県では、これまで、航空機、医療、食品などを成長分野に位置づけ、企業の新規参入や事業拡大を支援してまいりました。その結果、各分野に参画する企業数や製造品出荷額などが着実に増加しており、一定の成果が生まれております。

また、成長分野に参入した企業では、付加価値率が高く、賃金水準の向上にもつながっているものと考えており、さらには、成長分野に参入したことにより、これまで採用がかなわなかった大卒理系人材の採用に結びついた例もあり、若者の雇用創出にもつながるものと期待しております。

こうした動きをさらに加速させるため、今年1月補正予算では、工業技術総合センターに、フードテック、水素、半導体など成長戦略分野に関連する機器を整備し、挑戦する企業を後押しする体制の整備を進めております。

あわせて、来年度は、信州大学を中心に、4月に設立された県や県内半導体企業が参画する信州半導体高度専門人材育成コンソーシアムを通じ、学生をはじめとする次世代の半導体人材の育成を図るなど、成長産業の裾野拡大と若者のキャリア形成支援にも取り組んでまいります。

加えて、今後検討を進める地域未来戦略に基づくクラスター形成においても、国の動きをしっかりと取り込みながら、県の強みを生かした成長期待分野の振興に取り組むことによって、県内企業の収益力や競争力の強化、雇用の創出、そして賃金上昇につながる取組を進め、県内産業の成長を支援してまいります。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には若者の定着の観点からの県土のグランドデザイン策定について質問をいただきました。

若者世代の地域定着については、雇用や所得の確保といった経済面の安定にとどまらず、それが将来にわたり持続し、安心して暮らせる展望を持てる生活圏をつくり上げていくことが重要であると認識しております。

持続可能な生活圏であるためには、インフラはもとより、医療、交通、子育てなど基礎的な生活サービスへの安定的なアクセスが確保されていることが前提です。その上で、多様な価値観が生かせる働く場や出会い、交流、挑戦の機会が将来にわたり存在していることが重要であります。

人口減少が進む中、現状のままでは、こうした生活機能の維持が一層困難になることが懸念されております。県土のグランドデザインにおいては、人口減少下にあっても、若者世代や高齢世代までが将来にわたり安心して暮らし続けられる生活圏の姿を明確にすることとし、そのために、地域の課題を客観的に整理した上で、地域間の補完と連携により必要な機能を支えるコンパクト・アンド・ネットワークの視点を重視してまいります。具体的には、中核市など高度医療や高等教育、広域交通結節機能を担う基幹的な生活圏、通学、買物、地域医療など地域内で日常生活がおおむね完結する生活圏、周辺地域とサービスを補完し暮らしを支える小規模に分散される集落圏といった階層的な構造を地域の皆様と整理し、本県の地理的特性である分散型地域の強みを生かした県土の将来像を描いてまいります。

その未来像を県民の皆様と共有し、共に参画していただきながら実現していくことが、若者がこの地でキャリアを築き、家庭を持ち、人生の展望を描ける地域づくりにもつながるものと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には若者が夢に向かって挑戦できる県づくりに向けた思いと県民の皆様へのメッセージという御質問を頂戴いたしました。

未来をつくり、未来を担う若い世代の皆さんの活躍を心から願い、そのための環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

私も、昨年12月で65歳ということで、いわゆる高齢年齢という形になりましたが、最近、とみに若い人たちをうらやましいなというふうに思うようになりました。若い人たちは、やはり力がみなぎっている。そして、可能性を持っている。そうしたことからだというふうに思っています。

今、信州未来共創戦略に基づいて、多彩な県民の皆様方と力を合わせて、寛容な社会づくり、そして様々な価値観が尊重される、そうした長野県づくりに取り組んできているわけでありま
すけれども、教育や産業政策を通じて、さらには文化芸術、スポーツの振興等を通じて、いろ
いろな分野で若い人たちが挑戦できる、また、挑戦したくなる、そうした長野県を目指して取
り組んでいきたいというふうに思っております。

県民の皆様方には、若い人たちの挑戦を温かく見守り、そして支えていただきたいというふ
うに思います。挑戦すると、やはり時には失敗することもあります。そうした失敗こそが次
へつなげる貴重な財産にもなるというふうに思っています。こんなことは今までやったことが
ない、前例がないというネガティブな対応ではなくて、面白いね、やってみたらというような
風土に長野県全体がなっていくことが重要だと思います。ぜひ県民の皆様方とそういう風土づ
くりに取り組んでいきたいと思ひますし、また、若い人たちには、信州の未来は若い皆さんの
存在そのものだということをしっかりお伝えしていきたいなというふうに思っています。あり
たい自分を目指し、ぜひ夢に向けて挑戦し続けていただきたいと思ひしております。

私たち県行政としても、若い世代の様々な挑戦をしっかりと応援していきたい。また、企
業・団体をはじめ、様々な皆様方と若い世代を応援する。そういう思いをしっかりと共有してい
きたいと思ひしております。

人口減少の時代であります。決して下を向くのではなく、未来を向いて、まさに一人一人
の挑戦が社会を動かすということにつながっていくと思ひしております。若い人たちが夢に向
かって挑戦できる長野県を目指して取り組んでいきたいと思ひしております。

以上です。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）次に、薬物乱用防止の取組についてお伺いいたします。

近年、覚醒剤や大麻などの違法薬物に加え、いわゆる危険ドラッグや医薬品の不適切使用な
ど薬物の乱用をめぐる状況は大きく変化、複雑化しております。

特に、大麻については、害が少ない、海外では合法化されているといった誤った情報が S N
S を通じて若年層を中心に拡散し、薬物乱用に対する心理的ハードルが下がっていることが懸
念されております。

今は、スマホを通じて簡単に薬物を入手できる現状があります。全国において、薬物事犯全
体の検挙人員は、横ばいから微増傾向で推移しており、令和 6 年には 1 万 4,040 人と、依然と
して薬物問題が社会全体として解消されていない現状がうかがえます。

近年、特に深刻さを増しているのは大麻事犯であり、検挙人員は、平成 27 年の 2,167 人から、
令和 6 年には 6,342 人と急増しております。検挙人員の 72.5% が 20 歳代以下であり、そのうち

10歳代が24.8%を占めております。長野県においても29人が検挙され、10代はいないものの、20歳代は約半数を占めており、若年層への広がりが顕著であります。

大麻に限らず、特に懸念されているのが、薬物の10代、20代の若年層への広がりであります。地域において薬物に関する誤情報が広がる中、県としてこの状況をどのような課題認識を持っているのか。笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

薬物乱用防止において最も重要なのは、最初の一步を踏み出させない予防であると考えます。学校現場における薬物乱用防止教育や、専門家、当事者の声を生かした実践的な学び、SNSを通じた薬物の誘い、入手の危険性を踏まえた教育、これらをどのように進めていくのか。また、今後どのように充実させていくのか。武田教育長にお伺いいたします。

万が一薬物に関わってしまった場合でも、早期に相談し、立ち直れる環境づくりが不可欠であります。本人だけでなく、家族や周囲が相談できる体制について、現在の相談窓口をどのように周知しているのか。また、医療、福祉、警察との連携体制をどのように整備しているのか。お伺いいたします。

次に、薬物乱用防止は、一過性の啓発ではなく、継続的に社会全体で取り組むべき課題であります。今後、若年層へのアプローチの強化、地域、学校、家庭、関係機関が一体となった体制づくり、新たな薬物や社会環境の変化への対応について県としてどのような方針で取り組んでいくのか、お伺いします。以上2点を笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、長野県の人材育成活用の方針についてお伺いいたします。

人口減少社会において、自治体の最大の資源は人であります。どのような人材がどのような専門性を持ち、どのような志を持って県政を担うか。そこにこそ長野県の未来がかかっています。

現在、本県は県土のグランドデザインの構築、産業構造の高度化、DX・GXの推進、山岳観光の持続可能性など、大きな構造転換期にあります。その転換を担うのは、制度ではなくて、人材であります。

従来の自治体人材は、複数部局を経験させながら行政全体を俯瞰できる総合調整型人材を育てるという考えの下、数年ごとのローテーションによる幅広い経験を重視してまいりました。ある意味合理的な仕組みであったと言えます。

しかし、今、行政課題は高度化、複雑化しております。

例えば、AI・データ活用を前提とした行政運営、GXや半導体など成長分野の産業政策、若者の定着を見据えた総合戦略、これらは、短期異動で担えるものではありません。専門性の蓄積なくして、戦略的な政策形成は困難であります。

本県の人材育成基本方針は、依然として組織が人を回す発想にとどまっていないでしょうか。

つまり、人を育てるより、人を配置することが優先されていませんか。ほかの自治体では、職員のキャリアデザインを重視した人事戦略を定めているところもあります。本県の人材育成基本方針においてキャリアデザインをどのように取り入れているのか、お伺いいたします。

近年、一部自治体では、新卒中心の終身雇用型の人事から脱却し、高度専門人材をイノベーション人材と位置づけ、戦略的に確保する動きが進んでいます。採用段階から発想を変え、専門性や実績を重視する選考へ転換する。さらに重要なのは、採用後の活躍環境であります。例えば、専門人材がその力を十分発揮できる配置、成果と専門性を評価する制度、挑戦を後押しする組織文化、これらが整って初めて人材は生きると考えます。

そこで、複雑・高度化する行政問題に対応するには、高い専門性を有する人材の確保も必要と考えられます。専門性を有する民間人材の活用はいかがか。お伺いいたします。

次に、職員一人一人が将来像を描き、専門性を磨き、それを組織が戦略的に支援する。いわゆるキャリアデザインを軸とした人事戦略を明確なビジョンとして示していくことが重要であります。

そこで、お伺いします。

デジタル、産業政策、観光戦略、財政、教育など、分野特化型のスペシャリストの中長期的な育成をすることについて見解をお伺いいたします。

これらの自治体は、職員が地域に飛び出し、コミュニティー活動や小規模事業の起業など、外部との接点を持つことで視野と実践力を高めることが必要だと考えています。現場感覚の醸成、課題発見能力の向上、政策への説得力の向上、そして職員自身の人生の充実という好循環を生み出すことが可能になると考えます。

本県にも「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」があることは承知しております。職員の副業・兼業をどのように位置づけているのか。また、制度の利用に向けた取組についてお伺いいたします。以上4点を須藤総務部長にお伺いいたします。

キャリアデザインを掲げても、評価制度が年功序列であれば、形骸化いたします。成果や専門性の蓄積をどのように評価し、人材をコストでなく投資として位置づけ、組織管理型から人材投資型へ転換することが求められます。

若者に夢を語る県政であるならば、まず県組織においても職員の挑戦を応援するような人材への投資を重視する組織に変わることが必要と考えますが、阿部知事の所見をお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には薬物乱用防止に関して3点お尋ねがございました。

初めに、薬物に関する誤った情報の拡散に対する課題認識についてでございます。

警察庁が公表している薬物情勢に関する資料によりますと、令和5年の一定期間に全国で検挙された大麻事犯者のうち、初めて大麻を使用した年齢が20歳代以下であった者が9割近くを占めたとのデータもあり、特に若年層の乱用拡大が懸念される状況です。

若年層に薬物が広がる要因の一つとして、SNS等を通じた誤った情報、特に、大麻には害がないなどという誤った情報が拡散されることが若年層の薬物に対する心理的ハードルを下げ、安易な乱用につながりかねないものと危惧しております。

こうした誤った情報に流されないためには、最新の知見や科学的根拠に基づき、薬物がもたらす体への深刻な影響や薬物依存のリスクについての正しい知識を、若年層を含めた全ての世代に分かりやすく繰り返し伝えていくことが最も重要であると考えております。

次に、相談窓口の周知と連携体制についてでございます。

薬物乱用の当事者やその家族が相談できる窓口として、県では、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所に薬物乱用相談窓口を設置しており、県のホームページや街頭啓発活動、各種講習会等で周知しているところです。令和6年度は、全県で延べ48件の相談があり、その多くは当事者の家族からのもので、その中には、若年層の当事者に関するものもございました。こうした相談に対しましては、個別の相談内容に応じ、医療機関や自助グループにつなげることも行っております。

また、連携体制につきましては、薬物乱用対策推進協議会を設置し、薬物乱用に関する情報を県医師会や長野県精神保健福祉協議会、県警各課をはじめとする医療、福祉、警察等の関係機関と共有し、総合的な薬物乱用防止対策のための体制を整備しているところです。

最後に、今後の取組方針についてです。

県が取り組む薬物乱用防止対策は、大きく三つの柱、一つ目として未然防止のための啓発活動、二つ目として麻薬を取り扱う事業者等の監視指導と取締り、三つ目として薬物乱用当事者の再乱用防止対策がございます。

このうち、最も重要な柱である未然防止の取組として、薬物乱用防止啓発強化月間に行う街頭啓発活動や学校における薬物乱用防止教育、啓発資材の配付等に加え、最近では若い世代向けにSNS等をはじめとする各種メディアを利用した情報発信を行うなど、時代の変化に応じた様々な啓発活動を展開してきたところです。

しかしながら、薬物乱用をめぐる問題は、新しい薬物や乱用形態、多様な通信手段の登場などにより、時代とともに複雑化、多様化し続けており、これらの変化に対応した取組を行っていく必要があると認識しております。

県といたしましては、今後も様々な関係者の皆様と共に時代の変化を踏まえた効果的な取組を継続して推進することにより、県民の皆様の薬物乱用防止意識の高揚を図り、薬物乱用のな

い社会環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校現場における薬物乱用防止教育についてのお尋ねでございます。

現在、全ての小中高等学校において、保健体育の授業などで薬物乱用に関する学習を実施しております。特に、高校では、周囲からの誘いやSNSによる誤情報、甘い誘いなど、身近なリスクについても扱っているところでございます。

また、児童生徒が薬物乱用の危険性や有害性をより実感を持って理解できるように、健康福祉部の薬物乱用対策推進協議会と連携し、学校薬剤師、薬物乱用経験者、警察等による薬物乱用防止教室を開催し、正しい知識や薬物依存の怖さを伝えております。

中高生は、薬物乱用のリスクにさらされやすい一方、教育によってそのリスクを大きく低減できる年齢であることから、薬物乱用防止教育研修会での情報共有や外部講師の派遣を積極的に進め、生徒の薬物に対しての理解が深まるよう、今後も取り組んでまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、キャリアデザインをどのように取り入れているのかについてでございます。

社会環境が急速に変化する中、地域課題に的確に対応するためには、自ら学び、行動できる職員の育成が不可欠であり、職員一人一人が自らの役割や強みを自覚し、主体的に成長の方向性を描くキャリアデザインが重要でございます。

現在の長野県職員育成基本方針におきましては、一人一人の主体的なキャリア開発の支援、多様な成長機会の提供を取組の大きな柱の一つとし、キャリアデザインの取組の充実を図ることとしております。

具体的には、役割やライフステージの変化などの節目で今後のキャリアの方向性を考えるための研修の実施、職務経験等を振り返りながら将来に向けた計画を記載するキャリアデザインシートの作成と上司との面談での活用、キャリア形成に関する悩みや不安を相談できる窓口の設置などの取組を進めているところでございます。

引き続き職員が主体的にキャリアを考え、形成できるように支援してまいります。

次に、専門性を有する民間人材の活用についてでございます。

行政課題の複雑化、高度化が進む中、これまでも民間の専門人材の力を積極的に取り入れ、多様な視点と専門知識を県政運営に生かしてきたところでございます。

こうした中、地方公共団体の民間人材の活用に関しまして、令和5年3月の総務省の通知において、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業に在籍したまま採用することは、

一般職の任期付職員制度において可能である旨が示されたところであります。こうした動きを踏まえ、本県でも、令和５年度以降、最新のデジタル技術や農産物の海外販路開拓に精通した人材を民間企業から任期付職員として受け入れ、デジタル化推進や海外戦略推進の担当参事として任用し、それぞれの現場で専門性を生かしながら施策の推進に取り組んでいただいております。

また、任期付職員以外にも、企業ガバナンス、コンプライアンスのスペシャリストを特別職、非常勤職員として任用し、組織運営の改善に向けた助言をいただくなど、県の組織内では得られにくい知見の獲得にもつながっております。

続いて、分野特化型のスペシャリストの育成についてであります。

複雑・高度化する行政課題に対応するためには、先ほど答弁させていただいた高度な専門性を有する民間人材の登用に加え、県職員の専門性向上も重要だというふうに考えております。これまでも、職員の強みや適性を踏まえた人事配置、異動サイクルの長期化、部局ごとの専門研修の実施など職員の専門性の向上に取り組んできたほか、令和３年度からは、ＤＸの推進に向け、ＩＣＴ関連の企画立案等を担うデジタル人材の採用試験を開始いたしました。また、昨年度からは、特定の政策領域に軸足を置きながらキャリアを重ね、専門性を高めていくことを目的とする人事制度、ジョブファミリー制度を、危機管理や観光スポーツなどの分野で先行的に開始し、現在、本格実施に向けた検討を進めております。

今後も、特定分野における政策課題に的確に対応できるよう、専門的な知識と能力を備え、施策を実現できる職員の育成に向けた取組を一層充実させてまいります。

４点目でございます。職員の副業・兼業に向けた取組についてでございます。

地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度は、職員が地域や社会に貢献する活動へ積極的に参加し、そこで得た知見やネットワークなどの学びを県政に生かす取組であり、県の職員育成基本方針におきまして、多様なキャリアや働き方を実現できる環境の構築に向けた取組として位置づけ、推進しているところでございます。

平成30年度の制度創設以降、これまで多くの職員が制度を活用して積極的に参加しております。参加した職員からは、異業種の方との交流を通じて、県民視点の行政サービスを意識するようになったなどの声が寄せられており、現場感覚や共感力の向上などの成果が認められるところであります。

今後は、職務遂行への支障や特別な利害関係の有無等に留意しつつ、制度のさらなる利用促進に向け、社会貢献活動の事例や成果を職員、職場に周知するなど参加しやすい環境を整えることで、引き続き自発的に地域に飛び出す県職員を積極的に応援してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には人材への投資を重視する組織への転換についての考えを問うという御質問をいただきました。

行政課題が複雑・高度化し、行政ニーズも多様化していく中で、こうした変化に的確に対応していくためには、志のある職員がモチベーションを持って仕事に取り組むことが大変重要だというふうに考えております。まさにそのこと自体が、仕事の成果に、県民の皆様方に貢献する組織につながっていく、直結するというふうに思っております。

従来、人事行政は、ある意味静態的なイメージで受け止められていたところがあると思いますけれども、県の行政の中では、まさに人材確保の部分は、民間や他の都道府県等と競争していかなければいけない分野でもありますし、また、職員にモチベーション高く活動してもらうためには、どのようなキャリアパスやどのような研修制度を用意していくかということが、選ばれる県になっていく上では極めて重要だというふうに思っております。そういう意味では、人材の確保育成の部分については、政策的な視点をしっかり持って取り組んでいくということが重要になってきていると思っております。

現在、職員・確保育成基本方針を策定中でございます。その中では、地域課題解決のプロフェッショナルを育成するということを基本理念に掲げていきたいというふうに思っています。これは、まさに御指摘がありましたように、組織のためというよりは、むしろ職員一人一人が自己実現していくことを応援していく組織に転換していくことが重要だという思いからでございます。ジョブファミリー制度など職員が主体的にキャリア形成ができる環境の整備、あるいは、資格取得に対する支援、大学院等就学支援の充実、国や民間企業等への派遣研修の充実、こうしたことに取り組むことを現在検討しているところでございます。

こうしたことを通じて人材への投資を着実に進め、職員一人一人のスキルの向上、そして自己実現をしっかりとサポートし、職員が情熱とやりがいを持って挑戦できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

薬物乱用防止については、高校生に対しては、薬剤師さんなどを学校へ入れてしっかりやっていくべきだというふうに思いますので、また委員会でお聞きしたいというふうに思います。

また、若者の定着については、知事から力強いメッセージをいただいたと思います。県民と共にこの長野県をつくっていくためには、ぜひとも皆様方と共に歩んでいきたいというふうに思いますので、今後の展開に期待をしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時4分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）初めに、地方財政対策と来年度当初予算案について伺います。

昨年12月24日の予算折衝終了後の会見で、林総務大臣は、地方財政の健全化に配慮しながら、地方自治体が住民のニーズに応えつつ、行政サービスを安定的に運営できるよう最大限の対応ができたと表明しています。

交付団体ベースでの一般財源総額は、前年度より3.7兆円、5.9%増の67兆5,078億円が確保されました。また、当分の間、税率の廃止や環境性能割の廃止による地方税等の減収額については地方特例交付金により全額が補填されます。その一方で、国はこの減収分7,000億円を一般会計から支出せず、特別会計に付け替えています。首相の言う「財政規律にも配慮」には、このようなからくりがあるようです。地財対策での一般財源確保への評価を知事に伺います。

県の来年度当初予算においても、実質的な一般財源は前年度よりも420億円、8.1%増の5,618億円になる見通しが示されています。知事自らが主導する政策の推進にも一定程度予算を振り向ける余裕が生じたのでは。予算案には、「未来を創る改革継続予算－社会の基本設計をアップデートする－」との副題が添えられていますが、社会の基本設計のアップデートとは具体的に何をどのように取り組まれることなのでしょうか。知事に伺います。

林総務大臣は、臨時財政対策債の発行額を引き続きゼロにした上で、臨時財政対策債償還基金費0.8兆円の創設によって地方財政の健全化に取り組むとされましたが、地財対策に示された臨時財政対策債償還基金費（仮称）の創設で臨時債分の県債残高の縮減加速は期待できるのでしょうか。

地財対策で示された普通交付税の算定費目、地域の元気創造事業費において、新たに価格転嫁分1,000億円程度が創設されましたが、来年度予算案での活用はどうなっていますか。また、行革努力分のうちラスパイレース指数及び経常的経費削減率を用いた算定が廃止され、行革という名の人減らしからの転換が図られるようですが、今後の行財政改革の方向に影響はありますか。以上、総務部長に伺います。

昨年度、本年度共に110億円、来年度は105億円の赤字を見込む予算立てが続いています。このうち50億円を従前どおり効率的な予算執行で補うとされていますが、物価高騰や人件費の増加で不調に終わる入札がある状況下で、持続可能な方策と言えるでしょうか。また、決算ベースでの基金が大幅に減らなければオーケーというのが予算編成の基本的な考えのようにも読み取れます。インフレ局面にあった危うさはないのでしょうか。知事の見解を伺います。

昨年の9月定例会で、知事は、予算編成に向け、政策評価書を念頭に置き、特に総合的に取り組まなければならないような指標については私が責任を持って注意喚起していきたいと答えておられます。

知事の当初予算案への思いの一つに、しあわせ信州創造プラン3.0の着実な推進があるようですが、政策評価でDランクとなっている重点目標についてはどの程度の予算を計上し、いかなる施策展開を図ることで目標達成を目指していけますか。

以下2項目に限定して知事にお聞きします。

一つ目として、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」を柱とする出生数、婚姻数について。

二つ目として、「創造的で強靱な産業の発展を支援する」を柱とする県内出身学生のUターン就職率及び賃上げの観点からの県民一人当たり家計可処分所得について。

当初予算案では、脱炭素社会への転換を一層加速するとして、1月補正予算と当初予算案を合わせ63億円余が計上されています。しかし、4部門での温室効果ガス削減量は明らかにされていません。部門別の削減量をお聞きします。

また、県民の行動変容を促す事業が新規に予定されていますが、世界的な規模での対策の後退を憂慮する知事の発言が象徴するように、脱炭素に取り組む理念の共有では既に追いつかない状況にあるのではないですか。環境部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、地財対策の一般財源総額確保への評価という御質問でございます。

地方財政対策におきましては、一般財源総額が前年度を大幅に上回る水準で増額確保されました。我々地方の声にしっかり対応していただけたものというふうに思っております。物価高の反映に加え、人件費、社会保障関係費の増加、教育費の負担軽減に係る地方負担の増等が適切に措置されているものでありまして、地方が直面する課題への対応がなされたものと高く評価しているところでございます。

次に、社会の基本設計のアップデートとは具体的に何にどう取り組むのかという御質問でございます。

少し分かりにくい表現をしてしまったかもしれないと思っておりますが、この言い方につきましては、1月29日に日本記者クラブで行った講演等でも使わせていただいているところでございます。

戦後80年、高度経済成長期、あるいは人口増加期の我が国の発展を支えてきた社会の様々な基本設計、オペレーションシステム、例えば法律をはじめとする様々な制度や仕組みが制度疲労を起こしているのではないかと。また、政治家や公務員、国民が一生懸命取り組んでもなかなか社会が前進しているという感覚が持てない要因はこうしたことに起因しているのではないかとという問題意識を持っております。

そのため、過去の取組の延長線ではなく、例えば国と地方の役割分担や関係性の改革、さらには医療や交通といった社会的共通資本をめぐる根本的な制度改革に取り組むこと、いわゆる社会の基本設計を更新していくということが、我が国にとっても長野県にとっても重要なことであるというふうに考えております。

先ほど青木議員の御質問にお答え申し上げましたが、例えば税源の偏在是正、あるいは東京一極集中、これは、まさに地方税の在り方や地方財政の仕組みについて、これまでの発想にとらわれない検討が必要だというふうに思っております。また、小林君男議員の御質問にお答えした公共交通の分野でも、何度もここで申し上げておりますように、事業者の努力のみで維持存続させるという発想自体を変えていかなければいけないというふうに考えております。

こうしたことから、令和8年度当初予算案におきましても、こうした社会の基本設計を新しくしていくという視点を取り入れて予算を取りまとめさせていただいたところでございます。

例えば、教育においては、集権・画一的な教育から、分権的、個別最適な学びに転換していくということで、教育委員会にはT O C O - T O N（トコトン）への支援や、小学校1年生における25人規模学級の導入を進めていただくことにしております。また、医療の分野では、政策医療について県として独自の上乗せ支援を行っていくこと。また、医師の最適な配置に向けて信州大学医学部とも連携して対応していくということで取組を始めたところでございます。

もとより、都道府県レベルでできることには限界もありますし、まだまだ本県としての取組も入り口段階だというふうに思っております。国等にも強く働きかけ、長野県、そして、日本が社会経済の大きな転換期を乗り越えて発展していくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、インフレ局面における予算編成についての見解を問うという御質問でございます。

予算編成に当たりましては、歳入については税収見通しや地方財政対策を踏まえますととも

に、歳出につきましては、予算編成方針にも明記させていただいたように、賃金あるいは物価上昇を的確に反映することとさせていただいております。

特に、インフレ局面でございますことから、公共調達における価格転嫁をしっかり受け止めていくことや、令和８年度中の人事委員会勧告に伴う給与改定に対応するための経費についても一定程度計上するなど、対応を行わせていただいたところでございます。

また、執行段階における実施方法の見直しや契約差金等の不用額の不執行の徹底等による歳出削減等、年度途中の収支差の改善についても併せて見込んでおります。こうした取組によりまして、近年は、一定の基金残高を確保することができており、健全な財政運営が維持されているものというふうに考えております。

今後とも、物価や賃金、金利の上昇に伴う人件費や公債費などの増加により厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き予算編成過程における徹底した事業の見直しや年度中の効率的な予算執行などに努めることで持続可能な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

３点目でございますが、政策評価を踏まえた予算編成と施策展開についてどの程度の予算計上でいかなる施策展開を図るのかという御質問でございます。

令和６年度を対象にしたしあわせ信州創造プラン3.0に係る主要目標の進捗区分の内訳は、Ａ評価が半数を占めたものの、一層の取組が必要なＤ評価の指標が九つ存在しております。このうち、出生数、婚姻数に関しましては、予算額についてどこまで関連施策として拾うかということによっても変わってきますが、子供・子育てを社会全体で支える仕組みへの転換、それから若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり、この二つの観点から令和８年度当初予算の関連施策をピックアップいたしますと、高等学校等就学支援金を除いた場合に８５億３,０００万円余という形になっております。教育、子育てに関する経済的負担の軽減や若者施策の充実強化、ジェンダー主流化の推進等によりまして、目標達成に向け、長期的に粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

また、県内出身学生のＵターン就職率につきましては、企業との出会いの場の確保や能力、スキルの最大化などを総合的に推進するため、令和８年度当初予算等の関連施策として約３億１,０００万円余を計上させていただいております。

超売手市場であることを背景に、大都市部の大手企業を中心に就職活動がなされている状況を踏まえて、県内企業の魅力を再発見する取組を新たに始めるなど、県内企業を知る機会の提供や県内で暮らす、働く魅力の発信により、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、県民一人当たり家計可処分所得の向上のうち、賃上げに関連する部分であります。まず、持続的な賃上げ環境整備のため、令和８年度当初予算案では約１０億円余を計上させていただいております。また、医療、介護、障害福祉分野に従事される方の賃上げに関連いたしま

しては、令和7年度、今年度の11月補正予算、それから1月補正予算におきまして、国の財源を活用して先行して60億6,000万円余を計上させていただいております。

家計可処分所得の向上に当たりましては、物価上昇を超える賃上げが重要だというふうに考えております。賃上げ原資を確保できる環境づくりのため、生産性向上に資する設備投資や人材育成に対する支援のほか、価格転嫁の促進など適正な取引環境の実現にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、臨時財政対策債償還基金費（仮称）についてでございます。

令和8年度地方財政対策では、地方財政の健全化をより一層進めるため、臨時財政対策債償還基金費（仮称）が計上されたところであり、本県でもこの措置に対応して臨財債残高の縮減を加速化させていく予定でございます。

また、臨財債の新規発行は2年続けてゼロとなりましたが、国に対しては引き続き特例的な措置である臨財債の廃止と償還財源の確実な確保を求めてまいります。

次に、価格転嫁分の活用についてでございます。

予算編成に当たりましては、実績を踏まえた適正な労務単価や資材価格等を考慮するなど、賃金、物価の状況を適切に予算額に反映し、公共調達における価格転嫁を図ったところがございます。具体的には、建築保全業務に係る委託料を増額したほか、経常事務費に最新の市場価格を反映する等、物価上昇等を踏まえた適切な予算計上に活用しております。

行革努力分の算定方法変更の影響についてでございますが、今回、地域の元気創造事業費の行革努力分のうち、ラスパイレス指数及び人件費、物件費、補助費等の経常的経費の削減率を用いた算定が廃止されたものというふうに認識しております。

交付税措置のいかんにかかわらず、行政経営資源が制約される中でも、複雑化、多様化する行政課題に的確に対応するためには、デジタル技術の積極活用など徹底した業務改革の取組が重要であります。これらの取組を通じまして行政サービスの維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）補正予算と当初予算案による部門別の削減量と理念の共有による県民の行動変容についてお尋ねをいただきました。

まず、部門別の削減量についてでございますが、例えば、補正予算で事業化しましたエネルギーコスト削減促進事業で温室効果ガス排出量約1万トン、省エネ家電等切換え緊急支援事業

で約7,000トン、当初予算案に計上しました住宅用太陽光発電設備やE Vの導入支援事業で約1,000トンの削減を見込んでいるところでございます。

これらの県事業と国・市町村施策や民間セクターの取組も含めまして、単年度当たりで、運輸部門で県施策分の1万トンを含めまして約12万トン、家庭部門で県施策分約3万トンを含めまして21万トン、産業・業務部門で県施策分各4万トンを含めましてそれぞれ17万トンの削減を目指しております。

次に、理念の共有だけでは県民の行動変容は困難ではないかという点でございます。

当初予算案に計上しました2050ゼロカーボン県民行動促進事業は、現下の内外の社会情勢を踏まえまして、改めて「なぜ脱炭素化に取り組むのか」の理念を具体的な行動例とともに共有して行動の動機づけとするものでございまして、こうした理念の共有は極めて重要であると考えております。

一方で、理念の共有のみならず、事業活動温暖化対策計画書制度や本定例会に提出しております地球温暖化対策条例の改正案に盛り込んだ新築住宅のZ E H水準適合義務化などの規制的手法、このほかに様々な補助事業やカーボンクレジット、国内で来年度から本格実施されます排出量取引などの経済的手法、こうした県のみならず国や市町村とも連携し、様々な手法を組み合わせて政策を遂行することも肝要であります。

このように、県としては、理念の共有とともに、様々な政策手法を用いて様々なセクターと共にさらなる排出量削減の実現を目指してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）知事は、事あるごとに社会的共通資本に言及。豊かな社会に欠かせないものとして、言い換えれば、持続的な自治の推進に欠くべからざるものと定義しておられます。

温暖化の進行による地球環境の危機、人口減少による社会インフラ維持についての将来不安、就労人口の収縮に伴う自治体職員も含めた人材不足によって、社会的共通資本の3要素である自然環境、社会インフラ、制度資本という誰が必要とする基盤が危機にさらされ、いかに再構築を図るのか。このことが、「社会の基本設計をアップデートする」に関わってくるのだと思います。

以下、四つの観点から持続可能な自治の在り方について伺ってまいります。

一つ目は、財政の観点から知事に伺います。

今回の総選挙では、主要政党の全てが消費減税を掲げました。今国会での首相の施政方針演説でも、食料品の消費税ゼロについては、給付付き税額控除を導入するまでの間、2年間に限

り赤字国債に頼らず実現を目指すとしており、国民会議での議論に委ねられていますが、消費減税は地方財政にも大きな影響を及ぼします。仮に財源不足を臨財債のような形で補填となれば、国と地方の在り方を著しくゆがませることになりますが、全国知事会長としてどのように行動されるお考えですか。

首相の積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行うとの断言に象徴されるように、量の大小でしか財政が語られず、財政が経済成長の手段としてしか認識されなくなっていると感じます。

施政方針演説でも、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足との表現がありました。他方、長期的な視点でいろいろな政策が強く求められる時代だと知事は言われています。財政の持つ意味をどのように認識され、財政運営に携わっていかれますか。

二つ目は、職員確保の観点から伺います。

自治体の人材難が厳しさを増しています。採用状況の逼迫、若手の離職、休職者の増加で稼働率低下の状況が生じていると指摘されています。本県においても、大卒程度の受験者はこの5年間でほぼ半減し、合格者の辞退率は30%超となっています。近年は、五つ、六つの自治体を掛け持ちでの受験が主流となっており、受験者全体で10万人台になっているとの指摘もあります。

来年度、新規で予定されている採用活動強化事業によって、県職を希望する学生をどの程度まで増やせると見込んでいますか。総務部長に伺います。

学生の自治体離れの背景には、給与体系が年寄り優遇と見られる処遇の問題、公務職場が楽しく働きたいという願望にマッチしているか、自分を育ててくれる職場なのかがあるとされ、退職理由、退職検討理由の上位には、組織が旧態依然のままで変革が期待できそうにない。公務員を続ける意義を見いだせなくなった。異動先が不透明でキャリアパスの見通しが立たないがあり、処遇の問題を除き、かえるプロジェクトでの改善の観点とも一致するものばかりです。プロジェクトの取組をどのように加速していくお考えですか。知事に伺います。

三つ目は、担い手の観点から伺います。

現役世代の社会保障費の負担軽減の必要性についても総選挙において争点となりました。国民会議で税と社会保障改革についての議論が今後進められるようですが、負担軽減が社会保障そのものを切り下げることなのか。新たな財源を用意して水準を維持しようとするものなのか、判然としません。前者の方向に進むということなら、ケア負担は家族に、とりわけ女性に重くのしかかることになります。ジェンダー主流化、あるいは寛容な社会づくりに重きを置いて県政運営に当たられている知事は、今後の社会保障の在り方について国に対しどのように働きかけていかれますか。

県民会議運営事業に来年度5,561万円が計上されています。県民会議の事務局は、総合政策課計画係の職員が、職専免を受けて、言わば二枚看板で担当しています。県民会議の発足から1年以上が経過しており、組織的な自立を促すためにも、事務局を県民会議に移管し、そこに運営費を支給する形態に改めるべきではありませんか。企画振興部長に伺います。

四つ目は、集約・効率化の観点から新田副知事に伺います。

生活圏のどこで、何が、いつ頃成立しにくくなるかを共有し、答えを決める前に選択が必要になる地点を可視化。議論の共通土台とするのが県土のグランドデザイン策定の趣旨とされています。賢く縮むための時間の共有こそが重要と思います。

秋田県では、本年度、持続可能な道路の維持管理の観点から、道路の集約・撤去について検討する県管理道路の今後の在り方検討事業が実施され、66路線463キロメートルをモデル路線として選定しています。

県土のグランドデザイン策定事業においても、道路等の社会インフラの畳み方から具体的な検討を始めるべきではありませんか。県土のグランドデザイン策定事業では、地域課題を客観的に可視化するデータの収集・分析が行われていますが、どのようなデータを収集し、分析されているのでしょうか。また、来年度は持続可能な生活圏の在り方について幅広い議論を行うとされていますが、策定の具体的な方向について有識者による検討を基に議論につなげていく手順が必要ではありませんか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

まず、消費税減税に係る全国知事会長としての対応についてという御質問でございます。

消費税減税につきましては、今後国において議論が進められることというふうに受け止めております。

地方の減収に対しては、恒久的な代替財源の確保は不可欠でありまして、臨時財政対策債の発行で賄うなど、単に負担を将来に先送りするようなことがあってはならないというふうに考えております。

今後の国における議論をしっかりと見極めながら、地方の財政運営や安定的な行政サービスの提供に支障が生ずることがないように、必要に応じて全国知事会として恒久財源の確保について国に提言をしていきたいと考えています。

続きまして、財政の持つ意味の認識、どう財政運営を行っていくのかという御質問でございます。

我々長野県は様々な仕事を行っておりますが、そうしたものを支えているのが財政であります。そういう意味では、何よりも持続可能性をしっかりと確保していくということが重要だとい

うふうに思っております。一方、様々に社会経済環境は変化してまいりますので、一度決まったものをそのまま固定するということではなく、機動的に必要な施策にしっかりと予算を振り向け、めり張りのある予算編成に努めていくことが重要だというふうに思います。

県民の皆様方の暮らしをしっかりと支えていく、安定的な事業を守っていくという側面と、未来の成長をしっかりと取り込んでいくための未来への投資の両面を意識しながら対応していきたいというふうに思っております。引き続き、業務の効率化、投資的経費の重点化にも取り組みながら、健全な財政運営を維持できるように取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、かえるプロジェクトの取組を今後どう加速させるのかという御質問でございます。

実行2年目のかえるプロジェクトにつきましては、検討時からプロジェクトに関わっている職員たちからは、働き方、あるいは組織文化はよい方向に変わってきている。また、業務過多の状態は解消されてはいないけれども、今後の変化を期待しているという評価の声を聞いております。

ただ、その一方で、例えばオフィス改革は県庁舎から始まっているということもあり、現地機関の職員にとってはまだまだと感じる。あるいは、行政経営理念を常に自分のものとして業務を進めている職員はまだ少ないといったような声も聞かれており、この取組をしっかりと継続していくことが重要だというふうに思っております。

職員が何よりもやりがいを持って働ける組織風土にしていくということが重要でありますので、来年度は、行政経営理念を自分事化して行動を促していく取組を、マネジメント層だけではなく全ての職員に拡大して行っていきたいと考えております。また、現在策定を進めております職員確保・育成基本方針には、職員の専門性強化や多様な人材が活躍できる職場づくりなどを位置づけて、こうしたことに総合的に対応していきたいと思っております。

組織風土改革、これは取り組むべきことがたくさんございます。職員一人一人が行政経営理念に掲げたバリューをしっかりと実行していくことができ、また、県民の皆様方に県庁組織が真に役立つ組織となるよう、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、社会保障の在り方に関して、国に働きかけていくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

現在、国におきましては、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、全世代型社会保障の構築に向けた改革を推進しているものというふうに承知しております。

将来にわたり必要なサービスを維持しつつ持続可能な制度としていくためには、単に給付と負担の在り方だけではなく、医療機関の役割分担と連携の推進、必要な人材の確保と処遇の改

善、デジタル技術を活用した負担軽減などによる生産性や質の向上も含め、幅広い視点での検討が必要だというふうに考えております。

全国知事会といたしましては、昨年、「2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言」を出させていただいておりますが、その中におきましては、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を決して損なうことのないよう十分留意した上で、持続可能性を高めるための制度見直しに取り組むことが不可欠であるという考え方を国への提言の中で示させていただいているところでございます。

引き続き、年齢、性別などを問わず、県民の皆様誰もが安心して暮らし続けられる制度の実現を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）来年度予算案に計上しております採用活動強化事業費についてでございます。

県組織の持続的な運営に必要な人員を確保するため、採用試験の受験者の裾野を拡大することを目的とするものでございます。事業内容といたしましては、志望度の高い応募者を増やすことを目的とした県庁インターンシップの参加者に対する交通費、宿泊費の支給、ウェルカムバック採用の将来的な人材プールとすることを目的とした離職者との継続的な関係を維持するアルムナイネットワークの構築、職員として働く魅力をより効果的に発信するなどの採用広報の強化といったものが内容でございます。

この事業によりましてどの程度学生を増やせるかにつきましては、学生の志望動向は個々の事情や外部環境の影響も受けるため、事業効果を数値で正確に見込むことは現段階では難しいと考えております。しかしながら、受験者数が十分でなければ、必要となる人材の量、質が確保できないため、事業効果の見極めに当たりましては、受験者数の動向にも注視していくことが重要と認識しております。

本県の新卒を対象とした採用試験の受験者数は、コロナ禍以前、令和元年度以前はおおむね1,000人程度で推移してきておりましたが、令和7年度では約550人程度と減少してきております。このため、本事業を通じ、まずは受験者数を回復基調に乗せることを目標として取り組んでまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県民会議事務局の在り方について御質問をいただきました。

「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」では、民間の若者などから成る運営委員会で企画立案を行っています。委員会では、運営委員がイベントや広報を発案しており、

例えば、キャンプ場でたき火を囲みながら地域の教育・子育てについて考えるイベントなど、民間の方の柔軟な発想による企画を実現してきたところです。

一方、事務局は、運営委員会が検討した企画のサポートや事務処理などを行っており、現状では、そうしたノウハウや遂行能力を有する県職員が事務局を担うことが必要な段階と考えております。

将来の在り方については、県民会議の性質上、より参加者が自主的、主体的に関わることが望まれるため、どういった体制、運営方法が可能か、運営委員の皆様と共に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には集約・効率化の観点から、県土のグランドデザイン策定事業における社会インフラの畳み方の検討について御質問をいただきました。

人口減少や高齢化が進み、財源や担い手が限られてくる中、社会インフラの活用や維持管理の在り方を検討することは避けて通れない課題であると認識しております。

本県においても、橋梁など道路施設の集約、撤去については既に着手しているところであり、必要性が失われたインフラについては廃止すべきと考えておりますが、その際にも、地域の意見を十分にお聞きし、地域の将来像を踏まえて慎重に検討していく必要があると考えております。

県土のグランドデザインでは、初めからインフラを畳むという発想に立つのではなく、人口分布や、人流、物流、産業の立地状況が今後どのように変化していくのかを客観的に整理するところから始めたいと考えております。

また、しあわせ信州創造プラン3.0をはじめ県の各部局で取り組んでいる計画の取組や進捗状況も踏まえ、県土のグランドデザインでは、人の分布や生活圏の状況、産業の動向を起点として、道路などの各種インフラの役割も整理し、人口減少下における生活圏の在り方を描いてまいります。

次に、グランドデザイン策定におけるデータ分析状況と有識者活用について御質問をいただきました。

県土のグランドデザインの策定に当たっては、地域の現状や人口構造の変化、生活機能の維持可能性などについて客観的なデータに基づき整理、分析し、議論や検討の前提とすることとしております。

現在、人口分布の将来推計や年齢構成の変化、医療、商業、公共交通などの施設立地状況、災害リスクなどのデータの収集や整理を進めており、今後は、これらのデータを重ね合わせな

がら現状の生活圏の構造を把握するとともに、将来、生活サービスへのアクセスなど生活圏がどのように変化していくかについても分析していきたいと考えております。

まずはランドデザインの策定方針をお示ししなければならないと考えているところであり、収集した地域ごとのデータも共有しながら市町村の皆様と議論を始めたいと考えております。

その進め方については、有識者の意見を聞くことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）県土のランドデザインにつきましては、やはり人口集中が進んでいく中で、これからの地域のありようというものを地域の皆さんにも入っていただきながらどうやってつくっていくのかということが非常に重要で、先ほどの賢く縮むための時間の共有、今後どうしていかなきゃいけないのかということをしつかりと話し合いを進めていながら、何年後にはこういうふうになっていくのはやむを得ないよねとか、その代わりにどういうことをしていきましょうかとかというようなことをしつかり皆さんで共有できる時間が必要なんだろうなと思います。

どういう方向で今後議論していくのかということがかなり明確になっていかないと、それも多方面に及ぶんだろうなと思いますけれども、その辺の方向性をお示しいただくのがまず重要だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、財政について知事に再度お聞きいたしますが、財源の標準化等が必要という答弁をいただいたわけでありましてけれども、私は財政の未来は再配分機能をきちんと発揮していくことにあつてと考えております。多分知事もそういうふうを考えておられるんじゃないかなというふうに思うんですが、一方で、首相は施政方針演説で地方自治体の取組を後押しするために政府予算の予測可能性を確保すると、こういうふうに言及されています。このことは、政府の施策に自治体が従うべきとの方向性を示したことになるのではないかと私は危惧いたしているところでありますが、見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）お答えします。

まず、財政につきましては、御指摘のとおり、所得の再分配機能も当然有しているわけでありまして、そういう意味では、そうした機能は特に国の財政において役割が大きいと思います。そうしたことも念頭に置いて取り組んでいくということが重要だと思います。

また、予測可能性について、総理の施政方針演説等で示されている方向性というのは、補正予算に頼るのではないという方向性というふうに受け止めております。我々都道府県、あるい

は市町村の施策は、国の補助金等に依存している部分が大変あるわけでありますけれども、一定程度予測可能性をお示しいただけることは我々の財政運営にとってもプラスになる部分があるというふうに考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）今議会の議案説明で、教育長は、子供を主体とする学びへの転換のため、平準化されている教育の在り方やルールを見直す。そのために、全ての教員が使命感とプロ意識を持って業務に当たることができるように取り組むとされました。

以下、信州教育が目指す具体的な方向性を伺ってまいります。

本県では、2013年度に全国に先駆けて義務教育の全学年で30人規模学級が実現しました。その後、さらなる少人数学級の導入提言を続けてまいりましたが、来年度からは、小学校1年生で25人規模学級導入が予定されています。決断を大いに評価いたしますが、25人規模学級導入で何を目指すのか、伺います。

また、学年1学級の小学校では、31人以上であっても導入しない方針で、対象校は20校に上るとのことですが、その理由を伺うとともに、該当の20校ではいかなる措置を講じ、導入校と同様のきめ細やかな指導を実現されますか。

今後予定されている義務標準法の改正により、2028年度には義務教育の全ての学年で30人規模学級になるのに併せ、小学校1年生にとどまらず、段階的に25人規模学級を実現していくべきと考えますが、いかがですか。

国補正で高等学校教育改革促進基金が創設され、都道府県に基金を設け、三つの類型に応じたパイロット校を選定。高校改革を先導する事業が始まります。パイロット校選定についての考え方を伺います。

また、地財対策においても、2026年度から31年度の事業期間で高等学校教育改革等推進事業債（仮称）の創設がされますが、どのように活用を図るお考えですか。

近年、公立学校教員採用選考志願者の減少が続いており、本県も例外ではありません。教育長が言われる「未来をつくる営み」である教育の現場が若い人から選ばれなくなっていることに、危惧を感じます。

県教育委員会は、昨年度、塩尻市を働き方改革推進エリアとして、教員の負担となる業務の見直し、改善策の導入等に取り組んでいますが、その成果と、本年度、実効性のある改革をどのように全県に広げてきているのか。お示してください。

あわせて、必ずしも学校や教員が担う必要がないと思われる業務について協働や分担を進めていくことが必要だとして、各地域における教員を支える取組を積極的に支援すると議案説明

で述べられましたが、具体的にどのような支援をされるのでしょうか。

学びの新たな当たり前をつくるためには、それぞれの学校現場で管理職が改革の方向性を定め、リーダーシップを発揮することが欠かせません。ところが、教頭志願者が減っていると聞いています。義務教育改革や特色ある県立高校づくりに向け、管理職の養成をどのように進めるお考えですか。ここまで教育長にお聞きします。

国は、市町村に、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を義務づけています。学校、教師が担う業務に関わる３分類を踏まえて業務の内容を見直せというものです。実施計画例が示されているものの、それは政令市を想定するもので、特に小規模町村では対応に苦慮していると聞いています。

県自治労が市町村の実務者を対象として実施した同計画についての実態調査結果によれば、学校と教師の業務の３分類のうち学校以外で担うべき業務とされた放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導されたときの対応については、対応困難・実施不可能と回答した市町村は23のうち12、学校徴収金の徴収管理については23のうち13が対応困難・実施不可能としています。人がいない。予算がない。これが市町村の実情であり、国が予算措置を講じる必要がありますが、国に対しどのように提言していけますか。

茨城県の大井川知事は、教員を安定的に確保するために、臨時的任用教員1,700人を2032年度までに正規の教員に置き換えると表明しています。児童生徒と教員の信頼関係が構築できる、代替教員のスキルを上げるチャンスがつくれるがその事実です。

本県でも、かねてから臨時的任用教員の比率が高く、課題とされてきました。多様な子供に対応するための教員スキル向上のために、知事の決断で必要な財政措置を講じ、正規転換を図っていくべきですが、見解を伺います。

国は、教員を学びをデザインする高度専門職と位置づけていますが、それを保障する環境が整っていません。知事は、これまで、教員定数の基準などは、どちらかというと低いレベルの保障になってしまっている。教員の数をどのようにしていくかといった直接予算に関する事案について必要な予算づくりを知事として進めていきたいと本会議で答弁されてきました。

しかし、県独自の加配では限界があり、国加配も25人規模学級導入で使い果たしてしまっている。加えて、欠員対策のために県単独で正規の教員を配置しなければ立ち行かない事態が生じているのが本県の実情です。

学びをデザインする高度専門職としての教員の在り方を担保するための教員増員の実現を標準法の改正によって国に求めていく意思をお持ちでしょうか。

以上、知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 信州教育について5点質問をいただきました。

まず、小学校1年生の25人規模学級の導入目的と学年1学級への対応についてでございます。

小学校1年生に25人規模学級を導入することで、学習面や生活面での支援をより丁寧に行うことができるなど、児童一人一人の実態に即した関わりが可能となります。特に、小学校1年生は環境の変化に伴う不適応等を生じやすい時期であることから、早期の気づきや初期支援につなげることができることを目的としております。

一方、1学年児童数が31人から35人の学校に本事業を適用した場合、1学級当たりの児童数は15から18人となり、学校現場からは、この規模では社会性や協働性が育てにくいのではないかという声があり、こうした点を踏まえ、1学年の児童数が31人から35人の学校は学年1学級としたところでございます。なお、これらの導入対象とならない学級に対しては、学習習慣形成支援のための非常勤教員を加配措置し、個に応じたきめ細やかな支援を行ってまいらる予定でございます。

続きまして、段階的な25人規模学級の実施についてでございます。

県教育委員会といたしましては、一人一人に応じた教育を推進するため、子供の発達段階を考慮し、まず小学校1年生における指導の在り方が重要であると考えております。このため、来年度から、小学校1年生に25人規模学級を導入し、児童の学びへの支援やカリキュラム研究を行いながら、生活習慣や学習基盤の形成を確かなものにしていくことを優先してまいらる所存でございます。

その上で、導入した学校の子供たちの様子や現場の教員の声等を聞くなど、その効果の検証をしながら、発達段階に応じた学級規模について研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、パイロット校選定についての考え方についてでございます。

選定に当たっては、労働人口の減少、AIやDX等の進展による産業構造の変化といった人材育成上の課題に鑑み、国が示した3類型に即して、まずは県として早急に取り組むべき課題と目標を設定いたします。その上で、中山間地が多く県土が広いという地理的条件等も考慮しながら、効果的に改革を先導し得る学校をパイロット校として選定していく予定でございます。また、課題設定やパイロット校選定を含む事業全体を進めていく際には、地域や産業界、知事部局等と十分に連携協働して取り組んでまいります。

また、高等学校教育改革等推進事業債の活用についてでございますが、本事業債は、国が本年2月13日に策定した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、来年度中に都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画に基づいて実施する事業が対象とされております。

具体的には、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化及び

地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備が対象となることから、現在、県立高等学校全体で進めている特色化の推進やパイロット校での取組、成果の普及等において積極的な活用を検討してまいります。

続きまして、塩尻市の取組成果と今後の全県展開、教員を支える取組の支援についてでございます。

県教育委員会では、塩尻市をモデルとして継続的に学校訪問し、働き方改革の進め方について専門家の知見を交えながら支援してきたところでございます。

塩尻市は、登校した児童を見守る地域ボランティアとの連携や5時間授業日の充実、自動採点システムの導入などの取組を進めることにより、教職員の負担軽減が図られたものと認識しております。

県教育委員会では、得られた成果や好事例を働き方改革シェアミーティングや各市町村教育委員会及び学校に定期配信する「はたらきかた改革通信」を通じて発信しており、その取組が広がってきているところでございます。

また、学校業務の協働・分担においては、令和7年9月の子どもの学びをトコトン支える県民の会の共同宣言等で機運醸成を図ってきたところでございます。

今後は、学校現場が業務を地域に委ねることについて前向きに検討できる意識の醸成や、県・市町村教育委員会の伴走支援、スキル向上が重要であると考えております。そのため、文部科学省の学校における働き方改革支援事業を活用し、教職員向けに業務の棚卸しや優先度づけを行うワークショップを実施し、県と長野市、松本市、塩尻市及び南箕輪村の各教育委員会がその実行を伴走支援する取組を進めてまいります。

今後は、県教育委員会の指導主事等が直接学校に出向き、各校における働き方改革が実装できるよう、ワークショップ等を取り入れた伴走型の支援を実施してまいります。

最後に、学校改革に向けた管理職の養成についてでございます。

議員御指摘のとおり、子供主体の学びの実現に向けた学校改革を進めるためには、明確なビジョンを示し、その達成に向けて学校を運営するリーダーが必要でございます。一方で、昇任適齢期にある40代の教職員が少ないことや教頭職の多忙化等を背景に、教頭の志願者が減少しており、喫緊の課題であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、管理職としての資質を高められるよう、ウェルビーイング実践校T O C O-T O N（トコトン）などへの改革に取り組む学校への教員配置を促進するとともに、幅広い校種、学校規模、研修機関等への異動を進め、多様な経験を積めるようにしているところでございます。

また、教頭業務の軽減化や分業化を進めるため、教員以外の人材活用を図り、教頭職への魅

力を高めることで、教頭の志願者を増やし、管理職としての質の向上が図られるよう、市町村教育委員会や学校と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教育行政に関連して３点御質問をいただきました。

まず、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の実施について、国への予算措置を求めていく必要があるのではないかという御質問でございます。

私も、子どもの学びをトコトン支える県民の会に参加させていただき、まさにその場で国が示している学校と教師の業務の３分類について参加された皆さんと意見交換をさせていただいたところでございます。

私がどういう思いでそこで皆さんのお話を伺っていたかと申しますと、まさにこうした取組こそが自治の原点だと。国から言われたことをそのまま唯々諾々とやるのではなく、県内でもやはり状況が違うわけでありますので、まさにこうした対話をどんどん広げていくことが重要だと思いながら参加させていただいたところでございます。

教員の皆さんの業務量をどう少なくしていくかということは、国全体の共通課題でありますし、我々としてもしっかり取り組んでいくということが重要だと思っております。ただ、それぞれの地域、それぞれの特徴があり、また、独自の課題もありますので、まずはそれぞれの地域、学校がどうやって業務を削減していくのか取組を進めていっていただくことが重要ではないかというふうに思っておりますし、そうした地域の取組を応援していきたいと思っております。

教育委員会の皆さんと一緒に、私も学校現場の声、課題や悩みに真摯に向き合っていきたいというふうに思っております。

私が横浜市にいたときに、横浜市の職員と長野県内の小規模町村の職員が交流をしていたときに感じたことは、同じ仕事でも、まさに御質問にあったように、政令指定都市での取り組み方と町村の取り組み方は全く違います。どちらがよくてどちらが悪いということではなくて、町村の職員が横浜市に行って仕事の仕方の違いにすごく感動しておりましたし、また、横浜から来た職員は、本当に小さな町村で一人一人の職員が頑張って対応している、駐車場の案内までしているということに感動しておりました。

そうした意味では、やはりそれぞれの地域で、まさに学校が行わない仕事をどうやっていくかということを中心にしてしっかり考えていただくことが重要だというふうに思っております。

学校現場や市町村では対応できない共通の課題が出てきたような場合には、我々県としても対応を考えなければいけないというふうに思いますし、また、必要があれば国に対しても働き

かけていきたいと考えております。

続きまして、財政措置を講じて教員の正規転換を図っていくべきではないかという御質問でございます。

予算上の制約で正規転換を遅らせる、阻むという発想は全くないということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

短期的に正規教員を増やしていくということになると、教員採用試験の倍率が低下して、教員の質の担保という点でリスクがあるということ、また、年齢構成のバランスが偏ってしまうと学校運営に支障が生じる可能性があるといったようなことで、一気に正規化していくことはなかなかいろいろな課題があるというふうに受け止めております。

こうしたことから、県教育委員会におきましては、新規採用者数を計画的に増やしてきております。今年度の採用者数は398名ということで、これは10年前の1.6倍という状況でございます。このように徐々に正規率を上げていくということが一定の合理性があるものというふうに思っておりますし、例えば、任期付任用制度の活用を進めていくことも必要だというふうに私は思っておりますが、そうした取組も進めていただいているというふうに伺っております。

このままの採用数を維持していくことができれば、定年延長が終了する6年後には正規教員の割合が約9割、10年後には約95%になるというシミュレーションを教育委員会において行っているというふうに伺っております。こうした中長期的な見通しを踏まえ、教育水準を維持しながら計画的に正規教員の割合を高めていってもらいたいと考えております。

最後に、国の標準法の改正を求めていくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

本県におきましては、国の40人以下学級に先んじて35人以下学級を平成14年から実施して、順次拡大してまいりました。学級規模を小さくすることで、授業が分かるという児童生徒の数が増加し、また、先生が自分のよいところを認めてくれているというふうに感じる生徒の割合も増えてくるなど一定の成果があるというふうに受け止めております。

今後、教員が専門性を十分に発揮して教育をさらに充実させていくためには、私としても、教員の数を増やしていくこと、学級の規模を小さくしていくことは必要だというふうに考えております。今後も、教育委員会と十分に意思疎通を図らせていただきながら、必要に応じてこの義務標準法の改正について国に要望していきたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） 今、知事から学びの改革県民会議、これは自治の原点を表しているのではないかなというような答弁をいただいたところであります。

私も日程が合えば傍聴させていただいておりますが、やはりそこで出てくる意見というのは、

現場のものに即して、こういうものが必要だと、どういうことをやっていけば変えていけるのかという真摯な議論がされているというふうに思っております。

教員の業務をいかに地域に出していくかということが今後大きな課題となっていくと思えますけれども、そこでキーを握っているのは、信州型コミュニティスクール、これをいかに活用していくか。

私の学校でも信州型コミュニティスクールを実施しておりますが、かつては年に2回、今は1回になってしまいましたが、運動会に合わせて学校の周囲の草刈りをやると、そのぐらいの活動にとどまっております。そういったものを今後どのように変えていくのか。学校によっては地域の方にたくさん学校の中に入ってきていただいているところもある。そういうところを参考にしていきながら、そういったコミュニティスクールのありようを今後検討していただきたいというふうに思います。

教員の確保は非常に重要な問題でありまして、学びをデザインする高度な専門職、こういうふうに国が位置づけているのであれば、学校に余裕を持たせていかなければいけない。あるいは、教職を志望している人が教員になることをためらうというようなことがあってはならない。そういう方向の……

○議長（依田明善君） 小林東一郎議員に申し上げます。申合せの時間が経過いたしましたので発言を終了願います。

○45番（小林東一郎君） 改善がなされていくことを強く期待いたしまして、質問といたします。

○議長（依田明善君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君） 次に、知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君） 次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年3月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 8 年 2 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 77 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案

第 78 号 公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、事件案 1 件及び令和 7 年度一般会計補正予算案です。

事件案は、「公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について」であります。

昨年10月、松本平広域公園総合球技場において、照明用架台の鋼材の一部がスタンドに落下したことに伴い、利用者の安全確保のため、県が施設利用を制限した結果、株式会社松本山雅が開催を予定していたＪリーグ公式戦４試合の会場が変更となり、同社に経済的な損失が発生しました。

今回の損失は県の利用制限に起因するものの、当該措置は施設管理者として条例に基づき実施した正当な行政行為であります。また、本事象は予見することが困難なものであり、県及び株式会社松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、負担の公平性を図るため、同社との間に長期安定的な利用関係が存在していたこと等を総合的に勘案し、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費及びシーズンパスの返金等に要した経費の２分の１について、和解により県が負担しようとするものであります。

補正予算案は、この和解内容を履行するための費用を計上したものであり、財源として地方譲与税を見込んでおります。

本年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと、１兆1,123億5,018万３千円となります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、本案につき質疑をいたします。

大畑俊隆議員、高島陽子議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

最初に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、大畑俊隆です。追加議案に対し、会派を代表して質疑を行います。

今回提出された議案は、松本平広域公園総合球技場において発生した照明用架台の鋼材の落下という事象に端を発しています。公園施設における部材落下は、利用者の安全に直結する極めて重大な問題であり、県が速やかに利用制限を行ったこと自体は、安全確保の観点からやむを得ない判断であったと受け止めております。

一方で、その利用制限の結果として、同球技場を主たる活動拠点とする松本山雅は、予定していたホームゲーム4試合の会場変更を余儀なくされ、大きな経済的な損失が生じたとのことであります。

県の説明によれば、今回の鋼材落下は予見困難であり、県、松本山雅双方に責めに帰すべき事由がないとされています。また、県が行った利用制限についても、条例に基づく正当な行政行為であると整理されております。

その上で、双方の責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、負担の公平性を図るため、長年にわたり同球技場を年間計画に基づいて安定的に利用してきた実績などを考慮し、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費と、シーズンパスの返金及び返金に要した経費の2分の1を県が負担することで合意が得られたとのことでした。

しかしながら、今回の議案は、県が管理する公共施設で事故が発生した場合に県はどの範囲まで責任を負うのか、県に法的な責任がないとしながら特定企業の損失を公金で補填する判断が妥当であるのかといった論点を含んでおります。特に、県が示したとおり、法的責任がないとしつつ、損失の一部を公費で負担することについて、その判断の妥当性は県民の理解を得る上で不可欠であります。

以上の観点から、栗林建設部長に以下2点伺います。

本事象は予見困難であり、県及び松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、協議の結果、県が松本山雅の損失の一部を負担することとしています。県に法的な責任がないと結論づけた理由について伺います。

また、今回、法的な責任が生じないにもかかわらず県が松本山雅の損失の一部を負担することについての見解を伺います。

以上であります。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 2点質問をいただきました。

最初に、県に法的責任がないと結論づけた理由についてのお尋ねです。

県は、建築構造の専門家による検討会からの意見を踏まえ、今回の事象は発生が極めてまれで、法令上も想定していない事象であり、予見することが困難であったこと。また、施設の設計、施工、管理のいずれにも、技術的、法令的な問題はなかったとしたことから、県の管理に法的な過失はないと考えております。

また、県が行った利用制限につきましては、施設管理者としての安全配慮義務を果たすという合理的な理由があり、利用者の安全と保護という公益目的のある長野県都市公園条例に基づく適法な行為でした。

これらから、県の管理に法的な過失がなく、また、利用制限も適法な行為であるため、県に法的な責任が生じるものではないと考えておりまして、これにつきましては松本山雅の同意も得ております。

次に、県が松本山雅の損失の一部を負担することとしたことに対する見解についてのお尋ねです。

松本山雅は、2012年にＪリーグ加盟以降、長年同リーグ公式試合のホームスタジアムとしてアルウィンを年間契約に基づき利用しておりました。本事象は予見することが困難なものであり、県及び松本山雅の双方に責めに帰すべき事由がないことから、損失の負担について両者で協議を行いました。その協議の結果、負担の公平性を図るため、松本山雅が施設利用に関して県と長期安定的な利用関係にあったことや、その活動が地域に大きく貢献していること、また、今回の損失が同社の経営に影響を及ぼす金額であることなどを総合的に勘案し、県が損失の一部を負担しようとするものであります。

以上です。

○議長（依田明善君） 次に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君） 県のプロサッカーチームである松本山雅ＦＣが、ホームスタジアムである松本平広域公園総合球技場「サンプロアルウィン」において公式戦を行うために長野県と契約を結んでいたことを踏まえ、栗林建設部長に質問します。

施設内の部材落下によって、安全確認や修繕、原状回復のために県が直ちに利用を制限した

事実があり、一方で、松本山雅ＦＣは、年間計画に従った試合日程で進めてきたところが、ホームスタジアムにおけるゲームを直前にキャンセルしなければならず、代替会場の確保に迫られたのが痛手だったことは間違いありません。

アルウィンには、長野県が所有し、指定管理者が運営しています。松本山雅ＦＣはそこをホームスタジアムとして登録しており、これにより、県とクラブの間に興行、公式戦を継続的に行う前提の信頼関係と契約関係が成り立ち、現在に至ります。

今回の決着について、使用する側の権利や説明責任の視点は欠かせないと考えます。松本山雅ＦＣが属する組織においては、単なる１回ごとの貸出しではなく、Ｊリーグのライセンス基準を満たすためのホームスタジアムとしての使用に関する合意・契約も存在するので、言わば大家とテナントの関係において、年間を通じてホームゲームを開催できることの保障を得る必要があります。長野県と松本山雅ＦＣとの間で公式戦の開催や優先的な利用に関する合意が継続的に交わされてきた背景があります。

このたび、県は、協議を経て損失費用の負担を決定されたとのことですが、株式会社松本山雅との協議の結果、損失の一部として県が２,４００万円余を負担することとしていますが、金額の積算根拠と妥当性について伺います。

ところで、所有者の責任という点で問うなら、スタジアムは長野県の所有物であるから、その構造物が落下したことで直ちに施設使用が不可能になった。つまり、施設の不備により使用中中止に至ったから工作物責任の検討の可能性もあったのではないかと考えます。しかしながら、今回は、金属疲労の不可抗力性や予見することが困難であるなど、県と株式会社松本山雅双方に責任はないものとしています。

突発的なアクシデントにより、松本山雅ＦＣが経営的、経済的、また心理的なダメージを負ったけれど、県は両者の負担の公平性を図るためとの理由で損失負担を行うとの判断で整理されました。

今回は、双方の歩み寄りで着地点を見定められたと理解しますが、使用上でのリスク対応とか権利関係などの決め事や根拠となる規定などはなかったのだろうかとの思いに至り、お聞きします。

このたびは、県の言う和解という形での株式会社松本山雅との合意となりましたが、これまでこうしたリスクに対して県と株式会社松本山雅ではどういった取決めがなされていたのでしょうか。

最後に、今回の鋼材落下により多くの県民が不安を感じたと思われますが、原因分析と対応について伺います。また、県民や松本山雅ファンに松本平広域公園総合球技場を安心して利用してもらうための県の取組について伺いまして、質疑といたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 3点質問をいただきました。

県の負担額の積算根拠と妥当性についてのお尋ねでございます。

まず、県の負担額は、その積算の根拠を、会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費とシーズンパスの返金に関する経費のうち、提出された資料などで事実関係が確認できるものに限定しております。また、負担の公平性を図るため、負担率は2分の1としております。

具体的に会場変更に伴い当然に発生すると認められる経費につきましては、アルウィンで開催した場合でも発生する経費を除き、選手、スタッフの移動費や看板等資機材の運搬費など1,878万2,232円としております。

また、シーズンパスは、サンプロアルウィンで年間予定されている全試合を観戦できることを条件に販売しているものであり、今回、会場変更によりその試合数が減ったことで返金が生じました。その返金に関連した経費は、会場変更による免責条項が定められていないことから、負担の対象とし、シーズンパスの所有者が返金を求めない金額を除いた2,954万3,504円としております。最終的にこれらの合計の2分の1である2,416万2,868円を県負担額といたしました。この金額は、会場変更に伴うやむを得ない支出の積み上げであり、妥当なものと考えております。

次に、県と松本山雅との取決めについてのお尋ねです。

今回の事象は、発生が極めてまれで、法令上も想定していないもので、予見することが困難であり、双方の責めに帰すべき事由がない例外的なものでありました。

県と松本山雅は、ホームスタジアムに関する確認書と、その取扱いを明確にすることを目的とした覚書を締結しており、その覚書において定めのない事項については、双方が協議して定めることとしておりました。このため、今回はこの覚書に基づいて松本山雅と協議を行い、解決を図ったものであります。

最後に、鋼材落下の原因分析とその対応についてのお尋ねであります。

県といたしましては、鋼材落下の原因を金属の疲労破壊と特定し、この疲労破壊は、長年風などの力が繰り返し加わったことによるものと推定しております。

このため、対策といたしましては、単なる原形復旧のみならず、風による振動を抑制し、強度を高める補強工事を類似部材も含めて実施したことでこれまで以上の安全性を確保しており、安心して御利用いただける状態となっております。

加えて、より快適に御利用いただけるよう、通路幅や座席の幅を広くする座席の改修工事にも取り組んでいるところであります。こうした取組により、さらに安全で快適な松本平広域公園総合競技場「サンプロアルウィン」となります。

引き続き、様々なツールを用いた情報発信なども行いながら、より多くの皆様に安心して御利用いただけるサンプロアルウィンとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（依田明善君）以上で第77号の予算案及び第78号の事件案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、第77号の予算案及び第78号の事件案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成
に関する決議案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

萩 原 清 丸 山 栄 一

賛 成 者

高 島 陽 子	服 部 宏 昭	佐々木 祥 二
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	山 岸 喜 昭	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	小 林 東一郎	荒 井 武 志
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 山 仁 志	小 池 久 長	百 瀬 智 之
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁
グレート無茶	清 水 純 子	川 上 信 彦
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫
毛 利 栄 子	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書案提
出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史

寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	子	埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫
花	岡	賢	一	望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	子	竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	明	小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	之	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁	グ	レー	ト	無	清	水	純	子
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦

青 木	崇	荒 井	武 志	高 島	陽 子
埋 橋	茂 人	続 木	幹 夫	花 岡	賢 一
望 月	義 寿	佐 藤	千 枝	丸 山	寿 子
竹 村	直 子	小 林	陽 子	林	和 明
小 池	久 長	百 瀬	智 之	清 水	正 康
小 林	あ や	奥 村	健 仁	グレート	無 茶
川 上	信 彦	加 藤	康 治	勝 野	智 行
勝 山	秀 夫	和 田	明 子	両 角	友 成
山 口	典 久	藤 岡	義 英	宮 澤	敏 文
小 林	君 男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意
見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林	東一郎	服 部	宏 昭	萩 原	清
風 間	辰 一	西 沢	正 隆	宮 本	衡 司
小 池	清	丸 山	栄 一	山 岸	喜 昭
堀 内	孝 人	酒 井	茂	共 田	武 史
寺 沢	功 希	大 畑	俊 隆	宮 下	克 彦
竹 内	正 美	丸 茂	岳 人	大 井	岳 夫
山 田	英 喜	向 山	賢 悟	早 川	大 地
垣 内	将 邦	青 木	崇	荒 井	武 志
高 島	陽 子	埋 橋	茂 人	続 木	幹 夫
花 岡	賢 一	望 月	義 寿	佐 藤	千 枝
丸 山	寿 子	竹 村	直 子	小 林	陽 子
林	和 明	小 山	仁 志	小 池	久 長

百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な
議論を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	山岸喜昭
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	続木幹夫
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書案
提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見

書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	荒井 武志
高島 陽子	埋橋 茂人	続木 幹夫
花岡 賢一	望月 義寿	佐藤 千枝
丸山 寿子	竹村 直子	小林 陽子
林 和明	小山 仁志	小池 久長
百瀬 智之	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	清水 純子
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	毛利 栄子	和田 明子
両角 友成	山口 典久	藤岡 義英
宮澤 敏文	小林 君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見

書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 山 仁 志

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意

見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 山 仁 志

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求め
る意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史

寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	林	東	一郎
荒	井	武	志	高	島	陽	子	埋	橋	茂	人
続	木	幹	夫	花	岡	賢	一	望	月	義	寿
佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子	竹	村	直	子
小	林	陽	子	林		和	明	小	山	仁	志
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

非核三原則の堅持を求める意見書案提出書

令和8年2月27日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

毛利栄子

賛成者

小	林	東	一郎	服	部	宏	昭	萩	原		清
佐	々	木	祥	二	風	間	辰	一	西	沢	正
宮	本	衡	司		小	池		清	丸	山	栄
山	岸	喜	昭	堀	内	孝	人		酒	井	茂
共	田	武	史	寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆
宮	下	克	彦	竹	内	正	美	丸	茂	岳	人
大	井	岳	夫	山	田	英	喜	向	山	賢	悟
早	川	大	地	垣	内	将	邦	青	木		崇
荒	井	武	志	高	島	陽	子	埋	橋	茂	人

続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
清 水 純 子	川 上 信 彦	加 藤 康 治
勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第2号「聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書案」、議第3号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書案」、議第4号「県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意見書案」、議第5号「公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な議論を求める意見書案」、議第6号「議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書案」、議第7号「就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見書案」、議第8号「登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見書案」、議第9号「地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意見書案」、議第10号「脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求める意見書案」及び議第11号「非核三原則の堅持を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

丸山栄一議員。

〔50番丸山栄一君登壇〕

○50番（丸山栄一君）議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議案」について、提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

私は、長野県議会拉致問題早期解決促進議員連盟の幹事長として、議員連盟の役員とともにこの決議案の提出を進めてまいりました。北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権と国民の生命、人権と安全に関わる重大な問題であり、決して風化させてはならない課題でございます。これまで拉致被害者御家族が長年にわたり耐え難い苦しみを強いられてきた現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

しかしながら、大きな進展が見られないまま関係者の高齢化も進み、政府認定被害者の親世代で御存命なのは、横田早紀江さんただ一人となってしまいました。これ以上の猶予は許されない状況となっております。

一方、政府では、最重要課題と位置づけ、その解決に向けて取り組んでいるところでございます。高市首相は、衆院選後、拉致被害者家族らと面会し、拉致問題の解決は私に課せられた使命だと強調し、北朝鮮と真っ向から向き合う覚悟を示した上で、あらゆる手段を尽くして私の代で突破口を開き、具体的な成果に結びつけたいと重ねて決意を表明いたしました。

家族会代表も、衆院選結果を踏まえ、北朝鮮からすれば交渉相手として一切の不安や心配がないとし、被害者の帰国に向けて「決める政治」を実現してほしいと、期待を込め、要望されました。

拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であります。その関心と認識を深めることで国民が心をつなげて取り組んでいくことが、問題解決に向けた力強い後押しになると考えております。

特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代に対しては、事実と教訓を継承することで、拉致問題は過去の出来事ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為で

あることへの理解促進を図ることが重要な課題であり、国務大臣、文部科学大臣の連名により、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」の積極的な授業での活用促進について各都道府県知事及び教育委員会教育長に通知がなされたところでございます。

よって、私たちは、被害者の皆様の思いを決して風化させないよう、拉致問題を正しく理解し、その現実を広く社会に伝えるため、拉致問題に関する映像作品などの啓発資料を積極的に活用した若い世代への啓発活動を推進し、拉致問題の解決に向けた機運を醸成するとともに、この効果を県内から全国に波及すべく、決意を表明するものでございます。

以上、申し上げました理由から本決議案を提出した次第でございます。議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る3月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会

令和 8 年 3 月 12 日

長野県議会（定例会）会議録

第 9 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第9号)

令和8年3月12日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）議事日程

午後 1 時開議

各委員長の報告案件

委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

各委員長の報告案件

委員会提出議案

午後 1 時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●委員会審査報告書提出報告

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（依田明善君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、環境文教委員長の報告を求めます。

百瀬智之委員長。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または同意すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

いわゆる高校無償化や急激に進む少子化など、県立高校を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後県立高校が果たしていくべき役割や、特色化、魅力化の方向性などについて委員から質問がありました。

教育委員会からは、生徒一人一人の「学びたい学び」を実現することを大前提に、地域との密接な連携や外部人材の活用などにより、各校の特色、魅力をさらに深化させていくとの答弁があったほか、高校再編については、長野県の未来をどのように描くかという観点とも深く関わることから、知事部局と共に議論を進めていくとの答弁がありました。

このほか、小学校低学年における25人規模学級の今後の展望、部活動の地域展開に対する支援策、教員の働き方改革の取組などについても活発な議論が交わされたところであります。

次に、環境部関係であります。

水道事業の広域連携について、委員からは、市町村間の連携が進むよう、県として積極的に取組を進めるべきであるとの意見がありました。

これに対し、環境部からは、長野県水道ビジョンに基づき、圏域ごとの事業統合や事務の共同化を進めるとともに、市町村長を対象としたセミナーの開催などを通じて市町村相互の連携が促進されるよう、広域連携の推進役として積極的に役割を果たしていくとの答弁がありました。

また、長野県地球温暖化対策条例の改正による新築住宅のZEH水準適合の義務化に関し、積極的な広報や支援の拡充を求める意見があったほか、下水汚泥資源肥料化のさらなる推進についての要望などが出されました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第66号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決

定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

埋橋茂人委員長。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

委員からは、大きな転換期を迎えた本県の農業をいかに変革させ、持続可能なものとしていくか質問がありました。

農政部からは、抜本的な対策を講じることが不可欠との認識の下、担い手の企業参入・育成、生産性、収益力の向上、基盤整備の加速化などの総合的な改革を進めていくとの説明がありました。

これに対し、委員からは、農地の集約や施設の再編においては、国の農業構造転換集中対策を有効活用するとともに、農業農村支援センターや市町村、関係機関などと連携を強化し、県が率先して進めるべきとの意見が出されました。

そのほか、畜産振興について、生産者の自立した経営を支援し、県内のブランドを守りながら地域の発展につなげるべきとの意見や、スマート農業のさらなる推進に向け、担い手が減少していく中でも生産力を維持するため、様々な普及方法を検討するとともに、導入後のサポート体制も充実すべきとの意見がありました。

次に、林務部関係であります。

委員からは、ツキノワグマ対策について今後どのように進めていくのか質問がありました。

林務部からは、市町村の枠を超えた広域的な連携が重要であり、連携モデルの構築による捕獲体制の確立のほか、ゾーニング管理の導入や専門人材の育成・確保など総合的に対応していくとの説明がありました。

これに対し、委員からは、各取組について評価・検証を行い、その成果を横展開することで、より効果的な対策につなげていくべきとの意見がありました。

このほか、非住宅分野を含めた県産材の活用促進や大径材の需要拡大に向けた戦略の強化、アカマツの松くい虫被害に対する対応や利活用について議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第66号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

清水正康委員長。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） 県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

人権政策審議会で検討を重ねてきた長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の答申が今月中に予定されていることを踏まえ、複数の委員から、条例の制定に伴い構築する人権侵害に対する救済体制に関して、相談窓口の充実など実効性を確保するための取組について質問が出されました。

県民文化部からは、相談支援を行う相談員の資質向上について、新たな条例に基づく施策の内容を考慮しつつ検討を進めるほか、人権オンブズパーソン（仮称）について設置に必要な予算等の検討を進め、救済体制の中核としての機能を十分発揮できるよう対応してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、来年度着手するユースカウンスルの設立に向けた検討について、行政の政策立案に若者の声を生かす取組などにより、本県の未来を担う人材の育成に期待する発言があったほか、セイジ・オザワ松本フェスティバルについて、毎年県が一定の負担金を支出していることを踏まえ、県内の子供や若手演奏家をはじめ、幅広い県民を対象にした事業展開を求める要望

などが出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、医師の働き方改革の進展や看護師等養成所の定員充足率の低下などを踏まえた今後の医師・看護人材の確保策について質問が出されました。

健康福祉部からは、まず医師確保策として、来年度から医学部の地域枠を増設して修学資金貸与事業を実施するとともに、地域の中核的医療機関に対し医師派遣を行う信州大学医学部附属病院への補助制度の創設等により医師配置の最適化を図っていくこと。

看護職員の確保については、来年度、看護師等養成所への運営費補助金の単価引上げにより支援の充実を図ってまいりたいとの答弁がありました。

また、これに関連し、委員から、女性医師や民間病院の医師確保に対する支援のさらなる充実のほか、看護学生確保のための地域と連携した支援に取り組むよう要望が出されました。

このほか、宿泊事業者を対象としたトラブル発生時の対応に関する規制強化等についての現在の想定や、移転予定地が決定した県立総合リハビリテーションセンターの施設整備方針の詳細についてなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第66号の予算案、第29号の条例案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

竹内正美委員長。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決

定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部からは、移住・交流、多様な関わりの展開を推進するため、令和８年度は、空き家になることが懸念される住まいを、空き家にせず、市場への流通を促す取組を進めていくとの説明がありました。

委員からは、空き家対策は県だけで進めても十分に浸透しないことから、弁護士などの専門家、また、住民に一番身近な市町村と連携した取組を求める意見が出されました。

また、複数の委員から、アルウィンで発生した部材落下における県の責任の在り方や、点検体制、再発防止策などについて質問がありました。

建設部からは、これまで法律に基づく点検は確実に実施してきたものの、今回の事象は極めてまれで予見が困難であったこと。今後は、足場を用いた目視や打診、高い箇所はドローン等を活用することで、より精度の高い点検を行い、施設の安全管理に万全を期していくとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、原因究明を踏まえた対応策の強化に努めることや、利用者の不安を解消するため、補強工事後のアルウィンの安全性について積極的な情報発信を求める意見が出されました。

このほか、第三次担い手３法の全面施行を踏まえた建設産業の処遇改善に向けた取組などについて活発な議論が交わされました。

次に、危機管理部関係であります。

危機管理部からは、長野県地震防災対策強化アクションプランの取組の一つとして、備蓄の準備や信州防災アプリを活用したタイムラインの作成など、平時から一人一人に災害に備えていただくため、様々な媒体を活用して情報発信を行ったとの説明がありました。

委員からは、日常で使う物品を災害時にも活用するフェーズフリーの考え方のように、県民の行動変容につながる啓発の推進を求める意見がありました。さらに、危機管理部がアクションプラン全体の取組状況を把握し、関係部局と目指す方向を共有しながら進めるよう要望がありました。

このほか、消防団員を確保するため、学生の入団促進に向けた活動などについて活発な議論が交わされました。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号、第66号及び第77号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

丸茂岳人委員長。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

委員からは、政府の進める地域未来戦略について、その二本柱となる国主導の戦略産業クラスターと知事主導の地域産業成長プランの双方で、県として位置づけを狙う成長分野の認識や検討体制などについて質問がありました。

産業労働部からは、フードテックや航空宇宙産業を例に、県の強みを深掘りし、国際競争力の向上につながる分野を核とする方向性が示されるとともに、知事トップの検討本部を速やかに立ち上げ、検討を進めていくとの答弁がありました。

委員からは、国に歩調を合わせた迅速な対応とともに、関連財源の最大限の活用、また、工業技術総合センターの今後のあり方を検討してきた優位性を生かし、これを一体的に戦略に位置づけるよう求めました。

また、女性リーダーの育成・登用促進事業に関する事業構築の背景や展望のほか、賃上げ環境の整備など事業者を支援する様々な施策について議論がなされたところであります。

次に、観光スポーツ部関係であります。

委員からは、宿泊税の効果を確実に実感いただくため、制度開始後5年間の取組が特に重要と指摘した上で、これを財源とする事業、具体的には、観光コンテンツの整備促進について、

事業期間の確保や本県観光の目玉となるコンテンツを整備すること。観光M a a S推進について、システム構築後の適切な運用や対象地域の観光ポテンシャルの向上につなげていくこと。観光まちづくり推進について、支援地域の選定を丁寧に進めること。市町村交付金の活用について、地域振興局との連携を図ることなど様々な意見がありました。

観光スポーツ部からは、こうした意見やこれまでの県議会での議論を踏まえ、旅行者、宿泊事業者の理解もいただきながら効果的な活用にも努めていく旨、答弁がありました。

このほか、部活動地域展開の目指す姿や、過去最多となる山岳遭難の防止対策など様々な議論が交わされました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、新たな経営戦略に沿った来年度事業などについて説明がありました。

このうち、企業局発電所から災害時に電力を供給する実証実験について、委員からは、住民生活の安心・安全やエネルギー自立に資する本取組を高く評価するとともに、実施に当たっては、関係機関との連携や地域住民の理解に配慮し、実証結果を踏まえたさらなる展開を検討するよう意見がありました。

さらに、水道水の安定供給に向けた適正な料金水準の検討や専門人材の確保などに関し様々な質問がなされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第66号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君） 総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

警察本部からは、日本一安全・安心な信州を目指して各種施策を推進していくとの説明がありました。

委員からは、交通事故の発生件数、死者数が大きく減少したことを評価する一方、高齢者が当事者となる交通事故の発生が依然として高い割合で推移していることから、より一層の取組を求めました。

警察本部からは、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題であると認識しており、交通事故防止対策の中でも最重点と位置付けて推進していくとの答弁がありました。

また、警察官の確保について、委員からは、SNSを活用した警察の魅力発信やスポーツ選手の採用など新たな取組に期待するとともに、引き続きあらゆる手法を活用して人員の確保に向けて取り組み、有事に備えた万全な警察体制を確立するよう意見が出されました。

このほか、自転車に対する交通反則通告制度について高校生等への周知をなお一層徹底するよう求めるなど意見が出されました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

令和8年度当初予算案について、委員からは、地域公共交通に関して、県民の暮らしを支える路線バスの維持やバスドライバー人材の確保、県下統一地域連携ＩＣカードの導入などへの支援を十分に行い、最適な地域公共交通の構築に取り組むよう意見が出されました。

また、新規事業である県と市町村の連携・協働による行政体制最適化推進事業や、国際交流の推進に向けた江原特別自治道友好交流協約締結10周年記念事業と中南米長野県人会周年記念事業について、事業内容やポイントを確認するとともに、事業の着実な推進など様々な意見や要望が出されました。

このほか、委員からは、昨今のインフレの状況等を踏まえた持続可能な財政運営に努めることや、「伝わる広報」の取組について、伝えたいことを書く広報では効果が限られるため、県民が理解できる内容で関心を持たせ、行動につながる広報とするよう求めたほか、業務改革の推進、移住プロモーションの刷新などについても意見や質問が出されたところでもあります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号、第66号及び第77号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和8年度長野県一般会計予算案」につき討論をいたします。

両角友成議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、会派を代表して、第1号「令和8年度長野県一般会計予算案」に反対の立場で討論を行います。

提出された当初予算案は1兆658億5,189万8,000円で、人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共生に努め、県民起点、現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るため、しあわせ信州創造プラン3.0を着実に推進するための予算とされています。また、長野県総合経済対策に基づき、支援策を実行するための第三弾の予算ともされています。

予算案には、公立小学校及び県立特別支援学校の小学部・中学部の給食費無償化、精神障がい者の入院医療費助成、小学校1年生の25人規模学級の実施、県立高校の全ての教室へのエアコン設置、全ての県立高校のトイレの洋式化など、私たちが機会を捉え要望してきた予算も盛り込まれています。これらは県民の期待に応えるものであり、歓迎するものです。

一方、失われた30年の中で衰退し続けた日本の経済。平成の初めの頃と比較し、100万円以上下がった所得の中央値。GDPは、今年、インドにも抜かれて世界第5位になる見通しとのことです。

円安が続く中、原油価格の高騰は、県民生活にとってもボディーブローのように徐々に痛手となって現れるのではないのでしょうか。

国の予算は、防衛費、国債費等の増加も相まって、過去最大に膨らもうとしています。しかし、消費税減税の行方を見ても、生活苦解消には向いていません。令和4年初めから続いている諸物価高騰が生活困難層へのさらなる追い打ちとなっています。加えて、この年度から、子供・子育て支援に関して新たな負担増となります。

こんな中、長野県では、新たな税、宿泊税が6月からスタートします。令和13年までの5年間で計100億円余の税収を見込んでおりますが、目的税であるのに、使い道を見ると、一般財源で行える事業と思えるものが多く、やはりさきに私たちが指摘したとおり、導入ありきで強引に進め、使用は後付けとなっていることが、この年度の予算に見て取れると言わざるを得ません。しかも、宿泊事業者には帳簿や書類の備付けが求められ、違反すると拘禁刑や罰金刑もあります。さらに、事業者には、毎月の宿泊税の申告納税などの事務が大きな負担となることへの懸念もあります。

リニア関連では、関係する道路建設や移転が進められてきました。しかし、開業が大幅に遅れ、開業時期が見通せない中でも、さらに長野県駅、駅前整備、駅前活用事業が進められ、また、ＪＲ東海社長は、追加費用が必要なら飯田市や長野県の負担を協議したいと発言しています。どこまで負担が増えるか分かりません。

予算案では、地域振興費793万円、建設促進費671万円が盛られていますが、このまま進めてよいものなのか。これまでの県の予算、そして今後の事業と予算が有効に活用されるのか、問われています。

リニア工事は一旦立ち止まり、事業の再検討を行い、住民に説明責任を果たすようＪＲ東海に求めるべきです。よって、関連予算を認めるわけにはいきません。

地方自治の本旨は、住民の福祉の向上にあります。これに照らしても、予算案は十分ではありません。国の悪政に対する防波堤となる県政、県民と共に環境を、平和を守る県政、先に希望が持てるものになるよう求め、討論いたします。

○議長（依田明善君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第66号「令和7年度長野県一般会計補正予算（第8号）案」及び第77号「令和7年度長野県一般会計補正予算（第9号）案」につき一括して討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案それぞれ、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告中、第29号「国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告は原案可決であります。本案、委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（依田明善君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●委員会提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議会運営委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

委第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則案提出書

令和8年3月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

議会運営委員長 寺 沢 功 希

長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●委員会提出議案

○議長（依田明善君）本案を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会の日程は、改めて書面で御通知申し上げます。

これをもって散会いたします。

午後1時33分散会

令和 8 年 3 月 12 日

長野県議会（定例会）会議録

第 10 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会（定例会）会議録（第10号）

令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）

出席議員（55名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番	佐々木 祥 二
56 番	萩 原 清

57 番	服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

49 番	宮 澤 敏 文

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇一郎
副 知 事	新 田 恭 士
総 務 部 長	須 藤 俊 一
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正

財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉
議 事 課 長	小 山 雅 史
議事課企画幹兼 課 長 補 佐	山 本 千鶴子

議事課担当係長	萩 原 晴 香
総 務 課 主 査	東 方 啓 太

令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）議事日程

午後 4 時 20 分開議

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

常任委員の辞任（日程追加）

本日の会議に付した事件等

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

常任委員の辞任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

午後 4 時 20 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員、同委員長及び同副委員長の選任、議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任、長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙並びに知事提出議案についてであります。

●常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、任期満了に伴う常任委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、常任委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。常任委員長及び同副委員長にお手元に配付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、常任委員長及び同副委員長に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

●常任委員の辞任

○議長（依田明善君）次に、依田明善及び中川博司副議長から、ただいま選任されましたそれぞれの常任委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました常任委員辞任の件を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。依田明善及び中川博司副議長の常任委員の辞任は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、依田明善及び中川博司副議長の常任委員の辞任は、許可することに決定いたしました。

●議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、任期満了に伴う議会運営委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員にお手元に配付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。議会運営委員長及び同副委員長にお手元に配

付いたしました名簿のとりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び同副委員長に名簿のとりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

●長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○議長（依田明善君）これより長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

長野県地方税滞納整理機構議会議員に宮下克彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました宮下克彦議員を長野県地方税滞納整理機構議会議員の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮下克彦議員が長野県地方税滞納整理機構議会議員に当選されました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年3月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和8年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第79号 監査委員の選任について

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を議題といたします。

本件に関する地方自治法第117条の規定による除斥対象者は共田武史議員でありますので、退場願います。

〔除斥対象議員退場〕

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本定例会の会期は3月16日まで4日間残っておりますが、本日をもって閉会するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会におきましては、令和８年度当初予算案をはじめとする多数の議案につきまして、それぞれ御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に際し議員各位から頂戴いたしました様々な御意見を踏まえ、しあわせ信州創造プラン3.0の推進、総合経済対策の実行などに全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、県勢発展のため、なお一層御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後４時26分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 8 年 2 月 13 日上程・令和 8 年 3 月 12 日可決)

第 1 号	令和 8 年度長野県一般会計予算案	1
第 2 号	令和 8 年度長野県公債費特別会計予算案	20
第 3 号	令和 8 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算案	23
第 4 号	令和 8 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予 算案	25
第 5 号	令和 8 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備 等資金貸付金特別会計予算案	27
第 6 号	令和 8 年度長野県国民健康保険特別会計予算案	29
第 7 号	令和 8 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算案	32
第 8 号	令和 8 年度長野県農業改良資金特別会計予算案	34
第 9 号	令和 8 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案	36
第 10 号	令和 8 年度長野県県営林経営費特別会計予算案	38
第 11 号	令和 8 年度長野県林業改善資金特別会計予算案	41
第 12 号	令和 8 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予 算案	43
第 13 号	令和 8 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算 案	45
第 14 号	令和 8 年度長野県流域下水道事業会計予算案	48
第 15 号	令和 8 年度長野県電気事業会計予算案	52
第 16 号	令和 8 年度長野県水道事業会計予算案	56
第 17 号	長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る条例の一部を改正する条例案	60
第 18 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例案	61
第 19 号	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に	

	関する条例の一部を改正する条例案	62
第 20 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	63
第 21 号	長野県県税条例等の一部を改正する条例案	66
第 22 号	長野県公告式条例の一部を改正する条例案	69
第 23 号	長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案	70
第 24 号	長野県立美術館条例の一部を改正する条例案	71
第 25 号	資金積立基金条例の一部を改正する条例案	72
第 26 号	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案	73
第 27 号	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	74
第 28 号	長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案	77
第 29 号	国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	78
第 30 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案	79
第 31 号	長野県附属機関条例の一部を改正する条例案	81
第 32 号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案	82
第 33 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	84
第 34 号	長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	92
第 35 号	長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案	94
第 36 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	95
第 37 号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案	96
第 38 号	国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案	101
第 39 号	長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案	104
第 40 号	浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案	109

第 41 号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	110
第 42 号	長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案	111
第 43 号	包括外部監査契約の締結について	112
第 44 号	交通事故に係る損害賠償について	113
第 45 号	地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について	115
第 46 号	地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について	116
第 47 号	県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について	117
第 48 号	県営林道事業施行に伴う市町村の負担について	121
第 49 号	長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について	122
第 50 号	長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について	123
第 51 号	道路上の事故に係る損害賠償について	124
第 52 号	道路上の事故に係る損害賠償について	126
第 53 号	一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について	128
第 54 号	一般県道上松南木曽線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について	129
第 55 号	一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について	130
第 56 号	一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について	131
第 57 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について	132
第 58 号	一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について	133
第 59 号	道路事業施行に伴う市町村の負担について	134
第 60 号	急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について	137
第 61 号	都市計画事業施行に伴う市町村の負担について	141
第 62 号	流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について	143

第 63 号	流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担 について……………	145
第 64 号	高等学校の統合について……………	147
第 65 号	伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について……………	148

（令和 8 年 2 月 13 日上程）

報第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処 分報告……………	193
報第 2 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	195
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	197
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	199
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	201
報第 6 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	203
報第 7 号	訴えの提起の専決処分報告……………	212
報第 8 号	訴えの提起の専決処分報告……………	214
報第 9 号	訴えの提起の専決処分報告……………	216

（令和 8 年 2 月 19 日上程・令和 8 年 3 月 12 日可決）

第 66 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案……………	149
第 67 号	令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案……………	168
第 68 号	令和 7 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補 正予算（第 1 号）案……………	171
第 69 号	令和 7 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案……………	173
第 70 号	令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 補正予算（第 1 号）案……………	175
第 71 号	令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案……………	177
第 72 号	令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案……………	181
第 73 号	令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正 予算（第 2 号）案……………	183

第 74 号	令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案	185
第 75 号	令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案	187
第 76 号	令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案	188

（令和 8 年 3 月 2 日上程・令和 8 年 3 月 12 日可決）

第 77 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案	189
第 78 号	公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について	191

（令和 8 年 3 月 12 日上程・同日可決）

第 79 号	監査委員の選任について	192

（2）議員提出議案

（令和 8 年 3 月 2 日上程・同日可決）

議第 1 号	北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運の醸成に関する決議（案）	218
議第 2 号	聴覚障害の認定に係る制度の見直しを求める意見書（案）	219
議第 3 号	北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組の更なる推進を求める意見書（案）	220
議第 4 号	県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化を求める意見書（案）	221
議第 5 号	公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けた慎重な議論を求める意見書（案）	222
議第 6 号	議会との連携による主権者教育の推進を求める意見書（案）	223
議第 7 号	就労意欲のある難病患者等への支援の強化を求める意見書（案）	224
議第 8 号	登山道の維持・管理に関する法制度の整備を求める意見書（案）	225
議第 9 号	地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な議論を求める意見書（案）	226

議第10号 脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりを求め る意見書（案）	227
議第11号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）	228

(3) 委員会提出議案

（令和8年3月12日上程・同日可決）

委第1号 長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）	229

2 諸般の報告

（令和8年2月13日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	230
長野県国民保護計画の変更について	231
令和7年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	232
現金出納検査結果	233

（令和8年2月19日報告）

人事委員会意見回答	234

（令和8年3月12日報告）

令和7年度包括外部監査の結果に関する報告について	235
現金出納検査結果	236

3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨

危機管理部長議案説明要旨	237
企画振興部長議案説明要旨	244
総務部長議案説明要旨	254
県民文化部長議案説明要旨	260
健康福祉部長議案説明要旨	271
環境部長議案説明要旨	284
産業労働部長議案説明要旨	292
観光スポーツ部長議案説明要旨	299
農政部長議案説明要旨	305

林務部長議案説明要旨	313
建設部長議案説明要旨	318
4 発言通告者一覧表	331
5 陳情文書表	333
6 委員会審査報告書	
環境文教委員会	334
農政林務委員会	340
県民文化健康福祉委員会	344
危機管理建設委員会	350
産業観光企業委員会	356
総務企画警察委員会	359
7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿	364
8 常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿	365

議 第 1 号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた 機運の醸成に関する決議（案）

北朝鮮による日本人拉致問題について、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側から一方的に特別調査委員会の解体が宣言されて以降、大きな進展が見られていない中、昨年就任した高市首相は、内閣の最重要課題として、「解決は私に課せられた使命」と意欲を示した。

事態を打開するためには、世論の高まりが不可欠であることから、これまでも、国によって様々な広報活動が行われてきたが、幅広い年齢層からの支持を得るためには、特に、問題に触れる機会の少なかった若い世代に対する働きかけが求められている。

本県では、拉致問題に関する映像作品が人権の授業等で使用された事例もあるが、その一方で、被害者及び家族の高齢化が進む中、取組の強化が急務となっており、政府の動きを国全体で後押しするためには、地方自治体における普及・啓発の更なる推進がますます重要となる。

よって、本県議会は、教育現場等における広報資料の積極的な活用により、若年層を含む県民一人ひとりの理解促進を図り、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた機運を醸成するとともに、その効果を県内から全国に波及すべく、決意を表明するものである。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会

聴覚障害の認定に係る制度の見直しを
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、誰もが相互に個性を尊重し合う社会の実現が求められる中、昨年にデフリンピック東京大会が開催されたほか、各自治体においても手話言語条例の制定が進められており、ろう者をはじめとする難聴者への理解の促進が期待されている。

一方で、難聴者が国の補助を受けるためには、検査で測定された聴力レベル等に基づく聴覚障害者としての認定が要件となるが、いわゆる軽度・中等度難聴者は、世界保健機関の基準では補聴器の使用が推奨されているにもかかわらず、購入費用の支給対象外となっているなど、現行の制度には課題がある。

「聞こえにくさ」に悩む全ての人々が安心して生活し、その力を発揮できる環境を整備することは、社会全体の責務とされており、高度情報化が進展する現代において不可欠な、個々の状況に応じたきめ細かな支援体制の構築には、国による新たな仕組づくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、聴覚障害の認定に係る制度の見直しにより、共生社会の形成を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際的な動向、当事者の実情等を踏まえた認定基準の引下げなど、聴力レベルを前提とする現行制度の再検討を行うこと。
- 2 聴力測定に加え、騒音下での会話、複数人での話合い等、社会生活上のコミュニケーションを考慮した総合的な認定方法を導入すること。
- 3 見直しに当たっては、合理的配慮の提供、情報保障等に資するよう、難聴者が抱えている困難を十分に検証すること。
- 4 制度設計に際しては、医療・福祉関係者に加え、教育、労働等の現場の意見も幅広く反映させること。

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた
取組の更なる推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題について、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側から一方的に特別調査委員会の解体が宣言されて以降、大きな進展が見られないまま、関係者の高齢化が進み、政府認定被害者の親世代で存命なのは横田早紀江さん1人となった。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、諸外国からも支持を得てきた。昨年就任した高市首相は、「私の代で突破口を開き、具体的な成果に結び付けたい」旨の決意を表明し、「解決は私に課せられた使命だ」と強調するなど、今後の動きが注目されている。

問題の早期解決に向けて、一刻の猶予も許されない状況にある中、政府による取組の加速には世論の後押しが不可欠であり、特に若年層をはじめとする、幅広い世代からの関心を高めるための広報等、国内に対する積極的な働きかけも重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の即時一括の帰国を実現するため、一層の外交努力を重ねるとともに、国民の理解促進に努めるなど、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた取組を更に推進するよう強く要請する。

県立高校の再編・整備に伴う財政支援の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

少子高齢化に加え、地方の過疎化等がますます深刻となる中、国は、全国一律の質の高い学びを保障するとともに、変化の激しい時代においても経済・社会の持続的な発展を支えることができる人材を育成するため、高校教育の改革を推進している。

本県は、県立高校の再編に向け、統合新校の整備を順次進めているが、建設資材の高騰、人件費の増加等によって、当初の想定を超える規模の財政負担が生じており、事業の円滑な実施への影響、ひいては将来における教育環境の悪化が懸念される。

また、現在議論されている高校授業料の無償化によって、私立高校への生徒の偏在も危惧される中、地域における安定的な教育機会の確保に向けては、県立高校の特色化・魅力化が重要となるが、学校ごとの取組には限界があり、国による一層の関与が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、県立高校の再編・整備に伴う財政支援の強化により、地方創生に資する教育基盤を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高校再編に伴う施設整備について、物価高騰等の影響を踏まえ、地方の実情に応じた負担軽減措置を講ずること。
- 2 地域の特色ある学びを実現し、県立高校の魅力化を図るため、教育環境の維持・向上に向けた支援を充実すること。

公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に
向けた慎重な議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

一部の地方議員が、一般社団法人に会費を支払って形式上は理事に就任し、被用者保険に加入して低い報酬に応じた安い保険料を納付することにより、本来、国民健康保険で支払うべき、議員報酬に見合った高額な保険料を回避していた事案が明らかとなった。

公的医療保険は、負担能力に応じた保険料を支払うことで誰もが必要な医療を受けられるという支え合いが基盤となっており、制度を維持するためには、生計の実態に応じた保険に加入した上で、適切な保険料を納付することが不可欠である。

一方で、国民健康保険は現役世代の保険料が高額になりやすい構造であり、全額自己負担となっているが、被用者保険は、事業者と被用者が折半で保険料を負担する仕組みであることに加え、主たる収入に関わらず加入要件を満たす場合は優先して適用されるといった課題も指摘されており、公平性の確保に向けた検討が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、適正な費用負担の仕組みづくりなど、公平かつ健全な公的医療保険制度の運営に向けて慎重に議論するよう強く要請する。

議会との連携による主権者教育の推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

若者を中心に投票率の低下が進む中、地方議会では、議員のなり手不足、年齢構成の偏りが深刻化しており、住民の政治への無関心や当事者意識の希薄化が指摘されている。

我が国の主権者教育は、授業や生徒会の役員選挙などを中心に取り組まれてきたが、その多くは校内の活動にとどまっており、こどもが政治を身近に感じることが難しい状況にある。

投票率及び社会参画意識が高い国では、児童・生徒と議員の接する機会が多い傾向にあり、我が国においても、地方議会への理解をより深めていくためには、学校と議会が一層連携していくことが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者をはじめとする多様な民意を政治に一層反映させていくため、議会との連携による主権者教育を推進するよう強く要請する。

就労意欲のある難病患者等への支援の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

難病法及び障害者総合支援法における支援対象者の中には「働きたい」という強い意欲がありながら、継続的な治療が必要となり、頻繁な通院等によって離職を余儀なくされるなど、就労に関して困難を抱えている者もいる。

こうした状況の中、障害者手帳を所持していない難病患者等については、現行の障害者雇用率制度の対象外とされているほか、個々の特性に応じた柔軟な勤務形態の導入等を行う企業への補助も十分とはいえない。

就労に一定の制限を受けている難病患者等が安心して働くことができる環境づくりのためには、職場における病状への理解の促進が重要であり、医療、労働等の各分野における連携が必要とされる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、就労意欲のある難病患者等への支援の強化により、どのような病状でも希望を持って働き続けることができる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 就労に一定の制限を受けている難病患者等について、障害者手帳を所持していない場合にも、個々の患者の意向及び病状に十分配慮の上、障害者雇用率算定の対象とするなど制度の拡充をすること。
- 2 難病患者等の病状に応じた勤務環境の整備や柔軟な働き方の導入に取り組む企業に対する補助制度を拡充すること。
- 3 医療機関、企業等の幅広い関係者との連携を推進するため、難病患者就職サポーター、医師等の専門職による支援体制を一層強化すること。

登山道の維持・管理に関する法制度の
整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県は北アルプスをはじめとする豊かな山岳地域を有し、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を掲げているが、これまで登山道といった山岳施設については、必ずしも管理等に関する明確な法的根拠を持たないまま、山小屋関係者等の尽力により維持されてきている。

登山道は、登山者の安全確保のほか、動植物の保全、救助活動等において重要な役割を担っているが、財源・人材の慢性的な不足に加え、維持・修繕に係る責任の所在が不明確である等、多くの課題を抱えており、善意や献身に頼る管理体制には限界がある。

登山道の荒廃は、山岳事故の増加、自然環境の悪化等を背景とした、観光産業の魅力の低下を招き、地域経済の衰退、ひいては持続可能性そのものが脅かされるおそれがあることから、登山道を将来にわたって管理できる新たな仕組みづくりが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、登山道の維持・管理に関する法制度の整備により、安全・安心な山岳観光を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 登山道を公共インフラとして定義する制度を創設し、実態に即した管理主体を定め、責任を明確にすること。
- 2 安定的な財源確保のため、登山道の維持・管理に係る補助制度の拡充、協力金に係る法的根拠の明確化、民間資金等を活用しやすい支援制度の整備を図ること。
- 3 安全対策及び環境保全の両立に向けて、危険箇所等の現状復帰にとどまらない、登山道の再構築を推進すること。

地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な
議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地域における持続可能な暮らしの実現において、食料の安定供給が重要となる中、長期化する物価高騰は、家計に深刻な影響を与えているほか、農業生産等に係るコストの増大にもつながっており、社会状況の変化、地方の現状等を踏まえた政策の展開が不可欠となっている。

政府は、飲食料品に課される消費税について、減税に向けた検討を開始したが、一方で、自治体の減収は、保育・介護をはじめとする社会保障サービスの縮小につながるなどの指摘もあり、安定的な地方行政の運営に向けた、代替財源の確保が課題となる。

また、食品流通の現場からは、減税が実施された場合、納税に係る事務の複雑化に加え、仕入れに係る税負担の増加を懸念する声もあることから、今後の協議においては、生産者のみならず、加工、小売等に携わる全ての事業者への十分な配慮が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の実情を踏まえた上で、減税に係る慎重な議論を実施し、将来にわたって国民が安心して生活できる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 減税の検討に当たっては、地方への影響を慎重に検証し、自治体の健全な財政運営の維持に向け、税収減に係る補てん措置を講ずること。
- 2 仕入税額控除において、農業者を含む簡易課税事業者の負担が実質的に増加する可能性等を考慮するなど、取引の実態に十分留意すること。

脳脊髄液減少症患者の救済に向けた
仕組みづくりを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

脳脊髄液減少症は、交通事故により身体に強い衝撃が加わることなどで発症し、硬膜から脳脊髄液が漏れ出すことで、頭痛、めまい、倦怠感など、多様な症状が引き起こされ、場合によっては重篤化を招く深刻な疾患である。

一方で、同じく頭部外傷などを原因として発症する高次脳機能障害は、臨床研究が進み、後遺障害等級の認定体制の充実が図られてきたのに対し、脳脊髄液減少症は、統一的な診断基準が確立していないことから、多くの患者が十分な補償を受けられていない。

自動車事故被害者は自賠責保険による救済が図られているが、脳脊髄液減少症は症状が慢性化することもあり、また、認知度の低さから、周囲の理解が得られにくいなど、負担は一層深刻であり、実態に即した支援に向けては、審査において専門医が関与する体制の構築等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりにより、公平公正な自賠責保険制度を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国において、脳脊髄液減少症の診断基準の確立を早急に行い、治療方法の研究開発などを進めること。
- 2 自賠責保険の脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級の認定において、高次脳機能障害と同じように、専門医による認定システムを構築すること。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、核軍縮・核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた中、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となって、国際平和を主導する役割を担うことが期待されている。

一方で、政府は、安全保障の指針となる、いわゆる戦略3文書の前倒し改定に向けた議論を開始し、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声がある。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島・長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、核兵器の廃絶を通じて、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和を実現するため、非核三原則を堅持するよう強く要請する。

委 第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な人材の参画をはかるため、議員の出産における産前産後期間に係る欠席届の対象を、出産予定日の「6週間」前から「8週間」前に拡大する改正を行う。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和8年2月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部 長	渡 邊 卓 志
企画振興部 長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
(2月19日から3月2日までの会議)	
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(2月19日から3月2日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 淵 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(2月19日から3月2日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 寿 明
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	北 島 隆 英
(2月19日から3月2日までの会議)	
農 政 部 長	村 山 一 善
林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(2月19日から3月2日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 危第 260 号
令和 8 年(2026 年) 1 月 16 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項の規定により、報告します。

記

1 変更の理由

統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。

2 主な変更の概要

- (1) 県の地理的特徴及び人口について、令和 7 年 7 月 1 日時点の統計に変更
- (2) 長野県国民保護協議会委員・幹事名簿、国民保護関係機関一覧について、人事異動等に伴う更新
- (3) 資料編の長野県国民保護協議会運営規程、長野県国民保護対策本部規程等について、組織改正及び災害対策本部の運営見直しに伴う更新

3 変更年月日

令和 8 年 1 月 16 日

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 65 号
令和 8 年（2026 年）2 月 6 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	酒 井 茂

令和 7 年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 7 項の規定により、公益財団法人国際化協会以下 22 団体について監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 3－11 号
令和 8 年(2026年) 2 月 4 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 1 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の令和 7 年度 12 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 12 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第215号
令和8年(2026年)2月13日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和8年2月13日付け7議議第111号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第20号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第41号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(写)

令和8年3月11日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

包括外部監査人 小 川 直 樹

令和7年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7 監査第 3 - 12 号
令和 8 年(2026年) 3 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 2 月 27 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の令和 7 年度 1 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 8 年 1 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和8年度当初予算の総額は、一般会計19億7,988万4千円であります。

今年度は、県として災害対策本部を設置して対応にあたった災害は現在まで発生しておりませんが、国においても防災庁の設置に向けた動きもある中、本県においても、総合的な地域防災力の向上は急務となっております。

引き続き、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関や市町村と協力し、災害をはじめとするあらゆる危機管理事象への備えを万全にすることにより、災害に強い県づくりを進めてまいります。

また、1月15日に、知事と飯山市長・野沢温泉村長・栄村長とで東京電力と意見交換を行い、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働における安全性の確保を強く求めるとともに、県民へのわかりやすい説明を求めました。今後も、県民に大きな不安を与える場合は、東京電力との意見交換や国への要請など、必要な対応を行ってまいります。

これらを踏まえて、以下、令和8年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

令和元年東日本台風災害では、洪水のリスクが高いにもかかわらず雨足が弱まったことを受けて帰宅し、自宅で洪水に巻き込まれた人が多数発生しました。気象観測技術や情報伝達手段は日々向上していますが、自分や身近な人の身を守るのは、最後は自分自身だということを広く知ってもらうため、「一人ひとり

の防災」として啓発事業を実施してまいります。この中では、自宅周辺など身の回りの危険を把握することや、水や食料のほか各自が必要なものを自分で備蓄しておくことの重要性などを解説しており、従来からのテレビ番組を通じた発信だけでなく、SNSへの広告掲載や多数のフォロワーを持つインフルエンサーとタイアップした発信など、多様な世代に届く広報を行います。

次に、「危機管理防災体制の強化」について申し上げます。

まず、被災者生活再建支援基金への追加拠出についてです。自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方へ支援を行うため、都道府県の拠出による基金を活用し、国と協力して被災された方々に対して支援金を支給しているところです。令和6年能登半島地震等の被災者への支援金の支払いにより、基金残高が少なくなっていることから、今後の災害への備えとして、すべての都道府県が一体となり、追加での拠出を行います。

また、被災者生活再建の大きな一歩となる罹（り）災証明書発行を迅速化するため、市町村からの実施希望の強い住家被害認定調査の基礎的研修を引き続き行うとともに、県内における被害認定調査システムの導入の促進に向けて、希望する市町村と共に、共同調達の実施を検討してまいります。

被災地での生活環境の質の改善は喫緊の課題であり、災害関連死を防ぐためにも平時と比較して遜色のない環境づくりが求められています。実現には様々な取組が必要ですが、その1つとして衣食住に関わる物資の円滑な供給があります。「TKB48」という表現もありますが、物資を速やかに届けるとともに、その物資の質も高めていく必要があります。

県では今年度、国からの支援物資を受け入れて市町村に向けて発送する物資拠点を確実に運営するため、物流の専門家を交えて施設を確認し、拠点運営の手引きとなるマニュアルを作成しました。今後、市町村の拠点までの輸送を円滑に行うためのマニュアル作成を予定しています。

また、本県には、約千か所の孤立可能性のある集落があり、特に大規模な地震

災害の際には多数の孤立集落が発生することが危惧されることから、孤立が発生した場合にドローンによる支援物資の輸送を実現する体制づくりに取り組んでいます。今年度中をめどに県と大型ドローン及び操縦者を擁する企業との間で災害時の物資輸送に関する覚書を締結することを予定しており、今後、初動対応や現地での物資引き渡し手順の確認等の実証実験を行い、大規模災害発生時の迅速かつ円滑な支援物資の提供の実現を目指します。

物資の円滑な供給とともに、避難所の安定した運営態勢を構築することも重要です。これまでも被災地支援に当たるNPOの職員を招いた講演会や信州大学との協力による住民主体の避難所開設運営のためのモデル構築に取り組んできました。これらの知見やノウハウを県内各地に横展開するため、新たに日本防災士会長野県支部と連携し、南海トラフ地震対策推進地域を中心に県内各地で研修会を実施します。これにより、自主防災組織を中心とした共助の取組に対し、県内に5千名以上いる防災士の皆さんが協力していく仕組みを作っていきたいと考えています。

さらに、災害時にもより多くの被災者に良好な食事環境でバランスの良い食事を届けるため、県内のキッチンカー事業者と連携した提供体制づくりに取り組んでまいります。平時の営業とは異なり、災害時の食支援は決まった時間に多くの食事を提供することや、食材や水の調達が難しい場合があるなど、多くの制約の中で行われます。そうした状況下でも確実に活動するため、長野大学やNPOの協力も得ながら勉強会や訓練が行われており、県としても今年度に始まった国の「災害対応車両登録制度」も活用しつつ、キッチンカー事業者の体制強化、被災地派遣に当たっての枠組みや費用負担のあり方検討に取り組んでまいります。

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

1月25日早朝、焼岳の火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2、火口周辺規制に引上げられました。引上げに伴い、焼岳火山防災協議会の構成自治体であ

る長野県・岐阜県・松本市・高山市の防災担当者が速やかに参集し、登山道の閉鎖、登山口等への規制看板設置を行うとともに、関係機関への連絡、ホームページやSNS、道路掲示板などによる注意喚起を行いました。

現時点で噴火は観測されておらず、火山性地震も減少してきておりますが、引き続き火山活動の状況を注視し、協議会関係者と協力して、対応を行ってまいります。本県は、県境一帯に7つの常時観測火山を抱えておりますが、今回のように気象庁による噴火警戒レベル引上げが行われた際には、協議会で策定した避難計画に基づき、関係機関が速やかに規制や退避、情報発信などの防災対応を行うようあらかじめ申し合わせております。今後も、各火山に設置した「火山防災協議会」における火山防災対策への取組を進めるとともに、火山対策総合アドバイザーなど火山専門人材との積極的な連携、御嶽山噴火災害後の火山防災の普及啓発に取り組んでいる御嶽山火山マイスターの活動地域の拡大への支援などにより、県全体の火山防災意識のさらなる向上と火山と共生する地域づくりを進めてまいります。

次に、「地域防災力の強化」について申し上げます。

昨年度、策定した「長野県地震防災対策強化アクションプラン」では、自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図ることとしています。発災直後の応急期には、被災市町村の職員も被災していて十分な活動ができない可能性があり、また行政機能の維持にも多くのリソースを割く必要があります。そのような中、地域の住民が自助・共助の力を発揮して災害に対処することで、避難生活の質の改善や災害関連死の防止につながります。このため、信州大学との共同研究として住民による避難所の開設運営に関するモデルを作り、研修会を通じた普及を行っています。また県では、住民主体の避難所運営を支援するためのマニュアル例を作成公表しており、今年度、共同研究の成果やスフィア基準、性差への配慮などの視点を踏まえた改定を実施しました。今後、これらの取組を県下各地に展開するため、日本防災士会長野県支部と協力し、マニュアル例やモ

デルを使った研修会を新年度には県下8か所程度で開催します。県土の広い本県では、地域ごとに想定される災害の様相や人口、観光客など住民以外の被災者の規模などが異なります。それぞれの地域特性に応じた避難者対応や避難所運営のあり方について、研修とモデル見直しを繰り返しながら取組の深化を図ります。

また、しあわせ信州創造プラン3.0に掲げる「災害に強い県土づくり」の実現や、令和6年能登半島地震において明らかになった潜在的リスクに対応するために、令和6年度、市町村及び県の「地域防災力」「危機対応力」の総合的な評価を実施し、このたび全県及び人口規模別の評価結果を取りまとめました。この結果をもとに、県としてもキャラバン隊による支援など県全体の危機管理力向上に取り組んでまいります。

次に、「情報基盤の整備」について申し上げます。

平成26年度に整備した災害対策本部室の映像音響設備が老朽化したことから、大型マルチスクリーンの更新を行い、ウェブ会議との接続の簡易化や通信ケーブルの無線化を進めることにより、機能向上を図ります。また、発災時に想定される携帯電話基地局の倒壊や光通信ケーブルの断線によるインターネット通信サービスの中断に対応するため、能登半島地震でも活用されたスターリンクによる衛星通信装置を西庁舎に設置することにより、防災の拠点として更なる情報基盤の安定化に努めてまいります。

次に、「消防体制の充実・強化」について、申し上げます。

消防防災ヘリコプターの運航は、令和3年4月に再開してから間もなく5年が経過します。安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。安全運航を確保するため、来年度も引き続き、民間航空会社等での訓練・研修を実施することにより、隊員の技術の更なる向上に努めてまいります。また、山岳遭難件数は3年連続で増加しており、山岳観光を

推進している本県において山岳遭難防止対策を実施していくとともに、合わせて山岳遭難救助の費用負担のあり方は、本県においても直面する課題となってきました。このため、県としては、費用負担を求めるのか、求めないのか、また、求めるとした場合、その目的や対象など、多くの整理すべき事項があることから、費用負担のあり方について、他県の状況も踏まえながら研究を開始したところです。今後、必要な情報収集を行いながら、慎重に対応してまいります。

昨年10月に開催された「県と市町村との協議の場」において、県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化の議論において、人口減少下においても、持続的・安定的に「安心・安全」を住民に提供する観点で、消防の広域化については、既存の枠組みにおいて議論を促していくことを市長会・町村会の皆様と確認いたしました。検討に当たっては、人事面や財政面も大きく関わることから、これまでの検討会の構成員である広域連合事務局長や消防長に加え、消防本部を管轄する副市長の皆様にもご参加いただき、今年10日に、持続可能な消防体制の構築に関する勉強会を開催いたしました。当日は、総務省消防庁からの講演などを通じて、消防広域化や連携協力に関する理解を深めていただく機会となりました。

今後は、持続可能な消防体制の維持に向けて、幅広い選択肢を視野に入れながら、消防人材の確保や消防力の維持をどのように進めていくのかについて、地域の特性を十分に踏まえつつ、効率的かつ効果的な体制となるよう、市町村・消防本部の皆様とともに議論を深めてまいります。

近年、全国的に大規模な林野火災が発生していることから、1月28日に、県、市町村、農林業・消防等の関係団体の皆様と、県内初となる林野火災の発生防止に向けた共同宣言を行いました。今後は、この宣言の趣旨を踏まえ、火災の危険性や安全な火の取扱いを分かりやすく伝える啓発動画を制作し、農林業従事者だけでなく、レジャーやたき火などで火を扱う県民の皆様に向けても、2月から5月の林野火災の危険性が高まる時期に集中的に周知を行うこととしております。引き続き、関係団体と連携して、林野火災の危険性や必要な取組を強力に発

信し、林野火災の防止に取り組んでまいります。

また、地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援につきましては、幅広い世代における消防団活動への理解や入団を促進していくため、地元プロスポーツチームや大学等と連携して、消防団活動を紹介するブースを会場に出展するなど入団意欲の喚起を目的とした広報活動に取り組んでまいります。あわせて、消防団の活動のより一層の充実や理解促進を図るため、信州消防団員応援ショップや消防団協力事業者の登録拡大に向けて、一昨年実施した消防団員アンケートの結果を踏まえ、ニーズの高い分野の事業者を中心に働きかけを進めるほか、外国人県民の皆様にも消防団活動への理解を深めていただけるよう、県公式ホームページの充実を図ってまいります。

また、女性活躍推進のため、県消防学校で受講する女性消防吏員や団員などに配慮した施設環境の整備を行うとともに、教育訓練の質を高めるため、訓練用資機材の充実を図ってまいります。

以上、令和8年度の主な事業について、御説明申し上げます。

事件案は、2件であります。

「長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について」及び「長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について」の2件でございますが、衛星系防災行政無線設備の更新に伴い、それぞれの工事の変更契約締結を行うためのものです。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本県の令和6年の出生数は1万512人、合計特殊出生率は1.30といずれも過去最低を記録しました。当面の人口減少は不可避であり、医療や福祉、交通や物流など暮らしへの影響が懸念されます。

しかし、人口減少を悲観的に捉えるだけでなく、新たな社会を創り出す契機として前向きに受け止めて対応することも重要です。こうした考え方のもと県民の皆様と立ち上げた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」では、信州未来共創戦略を決定し、人口減少に関係する様々な課題に取り組んでいるところです。県としても、戦略を踏まえて今年度に引き続き来年度に取り組むアクションを策定し、戦略に掲げる4つの取組の方向性に沿って全庁を挙げて様々な取組を進めてまいります。

来年度、「しあわせ信州創造プラン 3.0」は4年目を迎えます。世界は国際情勢の激変や気候変動、AI・デジタル技術の飛躍的進展など変革期を迎えています。新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化などを進めていく「新時代創造プロジェクト」などを各部局と連携しながら推進し、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創ってまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

(公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上)

長野県地域公共交通計画に基づき、通院・通学・観光における県民の移動を保証するため、公共交通の維持・確保を図るとともに、担い手確保や利便性の向上に向けた取組を着実に進めてまいります。

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域鉄道事業者の設備整備や県内の主要都市間を結ぶみずずハイウェイバスの継続的な運行を支援します。

J R 大糸線については、沿線市町村とともに引き続き利用促進に取り組むほか、持続可能な路線に向けた今後の方策について議論を開始します。地域の幹線となるバス路線には信州型広域バス路線支援制度の導入を推進するとともに、通院・通学に係る移動については、バス路線やデマンド交通、公共ライドシェアを活用した標準的なモデルを示し、普及することにより、県内全ての市町村において必要な移動が確保できるよう取り組んでまいります。

また、担い手の確保に関しては、路線維持への財政支援の拡充により事業者の経営基盤を強化することで、バス運転手の待遇改善や採用増を図るほか、引き続き、運輸業に関する就職支援窓口の設置、県外から就業される方への移住支援金の拡充などの採用活動の支援により、人材確保と定着を後押ししてまいります。

利便性の向上の観点では、地域鉄道への交通系 I C カード導入経費の支援や今年 4 月から県下統一の地域連携 I C カードのサービスを開始し、公共交通のキャッシュレス化を進めます。加えて、宿泊税を活用したタクシー配車アプリの導入支援や観光アクセス拠点の待合環境の整備を進めることにより、探しやすく、乗りやすい公共交通の実現につなげてまいります。

(信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進)

信州まつもと空港は、令和 5 年度及び 6 年度の 2 年連続で利用者数が 25 万人を超え、今年度も 12 月までの実績が昨年度を上回るなど、好調な利用状況が続いて

います。空港の更なる発展に向け、引き続き、既存発着路線の利用促進や拡充に取り組むとともに、沖縄とのチャーター便については、将来の定期便化に向け、プログラムチャーター便の運航実績の上積みを図ってまいります。

また、空港の国際化については、国際チャーター便の更なる誘致や、既存発着路線と国際線との乗り継ぎ利用の促進を図ってまいります。

さらに、安全・安心な空港運営のために、滑走路端安全区域（R E S A）の整備や空港灯火の更新・L E D化を進めるとともに、本県の空の玄関口としての機能を高めるため、今年度実施した空港の機能強化に関する概略検討の結果に基づき、ターミナルビル整備に係る設計に着手してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

（デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現）

昨年3月に、あらゆる分野におけるD Xを加速化させるための考え方や取組を明確にする実行計画として「長野県D Xアクションプラン」を策定するとともに、知事をトップに幹部で構成する部局横断のD X推進本部を設置し、全庁を挙げた推進体制を構築しました。昨年11月に開催した本部会議では、プランの重点取組を所管する各部局長が進捗を報告し、取組状況を明確にしたところです。例えば、医療のD Xでは、へき地医療拠点病院におけるオンライン診療の実証支援、産業のD Xでは、生産性の向上に資するデジタルツールの導入に向けた情報提供サイトの充実や専門家による伴走支援の取組が順調に進められています。今後とも、社会情勢の変化を意識し、新たな技術を取り込みながら、D Xを推進してまいります。

来年度は、まず市町村におけるD Xについて、外部デジタル人材を活用したアドバイザーチームによる伴走支援を引き続き実施し、住民窓口のスマート化の取組を牽引してまいります。

また、県においても、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できる組織へ

の変革を目指して取り組む業務改革（ＢＰＲ）の一環として、新たに、庁内の専門業務等を効率化するため、行政データを用いた生成ＡＩの活用を進めてまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、引き続き官民連携による「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」の枠組みを活用しながら、県内での事業化を目指す企業・団体等の取組を支援するなど、早期の社会実装に向けた環境整備を進めてまいります。

（地域活力の維持・発展）

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそれぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進める必要があります。「地域発 元気づくり支援金」により、持続可能な地域づくりに資する広域的な連携や、地域課題解決のモデルとなるような取組を促進するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮し、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、引き続き県協力隊員を配置し、市町村協力隊員の活動事例等の情報発信や制度活用に向けたサポートに取り組むとともに、中間支援組織と連携し、市町村の受入体制の充実に取り組んでまいります。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、引き続きコーディネーターを設置し、組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施してまいります。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値が複合的に生み出される「輝く農山村地域」の創造を目指し、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」、飯島町の「地域ぐるみの複層的な農業体制」を核とした地域づくりの取組を支援します。

来年度は、アクションする「人」の育成や挑戦を促す「文化・コミュニティ」づくりに取り組む塩尻市を支援対象に加え、4市町村の地域資源を核とした創造的な取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政的支援を行うとともに、他地域への波及や、地域内外の交流をさらに促すための情報発信をしてまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士や官民の連携を強化する取組を進めてまいります。中心となる市がなく町村のみで構成される木曽地域においては、圏域が取り組む連携事業について引き続き県独自に財政支援を行うとともに、県が木曽広域連合に参画し、地域公共交通や広域観光の分野で町村と一体的に事業を推進してまいります。

また、県と市町村等の連携・協働による行政体制の最適化に向けて、県と市町村で構成するプロジェクトチームやワーキンググループでの議論を踏まえ、具体的な連携策の検討を進めるとともに、官民連携による広域的な政策課題解決のための仕組みについて検討してまいります。

加えて、県域を越えて、様々な主体との連携・協働を進めていくことが必要です。昨年11月にスタートした中部広域リージョンなど他団体との連携・協働を一層推進するとともに、企業版ふるさと納税制度による寄附や人材派遣について、包括連携協定企業や本県とゆかりのある県外企業に積極的に呼びかけてまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

令和6年度、長野県への移住者数は3,747人と過去最高を記録し、国の調査においても、県と市町村を合わせた移住相談件数が2年ぶりに全国1位となりました。また、宝島社「田舎暮らしの本」において、「移住したい都道府県」として20年連続1位に選ばれるなど、本県の「移住したい県」としてのブランド力は着実に高まっています。

一方、国では、「ふるさと住民登録制度」の創設が予定されるなど、移住にとどまらず、二地域居住をはじめとした多様な地域との関わり方を後押しする動きが加速しています。こうした社会潮流を的確に捉え、信州未来共創戦略の実現に向け、来年度は移住に加え、長野県と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を重点的に進めてまいります。

まず、県独自の「関係人口メンバーシップ制度（仮称）」を創設し、関係人口の“見える化”を進め、継続的な関係構築につなげてまいります。

また、「信州つなぐ物語事業^{ストーリー}」では、都市圏の若者等が地域により深く触れられる体験プログラムへと拡充し、“訪問型関係人口”の創出を強化します。

さらに、今年度新たに実施した「信州ワーキングホリデー」は、参加者の滞在後の再訪問や就業につながるなどの成果が生まれており、来年度も県内各地で展開してまいります。

移住促進については、「移住プロモーション革新会議」での検討結果を踏まえリアルな信州暮らしの魅力を発信し、“共感”を軸にターゲットの行動変容を促すプロモーションへ刷新します。

併せて、「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」と連携して実施する移住セミナーでは、小さなお子さんを連れたご家族が安心して参加できるよう、専門の保育士を配置するなど、参加者目線に立った環境整備を一層強化してまいります。過去最高の来場者数だった県主催の移住イベント「信州で暮らす、働くフェア」についても、内容を磨き上げ、より具体的な移住へつながる場として充実させてまいります。

広域的な移住推進を担う地域おこし協力隊「信州移住コネクター」は2年目を迎えることから、これまで培ったネットワークや知見を活かし、移住・関係人口施策を広域的に支えてまいります。

移住・関係人口の取組は、本県の強みの1つです。庁内一丸となって、取組を前進させてまいります。

沖縄県との交流連携については、令和5年3月に締結した交流連携協定に基づき、幅広い分野での交流を進めているところです。昨年12月には、信州まつもと空港チャーター便を活用し、沖縄県の玉城デニー知事が来県され、長野県の観光関係者等との親交を深める「沖縄観光感謝の集い」が長野市で開催されるなど、両県による双方向の交流が着実に進展しております。

来年度も、引き続き関係部局と連携・調整を図りながら、多様な分野において協力・交流を推進し、沖縄県との交流連携を一層深化させてまいります。

（世界との積極的なつながり・交流の推進）

人口減少が進む中、新たな市場開拓や持続可能な地域づくりを進めるためにも、海外との交流連携を一層促進することが重要です。そのため、海外友好都市や駐日大使館など、これまで培ってきた国際的なネットワークをさらに発展させ、県民の国際交流機会の創出や企業等の海外展開等につなげてまいります。特に、今年友好交流協約締結から10周年という節目を迎える韓国・江原特別自治道とは、昨年11月の阿部知事による現地訪問時に行った「交流協力拡大共同宣言」を具体化し、多分野での交流協力を進めるべく、友好交流協約を未来志向で更新できるよう取り組みます。

また、海外に広がる長野県ゆかりの方々との絆を大切にし、海外県人会等との交流を通じて、県の魅力発信や次世代へのつながりづくりに取り組みます。来年度は、在メキシコ長野県人会が創立40周年という大きな節目を迎えることから、本県としても記念式典に出席し、お祝いの意を表するとともに、県人会員など現地の方々との交流を図ってまいります。

【施策の総合的な推進】

（県民等の立場に立った広報の推進）

県の施策の効果を十分に発揮していくためには、その内容や意義が、必要とす

る県民や事業者に的確に伝わることが不可欠です。このため、県民等の視点に立ち、暮らしや事業活動の中で「役に立つ」「分かりやすい」と実感していただける広報への転換を進めてまいります。

具体的には、施策の企画段階から情報の受け手を意識した発信の視点を取り入れられるよう、民間の専門的知見も活用しながら、研修や個別事業への助言を通じて、職員の意識やスキルの向上を図ります。また、県民生活や事業活動に身近な行政サービスの情報が必要な人に確実に届くよう、生活に役立つお知らせを中心とした広報紙を毎月発行し、市町村広報誌への掲載などにより配布します。

併せて、デジタル広報の充実を図るため、県公式ホームページへ対話型AIチャットボットを導入し、いつでも、誰でも必要な情報を簡単かつ的確に入手できる環境を整備します。さらに、経済対策や人口減少対策などの重点施策については、関係機関との連携や多様な媒体の活用など、施策ごとに手法を変えて効果的に発信してまいります。

（協働・共創の推進）

人口減少や社会構造の変化が進む中で、県が直面する課題は一層複雑化・多様化しており、従来の行政手法のみでは対応が難しくなっています。こうした状況を踏まえ、県民、企業、団体など多様な主体の知恵や強みを結集し、課題解決を図る「協働・共創」の取組を一層推進してまいります。

このため、県政への県民参加の裾野を広げる新たな仕組みとして、県民から募った事業提案を県民投票を通じて予算化につなげる「県民参加による提案・投票制度（仮称）」を創設します。デジタル技術を活用し、多くの県民が県政に参画できる環境を整えることで、開かれた政策形成につなげてまいります。

併せて、県と企業・団体等が継続的に対話を重ねながら、柔軟に事業構想や施策の具体化を図る「長野県共創デザインラボ（仮称）」を立ち上げ、常設の共創提案窓口を新たに設けるなど、連携の輪をさらに広げてまいります。

これらの取組を通じて、単なる意見聴取や事業連携にとどまらず、県民や関係主体とともに考え行動し、成果を生み出す県政運営を実現してまいります。

（データ等を活用した政策形成の推進）

限られた行財政資源の下で、県の施策を効果的、効率的に実施するためには、職員のデータを利活用する力を高めるとともに、客観的な根拠（データ）に基づく政策立案や効果検証（いわゆるEBPM）を進めることが重要です。

また、プラン 3.0 で掲げている達成目標間の因果関係の整理や達成目標を中心とした他県比較等を行い、本県の現状分析を実施するなど、データを活用して効果的な政策形成を進めてまいります。

庁内におけるEBPMの推進に向けては、職員に対しデータを活用した課題解決の進め方や分析手法の知識・技術の向上を図るとともに、関係部局がテーマを決めて実践するモデル構築の取組や、その手法の蓄積と普及に努めてきたところ です。

また、今年度は、公的な統計データより即時性が高くデータ量の多いビッグデータを分析できる民間のデータツールを導入し、伝わる広報や効果的な観光プロモーションといった場面での活用を進めてまいりました。

さらに、来年度は、効果検証によるEBPMを試行することとし、事業効果の検証や検証結果を根拠とした事業継続の必要性の判断、あるいは施策手法の改善について、実証してまいります。

引き続き、データ等を活用した政策形成の推進に向け、デジタル技術や専門家の知見も活用しながらモデルを構築し、説得力と有効性のある政策立案や施策の効果検証と手法改善を展開するなど、EBPMの強化に取り組んでまいります。

（地方分権・規制改革）

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的

確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する義務付け・枠付けなど国の過度な関与の見直しに加え、ナショナルスタンダードの観点を踏まえた国と地方の担うべき役割や見合った権限・財源移譲などについても国に対して提案・要望を行ってまいります。

また、信州未来共創戦略の取組を進める中で阻害となる規制や制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計190億6,332万4千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業7億9,789万4千円、自治体情報セキュリティクラウド構築事業27億8,022万1千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償10億円の3件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案」など3件です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

総務部長議案説明要旨

令和 7 年度の財政状況と令和 8 年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和 7 年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和 7 年度当初予算は、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くため、「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づく取組を一層推進するための予算として編成いたしました。

その後、継続する物価上昇や米国による関税措置の影響への懸念など、先行きが不透明な経済状況下において、県民の暮らしを守り、中小企業等の経営を支えるため、昨年 6 月に物価高騰・米国関税措置支援パッケージを策定し、各種施策を講じてまいりました。また、大雨・渇水等の災害への対応、医療提供体制や教育環境の整備などの課題にも対応してきました。

これらに加え、昨年 11 月に策定された国の総合経済対策を踏まえ、県としても、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を策定し、その実行に必要な補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は 1 兆 1,188 億 9,843 万 5 千円となります。今後は、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところです。

歳入について申し上げますと、県税収入は、企業業績が好調に推移したことや給与所得等の伸びなどにより、法人関係税や個人県民税などが増となったため、当初予算額を 165 億円余上回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を 165 億

円余上回る 2,318 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 7 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 110 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 8 年度の国の地方財政対策について申し上げます。

地方財政対策の通常収支分については、歳出面において、いわゆる教育無償化に係る地方負担が計上されたほか、防災・減災対策を進めるための「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」の事業期間の延長や、物価高や官公需の価格転嫁への対応、地方公務員の給与改定による人件費の増加を踏まえた経費の増額などにより、地方財政対策の規模は 102 兆 4,400 億円程度で前年度と比べて 5.5 パーセント程度の増加、公債費等を除く地方一般歳出は 85 兆 5,500 億円程度で、同じく 5.2 パーセント程度の増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 67 兆 5,078 億円と前年度と比べて 5.9 パーセントの増となっています。その主な内訳は、地方税が 47 兆 8,185 億円で、前年度と比べて 5.2 パーセント増加するほか、軽油引取税の暫定税率や自動車税の環境性能割などの廃止に伴う減収分を補填するための地方特例交付金が計上されています。また、地方交付税が 20 兆 1,848 億円で 6.5 パーセント増加する一方、引き続き臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなっています。

続いて、本県の令和 8 年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るため、「しあわせ信州創造プラン 3.0」を着実に推進するための予算として編成いたしました。重点項目として、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済・産業施策に加え、教育・子育て支援の充実、安全で持続可能な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、更には脱炭素社会の実現、伝わる広報への転換を掲げ、それらの推進に力点を置き、予算を計上しました。

当初予算案の規模は、一般会計で1兆658億5,189万8千円と、前年度当初予算額と比べて539億円余、率にして5.3パーセントの増となっています。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税收見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて4.9パーセント増の2,672億5,564万6千円を計上しました。主な税目別では、県民税978億1,595万3千円、事業税787億2,337万7千円、地方消費税424億5,974万9千円、自動車税294億8,431万3千円、軽油引取税85億4,120万5千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて6.7パーセント増の2,297億100万円を、地方消費税清算金については、12.1パーセント増の1,254億1,106万3千円を、地方譲与税については、8.7パーセント増の492億6,900万円を、地方財政対策等を踏まえ計上しました。また、県民税利子割に係る清算制度の導入に伴い、利子割清算金については、17億8万7千円を計上したほか、地方特例交付金については、税制改正に伴う減収補填などにより114億1,500万円を計上しました。

県債については、臨時財政対策債が地方財政対策により発行額が引き続きゼロとなるとともに、通常債が、防災行政無線設備更新や松本平広域公園陸上競

技場整備の事業進捗等に伴う減などにより減少することから、前年度当初予算額と比べて 32 億円余の減となる 698 億 8,600 万円を計上しました。なお、来年度の県債残高は、臨時財政対策債の抑制等により減少する見通しです。また、通常債について後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、教育費の負担軽減に係る対応などにより、前年度当初予算額と比べて 41 億円余の増となる 1,252 億 5,026 万 3 千円を計上しました。

このほか、諸収入 1,321 億 8,761 万 9 千円、繰入金 340 億 7,720 万円、使用料及び手数料 142 億 5,003 万 3 千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と比べて 5 億円減の 105 億円となっており、財政調整基金 55 億円及び減債基金 50 億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化等による社会保障関係費の増加に加え、昨今の経済情勢の変化等による人件費や公債費の増加により、厳しい財政運営を強いられることが懸念される一方、人口減少対策をはじめとした各種施策を積極的に推進していくことが必要となります。

このため、財源や人的資源などの行政経営資源が制約される中でも、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できるよう、徹底した事業見直しや、人的資源の制約も踏まえた業務の効率化、中長期的な見通しを持った投資的経費の重点化、将来世代への過度な負担の抑制など、持続可能な行財政基盤の構築に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案につきまして、その概要を御説明申し

上げます。

総務部関係の令和８年度当初予算案は、一般会計 2,761 億 4,795 万 7 千円、公債費特別会計 2,549 億 8,454 万 7 千円をそれぞれ計上しました。

県有施設の省エネルギー化を推進するため、照明設備のＬＥＤ化工事等を実施するとともに、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化等を図る工事を計画的に進めます。

また、県民のために真に役立つ組織づくりと、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる環境づくりを進めるため、組織風土改革「かえるプロジェクト」に取り組んでいます。職員研修では、職場の心理的安全性を高めるとともに、職員一人ひとりの主体的な学びや成長を支援するため、管理監督職員のマネジメント力の向上やキャリア形成支援に関する研修などを実施してまいります。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革を進め、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上につなげてまいります。

さらに、外部の専門的知見も取り入れながら、徹底した業務改革（ＢＰＲ）に取り組めます。定型業務の外部委託や生成ＡＩを活用した相談記録作成の効率化など、モデル所属等における業務改善施策の実証・実装を通じて、全庁展開を図り、職員が付加価値の高い業務に注力できる環境を整備します。

加えて、職員採用試験の受験者減少が全国的な課題となる中、県組織の持続的な運営に必要な職員数を確保するため、県職員の採用活動の強化に取り組めます。

歳入の確保につきましては、引き続き、県税の納期内納付の促進に努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの確保を積極的に進めるとともに

に、6月から導入する宿泊税の適正な賦課徴収に取り組んでまいります

条例案は、一部改正条例案3件であります。

このうち、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当までの形態を設け、いずれかの形態を選択可能とするとともに、子の対象年齢を引き上げる改正を行うものです。

以上、概要について御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計483億8,125万1千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計2億5,725万1千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、県民生活の安全確保、文化芸術の振興、子ども・若者の夢や希望の実現、人権の尊重、多文化共生社会の実現、ジェンダー主流化や学びの県づくりの推進など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

以下、しあわせ信州創造プラン3.0の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故や犯罪、消費者被害の防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の県内の交通事故死者に占める高齢者の割合は5割と依然として高く、高齢ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等を通じて高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

安全な自転車利用につきましては、引き続き体験型の交通安全教育であるスケアード・ストレイトを実施し高校生の意識改革に取り組むほか、来年度から導入される自転車の青切符制度の周知に努めてまいります。

増加している「電話でお金詐欺」や「SNS型投資・ロマンス詐欺」対策で

は、幅広い世代に対する出前講座や、協力企業等を認証する「働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト」を実施し、県警察や関係団体とも連携して啓発活動に取り組みます。

また、安全・安心に暮らせる長野県の実現のためには、社会全体の防犯意識の向上が重要です。防犯の視点からまちづくりを考えるための「長野県安全で安心なまちづくり指針（仮称）」を今年度末までに策定し、身近な防犯対策を行政はじめ関係機関や県民一人ひとりが自分ごととして実践できるよう、普及啓発に努めてまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

持続可能な社会の実現に向けては、日々の暮らしの中で環境や地域にやさしい商品を選択するといった「エシカル消費」を実践し、消費の力で社会の変革を促しながら、よりよい未来を築いていくことが大切です。

このため、「しあわせバイ信州運動」と一本化した消費運動として、産業労働部はじめ他部局とも連携しながら県民の皆様への浸透を図っているところであり、テレビ、WEB等のメディアを活用した啓発を実施するほか、大学と連携した情報発信を行います。引き続きエシカル消費についての理解を広げ、地元の商品の積極的な購入など日常生活における更なる実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【住む人も訪れる人も快適な空間をつくる】

長野県 150 周年イヤーが幕を開け、1 月早々から数々のメディアで取り上げられ、記念商品も発売されるなど、県全体で 150 周年の機運が高まってまいりました。

市町村や民間企業との連携についても順調に進み、1 月末時点でロゴ利用や事業認定に約 60 件の申請をいただいております、様々な取組が始まっています。

県では、昨年末の特設サイト開設をはじめ、県内コンビニエンスストアへの

ポスター掲出、県公式 SNS での発信等の PR を展開し、1 月末には県内テレビ局との連携イベントを開催するなど、各種事業が本格的に始動しております。

今月 10 日からは「信濃の国」のオリジナル歌詞を募集する投稿キャンペーンを開始しました。県民の皆様やメディアからの注目度も高まっておりますので、多くの作品が集まることを期待しております。

また、8 月 21 日の記念式典については、メイン会場である松本のハーモニーホールに加え、県内 4 カ所にサテライト会場を設け実施する予定です。開かれた、そして一体感のある式典となるよう努めてまいります。

この 150 周年が、県民の皆様の愛着と誇りを醸成し、県の魅力を一層高めていく契機となるよう、今後も各種事業を推進してまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

文化芸術と触れ合うことは、県民の皆様に心の豊かさと潤いをもたらします。文化芸術があらゆる分野に根づき生かされるとともに、文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が次世代へ引き継がれるよう、文化芸術振興の取組を推進してまいります。

「信州アーツカウンシル」では、地域の文化芸術活動に対する助成や、専門スタッフによる相談・助言といった寄り添い型の支援に加え、これまで助成を受けた団体がアーツカウンシルに参画・協働することにより、支援の輪をさらに広げてまいります。また、アーツカウンシルと県、市町村の文化施設等が協働して事業を展開するなど、広域的な連携を進めるための仕組みづくりを検討してまいります。

県民文化会館をはじめとする県立 3 文化会館については、広域的な文化芸術振興を担う拠点として、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、引き続き県民の皆様の鑑賞や発表の機会の充実に取り組みます。

県立美術館においては、信濃美術館時代から 60 年に渡り収集したコレクシ

ョンから多彩な作品を展示する「長野県 150 周年記念コレクション特集展」や、ブルックリン博物館の所蔵品を展示する「特別展 古代エジプト」など、幅広い世代の皆様にご来館いただける展覧会を開催してまいります。また、障がいのある方を対象とした特別鑑賞日やスクールプログラムの実施、県立美術館以外の会場での移動展や交流展の開催など、多くの皆様が美術作品に触れ、学びを深める機会の提供に引き続き取り組んでまいります。

人口減少や少子高齢化の進行により民族芸能の担い手確保が課題となっていることから、シンポジウムの開催、地域におけるフィールドワークの実施などを通じて、民族芸能の保存・継承の支援に向けた調査・研究を実施してまいります。

令和 3 年度の請願採択を受けて準備を進めてきた「長野県史」について、戦後現代史を中心とした新しい県史の編さんに、長野県 150 周年の節目である来年度から着手します。令和 17 年度までの 10 年間を目途に、長野県の多様な歩みとその特色を、県民参加による幅広い資料の調査・収集などを通じて明らかにし、誰もが利活用できるようデジタル技術の活用に努め、編さんを進めてまいります。

県立歴史館においては、「長野県 150 周年のあゆみ—県民の“お宝”公文書の世界—」をはじめとする企画展を開催し、歴史学習の拠点として学びを深められるよう取り組むとともに、今後のあり方についても検討を進めてまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

婚活支援センターの民間委託による運営や企業間での異業種交流会の開催支援などに取り組み、出会い・交流の場づくりの強化を図るほか、大学生等や社会人向けのライフデザインセミナーに加え、ライフデザイン支援の意義につい

て産業界の理解を深める経営者等向けセミナーを開催するとともに、大学生等を対象とした子育て家庭内での子育て体験を実施します。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、次世代を担う子どもたちが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「子育て家庭応援プラン」における取組について拡充するなど、子育て支援を総合的に実施します。

来年度から全市町村で実施予定の、こども誰でも通園制度や配置基準の引上げ等による保育士不足に対応するため、インフルエンサー等による豊かな自然環境を活かした保育のPRや、養成校等と連携し、高校生等の学生やその保護者が保育現場の魅力を体感する機会の提供を行うなど、県内外の若者に広く本県の保育に興味関心を持ってもらい、学生の保育士への就労促進に積極的に取り組んでまいります。

市町村が地域の実情に応じて実施する独自の負担軽減策への支援を行う「子ども・子育て応援市町村交付金」について、これまで未就学児のみであった対象を妊娠時から義務教育年齢までに拡大し、子育て家庭における経済的負担の軽減を更に推進してまいります。

子どもを3人以上扶養する世帯については、私立専門学校生の授業料・入学料を所得制限なく上限額まで減免するとともに、低所得世帯については、県内出身者を対象に長野県立大学の授業料・入学料を減免するなど、多子世帯等に重点を置いて教育費負担の軽減を図ります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

そのため、地域における子どもの居場所である「信州こどもカフェ」について、近年の物価高騰等の課題を踏まえた運営費補助の拡大を図るとともに、資金調達や人材確保、関係団体との連携など運営基盤の強化を図るため、「信州こどもカフェサポートセンター（仮称）」を新たに設置し、持続可能な運営体制の

構築を推進してまいります。

若者の主体的な活動の場となる「ユースカウンスル」の設立に向けて「信州みらいフェス」や「信州若者みらい会議」を開催するとともに、県内へのユースセンターの設置を加速化するため、「地域発 元気づくり支援金」による支援に加え、ユースワーカー交流会の開催や先進団体等による相談や助言等を行ってまいります。交流連携協定を締結している沖縄県との間では、引き続き長野・沖縄両県の若者が交流する機会を創出し、相互理解の促進や、地域づくりの核となる人材の育成などに取り組めます。

また、困難を抱える子ども・若者への支援としては、「子ども・若者総合相談センター」の認知度向上や設置圏域の拡大を進め、ひきこもりや発達障がい等に関する相談体制を強化するとともに、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けるため、専用相談窓口の設置や外国語対応通訳派遣等により、ヤングケアラー支援の体制整備に取り組んでまいります。

脳や神経に由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かしていこうというニューロダイバーシティの考え方や職場の環境調整の仕方などの企業への普及啓発をさらに促進し、多様な発達特性を持つ若者の離職防止や就労促進を図ってまいります。

ひとり親家庭への支援については、生活・子育て支援に加え、引き続き就業・相談を中心とした、自立に重点を置いた支援に取り組めます。児童扶養手当の支給、就業支援員による就労に向けた各種支援、職業能力開発に係る受講料助成、弁護士による専門法律相談や公正証書等の作成、保証契約の締結に係る費用の補助など、ひとり親家庭が抱える課題に対し、包括的に支援してまいります。また、貧困等による子どもの進学段階における格差を是正するため、経済的課題を抱える家庭に対し入学試験に係る模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として高止まり状態にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全

体で支えていく取組を推進していく必要があります。

今年度から長野県社会的養育推進計画後期計画が始まりました。全ての子どもが人として大切にされ、自分らしく生きられるよう、家庭での育ちを保障する「家庭養育優先原則」と、子どもがつながりたいと思える大人との永続的な関係性を抱きながら成長できる養育環境を保障する「パーマネンシー保障」の理念に基づく取組を順次実施してまいります。

児童福祉を担う行政機関や民間施設等において人手不足が顕著であることから、専門の人材バンクを設置して学生等へ情報提供等を行うとともに、コーディネーターによる相談や交流会の開催等、就職後の支援も実施し、児童福祉人材の確保と定着を図ります。

里親委託や特別養子縁組の拡大を図るため、里親を開拓してその養育を支援する「里親支援センター」の拡充に向けて新たに児童福祉施設に包括的里親支援業務を委託するとともに、制度周知のためWEB広告を実施します。また、質の高い里親養育を目指して研修の充実や関係者の連携を強化します。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

昨年6月に検討に着手した「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」は、先月末まで5回にわたり人権政策審議会で検討を重ね、現在骨子案についてパブリックコメントを実施しています。

骨子案は、分かりやすい例示を備えた人権侵害行為等の禁止規定、相談体制の充実、「人権オンブズパーソン（仮称）」を中核に据えた人権救済体制の構築、インターネット上の誹謗中傷等への迅速な対応、災害時の人権侵害の防止規定など、複雑化・多様化する人権課題に対応し、本県の人権課題への取組を強化

する内容となっています。

今年度中に人権政策審議会から答申をいただけるよう引き続き検討し、人権がより尊重される社会の実現に資する条例の制定を目指してまいります。

犯罪被害者等に切れ目のない支援を実現するため、来年度は警察・市町村・早期援助団体などの関係機関と連携してワンストップ支援体制を強化し、新たに配置するコーディネーターを中心に、被害者等の個別の事情に応じた切れ目のない支援を進めてまいります。

近年増加する外国人県民については、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指していく必要があります。このため、生活のために最低限必要な日本語や日本文化、生活習慣を学ぶことができるオンライン教室を通じて、外国人県民の皆様がどこに住んでも日本語で意思疎通を図ることができる環境を整えるとともに、市町村や企業等が外国人との対話等を通じて自ら課題を把握し、解決を図る取組をパイロット事業として支援します。また、現在実施している県民アンケートの結果も踏まえながら、長野県外国人政策検討懇談会において本県の外国人政策についてさらなる検討を行ってまいります。

【女性が自分らしく輝ける環境をつくる】

多様な働き方、暮らし方の選択肢がある中で、女性が自らの意思に基づいて、職場、地域、家庭などあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活できる社会を実現していく必要があります。

策定を進めている「第6次長野県男女共同参画計画」には、「ジェンダー主流化」の考え方を明確に盛り込むこととしており、計画初年度となる来年度は、県の様々な施策にジェンダーの視点を反映するためのガイドライン作成と県職員への意識浸透に向けた研修を行います。また、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を充実させ、各メンバーの取組の加速化及び広報の充実による外部への波及拡大を図るとともに、地域活動に女性の参加が進まな

い要因や課題を把握するための調査を実施します。

悩みや困難を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるよう、DV加害者の更生プログラムやアウトリーチ型の相談、居場所の提供等を民間団体と連携して実施し、女性への支援を強化します。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行き不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

引き続き、信州学び円卓会議を中心に、「ともつくミーティング」や「ともつくフォーラム」を通じて、様々な主体の連携・協働の促進や取組状況を発信し、県民全体の機運醸成を図ることで、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」ための取組を県下に拡大してまいります。

信州のアイデンティティと国際的視野をあわせ持った世界の様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学生等が企画する長期の海外留学の支援制度を創設します。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の普及を目指してまいります。さらにフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の充実、保育料の負担軽減など、質の向上や利用者支援に取り組んでまいります。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

昨年度創設した「信州型フリースクール認証制度」では、運営やスタッフの資質向上への支援のほか、学校に行けない又は行かない子どもたちの保護者の交流の場の充実や、より良い認証制度にするための懇談会を開催し、子どもた

ちに多様な学びの場を提供してまいります。

地方から大都市圏への流出を食い止め、また、大都市圏に住む若者や子育て世代を長野県に呼び込むため、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どもたちの多様な学びを支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立学校の教育条件の維持向上や、私立高等学校等就学支援金の収入要件撤廃及び支給上限額の引上げなど児童生徒等の経済的負担の軽減に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、大学がその理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、本年４月から新たに就任する学長のもと取組を進めてまいります。

新年度は、引き続き、地域の特性を踏まえた研究や地域イノベーションを実現するための産学官連携の推進など、大学とともに取り組んでまいります。

地域の人材需給や急速な少子化等に対応するため、今後の県内高等教育機関における人材育成の在り方等を集中的に検討する「地域構想推進プラットフォーム」を産学官金等により構築してまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されていることから、市町村と連携して県外大学への訪問や誘致活動を実施するなど、県内への立地促進活動に取り組むとともに、県内私立大学初の農学系学部となる清泉大学農学部（仮称）の設置を支援してまいります。

また、理工系の県内大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、県内高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、

理工系人材の確保・育成に取り組めます。

以上、令和８年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げます。

債務負担行為としましては、児童扶養手当システム改修事業など３事業、総額１億３,１５５万５千円を設定いたしました。

条例案は、県立美術館の施設の利用料金の額を改定する「長野県立美術館条例の一部を改正する条例案」以下４件であります。

事件案は、交通事故に係る損害賠償に関する議案１件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和 8 年度当初予算案の総額は、一般会計 1,450 億 9,916 万 1 千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計 4 億 6,699 万 9 千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計 39 億 9,751 万 4 千円、国民健康保険特別会計 1,750 億 5,816 万 9 千円、総合リハビリテーション事業会計 18 億 6,144 万 2 千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和 8 年度は、4 年目を迎える「しあわせ信州創造プラン 3.0」のほか、3 年目を迎える「第 3 期信州保健医療総合計画」、「第 9 期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン 2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

以下、令和 8 年度の主な施策につきまして、長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合５か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

（信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進）

はじめに、信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE（エース）プロジェクト」を進めてまいります。

また、県民の生活の質の向上と医療・介護費の適正化を念頭に、大学と連携した減塩の啓発や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開します。さらに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により市町村等の保健活動を支援するとともに、ライフステージに応じた課題への対応にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングの実施や、長野県版身体活動ガイドを用いた運動習慣定着に向けた普及啓発を進めるとともに、企業や関係団体と連携し、健康に配慮した食事を選択しやすい環境づくりに取り組むことで、運動習慣の定着と食生活の改善を促してまいります。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、転倒防止など要介護リスクの高い事象への対応を促すとともに、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目的とした研修会の開催などを通じて、フレイル予防の取組を支援してまいります。

また、歯科口腔保健につきましては、歯科衛生士の復職を支援するとともに、業務内容や専門職としての魅力を広くPRし、歯科専門職の確保に取り組んでまいります。あわせて、大学生等を対象に歯科検診を実施し受診機会の拡充を図ることで、全身の健康づくりと一体となった取組を推進してまいります。

市町村国保においては、各市町村が令和8年度に実施する第3期データヘルス計画の中間評価に向け、県内市町村の共通評価指標等に基づくデータ分析結果を提供するとともに、評価の進め方に関する助言を行うなど、市町村被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を支援してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化に伴う医療ニーズの変化に加え、物価や人件費の高騰など、本県の医療を取り巻く環境は大きく変化しており、持続可能で安全・安心な医療提供体制の確保が喫緊の課題となっています。このため、県民が必要な医療を安定的に受けられるよう、不採算分野である政策医療への支援を強化してまいります。

まず、救命救急センターへの運営費補助については、信州大学医学部附属病院を新たに対象に加え、救急医療体制の維持・充実を図ります。また、物価高騰により増加した救命救急センター及び周産期母子医療センターの運営コストにつ

いては、国の補助額が見直されるまでの間、県独自の上乘せ支援を実施します。
さらに、身体合併症を有する精神疾患患者を受け入れる医療機関への支援についても継続いたします。

あわせて、2040 年頃を見据えた医療提供体制の将来ビジョンとなる新たな地域医療構想の策定を進めるとともに、診療実績等のデータ分析・提供を通じて、医療機能の見直しや病院間連携の取組を力強く後押ししてまいります。

循環器病対策につきましては、予防に資する取組に加え、再発や増悪の防止のため、急性期から回復期以降まで切れ目なく患者支援を継続することが重要であることから、医療機関、介護事業者、自治体等が連携する地域連携体制や、多職種間におけるネットワークの構築を進めてまいります。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療に大きく貢献してきましたが、近年は厳しい経営状況が続いています。このため、令和7年度を始期とする第4期中期計画において経営改善に継続して取り組むとともに、県と病院機構が連携し、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

子どもや障がい者等の経済的負担を軽減する福祉医療費給付事業につきましては、新たに精神障がい者の入院医療費を補助対象とする事業の拡充を行い、さらなる福祉の向上を図ってまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の深化・推進を目指し、介護保険事業の実施主体である市町村の支援等に取り組んでいるところです。

特に、令和8年度が最終年度となる「第9期長野県高齢者プラン」で位置付け

ている高齢者の生活支援サービスにつきましては、生活支援コーディネーターを中心に多様な主体が連携できる体制を構築するため、新たに生活支援共創プラットフォームの整備を進めてまいります。

また、令和9年度から3年間の「第10期長野県高齢者プラン」の策定に当たりましては、市町村と連携・協力するとともに、保健・医療・福祉などの関係者から幅広く施策の方向性等についてご意見を伺いながら、高齢者福祉全般にわたる県の施策を示してまいります。

このほか、特別養護老人ホーム等の施設整備を着実に進めるとともに、高齢者施設等における防災・減災対策への支援にも取り組んでまいります。

（医療・福祉人材の確保）

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与などにより即戦力となる医師の確保を進めるほか、大学医学部の地域枠の学生を含む修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生へのキャリア形成支援の充実を図り、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、本県では、医師の働き方改革の進展や高齢者人口の増加により医師派遣の需要が増加しています。これまで県では自治医科大学出身医師及び修学資金貸与医師の配置について、信州大学医学部と協議を行ってきましたが、これら以外の医師についてもより効率的な派遣を実現するため、県と信州大学医学部等との協議体制を一層強化してまいります。

信州大学医学部等と締結予定の地域医療に関する連携協定に医師派遣に関する取組を盛り込むとともに、両者が共同で検討・調整する「推進会議（仮称）」

を設置することで、最適な医師配置を進める仕組みを整えます。

さらに、信州大学医学部附属病院から地域の中核的な病院への医師派遣を支援する新たな補助金を設け、安定的な医師確保を財政面からも支えます。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所や病院内保育所運営費の補助拡充や看護学生への修学資金の貸与などにより、新規養成に向けた取組を推進してまいります。

また、特定行為研修や認定看護師資格の取得に対する支援の充実を図るとともに、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じて再就業の促進にも努めてまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者を対象とした復職・就業説明会や、中高生等に向けた職業理解のための説明会を開催するとともに、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては奨学金返還の助成を行うなど、県内への就業促進と必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、資格取得から入職までの一体的な支援の実施や、福祉系高校の入学者に対する修学資金の貸付を行うとともに、外国人介護人材の確保・定着を図るため、事業経営者向けの外国人活用セミナーの開催、外国人材向け住居を借り上げる際の家賃等への支援、事業者の海外現地での採用活動の支援など、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、ケアの質向上につながる介護・障害福祉現場の生産性向上に向け、職員の負担軽減に資する業務改善や介護テクノロジーに関する相談窓口を設置するとともに、職員の処遇改善についても支援してまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によれば、令和7年における本県の自殺者数は318名、自殺死亡率は16.0で、いずれも前年より減少したものの、全国の自殺死亡率15.4を依然として上回っております。

また、20歳未満の自殺者数については、令和6年確定値において全国では過去最多となった一方、本県では減少し、全国平均を下回る水準となりました。これは、「子どもの自殺ゼロ」を目指して取り組んできた本県の施策が一定の成果を上げているものと受け止めております。

しかしながら、変動の大きい単年の自殺死亡率ではなく、長期的な傾向を示す5年平均死亡率で見ると、依然として全国平均には達しておらず、低い水準を維持するためには継続的な対策が必要です。

このため、本県では、全国に先駆けて実施している「子どもの自殺危機対応チーム」の運用を一層強化するとともに、「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、総合的な自殺対策を着実に進めてまいります。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設に対する監視指導を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の徹底を図るため、適切な助言・指導を行ってまいります。これらの取組を通じて、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活のさらなる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品販売業者等に対する監視指導を行うとともに、医薬品製造業者等に対しては、適切な製造・品質管理に関する調査や助言を実施してまいります。あわせて、研修会等を通じて薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬

局の機能強化を推進してまいります。

旅館業の無許可営業者への対策につきましては、外部委託によるインターネット上の監視や、保健所による指導時の通訳派遣を実施し、宿泊税導入に際して求められる税負担の公平性の確保と、宿泊施設の衛生環境の保全に努めてまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」では、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

（文化芸術の力の様々な領域への拡大）

障がいのある方の文化芸術活動の普及、支援についてでございます。

令和4年度に「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がいのある方が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

今後も、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等を通じた支援人材の育成、障がいのある方が創作したアート作品のレンタル事業を実施するなど、障がいのある方が芸術文化活動に参加する環境を整備することにより、社会参加への支援と県民の障がいへの理解促進を図ってまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

（妊娠・出産の安心向上）

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てまで続けられるようにするためには、多様化するニーズに応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できる体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村保健師等を対象とした人材育成や事業の運営等に関する情報発信を行い、母子保健施策の質の向上と地域間格差の是正に取り組んでまいります。

また、今年4月から県立木曽病院で分娩の受入が休止されることを踏まえ、令和7年度は木曽地域を先行モデルとして、地域全体で出産を支える体制づくりに向けた支援策を取りまとめたところです。

来年度は、木曽地域に続き、分娩医療機関のない大北地域にも支援策を展開し、妊婦の皆様が安心・安全に出産に臨める環境を整備してまいります。

（困難を抱える子ども・若者や家庭の支援）

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

不登校等の困難を抱える子どもが自尊感情や自己有用感を高められるようにするため、動物愛護センターをはじめ県内各地で動物介在活動を実施いたしま

す。また、子どもたちの社会参加が円滑に進むようにするため、保護者等を対象としたカウンセリングセミナーも開催いたします。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

障がい者の働く場の拡大と農業分野の人手不足の緩和を同時に実現する農福連携については、認知度の向上や、農家と障がい者就労施設とのマッチング、障がい特性に応じた技術指導の実施などの取組を一体的に進めてまいります。

あわせて、農業に取り組む施設の作業環境の整備を促進するため、農機具の購入や、新たに熱中症対策に必要な経費についても助成してまいります。

医療的ケア児等への支援については、今年度から信州大学医学部附属病院に運営を委託した「医療的ケア児等支援センター」において、医師に加え、新たにリハビリ専門職や栄養士などをスーパーバイザーとして派遣し、要支援者にとって身近な市町村や各圏域での支援体制の強化を図ってまいります。

高次脳機能障害への支援については、今年度から配置したコーディネーターを中心に、関係機関との連携強化や支援者の養成などを進めてまいります。

また、強度行動障がいについては、適切な支援を行える人材の育成や、事業所への専門人材の派遣による支援力の向上を図るなど、多様な障がいに対してラ

イフステージに応じたサービス基盤の充実に取り組んでまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備については、今年度、移転候補地である県営住宅跡地の敷地調査を実施し、地盤等に問題がないことを確認しました。令和14年度の供用開始に向け、来年度は設計者選定のためのプロポーザルを実施し、準備を進めてまいります。

新施設については、今後の人口減少や他病院との役割分担を踏まえ、最適な規模とします。また、整形外科手術を廃止し、中途障がい者の社会復帰を目指す専門リハビリに特化することで、医療から自立訓練・就労支援まで一貫した支援を行う、県内唯一の施設としての役割を果たしてまいります。

この他の県立の障がい福祉施設についても、計画的な改修等を進め、利用しやすい施設としてまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等への支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぼ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

あわせて、相談員の処遇改善と支援スキルの向上を図ることで支援体制を強化し、生活や就労に関するよりきめ細かな相談支援に対応してまいります。

また、近年の猛暑による熱中症リスクの増加を踏まえ、市町村が実施する住民税非課税世帯を対象としたエアコン設置促進事業への助成や、「長野県フードサポートセンター（ふーさぼ）」による食料支援、「まいさぼ」におけるLED照明器具など生活必需品の提供を通じ、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を進めてまいります。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎え、人口減少が一層進む中であって、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など様々な場面で活躍できる社会の実現が求められています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心に、地域課題に関する相談支援や活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを進めることで、シニア世代が生きがいを持って活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学においては、新たな知識・教養の習得、趣味活動を通じた交流、地域活動や社会参加の学びと実践を支援し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和 8 年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和 8 年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給に関して 102 万 5 千円を、個人防護具備蓄等事業に関して 7,970 万 6 千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案 7 件でございます。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設等における入通所時等の健康診断を不要とするものです。

「長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案」は、学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等とするものです。

「国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案」は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関し、必要な事項を定めるものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行うものです。

「長野県附属機関条例の一部を改正する条例案」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行うものです。

「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」は、食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めるものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構の定款変更及び第4期中期計画に係る変更の認可についての2件でございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告1件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和 8 年度当初予算案の総額は、一般会計 63 億 3,536 万 8 千円、流域下水道事業会計 201 億 3,220 万 4 千円であります。

本県には、連なる山々の雄大な姿や澄みきった河川・湖沼、そして広がり豊かな森林が織り成す、風格ある自然景観が息づいております。そこには、多様な動植物が生命の営みを紡いでおり、本県ならではの豊かで崇高な自然環境が育まれております。この貴重な財産を未来へつないでいくため、長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」及び「第五次長野県環境基本計画」に基づき、中長期的な視点に立ち環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和 8 年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。2030 年度までの 10 年間を計画期間とする長野県ゼロカーボン戦略については、策定後 5 年目に当たる本年度、見直しを進めてまいりました。これまで、2030 年までの温室効果ガス正味排出量 6 割削減を目標に掲げ、様々な政策を動員して脱炭素化の取組を進めてまいりました。充電インフラ設備の整備等を進めたことで県内の EV 保有台数は過去 5 年間で倍増するとともに、信州健康ゼロエネ住宅への助成などにより新築住宅の ZEH 率は約 7 割に達したほか、住宅の太陽光発電や小水力発電については、全国でも上位に位置する普及状況となっております。

ます。この結果、直近の実績では、同戦略の数値目標の基準年度である 2010 年度に比べて、温室効果ガス総排出量は 17.5 パーセント減少し、再生可能エネルギー生産量は 38.1 パーセント増加、さらには、県内総生産の増加と排出量の削減が同時に進展してデカップリングが全国以上に進むなど、取組の成果は一定程度現れています。しかし、家庭部門や産業・業務部門を中心に、現状のペースでは目標達成が厳しい状況にあります。一方で今日、地政学的緊張やエネルギー安全保障を背景に、世界的な気候変動対策が鈍化しかねない状況が現れてきております。

こうした状況を踏まえ、同戦略を改定する中で、本県も産業の近代化に伴い気候変動要因を生み出してきたことを認識し、美しい信州を維持していくため、脱炭素化をリードし、世界に貢献するとの強い決意の下、現行戦略に掲げる野心的な目標を敢えて維持し、経済的メリットの可視化や信州の自然・環境に根差した暮らしへの転換などの新たな方針を示したところです。

特に排出量削減が必要な家庭部門に関しては、住宅の省エネルギー性能の向上や大量消費・大量廃棄型からのライフスタイルの転換が必要です。そのため、長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案により、国の Z E H 水準適合義務付けに先駆け、新築住宅の Z E H 水準適合を義務化するとともに、環境に配慮した行動のコストメリットや昔ながらの生活の知恵等を県民と共有し、信州に根差したライフスタイルへの転換を広く促してまいります。

産業・業務部門に関しては、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者を増やしていくため、様々な取組を進めてまいります。具体的には、本県独自の事業活動温暖化対策計画書制度を一層推進するとともに、「信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型）活用促進制度」による中小規模排出事業者への金利優遇等を通じて、計画書制度へ参加する事業者の拡大を図ってまいります。また、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の更新等の費用の補助に加え、医療・福祉施設など 24 時間稼働する公益的施設を中心に

Z E B 化の長期的な経済的メリット等を新たに調査・分析して事業者と共有するほか、事業者向けの「初期費用ゼロ円ソーラー」の普及に取り組み、再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

運輸部門に関しては、E V の普及拡大や環境負荷の低いまちづくりに向け、これまで実施していた太陽光発電設備と組み合わせた蓄電池及びV 2 H（E V と住宅との双方向の充電・給電設備）の導入補助の対象に新たにE V を加え、住宅屋根ソーラーと組み合わせたE V の導入を促進するとともに、トランジットモールやパークアンドライド等の導入促進について検討を進め、関係機関との協議体を設置してウォーカブルなまちづくりを目指してまいります。

再生可能エネルギーの普及拡大に向けては、引き続き、本県が大きなポテンシャルを有する太陽光発電や小水力発電を中心に取組を進めてまいります。屋根ソーラーが当たり前となる信州を目指し、長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案により、建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化や設計者から建築主への説明義務の拡大を図ってまいります。また、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な建物への普及を図るため、ペロブスカイト太陽電池や薄膜シリコン太陽電池など新技術の活用についても検討を進めます。小水力発電につきましては、「収益納付型補助金」により発電事業者の資金調達支援を継続するとともに、地域共生型・地消地産型発電の普及に向け、新たに発電事業者間の懇話会を設立し、地元調整や水利権申請等の手続きに関する検討や情報共有、地域内経済循環に資する優良モデルの創出などに取り組みます。また、市町村と連携し、地域に調和したソーラーシェアリングのモデルづくりを推進してまいります。なお、地上設置型の太陽光発電につきましては、令和6年4月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」を引き続き適切に運用を行うとともに、地域との共生を一層確保するため、条例の運用状況の検証に取り組みます。このほか、熱利用につきましては、今年度の地中熱導入施設の調査結果を踏まえ、定量的な効果や県内先進事例を

周知し、今後の普及促進につなげてまいります。

また、各分野で県民・事業者等の取組を加速するため、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」において、ゼロカーボンの取組事例等の情報発信を充実するとともに、コーディネート機能を強化して県民、事業者等による共創の機会創出に取り組んでまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

まず、「生物多様性・自然環境の保全の推進」につきましては、本県の豊かな生物多様性を増進するため、令和7年12月に新設した「長野県生物多様性センター」を拠点として、保全増進活動に関わる方々への相談対応等の支援やウェブサイトなどを活用した情報発信を始め、自然共生サイト認定申請支援や県民向けガイドブックの作成、パートナーシップ協定の締結促進などに取り組んでまいります。また、イヌワシやライチョウなどの県内の希少種保全対策として、生息状況の調査や保護意識の醸成などに取り組んでまいります。

「自然とのふれあいや魅力ある自然環境の利活用の推進」につきましては、八ヶ岳中信高原国定公園内に位置する美ヶ原自然保護センターの機能強化を図るべく、改修に向けた基本構想を作成してまいります。また、インバウンドを含むすべての来訪者が自然公園の魅力を十分に体感できるよう、宿泊税を活用し、園路のバリアフリー化、案内看板の多言語化などにより、質の高い受入環境の整備を進めてまいります。

さらに、御岳県立公園においては、現在、環境省で国定公園の指定に向けた検討がされていますが、国定公園化された際には、地域が有する自然資源を観光振興や地域活力の向上へと結び付けるため、記念式典の開催や、県内外への効果的な情報発信を進めてまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

「水環境保全の推進」につきましては、県内河川・湖沼の水質は長期的に改善傾向にあるものの、諏訪湖においては、ヒシの大量繁茂による景観の悪化や貧酸素化、クロモなどによる利水障害等の課題があります。このため、諏訪湖環境研究センターにおいて水質及び生態等に関する調査研究を一体的に進め、科学的知見を貧酸素対策や生態系及び利水に配慮した水草管理等の対応策に活用し、県内河川・湖沼に展開してまいります。

「大気環境保全の推進」につきましては、現在大気環境は概ね良好な状況が続いており、引き続き大気汚染状況の常時監視及び工場・事業場の発生源対策を徹底し、大気汚染防止対策を推進してまいります。

「廃棄物の適正処理等の推進」につきましては、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施を指導し、排出抑制など自主的な取組を一層支援してまいります。また、処理業者及び排出事業者に対しましては、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導により、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保に向けて、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、不適正処理や不法投棄の未然防止、早期発見に努めてまいります。あわせて、産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査を実施し、違反行為に対しては厳正かつ迅速に行政処分を行ってまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

上下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化の進行、耐震化の遅れ、さらには専門人材不足など将来の安定的なサービス提供に関わる多くの課題に直面しております。このため、人材や施設、資金といった限られた資源を効率的に活用し、経営面でのスケールメリットを創出する広域連携の推進がますます重要となっております。

こうした状況を踏まえ、令和５年３月に改定した「長野県水道ビジョン」及び同年３月策定の「長野県生活排水処理構想（２０２２ 改定版）」に基づき、市町村と連携して圏域ごとの検討を進めているところです。あわせて、上下水道事業者に対して、外部専門家による指導・助言の実施やセミナーの開催など、上下水道の基盤強化に向けた取組を一層加速してまいります。

また、令和６年１月に発生した能登半島地震では、上下水道施設が甚大な被害を受け、断水の長期化により住民生活へ大きな影響が生じました。県内の上下水道施設においても耐震化率は依然として低い水準にあることから、令和７年１月に県内市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、施設や管路の耐震化が計画的に進められるよう、市町村を支援してまいります。

さらに、県が整備した浄化槽台帳につきましては、市町村や法定検査を担う浄化槽協会が保有する情報との不整合があるため、情報更新とデータベース化を進め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、適切な浄化槽整備と維持管理指導を促進してまいります。

県が管理する流域下水道につきましては、これまでも老朽化した処理場や管路施設の更新工事を計画的に進めてまいりましたが、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、県独自の管路緊急点検の他、国土交通省からの要請により、対象となる管路について全国特別重点調査を実施したところです。その結果、対策が必要な箇所については、恒久対策の早期完了を図るため、令和８年度に詳細設計を実施してまいります。また、今後も「長野県流域下水道事業経営戦略」に基づき、耐震化の前倒しや老朽化対策などを計画的に進め、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

環境負荷を可能な限り低減するためには、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの推進が極めて重要です。令和５年度の県民１人１日当たりのゴミの排

出量は 770 グラムで過去最小となり、「第 5 期長野県廃棄物処理計画」や「しあわせ信州創造プラン 3.0」で掲げる令和 7 年度目標 790 グラムを前倒して達成しました。

一方で、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済の衰退、さらにライフスタイルの変化など、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした中、本年度中に策定予定の第 6 期長野県廃棄物処理計画では、循環経済・サーキュラーエコノミーへの移行を最重要施策として位置付け、動静脈産業の連携により廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含めた幅広い分野の取組を促進するほか、併せて、食品ロス削減の充実や災害廃棄物対策の強化、使用済みリチウムイオン電池の適正処理、太陽光パネルのリサイクル推進など社会課題となっている事項の取組を推進していくこととしております。

引き続き、県民・事業者・市町村といった多くの主体と連携・協働して、循環型社会の形成を一層加速化させてまいります。

下水汚泥の地域内での資源循環の推進に向け、農政部と連携し、汚泥肥料の安全性や有効性の検証試験を継続するとともに、その結果を広く周知し、農業関係者等の汚泥肥料使用への理解促進を図ってまいります。犀川安曇野流域下水道事務所では、南安曇農業高校との協働試験により、処理場から発生する消化脱水汚泥を「アクアピア 1 号」として肥料登録するなど取組が着実に進んでおります。引き続き実用化に向け、地元農業関係者や J A などの助言を得ながら、肥料化手法やコスト、販売先について検討を加速してまいります。

このほか、環境保全研究所安茂里庁舎の老朽化への対応として、大気環境部の飯綱庁舎への移転を見据えた改修工事を進めるとともに、庁舎の省エネルギー化を図る ZEB 化工事を実施してまいります。

以上、令和8年度当初予算案の主な事業について申し上げます。

次に、債務負担行為としましては、環境保全研究所飯綱庁舎改修工事に要する経費等に8億2,660万3千円を設定し、流域下水道事業会計で諏訪湖流域下水道の運転管理業務委託等、310億2,821万4千円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案につきましては、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について」及び「流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について」の2件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。
御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和 8 年度当初予算案の総額は、一般会計 1,345 億 5,490 万円、小規模企業者等設備導入資金特別会計 3 億 3,083 万 8 千円です。

【令和 8 年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、長引く物価高騰への対応など複合的な課題に対応するため、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を策定し、様々な施策を展開してまいりました。しかしながら、中小事業者の経営や県民生活への物価高騰などの影響は、依然として継続している状態にあります。

そのため、物価高騰等の経営環境が厳しい昨今の状況においても、県内企業が生産性向上や価格転嫁によって利益を確保し、持続的な賃上げ環境を創出して、更には将来の成長に向けた投資に繋げていくことが必要です。

このため、令和 8 年度は、企業の成長を促すための経営基盤の強化、経営革新などへの支援を一層充実するとともに、成長期待分野への展開を促進します。また、労働供給制約社会においても、多様な人材の労働参加や能力・スキルの最大化、労働環境の改善などを総合的に推進し、産業競争力の維持・強化を図ります。

【新年度に注力する取組】

以下、産業労働部が重点的に取り組む 3 本の柱に沿って、令和 8 年度当初予算案に計上した主要事業を、順次御説明申し上げます。

第一に、「成長投資等による経済構造の転換」について申し上げます。

（地域産業の稼ぐ力の強化）

エネルギー・原材料価格高騰等の影響により県内産業の「稼ぐ力」は中長期的に減少傾向であり、成長が期待される分野や新たな技術への戦略的な投資を促進し、地域産業の「稼ぐ力」の底上げを図ることが必要です。

航空・宇宙分野においては、世界の航空・宇宙機器産業を支える産業集積の形成を図るため、航空機器産業における参入企業の技術力向上や事業領域の拡大を図るとともに、宇宙機器産業における県内企業の新規参入や定着・成長に向けた取組を支援します。水素分野では、県内企業の水素等の利活用を促進するため、「信州産業水素推進ネットワーク」を通じた参画企業・団体の裾野の拡大、観光地をフィールドとした水素モビリティの運用実証を実施します。

国内外のスタートアップ、投資家等に向けたPRイベント「SOBA Tech（ソバテック）NAGANO」の開催や、ベンチャー・キャピタル（投資会社）との連携によるスタートアップの誘致・創出に取り組むことで、信州スタートアップ・エコシステムの強化と、スタートアップと地域企業、支援機関との連携促進を図ります。

地域課題の解決や新たな産業・サービスの創出を図るため、地域や企業が抱える課題と先端技術をマッチングし、概念実証（PoC）を通じて社会実装を促進します。

脱炭素関連技術の開発、製品のライフサイクルにおけるカーボン排出量の可視化・削減、サーキュラーエコノミーの事業化等を支援することで、グローバルメーカーに選ばれる「環境対応型企业」への転換を促進します。

（経営革新・生産性向上）

人口減少に伴い、労働力の供給が制約される中でも、本県経済が発展し続けるためには、経営革新・生産性向上による企業の持続的な成長が必要です。

売上高 10 億円突破を目指す企業の成長を後押しするため、設備投資への補助や専門家派遣などの総合的な経営支援を幅広い分野で展開し、地域産業の稼

ぐ力を強化します。

専門家派遣や副業・兼業プロフェッショナル人材の活用促進により、経営課題の解決や人材確保を支援し、企業の持続的な成長につなげます。

人口減少下において、経営合理化による持続的な経営を後押しし、県内企業の競争力を強化するため、複数企業等が取り組む業務共同化モデルを創出し、横展開を図ります。

デジタルによる省力化等により生産性向上を目指す企業には、デジタル化一貫支援サイトを通じて課題解決につながる具体的な手法やセミナー、補助金等の情報提供を行うほか、県内IT事業者からなる「地域サポーター」による伴走支援等を実施します。

（持続可能な経営基盤の構築）

県内企業を取り巻く環境は、長引く物価高騰に加え、世界経済の先行き不透明感や金利の上昇など、大きな変化に直面しています。こうした経営環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な経営基盤を構築するため、販路開拓、ブランド力向上等の取組を総合的に進めます。

次世代モビリティ、医療機器等の先進地域である欧州・米国や、経済成長著しいASEAN・インドの自動車関連市場等への販路開拓を後押しするため、各国で開催される展示会において長野県ブースを確保し、県内企業の出展を支援します。

県産品の輸出促進と地域経済の活性化を後押しするため、米国で開催される世界最大級の食品展示商談会への出展やバイヤー招へい商談会などを通じて、長野県の食の魅力を世界へ発信します。

信州ブランド推進重点品目・ブランド力育成支援品目等におけるBtoB取引の創出を図るため、県外に向けた販売促進及び情報発信を強化します。

信州を代表する新たな地域ブランドの構築を図るため、AIを活用したブランド構築・発信手法の実証的な導入や、信州ブランドを体現する企業や市町村

との共通理解を深めるためのツール整備、関係主体と連携した情報発信を行います。

伝統的工芸品産業については、バックオフィス機能の強化を図り、産地間の連携による後継者確保や情報発信等を行うモデルを創出し、横展開するとともに、新商品開発や県内外への販路開拓、後継者の確保・育成等を総合的に支援します。

県内食品産業の活性化に向け、信州味噌のブランド価値を高めるための味噌製造事業者の技術向上の取組を支援するとともに、信州味噌を使ったレシピコンテスト等により消費者に魅力を発信します。

中山間地域等の生活・産業に欠かせないインフラであるサービスステーションの維持・強化を図るため、県内の燃料供給体制の実態調査及び市町村が取り組む燃料供給計画策定に係る経費への補助を実施します。

（地域内経済循環の促進）

県内経済を持続可能なものとするためには、地域外から獲得した資金を地域内で循環する仕組みを構築していくことが必要です。

県産品や地域のお店を選ぶ消費者の行動変容を促すため、若者や事業者など趣旨に賛同するパートナーの皆様に広報等に御協力いただき、「しあわせバイ信州運動」の一層の拡大と浸透を図ります。

第二に、「賃上げ環境の整備」について申し上げます。

（持続的な賃上げの実現）

持続可能な経済成長を実現するためには、生産性向上や適切な価格転嫁を通じて賃上げ環境を整備していくことが必要です。

将来に向けた持続的な賃上げ環境を整備するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等の幅広い取組を積極的に行う中小企業者等を支援します。

企業の賃上げ原資を確保するとともに、下請法が改正されたことを受け、今年度創設した価格転嫁サポーター等により、労務費等の適切な価格転嫁を一層促進します。

第三に、「労働供給制約社会を乗り越えるための「人材確保・育成・定着」について申し上げます。

（多様な人材へのアプローチとマッチング）

県内産業の競争力を高め、高付加価値型の経済・産業構造への転換を進めていくためには、若者、就職困難者、外国人材など、多様な人材が活躍できる環境を整えることが必要です。こういった人材へのアプローチとマッチング支援を総合的に展開します。

若者の県内企業への就業を促進するため、学生が自己PRし、企業から直接アプローチを受けるスカウト型マッチング等を実施するとともに、就職活動を控える学生の保護者に対して県内企業等の情報提供を行い、学生が県内就職を選びやすい環境づくりを進めます。

県内外の大学生等に対して、県内企業へのインターンシップや就職活動に係る交通費等を助成します。

地元企業への人材定着を図るため、県内IT事業者と連携して高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校の実践的な探求活動の取組を支援します。

就職に困難を抱える女性や高齢者等の就業促進に向けては、地域就労支援センター（Jobサポ）において、相談者の希望や悩みに寄り添った伴走型の支援を行います。

三大都市圏から県内への若者や子育て世帯の移住による県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決のため、移住者へ支援金を支給します。

外国人材の定着・活躍促進に向け、企業等が外国人材に行う日本語教育に係

る経費を補助するほか、外国人材の適正な受入れに向けた行政書士による相談、監理団体・登録支援機関等とのマッチング支援等を実施します。

（人材の能力・スキルを高める）

労働供給制約社会において、県内企業が持続的に成長していくためには、多様な人材が専門性を高め、企業の競争力強化を支えることが重要です。

企業の意思決定層の多様化による組織変革や職場環境改善、企業価値の持続的向上と人的資本の強化につなげるため、「W. E. L. L.（ウェル）NAGANO（Women Empowerment Leaders Link NAGANO）（仮称）」と銘打って、経営者向けフォーラムや企業と役員候補をつなぐ「マッチングベース」、女性管理職候補の育成講座「リーダーズアカデミー」等を展開し、女性役員の登用と女性管理職の育成を支援します。

民間コンサルタントによる伴走支援や企業コミュニティ形成など、企業の主体的なリスクリングの取組を支援します。

県内企業のIT人材不足の解消や高度な技術力に基づくイノベーションを実現するため、海外IT人材の県内・国外でのインターンシップを支援します。

（働きやすく魅力ある職場環境づくり）

誰もがライフステージの変化にかかわらず、自分らしく働くことができる長野県を目指すため、多様な人材が能力を発揮し、安心して働き続けられる職場環境づくりを進めます。

職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、多様な働き方制度の導入等について働きかけを行うことにより、魅力ある職場環境づくりを促進します。

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度については、自社の働きやすさに関する課題を客観的に把握できる簡易的診断ツールの活用などにより、企業の認証取得を一層加速します。

性別にかかわらず育児休業を取得できる職場環境づくりを促進するため、男

性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、取得に至った企業等に対して奨励金を支給します。

社会問題化するカスタマーハラスメントをなくすため、今年度発出した「長野県カスハラゼロ共同宣言」に基づき、正しい知識の普及・啓発や、企業向けマニュアルの作成・配布による安心・安全な職場環境づくりを促進します。

【債務負担行為の設定等】

令和8年度当初予算案における債務負担行為は、ものづくり産業応援助成など、総額19億2,672万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の1件でございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。
何卒よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

観光スポーツ部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、観光スポーツ部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光スポーツ部関係の令和 8 年度当初予算案の総額は、一般会計 72 億 7,916 万 2 千円であります。

（観光を巡る状況）

県内の宿泊旅行の動向につきましては、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年の 1 月から 11 月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は 1,754 万 1 千人余で、前年同期比 6.2 パーセント減少であります。このうち、外国人延べ宿泊者数は 215 万 5 千人余で、前年同期比 3.8 パーセント増加しています。

外国人宿泊者数は過去最高を更新するペースで増加している一方で、日本人の宿泊者数は 7.4 パーセントの減少となっております。このように、観光関連産業を取り巻く環境は、物価高騰や人手不足などもあって厳しい状況が続いておりますので、県内周遊を促進するための観光体験費用の負担軽減策や業務の効率化、特に D X による観光産業の生産性向上が必要であり、1 月臨時議会で御議決いただきました補正予算により、速やかに取組を進めてまいります。

（スポーツを巡る状況）

現在、イタリアで開催されているミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックをはじめ、来月のワールド・ベースボール・クラシック、6 月にはサッカーの F I F A ワールドカップ、9 月・10 月のアジア競技大会・アジアパラ競技大会と、本年は世界レベルのスポーツイベントが多数開催されます。大会に参加する県関係選手の活躍を大いに期待するとともに、こうした機会も活かしながら、「スポーツの力」による地域活性化に取り組んでまいります。

(「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興施策の方向性)

長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光の目指す「世界水準の山岳高原観光地」を実現するため、観光振興においては、「観光地域づくりの推進」、「『長野県観光』のプロモーションの展開」、「インバウンドの推進」を施策の柱に位置付け、施策を推進しているところです。

また、6月から導入する宿泊税を活用して取り組む施策につきましては、この度策定した「宿泊税活用計画」に示す方向性に基づき、既存施策との相乗効果を生むよう取り組んでまいります。さらに、市町村交付金制度の活用により、地域の独自性を発揮しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で、広域的な視点で観光振興を図ってまいります。

スポーツ振興においては、第3次長野県スポーツ推進計画のもと、子ども、女性、若者、20代から50代の「働き世代」を含め、多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化の創造を更に進めるとともに、プロスポーツとの連携・協働や、障がい者スポーツを通じた共生社会づくりの取組を進めてまいります。

また、2028年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた機運醸成や本格化する市町村の競技施設整備への支援のほか、国スポの天皇杯・皇后杯の獲得に向けた競技力向上に積極的に取り組んでまいります。

以下、令和8年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

(観光地域づくりの推進)

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、DMOの形成・経営支援に取り組んでまいりました。引き続き、地域の課題解決に向けた取組への支援を行うほか、宿泊税を活用し、ソフト・ハードの両面から観光地域づくりを強化してまいります。

宿泊税を活用した取組につきましては、宿泊税活用計画において、県におい

て取り組むべき施策として「長野県らしい観光コンテンツの充実」、「観光客の受入環境整備」、「観光振興体制の充実」を掲げました。

一点目の「長野県らしい観光コンテンツの充実」におきましては、長野県の自然・歴史・文化・食などの多様な観光資源を活用した観光コンテンツ整備を支援するほか、語学力を備えたガイドの育成研修や、語学に加え、自然や歴史など高い専門性を持つガイド認証制度の構築に向けた検討を進めます。また、県一周サイクリングルートである「J a p a n A l p s C y c l i n g R o a d」を核としたサイクルツーリズム推進のため、安全走行のための看板設置のほか、拠点施設やサイクルトレイン等の整備支援により、サイクリストの受入環境の充実を図ってまいります。

二点目の「観光客の受入環境整備」におきましては、本県の移動・観光情報やデジタルチケットの提供、多言語での情報発信等により観光客の利便性向上を図るため、「信州観光M a a S」のシステム構築に取り組みます。また、本県観光の大きな課題である観光客の移動手段の確保のため、交通政策局と連携し、交通の拠点や宿泊施設集積地と観光地を結ぶ定期観光バスの新設・増便に取り組むほか、観光地の周遊を促進するための旅行商品の造成を支援してまいります。

このほか、旅行者の長期滞在や県内周遊を図るため、宿泊施設の集積地における観光まちづくりや、宿泊施設の高付加価値化や宿泊者の安全対策等の取組を支援してまいります。

また、三点目の「観光振興体制の充実」として、観光の高付加価値化を図る人材育成のための研修の実施、地域の観光地経営の中核となるDMOや観光協会などの取組を強化するための組織間での人材の交流・活用のための仕組みづくりに加え、統計データを共有・分析し、提供するシステムの構築により、観光客の満足度が高い観光地域づくりを支援してまいります。

このほか、既存財源を活用し、持続可能な観光「サステナブルツーリズム」の地域での取組支援や、年齢や障がいによらず誰もが楽しめる観光「信州ユニ

バーサルツーリズム」の他県との連携による人材育成や情報発信等に取り組み、宿泊税活用施策と連動させながら効果が高まるよう事業を進めてまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では近年、長野県が持つ雄大な自然を活かした「アウトドア」をメインテーマとしてプロモーションを展開してまいりました。令和9年夏に開催する信州デスティネーションキャンペーンにおいては、「自然」に加え、「歴史・文化」や「食」をアピールポイントとして打ち出し、認知度が高い観光スポットだけでなく、これまであまり知られていないスポットや、本県でしか体験できない唯一無二の旅などを積極的にPRすることにより、長期滞在や県内周遊を促進してまいります。

このため、プレキャンペーン期間である本年は、全国から観光関係者を集め、長野県の魅力を紹介する「全国宣伝販売促進会議」と「エクスカーション」を開催するとともに、観光客の県内周遊を促す企画の試行等により来年に向けた機運醸成を図るほか、地域の観光資源の磨き上げを行うための専門家による伴走支援や商談会を実施します。

また、県公式観光サイト「G o N A G A N O」については、2019年の開設以来6年以上が経過していることから、観光情報サイトに求められる機能の変化やAI等の技術発展を踏まえ、フルリニューアルを行い、情報提供体制を強化します。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドは過去最高のペースで推移しているところであり、これまでも力を入れてきた東アジアや東南アジアなどからの更なる誘客を進めるほか、高付加価値旅行市場向けの誘客については、欧米豪に加え、新たにアジアにも拡大し、観光消費額の増加に取り組んでまいります。

また、物価高騰や円安に伴う渡航経費の高騰により海外出展が難しくなっている県内の観光事業者に対し、県と共同で実施する海外プロモーションに参加する経費の一部を新たに支援してまいります。

一方、インバウンドの急増に伴い、季節により県内の一部地域において、文化や習慣の違いによるトラブルが生じていることから、外国人旅行者に対し、日本のマナー・文化・習慣の理解を促すための動画の制作や広報を実施し、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保の両立を目指してまいります。

（山岳遭難防止対策の推進）

県内の山岳遭難の発生件数は増加傾向にあり、昨年の山岳遭難の発生件数は358件と、3年連続で過去最多を更新しており、中高年を中心に体力・準備不足が遭難増加の大きな要因と考えられるところです。引き続き、山岳遭難の未然防止、遭難者の捜索や救助について、関係機関等が協力して取り組むとともに、特に遭難のリスクが高い年齢層への啓発活動を実施するほか、入山者の多い地域において新たに啓発ゲートを設置し、初心者を中心とした登山者に対するアプローチを強化してまいります。

また、登山安全条例の制定から10年が経過し、登山を取り巻く状況や関係者の課題意識が変化していることから、外部有識者をはじめ、山小屋関係者や県警察本部など関係者とともに検討会を開催し、必要な規制や推進体制など、今後の遭難防止対策のあり方について検討を進めてまいります。

（スポーツの持つ力の多面的活用）

令和6年度より、県民参加型予算制度を活用し、プロスポーツチームとの連携強化や観光とスポーツの連携による誘客等に取り組み、県内のプロスポーツチームにおける課題解決やチーム間の連携強化を図るためのセミナーの開催、サブスクリプションサービスを活用して複数の競技観戦や周辺観光地の周遊キャンペーン等を行ってきたところです。今後は、こうした取組に加え、スポーツの力を活かし、例えば共生社会の実現につながる取組など、観光以外の分野との連携による社会課題解決に資する取組を関係団体とともに進め、スポーツの新たな価値の創造に挑戦してまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」につきましては、企業協賛、募金活動の開始や広報の強化により、大会に向けた機運醸成に取り組んでまいります。また、式典に係る演出の具体化に向けた検討や宿泊・輸送業務に係る準備を本格化するとともに、市町村の競技会場施設整備への支援に引き続き取り組むなど、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

「信州やまなみ国スポ」における天皇杯・皇后杯の獲得に向けた競技力向上対策につきましては、新たに成年選手の個人強化指定を実施するとともにスポーツ専門員の増員を行うほか、アスリートのキャリア支援や企業の雇用環境支援など、国スポ終了後も見据えた取組も進めてまいります。

また、「信州やまなみ全障スポ」に向けては、選手の発掘や育成などの競技力向上に取り組むほか、障がい者スポーツの体験・交流機会の拡大による裾野の拡大に加え、企業やショッピングモール等における体験イベントの開催等により、大会を契機として、障がいの有無に関わらず、地域でパラスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

（条例案）

条例案につきましては、先般、野沢温泉村において独自に宿泊税を課すための宿泊税条例が制定されたことを受け、税率の特例を適用する区域となる市町村に野沢温泉村を追加する「長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案」の1件でございます。

本年は、観光振興にとっては大きな転換点であり、スポーツ振興においても重要な年となります。今後も、観光産業の持続的発展やスポーツによる元気な長野県づくりに加え、観光とスポーツの連携による好循環の創出と地域活性化が図られるよう、県組織一体となって取り組んでまいります。

以上、観光スポーツ部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、最近の農業をめぐる情勢などについて申し上げます。

【災害等への対応】

昨年は、台風等の大規模な気象災害はなかったものの、春先からの高温により作物の生育が前進傾向で推移したことで北信地域を中心に凍霜害が発生したほか、5月から6月にかけては、複数回の降ひょうや局地的な大雨などにより、果樹、野菜等の農作物や農地・農業用施設に被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行いました。

また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

梅雨明け後の6月から9月にかけては、高温・干ばつにより、米の品質低下、果樹の日焼けや玉伸び不足、秋野菜の生育不良など、農業には厳しい状況が続いた年となりました。今後もこのような傾向が続くことが予想されるため、高温に適応した農業生産への転換が急務となっております。

高温対策資材の導入支援を拡充するとともに、高温環境下においても高品質な農畜産物が安定的に生産できる技術や高温に強い品種の開発と普及に対しスピード感を持って進め、安定生産や品質向上に努めてまいります。

【新たな食料・農業・農村基本計画と国の令和8年度農林水産関係予算】

国は、昨年4月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発

揮」、「農村の振興」等を掲げております。

この計画を踏まえ、農林水産業の持続可能な成長を実現するため、令和8年度当初予算案として昨年度比250億円増の、2兆2,956億円が計上されました。

農業構造転換集中対策として、農地の大区画化や中山間地におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発、生産性向上に資する農業機械の導入及び輸出産地の育成を推進するとしております。

また、合理的な費用を考慮した価格形成を目指す「食料システム法」が4月から本格的に運用開始となることを受け、コスト構造等に関する調査や取引状況の監視体制の強化に取り組むとしております。

県としましては、これら国の施策を最大限活用し、持続可能な信州農業・農村の実現を図ってまいります。

【長野県農政の主な動き】

いわゆる令和の米騒動以降、量や価格等の先行きが不透明となっている米に関しては、県内での県産米の安定供給と適正価格の形成を目的に、生産から消費に至る関係者が一堂に会する「長野県産米生産・流通・消費等検討会議」を設置し、昨年7月から県産米の安定生産・安定供給について検討を重ねてまいりました。この会議を通じて、サプライチェーン関係者の連携や情報の共有、生産者への支援の重要性などの認識が共有され、今月10日に、全国初の取組として「長野県産米の安定生産・供給と適正な価格形成に向けた共同宣言」を行うとともに、関係者それぞれの役割において実行する取組を「私のアクション宣言」として、具体的に表明いただきました。今後も、構築した連携体制を継続し、高品質な県産米の確実な供給、消費者と生産者双方が納得できる価格の実現を目指し、共同宣言に掲げた取組を着実に進めてまいります。

松本食肉施設については、J Aグループにおいて慎重に検討された結果、移転新設が断念され、令和9年度末をもって閉鎖することが決定されました。県では、関係者の不安や懸念の声を県下各地で丁寧にお聞きするとともに、生産・流通・販

売・消費までの関係者及び行政機関で構成する「畜産振興検討会議」を設置し、議論を重ねながら支援策を検討してまいりました。今月5日には、「経営基盤の強化に向けた支援」、「影響緩和への支援」、「消費拡大等への支援」の3本柱からなる「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」を取りまとめ、公表させていただきました。令和8年度から12年度までの5年間を「重点支援期間」と位置付け、集中的に支援を実施してまいります。今後とも生産者の皆様が夢と希望を持って将来に向けて力強く歩み続けられるよう、JAグループや市町村等と連携し、引き続き、生産者に寄り添いながら、必要な支援策を順次打ち出してまいります。

【農政部の重点施策】

昨年11月末に公表された2025年農林業センサスの速報値において、基幹的農業従事者が5年前と比べ約2割減少したことが明らかになりました。また、昨年度末までに全市町村が策定した地域計画では、10年後の担い手が明確になっていない農地が約35%に上るなど、厳しい状況が明らかになっております。こうした中、来年度予算では「農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現」を県主要施策の重点項目に位置付け、3つの柱による施策の展開により本県農業を力強く持続可能な構造へと転換してまいります。まず、「持続的な農業を担う法人経営体等の育成・参入促進」を1つ目の柱とし、円滑な事業継承や経営の多角化など、持続的な経営基盤により生産力を維持できる経営体の育成・確保を図るため、農業経営体の法人化や、市町村と連携した企業参入の促進など生産構造の転換に取り組んでまいります。また、「計画実現のための生産性・収益力の向上」を2つ目の柱とし、地域との伴走支援による地域計画の磨き上げにより、将来像を明確化した上で、地域に応じたスマート農業の導入支援や、気候変動に適應できる農業を積極的に推進してまいります。さらに「農地等の基盤整備の加速化」を3つ目の柱とし、ほ場整備事業の構想策定や、農業水利施設の管理体制の構築に向けた計画策定への支援により、農地の集積・集約を加速化させてまいります。

【令和８年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和８年度当初予算案総額は、一般会計 283 億 4,067 万 5 千円、農業改良資金特別会計 3,363 万 9 千円、漁業改善資金特別会計 116 万円です。

「しあわせ信州創造プラン 3.0」の実行計画である「第４期長野県食と農業農村振興計画」の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」に沿った事業を着実に推進できるよう編成いたしました。

以下、令和８年度の主要な施策につきまして、「第４期長野県食と農業農村振興計画」の柱に沿って、順次、御説明申し上げます。

まず、１つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」では、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の３つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」としましては、産地の維持・発展に必要な経営感覚に優れた稼げる経営体を地域が一丸となって育成する実践型経営農場の設置支援や、農地カルテの作成・活用により県内外へ積極的にアプローチする企業参入促進により、地域をけん引する農業経営体を確保・育成してまいります。さらに、経営発展を目指す農業者を掘り起こし、専門家による支援で円滑な法人化を促進するなど、生産構造の転換に取り組んでまいります。

加えて、新規就農を目指す方々に向け、様々な支援の情報を発信している特設サイト「デジタル農活信州」において、新たに産地が求める就農者の情報を発信するとともに、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入を支援するなど、市町村と連携して新規就農者の確保と育成の取組を一層推進してまいります。

また、地域計画の実現に向け、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、地域の将来像の明確化に向けて、県の支援体制を強化し、現

地支援チームが地域の課題に応じた伴走支援を実施いたします。

これらに要する経費として、24 億 9,822 万円を計上いたしました。

次に、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」としましては、人口減少社会においても、産地の生産力を維持・向上させるため、省力化や生産性の向上を目指す地域に対し、スマート農業アドバイザーチームによる伴走支援や、農業支援サービス事業体の立ち上げと拡大を支援するとともに、農業大学校のスマート農業教育環境の整備等、D X 人材の育成にも取り組んでまいります。

また、近年影響がさらに大きくなっている温暖化による夏の高温・干ばつ対策として、温度抑制効果の高い資材等の導入や高温に適応した品種の開発、農業者の熱中症対策の啓発等を通じ、高温に適応できる農業への転換にスピード感を持って取り組んでまいります。

加えて、環境にやさしい農産物の生産・流通の拡大に向け、新たな認証制度の試行運用や、有機農業の志向者向け品目別講座の開催、市町村と連携した有機農業の担い手の確保などの取組を加速化させてまいります。また、脱炭素社会の実現に向け、農業分野における水田の中干し延長など、本県に適する J-クレジット方法論の検討を進めるとともに、みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」の取得拡大を、1 月補正予算で措置した補助事業も活用しながら一層推進してまいります。

品目別の施策としては、米では、全国的な高温傾向の中、一等米比率全国トップレベルの「品質の高さ」を今後も維持するため、高温障害を回避する適正な水管理やカメムシなどの病虫害対策の徹底等を指導してまいります。また、麦、大豆、そばも含めた主要穀類については、産地の実情に合わせた機械・施設の整備、優良種子の生産を支援するほか、加工用米等主食用以外の米の県内への安定供給の支援を行うなど、多様なニーズに対応できる穀類生産を進めてまいります。

果樹では、省力で早期多収となる技術「りんご高密植栽培」や、県オリジナル品種の赤系ぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を現地推進チームが支援するとともに、「もも」の生産をより一層広げてもらうためのフォーラムを開催します。こ

これらの取組により、果樹生産者の稼ぐ力を強化するとともに、優良な樹園地を次世代に継承する取組を行い、日本一の果樹産地を目指してまいります。

さらに畜産については、「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」の重点支援期間の中で、まずは畜産環境対策等に必要な施設整備や、生産性や付加価値の向上に資する取組の支援、大型運搬車両の導入等による効率的な出荷体制整備への支援など、持続可能な畜産経営の実現に向けた経営基盤の強化・構造転換を進めてまいります。

「稼ぐ産地を支える生産基盤の整備」としましては、生産性の向上や担い手への農地集積・集約化を図るため、区画拡大や水路の地中化、水門の自動化・遠隔化、畦畔を緩やかにするなどの取組を進めるとともに、農業水利施設の適切な保全管理体制を構築する「水土里ビジョン」の策定支援、また、農地の基盤整備を進める市町村に対し、円滑な地域の合意形成や農地の権利関係に係る調整に向けた支援により、事業の早期実現を図ってまいります。

これらに要する経費として、96 億 7,122 万 1 千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」に向けては、競争力の高い「ぶどう」、「コメ」、「花き」を重点品目として、これまで輸出重点国としていた台湾、香港、シンガポール、アメリカに加え、新たにカナダ、欧州を次の輸出先国として設定し、輸入事業者の招へいなど、県産農畜産物の輸出拡大を生産者や輸出事業者等の関係者と一体となって戦略的に進めてまいります。

また、「おいしい信州ふード」の魅力発信や、6 次産業化の取組支援等、国内市場向けの販路拡大等にも取り組んでまいります。

これらに要する経費として、3 億 1,204 万 3 千円を計上いたしました。

次に、2 つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」では、地方回帰の流れの中、「移住したい都道府県ランキング」で 20 年連続 1 位となっている本県の強みを活かし、農ある暮らし希望者や実践者からの相談に応じる体制の

整備やアドバイザー等による栽培セミナーの実施など、農村に多様な人材を呼び込み、農地の有効利用と農村地域の活性化を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、日本型直接支払い制度を活用し、複数の集落協定間のネットワーク化や中山間地域でのスマート農業の導入等への支援のほか、地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの形成を推進し、美しい農村の維持・保全を図ってまいります。

併せて、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、防災重点農業用ため池の耐震化や排水機場の更新など、県土強靱化も重点的に進めてまいります。

これらに要する経費として、96億5,504万円を計上いたしました。

3つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」については、地産地消を推進するための「しあわせバイ信州運動」の一環として、新たに農産物直売所への小型精米機等の導入支援を行う他、県産米の価値や魅力、価格形成の仕組み等を発信し、消費者と情報を共有するウェブサイトを開設するなど、県産米に関する県の「私のアクション宣言」に基づく取組を進めてまいります。このほか、環境にやさしい農産物をテーマとした食育や幼稚園等における親子給食の実施や、伝統野菜など地域の特色ある食材を活かした観光地域づくりへの取組支援等により、県産農畜産物の地域内での利用拡大につなげてまいります。

これらに要する経費として、1,868万円を計上いたしました。

【付託議案など】

令和8年度当初予算案における債務負担行為の設定は、「県営農村地域防災減災事業」など14事業です。

事件案につきましては、「県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について」の1件です。

専決処分報告につきましては、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」の 1 件です。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。
何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

林務部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計151億4,006万3千円、県営林経営費特別会計3億1,863万9千円、林業改善資金特別会計5,743万5千円であります。

先人のたゆまぬ努力により本県の森林資源は充実し、多くが本格的な利用期を迎えております。これらの恵みを次世代へ確実に引き継いでいくため、森林の循環利用を着実に進めることが求められています。

一方、森林所有者の高齢化や世代交代に伴い、森林への関心の低下や適時適切な整備の遅れが懸念され、森林の荒廃や土砂災害リスクの増大など、多面的機能の低下が危惧される状況にあります。

こうした中で、主伐・再造林による森林の若返りと、それを支える担い手の確保・育成が、これまで以上に重要となっています。

本県は、「長野県森林づくり指針」において、「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、「県民の暮らしを守る森林づくり」の3つを基本方針として掲げ、将来にわたり森林の恵みが県民の豊かな暮らしにつながる社会の実現を目指しています。

以下、令和8年度の主要施策につきまして、この3つの方針に沿ってご説明いたします。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

県内の木材生産は増加傾向にある一方で、木造住宅の着工戸数は人口減少の影響もあり減少局面にあります。こうした変化を踏まえ、非住宅分野での県産材利用を着実に伸ばしていくことが重要です。

昨年３月施行の「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」を踏まえ、県産材利用方針の見直しを進めるとともに、公共建築物の木造化・木質化を計画段階から庁内で検討する仕組みを導入し、県自ら率先垂範して県産材利用を推進してまいります。

加えて、建築士等を対象とする木造セミナーへの支援、信州ウッドコーディネーターによる販路拡大やマッチング、製材工場と工務店等が連携してのPRへの後押し、製材工場のJAS認証取得支援や施設整備の促進など、安定供給体制の強化に取り組めます。

また、森林資源の成熟に伴い、今後増加が見込まれる幹が太く成長した、いわゆる大径材（たいけいざい）、を安定的に活用できる体制整備も重要です。大径材に対応したJAS構造材の供給力強化を図り、需要拡大を後押ししてまいります。

2050 ゼロカーボンの実現に向けては、二酸化炭素吸収源としての森林の機能を十分に発揮させるため、若い森林への更新が不可欠です。このため、林業経営に適した森林において、「長野県主伐・再造林推進ガイドライン」に沿った計画的な主伐・再造林を推進します。地域間で取組に温度差がある実情を踏まえ、林業普及指導員の事業体訪問を強化し、先進事例の横展開により不安の払拭と間伐から主伐への転換を促します。特に、再造林とその後の下刈り等に係る標準的経費は、引き続き全額を支援するとともに、再造林予算への重点配分により事業のメリハリを付けることで、令和８年度の再造林面積は、本年度の目標に対し 160 ヘクタール増の

840 ヘクタールを目指してまいります。

生産性や安全性の向上にも継続して取り組んでまいります。本年2月5日には木曾町において「架線集材全国サミット」を開催し、県内外から450人の参加を得て、急峻地での安全かつ効率的な架線集材技術の継承・高度化を全国に発信いたしました。あわせて、ICTを活用した低コスト作業、優良苗木の安定供給、高性能林業機械の導入、林道や森林作業道の整備、森林境界の明確化などを総合的に支援し、森林資源の適切な循環と木材生産量の増加を進めてまいります。

林業の労働災害発生率は、他産業と比べて高い水準にあります。このため、令和6年度から「信州伐木チャンピオンシップ」を開催し、安全意識の向上と林業のPRを両立させてまいりました。本県から世界大会出場者を3名輩出するなど成果が表れており、林業大学校では、全国トップレベルのチェーンソー技術を学べる拠点づくりと、産業界のニーズに即したカリキュラムの見直しを進め、人材育成の好循環を形成していきます。

令和6年度に国家資格として新設された「林業技能検定」の取得促進に向け、研修会の開催や受験料支援を行い、リスクリング（再教育）を通じて労働災害の撲滅を目指してまいります。

「信州未来共創戦略」の考え方の下、人口減少社会にあって地域の多様な主体が連携して力を発揮できる仕組みづくりが重要です。木曾谷・伊那谷に集積する人材育成や試験研究機関である林業大学校、木曾青峰高校、上伊那農業高校、上松技術専門学校、信州大学、林業総合センターなどに、関係市町村や民間事業者も加わった、「木曾谷・伊那谷フォレストバレー」の形成に取り組めます。「木や森の「学び」と「暮らし」に会える場所」を基本理念に、人づくりと地域づくり、そして森づくりを一体で加速し、魅力発信による認知度向上と地域の自走化を図ってまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県は森林空間を健康、教育、観光など多様な分野で活かす取組を「森林サービス産業」と位置付け、森林の価値を地域振興につなげてまいりました。今後も、地域と企業のマッチング支援、新たなビジネスの創出・自走化の後押し、利用者層の拡大などに取り組み、森林の多面的価値を県民の皆様へ着実に広げてまいります。

地域住民主体の里山整備や利活用を、誰もが気軽に利用できる「開かれた里山」へと発展させていくことも重要です。令和7年12月末現在、森林づくり指針に掲げる目標30地域を上回る38地域を認定するなど、活動の裾野は着実に広がっています。県内外から参加者を募る催しも増えており、より多くの皆様が森林に親しみ、地域の魅力を実感いただけるよう、引き続き取組を後押ししてまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

去年は、ツキノワグマの出没が東北地方を中心に相次ぎ、本県でも人の日常生活圏での目撃件数が12月末で1,304件、平年比1.4倍となりました。

県では、昨年11月に策定した「ツキノワグマ対策総合パッケージ」に基づき、「人身被害ゼロ」を目標に、全庁一丸となって迅速かつ的確な体制を構築してまいります。1月の臨時議会で御議決をいただいた補正予算を活用し、捕獲者の広域連携、市町村の出没防止体制整備、捕獲対応経費の支援を推進いたします。

併せて、共生と人身被害防止の双方の観点から、地域ごとのゾーニング管理の導入を加速し、新たに市町村への捕獲報奨金等の支援により、人の日常生活圏に侵入したクマへの的確な対応を図ってまいります。

近年の短時間強雨の増加を踏まえ、森林が果たす水源かん養や山地災害防止等の多面的機能の重要性は一段と増しています。荒廃山地の復旧、森林整備と施設整備を一体的に進める治山事業、土砂災害防止等に資する造林事業を着実に実施し、災

害に強い森林づくりを推進します。

地球温暖化の影響などにより拡大傾向にある松くい虫被害につきましては、国の地方創生交付金も活用して防除対策を着実に推進するとともに、アカマツ材の高付加価値化を図り、持続可能な森林づくりと地域経済の活性化へとつなげてまいります。

以上、令和８年度当初予算案における主な施策について申し上げます。

条例案につきましては、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案」の１件でございます。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の１件でございます。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議の程お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

建設部所管の諸議案につきまして、その概要を申し述べるに先立ち、一言ご報告とお詫びを申し上げます。

まず、松本平広域公園総合球技場において発生した部材落下により、利用者の皆様をはじめ、県民の皆様、関係団体の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。本件につきましては、安全確保を最優先に利用停止の措置を講じ、原因の究明と復旧・補強工事を進めてまいりました。現在は専門家による確認を経て、安全に利用可能な状態となっております。

令和8年度から、国において「第一次国土強靱化実施中期計画」が始動いたします。激甚化・頻発化する災害に的確に備え、県民の生命と暮らし、地域経済を力強く支えるため、本県においてもこの計画を踏まえた取組目標を定め、県土の強靱化や持続可能なインフラマネジメントに向けた取組を着実に進める決意であります。

併せて、建設産業を取り巻く環境は、担い手減少の深刻化など大きな転換期を迎えております。このような状況を踏まえ、建設DXの推進を一層図り、省人化・省力化、生産性向上に重点を置いた施策を展開してまいります。ICT施工、BIM／CIMの活用拡大、スマートメンテナンスの導入など、デジタル技術の活用による業務の高度化を通じ、持続可能な建設行政と地域建設業の活力確保に努

めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和８年度当初予算案の総額は、１,１６４億３７５万８千円であります。

令和７年度１月補正予算も合わせて切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要について、「しあわせ信州創造プラン３.０」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

インフラ整備等による県土の強靱化、住宅の耐震化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による県民の生命や経済活動へのリスク軽減や、住宅等の省エネルギー化などによる地球環境への貢献に取り組みます。

（災害に強い県づくりの推進）

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靱化を推進してまいります。

流域治水対策については、令和元年東日本台風をはじめ、近年、激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大が予測されております。

このような水害リスクの増大に備えるため、河川で行う対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への

転換を進めてきたところです。

今後は、「流域治水プロジェクト 2.0」に位置付けられた対策を着実に推進するとともに、「特定都市河川」の指定による法的枠組み等を活用し、「流域治水」の取組を深化・加速化してまいります。

土砂災害対策としましては、学校や高齢者施設などの「要配慮者利用施設を守る土砂災害対策」や、土石流・流木対策、既存堰堤の機能増進など、「流域を保全する土砂災害対策」を総合的に推進します。このほか、土砂災害から身を守る避難行動につなげるため、要配慮者利用施設の避難確保計画や防災訓練への助言などを行う「つなげる防災教育」を推進してまいります。

災害時に強い道路ネットワークの確保については、緊急輸送道路を重点的に整備するとともに、主要な幹線道路の迂回機能強化にも取り組んでまいります。

住宅の耐震化については、1月末における除却を含む住宅耐震改修の補助件数は、昨年度比 1.3 倍の約 400 件であり、能登半島地震以降、年々増加しています。引き続き、耐震改修の必要性や費用負担軽減について、多様な媒体を活用して情報発信を行うとともに、市町村と連携した補助制度のほか、県独自の上乗せ補助を継続して実施し、「地震防災対策強化アクションプラン」に掲げる『地震災害死ゼロ』に挑戦」に向け、着実に住宅の耐震化を推進してまいります。

盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐため、昨年5月より「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、一定規模以上の盛土等の許認可が必要と

なりました。今後も適正な運用に努めるとともに、既存盛土の分布や安全性を把握するための調査を継続し、盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐ取組を行ってまいります。

（持続可能な脱炭素社会の創出）

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化や、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく緑地整備などにより、脱炭素社会の創出に貢献します。

住宅分野においては、国の計画より2年前倒し、2028年度（令和10年度）より、新築住宅のZ E H水準への適合を義務化することについて、長野県地球温暖化対策条例の改正議案を、本定例会に上程しているところです。

また、地域工務店等と協働し、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進するため、信州健康ゼロエネ住宅助成金により、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、地域工務店向けの実技講習会を開催し、技術力向上を図ることで、高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、寿団地において、松本市と協働でZ E H水準による建替え工事に着手するほか、高効率給湯器への更新を引き続き行うなど、既存県営住宅の更なる省エネルギー化を進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、緑地が持つ多様な機能をまちづくりへ活用するため、市町村及び民間事業者が行う小規模な緑地整備や

市町村道の街路樹等の保全に対して支援するほか、県管理道路の街路樹等の保全を進めてまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラが、老朽化を迎えております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを縮減するため「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、支障木の伐採や区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。加えて、冬季の凍結融解により傷んだ舗装については、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、修繕を進めてまいります。

一方、持続可能なインフラメンテナンスに不可欠な土木技術職員について、県内市町村では、50 町村で不在となっております。また、県土木技術職員の年齢構成は、57%が 50 歳以上と偏っており、今後、多くの退職者が見込まれる状況です。こうした状況を踏まえ、行政体制のあり方や県・市町村の役割分担等を議論する「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」の中に「公共インフラワーキンググループ」を立ち上げ、具体的な対応策を検討してまいります。

（県民生活の安全確保）

令和３年度に実施した通学路合同点検で抽出された要対策箇所の安全対策を進めており、可能な限り令和８年度中の対策完了を目指してまいります。

（良好な生活環境保全の推進）

「諏訪湖創生ビジョン」で目指す「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」の実現に向け、水質保全対策として覆砂工や水草除去を進めるとともに、諏訪湖における河川空間のオープン化という強みを最大限活かし、官民一体となり、更なる賑わいの創出と地域活性化を推進してまいります。

【創造的で強靱な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う担い手の中長期的な確保・育成、働き方改革と生産性向上の支援に取り組みます。

（地域の建設業における担い手の確保）

担い手の確保・育成については、これまでも産・学・官が連携し、建設産業の実践的な学びの場の提供や資格取得支援、職場体験学習などの取組に加え、小中学生とその保護者を対象とした現場見学会、各種イベントや移住フェアへの出展など、小学生から大学生、移住希望者まで、将来の担い手となるあらゆる世代に対し、建設産業の魅力と役割を伝え、入職を促す取組を広く展開してきました。令和８年度は、業界団体等と連携・協働するための「魅力発信プラットフォーム」を発足させ、建設産業の魅力発信を強化するとともに、官民の若手技術者を対象

とした合同研修を開催し、技術力の向上と受発注者間の信頼関係構築を図ること
で、人材定着と離職防止につなげてまいります。

このほか、大工技能者の担い手確保のため、中学校に大工技能者を派遣し木材
加工等の実演等技能や技術を間近で見る機会を通じ、将来の木造建築の担い手の
確保・育成を図ってまいります。

（建設産業の働き方改革・生産性向上）

担い手確保・育成との両輪として、建設産業の働き方改革、省人化・省力化、
生産性向上にも取り組みます。建設企業の経営者等を対象とした「働き方改革に
関するセミナー・研修会」を拡充し、「建設ディレクター」等の本格導入を検討す
る企業を支援します。また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏ま
え、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事を継続的に実
施します。これらの事例を広く発信することで、全ての現場への展開を目指して
まいります。

また、建設工事におけるICTを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認
や、AIやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより業務の効率化を
図るとともに、建設DX講習会やBIM／CIMハンズオン講習会の開催により、
3次元モデルを扱う人材の育成を強化し、生産性の向上につなげてまいります。

さらに、市町村と連携しながら、施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、
入札関連手続の集約化等により、建設産業の働き方改革を推進してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快

適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」及び『信州やまなみ国スポ・全障スポ』の開催を契機としたスポーツ振興の推進」の6点に取り組めます。

（地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進）

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などにより、まちなかの賑わいづくりを推進するため、「信州まち・あい空間事業」によって、まちなかの滞在性や回遊性について現状分析し、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

信州地域デザインセンター（UDC信州）では、令和元年の設立以来、快適で活力のあるまちづくりのため、市町村のまちづくりの相談やその支援を行ってまいりました。現在までに、36市町村から73案件の相談を受け、現在、26市町村31案件を支援しているところです。

引き続き、市町村のまちづくり支援とまちづくりの人材の育成を行うと共に、UDC信州が主体的に行う広域的なまちづくりを実施し、県内各所で快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

広域的な景観育成等への課題を踏まえ、「長野県景観育成計画」の見直しを進めています。県全体の景観育成の目指す姿を、「長野県景観育成ビジョン」として本年6月を目途に策定し、様々な主体と共有・連携を図ってまいります。併せて、長野県景観条例についても、6月定例会に改正案提出を予定しております。これらのビジョンや条例等に基づいた施策を、市町村と連携しながら取り組み、信州

らしい美しい景観育成を推進してまいります。

松本平広域公園の魅力向上を図るため、園庭整備の専門家に助言をいただきながら、年間を通じて楽しめる公園とするための植栽管理や園庭整備を実施するほか、指定管理者や地元住民等を対象としたセミナーを通じて地域の活性化を図り、来園者や地元住民に愛される美しい公園づくりを進めてまいります。

（地域活力の維持・発展）

UDC信州を通じ、しなの鉄道線沿線地域をはじめとした市町村の広域連携や、官民が連携したまちづくりを支援し、持続可能で居心地の良い空間を創出するとともに、快適で賑わいのあるまちづくりを進めてまいります。

（本州中央部広域交流圏の形成）

高規格道路については、県内3路線で国による整備が進められており、県といえども整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」については、唯一の未整備区間となっているながさか^{ながさか}からやちほ^{やちほ}間について、山梨・長野両県において、本年2月から3月にかけて、環境影響評価準備書及び都市計画案の縦覧を行うなど環境影響評価と都市計画決定の手続きを進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」については、「飯^{いい}橋^{はし}道路」3工区の橋梁工事や「青^あ崩^お峠^と道路」のトンネル工事が順調に進められております。また、現道活用区間として県が整備する「小^こ嵐^おバイパス」については、「青^あ崩^お峠^と道路」のトンネル発生土を

活用しながら工事を着実に進めてまいります。

県で整備を進めている「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」については、犀川右岸エリアの用地買収及び市道等の付け替え工事を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、昨年 12 月にルート線の計画に係る住民説明会を行いました。引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曾連絡道路」の「姥神峠^{うばがみとうげ}道路延伸工区」については、昨年 12 月に橋梁工事に着手するなど、早期完成を目指し事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備については、長野県駅と中央自動車道を直結する「座光寺上郷^{ざこうじかみさと}道路」や国道 153 号の「飯田北改良」などの整備を進めてまいります。

また、リニア中央新幹線の開業を見据え、伊那谷地域において、目指すべき地域の姿を広域的観点から具体的な施策に結び付ける取組も進めてまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

2025 年に団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になったことから、今後 5～10 年で、相続や施設への住み替えなどにより、多くの住まいが空き家となることが懸念されます。これらの住まいを空き家にせずに市場への流通を促すため、セミナーや相談会を開催してまいります。

（世界水準の山岳高原観光地づくりの推進）

安全で快適な通行空間を確保し、魅力ある観光地域づくりを推進するため、道路環境の整備を進めてまいります。

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など5箇所に取り組んでおり、安全・快適で良好な景観を有する通行空間を計画的に整備してまいります。

このほか、サイクルツーリズム支援として、路面標示や舗装の段差を解消してまいります。

(「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進)

令和10年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場については、令和8年度から開催を予定しているプレ大会等に間に合うよう引き続き整備を推進してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

(子どもや若者の幸福追求を最大限支援する)

住宅セーフティネットの中心的な役割を担う県営住宅においては、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、老朽化した中高層住宅を子育て世帯やひとり親世帯が使いやすい「現代のライフスタイル」にあわせた住まいにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

以上、しあわせ信州創造プラン3.0の柱に沿った事業について申し上げます。

【信州未来共創戦略】

併せて、「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」に則り、建設部としても引き続き施策を展開していく所存です。

以下、この戦略の取組の方向性に沿って申し上げます。

（安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～）

人口減少下においても、県民の皆様が豊かで幸せな生活を営む未来の県土の姿を描く、県土のグランドデザインの策定に向けた取組を進めてまいります。令和 8 年度は、グランドデザインの策定方針を整理し、収集したデータを用いて地域課題の可視化に取り組んでまいります。県民の皆様と丁寧な議論を重ねるとともに、全庁一丸となって作業を進めてまいります。

このほか、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～」や「多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう」といった取組の方向性が示されています。建設部においては、先ほど述べた空き家等の市場流通促進事業、建設産業人材確保・育成事業、建設 D X 推進事業等が関係しており、県庁全部局と連携して施策を展開していきます。

以上、信州未来共創戦略の取組の方向性に沿った事業について申し上げました。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

さらに、地域の課題を「連携」と「協働」で解決するため、地域戦略推進型公

共事業を実施してまいります。このうち、サイクルツーリズム支援として、諏訪湖畔におけるレイクサイドオアシスの整備、千曲市の自転車道整備、安曇野・北信地域における路面標示や舗装の段差解消など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和8年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、728億3,140万8千円を設定いたしました。

条例案は、「国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案」1件であります。

事件案は、「道路上の事故に係る損害賠償について」など11件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など5件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

= 8・2定例会 =

1	丸 山 栄 一	自由民主党県議団代表 (議席番号・50番)	県政一般について
2	埋 橋 茂 人	改革信州代表 (議席番号・35番)	県政一般について
3	小 林 あ や	新政策議員団代表 (議席番号・15番)	県政一般について

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 8・2 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	勝 山 秀 夫	(公明党・ 4)	1 6 分	県政一般について
2	毛 利 栄 子	(共産党・ 4 7)	1 9 分	県政一般について
3	山 岸 喜 昭	(自民党・ 4 4)	2 0 分	県政一般について
4	グレート無茶	(新政団・ 5)	1 3 分	県政一般について
5	小 林 陽 子	(改革信・ 2)	1 9 分	県政一般について
6	西 沢 正 隆	(自民党・ 5 3)	2 0 分	県政一般について
7	小 池 清	(自民党・ 5 1)	2 0 分	県政一般について
8	佐 藤 千 枝	(改革信・ 1 0)	1 7 分	県政一般について
9	酒 井 茂	(自民党・ 4 1)	2 0 分	県政一般について
1 0	清 水 純 子	(公明党・ 3 9)	1 3 分	県政一般について
1 1	共 田 武 史	(自民党・ 3 2)	2 0 分	県政一般について
1 2	小 池 久 長	(新政団・ 4 0)	1 3 分	県政一般について
1 3	藤 岡 義 英	(共産党・ 2 4)	1 2 分	県政一般について
1 4	竹 村 直 子	(改革信・ 1)	1 6 分	県政一般について
1 5	大 畑 俊 隆	(自民党・ 3 0)	2 0 分	県政一般について
1 6	丸 茂 岳 人	(自民党・ 2 0)	2 0 分	県政一般について
1 7	山 田 英 喜	(自民党・ 1 8)	2 1 分	県政一般について
1 8	丸 山 寿 子	(改革信・ 1 1)	1 6 分	県政一般について
1 9	和 田 明 子	(共産党・ 4 8)	1 2 分	県政一般について
2 0	小 山 仁 志	(新政団・ 2 7)	1 3 分	県政一般について
2 1	続 木 幹 夫	(改革信・ 3 6)	1 9 分	県政一般について
2 2	百 瀬 智 之	(新政団・ 2 6)	1 2 分	県政一般について
2 3	向 山 賢 悟	(自民党・ 1 7)	2 1 分	県政一般について
2 4	早 川 大 地	(自民党・ 9)	2 1 分	県政一般について
2 5	垣 内 将 邦	(自民党・ 8)	2 1 分	県政一般について
2 6	林 和 明	(改革信・ 3)	1 7 分	県政一般について
2 7	清 水 正 康	(新政団・ 1 6)	1 2 分	県政一般について
2 8	山 口 典 久	(共産党・ 2 3)	1 2 分	県政一般について
2 9	勝 野 智 行	(公明党・ 1 3)	1 3 分	県政一般について
3 0	加 藤 康 治	(公明党・ 1 4)	1 3 分	県政一般について
3 1	望 月 義 寿	(改革信・ 2 2)	1 2 分	県政一般について
3 2	青 木 崇	(自民党・ 7)	2 1 分	県政一般について
3 3	小 林 君 男	(無所属・ 1 2)	1 1 分	県政一般について
3 4	奥 村 健 仁	(新政団・ 6)	1 2 分	県政一般について
3 5	小 林 東一郎	(改革信・ 4 5)	1 9 分	県政一般について

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費の一部

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 12 号 令和 8 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号 令和 8 年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 39 号 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案

第 40 号 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

第 41 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 42 号 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案

第 62 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 63 号 流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について

第 64 号 高等学校の統合について

第 65 号 伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部
第 74 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 21号	生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
陳第 40号	代替講師不足への柔軟な対応について
陳第 63号	専科教員の配置および教育体制の支援強化について
陳第 64号	学校司書配置のための県費支援事業の創設について
陳第 65号	運動部活動の地域移行に係る支援について
陳第 66号	県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
陳第 67号	学級編制に関することについて
陳第 93号	木曽谷の教育振興について
陳第 124号	児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
陳第 125号	義務教育における教育環境の充実について
陳第 127号	県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
陳第 233号	登校支援に係る加配教員の配置拡充について
陳第 235号	市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
陳第 236号	スクールソーシャルワーカーの拡充について
陳第 297号	へき地手当支給率の改善について
陳第 301号	教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
陳第 305号	不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
陳第 306号	宿泊行事に関する人材確保について
陳第 308号	全国学力・学習状況調査等の扱いについて
陳第 309号	学校における感染症対策について

陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 498号	中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
陳第 523号	高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
陳第 541号	小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
陳第 542号	L D等通級指導教室の増設・新設について
陳第 543号	学校給食費の無償化に伴う財政支援について
陳第 544号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
陳第 545号	公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
陳第 547号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 548号	特別支援教育の充実について
陳第 549号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 550号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号	30人規模学級の継続について
陳第 554号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号	養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号	教育予算の確保について
陳第 557号	教職員の生活について
陳第 558号	大町市の学校再編について
陳第 567号	県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について
陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について
陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 642号 教育環境の整備について
陳第 651号 環境保全対策の推進について
陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 683号 教育環境の整備について
陳第 692号 環境保全対策の推進について
陳第 714号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 715号 教職員の配置について
陳第 717号 木曽郡の実情に合わせた高校づくりについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 8 号 令和 8 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第 9 号 令和 8 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第 10 号 令和 8 年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号 令和 8 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第 37 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案

第 47 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第 48 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 71 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 72 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）案

農政林務委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 737号 危険鳥獣（クマ）対策への対応について

陳第 738号 改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟制度）に対する措置について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 堀 橋 茂 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 7 項 社会教育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 3 号 令和 8 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第 4 号 令和 8 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第 5 号 令和 8 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第 6 号 令和 8 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第 13 号 令和 8 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第 24 号 長野県立美術館条例の一部を改正する条例案

第 25 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案

第 26 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第 27 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 28 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案

第 29 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

第 30 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

第 31 号 長野県附属機関条例の一部を改正する条例案

第 32 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 44 号 交通事故に係る損害賠償について

第 45 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について

第 46 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第2款 総務費

第9項 生活文化費の一部

第10項 外事費の一部

第3款 民生費

第4款 衛生費

第11款 教育費

第1項 教育総務費の一部

第6項 大学費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

第68号 令和7年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算（第1号）案

第69号 令和7年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

第73号 令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第2号）案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 736号 長野県立阿南病院の医師確保について

陳第 739号 女性の安全確保・安心支援の充実について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 526号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 4 項 市町村振興費の一部

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 7 項 中央新幹線建設費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 38 号 国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案

第 49 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について

第 50 号 長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について

第 51 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 52 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 53 号 一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について

第 54 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について

第 55 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について

第 56 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 57 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 58 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について

第 59 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 60 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について

第 61 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 77 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 78 号 公園施設の利用の制限に伴う損失費用の負担について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

危機管理建設委員長 竹 内 正 美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 733号 一般国道418号岩倉橋周辺及び小枝地区の整備促進並び
に平谷村から売木村間の平谷峠トンネル（仮）の早期事
業化について
- 陳第 734号 一般県道大平山松葉線村中地区通学路の安全対策及び拡
幅改良整備促進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について
- 陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について

- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 8 年 3 月 10 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 7 号 令和 8 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第 15 号 令和 8 年度長野県電気事業会計予算案

第 16 号 令和 8 年度長野県水道事業会計予算案

第 34 号 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 35 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案

第 36 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 70 号 令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）案

第 75 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 76 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直し
について

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和8年3月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 歳入歳出予算中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費の一部

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 15 款 予 備 費

第 2 条 債務負担行為中の一部

第 3 条 地 方 債

第 4 条 一時借入金

第 5 条 歳出予算の流用

第 2 号 令和 8 年度長野県公債費特別会計予算案

第 17 号 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案

第 18 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 19 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 20 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 21 号 長野県県税条例等の一部を改正する条例案

第 22 号 長野県公告式条例の一部を改正する条例案

第 23 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案

第 43 号 包括外部監査契約の締結について

第 66 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 8 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

第 67 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 77 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 9 号）案中

歳 入 全 部

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年3月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

(8・2定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委 員					
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党	共 産 党	無 所 属
総務企画警察	10	宮下彦克 萩原祥喜 佐々木岸井 山酒茂	小花林岡 東一郎賢一	奥村健仁	清水純子	毛利栄子	
県民文化健康福祉	10	川地善人史美 大明孝武正 堀内田内 共竹	高島陽直 子子	清水正康	川上信彦	山口典久	
産業観光企業	9	山田英辰俊 風間池畑 小大	丸山寿茂 子人	小池久仁志	勝山秀夫		
農政林務	9 (欠員1)	青丸丸 木山茂 丸	望月藤 義千 寿枝	百瀬智之		藤岡義英	宮澤敏文
危機管理建設	10	大井夫昭 服部宏司 宮本賢悟 向山悟	続中木川 小林陽子	グレート無茶	勝野智行	和田明子	
環境文教	9	垣内将正功 西沢沢 寺	荒井武和 志明	小林あや	加藤康治	両角友成	小林君男
議会運営	11	竹内正衡 宮本岳英 大山井田木 青崇	佐藤千武 井幹夫 荒続志夫	清水正康	加藤康治	和田明子	

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

(8 ・ 2 定例会)

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長
総務企画警察	宮 下 克 彦	奥 村 健 仁
県民文化健康福祉	山 口 典 久	早 川 大 地
産業観光企業	山 田 英 喜	丸 山 寿 子
農 政 林 務	望 月 義 寿	青 木 崇
危機管理建設	大 井 岳 夫	グレート無茶
環 境 文 教	加 藤 康 治	垣 内 将 邦
議 会 運 営	竹 内 正 美	佐 藤 千 枝